付録（参考資料）

Ⅰ　基礎資料

1. アンケート調査

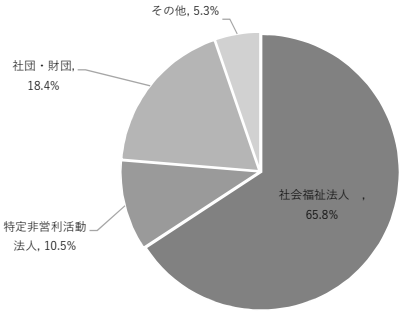
（1）地域生活定着支援センター票 集計

I

Q1 貴センターの概要についてお尋ねします

Q1-1法人種別

	件数	割合 N=38	割合 （除無回答） N=38
社会福祉法人	25	65.8	65.8
特定非営利活動法人	4	10.5	10.5
社団・財団	7	18.4	18.4
その他	2	5.3	5.3
無回答	0	0.0	–
全体	38	100.0	100.0



Q1-3 人員体制

Q1-3-1 総数（実人数）

合計	平均	最大	最小	中央値
194	5.2	12	2	5.0

Q1-3-2 認知症に関する研修の受講歴について

職員総数のうち、受講歴が全くない職員数

合計	平均	最大	最小	中央値
139	3.8	12	1	4.0

職員総数のうち、受講歴のある職員数

合計	平均	最大	最小	中央値
53	1.4	5	1	1.0

①うち、認知症介護研修の修了歴について

受講歴のある職員数のうち、認知症介護基礎研修の修了歴のない職員数

合計	平均	最大	最小	中央値
42	1.3	4	1	1.0

受講歴のある職員数のうち、認知症介護基礎研修までの修了者数

合計	平均	最大	最小	中央値
5	0.1	2	1	0.0

受講歴のある職員数のうち、認知症介護実践者研修までの修了者数

合計	平均	最大	最小	中央値
3	0.1	1	1	0.0

受講歴のある職員数のうち、認知症介護実践リーダー研修までの修了者数

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

受講歴のある職員数のうち、認知症介護指導者養成研修までの修了者数

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

②うち、認知症サポーター養成講座の受講歴について

受講歴のある職員数（受講中も含む）

合計	平均	最大	最小	中央値
34	1.0	4	1	1.0

③うち、キャラバン・メイト養成研修の受講歴について

受講歴のある職員数（受講中も含む）

合計	平均	最大	最小	中央値
9	0.3	3	1	0.0

④うち、認知症地域支援推進員研修の受講歴について

受講歴のある職員数（受講中も含む）

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.0	1	1	0.0

⑤うち、認知症ケア専門士など、その他の認知症に関する研修の受講歴について

受講歴のある職員数（受講中も含む）

合計	平均	最大	最小	中央値
8	0.2	4	2	0.0

Ⅱ

Q2 支援継続中の数について

Q2-1コーディネートを継続中の人数

Q2-1-1 令和２年３月31日時点において、支援を継続中の数

●65歳未満

総数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
231	6.1	21	1	4.0

①うち、特別調整の対象者数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
197	5.2	19	1	4.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
5	0.1	1	1	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
3	0.1	2	1	0.0

②うち、一般調整の対象者数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
34	0.9	12	1	0.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

●65歳以上

総数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
243	6.4	37	1	4.0

①うち、特別調整の対象者数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
230	6.1	33	1	4.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
110	2.9	12	1	2.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
53	1.4	11	1	1.0

②うち、一般調整の対象者数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
13	0.3	4	1	0.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
4	0.1	3	1	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.0	1	1	0.0

Q2-2要介護認定を受けた人数

Q2-2-1 刑務所入所前に、介護保険の認定を受けていた数

●65歳未満

総数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
10	0.3	10	10	0.0

①うち、特別調整の対象者数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
10	0.3	10	10	0.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

② うち、一般調整の対象者数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

●65歳以上

総数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
24	0.6	5	1	0.0

①うち、特別調整の対象者数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
22	0.6	3	1	0.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
17	0.4	3	1	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
10	0.3	2	1	0.0

② うち、一般調整の対象者数65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
2	0.1	2	2	0.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.0	1	1	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

Q2-2-2 刑務所入所中に、介護保険の認定手続きを行った数

●65歳未満

総数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
4	0.1	2	1	0.0

①うち、特別調整の対象者数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
4	0.1	2	1	0.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
4	0.1	2	1	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

② うち、一般調整の対象者数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

③うち、入所中に、住民票が消除されていた者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

うち、刑務所所在地の市町村が認定審査した者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

うち、刑務所所在地の市町村以外が認定審査した者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.0	1	1	0.0

●65歳以上

総数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
56	1.5	15	1	1.0

①うち、特別調整の対象者数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
52	1.4	11	1	1.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
47	1.2	11	1	0.5

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
24	0.6	5	1	0.0

② うち、一般調整の対象者数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
4	0.1	4	4	0.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
3	0.1	3	3	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.0	1	1	0.0

③うち、入所中に、住民票が消除されていた者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
7	0.2	1	1	0.0

うち、刑務所所在地の市町村が認定審査した者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
5	0.1	1	1	0.0

うち、刑務所所在地の市町村以外が認定審査した者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
9	0.2	5	1	0.0

Q3 支援終了の数について①

Q3-1コーディネートを終了した人数

Q3-1-1 刑務所を出所し受入先に帰住した数

●65歳未満

総数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
283	7.4	35	1	5.5

①うち、特別調整の対象者数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
238	6.3	35	1	4.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
13	0.3	8	1	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
9	0.2	3	1	0.0

うち、刑務所所在地と帰住地の都道府県が同じだった者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
88	2.3	17	1	1.0

うち、刑務所所在地と帰住地の都道府県が異なった者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
129	3.4	27	1	2.0

② うち、一般調整の対象者数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
45	1.2	8	1	0.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
4	0.1	2	2	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.0	1	1	0.0

うち、刑務所所在地と帰住地の都道府県が同じだった者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
22	0.6	8	1	0.0

うち、刑務所所在地と帰住地の都道府県が異なった者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
22	0.6	4	1	0.0

●65歳以上

総数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
282	7.4	30	2	6.0

①うち、特別調整の対象者数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
272	7.2	30	1	5.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
121	3.2	12	1	3.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
63	1.7	12	1	1.0

うち、刑務所所在地と帰住地の都道府県が同じだった者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
114	3.0	13	1	2.0

うち、刑務所所在地と帰住地の都道府県が異なった者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
134	3.5	17	1	2.5

② うち、一般調整の対象者数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
10	0.3	3	1	0.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
3	0.1	1	1	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.0	1	1	0.0

うち、刑務所所在地と帰住地の都道府県が同じだった者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.0	1	1	0.0

うち、刑務所所在地と帰住地の都道府県が異なった者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
9	0.2	2	1	0.0

Q3-1-2 コーディネート業務終了時点の受入先別の数

●65歳未満

総数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
277	7.3	35	1	4.5

	合計	平均	最大	最小	中央値
更生保護施設・自立準備ホーム	91	2.4	16	1	2.0
自宅・アパート・公営住宅等	39	1.0	5	1	0.0
特別養護老人ホーム	0	0	0	0	0.0
介護老人保健施設	0	0	0	0	0.0
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0.0
介護医療院	0	0	0	0	0.0
養護老人ホーム	0	0	0	0	0.0
有料老人ホーム	0	0	0	0	0.0
軽費老人ホーム	0	0	0	0	0.0
認知症高齢者グループホーム	0	0	0	0	0.0
サービス付き高齢者向け住宅	2	0.05	1	1	0.0
その他高齢者施設	0	0	0	0	0.0
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0.0
障害者支援施設	15	0.4	3	1	0.0
（障害者）グループホーム	76	2.0	16	1	0.0
救護施設	10	0.3	4	1	0.0
救護施設以外の生活保護法に基づく保護施設	2	0.1	1	1	0.0
無料低額宿泊所・簡易宿泊所	4	0.1	1	1	0.0
医療機関（介護療養型医療施設を除く）	28	0.7	7	1	0.0
その他	10	0.3	3	1	0.0

●65歳以上

総数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
279	7.3	30	2	5.0

	合計	平均	最大	最小	中央値
更生保護施設・自立準備ホーム	109	2.9	26	1	2.0
自宅・アパート・公営住宅等	40	1.1	6	1	1.0
特別養護老人ホーム	4	0.1	1	1	0.0
介護老人保健施設	1	0.0	1	1	0.0
介護療養型医療施設	0	0.0	0	0	0.0
介護医療院	0	0.0	0	0	0.0
養護老人ホーム	23	0.6	8	1	0.0
有料老人ホーム	15	0.4	2	1	0.0
軽費老人ホーム	2	0.05	1	1	0.0
認知症高齢者グループホーム	0	0.0	0	0	0.0
サービス付き高齢者向け住宅	9	0.2	2	1	0.0
その他高齢者施設	5	0.1	3	1	0.0
小規模多機能型居宅介護	0	0.0	0	0	0.0
障害者支援施設	1	0.0	1	1	0.0
（障害者）グループホーム	3	0.1	2	1	0.0
救護施設	14	0.4	5	1	0.0
救護施設以外の生活保護法に基づく保護施設	2	0.1	1	1	0.0
無料低額宿泊所・簡易宿泊所	21	0.6	15	1	0.0
医療機関（介護療養型医療施設を除く）	18	0.5	5	1	0.0
その他	12	0.3	3	1	0.0

Q3-2 要介護認定を受けた人数

Q3-2-1 刑務所入所前に、介護保険の認定を受けていた数

●65歳未満

総数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

①うち、特別調整の対象者数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

② うち、一般調整の対象者数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

●65歳以上

総数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
28	0.7	3	1	1.0

①うち、特別調整の対象者数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
27	0.7	3	1	1.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
19	0.5	3	1	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
10	0.3	1	1	0.0

② うち、一般調整の対象者数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.0	1	1	0.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.0	1	1	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

Q3-2-2 刑務所入所中に、介護保険の認定手続きを行った数

●65歳未満

総数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
6	0.2	2	1	0.0

①うち、特別調整の対象者数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
6	0.2	2	1	0.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
6	0.2	2	1	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳未満)

合計				
4	0.1	2	1	0.0

② うち、一般調整の対象者数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳未満)

合計				
0	0.0	0	0	0.0

③うち、入所中に、住民票が消除されていた者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

うち、刑務所所在地の市町村が認定審査した者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

うち、刑務所所在地の市町村以外が認定審査した者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

●65歳以上

総数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
89	2.3	11	1	2.0

①うち、特別調整の対象者数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
88	2.3	11	1	2.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
73	1.9	11	1	1.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳以上)

合計				
39	1.0	5	1	1.0

② うち、一般調整の対象者数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.0	1	1	0.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳以上)

合計				
0	0.0	0	0	0.0

③うち、入所中に、住民票が消除されていた者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
22	0.6	8	1	0.0

うち、刑務所所在地の市町村が認定審査した者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
9	0.2	3	1	0.0

うち、刑務所所在地の市町村以外が認定審査した者(65歳以上)

合計				
15	0.4	8	1	0.0

Q3-3　出所日までに帰住先が決定しなかった数

Q3-3-1 出所日までに帰住先が決定しなかった数

●65歳未満

総数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

うち、特別調整の対象者数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

●65歳以上

総数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
2	0.1	1	1	0.0

うち、特別調整の対象者数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
2	0.1	1	1	0.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
2	0.1	1	1	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.0	1	1	0.0

Q5（a） 支援終了の数②

Q5(a)-1 コーディネートを終了した数

Q5(a)-1-1 他都道府県センターへ依頼した数

●65歳未満

総数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
151	4.0	12	1	4.0

①うち、特別調整の対象者数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
151	4.0	12	1	4.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
9	0.2	4	1	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
3	0.1	2	1	0.0

② うち、一般調整の対象者数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

●65歳以上

総数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
134	3.5	14	1	2.0

①うち、特別調整の対象者数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
134	3.5	14	1	2.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
73	1.9	11	1	1.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
40	1.1	11	1	0.0

② うち、一般調整の対象者数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

Q5(a)-2 要介護認定を受けた人数

Q5(a)-2-1 刑務所入所前に、介護保険の認定を受けていた数

●65歳未満

総数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

①うち、特別調整の対象者数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

② うち、一般調整の対象者数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

●65歳以上

総数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
13	0.3	2	1	0.0

①うち、特別調整の対象者数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
13	0.3	2	1	0.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
10	0.3	2	1	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者

合計	平均	最大	最小	中央値
4	0.1	1	1	0.0

② うち、一般調整の対象者数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

Q5(a)-2-2 刑務所入所中に、介護保険の認定手続きを行った数

●65歳未満

総数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.0	1	1	0.0

①うち、特別調整の対象者数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.0	1	1	0.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.0	1	1	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.0	1	1	0.0

② うち、一般調整の対象者数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

③うち、入所中に、住民票が消除されていた者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

うち、刑務所所在地の市町村が認定審査した者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

●65歳以上

総数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
45	1.2	6	1	0.0

①うち、特別調整の対象者数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
45	1.2	6	1	0.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
38	1.0	6	1	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
27	0.7	6	1	0.0

② うち、一般調整の対象者数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

③うち、入所中に、住民票が消除されていた者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
2	0.1	1	1	0.0

うち、刑務所所在地の市町村が認定審査した者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
2	0.1	1	1	0.0

Q5(b)-1コーディネートを終了した数

Q5(b)-1-1「福祉を受けたくない」といった理由や疾病悪化等により支援を辞退した数

●65歳未満

総数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
37	1.0	4	1	1.0

①うち、特別調整の対象者数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
34	0.9	4	1	1.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
4	0.1	2	2	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

② うち、一般調整の対象者数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
3	0.1	1	1	0.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

●65歳以上

総数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
44	1.2	5	1	1.0

①うち、特別調整の対象者数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
41	1.1	5	1	1.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
13	0.3	3	1	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
6	0.2	2	1	0.0

② うち、一般調整の対象者数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
3	0.1	1	1	0.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
2	0.1	1	1	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

Q5(b)-2 要介護認定を受けた数

Q5(b)-2-1 刑務所入所前に、介護保険の認定を受けていた数

●65歳未満

総数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

①うち、特別調整の対象者数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

② うち、一般調整の対象者数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

●65歳以上

総数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
2	0.1	1	1	0.0

①うち、特別調整の対象者数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
2	0.1	1	1	0.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
2	0.1	1	1	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.0	1	1	0.0

② うち、一般調整の対象者数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

Q5(b)-2-2 刑務所入所中に、介護保険の認定手続きを行った数（中断を含みます）

●65歳未満

総数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

①うち、特別調整の対象者数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.1	2	0	0.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

② うち、一般調整の対象者数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

③うち、入所中に、住民票が消除されていた者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

うち、刑務所所在地の市町村が認定審査した者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

うち、刑務所所在地の市町村以外が認定審査した者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

●65歳以上

総数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
5	0.1	2	1	0.0

①うち、特別調整の対象者数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
5	0.1	2	1	0.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
5	0.1	2	1	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
2	0.1	1	1	0.0

② うち、一般調整の対象者数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

③うち、入所中に、住民票が消除されていた者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.0	1	1	0.0

うち、刑務所所在地の市町村が認定審査した者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

うち、刑務所所在地の市町村以外が認定審査した者(65歳以上)

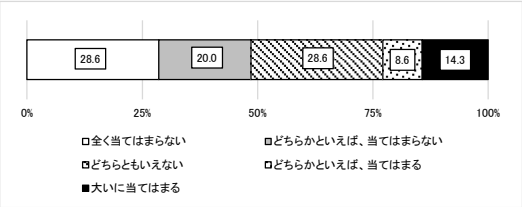
合計	平均	最大	最小	中央値
2	0.1	1	1	0.0

Q6 出所後に介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする高齢者について、援護の実施が決定しない理由についてお尋ねします

Q6-1 出所後に介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする高齢者について、出所日までに援護の実施が決定しない理由

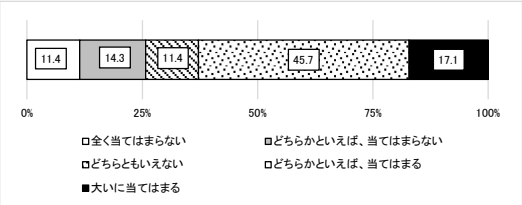
1)ルールがないため出所日までに援護の実施市町村が決定しない。

	件数	割合 N=38	割合 （除無回答） N=35
全く当てはまらない	10	26.3	28.6
どちらかといえば、当てはまらない	7	18.4	20.0
どちらともいえない	10	26.3	28.6
どちらかといえば、当てはまる	3	7.9	8.6
大いに当てはまる	5	13.2	14.3
無回答	3	7.9	–
全体	38	100.0	100.0



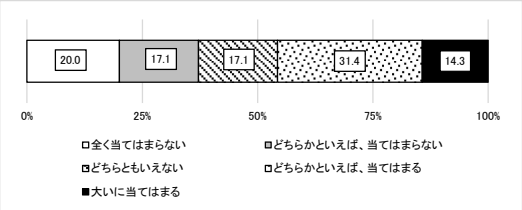
2)受け入れ市町村側の拒否反応がある。

	件数	割合 N=38	割合 （除無回答） N=35
全く当てはまらない	4	10.5	11.4
どちらかといえば、当てはまらない	5	13.2	14.3
どちらともいえない	4	10.5	11.4
どちらかといえば、当てはまる	16	42.1	45.7
大いに当てはまる	6	15.8	17.1
無回答	3	7.9	–
全体	38	100.0	100.0



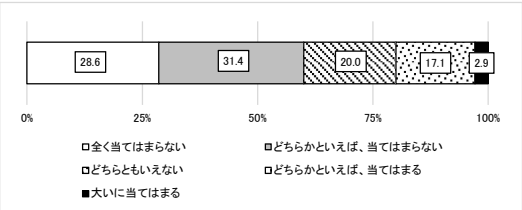
3)刑務所が遠方であり、援護の実施に向けた市町村と本人との面談等を行いにくい。

	件数	割合 N=38	割合 （除無回答） N=35
全く当てはまらない	7	18.4	20.0
どちらかといえば、当てはまらない	6	15.8	17.1
どちらともいえない	6	15.8	17.1
どちらかといえば、当てはまる	11	28.9	31.4
大いに当てはまる	5	13.2	14.3
無回答	3	7.9	–
全体	38	100.0	100.0



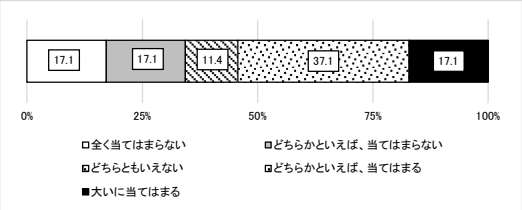
4)本人の情報が少ない。

	件数	割合 N=38	割合 （除無回答） N=35
全く当てはまらない	10	26.3	28.6
どちらかといえば、当てはまらない	11	28.9	31.4
どちらともいえない	7	18.4	20.0
どちらかといえば、当てはまる	6	15.8	17.1
大いに当てはまる	1	2.6	2.9
無回答	3	7.9	–
全体	38	100.0	100.0



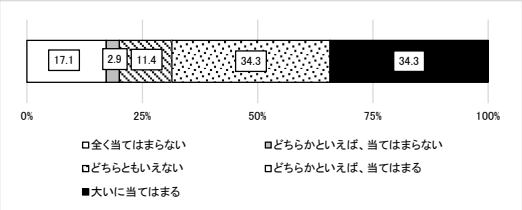
5)ある市町村に住民票のみが置いてある状態で、居住実態がない。

	件数	割合 N=38	割合 （除無回答） N=35
全く当てはまらない	6	15.8	17.1
どちらかといえば、当てはまらない	6	15.8	17.1
どちらともいえない	4	10.5	11.4
どちらかといえば、当てはまる	13	34.2	37.1
大いに当てはまる	6	15.8	17.1
無回答	3	7.9	–
全体	38	100.0	100.0



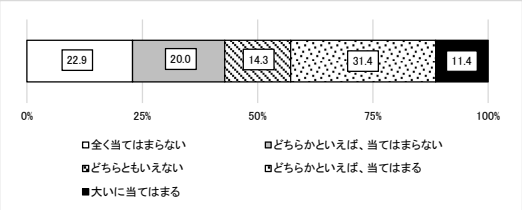
6)本人が住所不定である。

	件数	割合 N=38	割合 （除無回答） N=35
全く当てはまらない	6	15.8	17.1
どちらかといえば、当てはまらない	1	2.6	2.9
どちらともいえない	4	10.5	11.4
どちらかといえば、当てはまる	12	31.6	34.3
大いに当てはまる	12	31.6	34.3
無回答	3	7.9	–
全体	38	100.0	100.0



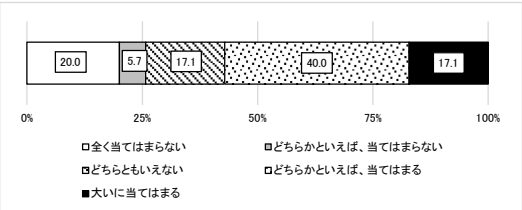
7)出所日までに受入施設の同意が得られない。

	件数	割合 N=38	割合 （除無回答） N=35
全く当てはまらない	8	21.1	22.9
どちらかといえば、当てはまらない	7	18.4	20.0
どちらともいえない	5	13.2	14.3
どちらかといえば、当てはまる	11	28.9	31.4
大いに当てはまる	4	10.5	11.4
無回答	3	7.9	–
全体	38	100.0	100.0



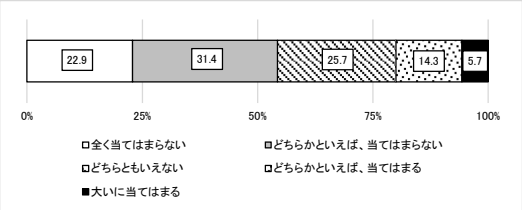
8)出所日までに本人が希望する住居や施設が見つからない。

	件数	割合 N=38	割合 （除無回答） N=35
全く当てはまらない	7	18.4	20.0
どちらかといえば、当てはまらない	2	5.3	5.7
どちらともいえない	6	15.8	17.1
どちらかといえば、当てはまる	14	36.8	40.0
大いに当てはまる	6	15.8	17.1
無回答	3	7.9	–
全体	38	100.0	100.0



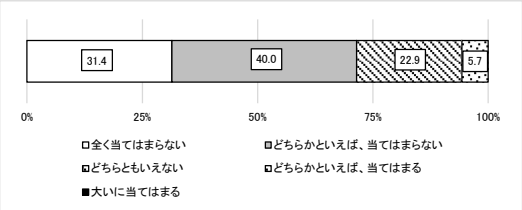
9)帰住地について、出所日までに本人の意向が決まらない。

	件数	割合 N=38	割合 （除無回答） N=35
全く当てはまらない	8	21.1	22.9
どちらかといえば、当てはまらない	11	28.9	31.4
どちらともいえない	9	23.7	25.7
どちらかといえば、当てはまる	5	13.2	14.3
大いに当てはまる	2	5.3	5.7
無回答	3	7.9	–
全体	38	100.0	100.0



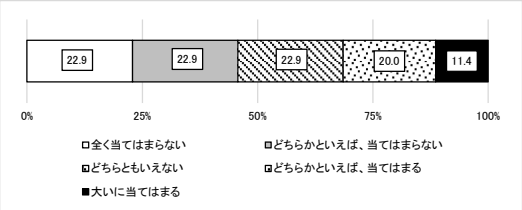
10)センター業務が多忙であり、受入調整の開始が遅れる。

	件数	割合 N=38	割合 （除無回答） N=35
全く当てはまらない	11	28.9	31.4
どちらかといえば、当てはまらない	14	36.8	40.0
どちらともいえない	8	21.1	22.9
どちらかといえば、当てはまる	2	5.3	5.7
大いに当てはまる	0	0.0	0.0
無回答	3	7.9	–
全体	38	100.0	100.0



11)協力依頼の通知から出所日までの期間が３か月未満と短い。

	件数	割合 N=38	割合 （除無回答） N=35
全く当てはまらない	8	21.1	22.9
どちらかといえば、当てはまらない	8	21.1	22.9
どちらともいえない	8	21.1	22.9
どちらかといえば、当てはまる	7	18.4	20.0
大いに当てはまる	4	10.5	11.4
無回答	3	7.9	–
全体	38	100.0	100.0



Ⅲ

Q7 コーディネート業務終了時点で「更生保護施設・自立準備ホーム」に帰住した対象者のフォローアップ中の移行先について

Q7-1「更生保護施設・自立準備ホーム」に帰住した対象者について、集合計期間内の移行先別の数

Q7-1-1 フォローアップが継続中、あるいは終了に関わらず、コーディネート業務終了時点で「更生保護施設・自立準備ホーム」に移

●65歳未満

総数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
104	2.7	18	1	1.0

	合計	平均	最大	最小	中央値
自宅・アパート・公営住宅等	44	1.2	8	1	0.5
特別養護老人ホーム	0	0.0	0	0	0.0
介護老人保健施設	0	0.0	0	0	0.0
介護療養型医療施設	0	0.0	0	0	0.0
介護医療院	0	0.0	0	0	0.0
養護老人ホーム	0	0.0	0	0	0.0
有料老人ホーム	0	0.0	0	0	0.0
軽費老人ホーム	0	0.0	0	0	0.0
認知症高齢者グループホーム	1	0.0	1	1	0.0
サービス付き高齢者向け住宅	0	0.0	0	0	0.0
その他高齢者施設	0	0.0	0	0	0.0
小規模多機能型居宅介護	1	0.0	1	1	0.0
障害者支援施設	7	0.2	1	1	0.0
（障害者）グループホーム	30	0.8	7	1	0.0
救護施設	4	0.1	2	1	0.0
救護施設以外の生活保護法に基づく保護施設	0	0.0	0	0	0.0
無料低額宿泊所・簡易宿泊所	1	0.0	1	1	0.0
医療機関（介護療養型医療施設を除く）	5	0.1	3	2	0.0
その他	11	0.3	4	1	0.0

●65歳以上

総数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
145	3.8	38	1	2.0

	合計	平均	最大	最小	中央値
自宅・アパート・公営住宅等	71	1.9	29	1	1.0
特別養護老人ホーム	0	0.0	0	0	0.0
介護老人保健施設	2	0.1	1	1	0.0
介護療養型医療施設	0	0.0	0	0	0.0
介護医療院	0	0.0	0	0	0.0
養護老人ホーム	15	0.4	3	1	0.0
有料老人ホーム	8	0.2	3	1	0.0
軽費老人ホーム	6	0.2	4	1	0.0
認知症高齢者グループホーム	0	0.0	0	0	0.0
サービス付き高齢者向け住宅	4	0.1	4	4	0.0
その他高齢者施設	1	0.0	1	1	0.0
小規模多機能型居宅介護	0	0.0	0	0	0.0
障害者支援施設	0	0.0	0	0	0.0
（障害者）グループホーム	2	0.1	1	1	0.0
救護施設	5	0.1	2	1	0.0
救護施設以外の生活保護法に基づく保護施設	0	0.0	0	0	0.0
無料低額宿泊所・簡易宿泊所	7	0.2	3	1	0.0
医療機関（介護療養型医療施設を除く）	6	0.2	3	1	0.0
その他	16	0.4	3	1	0.0

Q8 支援継続中の数について

Q8-1フォローアップを継続中の数

Q8-1-1 令和２年３月31日時点で、フォローアップを継続している数

●65歳未満

総数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
636	16.7	68	1	10.5

①うち、特別調整の対象者数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
548	14.4	56	1	8.5

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
28	0.7	8	1	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
11	0.3	3	1	0.0

② うち、一般調整の対象者数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
88	2.3	27	1	1.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
5	0.1	3	1	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.0	1	1	0.0

●65歳以上

総数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
597	15.7	71	2	11.0

①うち、特別調整の対象者数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
573	15.1	70	2	10.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
244	6.4	21	1	5.5

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
99	2.6	16	1	1.5

② うち、一般調整の対象者数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
24	0.6	4	1	0.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
9	0.2	4	1	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
5	0.1	2	1	0.0

Q8-1-2 フォローアップ中の対象者の受入先別の数

●65歳未満

総数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
636	16.7	68	1	10.5

	合計	平均	最大	最小	中央値
更生保護施設・自立準備ホーム	60	1.6	19	1	1.0
自宅・アパート・公営住宅等	182	4.8	36	1	2.0
特別養護老人ホーム	1	0.0	1	1	0.0
介護老人保健施設	0	0.0	0	0	0.0
介護療養型医療施設	0	0.0	0	0	0.0
介護医療院	0	0.0	0	0	0.0
養護老人ホーム	2	0.1	1	1	0.0
有料老人ホーム	8	0.2	3	1	0.0
軽費老人ホーム	1	0.0	1	1	0.0
認知症高齢者グループホーム	1	0.0	1	1	0.0
サービス付き高齢者向け住宅	2	0.1	1	1	0.0
その他高齢者施設	0	0.0	0	0	0.0
小規模多機能型居宅介護	0	0.0	0	0	0.0
障害者支援施設	43	1.1	8	1	0.0
（障害者）グループホーム	242	6.4	32	1	2.0
救護施設	30	0.8	5	1	0.0
救護施設以外の生活保護法に基づく保護施設	1	0.0	1	1	0.0
無料低額宿泊所・簡易宿泊所	2	0.1	2	2	0.0
医療機関（介護療養型医療施設を除く）	46	1.2	7	1	1.0
その他	15	0.4	7	1	0.0

●65歳以上

総数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
597	15.7	71	2	11.0

	合計	平均	最大	最小	中央値
更生保護施設・自立準備ホーム	49	1.3	11	1	0.0
自宅・アパート・公営住宅等	192	5.1	37	1	3.5
特別養護老人ホーム	13	0.3	2	1	0.0
介護老人保健施設	1	0.0	1	1	0.0
介護療養型医療施設	0	0.0	0	0	0.0
介護医療院	0	0.0	0	0	0.0
養護老人ホーム	76	2.0	12	1	1.0
有料老人ホーム	71	1.9	22	1	1.0
軽費老人ホーム	13	0.3	2	1	0.0
認知症高齢者グループホーム	4	0.1	2	1	0.0
サービス付き高齢者向け住宅	23	0.6	3	1	0.0
その他高齢者施設	4	0.1	1	1	0.0
小規模多機能型居宅介護	0	0.0	0	0	0.0
障害者支援施設	0	0.0	0	0	0.0
（障害者）グループホーム	29	0.8	5	1	0.0
救護施設	39	1.0	5	1	1.0
救護施設以外の生活保護法に基づく保護施設	2	0.1	1	1	0.0
無料低額宿泊所・簡易宿泊所	33	0.9	21	1	0.0
医療機関（介護療養型医療施設を除く）	31	0.8	5	1	0.0
その他	17	0.4	3	1	0.0

Q8-2要介護認定を受けた数

Q8-2-1 フォローアップ中に、介護保険の認定手続きを行った数

●65歳未満

総数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
18	0.5	8	1	0.0

①うち、特別調整の対象者数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
15	0.4	8	1	0.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
13	0.3	8	1	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
4	0.1	2	1	0.0

② うち、一般調整の対象者数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
3	0.1	1	1	0.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
2	0.1	1	1	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

③うち、刑務所入所中に、住民票が消除されていた者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.0	1	1	0.0

うち、刑務所所在地の市町村が認定審査した者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.0	1	1	0.0

うち、刑務所所在地の市町村以外が認定審査した者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

●65歳以上

総数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
114	3.0	14	1	2.0

①うち、特別調整の対象者数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
108	2.8	14	1	1.5

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
90	2.4	14	1	1.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
36	0.9	7	1	0.0

② うち、一般調整の対象者数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
6	0.2	2	1	0.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
5	0.1	2	1	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
2	0.1	1	1	0.0

③うち、刑務所入所中に、住民票が消除されていた者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
23	0.6	7	1	0.0

うち、刑務所所在地の市町村が認定審査した者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
10	0.3	2	1	0.0

うち、刑務所所在地の市町村以外が認定審査した者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
12	0.3	5	1	0.0

Q9 支援終了の数について

Q9-1 フォローアップを終了した数

Q9-1-1 フォローアップが終了した数

●65歳未満

総数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
239	6.3	43	1	4.0

①うち、特別調整の対象者数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
213	5.6	35	1	3.5

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
9	0.2	6	1	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
3	0.1	1	1	0.0

うち、刑務所所在地と帰住地の都道府県が同じだった者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
108	2.8	31	1	1.0

うち、刑務所所在地と帰住地の都道府県が異なった者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
105	2.8	30	1	1.0

② うち、一般調整の対象者数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
26	0.7	8	1	0.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
2	0.1	1	1	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

うち、刑務所所在地と帰住地の都道府県が同じだった者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
5	0.1	2	1	0.0

うち、刑務所所在地と帰住地の都道府県が異なった者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
21	0.6	8	1	0.0

●65歳以上

総数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
258	6.8	44	1	4.0

①うち、特別調整の対象者数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
248	6.5	40	1	4.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
119	3.1	20	1	1.5

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
41	1.1	7	1	0.0

うち、刑務所所在地と帰住地の都道府県が同じだった者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
118	3.1	24	1	2.0

うち、刑務所所在地と帰住地の都道府県が異なった者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
130	3.4	40	1	2.0

② うち、一般調整の対象者数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
10	0.3	4	1	0.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
3	0.1	1	1	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
3	0.1	1	1	0.0

うち、刑務所所在地と帰住地の都道府県が同じだった者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.0	1	1	0.0

うち、刑務所所在地と帰住地の都道府県が異なった者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
9	0.2	4	1	0.0

Q9-1-2 フォローアップ業務が終了した時点の受入先別の数

●65歳未満

総数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
239	6.3	43	1	4.0

	合計	平均	最大	最小	中央値
更生保護施設・自立準備ホーム	8	0.2	1	1	0.0
自宅・アパート・公営住宅等	87	2.3	12	1	2.0
特別養護老人ホーム	0	0.0	0	0	0.0
介護老人保健施設	0	0.0	0	0	0.0
介護療養型医療施設	0	0.0	0	0	0.0
介護医療院	0	0.0	0	0	0.0
養護老人ホーム	0	0.0	0	0	0.0
有料老人ホーム	0	0.0	0	0	0.0
軽費老人ホーム	0	0.0	0	0	0.0
認知症高齢者グループホーム	1	0.0	1	1	0.0
サービス付き高齢者向け住宅	2	0.05	1	1	0.0
その他高齢者施設	0	0.0	0	0	0.0
小規模多機能型居宅介護	0	0.0	0	0	0.0
障害者支援施設	20	0.5	6	1	0.0
（障害者）グループホーム	75	2.0	19	1	0.0
救護施設	6	0.2	2	1	0.0
救護施設以外の生活保護法に基づく保護施設	1	0.03	1	1	0.0
無料低額宿泊所・簡易宿泊所	7	0.2	2	1	0.0
医療機関（介護療養型医療施設を除く）	13	0.3	3	1	0.0
その他	19	0.5	5	1	0.0

●65歳以上

総数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
258	6.8	44	1	4.0

	合計	平均	最大	最小	中央値
更生保護施設・自立準備ホーム	13	0.3	2	1	0.0
自宅・アパート・公営住宅等	76	2.0	11	1	1.0
特別養護老人ホーム	9	0.2	5	1	0.0
介護老人保健施設	0	0.0	0	0	0.0
介護療養型医療施設	0	0.0	0	0	0.0
介護医療院	0	0.0	0	0	0.0
養護老人ホーム	26	0.7	10	1	0.0
有料老人ホーム	40	1.1	9	1	0.0
軽費老人ホーム	1	0.0	1	1	0.0
認知症高齢者グループホーム	3	0.08	1	1	0.0
サービス付き高齢者向け住宅	13	0.3	4	1	0.0
その他高齢者施設	0	0.0	0	0	0.0
小規模多機能型居宅介護	0	0.0	0	0	0.0
障害者支援施設	1	0.03	1	1	0.0
（障害者）グループホーム	7	0.2	5	1	0.0
救護施設	12	0.3	3	1	0.0
救護施設以外の生活保護法に基づく保護施設	0	0.0	0	0	0.0
無料低額宿泊所・簡易宿泊所	12	0.3	6	1	0.0
医療機関（介護療養型医療施設を除く）	18	0.5	2	1	0.0
その他	27	0.7	7	1	0.0

Q9-2 要介護認定を受けた数

Q9-2-1 フォローアップ中に、介護保険の認定手続きを行った数

●65歳未満

総数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
4	0.1	1	1	0.0

①うち、特別調整の対象者数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
4	0.1	1	1	0.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
4	0.1	1	1	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
2	0.1	1	1	0.0

② うち、一般調整の対象者数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

③うち、刑務所入所中に、住民票が消除されていた者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

うち、刑務所所在地の市町村が認定審査した者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

うち、刑務所所在地の市町村以外が認定審査した者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

●65歳以上

総数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
39	1.0	11	1	0.0

①うち、特別調整の対象者数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
38	1.0	11	1	0.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
35	0.9	11	1	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
20	0.5	5	1	0.0

② うち、一般調整の対象者数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.0	1	1	0.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.0	1	1	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.0	1	1	0.0

③うち、刑務所入所中に、住民票が消除されていた者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
8	0.2	2	1	0.0

うち、刑務所所在地の市町村が認定審査した者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
4	0.1	2	1	0.0

うち、刑務所所在地の市町村以外が認定審査した者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
4	0.1	1	1	0.0

Ⅳ
Q10 支援継続中の数について

Q10-1 相談支援業務を継続している数（刑務所出所者に限る）

Q10-1-1 令和２年３月31日時点で、相談支援業務を継続している数

●65歳未満

総数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
161	4.2	22	1	2.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
13	0.3	11	1	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.0	1	1	0.0

うち、刑務所所在地と帰住地の都道府県が同じだった者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
96	2.6	13	1	1.0

うち、刑務所所在地と帰住地の都道府県が異なった者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
52	1.4	10	1	0.0

●65歳以上

総数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
94	2.5	10	1	2.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
42	1.1	10	1	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
22	0.6	6	1	0.0

うち、刑務所所在地と帰住地の都道府県が同じだった者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
60	1.6	10	1	1.0

うち、刑務所所在地と帰住地の都道府県が異なった者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
33	0.9	6	1	0.0

Q10-1-2 相談支援業務を受けている対象者の受入先別の数

●65歳未満

総数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
165	4.3	22	1	2.5

	合計	平均	最大	最小	中央値
更生保護施設・自立準備ホーム	18	0.5	5	1	0.0
自宅・アパート・公営住宅等	67	1.8	7	1	1.0
特別養護老人ホーム	1	0.0	1	1	0.0
介護老人保健施設	0	0.0	0	0	0.0
介護療養型医療施設	0	0.0	0	0	0.0
介護医療院	0	0.0	0	0	0.0
養護老人ホーム	0	0.0	0	0	0.0
有料老人ホーム	0	0.0	0	0	0.0
軽費老人ホーム	0	0.0	0	0	0.0
認知症高齢者グループホーム	0	0.0	0	0	0.0
サービス付き高齢者向け住宅	0	0.0	0	0	0.0
その他高齢者施設	0	0.0	0	0	0.0
小規模多機能型居宅介護	1	0.0	1	1	0.0
障害者支援施設	5	0.1	2	1	0.0
（障害者）グループホーム	34	0.9	6	1	0.0
救護施設	5	0.1	1	1	0.0
救護施設以外の生活保護法に基づく保護施設	0	0.0	0	0	0.0
無料低額宿泊所・簡易宿泊所	2	0.1	2	2	0.0
医療機関（介護療養型医療施設を除く）	16	0.4	4	1	0.0
その他	11	0.3	6	1	0.0

●65歳以上

総数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
94	2.5	10	1	2.0

	合計	平均	最大	最小	中央値
更生保護施設・自立準備ホーム	10	0.3	3	1	0.0
自宅・アパート・公営住宅等	32	0.8	4	1	0.0
特別養護老人ホーム	0	0.0	0	0	0.0
介護老人保健施設	0	0.0	0	0	0.0
介護療養型医療施設	0	0.0	0	0	0.0
介護医療院	0	0.0	0	0	0.0
養護老人ホーム	10	0.3	4	1	0.0
有料老人ホーム	11	0.3	2	1	0.0
軽費老人ホーム	0	0.0	0	0	0.0
認知症高齢者グループホーム	0	0.0	0	0	0.0
サービス付き高齢者向け住宅	5	0.1	3	1	0.0
その他高齢者施設	1	0.03	1	1	0.0
小規模多機能型居宅介護	0	0.0	0	0	0.0
障害者支援施設	1	0.03	1	1	0.0
（障害者）グループホーム	2	0.1	1	1	0.0
救護施設	7	0.2	2	1	0.0
救護施設以外の生活保護法に基づく保護施設	0	0.0	0	0	0.0
無料低額宿泊所・簡易宿泊所	0	0.0	0	0	0.0
医療機関（介護療養型医療施設を除く）	7	0.2	2	1	0.0
その他	8	0.2	4	1	0.0

Q11 支援終了の数について

Q11-1 相談支援業務を終了した数（刑務所出所者に限る）

Q11-1-1 相談支援業務が終了した数

●65歳未満

総数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
154	4.1	42	1	2

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
2	0.1	1	1	0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.0	1	1	0

●65歳以上

総数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
52	1.4	11	1	1

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
21	0.6	8	1	0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
6	0.2	2	1	0

Q11-1-2 相談支援業務が終了した時点の受入先別の数

●65歳未満

総数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
139	3.7	42	1	1.0

	合計	平均	最大	最小	中央値
更生保護施設・自立準備ホーム	10	0.3	4	1	0.0
自宅・アパート・公営住宅等	53	1.4	17	1	0.0
特別養護老人ホーム	0	0.0	0	0	0.0
介護老人保健施設	0	0.0	0	0	0.0
介護療養型医療施設	0	0.0	0	0	0.0
介護医療院	0	0.0	0	0	0.0
養護老人ホーム	0	0.0	0	0	0.0
有料老人ホーム	0	0.0	0	0	0.0
軽費老人ホーム	0	0.0	0	0	0.0
認知症高齢者グループホーム	0	0.0	0	0	0.0
サービス付き高齢者向け住宅	1	0.0	1	1	0.0
その他高齢者施設	0	0.0	0	0	0.0
小規模多機能型居宅介護	0	0.0	0	0	0.0
障害者支援施設	0	0.0	0	0	0.0
（障害者）グループホーム	30	0.8	11	1	0.0
救護施設	2	0.1	1	1	0.0
救護施設以外の生活保護法に基づく保護施設	0	0.0	0	0	0.0
無料低額宿泊所・簡易宿泊所	3	0.1	2	1	0.0
医療機関（介護療養型医療施設を除く）	11	0.3	2	1	0.0
その他	29	0.8	20	1	0.0

●65歳以上

総数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
51	1.3	11	1	1.0

	合計	平均	最大	最小	中央値
更生保護施設・自立準備ホーム	5	0.1	2	1	0.0
自宅・アパート・公営住宅等	22	0.6	3	1	0.0
特別養護老人ホーム	1	0.0	1	1	0.0
介護老人保健施設	0	0.0	0	0	0.0
介護療養型医療施設	0	0.0	0	0	0.0
介護医療院	0	0.0	0	0	0.0
養護老人ホーム	3	0.1	1	1	0.0
有料老人ホーム	3	0.1	1	1	0.0
軽費老人ホーム	0	0.0	0	0	0.0
認知症高齢者グループホーム	1	0.0	1	1	0.0
サービス付き高齢者向け住宅	0	0.0	0	0	0.0
その他高齢者施設	1	0.0	1	1	0.0
小規模多機能型居宅介護	0	0.0	0	0	0.0
障害者支援施設	1	0.0	1	1	0.0
（障害者）グループホーム	0	0.0	0	0	0.0
救護施設	1	0.0	1	1	0.0
救護施設以外の生活保護法に基づく保護施設	0	0.0	0	0	0.0
無料低額宿泊所・簡易宿泊所	4	0.1	3	1	0.0
医療機関（介護療養型医療施設を除く）	3	0.1	1	1	0.0
その他	6	0.2	3	1	0.0

Q11-2 要介護認定を受けた数

Q11-2-1 相談支援業務の期間中に、介護保険の認定手続きを行った数

●65歳未満

総数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
2	0.1	1	1	0.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.0	1	1	0.0

●65歳以上

総数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
12	0.3	4	1	0.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
5	0.1	2	1	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳以上)

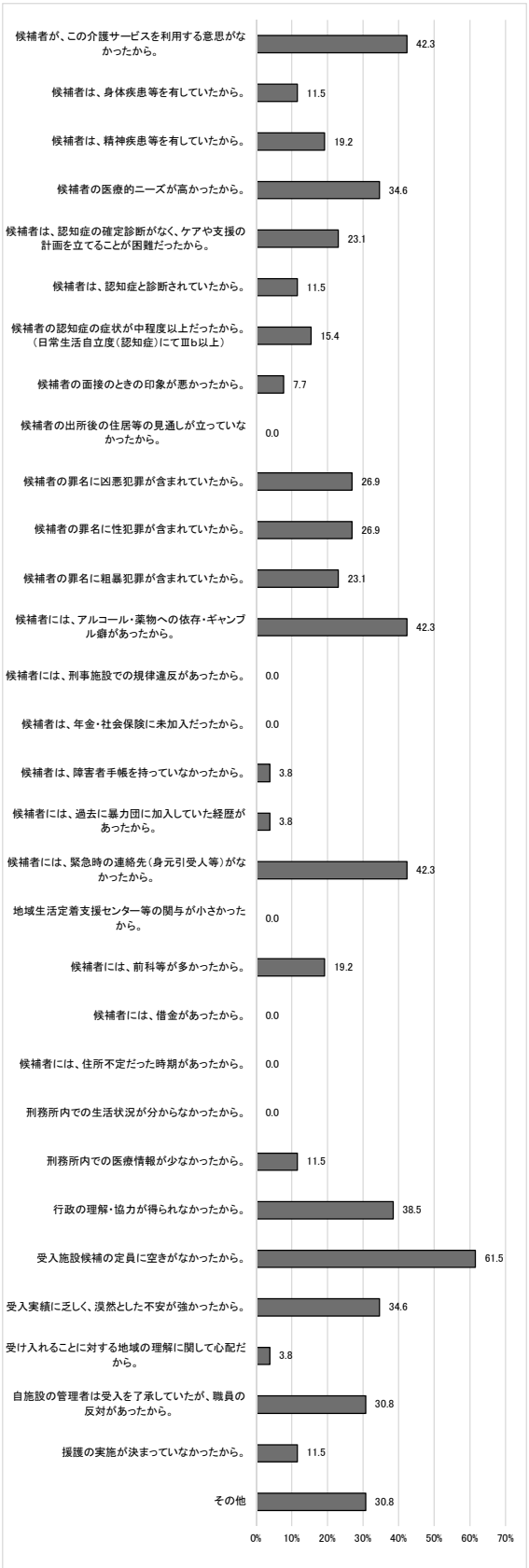
合計	平均	最大	最小	中央値
4	0.1	2	1	0.0

Q12　認知症（傾向・疑い含む）のある高齢者の刑務所出所後の受け入れについて、
受入施設候補から受入拒否の根拠となった理由をお尋ねします

Q12-1 認知症（傾向・疑い含む）のある高齢者について、受入施設候補から刑務所出所後の受入拒否の根拠となった主たる理由

該当ありの数

	件数	割合 N=38	割合 （除無回答） N=26
候補者が、この介護サービスを利用する意思がなかったから。	11	28.9	42.3
候補者は、身体疾患等を有していたから。	3	7.9	11.5
候補者は、精神疾患等を有していたから。	5	13.2	19.2
候補者の医療的ニーズが高かったから。	9	23.7	34.6
候補者は、認知症の確定診断がなく、ケアや支援の計画を立てることが困難だったから。	6	15.8	23.1
候補者は、認知症と診断されていたから。	3	7.9	11.5
候補者の認知症の症状が中程度以上だったから。（日常生活自立度（認知症）にてⅢｂ以上）	4	10.5	15.4
候補者の面接のときの印象が悪かったから。	2	5.3	7.7
候補者の出所後の住居等の見通しが立っていなかったから。	0	0.0	0.0
候補者の罪名に凶悪犯罪が含まれていたから。	7	18.4	26.9
候補者の罪名に性犯罪が含まれていたから。	7	18.4	26.9
候補者の罪名に粗暴犯罪が含まれていたから。	6	15.8	23.1
候補者には、アルコール・薬物への依存・ギャンブル癖があったから。	11	28.9	42.3
候補者には、刑事施設での規律違反があったから。	0	0.0	0.0
候補者は、年金・社会保険に未加入だったから。	0	0.0	0.0
候補者は、障害者手帳を持っていなかったから。	1	2.6	3.8
候補者には、過去に暴力団に加入していた経歴があったから。	1	2.6	3.8
候補者には、緊急時の連絡先（身元引受人等）がなかったから。	11	28.9	42.3
地域生活定着支援センター等の関与が小さかったから。	0	0.0	0.0
候補者には、前科等が多かったから。	5	13.2	19.2
候補者には、借金があったから。	0	0.0	0.0
候補者には、住所不定だった時期があったから。	0	0.0	0.0
刑務所内での生活状況が分からなかったから。	0	0.0	0.0
刑務所内での医療情報が少なかったから。	3	7.9	11.5



行政の理解・協力が得られなかったから。	10	26.3	38.5
受入施設候補の定員に空きがなかったから。	16	42.1	61.5
受入実績に乏しく、漠然とした不安が強かったから。	9	23.7	34.6
受け入れることに対する地域の理解に関して心配だから。	1	2.6	3.8
自施設の管理者は受入を了承していたが、職員の反対があったから。	8	21.1	30.8
援護の実施が決まっていなかったから。	3	7.9	11.5
その他	8	21.1	30.8
無回答	12	31.6	−
	38	−	−

該当する件数

1)候補者が、この介護サービスを利用する意思がなかったから。

合計	平均	最大	最小	中央値
16	0.8	4	1	1.0

2)候補者は、身体疾患等を有していたから。

合計	平均	最大	最小	中央値
3	0.3	1	1	0.0

3)候補者は、精神疾患等を有していたから。

合計	平均	最大	最小	中央値
5	0.4	1	1	0.0

4)候補者の医療的ニーズが高かったから。

合計	平均	最大	最小	中央値
13	0.8	3	1	1.0

5)候補者は、認知症の確定診断がなく、ケアや支援の計画を立てることが困難だったから。

合計	平均	最大	最小	中央値
7	0.5	2	1	0.0

6)候補者は、認知症と診断されていたから。

合計	平均	最大	最小	中央値
3	0.3	1	1	0.0

7)候補者の認知症の症状が中程度以上だったから。（日常生活自立度（認知症）にてⅢｂ以上）

合計	平均	最大	最小	中央値
7	0.6	2	1	0.0

8)候補者の面接のときの印象が悪かったから。

合計	平均	最大	最小	中央値
3	0.3	2	1	0.0

9)候補者の出所後の住居等の見通しが立っていなかったから。

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

10)候補者の罪名に凶悪犯罪が含まれていたから。

合計	平均	最大	最小	中央値
12	0.9	4	1	0.5

11)候補者の罪名に性犯罪が含まれていたから。

合計	平均	最大	最小	中央値
13	1.1	6	1	1.0

12)候補者の罪名に粗暴犯罪が含まれていたから。

合計	平均	最大	最小	中央値
7	0.6	2	1	0.5

13)候補者には、アルコール・薬物への依存・ギャンブル癖があったから。

合計	平均	最大	最小	中央値
20	1.3	5	1	1.0

14)候補者には、刑事施設での規律違反があったから。

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

15)候補者は、年金・社会保険に未加入だったから。

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

16)候補者は、障害者手帳を持っていなかったから。

合計	平均	最大	最小	中央値
2	0.2	2	2	0.0

17)候補者には、過去に暴力団に加入していた経歴があったから。

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.1	1	1	0.0

18)候補者には、緊急時の連絡先（身元引受人等）がなかったから。

合計	平均	最大	最小	中央値
61	3.4	22	2	2.0

19)地域生活定着支援センター等の関与が小さかったから。

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

20)候補者には、前科等が多かったから。

合計	平均	最大	最小	中央値
26	2.2	21	1	0.0

21)候補者には、借金があったから。

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

22)候補者には、住所不定だった時期があったから。

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

23)刑務所内での生活状況が分からなかったから。

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

24)刑務所内での医療情報が少なかったから。

合計	平均	最大	最小	中央値
3	0.3	1	1	0.0

25)行政の理解・協力が得られなかったから。

合計	平均	最大	最小	中央値
15	0.9	3	1	1.0

26)受入施設候補の定員に空きがなかったから。

合計	平均	最大	最小	中央値
44	2.2	10	1	2.0

27)受入実績に乏しく、漠然とした不安が強かったから。

合計	平均	最大	最小	中央値
21	1.3	7	1	1.0

28)受け入れることに対する地域の理解に関して心配だから。

合計	平均	最大	最小	中央値
2	0.2	2	2	0.0

29)自施設の管理者は受入を了承していたが、職員の反対があったから。

合計	平均	最大	最小	中央値
8	0.6	1	1	1.0

30)援護の実施が決まっていなかったから。

合計	平均	最大	最小	中央値
3	0.3	1	1	0.0

31)その他

合計	平均	最大	最小	中央値
20	1.5	5	1	1.0

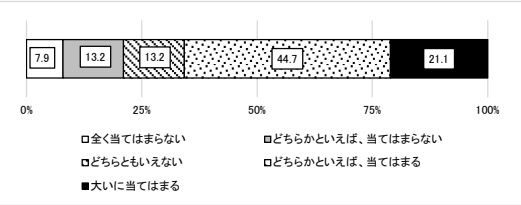
Ⅵ

Q13 貴センターが考える受入施設等が認知症（傾向･疑い含む）のある高齢者の出所後の受け入れに慎重になる要因をお尋ねします

Q13-1認知症（傾向･疑い含む）のある高齢者について、受入施設が刑務所出所後の受入に慎重になりやすいと考える原因、あるいは要因について

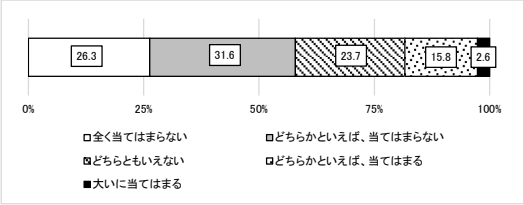
1)候補者が、この介護サービスを利用する意思がなかったから。

	件数	割合 N=38	割合 （除無回答） N=38
全く当てはまらない	3	7.9	7.9
どちらかといえば、当てはまらない	5	13.2	13.2
どちらともいえない	5	13.2	13.2
どちらかといえば、当てはまる	17	44.7	44.7
大いに当てはまる	8	21.1	21.1
無回答	0	0.0	–
全体	38	100.0	100.0



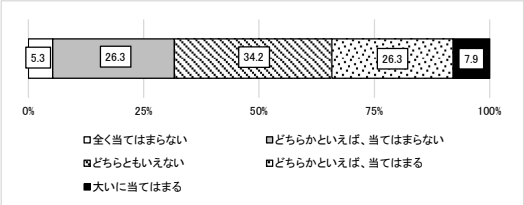
2)候補者は、身体疾患等を有していたから。

	件数	割合 N=38	割合 （除無回答） N=38
全く当てはまらない	10	26.3	26.3
どちらかといえば、当てはまらない	12	31.6	31.6
どちらともいえない	9	23.7	23.7
どちらかといえば、当てはまる	6	15.8	15.8
大いに当てはまる	1	2.6	2.6
無回答	0	0.0	–
全体	38	100.0	100.0



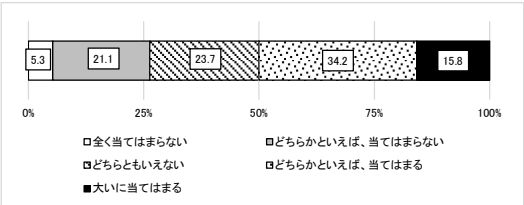
3)候補者は、精神疾患等を有していたから。

	件数	割合 N=38	割合 （除無回答） N=38
全く当てはまらない	2	5.3	5.3
どちらかといえば、当てはまらない	10	26.3	26.3
どちらともいえない	13	34.2	34.2
どちらかといえば、当てはまる	10	26.3	26.3
大いに当てはまる	3	7.9	7.9
無回答	0	0.0	–
全体	38	100.0	100.0



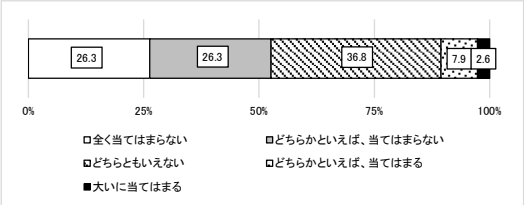
4)候補者は、認知症の確定診断がなく、ケアや支援の合計画を立てることが困難だったから。

	件数	割合 N=38	割合 （除無回答） N=38
全く当てはまらない	2	5.3	5.3
どちらかといえば、当てはまらない	8	21.1	21.1
どちらともいえない	9	23.7	23.7
どちらかといえば、当てはまる	13	34.2	34.2
大いに当てはまる	6	15.8	15.8
無回答	0	0.0	–
全体	38	100.0	100.0



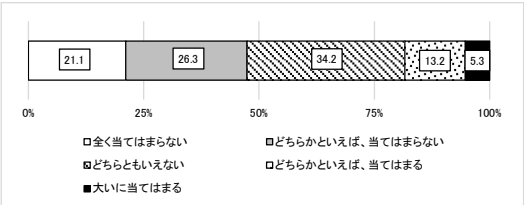
5)候補者は、認知症と診断されていたから。

	件数	割合 N=38	割合 （除無回答） N=38
全く当てはまらない	10	26.3	26.3
どちらかといえば、当てはまらない	10	26.3	26.3
どちらともいえない	14	36.8	36.8
どちらかといえば、当てはまる	3	7.9	7.9
大いに当てはまる	1	2.6	2.6
無回答	0	0.0	–
全体	38	100.0	100.0



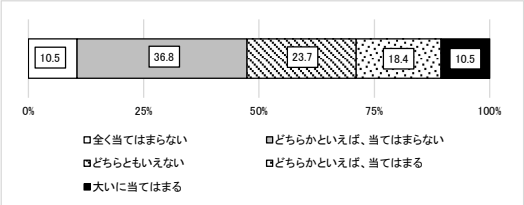
6)候補者の認知症の症状が中程度以上だったから。（日常生活自立度（認知症）にてⅢｂ以上）

	件数	割合 N=38	割合 （除無回答） N=38
全く当てはまらない	8	21.1	21.1
どちらかといえば、当てはまらない	10	26.3	26.3
どちらともいえない	13	34.2	34.2
どちらかといえば、当てはまる	5	13.2	13.2
大いに当てはまる	2	5.3	5.3
無回答	0	0.0	–
全体	38	100.0	100.0



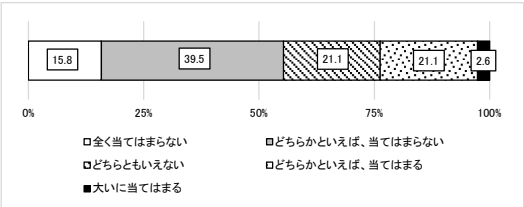
7)候補者の面接のときの印象が悪かったから。

	件数	割合 N=38	割合 （除無回答） N=38
全く当てはまらない	4	10.5	10.5
どちらかといえば、当てはまらない	14	36.8	36.8
どちらともいえない	9	23.7	23.7
どちらかといえば、当てはまる	7	18.4	18.4
大いに当てはまる	4	10.5	10.5
無回答	0	0.0	–
全体	38	100.0	100.0



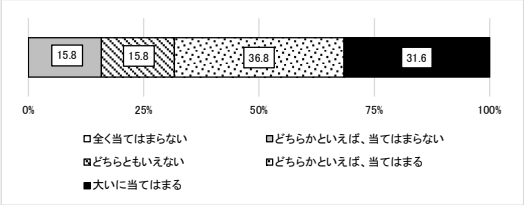
8)候補者の出所後の住居等の見通しが立っていなかったから。

	件数	割合 N=38	割合 （除無回答） N=38
全く当てはまらない	6	15.8	15.8
どちらかといえば、当てはまらない	15	39.5	39.5
どちらともいえない	8	21.1	21.1
どちらかといえば、当てはまる	8	21.1	21.1
大いに当てはまる	1	2.6	2.6
無回答	0	0.0	–
全体	38	100.0	100.0



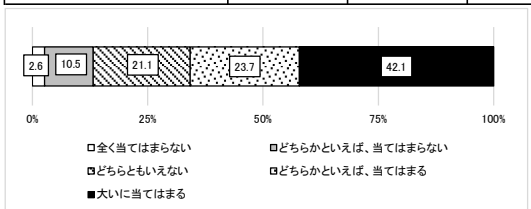
9)候補者の罪名に凶悪犯罪が含まれていたから。

	件数	割合 N=38	割合 （除無回答） N=38
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	6	15.8	15.8
どちらともいえない	6	15.8	15.8
どちらかといえば、当てはまる	14	36.8	36.8
大いに当てはまる	12	31.6	31.6
無回答	0	0.0	–
全体	38	100.0	100.0



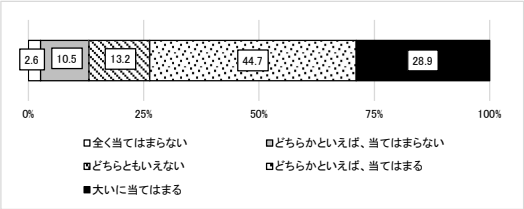
10)候補者の罪名に性犯罪が含まれていたから。

	件数	割合 N=38	割合 （除無回答） N=38
全く当てはまらない	1	2.6	2.6
どちらかといえば、当てはまらない	4	10.5	10.5
どちらともいえない	8	21.1	21.1
どちらかといえば、当てはまる	9	23.7	23.7
大いに当てはまる	16	42.1	42.1
無回答	0	0.0	–
全体	38	100.0	100.0



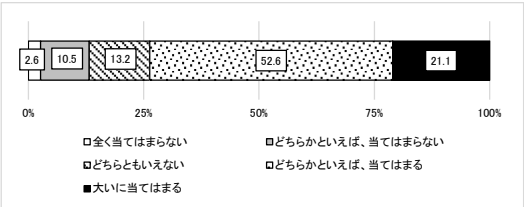
11)候補者の罪名に粗暴犯罪が含まれていたから。

	件数	割合 N=38	割合 （除無回答） N=38
全く当てはまらない	1	2.6	2.6
どちらかといえば、当てはまらない	4	10.5	10.5
どちらともいえない	5	13.2	13.2
どちらかといえば、当てはまる	17	44.7	44.7
大いに当てはまる	11	28.9	28.9
無回答	0	0.0	–
全体	38	100.0	100.0



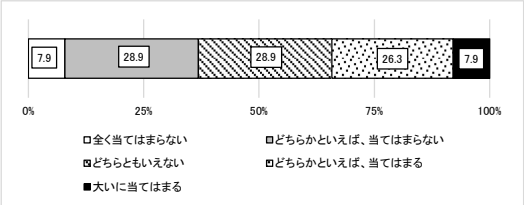
12)候補者には、アルコール・薬物への依存・ギャンブル癖があったから。

	件数	割合 N=38	割合 （除無回答） N=38
全く当てはまらない	1	2.6	2.6
どちらかといえば、当てはまらない	4	10.5	10.5
どちらともいえない	5	13.2	13.2
どちらかといえば、当てはまる	20	52.6	52.6
大いに当てはまる	8	21.1	21.1
無回答	0	0.0	–
全体	38	100.0	100.0



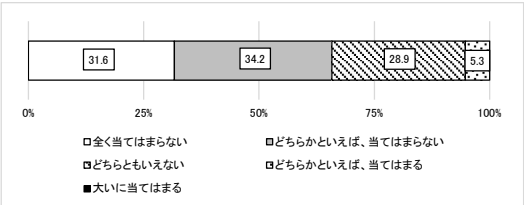
13)候補者には、刑事施設での規律違反があったから。

	件数	割合 N=38	割合 （除無回答） N=38
全く当てはまらない	3	7.9	7.9
どちらかといえば、当てはまらない	11	28.9	28.9
どちらともいえない	11	28.9	28.9
どちらかといえば、当てはまる	10	26.3	26.3
大いに当てはまる	3	7.9	7.9
無回答	0	0.0	–
全体	38	100.0	100.0



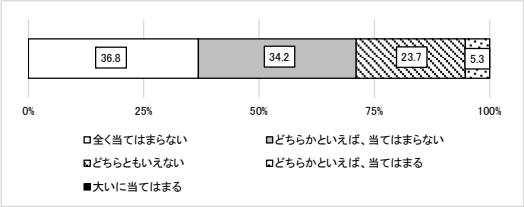
14)候補者は、年金・社会保険に未加入だったから。

	件数	割合 N=38	割合 （除無回答） N=38
全く当てはまらない	12	31.6	31.6
どちらかといえば、当てはまらない	13	34.2	34.2
どちらともいえない	11	28.9	28.9
どちらかといえば、当てはまる	2	5.3	5.3
大いに当てはまる	0	0.0	0.0
無回答	0	0.0	–
全体	38	100.0	100.0



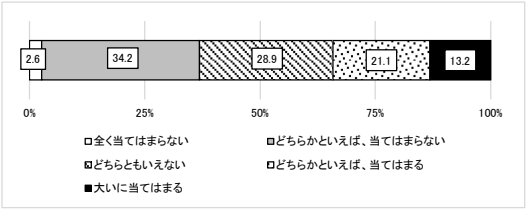
15)候補者は、障害者手帳を持っていなかったから。

	件数	割合 N=38	割合 （除無回答） N=38
全く当てはまらない	14	36.8	36.8
どちらかといえば、当てはまらない	13	34.2	34.2
どちらともいえない	9	23.7	23.7
どちらかといえば、当てはまる	2	5.3	5.3
大いに当てはまる	0	0.0	0.0
無回答	0	0.0	–
全体	38	100.0	100.0



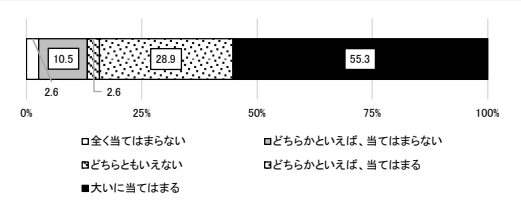
16)候補者には、過去に暴力団に加入していた経歴があったから。

	件数	割合 N=38	割合 （除無回答） N=38
全く当てはまらない	1	2.6	2.6
どちらかといえば、当てはまらない	13	34.2	34.2
どちらともいえない	11	28.9	28.9
どちらかといえば、当てはまる	8	21.1	21.1
大いに当てはまる	5	13.2	13.2
無回答	0	0.0	–
全体	38	100.0	100.0



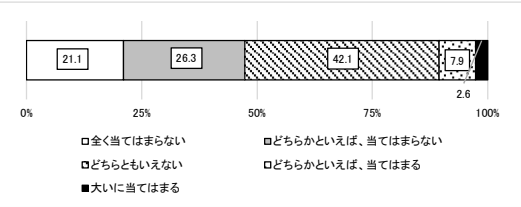
17)候補者には、緊急時の連絡先（身元引受人等）がなかったから。

	件数	割合 N=38	割合 （除無回答） N=38
全く当てはまらない	1	2.6	2.6
どちらかといえば、当てはまらない	4	10.5	10.5
どちらともいえない	1	2.6	2.6
どちらかといえば、当てはまる	11	28.9	28.9
大いに当てはまる	21	55.3	55.3
無回答	0	0.0	–
全体	38	100.0	100.0



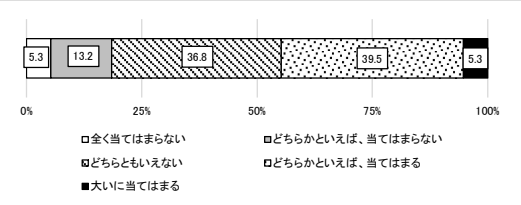
18)地域生活定着支援センター等の関与が小さかったから。

	件数	割合 N=38	割合 （除無回答） N=38
全く当てはまらない	8	21.1	21.1
どちらかといえば、当てはまらない	10	26.3	26.3
どちらともいえない	16	42.1	42.1
どちらかといえば、当てはまる	3	7.9	7.9
大いに当てはまる	1	2.6	2.6
無回答	0	0.0	–
全体	38	100.0	100.0



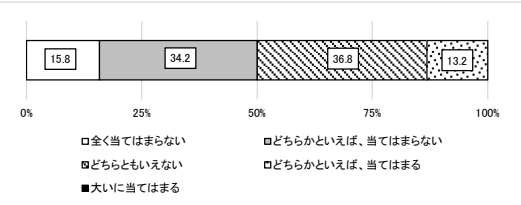
19)候補者には、前科等が多かったから。

	件数	割合 N=38	割合 （除無回答） N=38
全く当てはまらない	2	5.3	5.3
どちらかといえば、当てはまらない	5	13.2	13.2
どちらともいえない	14	36.8	36.8
どちらかといえば、当てはまる	15	39.5	39.5
大いに当てはまる	2	5.3	5.3
無回答	0	0.0	－
全体	38	100.0	100.0



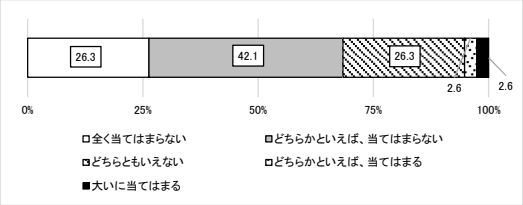
20)候補者には、借金があったから。

	件数	割合 N=38	割合 （除無回答） N=38
全く当てはまらない	6	15.8	15.8
どちらかといえば、当てはまらない	13	34.2	34.2
どちらともいえない	14	36.8	36.8
どちらかといえば、当てはまる	5	13.2	13.2
大いに当てはまる	0	0.0	0.0
無回答	0	0.0	－
全体	38	100.0	100.0



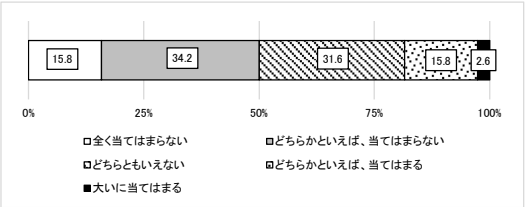
21)候補者には、住所不定だった時期があったから。

	件数	割合 N=38	割合 （除無回答） N=38
全く当てはまらない	10	26.3	26.3
どちらかといえば、当てはまらない	16	42.1	42.1
どちらともいえない	10	26.3	26.3
どちらかといえば、当てはまる	1	2.6	2.6
大いに当てはまる	1	2.6	2.6
無回答	0	0.0	－
全体	38	100.0	100.0



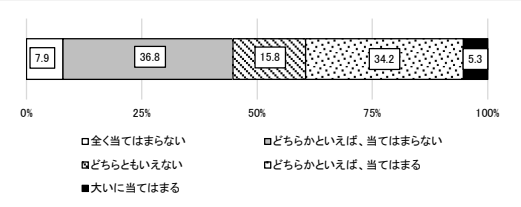
22)刑務所内での生活状況が分からなかったから。

	件数	割合 N=38	割合 （除無回答） N=38
全く当てはまらない	6	15.8	15.8
どちらかといえば、当てはまらない	13	34.2	34.2
どちらともいえない	12	31.6	31.6
どちらかといえば、当てはまる	6	15.8	15.8
大いに当てはまる	1	2.6	2.6
無回答	0	0.0	－
全体	38	100.0	100.0



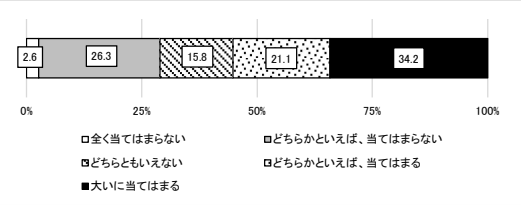
23)刑務所内での医療情報が少なかったから。

	件数	割合 N=38	割合 （除無回答） N=38
全く当てはまらない	3	7.9	7.9
どちらかといえば、当てはまらない	14	36.8	36.8
どちらともいえない	6	15.8	15.8
どちらかといえば、当てはまる	13	34.2	34.2
大いに当てはまる	2	5.3	5.3
無回答	0	0.0	–
全体	38	100.0	100.0



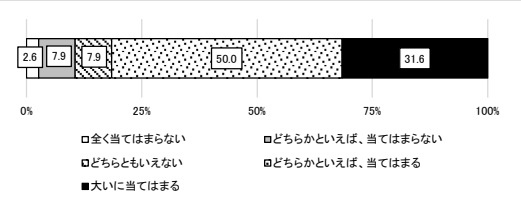
24)行政の理解・協力が得られなかったから。

	件数	割合 N=38	割合 （除無回答） N=38
全く当てはまらない	1	2.6	2.6
どちらかといえば、当てはまらない	10	26.3	26.3
どちらともいえない	6	15.8	15.8
どちらかといえば、当てはまる	8	21.1	21.1
大いに当てはまる	13	34.2	34.2
無回答	0	0.0	–
全体	38	100.0	100.0



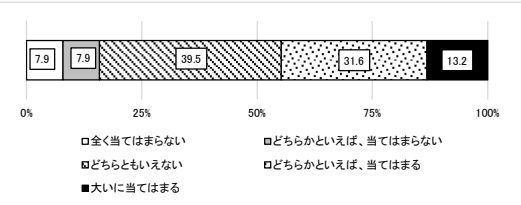
25)受入実績に乏しく、漠然とした不安が強かったから。

	件数	割合 N=38	割合 （除無回答） N=38
全く当てはまらない	1	2.6	2.6
どちらかといえば、当てはまらない	3	7.9	7.9
どちらともいえない	3	7.9	7.9
どちらかといえば、当てはまる	19	50.0	50.0
大いに当てはまる	12	31.6	31.6
無回答	0	0.0	–
全体	38	100.0	100.0



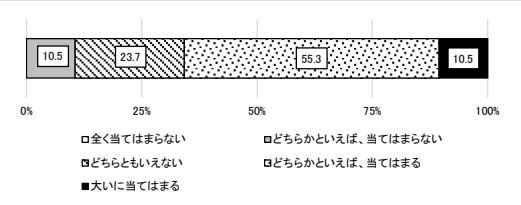
26)受け入れることに対する地域の理解に関して心配だから。

	件数	割合 N=38	割合 （除無回答） N=38
全く当てはまらない	3	7.9	7.9
どちらかといえば、当てはまらない	3	7.9	7.9
どちらともいえない	15	39.5	39.5
どちらかといえば、当てはまる	12	31.6	31.6
大いに当てはまる	5	13.2	13.2
無回答	0	0.0	–
全体	38	100.0	100.0



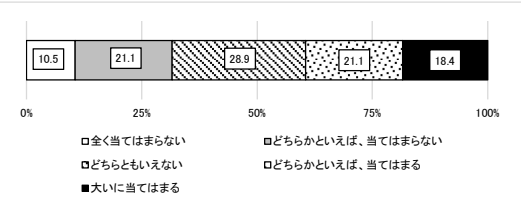
27)自施設の管理者は受入を了承していたが、職員の反対があったから。

	件数	割合 N=38	割合 （除無回答） N=38
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	4	10.5	10.5
どちらともいえない	9	23.7	23.7
どちらかといえば、当てはまる	21	55.3	55.3
大いに当てはまる	4	10.5	10.5
無回答	0	0.0	–
全体	38	100.0	100.0



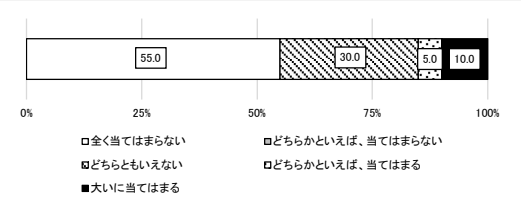
28)援護の実施が決まっていなかったから。

	件数	割合 N=38	割合 （除無回答） N=38
全く当てはまらない	4	10.5	10.5
どちらかといえば、当てはまらない	8	21.1	21.1
どちらともいえない	11	28.9	28.9
どちらかといえば、当てはまる	8	21.1	21.1
大いに当てはまる	7	18.4	18.4
無回答	0	0.0	–
全体	38	100.0	100.0



29)その他

	件数	割合 N=38	割合 （除無回答） N=20
全く当てはまらない	11	28.9	55.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	6	15.8	30.0
どちらかといえば、当てはまる	1	2.6	5.0
大いに当てはまる	2	5.3	10.0
無回答	18	47.4	–
全体	38	100.0	100.0



Ⅶ

Q14 住民票の職権消除により援護の実施が決まらないことについてお尋ねします

Q14-1受入調整に対する住民票が消除されたことの影響

●65歳未満

総数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
9	0.3	7	1	0.0

うち、特別調整の対象者数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
8	0.2	6	1	0.0

うち、養護老人ホームへの措置を必要とする者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.0	1	1	0.0

●65歳以上

総数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
16	0.4	4	1	0.0

うち、特別調整の対象者数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
16	0.4	4	1	0.0

うち、養護老人ホームへの措置を必要とする者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
3	0.1	3	3	0.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
9	0.3	3	1	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
4	0.1	2	1	0.0

Q14-1-2 過去5年間のうち、援護の実施自治体を調整している期間において、再逮捕された数

●65歳未満

総数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.0	1	1	0.0

うち、特別調整の対象者数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.0	1	1	0.0

うち、養護老人ホームへの措置を必要とする者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

●65歳以上

総数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
5	0.1	4	1	0.0

うち、特別調整の対象者数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
5	0.1	4	1	0.0

うち、養護老人ホームへの措置を必要とする者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.0	1	1	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

Q14-2帰住先候補から受け入れを拒否された数

Q14-2-1 過去5年間のうち、援護の実施自治体が決まらないことで帰住先候補の施設より受入を拒否された数

●65歳未満

総数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
3	0.1	2	1	0.0

うち、特別調整の対象者数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
2	0.1	1	1	0.0

うち、養護老人ホームへの措置を必要とする者(65歳未満)

	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳未満)

65歳未満	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳未満)

65歳未満	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

●65歳以上

総数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
9	0.3	5	4	0.0

うち、特別調整の対象者数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
9	0.3	5	4	0.0

うち、養護老人ホームへの措置を必要とする者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
2	0.1	1	1	0.0

うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
4	0.1	4	4	0.0

うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.0	1	1	0.0

Ⅷ

Q16 過去５年間のうちの、措置入所についてお尋ねします

Q16-1措置入所者の数

Q16-1-1 過去５年間のうち、措置入所者の数

●65歳未満

総数(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
76	2.1	12	1	1.0

うち、養護老人ホームに入所した者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
8	0.2	3	1	0.0

そのうち、施設に繋ぐまでに調整が難航した者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
6	0.2	3	1	0.0

うち、救護施設に入所した者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
63	1.7	12	1	1.0

そのうち、施設に繋ぐまでに調整が難航した者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
16	0.4	2	1	0.0

うち、救護施設以外の生活保護法に基づく保護施設に入所した者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
4	0.1	4	4	0.0

そのうち、施設に繋ぐまでに調整が難航した者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

うち、その他(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

そのうち、施設に繋ぐまでに調整が難航した者(65歳未満)

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

●65歳以上

総数(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
253	6.8	28	1	6.0

うち、養護老人ホームに入所した者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
156	4.2	22	1	3.0

そのうち、施設に繋ぐまでに調整が難航した者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
54	1.5	9	1	0.0

うち、救護施設に入所した者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
91	2.5	16	1	1.0

そのうち、施設に繋ぐまでに調整が難航した者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
23	0.6	11	1	0.0

うち、救護施設以外の生活保護法に基づく保護施設に入所した者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
6	0.2	6	6	0.0

そのうち、施設に繋ぐまでに調整が難航した者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
5	0.1	5	5	0.0

うち、その他(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
2	0.1	1	1	0.0

そのうち、施設に繋ぐまでに調整が難航した者(65歳以上)

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.0	1	1	0.0

Q19 今後のヒアリングのご協力について

Q19-1今後、ヒアリングをお願いした際に、お引き受けいただくことは可能でしょうか

	件数	割合 N=38	割合 （除無回答） N=33
はい	17	44.7	51.5
いいえ	16	42.1	48.5
無回答	5	13.2	–
全体	38	100.0	100.0

(2) 地域生活定着支援センター票 自由記述

Q1-1 法人種別 4.その他

公益社団法人

Q3-1-2 コーディネート業務終了時点の受入先別の数 その他

・法人によっては、アパートやグループホーム等への移行のための一時的な場所を有しているものがあるため、そこを受入先としているもの（２ケース）。 ・帰住先施設として、グループホームに登録予定であるが本人出所時には登録が間に合わないという場合について、本人の精神的な安定の面から一時的な施設の利用は望ましくなく、グループホーム登録前からの利用をお願いしたというもの。 ・高齢福祉の利用を検討し自治体へ相談してきたが、本人の状態から介護保険の利用は難しく、また、養護老人ホームへの措置は行わないとされたため、障害福祉の利用を検討したというもの。そこで、グループホームの利用に向けて施設を調整するとともに、障害福祉の援護の実施をお願いしたく自治体に相談したところ、自治体として 65 歳以上の方への障害福祉サービスの支給はしていない等々のご回答を頂いた。しかしながら、前記のように高齢福祉の利用は難しく、そもそも本人が障害を有しているという状態から障害福祉の利用が望ましいとも考えられるため、改めてご理解をいただきたくご検討いただいた。その際、グループホームへの受入れはご了承を頂いていたので、援護の実施の決定がおりるまで更生緊急保護による委託として同施設を利用させていただいた。
65 歳未満　障害者入所施設のショートステイ
まかない付き賃貸住宅
市独自で行っている生活困窮者支援
サポートシェアハウス
民間の宿泊施設
・65 歳未満：シェアハウス ・65 歳以上：有料老人ホームの届出はないが、介護サービス利用が必要な方を受け入れる施設
実妹宅に帰住、その後アパート一人暮らし
生活困窮者自立支援制度における一時生活支援事業(シェルター)
受刑中に死去
障害者共同生活住宅 3 名

Q4　先にお尋ねした「出所日までに帰住先が決定しなかった」理由について

受け入れを打診していた施設が直前になって受け入れを断ってきたため。
障がいが疑われることや認知機能の低さ等から、本人に出所後の見通しがなく、面談を通じたコーディネートが全くできなかったため。

Q5（c）福祉を受けたくない理由について

・金銭管理が嫌だった ・一人でアパート生活したかった ・共同生活が嫌だった ・一人で生活できるから
仮釈放にならないなら
福祉サービス、制度等の説明の中で、本人の意向にそぐわないと感じた様子があり拒否的になった。
支援を受けるよりも知人の支援を受けようと考えたため
生活保護を受けたり、施設に入ると、人の指図を受けないといけないから。
自由がないから。
どのような制度で、どこまで支援してもらえるのか、ご本人様に伝わらなかったため
“自分でできるから世話になりたくない”とのことで拒否。
思うように生活したい、口出しされたくない　など

・施設に入ると自由がなく刑務所と一緒。 ・自分でできるからほっといてほしい。
対象者が支援機関からの支援計画を受け入れず、支援継続の辞退を希望したため。
福祉サービスを受けることで、自身の自由が制限されてしまうのではないかとの疑念から。例えば、ホームヘルパーサービスやデイサービスを利用する場合､毎回決められた時間帯は拘束されてしまうため、自由に外出したり自身でやりたいように行動できなくなるため。
銭湯などに宿泊しながら自分でアパートを探す
一般就労を希望したため（社宅のある前職への復帰）

Q5（d）支援を辞退した理由について

精神症状の悪化により２６条本通報により入院
仮釈放にならなかったから
・刑務所入所中に疾病が悪化したため。 ・当所希望していた帰住先と別の帰住先を希望したため。
疾病の悪化に伴い医療刑務所への移送となったため。
・自宅への帰住が可となったため ・支援を受けることに不安を感じたため ・[redacted]県外への帰住を希望したため
・外の友人が迎えに来てくれるから、定着支援センターの支援はいらない。 ・家族を頼りたい。 ・自分でやりたい。人の指図を受けたくない。
クレプトマニアの疑いがあり精神科の治療を受けるように促したが「自由に生きたい」と支援を断った。
高齢だが ADL 等自立度が高い方で、刑務所入所中に一定額貯まった老齢年金あり。入所以前に利用していた住み込みの就労先なども地元にあり、何度も面接し福祉側の協力の提案をしても「他人に頼らず自分でやってみたい」との本人希望が強い。最終的には住み込みの就労先へ事前連絡や、保護観察所や定着センターの連絡先の提供等、必要な際に即時協力対応できる体制を整え、本人に情報を提供、支援辞退ケースとして取り扱った。
帰住先が無くて困っていても、自由な生活を捨てきれない。 福祉サービス等に縛られた生活を送りたくない。
特別調整対象者としての面会が煩わしい。 福祉支援のイメージがわかない。 （長期入所で高齢になり、出所後の社会生活や体調にも不安を抱えていた）
・持病の悪化 ・受け入れ先が他に見つかった
誇大妄想がつよく、会話が深まらなかった。
支援してもらわなくても、自力で対応可能　など
福祉サービスの利用について同意書にはサインしたものの、本心は異なっており、福祉的支援を受けることについて実際は拒否的・消極的だったこと。
・病状が悪化したため。 ・福祉ではなく医療が優先されたため。
他県への帰住希望ケースで、帰住希望先の定着支援センターの判断により調整協力依頼を辞退されたため。
地域生活定着支援センターの支援を受けなくても出所後の生活の見通しがついたとの申し出があったためコーディネート業務を終了
支援者に頼らずに自身で生活できるとの考えに及んだため（出所後に頼れる知人等が見つかったため）。
・元々[redacted]県内へ帰住する予定の一般調整のケースであったが出所直前に本人の意向が変わり、[redacted]圏県内への帰住で生活環境調整が終了したため。 ・仮釈放直前に一般調整の依頼があり、充分な調整期間を確保できないうちに観察官から支援辞退の通知が届いた。
一般就労を希望したため（社宅のある前職への復帰）

Q7-1-1 フォローアップが継続中、あるいは終了に関わらず、
コーディネート業務終了時点で「更生保護施設・自立準備ホーム」に移行した対象者のうち、
集計期間内（１年間）に他の受入先に移行した数 その他

逮捕のため
・更生保護施設→自立準備ホーム→（障害者）グループホームへ移ったケース ・逮捕されたケース ・自立準備ホーム→自立準備ホーム→アパートへ移ったケース ・行方不明となったケース
失踪
依存症回復施設
まかない付き賃貸住宅 ５名　　再犯し逮捕 １名（６５歳未満）
自立準備ホーム利用中の再犯、無断退所
自立準備ホームに帰住後県外へ失踪し、そこで再犯を起こし逮捕された
更生保護施設入所中に支援終了
フォローアップ業務中又は出所日支援中に、対象者が支援辞退を希望した。
自立訓練施設（宿泊型）
再犯

Q8-1-2 フォローアップ中の対象者の受入先別の数 その他

宿泊型自立訓練 高齢・障害サポート付き住宅
住み込み就労の方及び、生活保護で入居できサービスは外部を利用（食事は提供される）施設
・法人によっては、アパートやグループホーム等への移行のための一時的な場所を有しているものがあるため、そこを受入先としているもの。 ・高齢福祉の利用を検討し自治体へ相談してきたが、本人の状態から介護保険の利用は難しく、また、養護老人ホームへの措置は行わないとされたため、障害福祉の利用を検討したというもの。そこで、グループホームの利用に向けて施設を調整するとともに、障害福祉の援護の実施をお願いしたく自治体に相談したところ、自治体として 65 歳以上の方への障害福祉サービスの支給はしていない等々のご回答を頂いた。しかしながら、前記のように高齢福祉の利用は難しく、そもそも本人が障害を有しているという状態から障害福祉の利用が望ましいとも考えられるため、改めてご理解をいただきたくご検討いただいた。その際、グループホームへの受入れはご了承を頂いていたので、援護の実施の決定がおりるまで更生緊急保護による委託として同施設を利用させていただいた。
まかない付き賃貸住宅
無低帰住後、高齢者支援施設へ移行するが、施設種別不明。
長女宅
ダルク、有料老人ホーム（障害枠）
生活支援ハウス
（65 歳未満）障害者共同生活住宅 ６名、友人宅 １名 （65 歳以上）障害者共同生活住宅 ２名、障害者自立訓練施設 １名

Q9-1-2 フォローアップ業務が終了した時点の受入先別の数 その他

・受入れ先で生活する前に本人辞退 ・医療対応型シェアハウス ・アパートやグループホーム等への移行のための一時的な場所 ・共同住宅
住み込み就労　障害者ショートステイ　失踪
依存症回復施設
まかない付き賃貸住宅 ３名　　再犯し、逮捕 ２名
矯正施設　フォローアップ中の再犯
ビジネスホテル
逮捕、勾留中２名　　矯正施設入所１名

①有料老人ホームを退所しサービスを拒否し、ビジネスホテルへ送り支援終了。 ②出所後、すぐに支援拒否し刑務所最寄りの駅で支援終了。
一時帰住先から失踪
県内の病院に入院していたが、地元に帰りたいと突然退院し、充分な調整期間を確保できないうちに支援が終了した。
（65 歳未満）障がい者共同生活住宅 5 名 （65 歳以上）親族宅 1 名

Q10-1-2 相談支援業務を受けている対象者の受入先別の数 その他

その他の 10 名に関してはフォローアップ中に逮捕され、裁判中も支援し、実刑になり刑務所へ服役している方。令和 2 年 3 月 31 日現在では相談業務であり、現在は再度、特別調整として選定され相談を終了している方もいる
刑務所　1 名　まかない付き賃貸住宅　2 名　拘置所 3 名
相談支援業務については、フォローアップ等行っても、集計上「支援件数 1」として計上して終了させているため、「継続中」という概念がない
有料老人ホーム
ホームレス（ビジネスホテル利用など）
生活支援ハウス

Q11-1-2 相談支援業務が終了した時点の受入先別の数 その他

再犯
下宿
逮捕されたため、その他に計上
刑務所　2 名
制度利用ではなく、部屋を貸す
実刑となった。
精神状態の増悪により、県が中心となって帰住調整を行い支援終了。

**Q12-1 認知症（傾向・疑い含む）のある高齢者について、
受入施設候補から刑務所出所後の受入拒否の根拠となった主たる理由 31）その他**

地域包括支援センターに協力していただき、受け入れで拒否されない事業所を紹介していただいたり、包括センターが探していただいたりすること。また、定着センターが探すにしても今までも受け入れに協力的な施設をあたるため、断られることはほぼない。また介護度が低い方が多いため、介護度が低い方を受け入れる傾向のある事業所は困難ケースに慣れていることもあり、拒否感は低い。また断られたとしても直接理由を確認することも失礼にあたり、本当の理由を話しているかも明確でないため件数が少ない計上になっている。
・死後の事務を誰がやるのかと断られた（2 回） ・無期懲役のケースで出所日が未定のため、確実に受け入れができると約束できないと断られた（2 回） ・調整していた有料老人ホームは要介護 2 以上必要だったが、要介護認定の結果、要介護 1 しか出なかったため断られた。
刑務所に入る前から福祉サービスを利用していたが生活態度が悪かったため拒否
「受刑者」ということへの拒否感
盗癖
・成年後見人選任が必要と思われるが、申立人がおらず（市長申立不可）、今後の見通しが立たないため ・施設内外でのトラブルが想定され、他入所者への影響を考慮する必要があるため ・更生保護施設入所中に施設入所に必要な手続き（生活環境の確認、要介護認定等）を行う予定であったが、短期間のみの入所しか認められず、手続きが出来なかったため。
罪名が窃盗のため、他者とのトラブルを懸念して
毎月の施設利用料を生活保護費（受給者）では支払えないから。（2 件）
自他の区別がつかない（人のものを食べる行為があると受け入れ施設側がわかっていたため）

候補者に介護度がつかなかったから　1 件 候補者に施設での規律違反歴があったから　1 件 候補者のタバコへの依存度が強かったから　1 件

Q13-1 認知症（傾向・疑い含む）のある高齢者について、受入施設が刑務所出所後の受入に慎重になりやすいと考える原因、あるいは要因について 29）その他

住民票があったため要介護認定を行ったが、介護度が出る前に住所が職権消除され無効となってしまった。住民票を扱う課と介護保険を扱う課の連携不足と個人情報保護の問題と行政からは説明を受けたが、正式な手順を踏んで職権消除したので住民票は復活させないと言われてしまった。身体症状や精神症状から出所後ただちに施設入所が必要と思われる人だったため、介護度が無効となったことで介護施設に入所できなくなり、とても困った。
刑務所出所後の環境の変化による病状の悪化が心配。また、刑務所内では確認できない行動や力、枠が外れた状態での行動（徘徊、金銭管理、他者とのコミュニケーション、時計を見て行動、喫煙・飲酒、危険察知ができるかなど）が不明であること。
そもそも介護保険非該当の方が多いため
入れ墨があること。施設の考え・周りから言われることに本人が耐えられるかどうか。

Q15-1 住民票が消除されていた対象者で、刑務所入所中に要介護認定を申請したケース

刑務所の所在する市町村名	要介護認定審査の実施主体の市町村名
[redacted]市	[redacted]市

※32 ケースについて、回答が得られた

Q16-1-1 過去５年間のうち、措置入所者の数 その他

特別養護老人ホーム

Q17-1 居住地を有しない又は明らかでない高齢者について、措置を実施する市町村が決定するまでに時間を要したが、最終的に、措置入所先が定まった事例

戸籍がはっきりしない場合には、市町村を探して特定したり、刑務所所在地で住所を取り直して復活させ、明確にすることで調整を行ってきた。
■■■市：本人は、中学校卒業後に集団就職で■■■に出て以来各地を転々とし、受刑を繰り返していた。しかし、■■■市に実家が残っており、実家には実姉夫婦も住んでいることから、実家を頼りたい気持ちで、■■■市への帰住を希望した。実家では支援が望めず、本人は介護が必要な状況でもなかったので、養護老人ホームへの入所の相談を行ったが、まずは、地域で独り暮らしをして、それが難しかったら措置を検討する、または、養護老人ホーム以外に入所が検討できる施設がないか当たってほしいとのことで、■■■市内にあるケアハウスはすべて当たって、入所が難しいことを確認し、サービス付き高齢者向け住宅も複数あたった結果、介護認定もないため受け入れてもらえないとの結果を文書で市役所に提出した。その後センター長も含めた会議を行い、ようやく本人とのテレビ面接を行っていただくことになった。収入も、頼れる人も、住む場所もないが、出所後すぐ措置にはならず、ショートステイでの入所を経て１か月後、措置になった。ショートステイでの入所中は、所持金も少なかったが、施設内で作業を行うことで、小遣いを支給していただけるよう配慮していただき、ショートステイ期間をやり過ごすことができた。 ■■■市：住所は職権消除になっていたが、本人が給付金の手続き等のため自分で県外刑務所に住所を置いていた。受刑前に住んでいた市町村に養護老人ホームの入所を相談した。65 歳以上であり、身寄りもなく、収入もないが、養護老人ホーム以外に選択肢がないのか、と言われてしまう。さらに、現在住所が■■■市にないため刑務所所在地で相談する必要があるのではないか、とのことだったので、本人が■■■市への帰住を希望していることと、刑務所所在地では地域電生活実態はなく、受刑前は■■■市で暮らしていたことを説明した。それでも、刑務所所在地でということなら行政間で相談してほしいことを伝えた。また、介護の必要はないと思われたが、介護施設が検討できないかと言われたため受刑中に介護認定を行った。結果、非該当であり、介護保険を利用して過ごす施設は入所できないことの根拠とした。また、アパート等での一人暮らしも検討するよう言われたが、出所と同時に入居できる物件はないことなどを説明し、その後アパート等を選択するにしてもまずは養護の入所させてほしいことを繰り返し伝えた。それでも、出所と同時に措置にはならず、養護老人ホームへの入所後、本人が継続して暮らしたいと話しているため、それを伝えているが、審査会を開くお金がないこと、出所後年金の手続きを行ったことで、本人に収入の見込みがあり、ショートステイでも利用料を支払うことができると判断され、措置にはなっていない。
「矯正施設（刑務所）入所前に居住地を有しないか又は明らかでない者について、措置を実施する市町村が決定するまでに時間を要したが、最終的に、措置入所先が定まった事例」について、そもそも居住地を有しないか又は明らかでない場合、たとえ措置をしていただくのが適切だと思われて各市区町村にお願いをしに行っても、居住地を有しないか又は明らかでないという理由で、当該市区町村で援護をするための根拠に乏しいと判断されます。そのため、措置入所に至らないため、本質問の事例として挙げられるものはありません。 なお、援護の実施が決まらず、措置入所をしていただけなかった事例は挙げられます。念のため、ご参考までに、例えば、措置入所先の見学や受入れについても前向きに検討していただいたが、市区町村が触法であるからという理由で、措置をしていただけなかった事例が挙げられます。
遠方の医療刑務所から保護上移送で■■■刑務所に送られて出所したケース。出所する前に市役所に相談に行った。市役所としては■■■刑務所から出所するのであれば援護の実施は刑務所所在地である■■■市ではないのか、なぜわが市に連れてくるのだと生活保護課が強い拒否を示した。生活保護課、高齢福祉課、地域包括支援センター、地域の総合相談のセンターや定着支援センターが会議を重ね、本人が長年住んで、ホームレスとなってからも居続けた市で措置をすることが決定した。一度決まると、市役所や養護老人ホームは新幹線を使って遠方の医療刑務所で服役していた本人に会いに行ってくれた。
都内の矯正施設に入所中の高齢者が、出所後に生活歴の長かった他県の養護老人ホームに帰住したケース。住民票は職権消除されている。他県の養護老人ホーム（職権消除前の住民票があり、かつ生活歴の長かった県内に所在する）は受入れに前向きであったが、養護老人ホーム所在地と職権消除前の住民票地の高齢福祉課は「老人福祉法における措置の義務はない」と判断した。これにより矯正施設所在地の高齢福祉課が措置することで養護老人ホームに入所することができた。措置を実施する市町村が決定するまでに時間を要したことも問題であるが、入所した養護老人ホームと措置をした入所施設所在地の高齢福祉課の距離が離れているため高齢福祉課によるフォローがほとんど出来てない状況である。

就労中の事故により仕事に就けなくなったが、生活保護等の福祉サービス利用歴はなく、ホームレス生活を送っていた。住所は４０年程前に職権消除されていた。 収監前にホームレス生活をしていた地域の近隣である事と、兄がいることを理由に帰住希望を出したが、兄は亡くなっており、親族の支援は望めなかった。 また、調整期間が２か月強と期間が短かったことから市町担当者と地域包括支援センターと協議した結果、一時帰住先として、生活支援ハウスを利用し、施設への移行を目指すこととなった。高齢者施設利用は「本市に縁もゆかりもないこと」を理由に難しいのではないかと意見も出た。定着支援センターからは、ADL がある程度自立している事から養護老人ホームの利用を提案した。 おおよそ出所３か月後に近隣市町にある養護老人ホームへ措置入所し、現在も入所している。
（養護老人ホーム措置の事例） 長年ホームレス生活をされており、住民票が置いてあるＡ市には居住実態がなく、Ａ市に措置を断られた。その為、本籍地（同じ県内）のＢ市に措置の相談をしたが、住民票地でないことを理由に措置を断られたた。Ａ市よりも、本籍地のあるＢ市に長年暮らされていた事もあって、最終的には、県に直接相談をし、県の担当者がＢ市に措置主体を指示し、Ｂ市の措置で入所が決定した。
措置の実施主体について、矯正施設の所在地と帰住先の受入施設所在地の市で調整がつかず、県に相談して決定した。
・住民票のある市町に相談するが、帰住先の市町に相談してくださいと言われ、帰住先の市町に相談に行くもうちは関係ないと言われる。県・国に確認してもらい、最終、市町同士で話してもらい決まる。 ・矯正施設入所中に相談。介護保険を申請してくださいと言われ申請。要支援がでる。急に介護保険を利用した施設を探してくださいと言われる。介護保険の施設をいくつか当たるが受入れ先見つからない事を報告。どこにあたったのかを教えて・家には帰れないの？等言われる。
対象者は、出所後は生まれ故郷であるＡ市の養護老人ホームに帰住希望であったが、Ａ市の住所は職権消除され、現住所は前刑時に利用した更生保護施設（Ｂ市）に設定されたままとなっていた。出所日時点でＡ市内の養護老人ホームは満床であったため、Ａ市役所等と相談し、Ａ市内の施設に空きが出るまでの間、Ａ市の措置によりＢ市内の養護老人ホームに入所することとなった。その後、各関係機関との調整を経て、Ａ市内の養護老人ホームに入所するに至った。
コーディネート業務において、刑務所入所前の住民票所在地である A 市に相談したところ、居住実態がないため、住所不定扱いになるとの説明を受ける。出所後に、帰住した先の自治体が措置元になるとのことだった。 調整の結果、出所当日より、B 市内の更生保護施設に入所することになった。B 市に措置の相談を行う。この時点で、措置入所先は決定していない。 その後、受入れ先調整を行い、C 市内の養護老人ホームより内諾を得る。改めて、B 市に相談し、B 市が措置の実施主体となる。諸手続き完了後、C 市内の養護老人ホームへ入所となった。
住所地・逮捕地・逮捕前直前の生活はＡ市であったが、本人は 15 年間刑務所に服役。Ａ市としては、刑務所所在地が遠方であり、現実的に会ってからの調査は困難であること、本人が定着の支援を受けなかったから刑務所所在地での申請になるのではないかとのことを言われるも、住所地・逮捕地がＡ市にある以上、他に相談できる根拠がなく調整が難航した。Ａ市から平成 19 年の老人保護措置事務の手引きを出され「65 歳以上の者が居住地を有するときは、その居住地の市町が、居住地を有しないか、又は明らかでないときは、その現在地の市町が行うものとする。」との記載あり。それを持って、刑務所所在地市町村へ確認すると、仕方がないと理解を示して頂いた。入所施設については、本人の希望地域と近い施設を選択し、刑務所所在地市町村も連携があるからとの理解はスムーズであった。
透析治療が必要なため、医療機関と施設との兼ね合いがあり、調整に難渋したケースがあった。
元々、障害者のグループホームに入居していたが、問題行動が多発したため、退所せざるを得なくなった。頼れる親族もおらず、転居先を急遽確保できなかったこともあり、本人が年齢や制度の適用範囲で入居検討できる養護老人ホームを措置実施主体の自治体に依頼した。だが、措置実施主体の自治体より、「検討しうる障害者のグループホームや有料老人ホーム等の民間入居施設への入所調整を行い、全てから受け入れを断られた上で、再度相談しないと検討することが難しい」と説明があったため、県内全ての対象施設へ調整、依頼したことで、措置入所に至った。

Q18-1-1 措置を目的として、帰住先が「養護老人ホーム」のケース

[redacted]市

※82 ケースについて、回答が得られた

Q18-1-2 措置を目的として、帰住先が「救護施設」のケース

[redacted]市

※63 ケースについて、回答が得られた

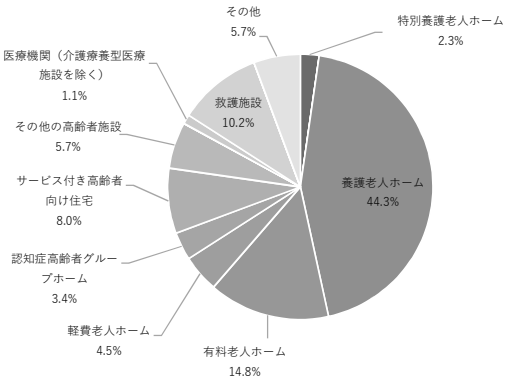
（3）受入施設票 集計

Q1 貴施設･事業所の概要についてお尋ねします。

Q1-1 サービス種別

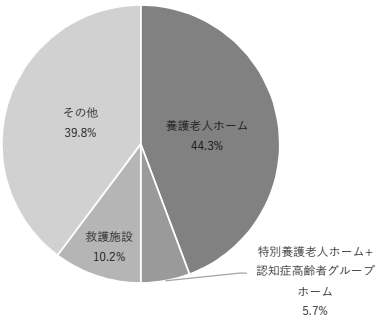
<全体>

	件数	割合 N=90	割合（除無回答） N=88
特別養護老人ホーム	2	2.2	2.3
介護老人保健施設	0	0.0	0.0
介護療養型医療施設	0	0.0	0.0
介護医療院	0	0.0	0.0
養護老人ホーム	39	43.3	44.3
有料老人ホーム	13	14.4	14.8
軽費老人ホーム	4	4.4	4.5
認知症高齢者グループホーム	3	3.3	3.4
サービス付き高齢者向け住宅	7	7.8	8.0
その他の高齢者施設	5	5.6	5.7
障害者支援施設	0	0.0	0.0
医療機関（介護療養型医療施設を除く）	1	1.1	1.1
救護施設	9	10.0	10.2
「13.救護施設」以外の生活保護法に基づく保護施設	0	0.0	0.0
その他	5	5.6	5.7
無回答	2	2.2	–
全体	90	100.0	100.0



<4分類>

	件数	割合 N=90	割合（除無回答） N=88
養護老人ホーム	39	43.3	44.3
特別養護老人ホーム+認知症高齢者グループホーム	5	5.6	5.7
救護施設	9	10.0	10.2
その他	35	38.9	39.8
無回答	2	2.2	–
全体	90	100.0	100.0



Q1-3 人員体制

Q1-3-1 総数（実人数）

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
2494	28.0	121	2	24.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
1053	27.0	55	7	25.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
142	28.4	37	20	26.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
382	42.4	121	14	34.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
797.0	23.4	101	2	16.0

Q1-3-2 認知症に関する研修の受講歴について

職員総数のうち、受講歴が全くない職員数

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
1279	15.0	86	1	8.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
568	14.9	45	1	10.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
90	18.0	35	1	14.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
166	23.7	39	5	13.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
371.0	11.2	86	1	6.0

職員総数のうち、受講歴のある職員数

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
883	10.5	40	1	6.5

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
454	11.9	40	2	10.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
52	10.4	23	2	12.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
29	4.8	23	1	0.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
312.0	9.5	36	1	6.5

①うち、認知症介護研修の修了歴について

受講歴のある職員数のうち、認知症介護基礎研修の修了歴のない職員数

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
445	7.7	35	1	2.5

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
277	9.9	35	1	0.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
26	6.5	19	2	2.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
120.0	5.5	18	1	0.0

受講歴のある職員数のうち、認知症介護基礎研修までの修了者数

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
95	1.6	10	1	0.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
49	1.8	10	1	0.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
7	1.8	5	2	0.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
3	1.5	3	3	0.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
31.0	1.4	9	1	0.0

受講歴のある職員数のうち、認知症介護実践者研修までの修了者数

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
127	2.2	15	1	1.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
69	2.5	12	1	0.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
15	3.8	9	2	2.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
2	1.0	2	2	0.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
34.0	1.5	15	1	0.0

受講歴のある職員数のうち、認知症介護実践リーダー研修までの修了者数

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
39	0.7	4	1	0.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
21	0.8	4	1	0.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
4	1.0	3	1	0.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
12.0	0.5	2	1	0.0

受講歴のある職員数のうち、認知症介護指導者養成研修までの修了者数

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
3	0.1	1	1	0.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
2	0.1	1	1	0.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
1.0	0.0	1	1	0.0

②うち、認知症サポーター養成講座の受講歴について

受講歴のある職員数（受講中も含む）

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
278	4.5	40	1	1.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
153	5.3	40	1	0.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
24	6.0	15	2	2.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
6	2.0	5	1	0.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
88.0	3.7	17	1	0.0

③うち、キャラバン・メイト養成研修の受講歴について

受講歴のある職員数（受講中も含む）

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
135	2.1	40	1	0.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
97	3.2	40	1	0.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
3	0.8	2	1	0.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.3	1	1	0.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
30.0	1.2	15	1	0.0

④うち、認知症地域支援推進員研修の受講歴について

受講歴のある職員数（受講中も含む）

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
8	0.1	5	1	0.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
2	0.1	1	1	0.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
6.0	0.3	5	1	0.0

⑤うち、認知症ケア専門士など、その他の認知症に関する研修の受講歴について

受講歴のある職員数（受講中も含む）

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
154	2.4	28	1	0.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
84	2.8	28	1	0.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.3	1	1	0.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
69.0	2.7	26	1	0.0

Q2 過去５年間のうち、刑務所出所後の者の受入依頼の実績について、お尋ねします。

Q2-1 依頼の数

Q2-1-1受け入れの依頼のあった数

総数

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
350	3.9	27	1	2.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
146	3.7	17	1	2.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
7	1.4	2	1	1.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
53	5.9	23	2	2.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
140	4.0	27	1	2.0

① 「総数」のうち、高齢者（65歳以上）の者

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
270	3.0	18	1	2.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
139	3.7	17	1	2.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
6	1.2	2	1	1.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
23	2.6	9	1	2.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
100	2.9	18	1	2.0

「①」のうち、認知症（傾向・疑いも含む）のあった者

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
107	1.2	11	1	0.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
40	1.1	5	1	0.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
6	1.2	2	1	0.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.1	1	1	2.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
60	1.7	11	1	0.0

② 「総数」のうち、65歳未満の者

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
80	0.9	17	1	0.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
7	0.2	6	1	0.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.2	1	1	0.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
30	3.3	17	1	2.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
40	1.1	12	1	0.0

「②」のうち、若年性認知症（傾向・疑いも含む）のあった者

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
7	0.1	2	1	0.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.2	1	1	0.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
5	0.1	2	1	0.0

Q2-1-2依頼があった機関別の数

総数

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
346	3.9	27	1	2.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
146	3.7	17	1	2.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
7	1.4	2	1	1.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
53	5.9	23	2	2.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
136	4.0	27	1	2.0

地域生活定着支援センター

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
197	2.2	17	1	1.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
88	2.3	17	1	1.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
5	1.0	2	1	1.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
28	3.1	12	1	2.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
72	2.1	12	1	1.0

刑務所

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
23	0.3	4	1	0.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
5	0.1	2	1	0.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.2	1	1	0.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
17	0.5	4	1	0.0

更生保護施設

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
22	0.3	5	1	0.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
10	0.3	5	1	0.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.2	1	1	0.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.1	1	1	0.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
9	0.3	3	1	0.0

自立準備ホーム

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
32	0.4	25	1	0.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
6	0.2	5	1	0.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
26	0.8	25	1	0.0

その他

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
73	0.8	20	1	0.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
37	1.0	6	1	0.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
24	2.7	20	1	1.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
12	0.4	10	1	0.0

Q3　過去５年間のうち、刑務所出所後の者を受け入れた実績について、お尋ねします。

Q3-1-1 矯正施設（刑務所）を出所した後に受け入れた数

総数

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
292	3.3	25	1	2.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
123	3.2	16	1	2.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
7	1.4	2	1	1.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
49	5.4	19	1	3.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
110	3.1	25	1	1.0

①「総数」のうち、高齢者（65歳以上）の者

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
222	2.5	16	1	1.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
116	3.1	16	1	2.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
6	1.2	2	1	1.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
22	2.4	9	1	1.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
76	2.2	13	1	1.0

「①」のうち、認知症（傾向・疑いも含む）のあった者

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
96	1.1	9	1	1.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
39	1.1	5	1	0.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
6	1.2	2	1	1.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.1	1	1	0.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
50	1.4	9	1	1.0

② 「総数」のうち、65歳未満の者

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
70	0.8	13	1	0.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
7	0.2	6	1	0.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.2	1	1	0.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
27	3.0	13	2	2.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
34	1.0	12	1	0.0

「②」のうち、若年性認知症（傾向・疑いも含む）のあった者

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
6	0.1	2	1	0.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.2	1	1	0.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
5	0.1	2	1	0.0

Q3-1-2 矯正施設（刑務所）を出所した者の受入を検討したが、断念した数

総数

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
62	0.7	7	1	0.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
26	0.7	7	1	0.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
12	1.5	5	1	0.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
24	0.7	7	1	0.0

① 「総数」のうち、高齢者（65歳以上）の者

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
48	0.6	6	1	0.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
22	0.6	4	1	0.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
4	0.5	3	1	0.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
22	0.6	6	1	0.0

「①」のうち、認知症（傾向・疑いも含む）のあった者

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
9	0.1	3	1	0.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
9	0.3	3	1	0.0

② 「総数」のうち、65歳未満の者

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
14	0.2	5	1	0.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
4	0.1	4	4	0.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
8	1.0	5	1	0.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
2	0.1	1	1	0.0

「②」のうち、若年性認知症（傾向・疑いも含む）のあった者

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

Q3-1-3 貴施設・事業所の介護サービスを利用していたが終了した数

総数

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
80	0.9	14	1	0.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
28	0.7	11	1	0.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
3	0.6	1	1	1.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
23	2.6	14	1	0.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
25	0.7	10	1	0.0

① 「総数」のうち、高齢者（65歳以上）の者

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
52	0.6	7	1	0.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
22	0.6	5	1	0.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
2	0.4	1	1	0.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
9	1.0	4	1	0.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
19	0.5	7	1	0.0

「①」のうち、認知症（傾向・疑いも含む）のあった者

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
26	0.3	5	1	0.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
8	0.2	2	1	0.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
2	0.4	1	1	0.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.1	1	1	0.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
15	0.4	5	1	0.0

② 「総数」のうち、65歳未満の者

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
28	0.3	10	1	0.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
6	0.2	6	6	0.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.2	1	1	0.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
14	1.6	10	1	0.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
6	0.2	3	1	0.0

「②」のうち、若年性認知症（傾向・疑いも含む）のあった者

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
2	0.0	1	1	0.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.2	1	1	0.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.0	1	1	0.0

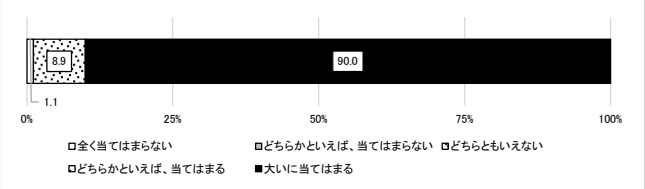
Q4 受入を検討するときに確認する項目についてお尋ねします。

Q4-1　受入を検討するときに確認する項目

1)定員の空き状況を必ず確認する。

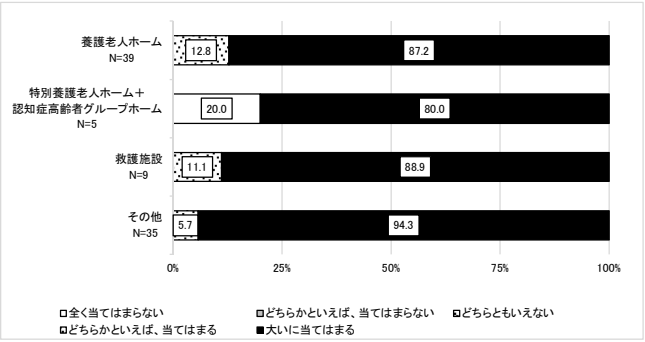
＜全体＞

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=90
全く当てはまらない	1	1.1	1.1
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまる	8	8.9	8.9
大いに当てはまる	81	90.0	90.0
無回答	0	0.0	－
全体	90	100.0	100.0



＜養護老人ホーム＞

	件数	割合 N=39	割合 （除無回答） N=39
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまる	5	12.8	12.8
大いに当てはまる	34	87.2	87.2
無回答	0	0.0	－
全体	39	100.0	100.0



＜特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム＞

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=5
全く当てはまらない	1	20.0	20.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまる	0	0.0	0.0
大いに当てはまる	4	80.0	80.0
無回答	0	0.0	－
全体	5	100.0	100.0

＜救護施設＞

	件数	割合 N=9	割合 （除無回答） N=9
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまる	1	11.1	11.1
大いに当てはまる	8	88.9	88.9
無回答	0	0.0	－
全体	9	100.0	100.0

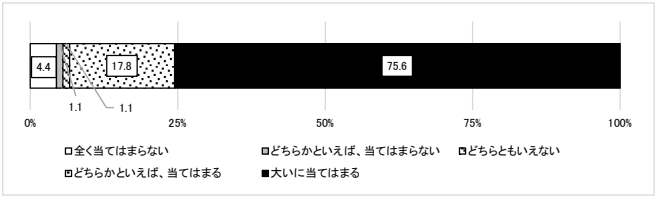
<その他>

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=35
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまる	2	5.7	5.7
大いに当てはまる	33	94.3	94.3
無回答	0	0.0	－
全体	35	100.0	100.0

2)候補者を受け入れる体制が整うか、を必ず確認する。

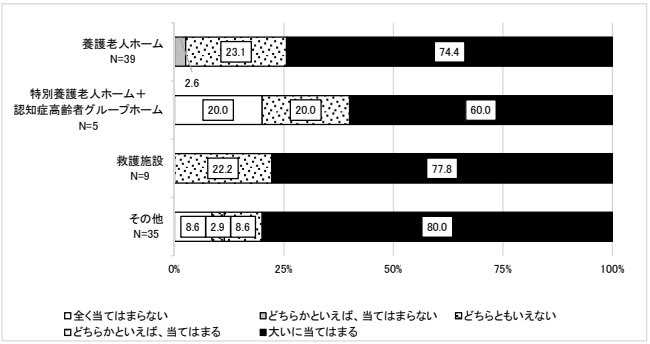
<全体>

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=90
全く当てはまらない	4	4.4	4.4
どちらかといえば、当てはまらない	1	1.1	1.1
どちらともいえない	1	1.1	1.1
どちらかといえば、当てはまる	16	17.8	17.8
大いに当てはまる	68	75.6	75.6
無回答	0	0.0	－
全体	90	100.0	100.0



<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=39	割合 （除無回答） N=39
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	1	2.6	2.6
どちらともいえない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまる	9	23.1	23.1
大いに当てはまる	29	74.4	74.4
無回答	0	0.0	－
全体	39	100.0	100.0



<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=5
全く当てはまらない	1	20.0	20.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまる	1	20.0	20.0
大いに当てはまる	3	60.0	60.0
無回答	0	0.0	－
全体	5	100.0	100.0

<救護施設>

	件数	割合 N=9	割合 （除無回答） N=9
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまる	2	22.2	22.2
大いに当てはまる	7	77.8	77.8
無回答	0	0.0	－
全体	9	100.0	100.0

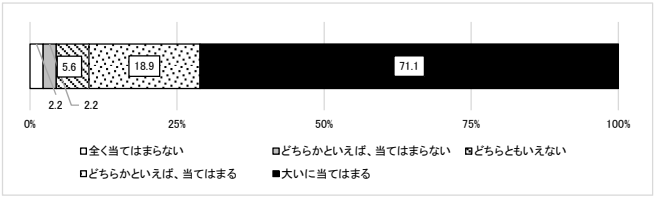
<その他>

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=35
全く当てはまらない	3	8.6	8.6
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	1	2.9	2.9
どちらかといえば、当てはまる	3	8.6	8.6
大いに当てはまる	28	80.0	80.0
無回答	0	0.0	－
全体	35	100.0	100.0

3)この介護サービス等を利用するという本人意思を必ず確認する。

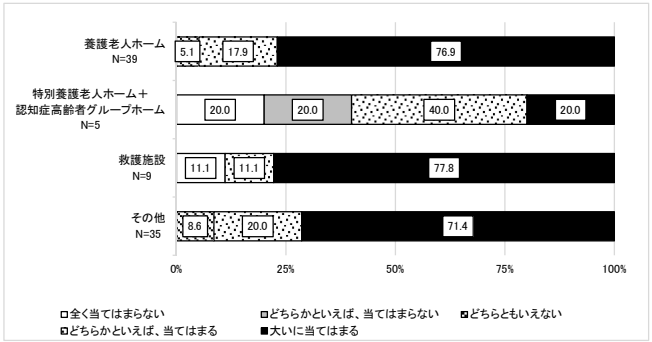
<全体>

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=90
全く当てはまらない	2	2.2	2.2
どちらかといえば、当てはまらない	2	2.2	2.2
どちらともいえない	5	5.6	5.6
どちらかといえば、当てはまる	17	18.9	18.9
大いに当てはまる	64	71.1	71.1
無回答	0	0.0	－
全体	90	100.0	100.0



<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=39	割合 （除無回答） N=39
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	2	5.1	5.1
どちらかといえば、当てはまる	7	17.9	17.9
大いに当てはまる	30	76.9	76.9
無回答	0	0.0	－
全体	39	100.0	100.0



<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=5
全く当てはまらない	1	20.0	20.0
どちらかといえば、当てはまらない	1	20.0	20.0
どちらともいえない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまる	2	40.0	40.0
大いに当てはまる	1	20.0	20.0
無回答	0	0.0	－
全体	5	100.0	100.0

<救護施設>

	件数	割合 N=9	割合 （除無回答） N=9
全く当てはまらない	1	11.1	11.1
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまる	1	11.1	11.1
大いに当てはまる	7	77.8	77.8
無回答	0	0.0	－
全体	9	100.0	100.0

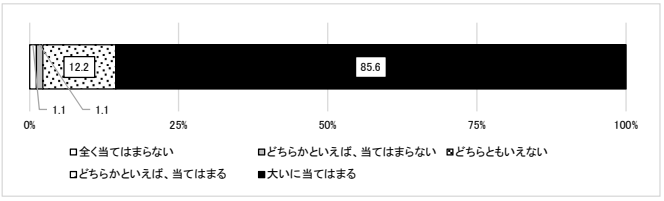
<その他>

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=35
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	3	8.6	8.6
どちらかといえば、当てはまる	7	20.0	20.0
大いに当てはまる	25	71.4	71.4
無回答	0	0.0	－
全体	35	100.0	100.0

4)候補者の身体疾患等の有無を必ず確認する。

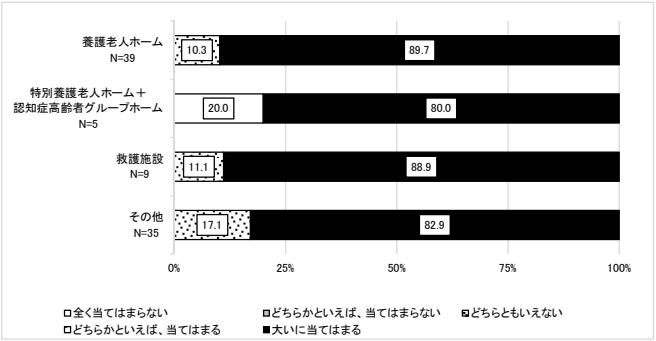
<全体>

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=90
全く当てはまらない	1	1.1	1.1
どちらかといえば、当てはまらない	1	1.1	1.1
どちらともいえない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまる	11	12.2	12.2
大いに当てはまる	77	85.6	85.6
無回答	0	0.0	－
全体	90	100.0	100.0



<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=39	割合 （除無回答） N=39
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまる	4	10.3	10.3
大いに当てはまる	35	89.7	89.7
無回答	0	0.0	－
全体	39	100.0	100.0



<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=5
全く当てはまらない	1	20.0	20.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまる	0	0.0	0.0
大いに当てはまる	4	80.0	80.0
無回答	0	0.0	－
全体	5	100.0	100.0

<救護施設>

	件数	割合 N=9	割合 （除無回答） N=9
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまる	1	11.1	11.1
大いに当てはまる	8	88.9	88.9
無回答	0	0.0	－
全体	9	100.0	100.0

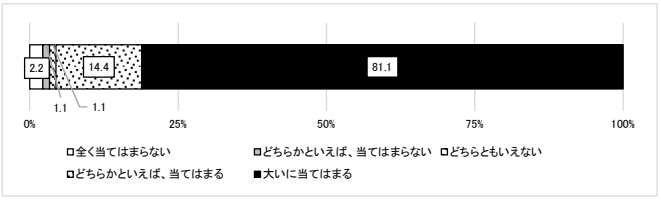
<その他>

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=35
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまる	6	17.1	17.1
大いに当てはまる	29	82.9	82.9
無回答	0	0.0	－
全体	35	100.0	100.0

5)候補者の精神疾患等の有無を必ず確認する。

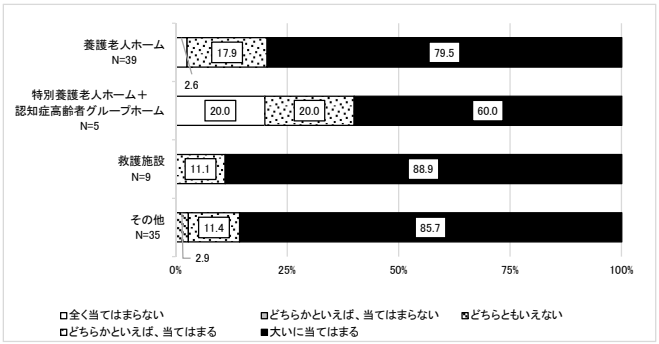
<全体>

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=90
全く当てはまらない	2	2.2	2.2
どちらかといえば、当てはまらない	1	1.1	1.1
どちらともいえない	1	1.1	1.1
どちらかといえば、当てはまる	13	14.4	14.4
大いに当てはまる	73	81.1	81.1
無回答	0	0.0	－
全体	90	100.0	100.0



<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=39	割合 （除無回答） N=39
全く当てはまらない	1	2.6	2.6
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまる	7	17.9	17.9
大いに当てはまる	31	79.5	79.5
無回答	0	0.0	－
全体	39	100.0	100.0



<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=5
全く当てはまらない	1	20.0	20.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまる	1	20.0	20.0
大いに当てはまる	3	60.0	60.0
無回答	0	0.0	－
全体	5	100.0	100.0

<救護施設>

	件数	割合 N=9	割合 （除無回答） N=9
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまる	1	11.1	11.1
大いに当てはまる	8	88.9	88.9
無回答	0	0.0	－
全体	9	100.0	100.0

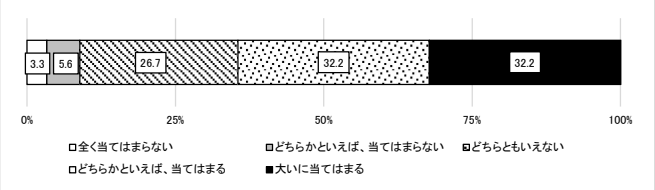
<その他>

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=35
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	1	2.9	2.9
どちらかといえば、当てはまる	4	11.4	11.4
大いに当てはまる	30	85.7	85.7
無回答	0	0.0	－
全体	35	100.0	100.0

6)認知症の確定診断の有無を必ず確認する。

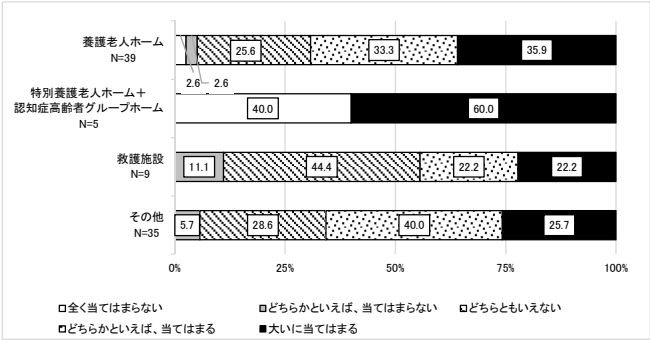
<全体>

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=90
全く当てはまらない	3	3.3	3.3
どちらかといえば、当てはまらない	5	5.6	5.6
どちらともいえない	24	26.7	26.7
どちらかといえば、当てはまる	29	32.2	32.2
大いに当てはまる	29	32.2	32.2
無回答	0	0.0	－
全体	90	100.0	100.0



<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=39	割合 （除無回答） N=39
全く当てはまらない	1	2.6	2.6
どちらかといえば、当てはまらない	1	2.6	2.6
どちらともいえない	10	25.6	25.6
どちらかといえば、当てはまる	13	33.3	33.3
大いに当てはまる	14	35.9	35.9
無回答	0	0.0	－
全体	39	100.0	100.0



<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=5
全く当てはまらない	2	40.0	40.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまる	0	0.0	0.0
大いに当てはまる	3	60.0	60.0
無回答	0	0.0	－
全体	5	100.0	100.0

<救護施設>

	件数	割合 N=9	割合 （除無回答） N=9
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	1	11.1	11.1
どちらともいえない	4	44.4	44.4
どちらかといえば、当てはまる	2	22.2	22.2
大いに当てはまる	2	22.2	22.2
無回答	0	0.0	－
全体	9	100.0	100.0

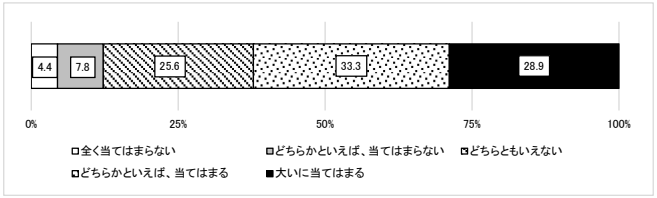
<その他>

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=35
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	2	5.7	5.7
どちらともいえない	10	28.6	28.6
どちらかといえば、当てはまる	14	40.0	40.0
大いに当てはまる	9	25.7	25.7
無回答	0	0.0	－
全体	35	100.0	100.0

7)認知症の症状が中程度以上か、を必ず確認する。（日常生活自立度（認知症）にてⅢｂ以上）

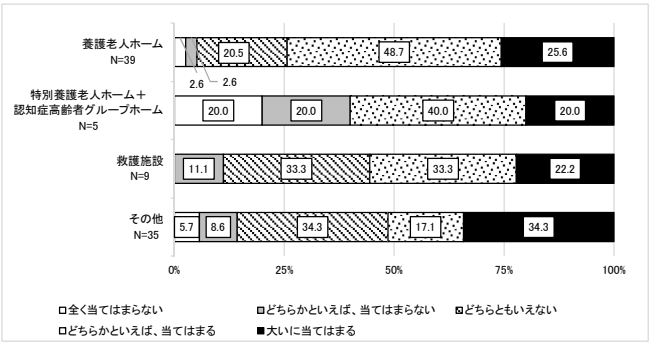
<全体>

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=90
全く当てはまらない	4	4.4	4.4
どちらかといえば、当てはまらない	7	7.8	7.8
どちらともいえない	23	25.6	25.6
どちらかといえば、当てはまる	30	33.3	33.3
大いに当てはまる	26	28.9	28.9
無回答	0	0.0	－
全体	90	100.0	100.0



<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=39	割合 （除無回答） N=39
全く当てはまらない	1	2.6	2.6
どちらかといえば、当てはまらない	1	2.6	2.6
どちらともいえない	8	20.5	20.5
どちらかといえば、当てはまる	19	48.7	48.7
大いに当てはまる	10	25.6	25.6
無回答	0	0.0	－
全体	39	100.0	100.0



<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=5
全く当てはまらない	1	20.0	20.0
どちらかといえば、当てはまらない	1	20.0	20.0
どちらともいえない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまる	2	40.0	40.0
大いに当てはまる	1	20.0	20.0
無回答	0	0.0	－
全体	5	100.0	100.0

<救護施設>

	件数	割合 N=9	割合 （除無回答） N=9
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	1	11.1	11.1
どちらともいえない	3	33.3	33.3
どちらかといえば、当てはまる	3	33.3	33.3
大いに当てはまる	2	22.2	22.2
無回答	0	0.0	－
全体	9	100.0	100.0

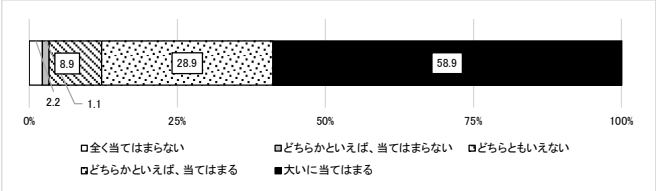
<その他>

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=35
全く当てはまらない	2	5.7	5.7
どちらかといえば、当てはまらない	3	8.6	8.6
どちらともいえない	12	34.3	34.3
どちらかといえば、当てはまる	6	17.1	17.1
大いに当てはまる	12	34.3	34.3
無回答	0	0.0	－
全体	35	100.0	100.0

8)候補者の面接のときの印象を必ず確認する。

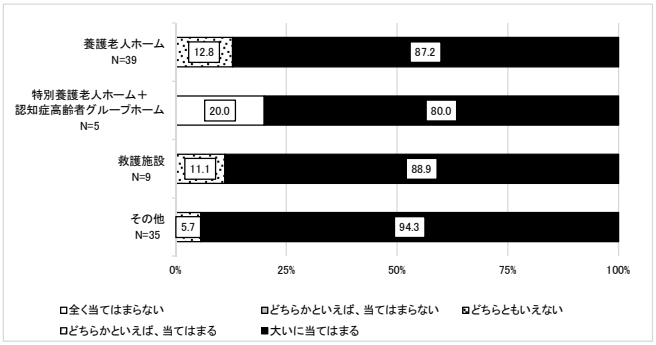
<全体>

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=90
全く当てはまらない	2	2.2	2.2
どちらかといえば、当てはまらない	1	1.1	1.1
どちらともいえない	8	8.9	8.9
どちらかといえば、当てはまる	26	28.9	28.9
大いに当てはまる	53	58.9	58.9
無回答	0	0.0	－
全体	90	100.0	100.0



<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=39	割合 （除無回答） N=39
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまる	5	12.8	12.8
大いに当てはまる	34	87.2	87.2
無回答	0	0.0	－
全体	39	100.0	100.0



<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=5
全く当てはまらない	1	20.0	20.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまる	0	0.0	0.0
大いに当てはまる	4	80.0	80.0
無回答	0	0.0	－
全体	5	100.0	100.0

<救護施設>

	件数	割合 N=9	割合 （除無回答） N=9
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまる	1	11.1	11.1
大いに当てはまる	8	88.9	88.9
無回答	0	0.0	－
全体	9	100.0	100.0

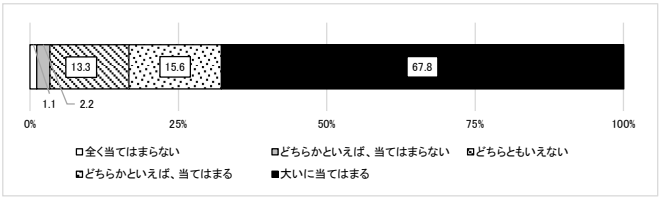
<その他>

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=35
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまる	2	5.7	5.7
大いに当てはまる	33	94.3	94.3
無回答	0	0.0	－
全体	35	100.0	100.0

9)候補者の罪名に凶悪犯罪が含まれているか、を必ず確認する。

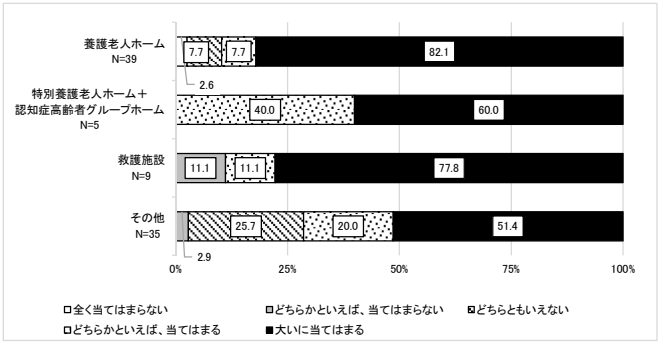
<全体>

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=90
全く当てはまらない	1	1.1	1.1
どちらかといえば、当てはまらない	2	2.2	2.2
どちらともいえない	12	13.3	13.3
どちらかといえば、当てはまる	14	15.6	15.6
大いに当てはまる	61	67.8	67.8
無回答	0	0.0	－
全体	90	100.0	100.0



<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=39	割合 （除無回答） N=39
全く当てはまらない	1	2.6	2.6
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	3	7.7	7.7
どちらかといえば、当てはまる	3	7.7	7.7
大いに当てはまる	32	82.1	82.1
無回答	0	0.0	－
全体	39	100.0	100.0



<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=5
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまる	2	40.0	40.0
大いに当てはまる	3	60.0	60.0
無回答	0	0.0	－
全体	5	100.0	100.0

<救護施設>

	件数	割合 N=9	割合 （除無回答） N=9
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	1	11.1	11.1
どちらともいえない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまる	1	11.1	11.1
大いに当てはまる	7	77.8	77.8
無回答	0	0.0	－
全体	9	100.0	100.0

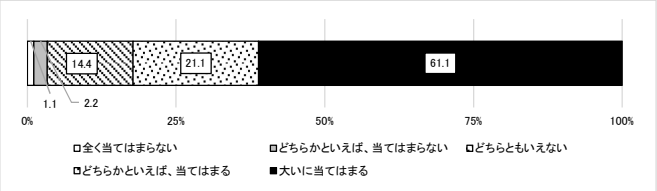
<その他>

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=35
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	1	2.9	2.9
どちらともいえない	9	25.7	25.7
どちらかといえば、当てはまる	7	20.0	20.0
大いに当てはまる	18	51.4	51.4
無回答	0	0.0	－
全体	35	100.0	100.0

10)候補者の罪名に性犯罪が含まれているか、を必ず確認する。

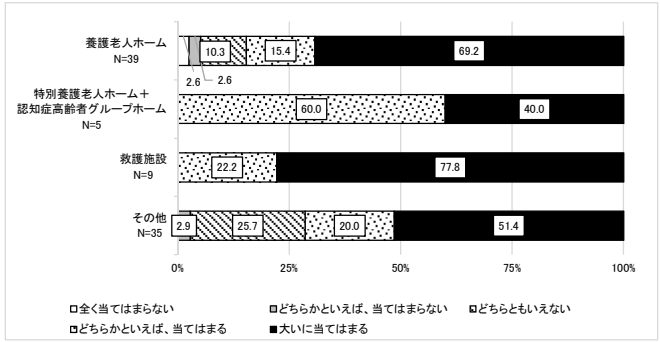
<全体>

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=90
全く当てはまらない	1	1.1	1.1
どちらかといえば、当てはまらない	2	2.2	2.2
どちらともいえない	13	14.4	14.4
どちらかといえば、当てはまる	19	21.1	21.1
大いに当てはまる	55	61.1	61.1
無回答	0	0.0	－
全体	90	100.0	100.0



<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=39	割合 （除無回答） N=39
全く当てはまらない	1	2.6	2.6
どちらかといえば、当てはまらない	1	2.6	2.6
どちらともいえない	4	10.3	10.3
どちらかといえば、当てはまる	6	15.4	15.4
大いに当てはまる	27	69.2	69.2
無回答	0	0.0	－
全体	39	100.0	100.0



<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=5
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまる	3	60.0	60.0
大いに当てはまる	2	40.0	40.0
無回答	0	0.0	－
全体	5	100.0	100.0

<救護施設>

	件数	割合 N=9	割合 （除無回答） N=9
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまる	2	22.2	22.2
大いに当てはまる	7	77.8	77.8
無回答	0	0.0	－
全体	9	100.0	100.0

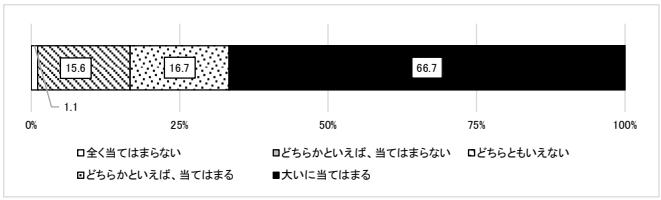
<その他>

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=35
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	1	2.9	2.9
どちらともいえない	9	25.7	25.7
どちらかといえば、当てはまる	7	20.0	20.0
大いに当てはまる	18	51.4	51.4
無回答	0	0.0	－
全体	35	100.0	100.0

11)候補者の罪名に粗暴犯罪が含まれているか、を必ず確認する。

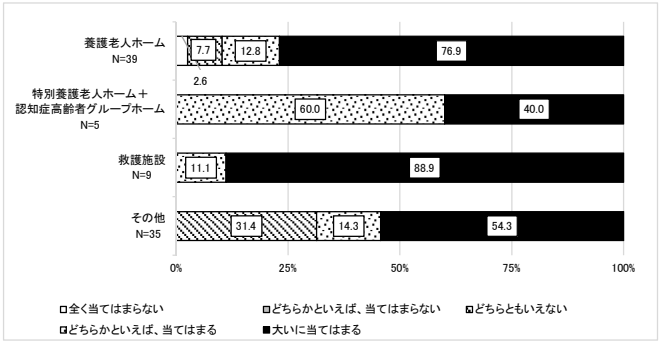
<全体>

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=90
全く当てはまらない	1	1.1	1.1
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	14	15.6	15.6
どちらかといえば、当てはまる	15	16.7	16.7
大いに当てはまる	60	66.7	66.7
無回答	0	0.0	－
全体	90	100.0	100.0



<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=39	割合 （除無回答） N=39
全く当てはまらない	1	2.6	2.6
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	3	7.7	7.7
どちらかといえば、当てはまる	5	12.8	12.8
大いに当てはまる	30	76.9	76.9
無回答	0	0.0	－
全体	39	100.0	100.0



<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=5
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまる	3	60.0	60.0
大いに当てはまる	2	40.0	40.0
無回答	0	0.0	－
全体	5	100.0	100.0

<救護施設>

	件数	割合 N=9	割合 （除無回答） N=9
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまる	1	11.1	11.1
大いに当てはまる	8	88.9	88.9
無回答	0	0.0	－
全体	9	100.0	100.0

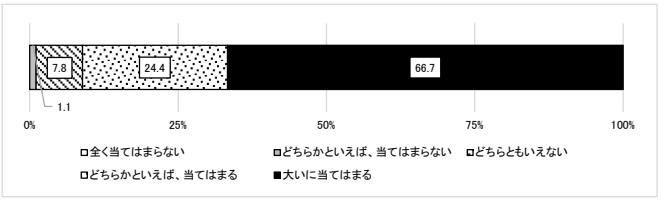
<その他>

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=35
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	11	31.4	31.4
どちらかといえば、当てはまる	5	14.3	14.3
大いに当てはまる	19	54.3	54.3
無回答	0	0.0	－
全体	35	100.0	100.0

12)候補者には、アルコール・薬物・ギャンブル癖への依存があるか、を必ず確認する。

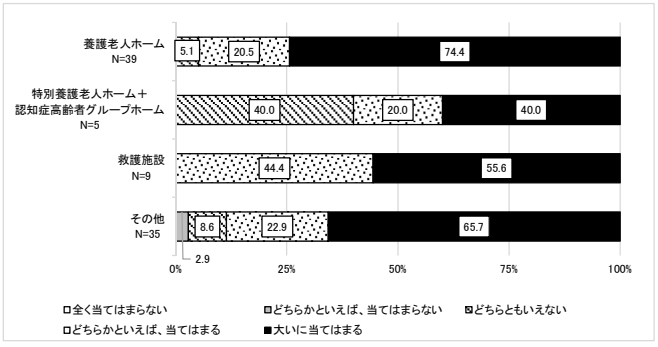
<全体>

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=90
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	1	1.1	1.1
どちらともいえない	7	7.8	7.8
どちらかといえば、当てはまる	22	24.4	24.4
大いに当てはまる	60	66.7	66.7
無回答	0	0.0	－
全体	90	100.0	100.0



<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=39	割合 （除無回答） N=39
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	2	5.1	5.1
どちらかといえば、当てはまる	8	20.5	20.5
大いに当てはまる	29	74.4	74.4
無回答	0	0.0	－
全体	39	100.0	100.0



<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=5
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	2	40.0	40.0
どちらかといえば、当てはまる	1	20.0	20.0
大いに当てはまる	2	40.0	40.0
無回答	0	0.0	－
全体	5	100.0	100.0

<救護施設>

	件数	割合 N=9	割合 （除無回答） N=9
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまる	4	44.4	44.4
大いに当てはまる	5	55.6	55.6
無回答	0	0.0	－
全体	9	100.0	100.0

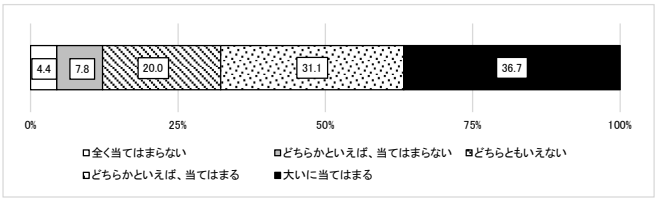
<その他>

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=35
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	1	2.9	2.9
どちらともいえない	3	8.6	8.6
どちらかといえば、当てはまる	8	22.9	22.9
大いに当てはまる	23	65.7	65.7
無回答	0	0.0	－
全体	35	100.0	100.0

13)候補者には、刑事施設での規律違反があるか、を必ず確認する。

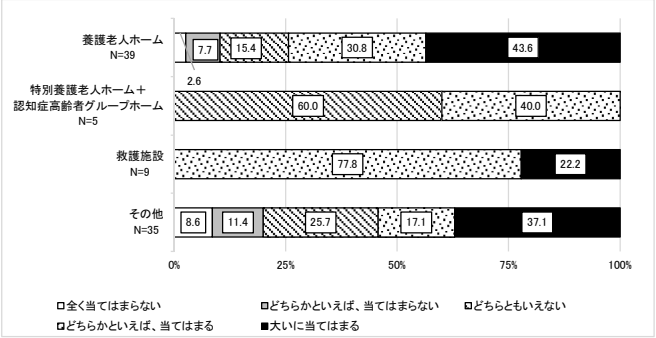
<全体>

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=90
全く当てはまらない	4	4.4	4.4
どちらかといえば、当てはまらない	7	7.8	7.8
どちらともいえない	18	20.0	20.0
どちらかといえば、当てはまる	28	31.1	31.1
大いに当てはまる	33	36.7	36.7
無回答	0	0.0	－
全体	90	100.0	100.0



<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=39	割合 （除無回答） N=39
全く当てはまらない	1	2.6	2.6
どちらかといえば、当てはまらない	3	7.7	7.7
どちらともいえない	6	15.4	15.4
どちらかといえば、当てはまる	12	30.8	30.8
大いに当てはまる	17	43.6	43.6
無回答	0	0.0	－
全体	39	100.0	100.0



<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=5
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	3	60.0	60.0
どちらかといえば、当てはまる	2	40.0	40.0
大いに当てはまる	0	0.0	0.0
無回答	0	0.0	－
全体	5	100.0	100.0

<救護施設>

	件数	割合 N=9	割合 （除無回答） N=9
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまる	7	77.8	77.8
大いに当てはまる	2	22.2	22.2
無回答	0	0.0	－
全体	9	100.0	100.0

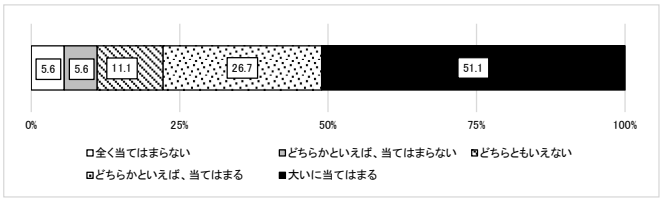
<その他>

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=35
全く当てはまらない	3	8.6	8.6
どちらかといえば、当てはまらない	4	11.4	11.4
どちらともいえない	9	25.7	25.7
どちらかといえば、当てはまる	6	17.1	17.1
大いに当てはまる	13	37.1	37.1
無回答	0	0.0	－
全体	35	100.0	100.0

14)候補者は、年金・社会保険に加入しているか、を必ず確認する。

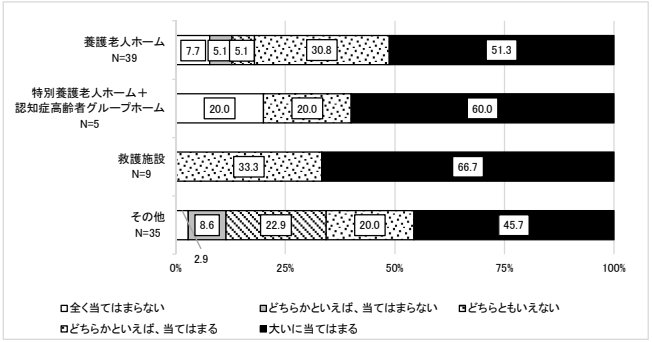
<全体>

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=90
全く当てはまらない	5	5.6	5.6
どちらかといえば、当てはまらない	5	5.6	5.6
どちらともいえない	10	11.1	11.1
どちらかといえば、当てはまる	24	26.7	26.7
大いに当てはまる	46	51.1	51.1
無回答	0	0.0	－
全体	90	100.0	100.0



<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=39	割合 （除無回答） N=39
全く当てはまらない	3	7.7	7.7
どちらかといえば、当てはまらない	2	5.1	5.1
どちらともいえない	2	5.1	5.1
どちらかといえば、当てはまる	12	30.8	30.8
大いに当てはまる	20	51.3	51.3
無回答	0	0.0	－
全体	39	100.0	100.0



<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=5
全く当てはまらない	1	20.0	20.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまる	1	20.0	20.0
大いに当てはまる	3	60.0	60.0
無回答	0	0.0	－
全体	5	100.0	100.0

<救護施設>

	件数	割合 N=9	割合 （除無回答） N=9
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまる	3	33.3	33.3
大いに当てはまる	6	66.7	66.7
無回答	0	0.0	－
全体	9	100.0	100.0

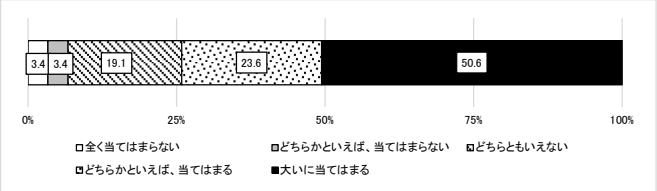
<その他>

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=35
全く当てはまらない	1	2.9	2.9
どちらかといえば、当てはまらない	3	8.6	8.6
どちらともいえない	8	22.9	22.9
どちらかといえば、当てはまる	7	20.0	20.0
大いに当てはまる	16	45.7	45.7
無回答	0	0.0	－
全体	35	100.0	100.0

15)候補者は、障害者手帳を持っているか、を必ず確認する。

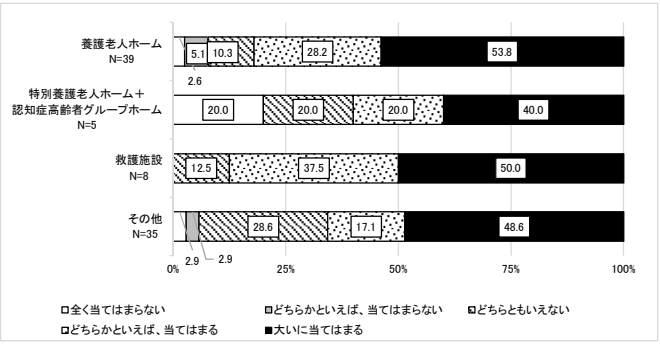
<全体>

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=89
全く当てはまらない	3	3.3	3.4
どちらかといえば、当てはまらない	3	3.3	3.4
どちらともいえない	17	18.9	19.1
どちらかといえば、当てはまる	21	23.3	23.6
大いに当てはまる	45	50.0	50.6
無回答	1	1.1	－
全体	90	100.0	100.0



<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=39	割合 （除無回答） N=39
全く当てはまらない	1	2.6	2.6
どちらかといえば、当てはまらない	2	5.1	5.1
どちらともいえない	4	10.3	10.3
どちらかといえば、当てはまる	11	28.2	28.2
大いに当てはまる	21	53.8	53.8
無回答	0	0.0	－
全体	39	100.0	100.0



<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=5
全く当てはまらない	1	20.0	20.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	1	20.0	20.0
どちらかといえば、当てはまる	1	20.0	20.0
大いに当てはまる	2	40.0	40.0
無回答	0	0.0	－
全体	5	100.0	100.0

<救護施設>

	件数	割合 N=9	割合 （除無回答） N=8
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	1	11.1	12.5
どちらかといえば、当てはまる	3	33.3	37.5
大いに当てはまる	4	44.4	50.0
無回答	1	11.1	－
全体	9	100.0	100.0

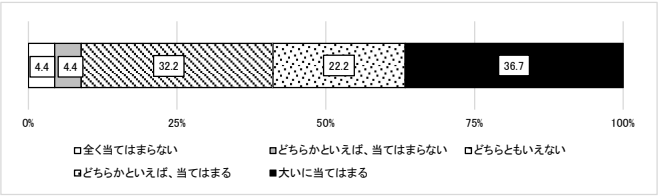
<その他>

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=35
全く当てはまらない	1	2.9	2.9
どちらかといえば、当てはまらない	1	2.9	2.9
どちらともいえない	10	28.6	28.6
どちらかといえば、当てはまる	6	17.1	17.1
大いに当てはまる	17	48.6	48.6
無回答	0	0.0	－
全体	35	100.0	100.0

16)候補者は、過去に暴力団に加入していたか、を必ず確認する。

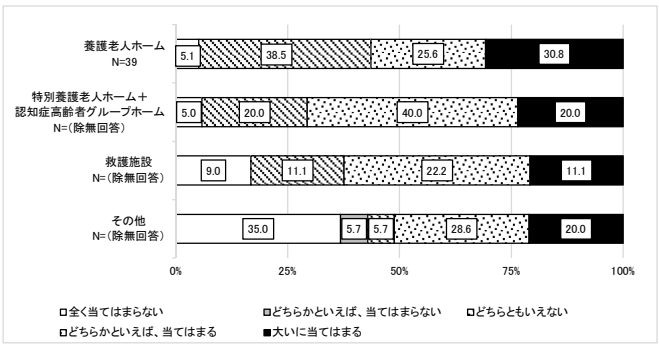
<全体>

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=90
全く当てはまらない	4	4.4	4.4
どちらかといえば、当てはまらない	4	4.4	4.4
どちらともいえない	29	32.2	32.2
どちらかといえば、当てはまる	20	22.2	22.2
大いに当てはまる	33	36.7	36.7
無回答	0	0.0	－
全体	90	100.0	100.0



<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=39	割合 （除無回答） N=39
全く当てはまらない	2	5.1	5.1
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	15	38.5	38.5
どちらかといえば、当てはまる	10	25.6	25.6
大いに当てはまる	12	30.8	30.8
無回答	0	0.0	－
全体	39	100.0	100.0



<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=5
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	1	20.0	20.0
どちらともいえない	2	40.0	40.0
どちらかといえば、当てはまる	1	20.0	20.0
大いに当てはまる	1	20.0	20.0
無回答	0	0.0	－
全体	5	100.0	100.0

<救護施設>

	件数	割合 N=9	割合 （除無回答） N=9
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	1	11.1	11.1
どちらともいえない	2	22.2	22.2
どちらかといえば、当てはまる	1	11.1	11.1
大いに当てはまる	5	55.6	55.6
無回答	0	0.0	－
全体	9	100.0	100.0

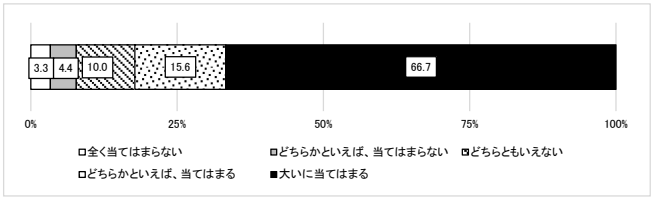
<その他>

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=35
全く当てはまらない	2	5.7	5.7
どちらかといえば、当てはまらない	2	5.7	5.7
どちらともいえない	10	28.6	28.6
どちらかといえば、当てはまる	7	20.0	20.0
大いに当てはまる	14	40.0	40.0
無回答	0	0.0	－
全体	35	100.0	100.0

17)候補者には、緊急時の連絡先（身元引受人等）があるか、を必ず確認する。

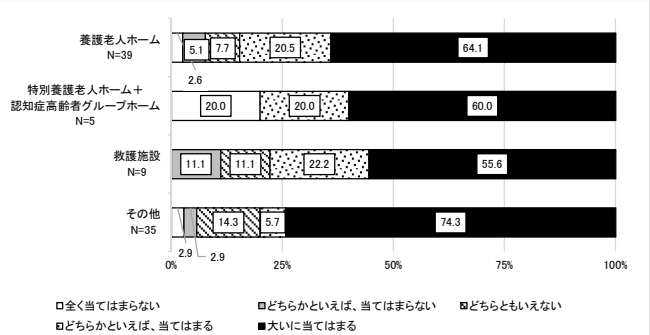
<全体>

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=90
全く当てはまらない	3	3.3	3.3
どちらかといえば、当てはまらない	4	4.4	4.4
どちらともいえない	9	10.0	10.0
どちらかといえば、当てはまる	14	15.6	15.6
大いに当てはまる	60	66.7	66.7
無回答	0	0.0	－
全体	90	100.0	100.0



<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=39	割合 （除無回答） N=39
全く当てはまらない	1	2.6	2.6
どちらかといえば、当てはまらない	2	5.1	5.1
どちらともいえない	3	7.7	7.7
どちらかといえば、当てはまる	8	20.5	20.5
大いに当てはまる	25	64.1	64.1
無回答	0	0.0	－
全体	39	100.0	100.0



<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=5
全く当てはまらない	1	20.0	20.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまる	1	20.0	20.0
大いに当てはまる	3	60.0	60.0
無回答	0	0.0	－
全体	5	100.0	100.0

<救護施設>

	件数	割合 N=9	割合 （除無回答） N=9
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	1	11.1	11.1
どちらともいえない	1	11.1	11.1
どちらかといえば、当てはまる	2	22.2	22.2
大いに当てはまる	5	55.6	55.6
無回答	0	0.0	－
全体	9	100.0	100.0

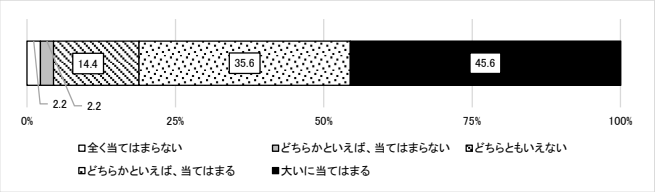
<その他>

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=35
全く当てはまらない	1	2.9	2.9
どちらかといえば、当てはまらない	1	2.9	2.9
どちらともいえない	5	14.3	14.3
どちらかといえば、当てはまる	2	5.7	5.7
大いに当てはまる	26	74.3	74.3
無回答	0	0.0	－
全体	35	100.0	100.0

18)地域生活定着支援センター等の関与があるか、を必ず確認する。

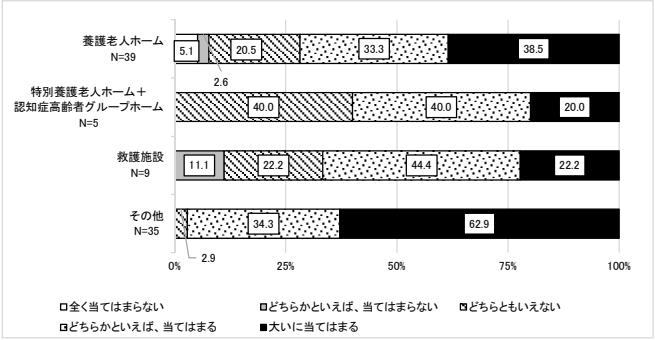
<全体>

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=90
全く当てはまらない	2	2.2	2.2
どちらかといえば、当てはまらない	2	2.2	2.2
どちらともいえない	13	14.4	14.4
どちらかといえば、当てはまる	32	35.6	35.6
大いに当てはまる	41	45.6	45.6
無回答	0	0.0	－
全体	90	100.0	100.0



<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=39	割合 （除無回答） N=39
全く当てはまらない	2	5.1	5.1
どちらかといえば、当てはまらない	1	2.6	2.6
どちらともいえない	8	20.5	20.5
どちらかといえば、当てはまる	13	33.3	33.3
大いに当てはまる	15	38.5	38.5
無回答	0	0.0	－
全体	39	100.0	100.0



<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=5
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	2	40.0	40.0
どちらかといえば、当てはまる	2	40.0	40.0
大いに当てはまる	1	20.0	20.0
無回答	0	0.0	－
全体	5	100.0	100.0

<救護施設>

	件数	割合 N=9	割合 （除無回答） N=9
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	1	11.1	11.1
どちらともいえない	2	22.2	22.2
どちらかといえば、当てはまる	4	44.4	44.4
大いに当てはまる	2	22.2	22.2
無回答	0	0.0	－
全体	9	100.0	100.0

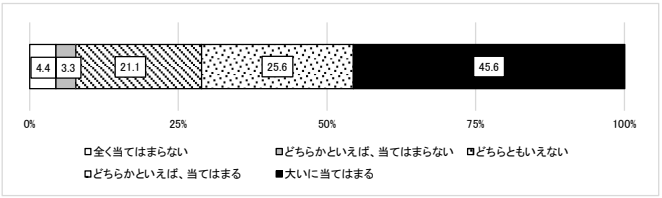
<その他>

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=35
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	1	2.9	2.9
どちらかといえば、当てはまる	12	34.3	34.3
大いに当てはまる	22	62.9	62.9
無回答	0	0.0	－
全体	35	100.0	100.0

19)候補者には、前科等が多いか、を必ず確認する。

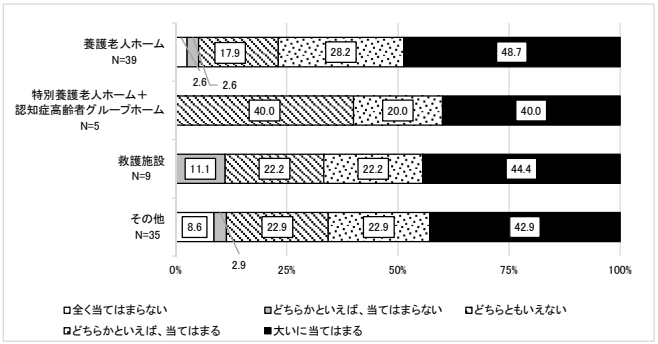
<全体>

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=90
全く当てはまらない	4	4.4	4.4
どちらかといえば、当てはまらない	3	3.3	3.3
どちらともいえない	19	21.1	21.1
どちらかといえば、当てはまる	23	25.6	25.6
大いに当てはまる	41	45.6	45.6
無回答	0	0.0	－
全体	90	100.0	100.0



<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=39	割合 （除無回答） N=39
全く当てはまらない	1	2.6	2.6
どちらかといえば、当てはまらない	1	2.6	2.6
どちらともいえない	7	17.9	17.9
どちらかといえば、当てはまる	11	28.2	28.2
大いに当てはまる	19	48.7	48.7
無回答	0	0.0	－
全体	39	100.0	100.0



<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=5
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	2	40.0	40.0
どちらかといえば、当てはまる	1	20.0	20.0
大いに当てはまる	2	40.0	40.0
無回答	0	0.0	－
全体	5	100.0	100.0

<救護施設>

	件数	割合 N=9	割合 （除無回答） N=9
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	1	11.1	11.1
どちらともいえない	2	22.2	22.2
どちらかといえば、当てはまる	2	22.2	22.2
大いに当てはまる	4	44.4	44.4
無回答	0	0.0	－
全体	9	100.0	100.0

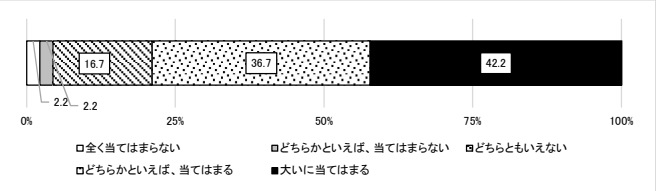
<その他>

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=35
全く当てはまらない	3	8.6	8.6
どちらかといえば、当てはまらない	1	2.9	2.9
どちらともいえない	8	22.9	22.9
どちらかといえば、当てはまる	8	22.9	22.9
大いに当てはまる	15	42.9	42.9
無回答	0	0.0	－
全体	35	100.0	100.0

20)候補者には、借金があるか、を必ず確認する。

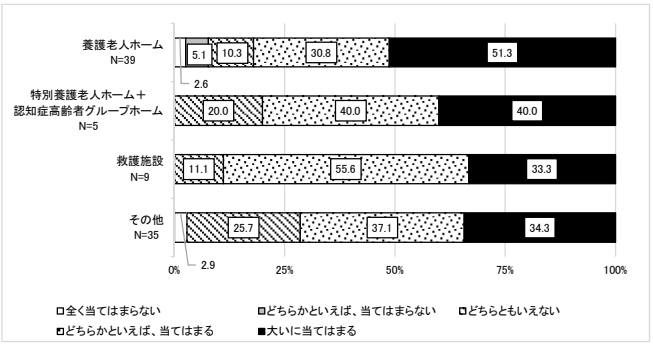
<全体>

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=90
全く当てはまらない	2	2.2	2.2
どちらかといえば、当てはまらない	2	2.2	2.2
どちらともいえない	15	16.7	16.7
どちらかといえば、当てはまる	33	36.7	36.7
大いに当てはまる	38	42.2	42.2
無回答	0	0.0	－
全体	90	100.0	100.0



<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=39	割合 （除無回答） N=39
全く当てはまらない	1	2.6	2.6
どちらかといえば、当てはまらない	2	5.1	5.1
どちらともいえない	4	10.3	10.3
どちらかといえば、当てはまる	12	30.8	30.8
大いに当てはまる	20	51.3	51.3
無回答	0	0.0	－
全体	39	100.0	100.0



<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=5
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	1	20.0	20.0
どちらかといえば、当てはまる	2	40.0	40.0
大いに当てはまる	2	40.0	40.0
無回答	0	0.0	－
全体	5	100.0	100.0

<救護施設>

	件数	割合 N=9	割合 （除無回答） N=9
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	1	11.1	11.1
どちらかといえば、当てはまる	5	55.6	55.6
大いに当てはまる	3	33.3	33.3
無回答	0	0.0	－
全体	9	100.0	100.0

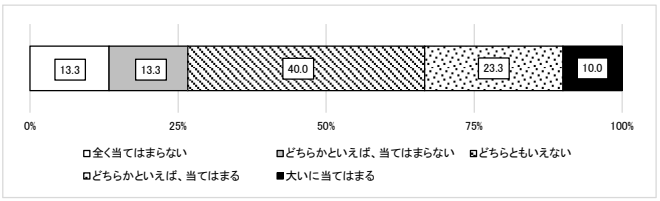
<その他>

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=35
全く当てはまらない	1	2.9	2.9
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	9	25.7	25.7
どちらかといえば、当てはまる	13	37.1	37.1
大いに当てはまる	12	34.3	34.3
無回答	0	0.0	－
全体	35	100.0	100.0

21)候補者には、住所不定だった時期があるか、を必ず確認する。

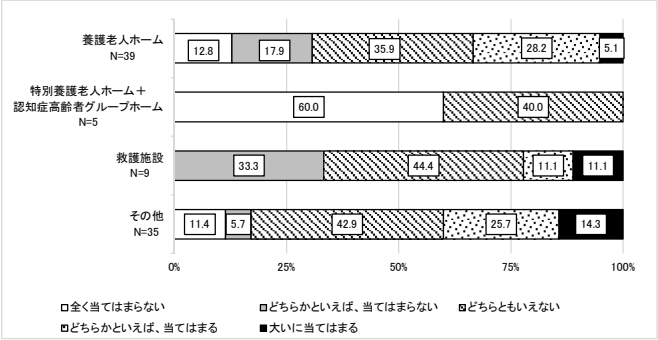
<全体>

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=90
全く当てはまらない	12	13.3	13.3
どちらかといえば、当てはまらない	12	13.3	13.3
どちらともいえない	36	40.0	40.0
どちらかといえば、当てはまる	21	23.3	23.3
大いに当てはまる	9	10.0	10.0
無回答	0	0.0	－
全体	90	100.0	100.0



<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=39	割合 （除無回答） N=39
全く当てはまらない	5	12.8	12.8
どちらかといえば、当てはまらない	7	17.9	17.9
どちらともいえない	14	35.9	35.9
どちらかといえば、当てはまる	11	28.2	28.2
大いに当てはまる	2	5.1	5.1
無回答	0	0.0	－
全体	39	100.0	100.0



<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=5
全く当てはまらない	3	60.0	60.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	2	40.0	40.0
どちらかといえば、当てはまる	0	0.0	0.0
大いに当てはまる	0	0.0	0.0
無回答	0	0.0	－
全体	5	100.0	100.0

<救護施設>

	件数	割合 N=9	割合 （除無回答） N=9
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	3	33.3	33.3
どちらともいえない	4	44.4	44.4
どちらかといえば、当てはまる	1	11.1	11.1
大いに当てはまる	1	11.1	11.1
無回答	0	0.0	－
全体	9	100.0	100.0

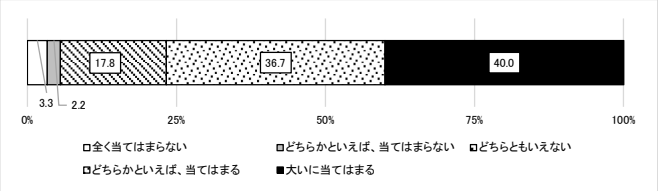
<その他>

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=35
全く当てはまらない	4	11.4	11.4
どちらかといえば、当てはまらない	2	5.7	5.7
どちらともいえない	15	42.9	42.9
どちらかといえば、当てはまる	9	25.7	25.7
大いに当てはまる	5	14.3	14.3
無回答	0	0.0	－
全体	35	100.0	100.0

22)刑務所内の生活状況について十分な情報が得られるか、を必ず確認する。

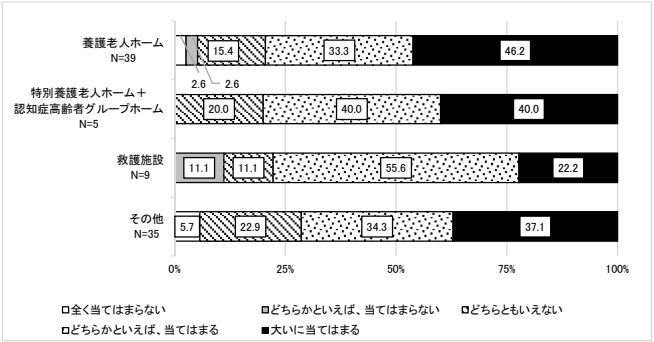
<全体>

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=90
全く当てはまらない	3	3.3	3.3
どちらかといえば、当てはまらない	2	2.2	2.2
どちらともいえない	16	17.8	17.8
どちらかといえば、当てはまる	33	36.7	36.7
大いに当てはまる	36	40.0	40.0
無回答	0	0.0	－
全体	90	100.0	100.0



<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=39	割合 （除無回答） N=39
全く当てはまらない	1	2.6	2.6
どちらかといえば、当てはまらない	1	2.6	2.6
どちらともいえない	6	15.4	15.4
どちらかといえば、当てはまる	13	33.3	33.3
大いに当てはまる	18	46.2	46.2
無回答	0	0.0	－
全体	39	100.0	100.0



<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=5
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	1	20.0	20.0
どちらかといえば、当てはまる	2	40.0	40.0
大いに当てはまる	2	40.0	40.0
無回答	0	0.0	－
全体	5	100.0	100.0

<救護施設>

	件数	割合 N=9	割合 （除無回答） N=9
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	1	11.1	11.1
どちらともいえない	1	11.1	11.1
どちらかといえば、当てはまる	5	55.6	55.6
大いに当てはまる	2	22.2	22.2
無回答	0	0.0	－
全体	9	100.0	100.0

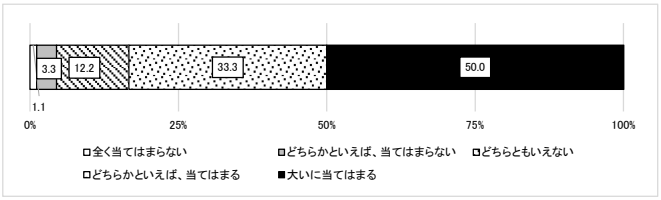
<その他>

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=35
全く当てはまらない	2	5.7	5.7
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	8	22.9	22.9
どちらかといえば、当てはまる	12	34.3	34.3
大いに当てはまる	13	37.1	37.1
無回答	0	0.0	－
全体	35	100.0	100.0

23)刑務所内の医療情報について十分な情報が得られるか、を必ず確認する。

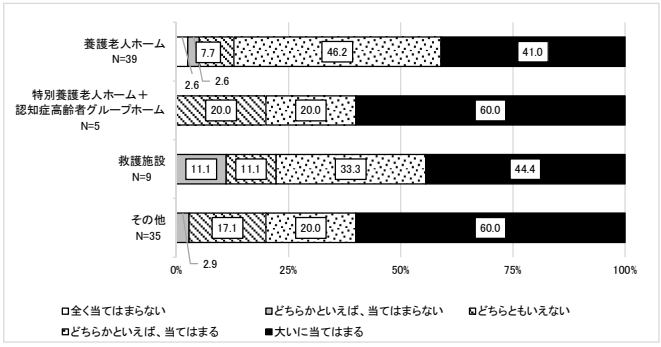
<全体>

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=90
全く当てはまらない	1	1.1	1.1
どちらかといえば、当てはまらない	3	3.3	3.3
どちらともいえない	11	12.2	12.2
どちらかといえば、当てはまる	30	33.3	33.3
大いに当てはまる	45	50.0	50.0
無回答	0	0.0	－
全体	90	100.0	100.0



<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=39	割合 （除無回答） N=39
全く当てはまらない	1	2.6	2.6
どちらかといえば、当てはまらない	1	2.6	2.6
どちらともいえない	3	7.7	7.7
どちらかといえば、当てはまる	18	46.2	46.2
大いに当てはまる	16	41.0	41.0
無回答	0	0.0	－
全体	39	100.0	100.0



<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=5
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	1	20.0	20.0
どちらかといえば、当てはまる	1	20.0	20.0
大いに当てはまる	3	60.0	60.0
無回答	0	0.0	－
全体	5	100.0	100.0

<救護施設>

	件数	割合 N=9	割合 （除無回答） N=9
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	1	11.1	11.1
どちらともいえない	1	11.1	11.1
どちらかといえば、当てはまる	3	33.3	33.3
大いに当てはまる	4	44.4	44.4
無回答	0	0.0	－
全体	9	100.0	100.0

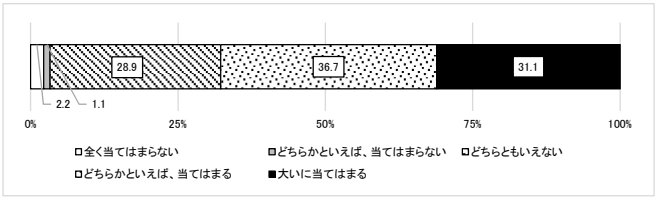
<その他>

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=35
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	1	2.9	2.9
どちらともいえない	6	17.1	17.1
どちらかといえば、当てはまる	7	20.0	20.0
大いに当てはまる	21	60.0	60.0
無回答	0	0.0	－
全体	35	100.0	100.0

24)候補者には、自立する意思があるか、を必ず確認する。

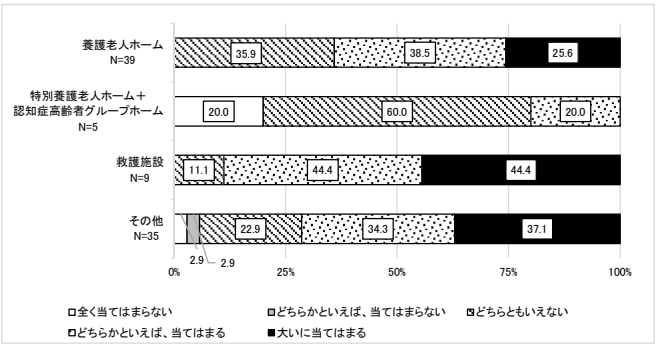
<全体>

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=90
全く当てはまらない	2	2.2	2.2
どちらかといえば、当てはまらない	1	1.1	1.1
どちらともいえない	26	28.9	28.9
どちらかといえば、当てはまる	33	36.7	36.7
大いに当てはまる	28	31.1	31.1
無回答	0	0.0	－
全体	90	100.0	100.0



<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=39	割合 （除無回答） N=39
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	14	35.9	35.9
どちらかといえば、当てはまる	15	38.5	38.5
大いに当てはまる	10	25.6	25.6
無回答	0	0.0	－
全体	39	100.0	100.0



<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=5
全く当てはまらない	1	20.0	20.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	3	60.0	60.0
どちらかといえば、当てはまる	1	20.0	20.0
大いに当てはまる	0	0.0	0.0
無回答	0	0.0	－
全体	5	100.0	100.0

<救護施設>

	件数	割合 N=9	割合 （除無回答） N=9
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	1	11.1	11.1
どちらかといえば、当てはまる	4	44.4	44.4
大いに当てはまる	4	44.4	44.4
無回答	0	0.0	－
全体	9	100.0	100.0

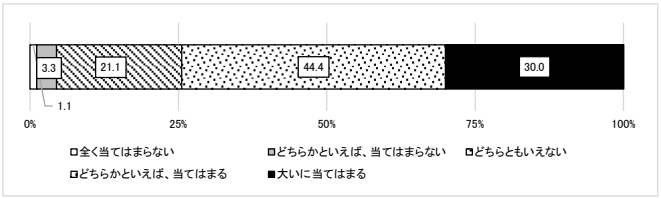
<その他>

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=35
全く当てはまらない	1	2.9	2.9
どちらかといえば、当てはまらない	1	2.9	2.9
どちらともいえない	8	22.9	22.9
どちらかといえば、当てはまる	12	34.3	34.3
大いに当てはまる	13	37.1	37.1
無回答	0	0.0	－
全体	35	100.0	100.0

25)候補者には、望む暮らしぶり（目標）があるか、を必ず確認する。

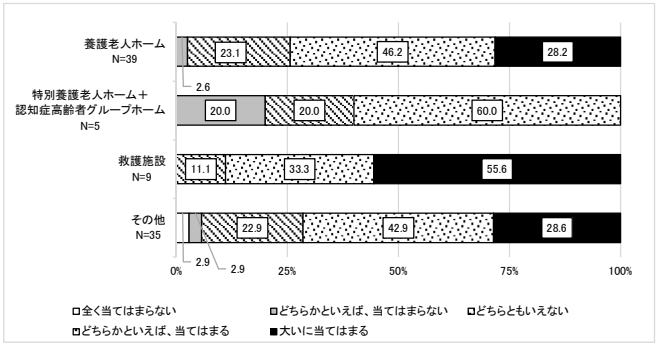
<全体>

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=90
全く当てはまらない	1	1.1	1.1
どちらかといえば、当てはまらない	3	3.3	3.3
どちらともいえない	19	21.1	21.1
どちらかといえば、当てはまる	40	44.4	44.4
大いに当てはまる	27	30.0	30.0
無回答	0	0.0	－
全体	90	100.0	100.0



<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=39	割合 （除無回答） N=39
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	1	2.6	2.6
どちらともいえない	9	23.1	23.1
どちらかといえば、当てはまる	18	46.2	46.2
大いに当てはまる	11	28.2	28.2
無回答	0	0.0	－
全体	39	100.0	100.0



<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=5
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	1	20.0	20.0
どちらともいえない	1	20.0	20.0
どちらかといえば、当てはまる	3	60.0	60.0
大いに当てはまる	0	0.0	0.0
無回答	0	0.0	－
全体	5	100.0	100.0

<救護施設>

	件数	割合 N=9	割合 （除無回答） N=9
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	1	11.1	11.1
どちらかといえば、当てはまる	3	33.3	33.3
大いに当てはまる	5	55.6	55.6
無回答	0	0.0	－
全体	9	100.0	100.0

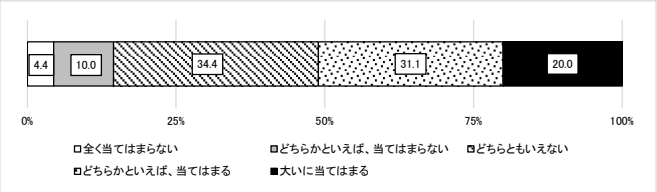
<その他>

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=35
全く当てはまらない	1	2.9	2.9
どちらかといえば、当てはまらない	1	2.9	2.9
どちらともいえない	8	22.9	22.9
どちらかといえば、当てはまる	15	42.9	42.9
大いに当てはまる	10	28.6	28.6
無回答	0	0.0	－
全体	35	100.0	100.0

26)受入に関する地域の事情を必ず確認する。

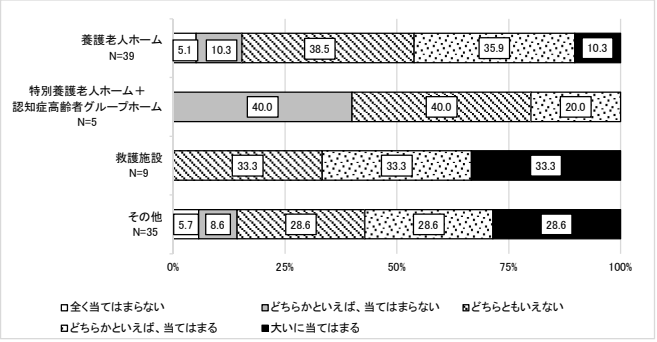
<全体>

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=90
全く当てはまらない	4	4.4	4.4
どちらかといえば、当てはまらない	9	10.0	10.0
どちらともいえない	31	34.4	34.4
どちらかといえば、当てはまる	28	31.1	31.1
大いに当てはまる	18	20.0	20.0
無回答	0	0.0	－
全体	90	100.0	100.0



<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=39	割合 （除無回答） N=39
全く当てはまらない	2	5.1	5.1
どちらかといえば、当てはまらない	4	10.3	10.3
どちらともいえない	15	38.5	38.5
どちらかといえば、当てはまる	14	35.9	35.9
大いに当てはまる	4	10.3	10.3
無回答	0	0.0	－
全体	39	100.0	100.0



<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=5
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	2	40.0	40.0
どちらともいえない	2	40.0	40.0
どちらかといえば、当てはまる	1	20.0	20.0
大いに当てはまる	0	0.0	0.0
無回答	0	0.0	－
全体	5	100.0	100.0

<救護施設>

	件数	割合 N=9	割合 （除無回答） N=9
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	3	33.3	33.3
どちらかといえば、当てはまる	3	33.3	33.3
大いに当てはまる	3	33.3	33.3
無回答	0	0.0	－
全体	9	100.0	100.0

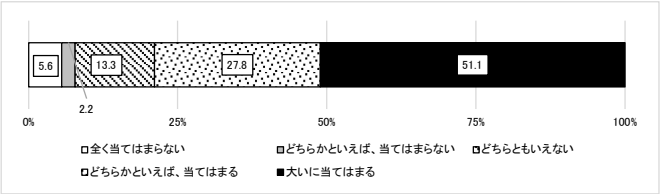
<その他>

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=35
全く当てはまらない	2	5.7	5.7
どちらかといえば、当てはまらない	3	8.6	8.6
どちらともいえない	10	28.6	28.6
どちらかといえば、当てはまる	10	28.6	28.6
大いに当てはまる	10	28.6	28.6
無回答	0	0.0	－
全体	35	100.0	100.0

27)候補者の受入について、職員が受容できるか、を必ず確認する。

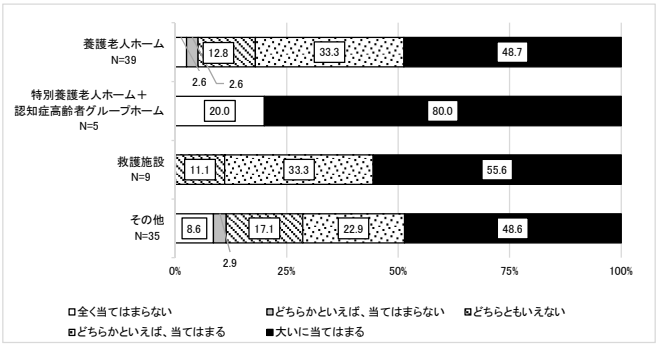
<全体>

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=90
全く当てはまらない	5	5.6	5.6
どちらかといえば、当てはまらない	2	2.2	2.2
どちらともいえない	12	13.3	13.3
どちらかといえば、当てはまる	25	27.8	27.8
大いに当てはまる	46	51.1	51.1
無回答	0	0.0	－
全体	90	100.0	100.0



<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=39	割合 （除無回答） N=39
全く当てはまらない	1	2.6	2.6
どちらかといえば、当てはまらない	1	2.6	2.6
どちらともいえない	5	12.8	12.8
どちらかといえば、当てはまる	13	33.3	33.3
大いに当てはまる	19	48.7	48.7
無回答	0	0.0	－
全体	39	100.0	100.0



<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=5
全く当てはまらない	1	20.0	20.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまる	0	0.0	0.0
大いに当てはまる	4	80.0	80.0
無回答	0	0.0	－
全体	5	100.0	100.0

<救護施設>

	件数	割合 N=9	割合 （除無回答） N=9
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	1	11.1	11.1
どちらかといえば、当てはまる	3	33.3	33.3
大いに当てはまる	5	55.6	55.6
無回答	0	0.0	－
全体	9	100.0	100.0

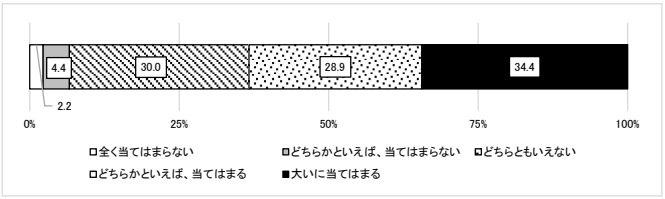
<その他>

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=35
全く当てはまらない	3	8.6	8.6
どちらかといえば、当てはまらない	1	2.9	2.9
どちらともいえない	6	17.1	17.1
どちらかといえば、当てはまる	8	22.9	22.9
大いに当てはまる	17	48.6	48.6
無回答	0	0.0	－
全体	35	100.0	100.0

28)援護の実施が決まっているかを、必ず確認する。

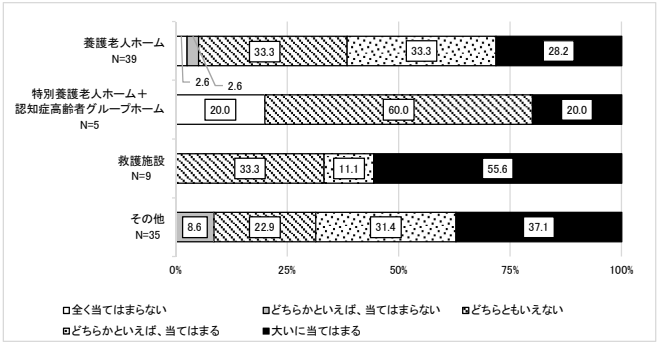
<全体>

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=90
全く当てはまらない	2	2.2	2.2
どちらかといえば、当てはまらない	4	4.4	4.4
どちらともいえない	27	30.0	30.0
どちらかといえば、当てはまる	26	28.9	28.9
大いに当てはまる	31	34.4	34.4
無回答	0	0.0	－
全体	90	100.0	100.0



<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=39	割合 （除無回答） N=39
全く当てはまらない	1	2.6	2.6
どちらかといえば、当てはまらない	1	2.6	2.6
どちらともいえない	13	33.3	33.3
どちらかといえば、当てはまる	13	33.3	33.3
大いに当てはまる	11	28.2	28.2
無回答	0	0.0	－
全体	39	100.0	100.0



<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=5
全く当てはまらない	1	20.0	20.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	3	60.0	60.0
どちらかといえば、当てはまる	0	0.0	0.0
大いに当てはまる	1	20.0	20.0
無回答	0	0.0	－
全体	5	100.0	100.0

<救護施設>

	件数	割合 N=9	割合 （除無回答） N=9
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	3	33.3	33.3
どちらかといえば、当てはまる	1	11.1	11.1
大いに当てはまる	5	55.6	55.6
無回答	0	0.0	－
全体	9	100.0	100.0

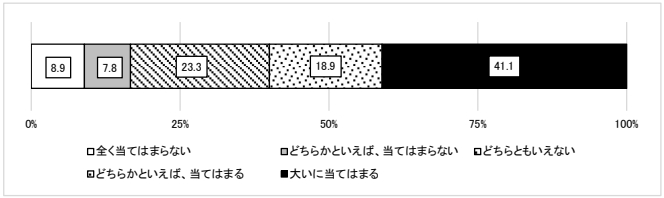
<その他>

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=35
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	3	8.6	8.6
どちらともいえない	8	22.9	22.9
どちらかといえば、当てはまる	11	31.4	31.4
大いに当てはまる	13	37.1	37.1
無回答	0	0.0	－
全体	35	100.0	100.0

29)候補者に住民票があるか、を必ず確認する。

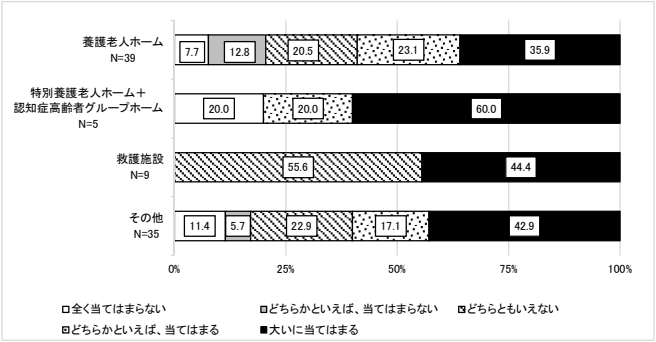
<全体>

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=90
全く当てはまらない	8	8.9	8.9
どちらかといえば、当てはまらない	7	7.8	7.8
どちらともいえない	21	23.3	23.3
どちらかといえば、当てはまる	17	18.9	18.9
大いに当てはまる	37	41.1	41.1
無回答	0	0.0	－
全体	90	100.0	100.0



<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=39	割合 （除無回答） N=39
全く当てはまらない	3	7.7	7.7
どちらかといえば、当てはまらない	5	12.8	12.8
どちらともいえない	8	20.5	20.5
どちらかといえば、当てはまる	9	23.1	23.1
大いに当てはまる	14	35.9	35.9
無回答	0	0.0	－
全体	39	100.0	100.0



<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=5
全く当てはまらない	1	20.0	20.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまる	1	20.0	20.0
大いに当てはまる	3	60.0	60.0
無回答	0	0.0	－
全体	5	100.0	100.0

<救護施設>

	件数	割合 N=9	割合 （除無回答） N=9
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	5	55.6	55.6
どちらかといえば、当てはまる	0	0.0	0.0
大いに当てはまる	4	44.4	44.4
無回答	0	0.0	－
全体	9	100.0	100.0

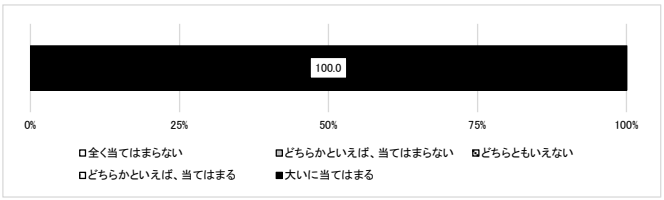
<その他>

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=35
全く当てはまらない	4	11.4	11.4
どちらかといえば、当てはまらない	2	5.7	5.7
どちらともいえない	8	22.9	22.9
どちらかといえば、当てはまる	6	17.1	17.1
大いに当てはまる	15	42.9	42.9
無回答	0	0.0	–
全体	35	100.0	100.0

30)その他

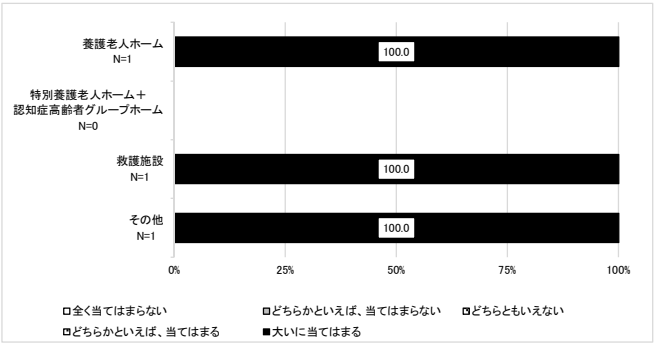
<全体>

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=3
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまる	0	0.0	0.0
大いに当てはまる	3	3.3	100.0
無回答	87	96.7	–
全体	90	100.0	100.0



<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=39	割合 （除無回答） N=1
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまる	0	0.0	0.0
大いに当てはまる	1	2.6	100.0
無回答	38	97.4	–
全体	39	100.0	100.0



<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=0
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまる	0	0.0	0.0
大いに当てはまる	0	0.0	0.0
無回答	5	100.0	–
全体	5	100.0	0.0

＜救護施設＞

	件数	割合 N=9	割合 （除無回答） N=1
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまる	0	0.0	0.0
大いに当てはまる	1	11.1	100.0
無回答	8	88.9	－
全体	9	100.0	100.0

＜その他＞

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=1
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまる	0	0.0	0.0
大いに当てはまる	1	2.9	100.0
無回答	34	97.1	－
全体	35	100.0	100.0

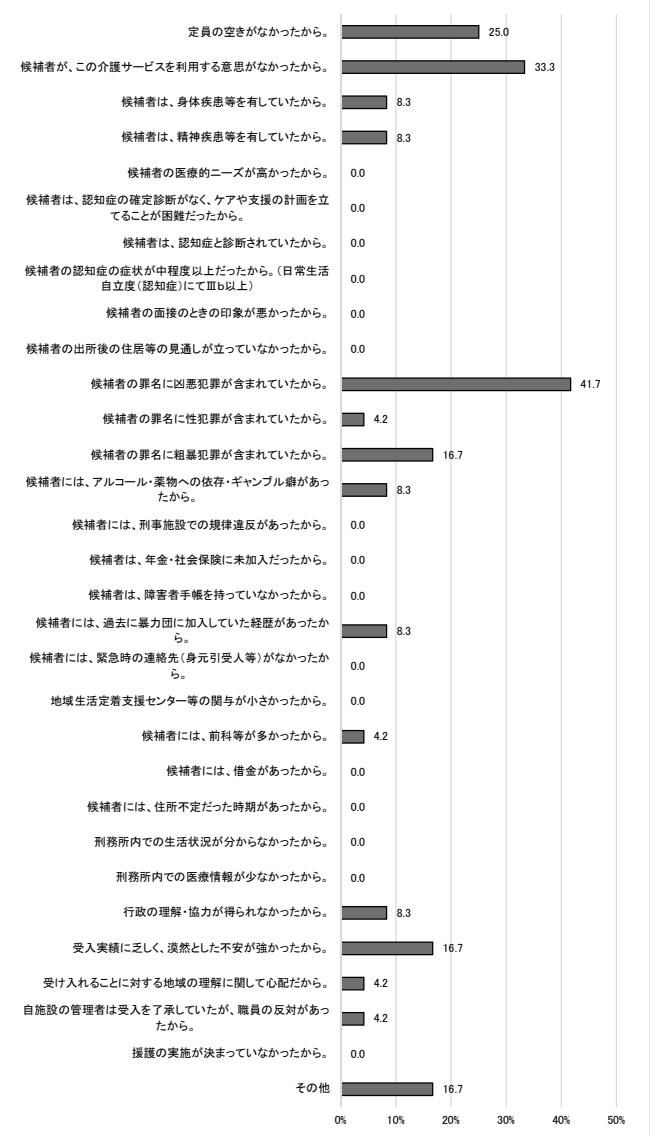
Q5 過去５年間のうち、受入断念の根拠となった理由について（重複回答可）

Q5-1 刑務所を出所した者の受入を検討したが断念した事例について、受入断念の根拠となったことのある理由をお答えください

該当ありの数

＜全体＞

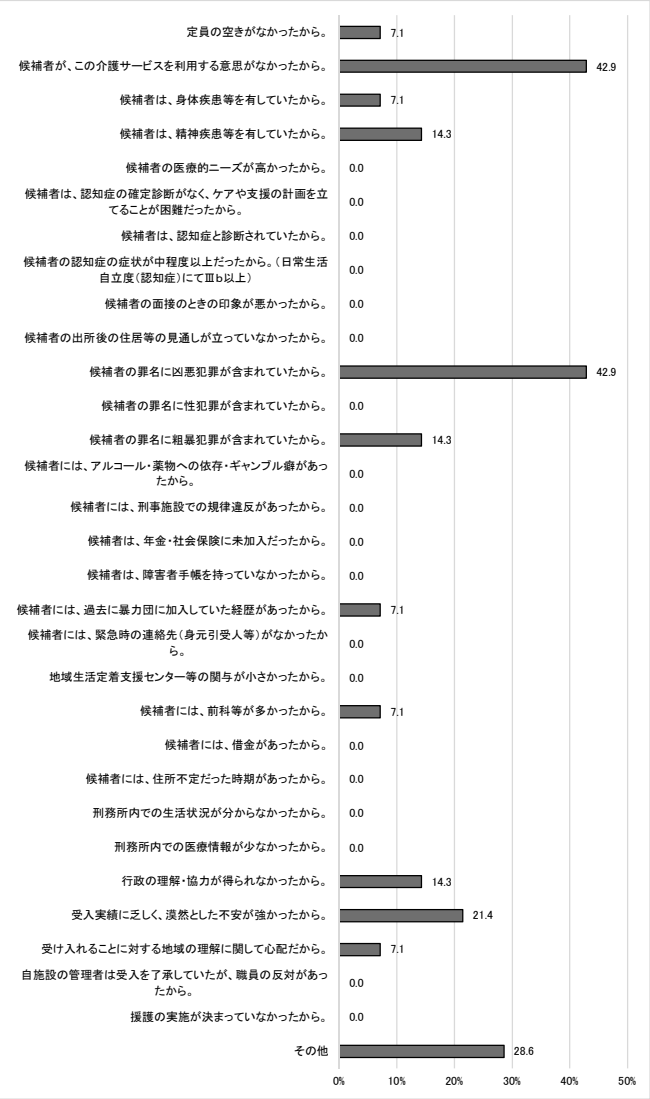
	件数	割合 N=25	割合 （除無回答） N=24
定員の空きがなかったから。	6	24.0	25.0
候補者が、この介護サービスを利用する意思がなかったから。	8	32.0	33.3
候補者は、身体疾患等を有していたから。	2	8.0	8.3
候補者は、精神疾患等を有していたから。	2	8.0	8.3
候補者の医療的ニーズが高かったから。	0	0.0	0.0
候補者は、認知症の確定診断がなく、ケアや支援の計画を立てることが困難だったから。	0	0.0	0.0
候補者は、認知症と診断されていたから。	0	0.0	0.0
候補者の認知症の症状が中程度以上だったから。（日常生活自立度（認知症）にてⅢｂ以上）	0	0.0	0.0
候補者の面接のときの印象が悪かったから。	0	0.0	0.0
候補者の出所後の住居等の見通しが立っていなかったから。	0	0.0	0.0
候補者の罪名に凶悪犯罪が含まれていたから。	10	40.0	41.7
候補者の罪名に性犯罪が含まれていたから。	1	4.0	4.2
候補者の罪名に粗暴犯罪が含まれていたから。	4	16.0	16.7
候補者には、アルコール・薬物への依存・ギャンブル癖があったから。	2	8.0	8.3
候補者には、刑事施設での規律違反があったから。	0	0.0	0.0
候補者は、年金・社会保険に未加入だったから。	0	0.0	0.0
候補者は、障害者手帳を持っていなかったから。	0	0.0	0.0



候補者には、過去に暴力団に加入していた経歴があったから。	2	8.0	8.3
候補者には、緊急時の連絡先（身元引受人等）がなかったから。	0	0.0	0.0
地域生活定着支援センター等の関与が小さかったから。	0	0.0	0.0
候補者には、前科等が多かったから。	1	4.0	4.2
候補者には、借金があったから。	0	0.0	0.0
候補者には、住所不定だった時期があったから。	0	0.0	0.0
刑務所内での生活状況が分からなかったから。	0	0.0	0.0
刑務所内での医療情報が少なかったから。	0	0.0	0.0
行政の理解・協力が得られなかったから。	2	8.0	8.3
受入実績に乏しく、漠然とした不安が強かったから。	4	16.0	16.7
受け入れることに対する地域の理解に関して心配だから。	1	4.0	4.2
自施設の管理者は受入を了承していたが、職員の反対があったから。	1	4.0	4.2
援護の実施が決まっていなかったから。	0	0.0	0.0
その他	4	16.0	16.7
無回答	1	4.0	−
全体	25	−	−

<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=14	割合 （除無回答） N=14
定員の空きがなかったから。	1	7.1	7.1
候補者が、この介護サービスを利用する意思がなかったから。	6	42.9	42.9
候補者は、身体疾患等を有していたから。	1	7.1	7.1
候補者は、精神疾患等を有していたから。	2	14.3	14.3
候補者の医療的ニーズが高かったから。	0	0.0	0.0
候補者は、認知症の確定診断がなく、ケアや支援の計画を立てることが困難だったから。	0	0.0	0.0
候補者は、認知症と診断されていたから。	0	0.0	0.0
候補者の認知症の症状が中程度以上だったから。（日常生活自立度（認知症）にてⅢｂ以上）	0	0.0	0.0
候補者の面接のときの印象が悪かったから。	0	0.0	0.0
候補者の出所後の住居等の見通しが立っていなかったから。	0	0.0	0.0
候補者の罪名に凶悪犯罪が含まれていたから。	6	42.9	42.9
候補者の罪名に性犯罪が含まれていたから。	0	0.0	0.0
候補者の罪名に粗暴犯罪が含まれていたから。	2	14.3	14.3
候補者には、アルコール・薬物への依存・ギャンブル癖があったから。	0	0.0	0.0
候補者には、刑事施設での規律違反があったから。	0	0.0	0.0
候補者は、年金・社会保険に未加入だったから。	0	0.0	0.0
候補者は、障害者手帳を持っていなかったから。	0	0.0	0.0



候補者には、過去に暴力団に加入していた経歴があったから。	1	7.1	7.1
候補者には、緊急時の連絡先（身元引受人等）がなかったから。	0	0.0	0.0
地域生活定着支援センター等の関与が小さかったから。	0	0.0	0.0
候補者には、前科等が多かったから。	1	7.1	7.1
候補者には、借金があったから。	0	0.0	0.0
候補者には、住所不定だった時期があったから。	0	0.0	0.0
刑務所内での生活状況が分からなかったから。	0	0.0	0.0
刑務所内での医療情報が少なかったから。	0	0.0	0.0
行政の理解・協力が得られなかったから。	2	14.3	14.3
受入実績に乏しく、漠然とした不安が強かったから。	3	21.4	21.4
受け入れることに対する地域の理解に関して心配だから。	1	7.1	7.1
自施設の管理者は受入を了承していたが、職員の反対があったから。	0	0.0	0.0
援護の実施が決まっていなかったから。	0	0.0	0.0
その他	4	28.6	28.6
無回答	0	0.0	−
全体	14	−	−

＜特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム＞

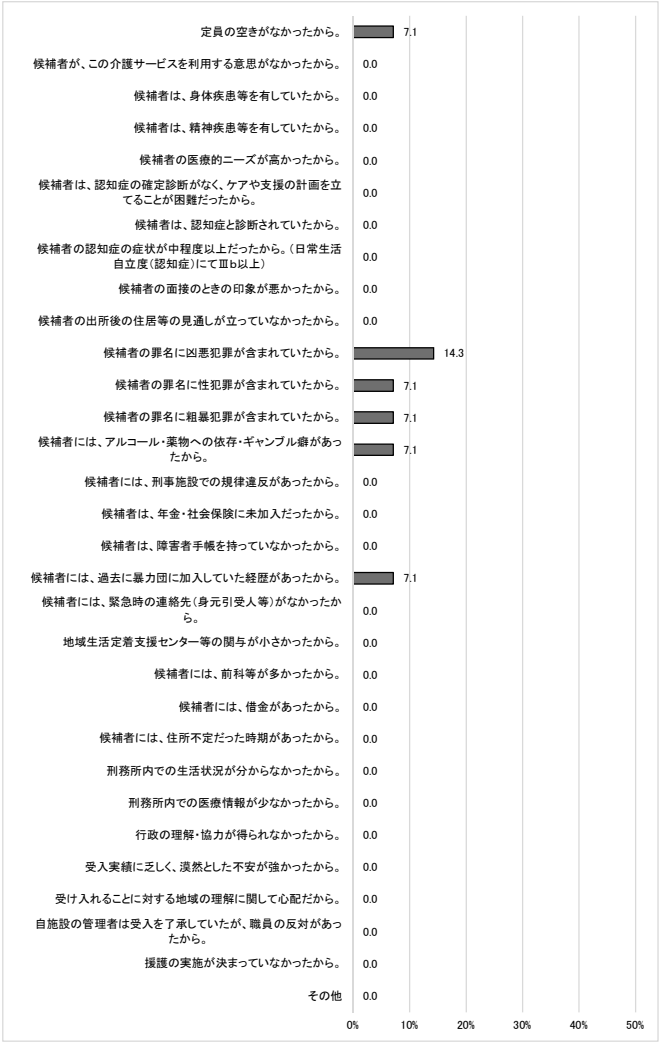
	件数	割合 N=0	割合 （除無回答） N=0
定員の空きがなかったから。	0	0.0	0.0
候補者が、この介護サービスを利用する意思がなかったから。	0	0.0	0.0
候補者は、身体疾患等を有していたから。	0	0.0	0.0
候補者は、精神疾患等を有していたから。	0	0.0	0.0
候補者の医療的ニーズが高かったから。	0	0.0	0.0
候補者は、認知症の確定診断がなく、ケアや支援の計画を立てることが困難だったから。	0	0.0	0.0
候補者は、認知症と診断されていたから。	0	0.0	0.0
候補者の認知症の症状が中程度以上だったから。（日常生活自立度（認知症）にてⅢｂ以上）	0	0.0	0.0
候補者の面接のときの印象が悪かったから。	0	0.0	0.0
候補者の出所後の住居等の見通しが立っていなかったから。	0	0.0	0.0
候補者の罪名に凶悪犯罪が含まれていたから。	0	0.0	0.0
候補者の罪名に性犯罪が含まれていたから。	0	0.0	0.0
候補者の罪名に粗暴犯罪が含まれていたから。	0	0.0	0.0
候補者には、アルコール・薬物への依存・ギャンブル癖があったから。	0	0.0	0.0
候補者には、刑事施設での規律違反があったから。	0	0.0	0.0
候補者は、年金・社会保険に未加入だったから。	0	0.0	0.0
候補者は、障害者手帳を持っていなかったから。	0	0.0	0.0



候補者には、過去に暴力団に加入していた経歴があったから。	0	0.0	0.0
候補者には、緊急時の連絡先（身元引受人等）がなかったから。	0	0.0	0.0
地域生活定着支援センター等の関与が小さかったから。	0	0.0	0.0
候補者には、前科等が多かったから。	0	0.0	0.0
候補者には、借金があったから。	0	0.0	0.0
候補者には、住所不定だった時期があったから。	0	0.0	0.0
刑務所内での生活状況が分からなかったから。	0	0.0	0.0
刑務所内での医療情報が少なかったから。	0	0.0	0.0
行政の理解・協力が得られなかったから。	0	0.0	0.0
受入実績に乏しく、漠然とした不安が強かったから。	0	0.0	0.0
受け入れることに対する地域の理解に関して心配だから。	0	0.0	0.0
自施設の管理者は受入を了承していたが、職員の反対があったから。	0	0.0	0.0
援護の実施が決まっていなかったから。	0	0.0	0.0
その他	0	0.0	0.0
無回答	0	0.0	－
全体	0	0.0	0.0

＜救護施設＞

	件数	割合 N=2	割合 （除無回答） N=2
定員の空きがなかったから。	1	7.1	7.1
候補者が、この介護サービスを利用する意思がなかったから。	0	0.0	0.0
候補者は、身体疾患等を有していたから。	0	0.0	0.0
候補者は、精神疾患等を有していたから。	0	0.0	0.0
候補者の医療的ニーズが高かったから。	0	0.0	0.0
候補者は、認知症の確定診断がなく、ケアや支援の計画を立てることが困難だったから。	0	0.0	0.0
候補者は、認知症と診断されていたから。	0	0.0	0.0
候補者の認知症の症状が中程度以上だったから。（日常生活自立度（認知症）にてⅢｂ以上）	0	0.0	0.0
候補者の面接のときの印象が悪かったから。	0	0.0	0.0
候補者の出所後の住居等の見通しが立っていなかったから。	0	0.0	0.0
候補者の罪名に凶悪犯罪が含まれていたから。	2	14.3	14.3
候補者の罪名に性犯罪が含まれていたから。	1	7.1	7.1
候補者の罪名に粗暴犯罪が含まれていたから。	1	7.1	7.1
候補者には、アルコール・薬物への依存・ギャンブル癖があったから。	1	7.1	7.1
候補者には、刑事施設での規律違反があったから。	0	0.0	0.0
候補者は、年金・社会保険に未加入だったから。	0	0.0	0.0
候補者は、障害者手帳を持っていなかったから。	0	0.0	0.0



候補者には、過去に暴力団に加入していた経歴があったから。	1	7.1	7.1
候補者には、緊急時の連絡先（身元引受人等）がなかったから。	0	0.0	0.0
地域生活定着支援センター等の関与が小さかったから。	0	0.0	0.0
候補者には、前科等が多かったから。	0	0.0	0.0
候補者には、借金があったから。	0	0.0	0.0
候補者には、住所不定だった時期があったから。	0	0.0	0.0
刑務所内での生活状況が分からなかったから。	0	0.0	0.0
刑務所内での医療情報が少なかったから。	0	0.0	0.0
行政の理解・協力が得られなかったから。	0	0.0	0.0
受入実績に乏しく、漠然とした不安が強かったから。	0	0.0	0.0
受け入れることに対する地域の理解に関して心配だから。	0	0.0	0.0
自施設の管理者は受入を了承していたが、職員の反対があったから。	0	0.0	0.0
援護の実施が決まっていなかったから。	0	0.0	0.0
その他	0	0.0	0.0
無回答	0	0.0	－
全体	2	50.0	50.0

<その他>

	件数	割合 N=9	割合 （除無回答） N=8
定員の空きがなかったから。	4	28.6	28.6
候補者が、この介護サービスを利用する意思がなかったから。	2	14.3	14.3
候補者は、身体疾患等を有していたから。	1	7.1	7.1
候補者は、精神疾患等を有していたから。	0	0.0	0.0
候補者の医療的ニーズが高かったから。	0	0.0	0.0
候補者は、認知症の確定診断がなく、ケアや支援の計画を立てることが困難だったから。	0	0.0	0.0
候補者は、認知症と診断されていたから。	0	0.0	0.0
候補者の認知症の症状が中程度以上だったから。（日常生活自立度（認知症）にてⅢｂ以上）	0	0.0	0.0
候補者の面接のときの印象が悪かったから。	0	0.0	0.0
候補者の出所後の住居等の見通しが立っていなかったから。	0	0.0	0.0
候補者の罪名に凶悪犯罪が含まれていたから。	2	14.3	14.3
候補者の罪名に性犯罪が含まれていたから。	0	0.0	0.0
候補者の罪名に粗暴犯罪が含まれていたから。	1	7.1	7.1
候補者には、アルコール・薬物への依存・ギャンブル癖があったから。	1	7.1	7.1
候補者には、刑事施設での規律違反があったから。	0	0.0	0.0
候補者は、年金・社会保険に未加入だったから。	0	0.0	0.0
候補者は、障害者手帳を持っていなかったから。	0	0.0	0.0



候補者には、過去に暴力団に加入していた経歴があったから。	0	0.0	0.0
候補者には、緊急時の連絡先（身元引受人等）がなかったから。	0	0.0	0.0
地域生活定着支援センター等の関与が小さかったから。	0	0.0	0.0
候補者には、前科等が多かったから。	0	0.0	0.0
候補者には、借金があったから。	0	0.0	0.0
候補者には、住所不定だった時期があったから。	0	0.0	0.0
刑務所内での生活状況が分からなかったから。	0	0.0	0.0
刑務所内での医療情報が少なかったから。	0	0.0	0.0
行政の理解・協力が得られなかったから。	0	0.0	0.0
受入実績に乏しく、漠然とした不安が強かったから。	1	7.1	7.1
受け入れることに対する地域の理解に関して心配だから。	0	0.0	0.0
自施設の管理者は受入を了承していたが、職員の反対があったから。	1	7.1	7.1
援護の実施が決まっていなかったから。	0	0.0	0.0
その他	0	0.0	0.0
無回答	1	7.1	−
全体	9	100.0	92.9

該当する事由の件数

1)定員の空きがなかったから。

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
16	0.666667	5	0	0.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.1	1	1	0.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
2	1.0	2	2	0.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
13	1.6	5	2	0.0

2)候補者が、この介護サービスを利用する意思がなかったから。

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
11	0.5	3	1	0.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
8	0.6	3	1	0.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
3	0.4	2	1	0.0

3)候補者は、身体疾患等を有していたから。

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
2	0.1	1	1	0.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.1	1	1	0.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.1	1	1	0.0

4)候補者は、精神疾患等を有していたから。

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
2	0.1	1	1	0.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
2	0.1	1	1	0.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

5)候補者の医療的ニーズが高かったから。

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

6)候補者は、認知症の確定診断がなく、ケアや支援の計画を立てることが困難だったから。

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0.0	0	0.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

7)候補者は、認知症と診断されていたから。

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0	0	0	0.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

8)候補者の認知症の症状が中程度以上だったから。（日常生活自立度（認知症）にてⅢｂ以上）

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0	0	0	0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

9)候補者の面接のときの印象が悪かったから。

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

10)候補者の出所後の住居等の見通しが立っていなかったから。

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

11)候補者の罪名に凶悪犯罪が含まれていたから。

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
14	0.6	3	1	0.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
8	0.6	3	1	0.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
3	1.5	2	1	0.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
3	0.4	2	1	0.0

12)候補者の罪名に性犯罪が含まれていたから。

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.0	1	1	0.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.5	1	1	0.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

13)候補者の罪名に粗暴犯罪が含まれていたから。

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
5	0.2	2	1	0.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
2	0.1	1	1	0.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.5	1	1	0.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
2	0.3	2	2	0.0

14)候補者には、アルコール・薬物への依存・ギャンブル癖があったから。

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
3	0.1	2	1	0.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
2	1.0	2	2	0.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.1	1	1	0.0

15)候補者には、刑事施設での規律違反があったから。

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

16)候補者は、年金・社会保険に未加入だったから。

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

17)候補者は、障害者手帳を持っていなかったから。

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

18)候補者には、過去に暴力団に加入していた経歴があったから。

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
2	0.1	1	1	0.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.1	1	1	0.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.5	1	1	0.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

19)候補者には、緊急時の連絡先（身元引受人等）がなかったから。

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

20)地域生活定着支援センター等の関与が小さかったから。

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

21)候補者には、前科等が多かったから。

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.0	1	1	0.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.1	1	1	0.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

22)候補者には、借金があったから。

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

23)候補者には、住所不定だった時期があったから。

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

24)刑務所内での生活状況が分からなかったから。

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

25)刑務所内での医療情報が少なかったから。

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

26)行政の理解・協力が得られなかったから。

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
2	0.1	1	1	0.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
2	0.1	1	1	0.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

27)受入実績に乏しく、漠然とした不安が強かったから。

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
4	0.2	1	1	0.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
3	0.2	1	1	0.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.1	1	1	0.0

28)受け入れることに対する地域の理解に関して心配だから。

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.0	1	1	0.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.1	1	1	0.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

29)自施設の管理者は受入を了承していたが、職員の反対があったから。

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.0	1	1	0.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
1	0.1	1	1	0.0

30)援護の実施が決まっていなかったから。

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

31)その他

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
5	0.2	2	1	0.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
5	0.4	2	1	0.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
0	0.0	0	0	0.0

Q6 受入調整の実施担当者の属性について

Q6-1 受入調整の主担当者を決めて、明確に位置付けていますか。

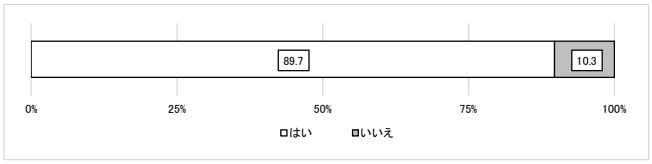
<全体>

	件数	割合 N=90	割合（除無回答） N=90
はい	79	87.8	87.8
いいえ	11	12.2	12.2
無回答	0	0.0	−
全体	90	100.0	100.0



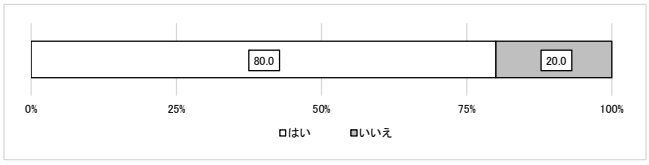
<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=39	割合（除無回答） N=39
はい	35	89.7	89.7
いいえ	4	10.3	10.3
無回答	0	0.0	−
全体	39	100.0	100.0



<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

	件数	割合 N=5	割合（除無回答） N=5
はい	4	80.0	80.0
いいえ	1	20.0	20.0
無回答	0	0.0	−
全体	5	100.0	100.0



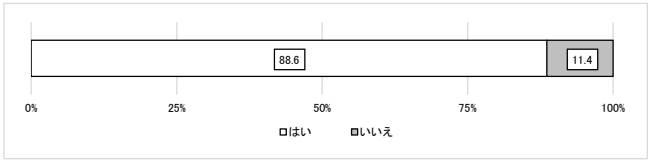
<救護施設>

	件数	割合 N=9	割合（除無回答） N=9
はい	7	77.8	77.8
いいえ	2	22.2	22.2
無回答	0	0.0	−
全体	9	100.0	100.0



<その他>

	件数	割合 N=35	割合（除無回答） N=35
はい	31	88.6	88.6
いいえ	4	11.4	11.4
無回答	0	0.0	−
全体	35	100.0	100.0



Q6-2 受入調整担当の経験歴（最も長い方）

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
652.5	8.4	26	1	7.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
301.5	8.6	26	1	5.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
40	10.0	18	2	6.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
60	8.6	16	2	5.0

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
235	7.8	20	1	5.0

Q6-3 受入調整担当の経験歴（最も短い方）

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
135	4.1	13	1	3.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
64	3.8	10	1	0.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
2	2.0	2	2	0.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
18	4.5	13	1	0.0

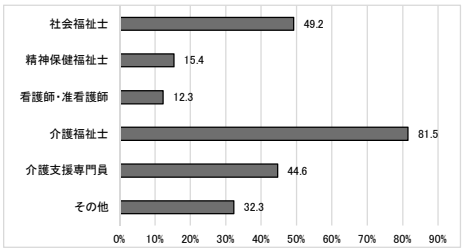
<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
43	4.3	8	1	0.0

Q6-4 受入調整の担当者の保有資格（複数回答）

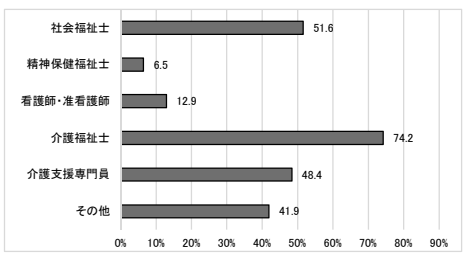
<全体>

	件数	割合 N=79	割合（除無回答） N=65
社会福祉士	32	40.5	49.2
精神保健福祉士	10	12.7	15.4
看護師・准看護師	8	10.1	12.3
介護福祉士	53	67.1	81.5
介護支援専門員	29	36.7	44.6
その他	21	26.6	32.3
無回答	14	17.7	–
全体	79	–	–



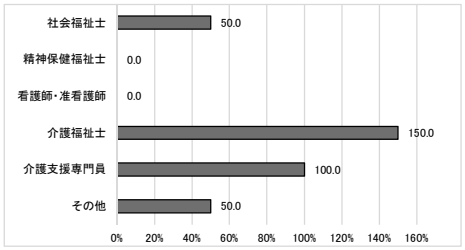
<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=35	割合（除無回答） N=31
社会福祉士	16	45.7	51.6
精神保健福祉士	2	5.7	6.5
看護師・准看護師	4	11.4	12.9
介護福祉士	23	65.7	74.2
介護支援専門員	15	42.9	48.4
その他	13	37.1	41.9
無回答	4	11.4	–
全体	35	–	–



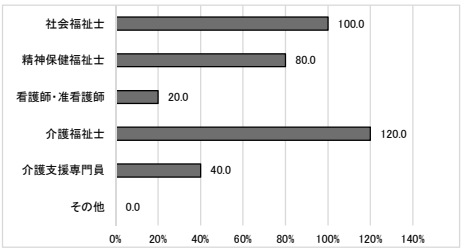
<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

	件数	割合 N=4	割合 （除無回答） N=2
社会福祉士	1	25.0	50.0
精神保健福祉士	0	0.0	0.0
看護師・准看護師	0	0.0	0.0
介護福祉士	3	75.0	150.0
介護支援専門員	2	50.0	100.0
その他	1	25.0	50.0
無回答	2	50.0	－
全体	4	－	－



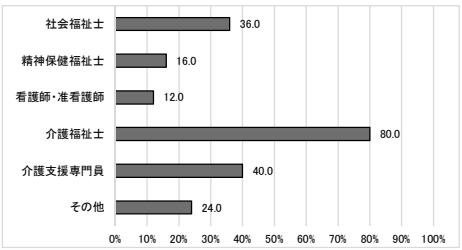
<救護施設>

	件数	割合 N=7	割合 （除無回答） N=5
社会福祉士	5	71.4	100.0
精神保健福祉士	4	57.1	80.0
看護師・准看護師	1	14.3	20.0
介護福祉士	6	85.7	120.0
介護支援専門員	2	28.6	40.0
その他	0	0.0	0.0
無回答	2	28.6	－
全体	7	－	－



<その他>

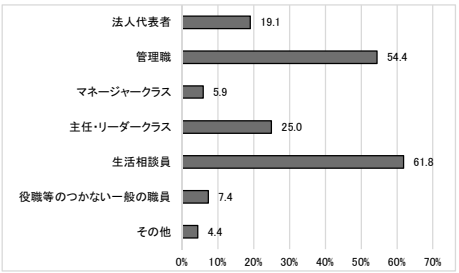
	件数	割合 N=31	割合 （除無回答） N=25
社会福祉士	9	29.0	36.0
精神保健福祉士	4	12.9	16.0
看護師・准看護師	3	9.7	12.0
介護福祉士	20	64.5	80.0
介護支援専門員	10	32.3	40.0
その他	6	19.4	24.0
無回答	6	19.4	－
全体	31	－	－



Q6-5 受入調整の担当者の貴組織における職責・役割（複数回答）

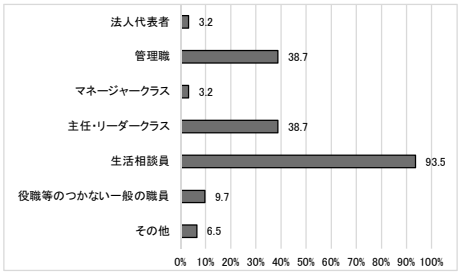
<全体>

	件数	割合 N=79	割合 （除無回答） N=68
法人代表者	13	16.5	19.1
管理職	37	46.8	54.4
マネージャークラス	4	5.1	5.9
主任・リーダークラス	17	21.5	25.0
生活相談員	42	53.2	61.8
役職等のつかない一般の職員	5	6.3	7.4
その他	3	3.8	4.4
無回答	11	13.9	－
全体	79	－	－



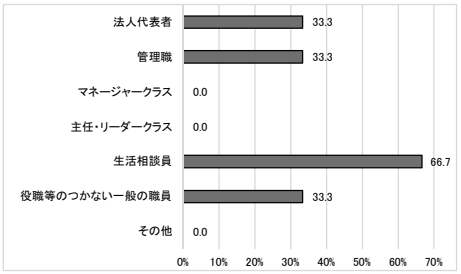
<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=31
法人代表者	1	2.9	3.2
管理職	12	34.3	38.7
マネージャークラス	1	2.9	3.2
主任・リーダークラス	12	34.3	38.7
生活相談員	29	82.9	93.5
役職等のつかない一般の職員	3	8.6	9.7
その他	2	5.7	6.5
無回答	4	11.4	–
全体	35	–	–



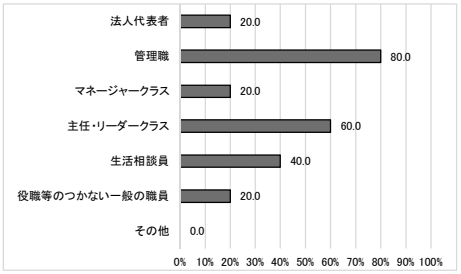
<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

	件数	割合 N=4	割合 （除無回答） N=3
法人代表者	1	25.0	33.3
管理職	1	25.0	33.3
マネージャークラス	0	0.0	0.0
主任・リーダークラス	0	0.0	0.0
生活相談員	2	50.0	66.7
役職等のつかない一般の職員	1	25.0	33.3
その他	0	0.0	0.0
無回答	1	25.0	–
全体	4	–	–



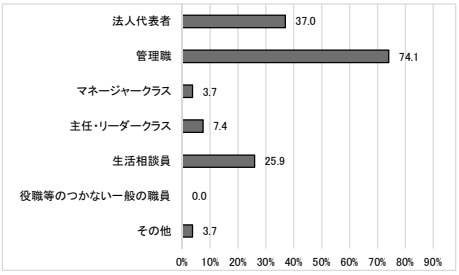
<救護施設>

	件数	割合 N=7	割合 （除無回答） N=5
法人代表者	1	14.3	20.0
管理職	4	57.1	80.0
マネージャークラス	1	14.3	20.0
主任・リーダークラス	3	42.9	60.0
生活相談員	2	28.6	40.0
役職等のつかない一般の職員	1	14.3	20.0
その他	0	0.0	0.0
無回答	2	28.6	–
全体	7	–	–



<その他>

	件数	割合 N=31	割合 （除無回答） N=27
法人代表者	10	32.3	37.0
管理職	20	64.5	74.1
マネージャークラス	1	3.2	3.7
主任・リーダークラス	2	6.5	7.4
生活相談員	7	22.6	25.9
役職等のつかない一般の職員	0	0.0	0.0
その他	1	3.2	3.7
無回答	4	12.9	–
全体	31	–	–



Q7 調整に要する期間について（出所後の高齢者の受入調整の場合と通常の場合）

Q7-1　出所後の高齢者の受入調整の場合、地域生活定着支援センター等から受入調整の打診があった時点から、受入を決定するまでのおおよその期間（か月）

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
130.91	1.52	6.00	0.06	1.00

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
63.56	1.72	6.00	0.06	1.00

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
4.00	0.80	1.00	1.00	1.00

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
12.60	1.40	3.00	0.10	1.00

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
47.75	1.45	6.00	0.50	1.00

Q7-2　貴施設・事業所のサービス利用を必要とするごく典型的な高齢者の受入を調整する場合（通常の場合）
地域生活定着支援センター等から受入調整の打診があった時点から、受入を決定するまでのおおよその期間

<全体>

合計	平均	最大	最小	中央値
89.8	1.0	3.0	0.05	1.0

<養護老人ホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
44.5	1.2	3.0	0.05	1.0

<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

合計	平均	最大	最小	中央値
5.2	1.0	3.0	0.20	1.0

<救護施設>

合計	平均	最大	最小	中央値
11.1	1.4	2.0	0.10	1.5

<その他>

合計	平均	最大	最小	中央値
27.0	0.8	1.5	0.10	1.0

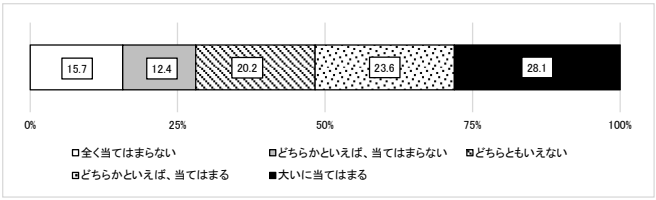
Q8 通常の入所等と手続きが異なるかどうか、お尋ねします。

Q8-1 通常の入所等の手続きと比べて異なる項目

1)遠方の刑務所に出向いて在所中に面接する必要がある。

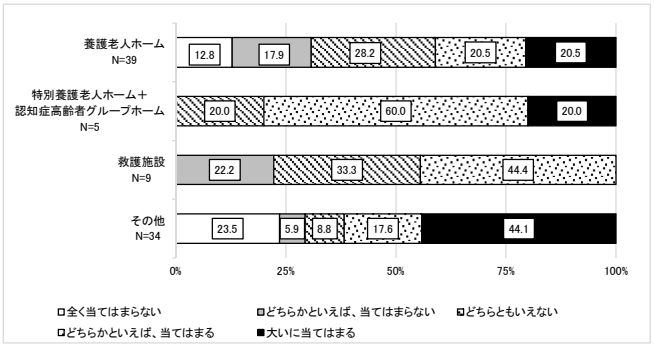
<全体>

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=89
全く当てはまらない	14	15.6	15.7
どちらかといえば、当てはまらない	11	12.2	12.4
どちらともいえない	18	20.0	20.2
どちらかといえば、当てはまる	21	23.3	23.6
大いに当てはまる	25	27.8	28.1
無回答	1	1.1	－
全体	90	100.0	100.0



<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=39	割合 （除無回答） N=39
全く当てはまらない	5	12.8	12.8
どちらかといえば、当てはまらない	7	17.9	17.9
どちらともいえない	11	28.2	28.2
どちらかといえば、当てはまる	8	20.5	20.5
大いに当てはまる	8	20.5	20.5
無回答	0	0.0	－
全体	39	100.0	100.0



<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=5
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	1	20.0	20.0
どちらかといえば、当てはまる	3	60.0	60.0
大いに当てはまる	1	20.0	20.0
無回答	0	0.0	－
全体	5	100.0	100.0

<救護施設>

	件数	割合 N=9	割合 （除無回答） N=9
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	2	22.2	22.2
どちらともいえない	3	33.3	33.3
どちらかといえば、当てはまる	4	44.4	44.4
大いに当てはまる	0	0.0	0.0
無回答	0	0.0	－
全体	9	100.0	100.0

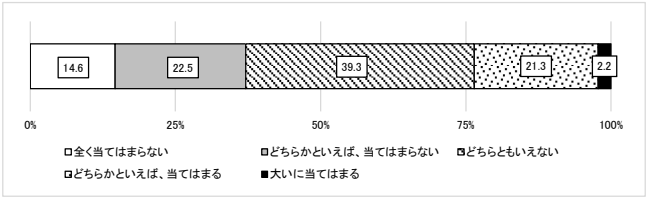
<その他>

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=34
全く当てはまらない	8	22.9	23.5
どちらかといえば、当てはまらない	2	5.7	5.9
どちらともいえない	3	8.6	8.8
どちらかといえば、当てはまる	6	17.1	17.6
大いに当てはまる	15	42.9	44.1
無回答	1	2.9	－
全体	35	100.0	100.0

2)通常よりも多くの面接が必要になる。

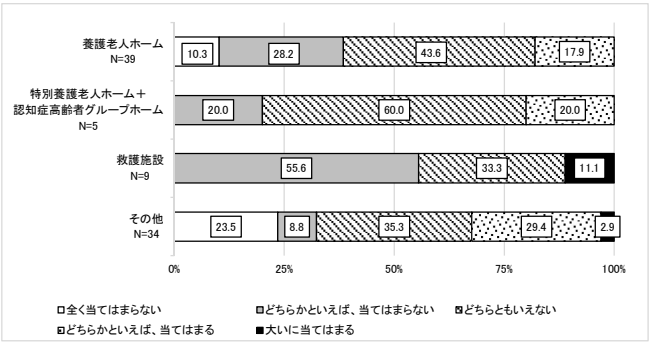
<全体>

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=89
全く当てはまらない	13	14.4	14.6
どちらかといえば、当てはまらない	20	22.2	22.5
どちらともいえない	35	38.9	39.3
どちらかといえば、当てはまる	19	21.1	21.3
大いに当てはまる	2	2.2	2.2
無回答	1	1.1	－
全体	90	100.0	100.0



<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=39	割合 （除無回答） N=39
全く当てはまらない	4	10.3	10.3
どちらかといえば、当てはまらない	11	28.2	28.2
どちらともいえない	17	43.6	43.6
どちらかといえば、当てはまる	7	17.9	17.9
大いに当てはまる	0	0.0	0.0
無回答	0	0.0	－
全体	39	100.0	100.0



<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=5
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	1	20.0	20.0
どちらともいえない	3	60.0	60.0
どちらかといえば、当てはまる	1	20.0	20.0
大いに当てはまる	0	0.0	0.0
無回答	0	0.0	－
全体	5	100.0	100.0

<救護施設>

	件数	割合 N=9	割合 （除無回答） N=9
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	5	55.6	55.6
どちらともいえない	3	33.3	33.3
どちらかといえば、当てはまる	0	0.0	0.0
大いに当てはまる	1	11.1	11.1
無回答	0	0.0	－
全体	9	100.0	100.0

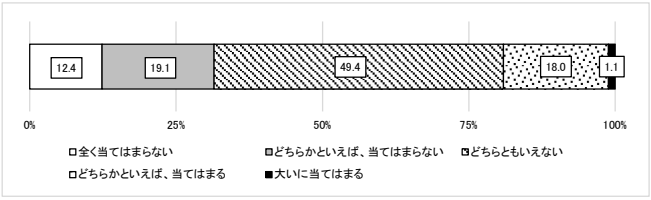
<その他>

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=34
全く当てはまらない	8	22.9	23.5
どちらかといえば、当てはまらない	3	8.6	8.8
どちらともいえない	12	34.3	35.3
どちらかといえば、当てはまる	10	28.6	29.4
大いに当てはまる	1	2.9	2.9
無回答	1	2.9	－
全体	35	100.0	100.0

3)対象者と社会参加・社会復帰に向けた個別面談の機会が増える。

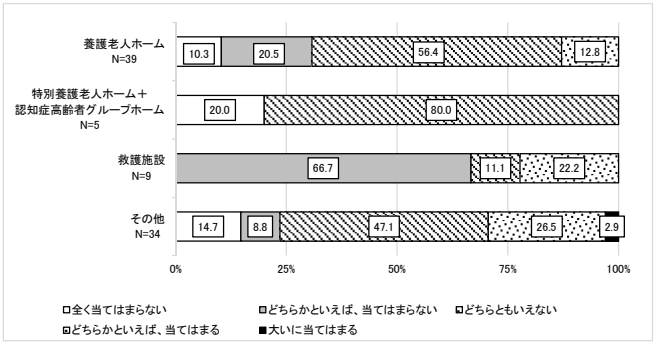
<全体>

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=89
全く当てはまらない	11	12.2	12.4
どちらかといえば、当てはまらない	17	18.9	19.1
どちらともいえない	44	48.9	49.4
どちらかといえば、当てはまる	16	17.8	18.0
大いに当てはまる	1	1.1	1.1
無回答	1	1.1	－
全体	90	100.0	100.0



<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=39	割合 （除無回答） N=39
全く当てはまらない	4	10.3	10.3
どちらかといえば、当てはまらない	8	20.5	20.5
どちらともいえない	22	56.4	56.4
どちらかといえば、当てはまる	5	12.8	12.8
大いに当てはまる	0	0.0	0.0
無回答	0	0.0	－
全体	39	100.0	100.0



<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=5
全く当てはまらない	1	20.0	20.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	4	80.0	80.0
どちらかといえば、当てはまる	0	0.0	0.0
大いに当てはまる	0	0.0	0.0
無回答	0	0.0	－
全体	5	100.0	100.0

<救護施設>

	件数	割合 N=9	割合 （除無回答） N=9
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	6	66.7	66.7
どちらともいえない	1	11.1	11.1
どちらかといえば、当てはまる	2	22.2	22.2
大いに当てはまる	0	0.0	0.0
無回答	0	0.0	－
全体	9	100.0	100.0

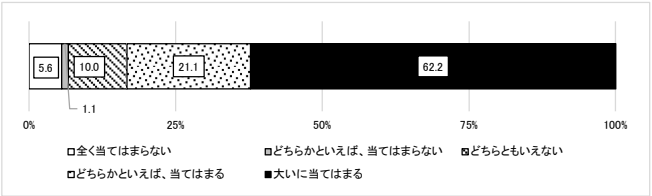
<その他>

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=34
全く当てはまらない	5	14.3	14.7
どちらかといえば、当てはまらない	3	8.6	8.8
どちらともいえない	16	45.7	47.1
どちらかといえば、当てはまる	9	25.7	26.5
大いに当てはまる	1	2.9	2.9
無回答	1	2.9	－
全体	35	100.0	100.0

4)本人の入所・入居の意思を明確に確認する必要がある。

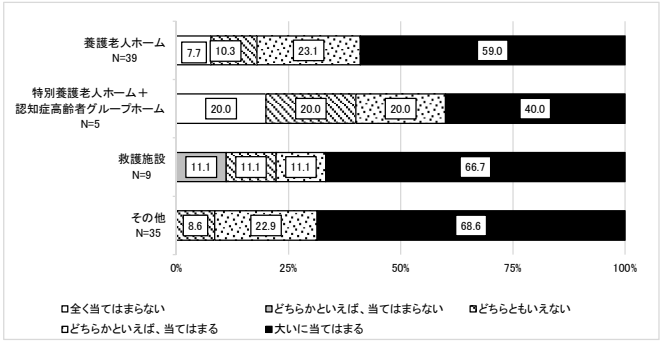
<全体>

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=90
全く当てはまらない	5	5.6	5.6
どちらかといえば、当てはまらない	1	1.1	1.1
どちらともいえない	9	10.0	10.0
どちらかといえば、当てはまる	19	21.1	21.1
大いに当てはまる	56	62.2	62.2
無回答	0	0.0	－
全体	90	100.0	100.0



<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=39	割合 （除無回答） N=39
全く当てはまらない	3	7.7	7.7
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	4	10.3	10.3
どちらかといえば、当てはまる	9	23.1	23.1
大いに当てはまる	23	59.0	59.0
無回答	0	0.0	－
全体	39	100.0	100.0



<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=5
全く当てはまらない	1	20.0	20.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	1	20.0	20.0
どちらかといえば、当てはまる	1	20.0	20.0
大いに当てはまる	2	40.0	40.0
無回答	0	0.0	－
全体	5	100.0	100.0

<救護施設>

	件数	割合 N=9	割合 （除無回答） N=9
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	1	11.1	11.1
どちらともいえない	1	11.1	11.1
どちらかといえば、当てはまる	1	11.1	11.1
大いに当てはまる	6	66.7	66.7
無回答	0	0.0	－
全体	9	100.0	100.0

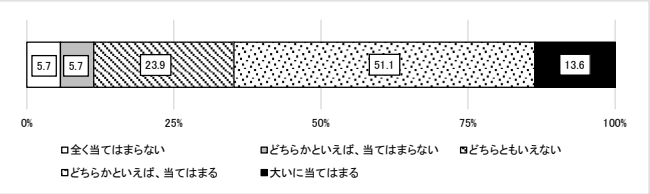
<その他>

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=35
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	3	8.6	8.6
どちらかといえば、当てはまる	8	22.9	22.9
大いに当てはまる	24	68.6	68.6
無回答	0	0.0	–
全体	35	100.0	100.0

5)本人に関する情報が少ないことから、より時間をかけてアセスメントを行う必要がある。

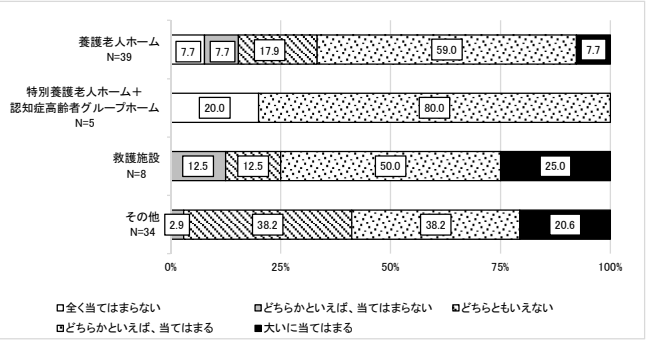
<全体>

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=88
全く当てはまらない	5	5.6	5.7
どちらかといえば、当てはまらない	5	5.6	5.7
どちらともいえない	21	23.3	23.9
どちらかといえば、当てはまる	45	50.0	51.1
大いに当てはまる	12	13.3	13.6
無回答	2	2.2	–
全体	90	100.0	100.0



<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=39	割合 （除無回答） N=39
全く当てはまらない	3	7.7	7.7
どちらかといえば、当てはまらない	3	7.7	7.7
どちらともいえない	7	17.9	17.9
どちらかといえば、当てはまる	23	59.0	59.0
大いに当てはまる	3	7.7	7.7
無回答	0	0.0	–
全体	39	100.0	100.0



<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=5
全く当てはまらない	1	20.0	20.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまる	4	80.0	80.0
大いに当てはまる	0	0.0	0.0
無回答	0	0.0	–
全体	5	100.0	100.0

<救護施設>

	件数	割合 N=9	割合 （除無回答） N=8
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	1	11.1	12.5
どちらともいえない	1	11.1	12.5
どちらかといえば、当てはまる	4	44.4	50.0
大いに当てはまる	2	22.2	25.0
無回答	1	11.1	－
全体	9	100.0	100.0

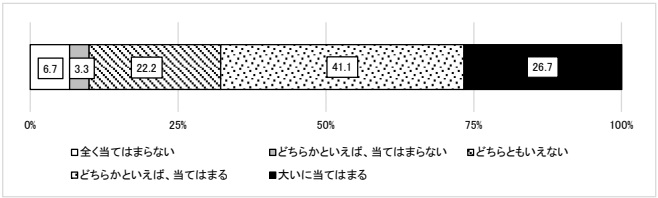
<その他>

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=34
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	1	2.9	2.9
どちらともいえない	13	37.1	38.2
どちらかといえば、当てはまる	13	37.1	38.2
大いに当てはまる	7	20.0	20.6
無回答	1	2.9	－
全体	35	100.0	100.0

6)連携や調整を必要とする外部の機関が多くなる。

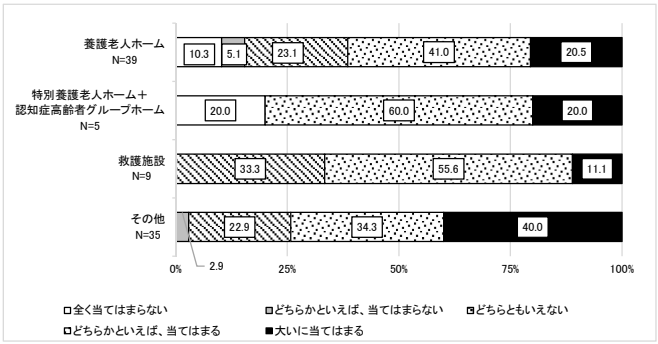
<全体>

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=90
全く当てはまらない	6	6.7	6.7
どちらかといえば、当てはまらない	3	3.3	3.3
どちらともいえない	20	22.2	22.2
どちらかといえば、当てはまる	37	41.1	41.1
大いに当てはまる	24	26.7	26.7
無回答	0	0.0	－
全体	90	100.0	100.0



<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=39	割合 （除無回答） N=39
全く当てはまらない	4	10.3	10.3
どちらかといえば、当てはまらない	2	5.1	5.1
どちらともいえない	9	23.1	23.1
どちらかといえば、当てはまる	16	41.0	41.0
大いに当てはまる	8	20.5	20.5
無回答	0	0.0	－
全体	39	100.0	100.0



<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=5
全く当てはまらない	1	20.0	20.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまる	3	60.0	60.0
大いに当てはまる	1	20.0	20.0
無回答	0	0.0	－
全体	5	100.0	100.0

<救護施設>

	件数	割合 N=9	割合 （除無回答） N=9
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	3	33.3	33.3
どちらかといえば、当てはまる	5	55.6	55.6
大いに当てはまる	1	11.1	11.1
無回答	0	0.0	－
全体	9	100.0	100.0

<その他>

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=35
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	1	2.9	2.9
どちらともいえない	8	22.9	22.9
どちらかといえば、当てはまる	12	34.3	34.3
大いに当てはまる	14	40.0	40.0
無回答	0	0.0	－
全体	35	100.0	100.0

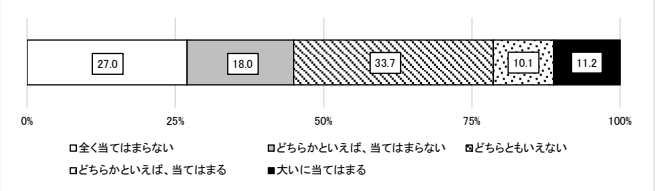
Q9 受入を円滑にするための（特別な）工夫や配慮について、お尋ねします。

Q9-1　受入を円滑にするための工夫や配慮

1)出所者への接し方などの職員向け研修会を開催または受講している。

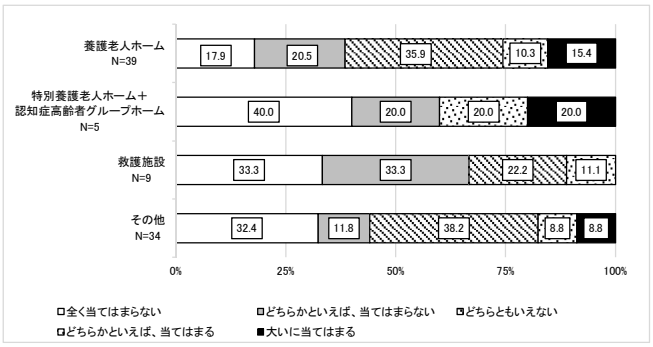
＜全体＞

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=89
全く当てはまらない	24	26.7	27.0
どちらかといえば、当てはまらない	16	17.8	18.0
どちらともいえない	30	33.3	33.7
どちらかといえば、当てはまる	9	10.0	10.1
大いに当てはまる	10	11.1	11.2
無回答	1	1.1	－
全体	90	100.0	100.0



＜養護老人ホーム＞

	件数	割合 N=39	割合 （除無回答） N=39
全く当てはまらない	7	17.9	17.9
どちらかといえば、当てはまらない	8	20.5	20.5
どちらともいえない	14	35.9	35.9
どちらかといえば、当てはまる	4	10.3	10.3
大いに当てはまる	6	15.4	15.4
無回答	0	0.0	－
全体	39	100.0	100.0



＜特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム＞

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=5
全く当てはまらない	2	40.0	40.0
どちらかといえば、当てはまらない	1	20.0	20.0
どちらともいえない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまる	1	20.0	20.0
大いに当てはまる	1	20.0	20.0
無回答	0	0.0	－
全体	5	100.0	100.0

＜救護施設＞

	件数	割合 N=9	割合 （除無回答） N=9
全く当てはまらない	3	33.3	33.3
どちらかといえば、当てはまらない	3	33.3	33.3
どちらともいえない	2	22.2	22.2
どちらかといえば、当てはまる	1	11.1	11.1
大いに当てはまる	0	0.0	0.0
無回答	0	0.0	－
全体	9	100.0	100.0

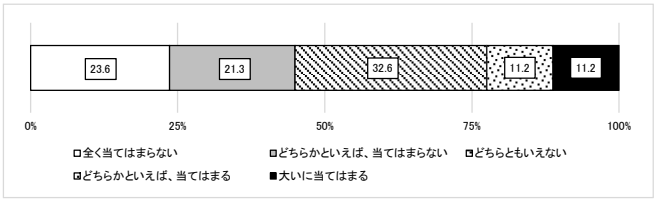
<その他>

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=34
全く当てはまらない	11	31.4	32.4
どちらかといえば、当てはまらない	4	11.4	11.8
どちらともいえない	13	37.1	38.2
どちらかといえば、当てはまる	3	8.6	8.8
大いに当てはまる	3	8.6	8.8
無回答	1	2.9	－
全体	35	100.0	100.0

2)出所者に関する処遇知識の学習会を開催または受講している。

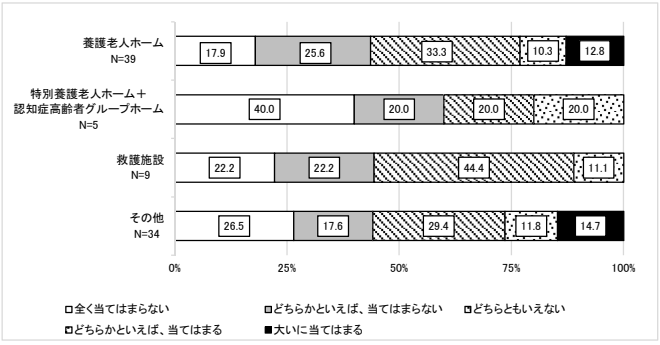
<全体>

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=89
全く当てはまらない	21	23.3	23.6
どちらかといえば、当てはまらない	19	21.1	21.3
どちらともいえない	29	32.2	32.6
どちらかといえば、当てはまる	10	11.1	11.2
大いに当てはまる	10	11.1	11.2
無回答	1	1.1	－
全体	90	100.0	100.0



<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=39	割合 （除無回答） N=39
全く当てはまらない	7	17.9	17.9
どちらかといえば、当てはまらない	10	25.6	25.6
どちらともいえない	13	33.3	33.3
どちらかといえば、当てはまる	4	10.3	10.3
大いに当てはまる	5	12.8	12.8
無回答	0	0.0	－
全体	39	100.0	100.0



<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=5
全く当てはまらない	2	40.0	40.0
どちらかといえば、当てはまらない	1	20.0	20.0
どちらともいえない	1	20.0	20.0
どちらかといえば、当てはまる	1	20.0	20.0
大いに当てはまる	0	0.0	0.0
無回答	0	0.0	－
全体	5	100.0	100.0

<救護施設>

	件数	割合 N=9	割合 （除無回答） N=9
全く当てはまらない	2	22.2	22.2
どちらかといえば、当てはまらない	2	22.2	22.2
どちらともいえない	4	44.4	44.4
どちらかといえば、当てはまる	1	11.1	11.1
大いに当てはまる	0	0.0	0.0
無回答	0	0.0	－
全体	9	100.0	100.0

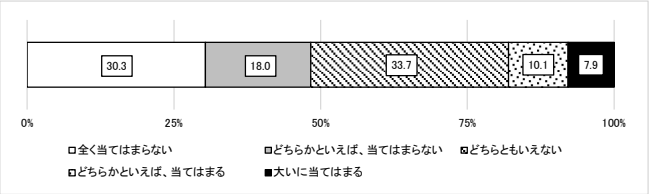
<その他>

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=34
全く当てはまらない	9	25.7	26.5
どちらかといえば、当てはまらない	6	17.1	17.6
どちらともいえない	10	28.6	29.4
どちらかといえば、当てはまる	4	11.4	11.8
大いに当てはまる	5	14.3	14.7
無回答	1	2.9	－
全体	35	100.0	100.0

3)高齢者の犯罪等に関する学習会を開催または受講している。

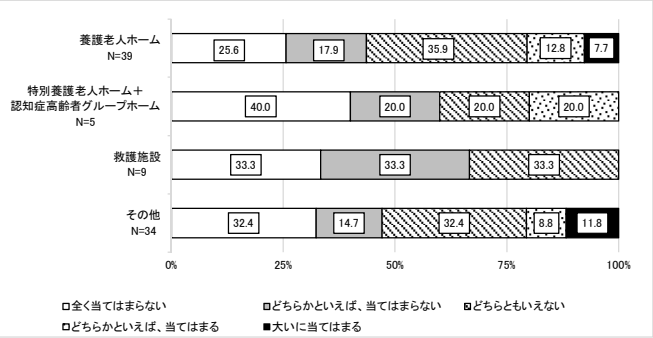
<全体>

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=89
全く当てはまらない	27	30.0	30.3
どちらかといえば、当てはまらない	16	17.8	18.0
どちらともいえない	30	33.3	33.7
どちらかといえば、当てはまる	9	10.0	10.1
大いに当てはまる	7	7.8	7.9
無回答	1	1.1	－
全体	90	100.0	100.0



<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=39	割合 （除無回答） N=39
全く当てはまらない	10	25.6	25.6
どちらかといえば、当てはまらない	7	17.9	17.9
どちらともいえない	14	35.9	35.9
どちらかといえば、当てはまる	5	12.8	12.8
大いに当てはまる	3	7.7	7.7
無回答	0	0.0	－
全体	39	100.0	100.0



＜特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム＞

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=5
全く当てはまらない	2	40.0	40.0
どちらかといえば、当てはまらない	1	20.0	20.0
どちらともいえない	1	20.0	20.0
どちらかといえば、当てはまる	1	20.0	20.0
大いに当てはまる	0	0.0	0.0
無回答	0	0.0	－
全体	5	100.0	100.0

＜救護施設＞

	件数	割合 N=9	割合 （除無回答） N=9
全く当てはまらない	3	33.3	33.3
どちらかといえば、当てはまらない	3	33.3	33.3
どちらともいえない	3	33.3	33.3
どちらかといえば、当てはまる	0	0.0	0.0
大いに当てはまる	0	0.0	0.0
無回答	0	0.0	－
全体	9	100.0	100.0

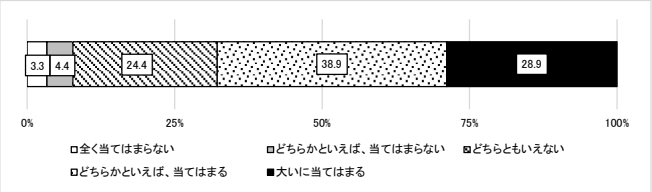
＜その他＞

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=34
全く当てはまらない	11	31.4	32.4
どちらかといえば、当てはまらない	5	14.3	14.7
どちらともいえない	11	31.4	32.4
どちらかといえば、当てはまる	3	8.6	8.8
大いに当てはまる	4	11.4	11.8
無回答	1	2.9	－
全体	35	100.0	100.0

4)通常とは異なる留意事項を共有し、通常より注意を払うようにしている。

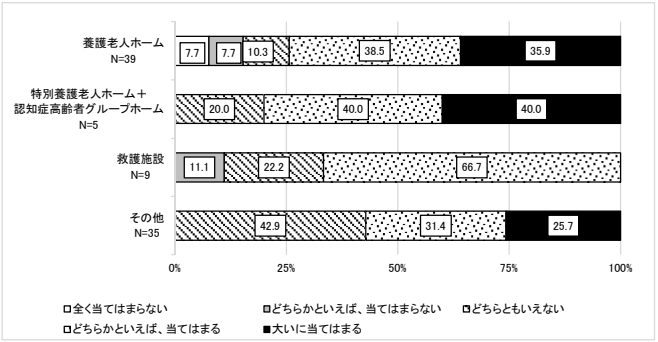
<全体>

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=90
全く当てはまらない	3	3.3	3.3
どちらかといえば、当てはまらない	4	4.4	4.4
どちらともいえない	22	24.4	24.4
どちらかといえば、当てはまる	35	38.9	38.9
大いに当てはまる	26	28.9	28.9
無回答	0	0.0	－
全体	90	100.0	100.0



<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=39	割合 （除無回答） N=39
全く当てはまらない	3	7.7	7.7
どちらかといえば、当てはまらない	3	7.7	7.7
どちらともいえない	4	10.3	10.3
どちらかといえば、当てはまる	15	38.5	38.5
大いに当てはまる	14	35.9	35.9
無回答	0	0.0	－
全体	39	100.0	100.0



<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=5
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	1	20.0	20.0
どちらかといえば、当てはまる	2	40.0	40.0
大いに当てはまる	2	40.0	40.0
無回答	0	0.0	－
全体	5	100.0	100.0

<救護施設>

	件数	割合 N=9	割合 （除無回答） N=9
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	1	11.1	11.1
どちらともいえない	2	22.2	22.2
どちらかといえば、当てはまる	6	66.7	66.7
大いに当てはまる	0	0.0	0.0
無回答	0	0.0	－
全体	9	100.0	100.0

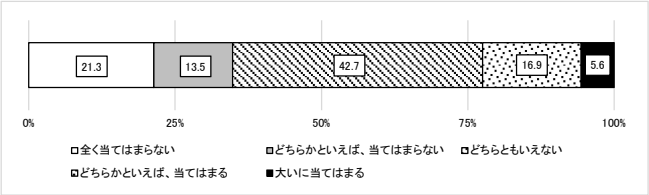
<その他>

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=35
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	15	42.9	42.9
どちらかといえば、当てはまる	11	31.4	31.4
大いに当てはまる	9	25.7	25.7
無回答	0	0.0	－
全体	35	100.0	100.0

5)対応する担当には、出所者の受入調整を担当した経験のある人材を優先して配置している。

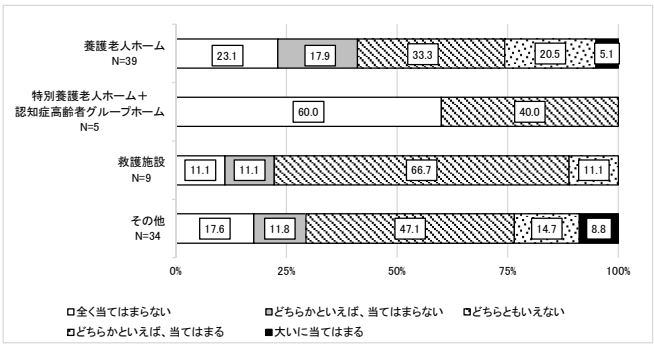
<全体>

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=89
全く当てはまらない	19	21.1	21.3
どちらかといえば、当てはまらない	12	13.3	13.5
どちらともいえない	38	42.2	42.7
どちらかといえば、当てはまる	15	16.7	16.9
大いに当てはまる	5	5.6	5.6
無回答	1	1.1	－
全体	90	100.0	100.0



<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=39	割合 （除無回答） N=39
全く当てはまらない	9	23.1	23.1
どちらかといえば、当てはまらない	7	17.9	17.9
どちらともいえない	13	33.3	33.3
どちらかといえば、当てはまる	8	20.5	20.5
大いに当てはまる	2	5.1	5.1
無回答	0	0.0	－
全体	39	100.0	100.0



<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=5
全く当てはまらない	3	60.0	60.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	2	40.0	40.0
どちらかといえば、当てはまる	0	0.0	0.0
大いに当てはまる	0	0.0	0.0
無回答	0	0.0	－
全体	5	100.0	100.0

<救護施設>

	件数	割合 N=9	割合 （除無回答） N=9
全く当てはまらない	1	11.1	11.1
どちらかといえば、当てはまらない	1	11.1	11.1
どちらともいえない	6	66.7	66.7
どちらかといえば、当てはまる	1	11.1	11.1
大いに当てはまる	0	0.0	0.0
無回答	0	0.0	－
全体	9	100.0	100.0

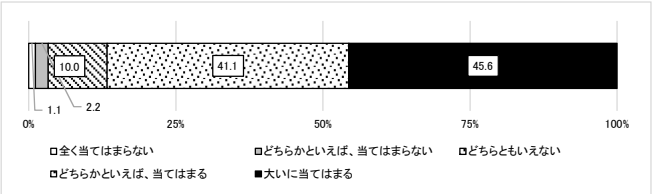
<その他>

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=34
全く当てはまらない	6	17.1	17.6
どちらかといえば、当てはまらない	4	11.4	11.8
どちらともいえない	16	45.7	47.1
どちらかといえば、当てはまる	5	14.3	14.7
大いに当てはまる	3	8.6	8.8
無回答	1	2.9	－
全体	35	100.0	100.0

6)受入後しばらくは、身体的・心理的な変化をより注意深く観察している。

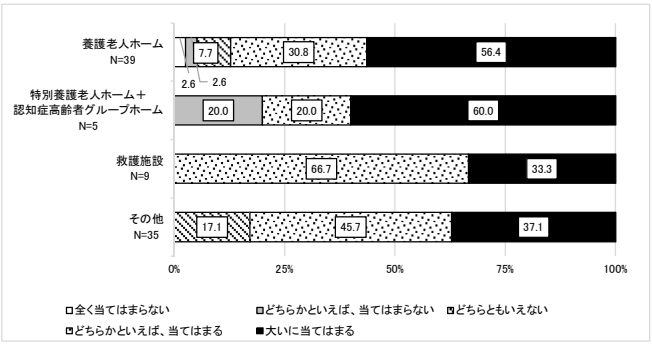
<全体>

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=90
全く当てはまらない	1	1.1	1.1
どちらかといえば、当てはまらない	2	2.2	2.2
どちらともいえない	9	10.0	10.0
どちらかといえば、当てはまる	37	41.1	41.1
大いに当てはまる	41	45.6	45.6
無回答	0	0.0	－
全体	90	100.0	100.0



<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=39	割合 （除無回答） N=39
全く当てはまらない	1	2.6	2.6
どちらかといえば、当てはまらない	1	2.6	2.6
どちらともいえない	3	7.7	7.7
どちらかといえば、当てはまる	12	30.8	30.8
大いに当てはまる	22	56.4	56.4
無回答	0	0.0	－
全体	39	100.0	100.0



<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=5
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	1	20.0	20.0
どちらともいえない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまる	1	20.0	20.0
大いに当てはまる	3	60.0	60.0
無回答	0	0.0	－
全体	5	100.0	100.0

<救護施設>

	件数	割合 N=9	割合 （除無回答） N=9
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまる	6	66.7	66.7
大いに当てはまる	3	33.3	33.3
無回答	0	0.0	－
全体	9	100.0	100.0

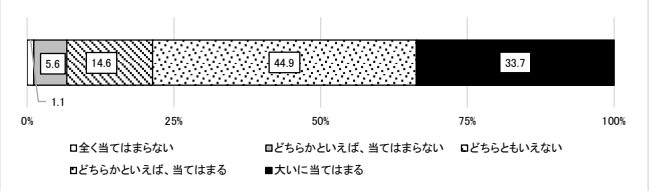
<その他>

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=35
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	6	17.1	17.1
どちらかといえば、当てはまる	16	45.7	45.7
大いに当てはまる	13	37.1	37.1
無回答	0	0.0	－
全体	35	100.0	100.0

7)職員からの声掛けを多くするなどして施設内で孤立しないようにしている。

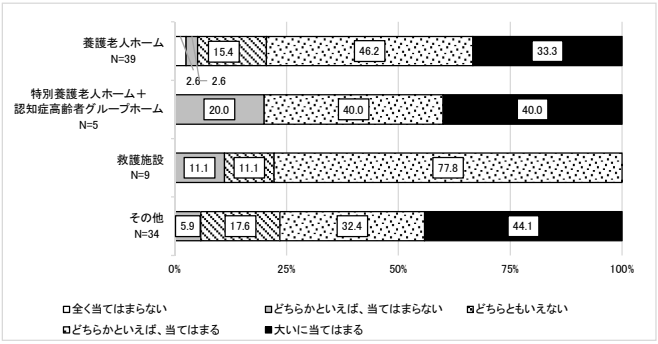
<全体>

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=89
全く当てはまらない	1	1.1	1.1
どちらかといえば、当てはまらない	5	5.6	5.6
どちらともいえない	13	14.4	14.6
どちらかといえば、当てはまる	40	44.4	44.9
大いに当てはまる	30	33.3	33.7
無回答	1	1.1	－
全体	90	100.0	100.0



<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=39	割合 （除無回答） N=39
全く当てはまらない	1	2.6	2.6
どちらかといえば、当てはまらない	1	2.6	2.6
どちらともいえない	6	15.4	15.4
どちらかといえば、当てはまる	18	46.2	46.2
大いに当てはまる	13	33.3	33.3
無回答	0	0.0	－
全体	39	100.0	100.0



<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=5
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	1	20.0	20.0
どちらともいえない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまる	2	40.0	40.0
大いに当てはまる	2	40.0	40.0
無回答	0	0.0	－
全体	5	100.0	100.0

<救護施設>

	件数	割合 N=9	割合 （除無回答） N=9
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	1	11.1	11.1
どちらともいえない	1	11.1	11.1
どちらかといえば、当てはまる	7	77.8	77.8
大いに当てはまる	0	0.0	0.0
無回答	0	0.0	－
全体	9	100.0	100.0

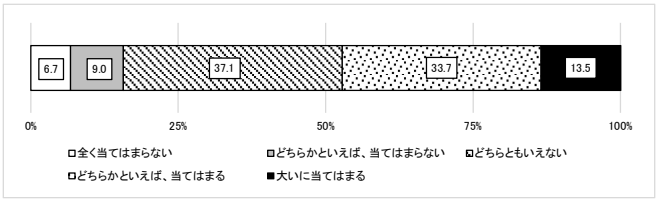
<その他>

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=34
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	2	5.7	5.9
どちらともいえない	6	17.1	17.6
どちらかといえば、当てはまる	11	31.4	32.4
大いに当てはまる	15	42.9	44.1
無回答	1	2.9	－
全体	35	100.0	100.0

8)担当職員の心理的な負担に配慮し管理者と対話する機会を増やしている。

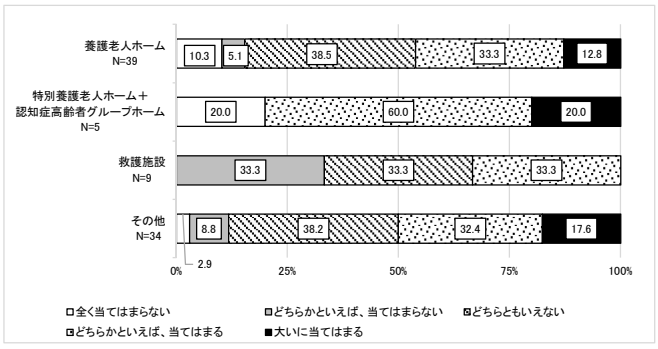
<全体>

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=89
全く当てはまらない	6	6.7	6.7
どちらかといえば、当てはまらない	8	8.9	9.0
どちらともいえない	33	36.7	37.1
どちらかといえば、当てはまる	30	33.3	33.7
大いに当てはまる	12	13.3	13.5
無回答	1	1.1	－
全体	90	100.0	100.0



<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=39	割合 （除無回答） N=39
全く当てはまらない	4	10.3	10.3
どちらかといえば、当てはまらない	2	5.1	5.1
どちらともいえない	15	38.5	38.5
どちらかといえば、当てはまる	13	33.3	33.3
大いに当てはまる	5	12.8	12.8
無回答	0	0.0	－
全体	39	100.0	100.0



<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=5
全く当てはまらない	1	20.0	20.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまる	3	60.0	60.0
大いに当てはまる	1	20.0	20.0
無回答	0	0.0	－
全体	5	100.0	100.0

<救護施設>

	件数	割合 N=9	割合 （除無回答） N=9
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	3	33.3	33.3
どちらともいえない	3	33.3	33.3
どちらかといえば、当てはまる	3	33.3	33.3
大いに当てはまる	0	0.0	0.0
無回答	0	0.0	－
全体	9	100.0	100.0

<その他>

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=34
全く当てはまらない	1	2.9	2.9
どちらかといえば、当てはまらない	3	8.6	8.8
どちらともいえない	13	37.1	38.2
どちらかといえば、当てはまる	11	31.4	32.4
大いに当てはまる	6	17.1	17.6
無回答	1	2.9	－
全体	35	100.0	100.0

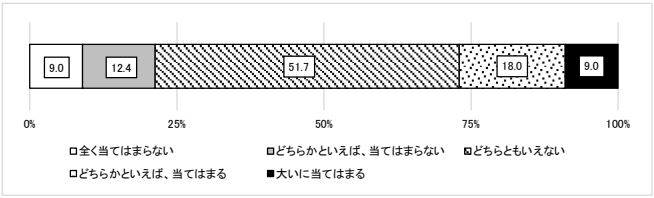
Q10　出所後の高齢者の受入れによる、施設にとっての好影響・効果について、お尋ねします

Q10-1　好影響・効果の項目

1)出所後の高齢者の受入れに積極的になった。

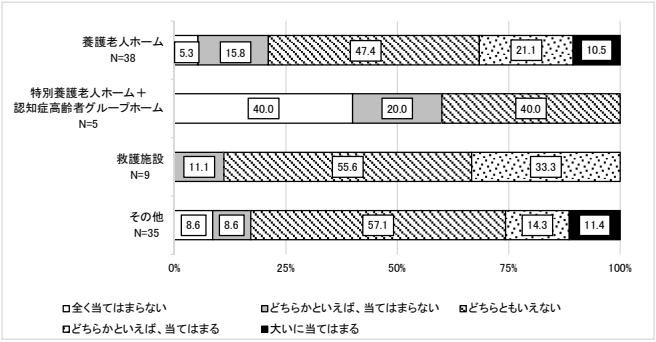
<全体>

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=89
全く当てはまらない	8	8.9	9.0
どちらかといえば、当てはまらない	11	12.2	12.4
どちらともいえない	46	51.1	51.7
どちらかといえば、当てはまる	16	17.8	18.0
大いに当てはまる	8	8.9	9.0
無回答	1	1.1	－
全体	90	100.0	100.0



<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=39	割合 （除無回答） N=38
全く当てはまらない	2	5.1	5.3
どちらかといえば、当てはまらない	6	15.4	15.8
どちらともいえない	18	46.2	47.4
どちらかといえば、当てはまる	8	20.5	21.1
大いに当てはまる	4	10.3	10.5
無回答	1	2.6	－
全体	39	100.0	100.0



<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=5
全く当てはまらない	2	40.0	40.0
どちらかといえば、当てはまらない	1	20.0	20.0
どちらともいえない	2	40.0	40.0
どちらかといえば、当てはまる	0	0.0	0.0
大いに当てはまる	0	0.0	0.0
無回答	0	0.0	－
全体	5	100.0	100.0

<救護施設>

	件数	割合 N=9	割合 （除無回答） N=9
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	1	11.1	11.1
どちらともいえない	5	55.6	55.6
どちらかといえば、当てはまる	3	33.3	33.3
大いに当てはまる	0	0.0	0.0
無回答	0	0.0	－
全体	9	100.0	100.0

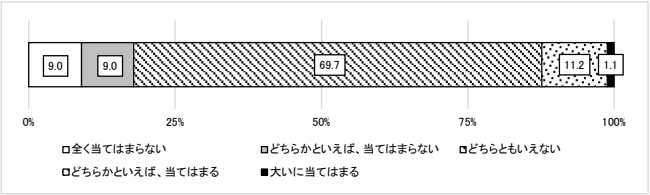
<その他>

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=35
全く当てはまらない	3	8.6	8.6
どちらかといえば、当てはまらない	3	8.6	8.6
どちらともいえない	20	57.1	57.1
どちらかといえば、当てはまる	5	14.3	14.3
大いに当てはまる	4	11.4	11.4
無回答	0	0.0	－
全体	35	100.0	100.0

2)職員同士のコミュニケーションが円滑になった。

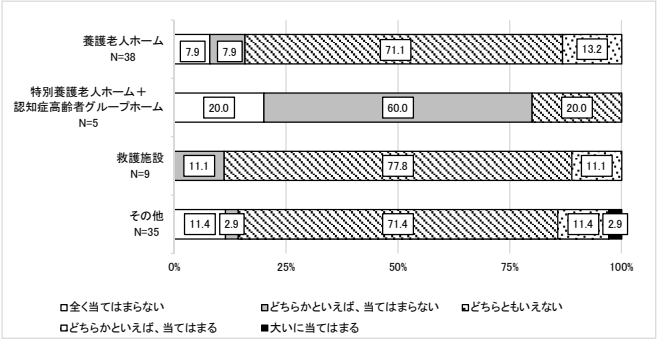
<全体>

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=89
全く当てはまらない	8	8.9	9.0
どちらかといえば、当てはまらない	8	8.9	9.0
どちらともいえない	62	68.9	69.7
どちらかといえば、当てはまる	10	11.1	11.2
大いに当てはまる	1	1.1	1.1
無回答	1	1.1	－
全体	90	100.0	100.0



<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=39	割合 （除無回答） N=38
全く当てはまらない	3	7.7	7.9
どちらかといえば、当てはまらない	3	7.7	7.9
どちらともいえない	27	69.2	71.1
どちらかといえば、当てはまる	5	12.8	13.2
大いに当てはまる	0	0.0	0.0
無回答	1	2.6	－
全体	39	100.0	100.0



<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=5
全く当てはまらない	1	20.0	20.0
どちらかといえば、当てはまらない	3	60.0	60.0
どちらともいえない	1	20.0	20.0
どちらかといえば、当てはまる	0	0.0	0.0
大いに当てはまる	0	0.0	0.0
無回答	0	0.0	－
全体	5	100.0	100.0

<救護施設>

	件数	割合 N=9	割合 （除無回答） N=9
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	1	11.1	11.1
どちらともいえない	7	77.8	77.8
どちらかといえば、当てはまる	1	11.1	11.1
大いに当てはまる	0	0.0	0.0
無回答	0	0.0	－
全体	9	100.0	100.0

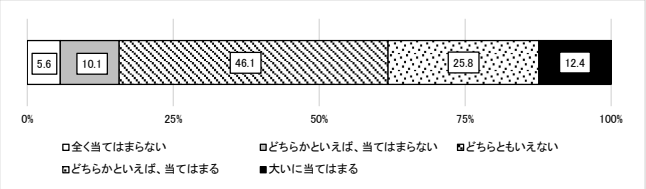
<その他>

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=35
全く当てはまらない	4	11.4	11.4
どちらかといえば、当てはまらない	1	2.9	2.9
どちらともいえない	25	71.4	71.4
どちらかといえば、当てはまる	4	11.4	11.4
大いに当てはまる	1	2.9	2.9
無回答	0	0.0	－
全体	35	100.0	100.0

3)地域での福祉ネットワークが広がった。

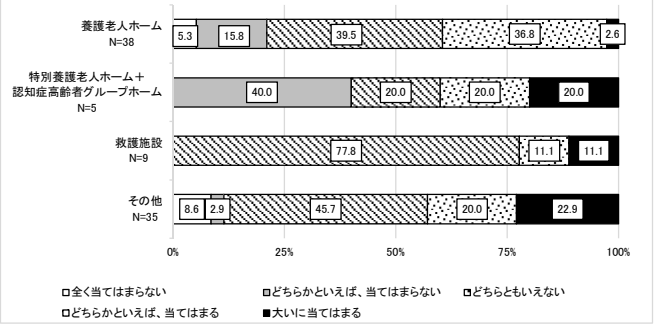
<全体>

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=89
全く当てはまらない	5	5.6	5.6
どちらかといえば、当てはまらない	9	10.0	10.1
どちらともいえない	41	45.6	46.1
どちらかといえば、当てはまる	23	25.6	25.8
大いに当てはまる	11	12.2	12.4
無回答	1	1.1	－
全体	90	100.0	100.0



<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=39	割合 （除無回答） N=38
全く当てはまらない	2	5.1	5.3
どちらかといえば、当てはまらない	6	15.4	15.8
どちらともいえない	15	38.5	39.5
どちらかといえば、当てはまる	14	35.9	36.8
大いに当てはまる	1	2.6	2.6
無回答	1	2.6	－
全体	39	100.0	100.0



<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=5
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	2	40.0	40.0
どちらともいえない	1	20.0	20.0
どちらかといえば、当てはまる	1	20.0	20.0
大いに当てはまる	1	20.0	20.0
無回答	0	0.0	－
全体	5	100.0	100.0

<救護施設>

	件数	割合 N=9	割合 （除無回答） N=9
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	7	77.8	77.8
どちらかといえば、当てはまる	1	11.1	11.1
大いに当てはまる	1	11.1	11.1
無回答	0	0.0	－
全体	9	100.0	100.0

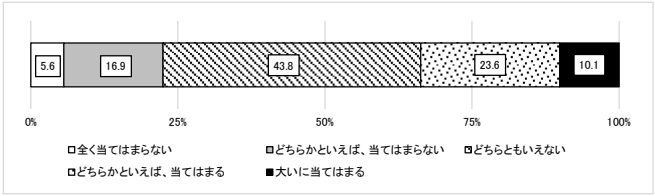
<その他>

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=35
全く当てはまらない	3	8.6	8.6
どちらかといえば、当てはまらない	1	2.9	2.9
どちらともいえない	16	45.7	45.7
どちらかといえば、当てはまる	7	20.0	20.0
大いに当てはまる	8	22.9	22.9
無回答	0	0.0	－
全体	35	100.0	100.0

4)地域での福祉ネットワーク以外の繋がりが広がった。

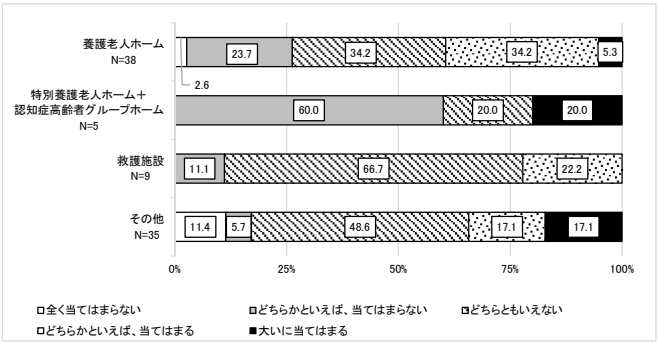
<全体>

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=89
全く当てはまらない	5	5.6	5.6
どちらかといえば、当てはまらない	15	16.7	16.9
どちらともいえない	39	43.3	43.8
どちらかといえば、当てはまる	21	23.3	23.6
大いに当てはまる	9	10.0	10.1
無回答	1	1.1	－
全体	90	100.0	100.0



<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=39	割合 （除無回答） N=38
全く当てはまらない	1	2.6	2.6
どちらかといえば、当てはまらない	9	23.1	23.7
どちらともいえない	13	33.3	34.2
どちらかといえば、当てはまる	13	33.3	34.2
大いに当てはまる	2	5.1	5.3
無回答	1	2.6	－
全体	39	100.0	100.0



<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=5
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	3	60.0	60.0
どちらともいえない	1	20.0	20.0
どちらかといえば、当てはまる	0	0.0	0.0
大いに当てはまる	1	20.0	20.0
無回答	0	0.0	－
全体	5	100.0	100.0

<救護施設>

	件数	割合 N=9	割合 （除無回答） N=9
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	1	11.1	11.1
どちらともいえない	6	66.7	66.7
どちらかといえば、当てはまる	2	22.2	22.2
大いに当てはまる	0	0.0	0.0
無回答	0	0.0	－
全体	9	100.0	100.0

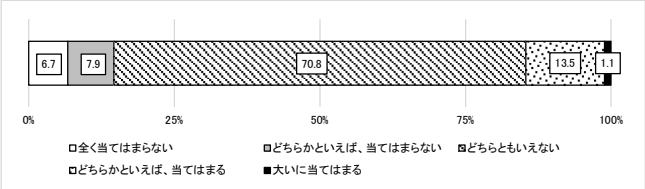
<その他>

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=35
全く当てはまらない	4	11.4	11.4
どちらかといえば、当てはまらない	2	5.7	5.7
どちらともいえない	17	48.6	48.6
どちらかといえば、当てはまる	6	17.1	17.1
大いに当てはまる	6	17.1	17.1
無回答	0	0.0	－
全体	35	100.0	100.0

5)専門職の職員の高齢者介護の質が高まった。

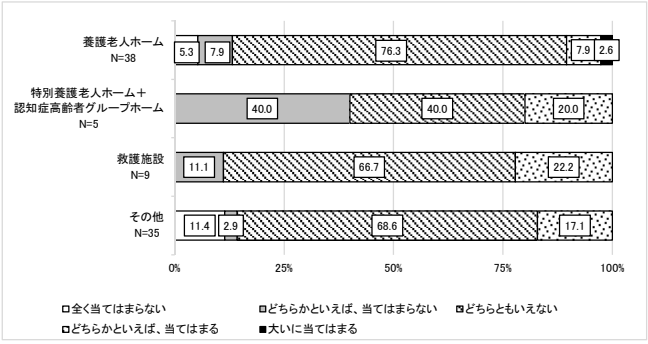
<全体>

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=89
全く当てはまらない	6	6.7	6.7
どちらかといえば、当てはまらない	7	7.8	7.9
どちらともいえない	63	70.0	70.8
どちらかといえば、当てはまる	12	13.3	13.5
大いに当てはまる	1	1.1	1.1
無回答	1	1.1	－
全体	90	100.0	100.0



<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=39	割合 （除無回答） N=38
全く当てはまらない	2	5.1	5.3
どちらかといえば、当てはまらない	3	7.7	7.9
どちらともいえない	29	74.4	76.3
どちらかといえば、当てはまる	3	7.7	7.9
大いに当てはまる	1	2.6	2.6
無回答	1	2.6	－
全体	39	100.0	100.0



<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=5
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	2	40.0	40.0
どちらともいえない	2	40.0	40.0
どちらかといえば、当てはまる	1	20.0	20.0
大いに当てはまる	0	0.0	0.0
無回答	0	0.0	－
全体	5	100.0	100.0

<救護施設>

	件数	割合 N=9	割合 （除無回答） N=9
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	1	11.1	11.1
どちらともいえない	6	66.7	66.7
どちらかといえば、当てはまる	2	22.2	22.2
大いに当てはまる	0	0.0	0.0
無回答	0	0.0	－
全体	9	100.0	100.0

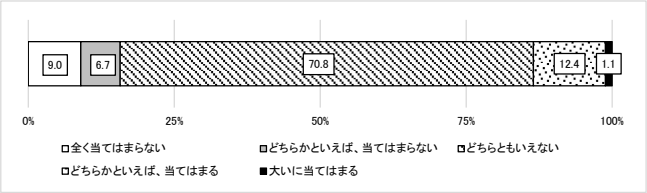
<その他>

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=35
全く当てはまらない	4	11.4	11.4
どちらかといえば、当てはまらない	1	2.9	2.9
どちらともいえない	24	68.6	68.6
どちらかといえば、当てはまる	6	17.1	17.1
大いに当てはまる	0	0.0	0.0
無回答	0	0.0	－
全体	35	100.0	100.0

6)専門職以外の職員の高齢者介護の質が高まった。

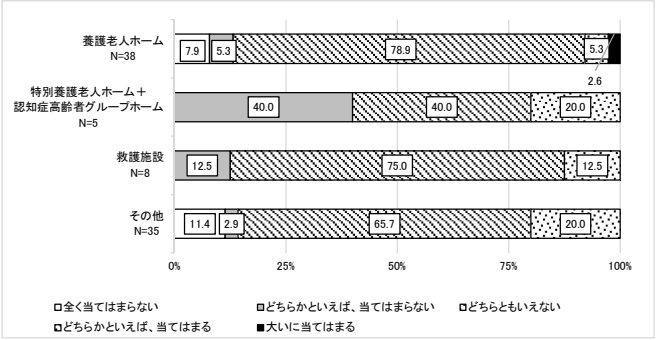
<全体>

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=89
全く当てはまらない	8	8.9	9.0
どちらかといえば、当てはまらない	6	6.7	6.7
どちらともいえない	63	70.0	70.8
どちらかといえば、当てはまる	11	12.2	12.4
大いに当てはまる	1	1.1	1.1
無回答	1	1.1	－
全体	90	100.0	100.0



<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=39	割合 （除無回答） N=38
全く当てはまらない	3	7.7	7.9
どちらかといえば、当てはまらない	2	5.1	5.3
どちらともいえない	30	76.9	78.9
どちらかといえば、当てはまる	2	5.1	5.3
大いに当てはまる	1	2.6	2.6
無回答	1	2.6	－
全体	39	100.0	100.0



<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=5
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	2	40.0	40.0
どちらともいえない	2	40.0	40.0
どちらかといえば、当てはまる	1	20.0	20.0
大いに当てはまる	0	0.0	0.0
無回答	0	0.0	－
全体	5	100.0	100.0

<救護施設>

	件数	割合 N=8	割合 （除無回答） N=8
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	1	12.5	12.5
どちらともいえない	6	75.0	75.0
どちらかといえば、当てはまる	1	12.5	12.5
大いに当てはまる	0	0.0	0.0
無回答	0	0.0	－
全体	8	100.0	100.0

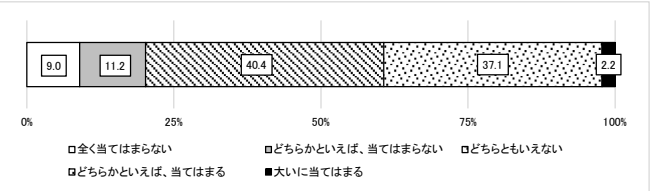
<その他>

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=35
全く当てはまらない	4	11.4	11.4
どちらかといえば、当てはまらない	1	2.9	2.9
どちらともいえない	23	65.7	65.7
どちらかといえば、当てはまる	7	20.0	20.0
大いに当てはまる	0	0.0	0.0
無回答	0	0.0	－
全体	35	100.0	100.0

7)出所後の高齢者の入所の調整が円滑化した。

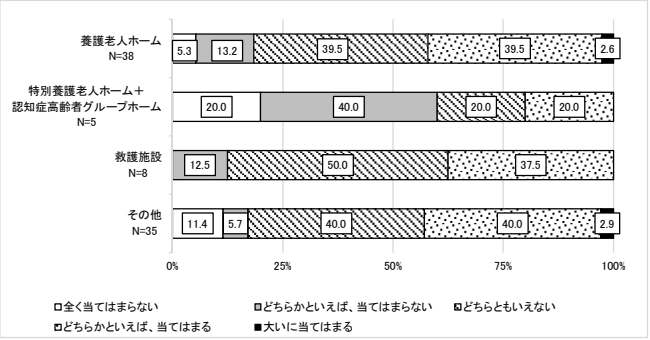
<全体>

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=89
全く当てはまらない	8	8.9	9.0
どちらかといえば、当てはまらない	10	11.1	11.2
どちらともいえない	36	40.0	40.4
どちらかといえば、当てはまる	33	36.7	37.1
大いに当てはまる	2	2.2	2.2
無回答	1	1.1	－
全体	90	100.0	100.0



<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=39	割合 （除無回答） N=38
全く当てはまらない	2	5.1	5.3
どちらかといえば、当てはまらない	5	12.8	13.2
どちらともいえない	15	38.5	39.5
どちらかといえば、当てはまる	15	38.5	39.5
大いに当てはまる	1	2.6	2.6
無回答	1	2.6	－
全体	39	100.0	100.0



<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=5
全く当てはまらない	1	20.0	20.0
どちらかといえば、当てはまらない	2	40.0	40.0
どちらともいえない	1	20.0	20.0
どちらかといえば、当てはまる	1	20.0	20.0
大いに当てはまる	0	0.0	0.0
無回答	0	0.0	－
全体	5	100.0	100.0

<救護施設>

	件数	割合 N=8	割合 （除無回答） N=8
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	1	12.5	12.5
どちらともいえない	4	50.0	50.0
どちらかといえば、当てはまる	3	37.5	37.5
大いに当てはまる	0	0.0	0.0
無回答	0	0.0	－
全体	8	100.0	100.0

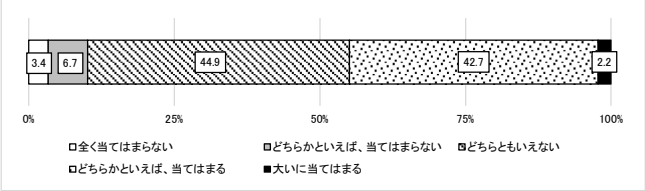
<その他>

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=35
全く当てはまらない	4	11.4	11.4
どちらかといえば、当てはまらない	2	5.7	5.7
どちらともいえない	14	40.0	40.0
どちらかといえば、当てはまる	14	40.0	40.0
大いに当てはまる	1	2.9	2.9
無回答	0	0.0	－
全体	35	100.0	100.0

8)施設全体の出所後の高齢者に関する関心や理解が高まった。

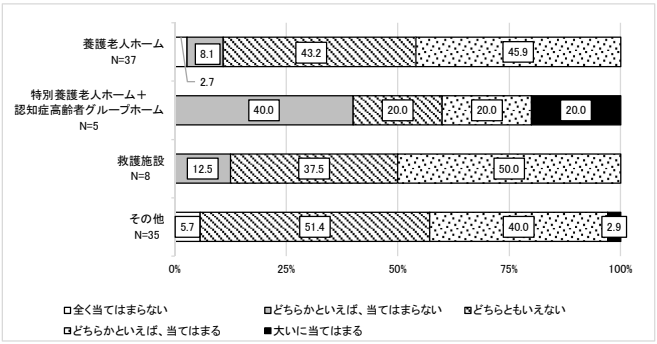
<全体>

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=89
全く当てはまらない	3	3.3	3.4
どちらかといえば、当てはまらない	6	6.7	6.7
どちらともいえない	40	44.4	44.9
どちらかといえば、当てはまる	38	42.2	42.7
大いに当てはまる	2	2.2	2.2
無回答	1	1.1	－
全体	90	100.0	100.0



<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=38	割合 （除無回答） N=37
全く当てはまらない	1	2.6	2.7
どちらかといえば、当てはまらない	3	7.9	8.1
どちらともいえない	16	42.1	43.2
どちらかといえば、当てはまる	17	44.7	45.9
大いに当てはまる	0	0.0	0.0
無回答	1	2.6	－
全体	38	100.0	100.0



<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=5
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	2	40.0	40.0
どちらともいえない	1	20.0	20.0
どちらかといえば、当てはまる	1	20.0	20.0
大いに当てはまる	1	20.0	20.0
無回答	0	0.0	－
全体	5	100.0	100.0

<救護施設>

	件数	割合 N=8	割合 （除無回答） N=8
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	1	12.5	12.5
どちらともいえない	3	37.5	37.5
どちらかといえば、当てはまる	4	50.0	50.0
大いに当てはまる	0	0.0	0.0
無回答	0	0.0	－
全体	8	100.0	100.0

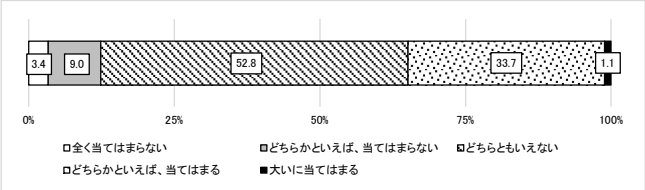
<その他>

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=35
全く当てはまらない	2	5.7	5.7
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	18	51.4	51.4
どちらかといえば、当てはまる	14	40.0	40.0
大いに当てはまる	1	2.9	2.9
無回答	0	0.0	－
全体	35	100.0	100.0

9)施設全体の出所後の高齢者に関する処遇知識・技術が向上した。

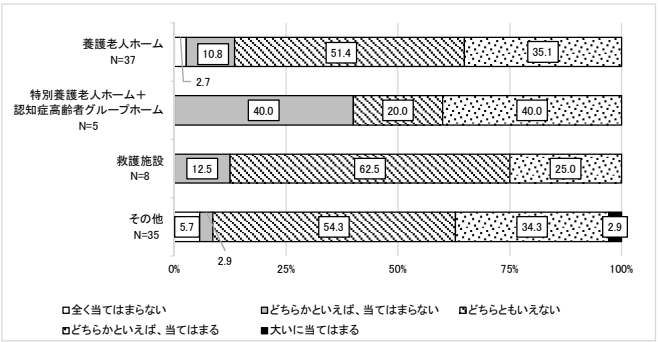
<全体>

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=89
全く当てはまらない	3	3.3	3.4
どちらかといえば、当てはまらない	8	8.9	9.0
どちらともいえない	47	52.2	52.8
どちらかといえば、当てはまる	30	33.3	33.7
大いに当てはまる	1	1.1	1.1
無回答	1	1.1	－
全体	90	100.0	100.0



<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=38	割合 （除無回答） N=37
全く当てはまらない	1	2.6	2.7
どちらかといえば、当てはまらない	4	10.5	10.8
どちらともいえない	19	50.0	51.4
どちらかといえば、当てはまる	13	34.2	35.1
大いに当てはまる	0	0.0	0.0
無回答	1	2.6	－
全体	38	100.0	100.0



<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=5
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	2	40.0	40.0
どちらともいえない	1	20.0	20.0
どちらかといえば、当てはまる	2	40.0	40.0
大いに当てはまる	0	0.0	0.0
無回答	0	0.0	－
全体	5	100.0	100.0

<救護施設>

	件数	割合 N=8	割合 （除無回答） N=8
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	1	12.5	12.5
どちらともいえない	5	62.5	62.5
どちらかといえば、当てはまる	2	25.0	25.0
大いに当てはまる	0	0.0	0.0
無回答	0	0.0	－
全体	8	100.0	100.0

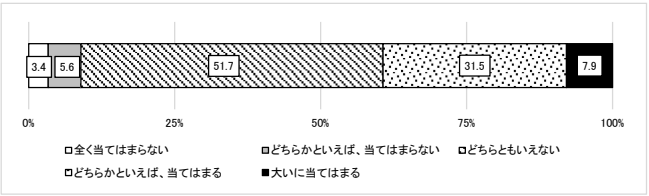
<その他>

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=35
全く当てはまらない	2	5.7	5.7
どちらかといえば、当てはまらない	1	2.9	2.9
どちらともいえない	19	54.3	54.3
どちらかといえば、当てはまる	12	34.3	34.3
大いに当てはまる	1	2.9	2.9
無回答	0	0.0	－
全体	35	100.0	100.0

10)出所後の高齢者の受入可否判断が明確になった。

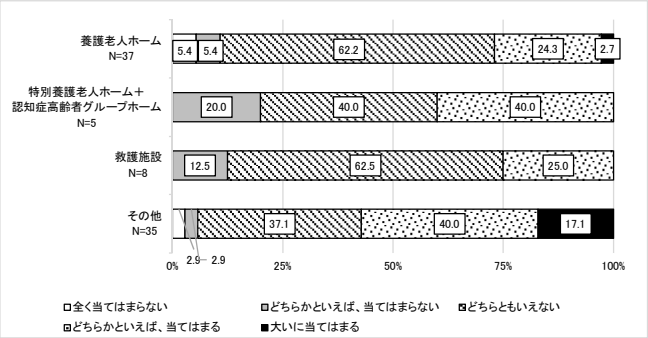
<全体>

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=89
全く当てはまらない	3	3.3	3.4
どちらかといえば、当てはまらない	5	5.6	5.6
どちらともいえない	46	51.1	51.7
どちらかといえば、当てはまる	28	31.1	31.5
大いに当てはまる	7	7.8	7.9
無回答	1	1.1	－
全体	90	100.0	100.0



<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=38	割合 （除無回答） N=37
全く当てはまらない	2	5.3	5.4
どちらかといえば、当てはまらない	2	5.3	5.4
どちらともいえない	23	60.5	62.2
どちらかといえば、当てはまる	9	23.7	24.3
大いに当てはまる	1	2.6	2.7
無回答	1	2.6	－
全体	38	100.0	100.0



<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=5
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	1	20.0	20.0
どちらともいえない	2	40.0	40.0
どちらかといえば、当てはまる	2	40.0	40.0
大いに当てはまる	0	0.0	0.0
無回答	0	0.0	－
全体	5	100.0	100.0

<救護施設>

	件数	割合 N=8	割合 （除無回答） N=8
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	1	12.5	12.5
どちらともいえない	5	62.5	62.5
どちらかといえば、当てはまる	2	25.0	25.0
大いに当てはまる	0	0.0	0.0
無回答	0	0.0	－
全体	8	100.0	100.0

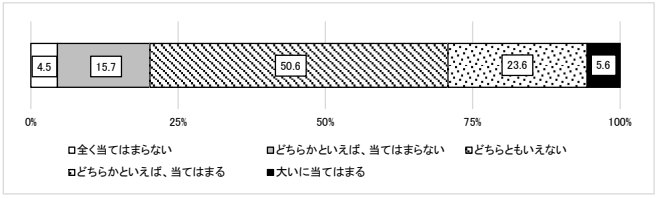
<その他>

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=35
全く当てはまらない	1	2.9	2.9
どちらかといえば、当てはまらない	1	2.9	2.9
どちらともいえない	13	37.1	37.1
どちらかといえば、当てはまる	14	40.0	40.0
大いに当てはまる	6	17.1	17.1
無回答	0	0.0	－
全体	35	100.0	100.0

11)受入や処遇に対する職員の不安が軽減した。

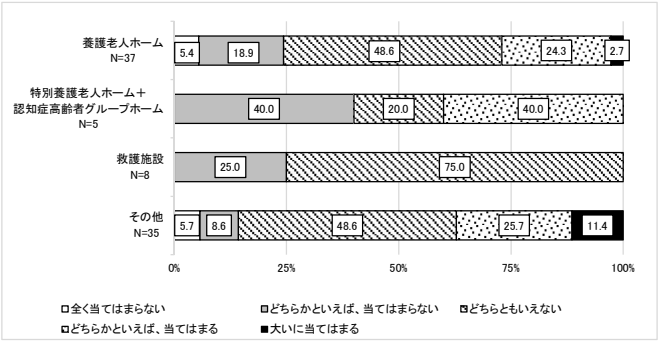
<全体>

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=89
全く当てはまらない	4	4.4	4.5
どちらかといえば、当てはまらない	14	15.6	15.7
どちらともいえない	45	50.0	50.6
どちらかといえば、当てはまる	21	23.3	23.6
大いに当てはまる	5	5.6	5.6
無回答	1	1.1	–
全体	90	100.0	100.0



<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=38	割合 （除無回答） N=37
全く当てはまらない	2	5.3	5.4
どちらかといえば、当てはまらない	7	18.4	18.9
どちらともいえない	18	47.4	48.6
どちらかといえば、当てはまる	9	23.7	24.3
大いに当てはまる	1	2.6	2.7
無回答	1	2.6	–
全体	38	100.0	100.0



<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=5
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	2	40.0	40.0
どちらともいえない	1	20.0	20.0
どちらかといえば、当てはまる	2	40.0	40.0
大いに当てはまる	0	0.0	0.0
無回答	0	0.0	–
全体	5	100.0	100.0

<救護施設>

	件数	割合 N=8	割合 （除無回答） N=8
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	2	25.0	25.0
どちらともいえない	6	75.0	75.0
どちらかといえば、当てはまる	0	0.0	0.0
大いに当てはまる	0	0.0	0.0
無回答	0	0.0	–
全体	8	100.0	100.0

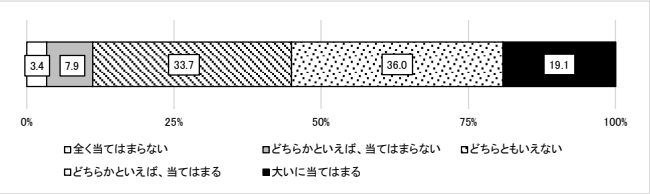
<その他>

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=35
全く当てはまらない	2	5.7	5.7
どちらかといえば、当てはまらない	3	8.6	8.6
どちらともいえない	17	48.6	48.6
どちらかといえば、当てはまる	9	25.7	25.7
大いに当てはまる	4	11.4	11.4
無回答	0	0.0	－
全体	35	100.0	100.0

12)刑務所の現状を知ることができた。

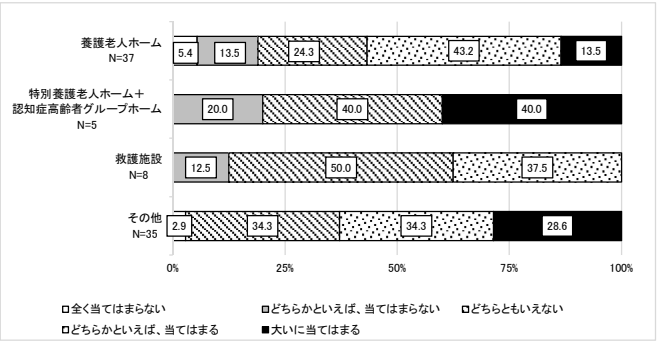
<全体>

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=89
全く当てはまらない	3	3.3	3.4
どちらかといえば、当てはまらない	7	7.8	7.9
どちらともいえない	30	33.3	33.7
どちらかといえば、当てはまる	32	35.6	36.0
大いに当てはまる	17	18.9	19.1
無回答	1	1.1	－
全体	90	100.0	100.0



<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=38	割合 （除無回答） N=37
全く当てはまらない	2	5.3	5.4
どちらかといえば、当てはまらない	5	13.2	13.5
どちらともいえない	9	23.7	24.3
どちらかといえば、当てはまる	16	42.1	43.2
大いに当てはまる	5	13.2	13.5
無回答	1	2.6	－
全体	38	100.0	100.0



<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=5
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	1	20.0	20.0
どちらともいえない	2	40.0	40.0
どちらかといえば、当てはまる	0	0.0	0.0
大いに当てはまる	2	40.0	40.0
無回答	0	0.0	－
全体	5	100.0	100.0

<救護施設>

	件数	割合 N=8	割合 （除無回答） N=8
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	1	12.5	12.5
どちらともいえない	4	50.0	50.0
どちらかといえば、当てはまる	3	37.5	37.5
大いに当てはまる	0	0.0	0.0
無回答	0	0.0	－
全体	8	100.0	100.0

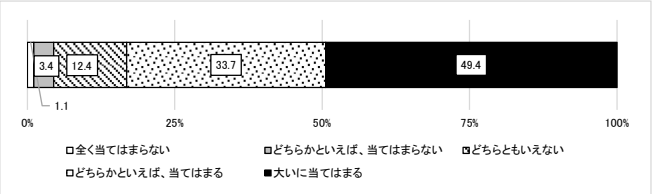
<その他>

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=35
全く当てはまらない	1	2.9	2.9
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	12	34.3	34.3
どちらかといえば、当てはまる	12	34.3	34.3
大いに当てはまる	10	28.6	28.6
無回答	0	0.0	－
全体	35	100.0	100.0

13)地域生活定着支援センターとの連携を進めることができた。

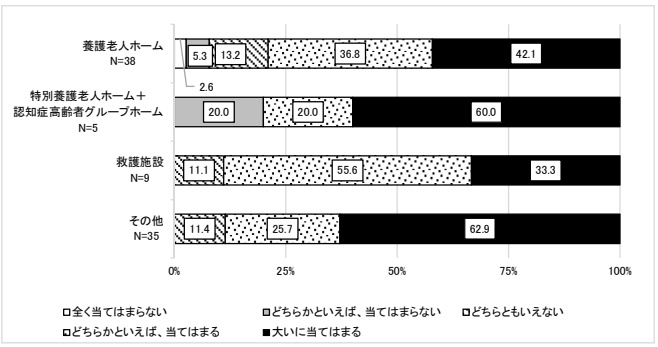
<全体>

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=89
全く当てはまらない	1	1.1	1.1
どちらかといえば、当てはまらない	3	3.3	3.4
どちらともいえない	11	12.2	12.4
どちらかといえば、当てはまる	30	33.3	33.7
大いに当てはまる	44	48.9	49.4
無回答	1	1.1	－
全体	90	100.0	100.0



<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=39	割合 （除無回答） N=38
全く当てはまらない	1	2.6	2.6
どちらかといえば、当てはまらない	2	5.1	5.3
どちらともいえない	5	12.8	13.2
どちらかといえば、当てはまる	14	35.9	36.8
大いに当てはまる	16	41.0	42.1
無回答	1	2.6	－
全体	39	100.0	100.0



＜特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム＞

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=5
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	1	20.0	20.0
どちらともいえない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまる	1	20.0	20.0
大いに当てはまる	3	60.0	60.0
無回答	0	0.0	－
全体	5	100.0	100.0

＜救護施設＞

	件数	割合 N=9	割合 （除無回答） N=9
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	1	11.1	11.1
どちらかといえば、当てはまる	5	55.6	55.6
大いに当てはまる	3	33.3	33.3
無回答	0	0.0	－
全体	9	100.0	100.0

＜その他＞

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=35
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	4	11.4	11.4
どちらかといえば、当てはまる	9	25.7	25.7
大いに当てはまる	22	62.9	62.9
無回答	0	0.0	－
全体	35	100.0	100.0

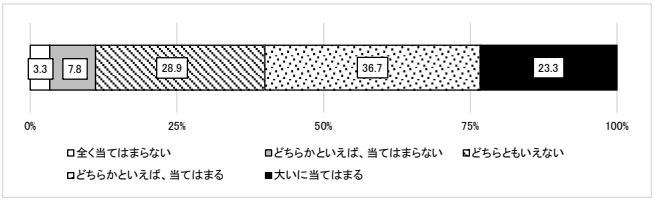
Q11 地域における貴施設・事業所の役割について、お尋ねします。

Q11-1　地域における貴施設・事業所の役割として対応している項目

1)地域の拠点としての中心的な担い手と認識している。

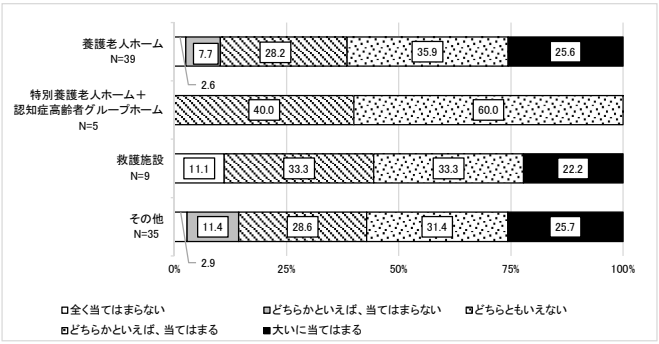
＜全体＞

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=90
全く当てはまらない	3	3.3	3.3
どちらかといえば、当てはまらない	7	7.8	7.8
どちらともいえない	26	28.9	28.9
どちらかといえば、当てはまる	33	36.7	36.7
大いに当てはまる	21	23.3	23.3
無回答	0	0.0	－
全体	90	100.0	100.0



＜養護老人ホーム＞

	件数	割合 N=39	割合 （除無回答） N=39
全く当てはまらない	1	2.6	2.6
どちらかといえば、当てはまらない	3	7.7	7.7
どちらともいえない	11	28.2	28.2
どちらかといえば、当てはまる	14	35.9	35.9
大いに当てはまる	10	25.6	25.6
無回答	0	0.0	－
全体	39	100.0	100.0



＜特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム＞

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=5
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	2	40.0	40.0
どちらかといえば、当てはまる	3	60.0	60.0
大いに当てはまる	0	0.0	0.0
無回答	0	0.0	－
全体	5	100.0	100.0

＜救護施設＞

	件数	割合 N=9	割合 （除無回答） N=9
全く当てはまらない	1	11.1	11.1
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	3	33.3	33.3
どちらかといえば、当てはまる	3	33.3	33.3
大いに当てはまる	2	22.2	22.2
無回答	0	0.0	－
全体	9	100.0	100.0

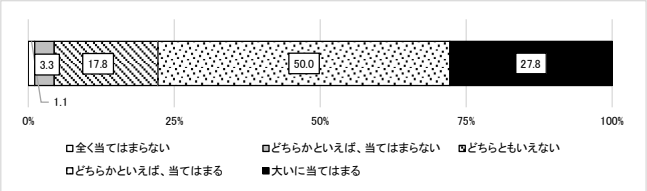
<その他>

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=35
全く当てはまらない	1	2.9	2.9
どちらかといえば、当てはまらない	4	11.4	11.4
どちらともいえない	10	28.6	28.6
どちらかといえば、当てはまる	11	31.4	31.4
大いに当てはまる	9	25.7	25.7
無回答	0	0.0	－
全体	35	100.0	100.0

2)子どもから高齢者、障害の有無を問わずともに支え合いながら暮らせる社会の実現のため積極的に関わることとしている。

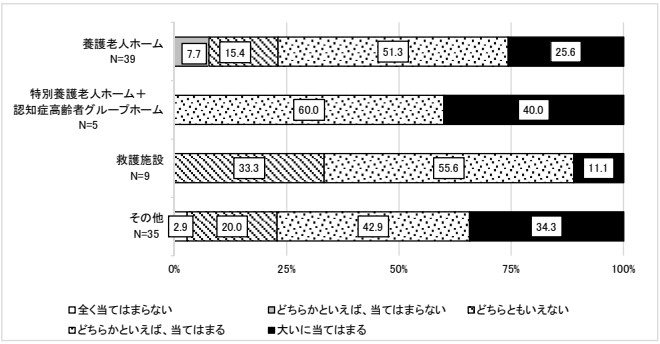
<全体>

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=90
全く当てはまらない	1	1.1	1.1
どちらかといえば、当てはまらない	3	3.3	3.3
どちらともいえない	16	17.8	17.8
どちらかといえば、当てはまる	45	50.0	50.0
大いに当てはまる	25	27.8	27.8
無回答	0	0.0	－
全体	90	100.0	100.0



<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=39	割合 （除無回答） N=39
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	3	7.7	7.7
どちらともいえない	6	15.4	15.4
どちらかといえば、当てはまる	20	51.3	51.3
大いに当てはまる	10	25.6	25.6
無回答	0	0.0	－
全体	39	100.0	100.0



<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=5
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまる	3	60.0	60.0
大いに当てはまる	2	40.0	40.0
無回答	0	0.0	－
全体	5	100.0	100.0

<救護施設>

	件数	割合 N=9	割合 （除無回答） N=9
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	3	33.3	33.3
どちらかといえば、当てはまる	5	55.6	55.6
大いに当てはまる	1	11.1	11.1
無回答	0	0.0	－
全体	9	100.0	100.0

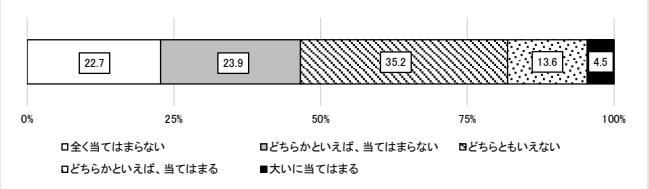
<その他>

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=35
全く当てはまらない	1	2.9	2.9
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	7	20.0	20.0
どちらかといえば、当てはまる	15	42.9	42.9
大いに当てはまる	12	34.3	34.3
無回答	0	0.0	－
全体	35	100.0	100.0

3)職員に認知症介護指導者が在籍しており、他施設を含めた認知症介護の質向上に貢献している。

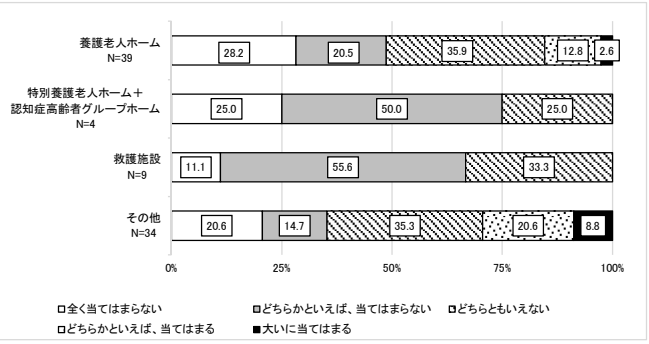
<全体>

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=88
全く当てはまらない	20	22.2	22.7
どちらかといえば、当てはまらない	21	23.3	23.9
どちらともいえない	31	34.4	35.2
どちらかといえば、当てはまる	12	13.3	13.6
大いに当てはまる	4	4.4	4.5
無回答	2	2.2	－
全体	90	100.0	100.0



<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=39	割合 （除無回答） N=39
全く当てはまらない	11	28.2	28.2
どちらかといえば、当てはまらない	8	20.5	20.5
どちらともいえない	14	35.9	35.9
どちらかといえば、当てはまる	5	12.8	12.8
大いに当てはまる	1	2.6	2.6
無回答	0	0.0	－
全体	39	100.0	100.0



<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=4
全く当てはまらない	1	20.0	25.0
どちらかといえば、当てはまらない	2	40.0	50.0
どちらともいえない	1	20.0	25.0
どちらかといえば、当てはまる	0	0.0	0.0
大いに当てはまる	0	0.0	0.0
無回答	1	20.0	－
全体	5	100.0	100.0

<救護施設>

	件数	割合 N=9	割合 （除無回答） N=9
全く当てはまらない	1	11.1	11.1
どちらかといえば、当てはまらない	5	55.6	55.6
どちらともいえない	3	33.3	33.3
どちらかといえば、当てはまる	0	0.0	0.0
大いに当てはまる	0	0.0	0.0
無回答	0	0.0	－
全体	9	100.0	100.0

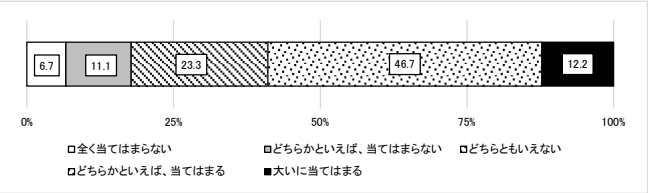
<その他>

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=34
全く当てはまらない	7	20.0	20.6
どちらかといえば、当てはまらない	5	14.3	14.7
どちらともいえない	12	34.3	35.3
どちらかといえば、当てはまる	7	20.0	20.6
大いに当てはまる	3	8.6	8.8
無回答	1	2.9	－
全体	35	100.0	100.0

4)地域の困りごとに関する相談を積極的に受けている。

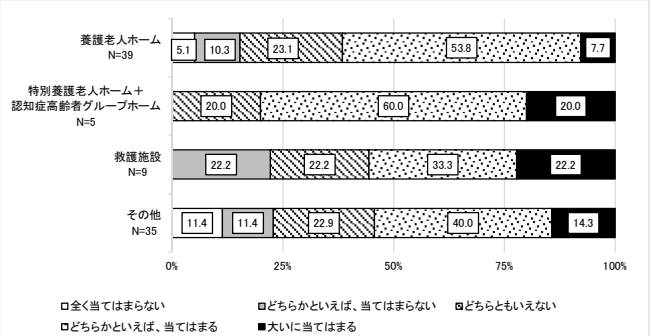
<全体>

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=90
全く当てはまらない	6	6.7	6.7
どちらかといえば、当てはまらない	10	11.1	11.1
どちらともいえない	21	23.3	23.3
どちらかといえば、当てはまる	42	46.7	46.7
大いに当てはまる	11	12.2	12.2
無回答	0	0.0	－
全体	90	100.0	100.0



<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=39	割合 （除無回答） N=39
全く当てはまらない	2	5.1	5.1
どちらかといえば、当てはまらない	4	10.3	10.3
どちらともいえない	9	23.1	23.1
どちらかといえば、当てはまる	21	53.8	53.8
大いに当てはまる	3	7.7	7.7
無回答	0	0.0	－
全体	39	100.0	100.0



<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=5
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	1	20.0	20.0
どちらかといえば、当てはまる	3	60.0	60.0
大いに当てはまる	1	20.0	20.0
無回答	0	0.0	－
全体	5	100.0	100.0

<救護施設>

	件数	割合 N=9	割合 （除無回答） N=9
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	2	22.2	22.2
どちらともいえない	2	22.2	22.2
どちらかといえば、当てはまる	3	33.3	33.3
大いに当てはまる	2	22.2	22.2
無回答	0	0.0	－
全体	9	100.0	100.0

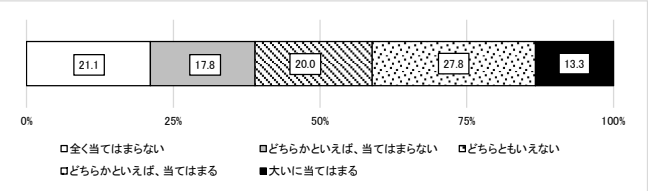
<その他>

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=35
全く当てはまらない	4	11.4	11.4
どちらかといえば、当てはまらない	4	11.4	11.4
どちらともいえない	8	22.9	22.9
どちらかといえば、当てはまる	14	40.0	40.0
大いに当てはまる	5	14.3	14.3
無回答	0	0.0	－
全体	35	100.0	100.0

5)地域ケア会議に積極的に参加している。

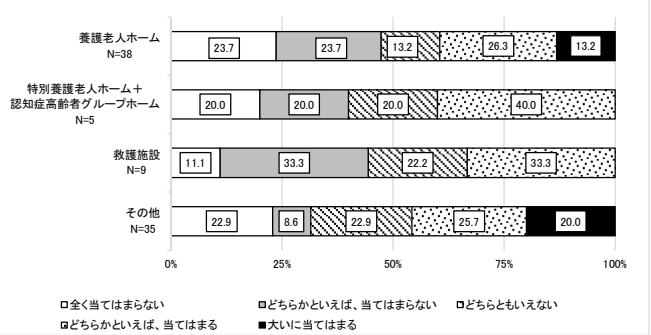
<全体>

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=90
全く当てはまらない	19	21.1	21.1
どちらかといえば、当てはまらない	16	17.8	17.8
どちらともいえない	18	20.0	20.0
どちらかといえば、当てはまる	25	27.8	27.8
大いに当てはまる	12	13.3	13.3
無回答	0	0.0	－
全体	90	100.0	100.0



<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=38	割合 （除無回答） N=38
全く当てはまらない	9	23.7	23.7
どちらかといえば、当てはまらない	9	23.7	23.7
どちらともいえない	5	13.2	13.2
どちらかといえば、当てはまる	10	26.3	26.3
大いに当てはまる	5	13.2	13.2
無回答	0	0.0	－
全体	38	100.0	100.0



<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=5
全く当てはまらない	1	20.0	20.0
どちらかといえば、当てはまらない	1	20.0	20.0
どちらともいえない	1	20.0	20.0
どちらかといえば、当てはまる	2	40.0	40.0
大いに当てはまる	0	0.0	0.0
無回答	0	0.0	－
全体	5	100.0	100.0

<救護施設>

	件数	割合 N=9	割合 （除無回答） N=9
全く当てはまらない	1	11.1	11.1
どちらかといえば、当てはまらない	3	33.3	33.3
どちらともいえない	2	22.2	22.2
どちらかといえば、当てはまる	3	33.3	33.3
大いに当てはまる	0	0.0	0.0
無回答	0	0.0	－
全体	9	100.0	100.0

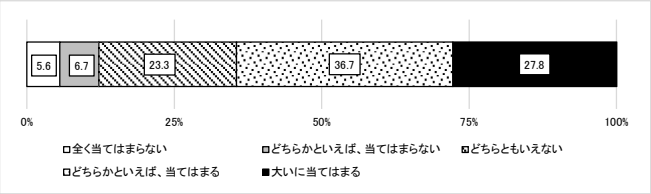
<その他>

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=35
全く当てはまらない	8	22.9	22.9
どちらかといえば、当てはまらない	3	8.6	8.6
どちらともいえない	8	22.9	22.9
どちらかといえば、当てはまる	9	25.7	25.7
大いに当てはまる	7	20.0	20.0
無回答	0	0.0	－
全体	35	100.0	100.0

6)地域生活定着支援センターと積極的に連携している。

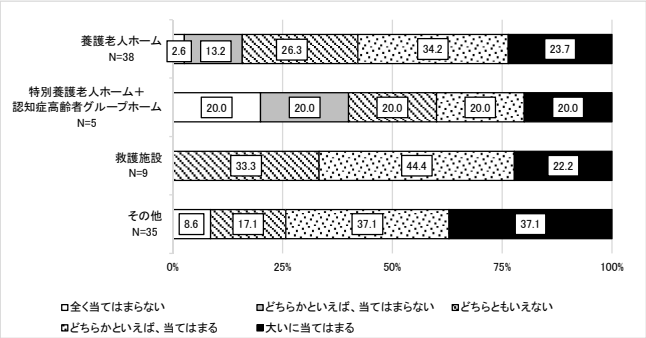
<全体>

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=90
全く当てはまらない	5	5.6	5.6
どちらかといえば、当てはまらない	6	6.7	6.7
どちらともいえない	21	23.3	23.3
どちらかといえば、当てはまる	33	36.7	36.7
大いに当てはまる	25	27.8	27.8
無回答	0	0.0	－
全体	90	100.0	100.0



<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=38	割合 （除無回答） N=38
全く当てはまらない	1	2.6	2.6
どちらかといえば、当てはまらない	5	13.2	13.2
どちらともいえない	10	26.3	26.3
どちらかといえば、当てはまる	13	34.2	34.2
大いに当てはまる	9	23.7	23.7
無回答	0	0.0	－
全体	38	100.0	100.0



<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=5
全く当てはまらない	1	20.0	20.0
どちらかといえば、当てはまらない	1	20.0	20.0
どちらともいえない	1	20.0	20.0
どちらかといえば、当てはまる	1	20.0	20.0
大いに当てはまる	1	20.0	20.0
無回答	0	0.0	－
全体	5	100.0	100.0

<救護施設>

	件数	割合 N=9	割合 （除無回答） N=9
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	3	33.3	33.3
どちらかといえば、当てはまる	4	44.4	44.4
大いに当てはまる	2	22.2	22.2
無回答	0	0.0	－
全体	9	100.0	100.0

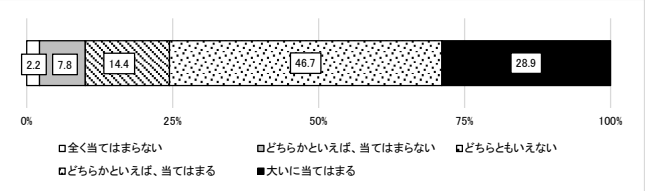
<その他>

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=35
全く当てはまらない	3	8.6	8.6
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	6	17.1	17.1
どちらかといえば、当てはまる	13	37.1	37.1
大いに当てはまる	13	37.1	37.1
無回答	0	0.0	－
全体	35	100.0	100.0

7)地域包括支援センター等と積極的に連携している。

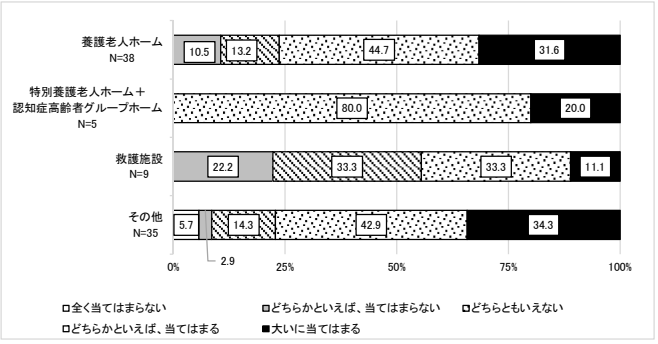
<全体>

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=90
全く当てはまらない	2	2.2	2.2
どちらかといえば、当てはまらない	7	7.8	7.8
どちらともいえない	13	14.4	14.4
どちらかといえば、当てはまる	42	46.7	46.7
大いに当てはまる	26	28.9	28.9
無回答	0	0.0	－
全体	90	100.0	100.0



<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=38	割合 （除無回答） N=38
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	4	10.5	10.5
どちらともいえない	5	13.2	13.2
どちらかといえば、当てはまる	17	44.7	44.7
大いに当てはまる	12	31.6	31.6
無回答	0	0.0	－
全体	38	100.0	100.0



<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=5
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまる	4	80.0	80.0
大いに当てはまる	1	20.0	20.0
無回答	0	0.0	－
全体	5	100.0	100.0

<救護施設>

	件数	割合 N=9	割合 （除無回答） N=9
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	2	22.2	22.2
どちらともいえない	3	33.3	33.3
どちらかといえば、当てはまる	3	33.3	33.3
大いに当てはまる	1	11.1	11.1
無回答	0	0.0	－
全体	9	100.0	100.0

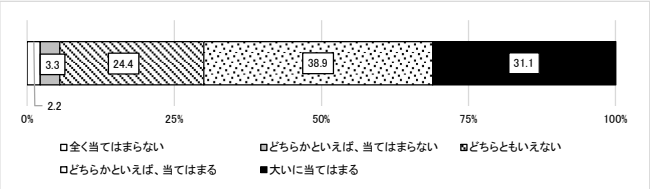
<その他>

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=35
全く当てはまらない	2	5.7	5.7
どちらかといえば、当てはまらない	1	2.9	2.9
どちらともいえない	5	14.3	14.3
どちらかといえば、当てはまる	15	42.9	42.9
大いに当てはまる	12	34.3	34.3
無回答	0	0.0	－
全体	35	100.0	100.0

8)生きづらさをもつ方を積極的に受け入れている。

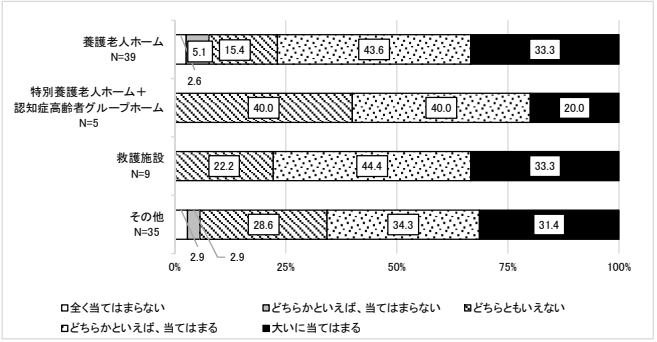
<全体>

	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=90
全く当てはまらない	2	2.2	2.2
どちらかといえば、当てはまらない	3	3.3	3.3
どちらともいえない	22	24.4	24.4
どちらかといえば、当てはまる	35	38.9	38.9
大いに当てはまる	28	31.1	31.1
無回答	0	0.0	－
全体	90	100.0	100.0



<養護老人ホーム>

	件数	割合 N=39	割合 （除無回答） N=39
全く当てはまらない	1	2.6	2.6
どちらかといえば、当てはまらない	2	5.1	5.1
どちらともいえない	6	15.4	15.4
どちらかといえば、当てはまる	17	43.6	43.6
大いに当てはまる	13	33.3	33.3
無回答	0	0.0	－
全体	39	100.0	100.0



<特別養護老人ホーム＋認知症高齢者グループホーム>

	件数	割合 N=5	割合 （除無回答） N=5
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	2	40.0	40.0
どちらかといえば、当てはまる	2	40.0	40.0
大いに当てはまる	1	20.0	20.0
無回答	0	0.0	－
全体	5	100.0	100.0

<救護施設>

	件数	割合 N=9	割合 （除無回答） N=9
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	2	22.2	22.2
どちらかといえば、当てはまる	4	44.4	44.4
大いに当てはまる	3	33.3	33.3
無回答	0	0.0	－
全体	9	100.0	100.0

<その他>

	件数	割合 N=35	割合 （除無回答） N=35
全く当てはまらない	1	2.9	2.9
どちらかといえば、当てはまらない	1	2.9	2.9
どちらともいえない	10	28.6	28.6
どちらかといえば、当てはまる	12	34.3	34.3
大いに当てはまる	11	31.4	31.4
無回答	0	0.0	－
全体	35	100.0	100.0

Q13-1 今後、ヒアリングをお願いした際に、お引き受けいただくことは可能でしょうか

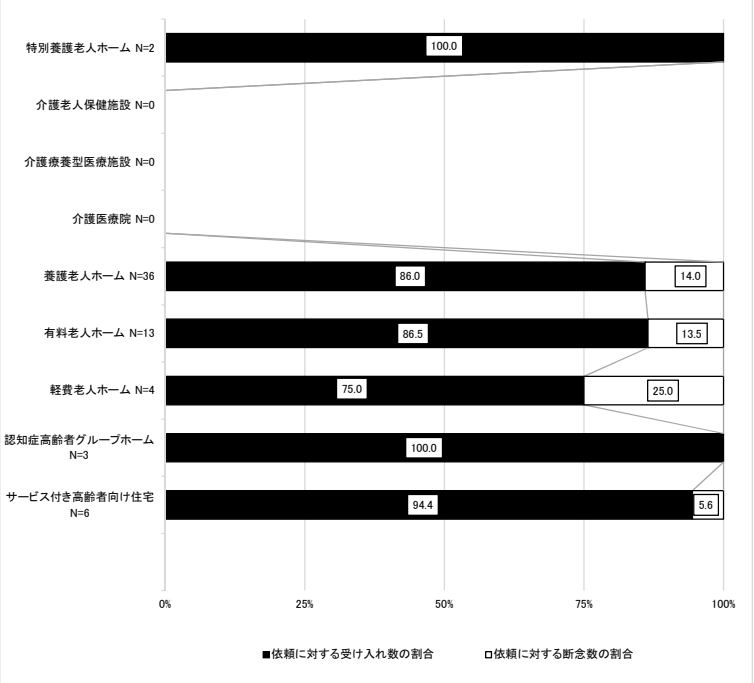
	件数	割合 N=90	割合 （除無回答） N=90
はい	60	66.7	66.7
いいえ	30	33.3	33.3
無回答	0	0.0	－
全体	90	100.0	100.0

受入施設／介護サービス施設のみを対象とした集計

＜対象サービス種別＞

・特別養護老人ホーム
・介護老人保健施設
・介護療養型医療施設
・介護医療院
・養護老人ホーム
・有料老人ホーム
・軽費老人ホーム
・認知症高齢者グループホーム
・サービス付き高齢者向け住宅

図表　各サービスにおける受入依頼に対する受入実績

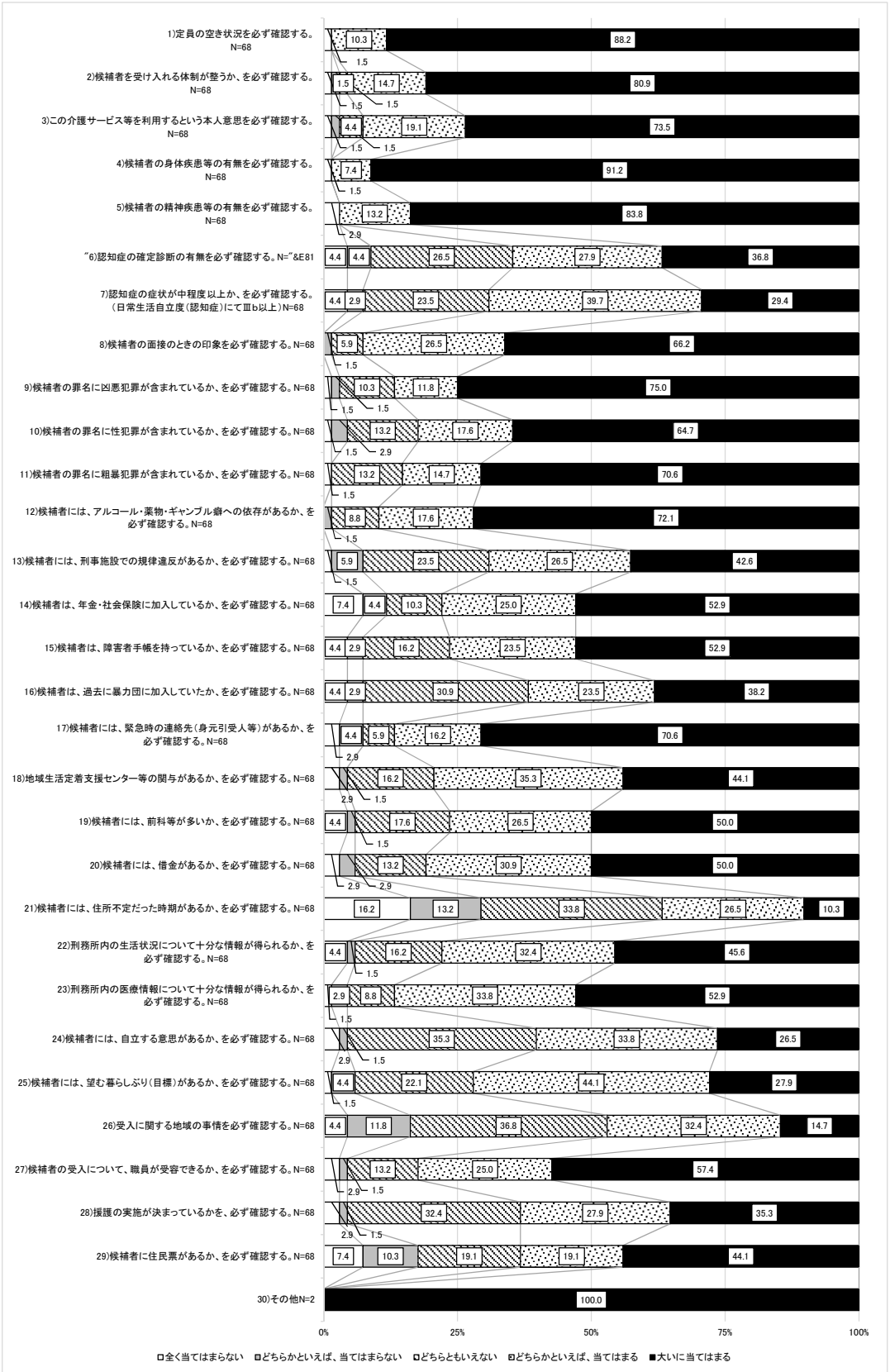


	依頼に対する受け入れ数の割合	依頼に対する断念数の割合	N
特別養護老人ホーム	100.0	0.0	2
介護老人保健施設	－	－	0
介護療養型医療施設	－	－	0
介護医療院	－	－	0
養護老人ホーム	86.0	14.0	36
有料老人ホーム	86.5	13.5	13
軽費老人ホーム	75.0	25.0	4
認知症高齢者グループホーム	100.0	0.0	3
サービス付き高齢者向け住宅	94.4	5.6	6

Q4 受入を検討するときに確認する項目についてお尋ねします。

Q4-1　受入を検討するときに確認する項目

図表　受入を検討するときに確認する項目



1)定員の空き状況を必ず確認する。

	件数	割合 N=68	割合 （除無回答） N=68
全く当てはまらない	1	1.5	1.5
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまる	7	10.3	10.3
大いに当てはまる	60	88.2	88.2
無回答	0	0.0	－
全体	68	100.0	100.0

2)候補者を受け入れる体制が整うか、を必ず確認する。

	件数	割合 N=68	割合 （除無回答） N=68
全く当てはまらない	1	1.5	1.5
どちらかといえば、当てはまらない	1	1.5	1.5
どちらともいえない	1	1.5	1.5
どちらかといえば、当てはまる	10	14.7	14.7
大いに当てはまる	55	80.9	80.9
無回答	0	0.0	－
全体	68	100.0	100.0

3)この介護サービス等を利用するという本人意思を必ず確認する。

	件数	割合 N=68	割合 （除無回答） N=68
全く当てはまらない	1	1.5	1.5
どちらかといえば、当てはまらない	1	1.5	1.5
どちらともいえない	3	4.4	4.4
どちらかといえば、当てはまる	13	19.1	19.1
大いに当てはまる	50	73.5	73.5
無回答	0	0.0	－
全体	68	100.0	100.0

4)候補者の身体疾患等の有無を必ず確認する。

	件数	割合 N=68	割合 （除無回答） N=68
全く当てはまらない	1	1.5	1.5
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまる	5	7.4	7.4
大いに当てはまる	62	91.2	91.2
無回答	0	0.0	－
全体	68	100.0	100.0

5)候補者の精神疾患等の有無を必ず確認する。

	件数	割合 N=68	割合 （除無回答） N=68
全く当てはまらない	2	2.9	2.9
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまる	9	13.2	13.2
大いに当てはまる	57	83.8	83.8
無回答	0	0.0	－
全体	68	100.0	100.0

6)認知症の確定診断の有無を必ず確認する。

	件数	割合 N=68	割合 （除無回答） N=68
全く当てはまらない	3	4.4	4.4
どちらかといえば、当てはまらない	3	4.4	4.4
どちらともいえない	18	26.5	26.5
どちらかといえば、当てはまる	19	27.9	27.9
大いに当てはまる	25	36.8	36.8
無回答	0	0.0	−
全体	68	100.0	100.0

7)認知症の症状が中程度以上か、を必ず確認する。

	件数	割合 N=68	割合 （除無回答） N=68
全く当てはまらない	3	4.4	4.4
どちらかといえば、当てはまらない	2	2.9	2.9
どちらともいえない	16	23.5	23.5
どちらかといえば、当てはまる	27	39.7	39.7
大いに当てはまる	20	29.4	29.4
無回答	0	0.0	−
全体	68	100.0	100.0

8)候補者の面接のときの印象を必ず確認する。

	件数	割合 N=68	割合 （除無回答） N=68
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	1	1.5	1.5
どちらともいえない	4	5.9	5.9
どちらかといえば、当てはまる	18	26.5	26.5
大いに当てはまる	45	66.2	66.2
無回答	0	0.0	−
全体	68	100.0	100.0

9)候補者の罪名に凶悪犯罪が含まれているか、を必ず確認する。

	件数	割合 N=68	割合 （除無回答） N=68
全く当てはまらない	1	1.5	1.5
どちらかといえば、当てはまらない	1	1.5	1.5
どちらともいえない	7	10.3	10.3
どちらかといえば、当てはまる	8	11.8	11.8
大いに当てはまる	51	75.0	75.0
無回答	0	0.0	−
全体	68	100.0	100.0

10)候補者の罪名に性犯罪が含まれているか、を必ず確認する。

	件数	割合 N=68	割合 （除無回答） N=68
全く当てはまらない	1	1.5	1.5
どちらかといえば、当てはまらない	2	2.9	2.9
どちらともいえない	9	13.2	13.2
どちらかといえば、当てはまる	12	17.6	17.6
大いに当てはまる	44	64.7	64.7
無回答	0	0.0	−
全体	68	100.0	100.0

11)候補者の罪名に粗暴犯罪が含まれているか、を必ず確認する。

	件数	割合 N=68	割合 （除無回答） N=68
全く当てはまらない	1	1.5	1.5
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	9	13.2	13.2
どちらかといえば、当てはまる	10	14.7	14.7
大いに当てはまる	48	70.6	70.6
無回答	0	0.0	−
全体	68	100.0	100.0

12)候補者には、アルコール・薬物・ギャンブル癖への依存があるか、を必ず確認する。

	件数	割合 N=68	割合 （除無回答） N=68
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	1	1.5	1.5
どちらともいえない	6	8.8	8.8
どちらかといえば、当てはまる	12	17.6	17.6
大いに当てはまる	49	72.1	72.1
無回答	0	0.0	−
全体	68	100.0	100.0

13)候補者には、刑事施設での規律違反があるか、を必ず確認する。

	件数	割合 N=68	割合 （除無回答） N=68
全く当てはまらない	1	1.5	1.5
どちらかといえば、当てはまらない	4	5.9	5.9
どちらともいえない	16	23.5	23.5
どちらかといえば、当てはまる	18	26.5	26.5
大いに当てはまる	29	42.6	42.6
無回答	0	0.0	−
全体	68	100.0	100.0

14)候補者は、年金・社会保険に加入しているか、を必ず確認する。

	件数	割合 N=68	割合 （除無回答） N=68
全く当てはまらない	5	7.4	7.4
どちらかといえば、当てはまらない	3	4.4	4.4
どちらともいえない	7	10.3	10.3
どちらかといえば、当てはまる	17	25.0	25.0
大いに当てはまる	36	52.9	52.9
無回答	0	0.0	−
全体	68	100.0	100.0

15)候補者は、障害者手帳を持っているか、を必ず確認する。

	件数	割合 N=68	割合 （除無回答） N=68
全く当てはまらない	3	4.4	4.4
どちらかといえば、当てはまらない	2	2.9	2.9
どちらともいえない	11	16.2	16.2
どちらかといえば、当てはまる	16	23.5	23.5
大いに当てはまる	36	52.9	52.9
無回答	0	0.0	−
全体	68	100.0	100.0

16)候補者は、過去に暴力団に加入していたか、を必ず確認する。

	件数	割合 N=68	割合 （除無回答） N=68
全く当てはまらない	3	4.4	4.4
どちらかといえば、当てはまらない	2	2.9	2.9
どちらともいえない	21	30.9	30.9
どちらかといえば、当てはまる	16	23.5	23.5
大いに当てはまる	26	38.2	38.2
無回答	0	0.0	−
全体	68	100.0	100.0

17)候補者には、緊急時の連絡先（身元引受人等）があるか、を必ず確認する。

	件数	割合 N=68	割合 （除無回答） N=68
全く当てはまらない	2	2.9	2.9
どちらかといえば、当てはまらない	3	4.4	4.4
どちらともいえない	4	5.9	5.9
どちらかといえば、当てはまる	11	16.2	16.2
大いに当てはまる	48	70.6	70.6
無回答	0	0.0	−
全体	68	100.0	100.0

18)地域生活定着支援センター等の関与があるか、を必ず確認する。

	件数	割合 N=68	割合 （除無回答） N=68
全く当てはまらない	2	2.9	2.9
どちらかといえば、当てはまらない	1	1.5	1.5
どちらともいえない	11	16.2	16.2
どちらかといえば、当てはまる	24	35.3	35.3
大いに当てはまる	30	44.1	44.1
無回答	0	0.0	−
全体	68	100.0	100.0

19)候補者には、前科等が多いか、を必ず確認する。

	件数	割合 N=68	割合 （除無回答） N=68
全く当てはまらない	3	4.4	4.4
どちらかといえば、当てはまらない	1	1.5	1.5
どちらともいえない	12	17.6	17.6
どちらかといえば、当てはまる	18	26.5	26.5
大いに当てはまる	34	50.0	50.0
無回答	0	0.0	−
全体	68	100.0	100.0

20)候補者には、借金があるか、を必ず確認する。

	件数	割合 N=68	割合 （除無回答） N=68
全く当てはまらない	2	2.9	2.9
どちらかといえば、当てはまらない	2	2.9	2.9
どちらともいえない	9	13.2	13.2
どちらかといえば、当てはまる	21	30.9	30.9
大いに当てはまる	34	50.0	50.0
無回答	0	0.0	−
全体	68	100.0	100.0

21)候補者には、住所不定だった時期があるか、を必ず確認する。

	件数	割合 N=68	割合 （除無回答） N=68
全く当てはまらない	11	16.2	16.2
どちらかといえば、当てはまらない	9	13.2	13.2
どちらともいえない	23	33.8	33.8
どちらかといえば、当てはまる	18	26.5	26.5
大いに当てはまる	7	10.3	10.3
無回答	0	0.0	−
全体	68	100.0	100.0

22)刑務所内の生活状況について十分な情報が得られるか、を必ず確認する。

	件数	割合 N=68	割合 （除無回答） N=68
全く当てはまらない	3	4.4	4.4
どちらかといえば、当てはまらない	1	1.5	1.5
どちらともいえない	11	16.2	16.2
どちらかといえば、当てはまる	22	32.4	32.4
大いに当てはまる	31	45.6	45.6
無回答	0	0.0	−
全体	68	100.0	100.0

23)刑務所内の医療情報について十分な情報が得られるか、を必ず確認する。

	件数	割合 N=68	割合 （除無回答） N=68
全く当てはまらない	1	1.5	1.5
どちらかといえば、当てはまらない	2	2.9	2.9
どちらともいえない	6	8.8	8.8
どちらかといえば、当てはまる	23	33.8	33.8
大いに当てはまる	36	52.9	52.9
無回答	0	0.0	−
全体	68	100.0	100.0

24)候補者には、自立する意思があるか、を必ず確認する。

	件数	割合 N=68	割合 （除無回答） N=68
全く当てはまらない	2	2.9	2.9
どちらかといえば、当てはまらない	1	1.5	1.5
どちらともいえない	24	35.3	35.3
どちらかといえば、当てはまる	23	33.8	33.8
大いに当てはまる	18	26.5	26.5
無回答	0	0.0	−
全体	68	100.0	100.0

25)候補者には、望む暮らしぶり（目標）があるか、を必ず確認する。

	件数	割合 N=68	割合 （除無回答） N=68
全く当てはまらない	1	1.5	1.5
どちらかといえば、当てはまらない	3	4.4	4.4
どちらともいえない	15	22.1	22.1
どちらかといえば、当てはまる	30	44.1	44.1
大いに当てはまる	19	27.9	27.9
無回答	0	0.0	−
全体	68	100.0	100.0

26)受入に関する地域の事情を必ず確認する。

	件数	割合 N=68	割合 （除無回答） N=68
全く当てはまらない	3	4.4	4.4
どちらかといえば、当てはまらない	8	11.8	11.8
どちらともいえない	25	36.8	36.8
どちらかといえば、当てはまる	22	32.4	32.4
大いに当てはまる	10	14.7	14.7
無回答	0	0.0	−
全体	68	100.0	100.0

27)候補者の受入について、職員が受容できるか、を必ず確認する。

	件数	割合 N=68	割合 （除無回答） N=68
全く当てはまらない	2	2.9	2.9
どちらかといえば、当てはまらない	1	1.5	1.5
どちらともいえない	9	13.2	13.2
どちらかといえば、当てはまる	17	25.0	25.0
大いに当てはまる	39	57.4	57.4
無回答	0	0.0	−
全体	68	100.0	100.0

28)援護の実施が決まっているかを、必ず確認する。

	件数	割合 N=68	割合 （除無回答） N=68
全く当てはまらない	2	2.9	2.9
どちらかといえば、当てはまらない	1	1.5	1.5
どちらともいえない	22	32.4	32.4
どちらかといえば、当てはまる	19	27.9	27.9
大いに当てはまる	24	35.3	35.3
無回答	0	0.0	−
全体	68	100.0	100.0

29)候補者に住民票があるか、を必ず確認する。

	件数	割合 N=68	割合 （除無回答） N=68
全く当てはまらない	5	7.4	7.4
どちらかといえば、当てはまらない	7	10.3	10.3
どちらともいえない	13	19.1	19.1
どちらかといえば、当てはまる	13	19.1	19.1
大いに当てはまる	30	44.1	44.1
無回答	0	0.0	−
全体	68	100.0	100.0

30)その他

	件数	割合 N=68	割合 （除無回答） N=2
全く当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	0	0.0	0.0
どちらかといえば、当てはまる	0	0.0	0.0
大いに当てはまる	2	2.9	100.0
無回答	66	97.1	−
全体	68	100.0	100.0

Q5 過去５年間のうち、受入断念の根拠となった理由について（重複回答可）

Q5-1 刑務所を出所した者の受入を検討したが断念した事例について、受入断念の根拠となったことのある理由をお答えください

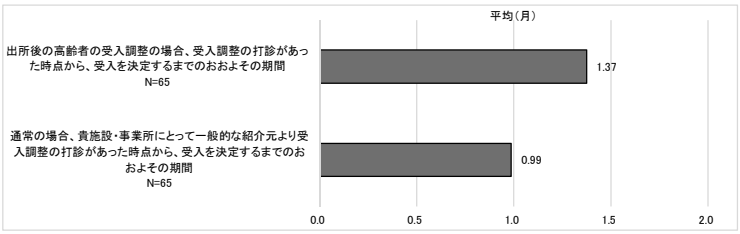
図表 各サービスごとの受け入断念した理由（n=19）

	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院	養護老人ホーム	有料老人ホーム	軽費老人ホーム	認知症高齢者グループホーム	サービス付き高齢者向け住宅
1)定員の空きがなかったから。	0	0	0	0	1	5	0	0	0
2)候補者が、この介護サービスを利用する意思がなかったから。	0	0	0	0	8	2	1	0	0
3)候補者は、身体疾患等を有していたから。	0	0	0	0	1	0	1	0	0
4)候補者は、精神疾患等を有していたから。	0	0	0	0	2	0	0	0	0
5)候補者の医療的ニーズが高かったから。	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6)候補者は、認知症の確定診断がなく、ケアや支援の計画を立てることが困難だったから。	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7)候補者は、認知症と診断されていたから。	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8)候補者の認知症の症状が中程度以上だったから。	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9)候補者の面接のときの印象が悪かったから。	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10)候補者の出所後の住居等の見通しが立っていなかったか	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11)候補者の罪名に凶悪犯罪が含まれていたから。	0	0	0	0	8	2	1	0	0
12)候補者の罪名に性犯罪が含まれていたから。	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13)候補者の罪名に粗暴犯罪が含まれていたから。	0	0	0	0	2	2	0	0	0
14)候補者には、アルコール・薬物への依存・ギャンブル癖があったから。	0	0	0	0	0	0	0	0	1
15)候補者には、刑事施設での規律違反があったから。	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16)候補者は、年金・社会保険に未加入だったから。	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17)候補者は、障害者手帳を持っていなかったから。	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18)候補者には、過去に暴力団に加入していた経歴があった	0	0	0	0	1	0	0	0	0
19)候補者には、緊急時の連絡先（身元引受人等）がなかったから。	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20)地域生活定着支援センター等の関与が小さかったから。	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21)候補者には、前科等が多かったから。	0	0	0	0	1	0	0	0	0
22)候補者には、借金があったから。	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23)候補者には、住所不定だった時期があったから。	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24)刑務所内での生活状況が分からなかったから。	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25)刑務所内での医療情報が少なかったから。	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26)行政の理解・協力が得られなかったから。	0	0	0	0	2	0	0	0	0
27)受入実績に乏しく、漠然とした不安が強かったから。	0	0	0	0	3	0	1	0	0
28)受け入れることに対する地域の理解に関して心配だから。	0	0	0	0	1	0	0	0	0

29)自施設の管理者は受入を了承していたが、職員の反対があったから。	0	0	0	0	0	0	0	0	1
30)援護の実施が決まっていなかったから。	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31)その他	0	0	0	0	5	0	0	0	0

Q7 調整に要する期間について（出所後の高齢者の受入調整の場合と通常の場合）

図表 調整に要する期間

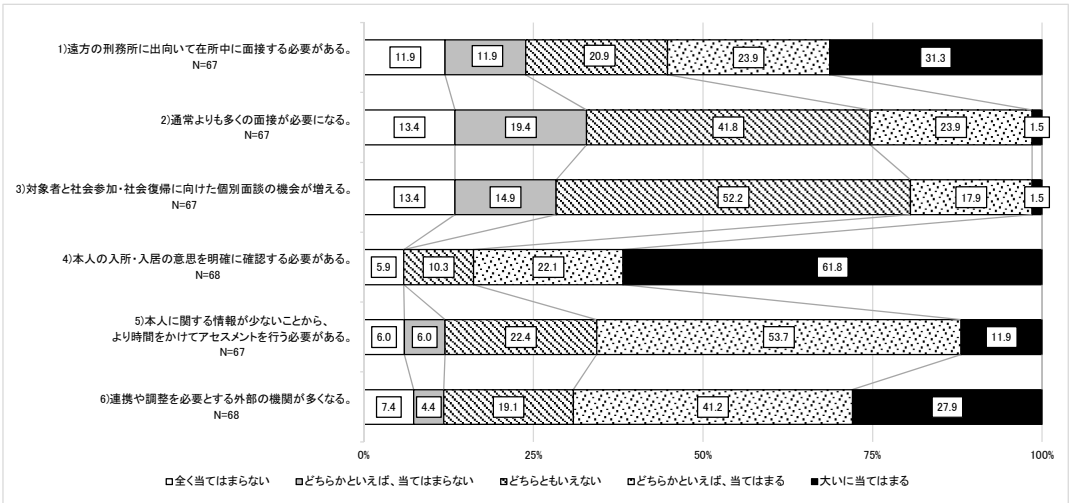


	平均（月）
出所後の高齢者の受入調整の場合、受入調整の打診があった時点から、受入を決定するまでのおおよその期間 N=65	1.37
通常の場合、貴施設・事業所にとって一般的な紹介元より受入調整の打診があった時点から、受入を決定するまでのおおよその期間 N=65	0.99

Q8 通常の入所等と手続きが異なるかどうか、お尋ねします。

Q8-1 通常の入所等の手続きと比べて異なる項目

図表 出所後の高齢者の受入調整に際して手続きが異なる点



1)遠方の刑務所に出向いて在所中に面接する必要がある。

	件数	割合 N=68	割合 （除無回答） N=67
全く当てはまらない	8	11.8	11.9
どちらかといえば、当てはまらない	8	11.8	11.9
どちらともいえない	14	20.6	20.9
どちらかといえば、当てはまる	16	23.5	23.9
大いに当てはまる	21	30.9	31.3
無回答	1	1.5	−
全体	68	100.0	100.0

2)通常よりも多くの面接が必要になる。

	件数	割合 N=68	割合 （除無回答） N=67
全く当てはまらない	9	13.2	13.4
どちらかといえば、当てはまらない	13	19.1	19.4
どちらともいえない	28	41.2	41.8
どちらかといえば、当てはまる	16	23.5	23.9
大いに当てはまる	1	1.5	1.5
無回答	1	1.5	−
全体	68	100.0	100.0

3)対象者と社会参加・社会復帰に向けた個別面談の機会が増える。

	件数	割合 N=68	割合 （除無回答） N=67
全く当てはまらない	9	13.2	13.4
どちらかといえば、当てはまらない	10	14.7	14.9
どちらともいえない	35	51.5	52.2
どちらかといえば、当てはまる	12	17.6	17.9
大いに当てはまる	1	1.5	1.5
無回答	1	1.5	−
全体	68	100.0	100.0

4)本人の入所・入居の意思を明確に確認する必要がある。

	件数	割合 N=68	割合 （除無回答） N=68
全く当てはまらない	4	5.9	5.9
どちらかといえば、当てはまらない	0	0.0	0.0
どちらともいえない	7	10.3	10.3
どちらかといえば、当てはまる	15	22.1	22.1
大いに当てはまる	42	61.8	61.8
無回答	0	0.0	−
全体	68	100.0	100.0

5)本人に関する情報が少ないことから、より時間をかけてアセスメントを行う必要がある。

	件数	割合 N=68	割合 （除無回答） N=67
全く当てはまらない	4	5.9	6.0
どちらかといえば、当てはまらない	4	5.9	6.0
どちらともいえない	15	22.1	22.4
どちらかといえば、当てはまる	36	52.9	53.7
大いに当てはまる	8	11.8	11.9
無回答	1	1.5	−
全体	68	100.0	100.0

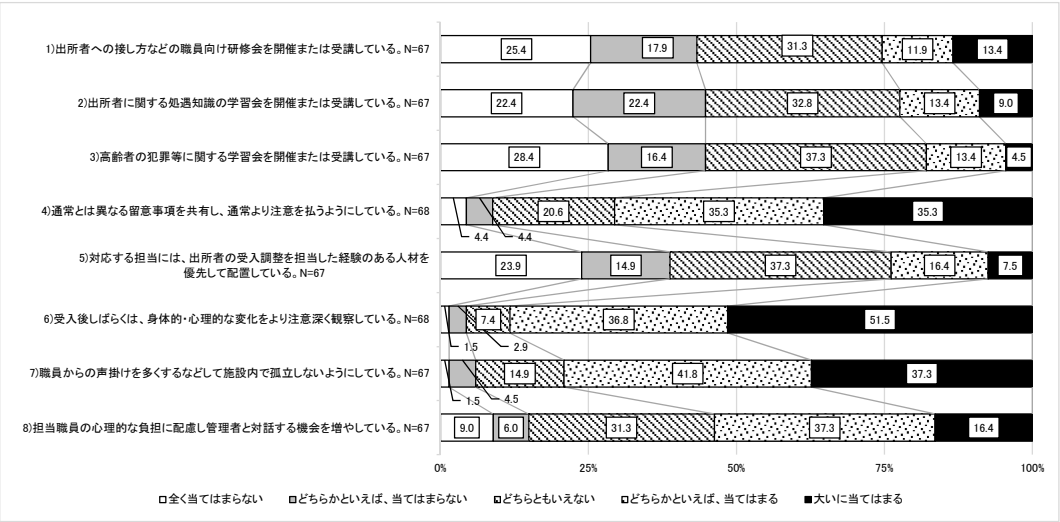
6)連携や調整を必要とする外部の機関が多くなる。

	件数	割合 N=136	割合 （除無回答） N=68
全く当てはまらない	5	3.7	7.4
どちらかといえば、当てはまらない	3	2.2	4.4
どちらともいえない	13	9.6	19.1
どちらかといえば、当てはまる	28	20.6	41.2
大いに当てはまる	19	14.0	27.9
無回答	68	50.0	−
全体	136	100.0	100.0

Q9 受入を円滑にするための（特別な）工夫や配慮について、お尋ねします。

Q9-1 受入を円滑にするための工夫や配慮

図表 出所後の者の受入を円滑にするための（特別な）工夫や配慮



1)出所者への接し方などの職員向け研修会を開催または受講している。

	件数	割合 N=68	割合 （除無回答） N=67
全く当てはまらない	17	25.0	25.4
どちらかといえば、当てはまらない	12	17.6	17.9
どちらともいえない	21	30.9	31.3
どちらかといえば、当てはまる	8	11.8	11.9
大いに当てはまる	9	13.2	13.4
無回答	1	1.5	−
全体	68	100.0	100.0

2)出所者に関する処遇知識の学習会を開催または受講している。

	件数	割合 N=68	割合 （除無回答） N=67
全く当てはまらない	15	22.1	22.4
どちらかといえば、当てはまらない	15	22.1	22.4
どちらともいえない	22	32.4	32.8
どちらかといえば、当てはまる	9	13.2	13.4
大いに当てはまる	6	8.8	9.0
無回答	1	1.5	−
全体	68	100.0	100.0

3)高齢者の犯罪等に関する学習会を開催または受講している。

	件数	割合 N=68	割合 （除無回答） N=67
全く当てはまらない	19	27.9	28.4
どちらかといえば、当てはまらない	11	16.2	16.4
どちらともいえない	25	36.8	37.3
どちらかといえば、当てはまる	9	13.2	13.4
大いに当てはまる	3	4.4	4.5
無回答	1	1.5	−
全体	68	100.0	100.0

4)通常とは異なる留意事項を共有し、通常より注意を払うようにしている。

	件数	割合 N=68	割合 （除無回答） N=68
全く当てはまらない	3	4.4	4.4
どちらかといえば、当てはまらない	3	4.4	4.4
どちらともいえない	14	20.6	20.6
どちらかといえば、当てはまる	24	35.3	35.3
大いに当てはまる	24	35.3	35.3
無回答	0	0.0	−
全体	68	100.0	100.0

5)対応する担当には、出所者の受入調整を担当した経験のある人材を優先して配置している。

	件数	割合 N=68	割合 （除無回答） N=67
全く当てはまらない	16	23.5	23.9
どちらかといえば、当てはまらない	10	14.7	14.9
どちらともいえない	25	36.8	37.3
どちらかといえば、当てはまる	11	16.2	16.4
大いに当てはまる	5	7.4	7.5
無回答	1	1.5	−
全体	68	100.0	100.0

6)受入後しばらくは、身体的・心理的な変化をより注意深く観察している。

	件数	割合 N=68	割合 （除無回答） N=68
全く当てはまらない	1	1.5	1.5
どちらかといえば、当てはまらない	2	2.9	2.9
どちらともいえない	5	7.4	7.4
どちらかといえば、当てはまる	25	36.8	36.8
大いに当てはまる	35	51.5	51.5
無回答	0	0.0	−
全体	68	100.0	100.0

7)職員からの声掛けを多くするなどして施設内で孤立しないようにしている。

	件数	割合 N=68	割合 （除無回答） N=67
全く当てはまらない	1	1.5	1.5
どちらかといえば、当てはまらない	3	4.4	4.5
どちらともいえない	10	14.7	14.9
どちらかといえば、当てはまる	28	41.2	41.8
大いに当てはまる	25	36.8	37.3
無回答	1	1.5	−
全体	68	100.0	100.0

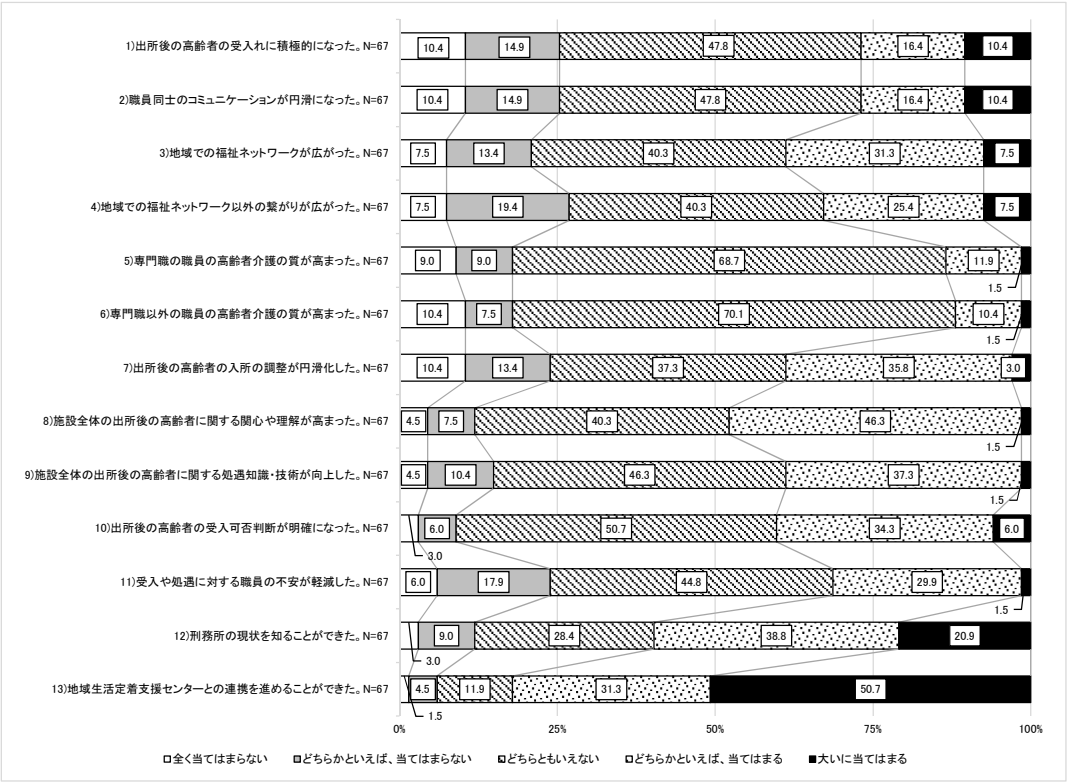
8)担当職員の心理的な負担に配慮し管理者と対話する機会を増やしている。

	件数	割合 N=68	割合 （除無回答） N=67
全く当てはまらない	6	8.8	9.0
どちらかといえば、当てはまらない	4	5.9	6.0
どちらともいえない	21	30.9	31.3
どちらかといえば、当てはまる	25	36.8	37.3
大いに当てはまる	11	16.2	16.4
無回答	1	1.5	－
全体	68	100.0	100.0

Q10　出所後の高齢者の受入れによる、施設にとっての好影響・効果について、お尋ねします。

Q10-1　好影響・効果の項目

図表　出所後の高齢者の受入れによる、施設にとっての好影響・効果



1)出所後の高齢者の受入れに積極的になった。

	件数	割合 N=68	割合 （除無回答） N=67
全く当てはまらない	7	10.3	10.4
どちらかといえば、当てはまらない	10	14.7	14.9
どちらともいえない	32	47.1	47.8
どちらかといえば、当てはまる	11	16.2	16.4
大いに当てはまる	7	10.3	10.4
無回答	1	1.5	－
全体	68	100.0	100.0

2)職員同士のコミュニケーションが円滑になった。

	件数	割合 N=68	割合 （除無回答） N=67
全く当てはまらない	7	10.3	10.4
どちらかといえば、当てはまらない	10	14.7	14.9
どちらともいえない	32	47.1	47.8
どちらかといえば、当てはまる	11	16.2	16.4
大いに当てはまる	7	10.3	10.4
無回答	1	1.5	−
全体	68	100.0	100.0

3)地域での福祉ネットワークが広がった。

	件数	割合 N=68	割合 （除無回答） N=67
全く当てはまらない	5	7.4	7.5
どちらかといえば、当てはまらない	9	13.2	13.4
どちらともいえない	27	39.7	40.3
どちらかといえば、当てはまる	21	30.9	31.3
大いに当てはまる	5	7.4	7.5
無回答	1	1.5	−
全体	68	100.0	100.0

4)地域での福祉ネットワーク以外の繋がりが広がった。

	件数	割合 N=68	割合 （除無回答） N=67
全く当てはまらない	5	7.4	7.5
どちらかといえば、当てはまらない	13	19.1	19.4
どちらともいえない	27	39.7	40.3
どちらかといえば、当てはまる	17	25.0	25.4
大いに当てはまる	5	7.4	7.5
無回答	1	1.5	−
全体	68	100.0	100.0

5)専門職の職員の高齢者介護の質が高まった。

	件数	割合 N=67	割合 （除無回答） N=67
全く当てはまらない	6	9.0	9.0
どちらかといえば、当てはまらない	6	9.0	9.0
どちらともいえない	46	68.7	68.7
どちらかといえば、当てはまる	8	11.9	11.9
大いに当てはまる	1	1.5	1.5
無回答	0	0.0	−
全体	67	100.0	100.0

6)専門職以外の職員の高齢者介護の質が高まった。

	件数	割合 N=67	割合 （除無回答） N=67
全く当てはまらない	7	10.4	10.4
どちらかといえば、当てはまらない	5	7.5	7.5
どちらともいえない	47	70.1	70.1
どちらかといえば、当てはまる	7	10.4	10.4
大いに当てはまる	1	1.5	1.5
無回答	0	0.0	−
全体	67	100.0	100.0

7)出所後の高齢者の入所の調整が円滑化した。

	件数	割合 N=67	割合 （除無回答） N=67
全く当てはまらない	7	10.4	10.4
どちらかといえば、当てはまらない	9	13.4	13.4
どちらともいえない	25	37.3	37.3
どちらかといえば、当てはまる	24	35.8	35.8
大いに当てはまる	2	3.0	3.0
無回答	0	0.0	−
全体	67	100.0	100.0

8)施設全体の出所後の高齢者に関する関心や理解が高まった。

	件数	割合 N=67	割合 （除無回答） N=67
全く当てはまらない	3	4.5	4.5
どちらかといえば、当てはまらない	5	7.5	7.5
どちらともいえない	27	40.3	40.3
どちらかといえば、当てはまる	31	46.3	46.3
大いに当てはまる	1	1.5	1.5
無回答	0	0.0	−
全体	67	100.0	100.0

9)施設全体の出所後の高齢者に関する処遇知識・技術が向上した。

	件数	割合 N=67	割合 （除無回答） N=67
全く当てはまらない	3	4.5	4.5
どちらかといえば、当てはまらない	7	10.4	10.4
どちらともいえない	31	46.3	46.3
どちらかといえば、当てはまる	25	37.3	37.3
大いに当てはまる	1	1.5	1.5
無回答	0	0.0	−
全体	67	100.0	100.0

10)出所後の高齢者の受入可否判断が明確になった。

	件数	割合 N=68	割合 （除無回答） N=67
全く当てはまらない	2	2.9	3.0
どちらかといえば、当てはまらない	4	5.9	6.0
どちらともいえない	34	50.0	50.7
どちらかといえば、当てはまる	23	33.8	34.3
大いに当てはまる	4	5.9	6.0
無回答	1	1.5	−
全体	68	100.0	100.0

11)受入や処遇に対する職員の不安が軽減した。

	件数	割合 N=67	割合 （除無回答） N=67
全く当てはまらない	4	6.0	6.0
どちらかといえば、当てはまらない	12	17.9	17.9
どちらともいえない	30	44.8	44.8
どちらかといえば、当てはまる	20	29.9	29.9
大いに当てはまる	1	1.5	1.5
無回答	0	0.0	−
全体	67	100.0	100.0

12)刑務所の現状を知ることができた。

	件数	割合 N=68	割合 （除無回答） N=67
全く当てはまらない	2	2.9	3.0
どちらかといえば、当てはまらない	6	8.8	9.0
どちらともいえない	19	27.9	28.4
どちらかといえば、当てはまる	26	38.2	38.8
大いに当てはまる	14	20.6	20.9
無回答	1	1.5	－
全体	68	100.0	100.0

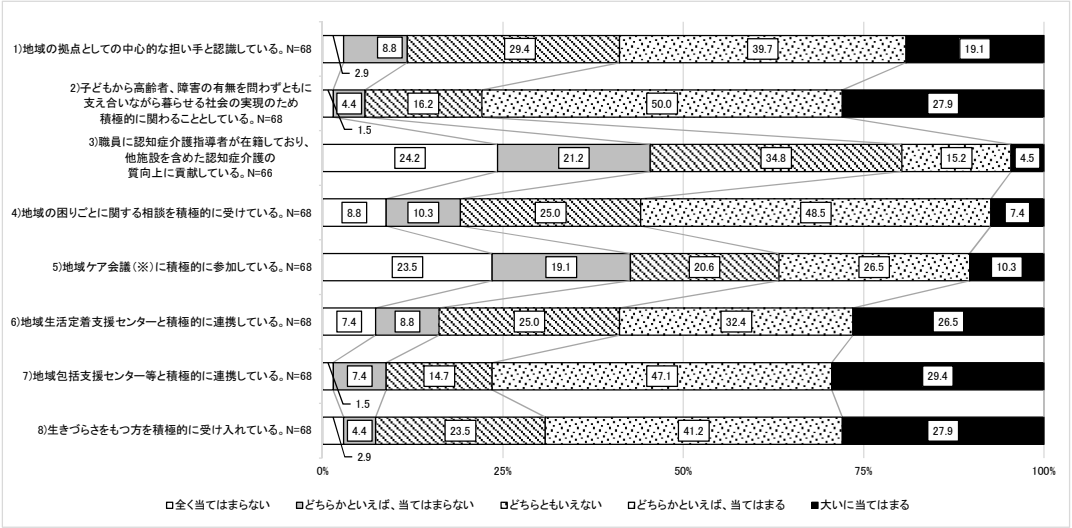
13)地域生活定着支援センターとの連携を進めることができた。

	件数	割合 N=68	割合 （除無回答） N=67
全く当てはまらない	1	1.5	1.5
どちらかといえば、当てはまらない	3	4.4	4.5
どちらともいえない	8	11.8	11.9
どちらかといえば、当てはまる	21	30.9	31.3
大いに当てはまる	34	50.0	50.7
無回答	1	1.5	－
全体	68	100.0	100.0

Q11 地域における貴施設・事業所の役割について、お尋ねします。

Q11-1　地域における貴施設・事業所の役割として対応している項目

図表　地域における貴施設・事業所の役割



1)地域の拠点としての中心的な担い手と認識している。

	件数	割合 N=68	割合 （除無回答） N=68
全く当てはまらない	2	2.9	2.9
どちらかといえば、当てはまらない	6	8.8	8.8
どちらともいえない	20	29.4	29.4
どちらかといえば、当てはまる	27	39.7	39.7
大いに当てはまる	13	19.1	19.1
無回答	0	0.0	－
全体	68	100.0	100.0

2)子どもから高齢者、障害の有無を問わずともに支え合いながら暮らせる社会の実現のため積極的に関わることとしている。

	件数	割合 N=68	割合 （除無回答） N=68
全く当てはまらない	1	1.5	1.5
どちらかといえば、当てはまらない	3	4.4	4.4
どちらともいえない	11	16.2	16.2
どちらかといえば、当てはまる	34	50.0	50.0
大いに当てはまる	19	27.9	27.9
無回答	0	0.0	−
全体	68	100.0	100.0

3)職員に認知症介護指導者が在籍しており、他施設を含めた認知症介護の質向上に貢献している。

	件数	割合 N=68	割合 （除無回答） N=66
全く当てはまらない	16	23.5	24.2
どちらかといえば、当てはまらない	14	20.6	21.2
どちらともいえない	23	33.8	34.8
どちらかといえば、当てはまる	10	14.7	15.2
大いに当てはまる	3	4.4	4.5
無回答	2	2.9	−
全体	68	100.0	100.0

4)地域の困りごとに関する相談を積極的に受けている。

	件数	割合 N=68	割合 （除無回答） N=68
全く当てはまらない	6	8.8	8.8
どちらかといえば、当てはまらない	7	10.3	10.3
どちらともいえない	17	25.0	25.0
どちらかといえば、当てはまる	33	48.5	48.5
大いに当てはまる	5	7.4	7.4
無回答	0	0.0	−
全体	68	100.0	100.0

5)地域ケア会議に積極的に参加している。

	件数	割合 N=68	割合 （除無回答） N=68
全く当てはまらない	16	23.5	23.5
どちらかといえば、当てはまらない	13	19.1	19.1
どちらともいえない	14	20.6	20.6
どちらかといえば、当てはまる	18	26.5	26.5
大いに当てはまる	7	10.3	10.3
無回答	0	0.0	−
全体	68	100.0	100.0

6)地域生活定着支援センターと積極的に連携している。

	件数	割合 N=68	割合 （除無回答） N=68
全く当てはまらない	5	7.4	7.4
どちらかといえば、当てはまらない	6	8.8	8.8
どちらともいえない	17	25.0	25.0
どちらかといえば、当てはまる	22	32.4	32.4
大いに当てはまる	18	26.5	26.5
無回答	0	0.0	−
全体	68	100.0	100.0

7)地域包括支援センター等と積極的に連携している。

	件数	割合 N=68	割合 （除無回答） N=68
全く当てはまらない	1	1.5	1.5
どちらかといえば、当てはまらない	5	7.4	7.4
どちらともいえない	10	14.7	14.7
どちらかといえば、当てはまる	32	47.1	47.1
大いに当てはまる	20	29.4	29.4
無回答	0	0.0	−
全体	68	100.0	100.0

8)生きづらさをもつ方を積極的に受け入れている。

	件数	割合 N=68	割合 （除無回答） N=68
全く当てはまらない	2	2.9	2.9
どちらかといえば、当てはまらない	3	4.4	4.4
どちらともいえない	16	23.5	23.5
どちらかといえば、当てはまる	28	41.2	41.2
大いに当てはまる	19	27.9	27.9
無回答	0	0.0	−
全体	68	100.0	100.0

(4) 受入施設票 自由記述

Q1-1 サービス種別 15.その他

小規模多機能型居宅介護
自立準備ホーム
高齢者生活福祉センター
小規模多機能ホーム
生活支援ハウス

Q2-1-2 依頼があった機関別の数 その他

地域包括
市町村
保護監察所
病院
市役所
市町村福祉課
福祉事務所
行政、地域包括支援センター
福祉事務所
市役所、後見人
更生保護施設、他市町村
養護老人ホーム（[redacted]市）
保護監察所
[redacted]県社会福祉協議会
市役所（高齢者担当）
病院、更生保護委員会保護監察所
福祉事務所

Q4-1 受入を検討するときに確認する項目 30）その他

直接会って面談を行う。本人の意思や生活上のルールなどすりあわせを行う。集団生活に適応できるかどうか判断を行う。
入所後の関係機関のフォロー
他害行為の有無について

Q5-1 刑務所を出所した者の受入を検討したが断念した事例について、受入断念の根拠となったことのある理由 31）その他

養護老人ホームのため、措置機関が措置の対象とならなかった。
本人が希望しなかった、処遇困難
再犯の為
本人が入所を辞退された
相談中に収監

Q6-4　受入調整の担当者の保有資格 6.その他

保護司
社会福祉主事
市民後見人
社会福祉主事、保護司、民生委員

Q6-5　受入調整の担当者の貴組織における職責・役割 7.その他

施設長
副所長

Q8-2 その他、通常の入所等と異なる手続き

・通常お部屋が空いていれば医療の処置が必要な方以外は身寄りや保証人のない方でも無条件で入居して頂いているので、お会いする場所が違う。 ・2、直接の場合、出所のお迎え・生活保護の手続き・生活するための家具等の手配。
全てにおいて上司へ確認をとる必要がある。
刑務所から直接受け入れることは無い。地域生活定着支援センターからの打診を受け、説明を受けて検討する。また、ご本人と直接見学に来てもらい、面談する。
親族等が身元引受人を拒否するケースがある為、施設入所前に任意後見人と契約していただき、任意後見人が身元引受人となり入所するケースがあった。
通常は、ショートステイ等を利用し、入所できるか判断するが、刑務所の出所と同時に本入所となるため、直接入所手続きとなることもある。
大きな差異はありません。
・医療、特に精神科への受診を必要とするか否かの確認、判断のための相談。 ・経済面での復活（年金、金融機関について）。
前科や再犯の可能性などから、他の入居者様への影響を検討、確認する必要があります（万が一の説明責任もある為）。
住所地、保険者の確認
施設での対応が困難となった時の対応方法を決めておく。 施設利用時に問題行動を起こした際の対応について決めておく必要がある。精神科へ入院する、家族が介護する（在宅へ戻る）など。その際の病院や在宅サービス（ケアマネジャー）を決めておく必要あり。
措置入所の為、措置覧者の決定で決まる。
信頼できる身元引受人の有無
措置施設のため行政機関（措置権者）の意向（判断）が大きい。
入居後のバックアップ体制
職員への説明、理解、そのためのミーティングや申し送り。
通常入所であっても、面談後の決定となり、できれば面談は実施したいのですが、困難であれば、地域生活定着支援センターの方よりフェイスシートをいただき、聞き取りを行います。 通常であれ受刑者であれ、認知症が進行しての入所であれば異なることはありません。（私共老人ホームは、認知症のケアをし、安心して生活していただく場所です。何らかの差はありません）。
面接できずに、地域生活定着支援センターからの情報だけを参考に決定する事例があった。
身元保証人の有無、及び後見人、保護観察人等の確認。
入所に際し、地域生活定着支援センターが関わって下さる事により必要な情報は得られ、特に困る事はなかった。
医療機関との綿密な打ち合わせ（入院対応を含め）
手続きは通常の入所と変わりはないですが、生活保護の認定がなされているかどうかで、より速く手続きが可能となります。又、正確な情報等が受け入れするのに必要となりますので、出所者の情報も整備されてご提供していただければと思います。
事前にどの程度の情報が関係機関から受けられるかで、面接、アセスメントも異なってくる。（通常の場合も同じであるが…。） 身元引受人の有無でも市町村、他との検討が必要（成年後見制度の申立など）

Q9-2　その他、受入を円滑にするために実施している工夫や配慮

同じ境遇の方（入れ墨をされている等）が多く住んでいる住宅・一般のアパートと同じ作りの住宅を選ぶ。
・本人に関しての必要以上の情報（細かい犯罪歴など）は伝えず、職員に対して必要以上の不安を与えないようにしている。 ・支援体制がしっかりしていることを職員へ伝えている。
事前調査書をもとに職員で検討し、対応の仕方や担当職員を決めるが、受け入れに際し（変な）先入観はもたず、自然体で対応することを心掛けている。
触法高齢者と関わりを持ち、1 年が過ぎようとする時期に、県地域生活定着支援センター所長を講師に、法人全体の研修会を開催した。
施設（高齢者）といっても集団生活の場であり、様々な利用者様が生活されているので、現在入居されている利用者に対して何か問題が発生しないか、またご家族よりお預かりしているのでそのご家族等のある程度の理解が必要。
他の利用者と同様、差別・偏見・烙印を廃し利用者本位の処遇を心掛けている。
・再犯しないための、生き直しの決意を書面に残し、入所時に確認（自身に書いてもらう）。関係者間でも共有し、生活が始まってからも、立ち返るものとして、必ず作成している。 ・性格や気性に配慮し、対応には個々に変化をつけ、園生活になじめるようにしている。 ・どんな方が入所になるか、事前に情報共有している。
矯正施設への見学会や関連する研修会に可能な限り参加するようにして、出所者に対する理解を深めるようにしている。
何をすべきかはご自分が一番ご理解されているので、そのすべき事が素直に行動できる生活環境を整備する事のみで、その自己判断が難しい方でも、よりそって時間をかけて生活していただく。
刑務所へ出向して面接する際に必ず、現場でケアをするスタッフやケアマネジャーに同行してもらい、受け入れの判断をしてもらうのと同時に、ケアプランの立案に役立てて頂いている。
介護職員に対し、対応の仕方を細部に渡り助言する。
現在の施設では、未だ 1 人しか受け入れていませんが、この方は認知症が進行し、他の入所者様と何ら変わりはありませんでした（昨年、ご逝去されました）。 罪の部分は、責任者以外のスタッフには伝えておりません。認知症など心身の状態は伝えますが、罪に関しては、刑務所において償っておられ、施設に入所された時点で、私たち福祉従事者は、その方のケアをすることが主な仕事です。ですから、他の入所の方々と何ら変わりはありません。
日ごろから、地域生活定着支援センターとの情報交換を行っています。
情報を正確に伝え、誤解や偏見を生まないようにする。
初めて入所を検討した際には、地域生活定着支援センターより施設に来園いただき、職員向けに研修会を行ってもらい、職員への周知、理解が深まり、速やかな入所につながった。
対応するスタッフに対しても、偏見や誤解が生じない様な情報の共有。
受入を円滑にするための工夫や配慮については特別にはしていないが、居室設定時での配慮として（個室、3-4 人部屋がありその配置）を工夫しております。
入所後の生活習慣や対人関係、ADL 等の動作がわかるよう、観察しやすい居室の設定。巡視のタイミングをずらすなど、本人が精神的負担にならないように見守りをするようにしている。
研修会、学習の機会の必要性を感じている。

Q10-2 その他、受入による貴事業所・施設にとっての好影響・効果

私どもに企業理念「私どもの住宅サービスを受けたい方は　どなたでも受け入れる」という考え、日々の生活の中で排除をしない事を明確に示していけた。
これから同様の相談があった際、法人に対して説明しやすく、受入れやすくなると思われる。
・対応に苦慮するケースが多いため、個別対応力、職員間連携などの工夫や、スキルアップには効果がある。 ・収監中の習慣からか、几帳面な方が多く、周囲へよい影響があり、生活の安定に効果がある場合がある。
13）については、細やかに対応して頂いたと思います。
最初の受入れがスムーズに行き、利用者もトラブルなく生活いただけたので、その後の受入に関して、職員からの反発は無かったように思います。

他のケースでの入居者様（ホームレス）の荷物の整理や清潔感のある生活環境を保持してしていただける方が多い。あそこよりはまだ今の方がいいと、今を大事にして下さる。
実際に入居された後に、ご本人たちと接することで全スタッフの偏見を払拭することができた。
自宅で、あるいは独居での生活が困難となった方が入所される、それが私共のようなホームであると思います。個人情報でもあるため、必要以上の情報は現場スタッフには伝えませんが、昨年入所された方も、認知症状の進行が速く、夜間徘徊され、スタッフは苦労していましたが、ご逝去されるとき看取ることができ、スタッフから「お疲れさまでした」と言葉をかけ、最後は安らかに逝かれ、受入れてよかったと痛感しました。 大変なときは、どの方にもあります。介護スタッフに手がかからなかったら自宅での生活ができるということです。罪を犯した人でも、立派な方でも、どなたでも認知症になるとういうことです。なので、受入れたからの好影響、効果は特に感じませんが、"認知症は天使がくれた贈りもの"ということだと思います。
入所数が少なくなっている現状、助かっている部分もある。
知識（経験）がひろがり、職員の資質向上につながった。
衣・食・住が整えば、穏やかな生活を送れるという実体験が増えた。
異業種とのネットワークの拡充が図れた。
職員間同士での出所者に対する支援においてコミュニケーションが円滑になった。
対象期間受け入れ実績なし。R2.8 月に 1 名受入あり。

Q11-2 その他、地域における貴施設・事業所の役割として対応していることや、地域の役割を担うための工夫

・住宅併設型の小規模多機能を運営し、運営推進会議を 2 か月に 1 回開催していく中で町内会・地域包括・とのつながりの中地域でごみ屋敷などの相談を受け解決に向け動いている。 ・認知症カフェの運営・地域住民の活動拠点の提供・困りごとボランティアの協力等。 ・職員採用に当たり、生きづらさを抱えた方・子育てをしながらの再就職プログラムへの参加・子ずれ勤務の受け入れ・高齢者の受け入れ・障がいのある方の受け入れ等を行っている。
同じ[redacted]区に設置されている小規模多機能型居宅介護事業と連携し、情報連絡、研修会開催、入所希望者の紹介等を実施している。
・地元自治体との関わり ・地域行事への参加 ・小学校の F 校の見守り ・介護予防事業 ・生活困窮支援 ・合同避難訓練の実施
福祉避難所の指定を受け、虐待・災害シェルターとして積極的に受け入れを行っている。
・[redacted]市からの措置依頼の場合は、検討会議に参加し、施設の内容も説明し、意見交換を行っている。 ・課題を抱え、地域生活になじめない方のセーフティーネットとしての役割を担っている。
身元引受人などキーパーソン不在の方の案件でも、極力受入れが出来るよう、相談を受け付けております。
身元引受人がいなくて、金銭的にも余裕が無い、どの制度、施設にも当てはまらない方を受け入れる施設だと認識し、可能な限り対応しているつもりではあります。ただし、退所後の生活を支援していくため、市町村措置担当や知恵着支援センターには関わってもらっています。
養護老人ホームとして、他の施設の入所条件に当てはならないが、施設での生活が望ましい方については、問題を抱えている方であっても、出来るだけ受け入れることが役割だと考えている。
・民生委員の勉強会の実施 ・保護司会の勉強会の実施、ボランティアの受入れ
地域で独居生活の為、薬の管理や入浴、食事が十分にとれていない方また、DV により行き場をなくしている方、社会的入院等をされている方、様々なご事情で在宅生活を送る事ができない方々の衣食住、医療介護について、生活全般の支援を行っています。緊急を要する場合は、夜間でも対応しています。
・地域への居場所の提供（子供～老人など） ・防災の拠点
まだ 2 年目の施設なので、実践は未だできていませんが、地域に根ざした、また高齢者を平等に受け入れる施設でありたいと思っています。

養護老人ホームとして、介護保険制度による安全網から抜け落ちた方の「最後の受入先」としての役割を担うため、相談があれば積極的に対応しています。また、地域生活定着支援センターや医療機関の地域連携室、居宅介護支援事業所などのネットワークの構築に尽力しています。
地域の方を招き、行事を実施している。
地域住民（三役の方々）などと積極的に情報交換し、地域ニーズや困り事の把握に努めている。
施設の役割としては、生活に困窮している人達の最後の砦であるセーフティネットとして、その役割は社会的にも重要な施設となっています。 地域社会の貢献として地域社会との交流情報等を密にし､その役割を果たして行きたいと思っています。
循環型施設としての機能を発揮し、ご利用者のニーズに沿い、地域移行や他種別施設への移行を促進するとともに、最後のセーフティネットとしての様々な生活課題を抱えた方の受け入れを行う。
介護施設の入所が軽介護者や経済的などの理由から行き場のない方をできるだけ柔軟に受け入れている。（認知症、精神疾患、発達障害など地域でコミュニケーションが難しい方、生活が整っていない方が、近年多く入所されている。）
養護老人ホームとして、制度のはざまで困窮している方の受入、セーフティネット施設として積極的に受入を行っている。

Q12-1　刑務所を出所した者の受け入れに当たって課題と感じていること、あるいは、受け入れた後の対応の際に難しいと感じた経験

①アルコール依存症や大量飲酒で事件を起こしたが、ながい入所生活でアルコールと縁が切れたと思い込んだり、アルコールの失敗を伝えると、まずいと思いその件を隠して入居され、その後突然大量摂取をされ、事をおこす。アルコールで過去失敗された事があると伝えていただけると、アルコール依存症のかたも住んでいるので、気を付ける事が出来た。 ②包括支援センターが初めてかかわり、椅子との事で受け入れを決めたが、関係者の支援を受けすぐに居候　住まいを決め転居される。
①65 歳以下のかたで、障がいを持っているが、ボーダーラインの為手帳の交付が無く周りから普通に働く事を要求され、ストレスで再犯を繰り返し、当方入居後障害手帳の交付直前に洗濯物を盗み入所される。スピードを持って手帳の交付グループホームの入所が、必要と感じた。 ②本人は、体調が悪いと常に訴え病院受診を繰り返し働こうとしない。知り合いの医師に診察をお願いし体調に問題が無い事を証明し、ようやく短時間の就労が実現する。
自己主張が多いので、他の高齢者と関係が今一歩である。
従来 9 人の出所者を受け入れておりますが、全員男性です。女性の出所者の受入れも可能です。
・職員や他利用者への説明が難しい。 ・本人の強固な意志（二度と犯罪を行わないという強い気持ち）があるかどうかで受入は変わってくる。
偶然なのか、今まで受け入れた方々については、一般で入所されている方と変わらず大きな問題もなく過ごされています。そのため出所者として意識した対応には至らず、その様な方であれば、今後も受け入れる方向です。
自分が刑務所から来た事（刑務所に居た事）を他利用者の前で話している時に、他利用者が不安になったりしないか、対応に困る。
高齢者、障がい者、若年層の受け入れを行っているが、それぞれにあわせた受入先があればいいのではないか。
入所後、再犯するも軽微な窃盗の為、罪とならず、施設に戻って来る。再び再犯するも、認知症が理由で罪にはならないが、犯罪を繰り返すものを入所者としてはふさわしくなく、退所とした（この対応でよかったのか疑問に感じている）。
様々な理由にて退去する事になった際の受入先の有無に不安を感じる。
窃盗の犯罪歴のある方を受け入れた際に、地域の商店で度々再犯を繰り返してしまい、地域の方に対して迷惑をかけてしまった。 地域からも信頼が下がってしまうような案件になってしまったので、受け入れのリスクを見極めながら入居判定をする必要がある。
罪状にもよると考えています。例えば婦女暴行罪であったり反社会的勢力の者であると、女性職員が多い為、入所は拒否せざるを得ない状況である。軽犯罪者で罪状、面接を行い、施設側でも慎重に受け入れを検討している。 現状では、たまたま万引き（窃盗）くらいの軽犯罪者 2 名となっている。
中々ご家族との連絡がうまくいかない。本人に会いたくない等、それに近い感じになってしまうが、仮入院や、見つかった病気等の治療等に関しては、ご家族が決定する事なので、中々連絡がとれない、関わりをもとうとしてくれないと困る事がある。

その人ごとに課題は違いますが、最近受け入れた 2 名は知的障害や精神疾患の疑われる方でした。養護老人ホームという新しい環境の中で、その人らしい生活を構築できるように支援していますが、意識や理解力が低く、他入居者との関わりも自分本位になっていしまいがちでトラブルになることがありました。
軽度知的障害があり、施設生活におけるルールの順守が乏しく、利用者、職員との人間関係が構築できず暴言、暴力に訴えることが多々あり、周囲の安全を守るためにかなりの努力が必要とされている。
窃盗の常習犯を受け入れたが、施設内備品等の窃盗を行ってしまい、注意しても直らず対応に苦慮した。ADL が低下し、養護老人ホームでの対応が困難になってきた為、市の地域包括センターに相談し、県外の有料老人ホームに移った。
生活を始めるにあたっての、本人の理解、医療連携など。個々に差はあるが、一つ一つ整えてゆく過程での同行、対応、面談などは必ず行い、時間をかけて安定を図ってもらいたい（施設と一緒に）。
通常、見学の後、体験入所を行い入所判定を行うが、出所して直接入所という流れが殆どであり、書面上の情報と行政機関や定着支援センターとのやり取りで受入を行う形となる。本人不在で本人のことが良くわからない状況で受け入れるのは不安であり、様々なリスクもある。尚、暴力、無断外出など処遇困難となるケースが多く、家族と疎遠になっており特に医療同意のところで苦慮した経験がある。
入居後にトラブルがない間は、特に問題を感じておりませんが、トラブルがあった際、入居者様とその関係者様方への説明に苦慮するのではないかと思っております。
・老人ホームであるので、自立した出所者（元気な高齢者）には生活するうえでは物足りなさを感じるかと思います。 ・今は感染症の心配があるので、新規の受入が難しい状況にあるかと思います。
・性犯罪者を受け入れたが、若い女性職員からは不安の声があった。夜勤は女性だけにならない様に調整するなど必要になった。 ・受け入れ 5 日目くらいから「ガタガタ言うと殺すぞ」など暴言を言う様になり職員は恐怖を感じるようになった。7 日目には施設での対応は困難と判断し、8 日目に精神科に医療保護入院となった。 ・今回初めて受入を行ったが、8 日間で退所となった。初回が上手くいけば次も受入やすくなるが、次回依頼があっても現場の職員の理解が難しくなるだろう。
本当に、住む所、食べ物が手配されて、自分にそれを受け取る権利が日本ではあるということをご理解していただければ、何回も戻ることはしない方が多くいると思う。その人に罪はないと感じる方が多い。
プライバシーの確保→他者に前科について知られないようにする事
殺人や性犯罪に関わった人の対応が出来ない。若い女性職員が多いため。
受け入れ前の面会はできていません。担当者の情報だけで受入しています。
高齢者施設の受け入れが難しく、長期入院となっている。刑務所歴があるということがネックになり、断られるケースが増えている（次に何かあった時に責任が取れない、他利用者が嫌がる等）。自宅への退院は家族の理解が得られない。
刑務所への出向面接の時間が限られており、説明不足（当方の）により、入居後の不満が多い。
窃盗症でもあり認知症も患っている利用者の受け入れに際して、各居室（他の利用者）の管理も含めた徹底さが大変であった（金銭、お菓子、備品等）。
・施設より無断で外出し、近隣の民家、店等にて品物を勝手に持ってくる等、行動制限が必要な方が何人かいた。 ・反省したと言いつつ、同じようなことを繰り返し、行方がわからなくなった人もいた。 ・明確な理由がなく、軽犯罪を繰り返す方について施設としては受け入れが難しい。
集団生活となるため、孤立してしまうケースがある。又、入所後も同じ様な行動をとられる事が多い。（例：勝手に人の部屋に入り、物を盗っていく等）。
まだ 1 例（1 名）しか受け入れていないので、その方のケースの場合しかわかりません。 自己中心的考えが多く、施設での集団生活がなじめない。ルールが守れない。助言をすると、「こんなところ出ていく」「刑務所へ戻る」と威圧的言動がある。
課題：出所後、地域で暮らすための住居の確保が難しい。その人が今までどう生きてきたのか、という背景を、本人と共に語り合う中で支援する私たちも感じること、考えること、教えられることがたくさんあります。今後は、＜福祉＞という枠をこえて、地域で当たり前に暮らすためのネットワークづくりが必要だと思っています。

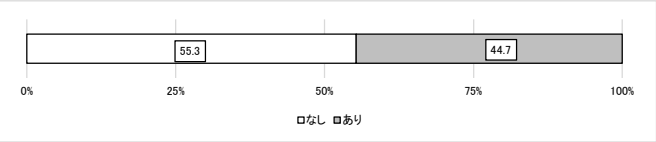
初めて、刑務所を出所された方の入所を打診されたときは正直戸惑いましたが、当施設には様々な生活課題をお持ちの方が大勢いらっしゃいます。 刑務所出所者という事も同じとして捉えています。受け入れにあたっては他の利用者の方と同じです。人生背景に何があったのか根底にもつ思いなど相手に寄り添い傾聴した上で、当施設が支援できる環境なのか、又違った方向性があるのかを見極めて判断しています。出所者という特別な枠での対応はしませんが、自らの歴を誇張して周りに話される事は、他の利用者さんの処遇上の妨げになったりする事も有ります。又、気に入らない事があると自暴自棄になり悪態をつかれる事もしばしばです。単身の高齢者で在宅生活が見込めない中、衣食住、医療介護と全てにおいて支援がある養護老人ホームでの生活が適切であると理解していただける様に対話を重ねてまいります。
入居後、ストレスを無くすために散歩を日課に入れたり、施設での役割を持っていただいたり、精神の手帳の交付を受け、就労支援Ｂへ通ったりして、本当にうまくいっていた。本人も機嫌良く過ごしていたのに、就Ｂからの無断外泊で全てがくずれた。人生で初めて給料をもらい、仕事のぐちをスタッフに話したり、仕事の内容も時給に合わせて自分で選択したり…本当に社会性のある生活を送っておられたのに。本当に残念でした。
比較的年齢の若い方や軽度認知症の方は出所＝自由の身と考える方が多く、施設生活を窮屈と感じるようで、集団生活への不満から暴言や暴力に発展するケースもありました。
社会的に孤立している人が多く、地域移行に繋げる事が難しい。
・日常的な相談相手（特に夜間） ・専門的な支援 ・地域の理解
前職場では、多く受け入れてきました。ほとんどの方が身よりがないか、疎遠になっていました。子供さんはいらっしゃっても会うということもできず、寂しいと感じました（理由があってのことでしょうが）。 ご逝去され、火葬場へお見送りに行ったとき、特にそう感じます。
地域生活定着支援センター主催の研修に自主的に参加している職員もいますが、触法高齢者への理解について全職員への浸透ができていません。施設内で受入についての理解がいきわたるよう、研修や勉強会が必要であると考えています。
身元引受人が親族で見つからないケースがほとんどで、今後の施設移行や入院、治療の進め方に苦慮している。
・どのように接したらいいのか、当初はわからなかった。 ・外出、地域との交流は不足している。（出先で何かあったら、という不安感があり、あまり積極的になれない部分があった）
おひとりしか受けておりませんので、断定的に申せません。 累犯高齢者であり、人間関係などで上手くいかないことがあると、「何をやっても、もう一度刑務所に行けばいいんだから…」など、自暴自棄ともとれる発言を頻繁にされています。何とか自己肯定感が高まるような関わりをしていきたいのですが、苦慮しております。
施設入所に納得していただけないと支援が難しい。
いれずみ等があり、職員が嫌がる。ヤクザの方が面会に来て困る。
受入れた後、他の利用者や職員を叩く異常行為がみられる。
・開かれた施設である為、地域住民に対する影響に懸念がある。 ・高齢の方は環境の変化により認知症の発症、悪化がみられることが多い。
本人が新しい環境に適応できるのか、判断が難しいところです。
入所された当初は施設の生活に馴染む事がむつかしく荷物をまとめ帰りますとの訴えが 2～3 度ありましたが、その後は施設の生活にも対応出来、他の利用者より規律正しい生活をされ過ごされています。
入所に対し、ポジティブな情報は得られていたが、ネガティブな情報（本音）等をどこまで聞けていたかは疑問も残る。入所後は「自由」、「自分で考えて行動する」ことが一番難しいと話されていた事が印象的です。
養護老人ホームは、市町村の措置施設ですが、出所された方にすみやかに住所が得られれば、必要性・役割が担えると思います。
・他利用者とのトラブル ・外部（以前の知人）等への連絡
・施設の規則等が守られるか。 ・刑務所、出所者というイメージが先行して支援に対して気を使う点が発生するのではないか（職員の意識問題）。 ・多重債務の処理 ・本人の情報も十分に得られないままでの受入では無理が生じるのではないか。

・高齢者の場合の生活空間と生きがいを探すこと。 ・それ以外の場合、就労等の自立支援。
認知症状の進行により、入所施設を検討したが、親族の協力はなく、入所施設の受け入れも困難となった。 後見人をたてるようになったが､緊急時の対応が後見人の協力がないと施設側も困るとのことであった。協力者がいないため利用施設の負担が多くなった（通院や入院時、行政手続き等）。
入所当初、出所された事（又、暴力団との関わり）について入所者本人が他入所者へ自慢されることがあり、孤立しないよう仲介した事があった。他者へ話されないよう本人と打ち合わせしていたが、本人は前科について他者がどう思うか、罪であるとの理解が薄く、職員もおどろいていた。（他者へ威圧される方ではなかった為、入所すぐだけその後は対人関係は良好であった）
・職員の知識、対応力の強化 ・他利用者とのトラブルが心配

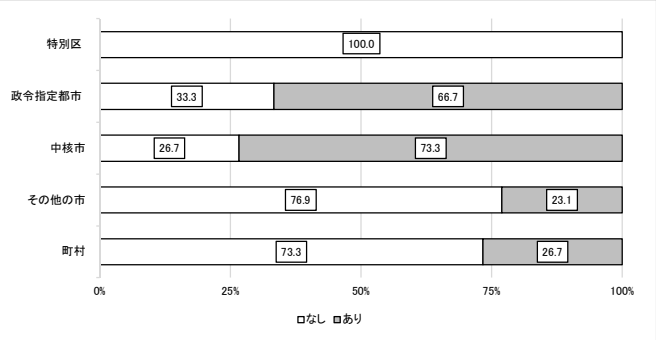
(5) 自治体票 集計

Q2 貴市町村内に刑務所はありますか。

			なし	あり	無回答	全体
全体	件数		52	42	0	94
	割合	N=94	55.3	44.7	0.0	100.0
	割合	（除無回答） N=94	55.3	44.7	–	100.0

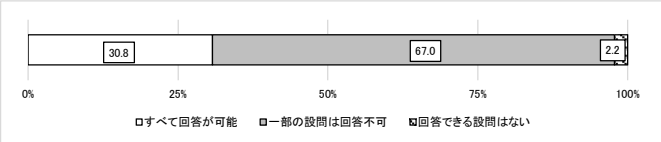


			なし	あり	無回答	全体
特別区	件数		8	0	0	8
	割合	N=8	100.0	0.0	0.0	100.0
	割合	（除無回答） N=8	100.0	0.0	–	100.0
政令指定都市	件数		5	10	0	15
	割合	N=15	33.3	66.7	0.0	100.0
	割合	（除無回答） N=15	33.3	66.7	–	100.0
中核市	件数		8	22	0	30
	割合	N=30	26.7	73.3	0.0	100.0
	割合	（除無回答） N=30	26.7	73.3	–	100.0
その他の市	件数		20	6	0	26
	割合	N=26	76.9	23.1	0.0	100.0
	割合	（除無回答） N=26	76.9	23.1	–	100.0
町村	件数		11	4	0	15
	割合	N=15	73.3	26.7	0.0	100.0
	割合	（除無回答） N=15	73.3	26.7	–	100.0

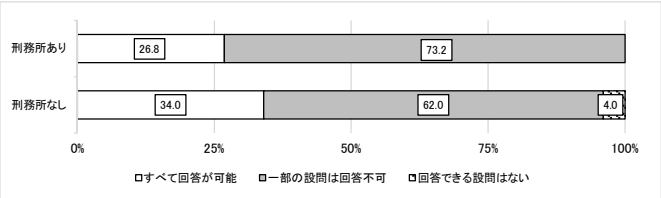


F1 設問テーマⅡのQ3からQ9まで全体に目を通していただき、ご回答が可能かどうか教えてください。

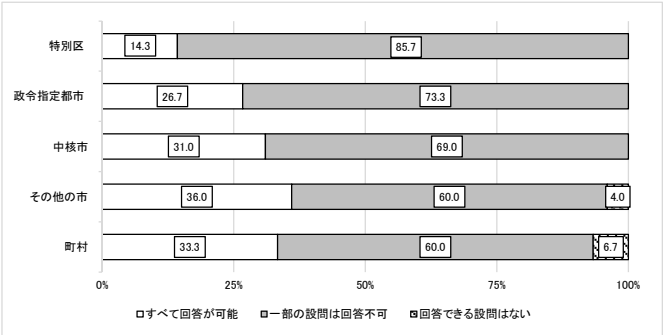
			すべて回答が可能	一部の設問は回答不可	回答できる設問はない	無回答	全体
全体	件数		28	61	2	3	94
	割合	N=94	29.8	64.9	2.1	3.2	100.0
	割合	（除無回答） N=91	30.8	67.0	2.2	–	100.0



			すべて回答が可能	一部の設問は回答不可	回答できる設問はない	無回答	全体
刑務所あり	件数		11	30	0	1	42
	割合	N=42	26.2	71.4	0.0	2.4	100.0
	割合	（除無回答） N=41	26.8	73.2	0.0	–	100.0
刑務所なし	件数		17	31	2	2	52
	割合	N=52	32.7	59.6	3.8	3.8	100.0
	割合	（除無回答） N=50	34.0	62.0	4.0	–	100.0



			すべて回答が可能	一部の設問は回答不可	回答できる設問はない	無回答	全体
特別区	件数		1	6	0	1	8
	割合	N=8	12.5	75.0	0.0	12.5	100.0
	割合	（除無回答） N=7	14.3	85.7	0.0	–	100.0
政令指定都市	件数		4	11	0	0	15
	割合	N=15	26.7	73.3	0.0	0.0	100.0
	割合	（除無回答） N=15	26.7	73.3	0.0	–	100.0
中核市	件数		9	20	0	1	30
	割合	N=30	30.0	66.7	0.0	3.3	100.0
	割合	（除無回答） N=29	31.0	69.0	0.0	–	100.0
その他の市	件数		9	15	1	1	26
	割合	N=26	34.6	57.7	3.8	3.8	100.0
	割合	（除無回答） N=25	36.0	60.0	4.0	–	100.0
町村	件数		5	9	1	0	15
	割合	N=15	33.3	60.0	6.7	0.0	100.0
	割合	（除無回答） N=15	33.3	60.0	6.7	–	100.0

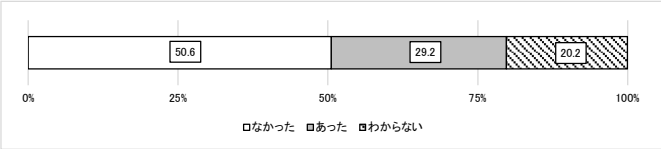


Q3 要介護認定審査の状況について

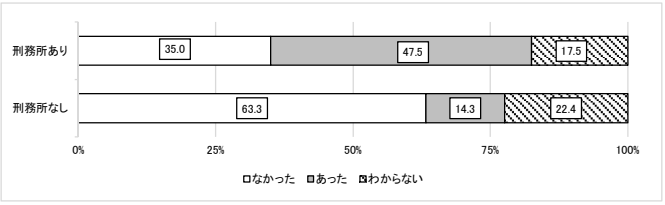
Q3A-1 この1年間についてお尋ねします。

① この1年間のうち、高齢受刑者等の出所に向けた調整の中で、貴市町村が要介護認定審査した事例はありましたか（ひとつだけ）。

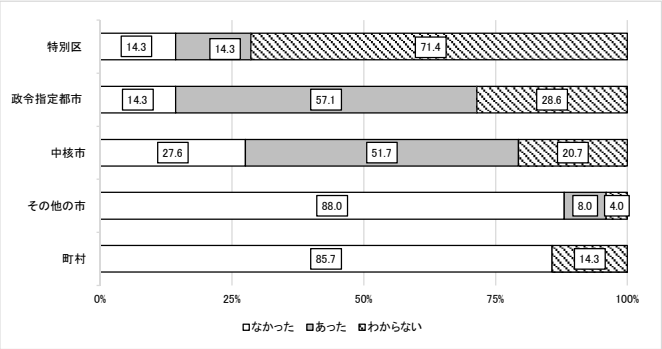
			なかった	あった	わからない	無回答	全体
全体	件数		45	26	18	5	94
	割合	N=94	47.9	27.7	19.1	5.3	100.0
	割合	（除無回答） N=89	50.6	29.2	20.2	–	100.0



			なかった	あった	わからない	無回答	全体
刑務所あり	件数		14	19	7	2	42
	割合	N=42	33.3	45.2	16.7	4.8	100.0
	割合	（除無回答） N=40	35.0	47.5	17.5	–	100.0
刑務所なし	件数		31	7	11	3	52
	割合	N=52	59.6	13.5	21.2	5.8	100.0
	割合	（除無回答） N=49	63.3	14.3	22.4	–	100.0

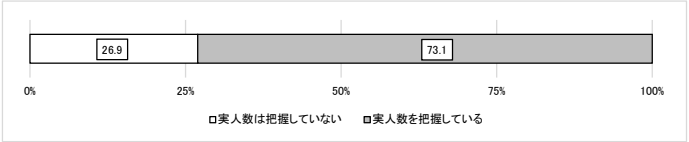


			なかった	あった	わからない	無回答	全体
特別区	件数		1	1	5	1	8
	割合	N=8	12.5	12.5	62.5	12.5	100.0
	割合	（除無回答） N=7	14.3	14.3	71.4	–	100.0
政令指定都市	件数		2	8	4	1	15
	割合	N=15	13.3	53.3	26.7	6.7	100.0
	割合	（除無回答） N=14	14.3	57.1	28.6	–	100.0
中核市	件数		8	15	6	1	30
	割合	N=30	26.7	50.0	20.0	3.3	100.0
	割合	（除無回答） N=29	27.6	51.7	20.7	–	100.0
その他の市	件数		22	2	1	1	26
	割合	N=26	84.6	7.7	3.8	3.8	100.0
	割合	（除無回答） N=25	88.0	8.0	4.0	–	100.0
町村	件数		12	0	2	1	15
	割合	N=15	80.0	0.0	13.3	6.7	100.0
	割合	（除無回答） N=14	85.7	0.0	14.3	–	100.0

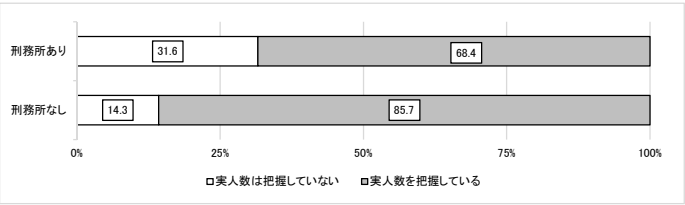


②この1年間のうち、その実人数を把握していますか。（ひとつだけ）。

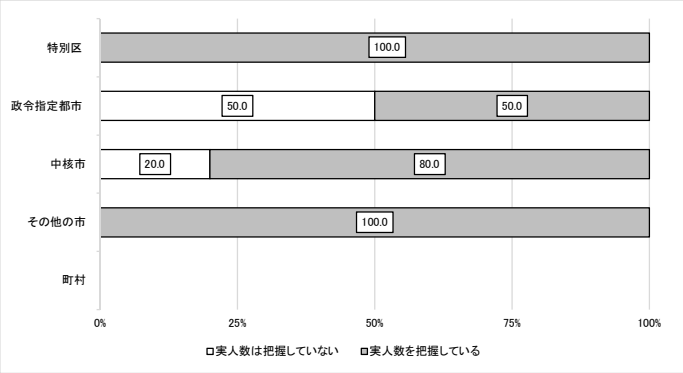
		実人数は把握していない	実人数を把握している	無回答	全体
全体	件数	7	19	68	94
	割合 N=94	7.4	20.2	72.3	100.0
	割合 （除無回答） N=26	26.9	73.1	–	100.0



		実人数は把握していない	実人数を把握している	無回答	全体
刑務所あり	件数	6	13	23	42
	割合 N=42	14.3	31.0	54.8	100.0
	割合 （除無回答） N=19	31.6	68.4	–	100.0
刑務所なし	件数	1	6	45	52
	割合 N=52	1.9	11.5	86.5	100.0
	割合 （除無回答） N=7	14.3	85.7	–	100.0



			実人数は把握していない	実人数を把握している	無回答	全体
特別区	件数		0	1	7	8
	割合	N=8	0.0	12.5	87.5	100.0
	割合	（除無回答） N=1	0.0	100.0	–	100.0
政令指定都市	件数		4	4	7	15
	割合	N=15	26.7	26.7	46.7	100.0
	割合	（除無回答） N=8	50.0	50.0	–	100.0
中核市	件数		3	12	15	30
	割合	N=30	10.0	40.0	50.0	100.0
	割合	（除無回答） N=15	20.0	80.0	–	100.0
その他の市	件数		0	2	24	26
	割合	N=26	0.0	7.7	92.3	100.0
	割合	（除無回答） N=2	0.0	100.0	–	100.0
町村	件数		0	0	15	15
	割合	N=15	0.0	0.0	100.0	100.0
	割合	（除無回答） N=0	0.0	0.0	–	0.0



② この1年間の人数

	合計	平均	最大	最小	中央値
全体	34	1.8	8	1	1.0

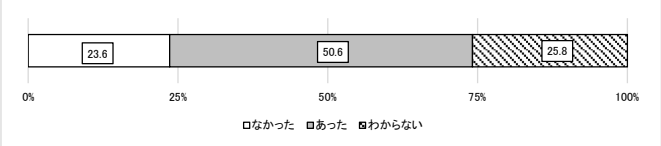
	合計	平均	最大	最小	中央値
刑務所あり	25	1.9	8	1	0.0
刑務所なし	9	1.5	3	1	0.0

	合計	平均	最大	最小	中央値
特別区	2	2.0	2	2	0.0
政令指定都市	8	2.0	3	1	0.0
中核市	22	1.8	8	1	0.0
その他の市	2	1.0	1	1	0.0
町村	0	0.0	0	0	0.0

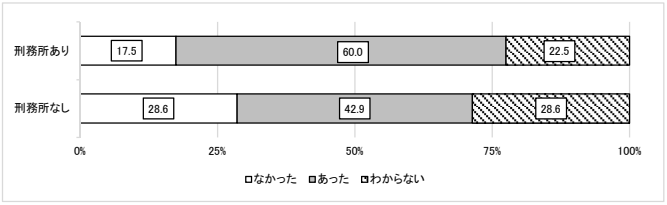
Q3B-1 過去5年間について、お尋ねします。

① 刑務所入所中の高齢受刑者等の出所に向けた調整の中で、貴市町村が要介護認定審査をした事例はありましたか（ひとつだけ）。

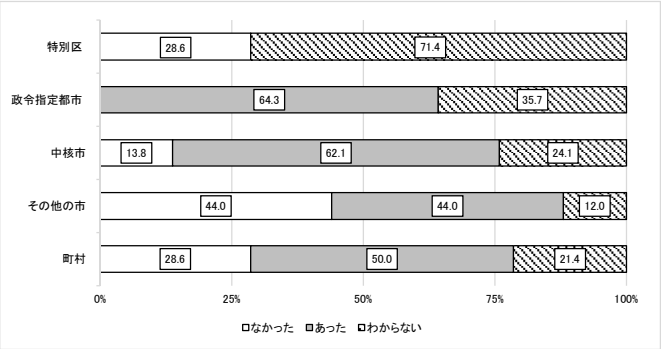
			なかった	あった	わからない	無回答	全体
全体	件数		21	45	23	5	94
	割合	N=94	22.3	47.9	24.5	5.3	100.0
	割合	（除無回答） N=89	23.6	50.6	25.8	–	100.0



			なかった	あった	わからない	無回答	全体
刑務所あり	件数		7	24	9	2	42
	割合	N=42	16.7	57.1	21.4	4.8	100.0
	割合	（除無回答） N=40	17.5	60.0	22.5	–	100.0
刑務所なし	件数		14	21	14	3	52
	割合	N=52	26.9	40.4	26.9	5.8	100.0
	割合	（除無回答） N=49	28.6	42.9	28.6	–	100.0

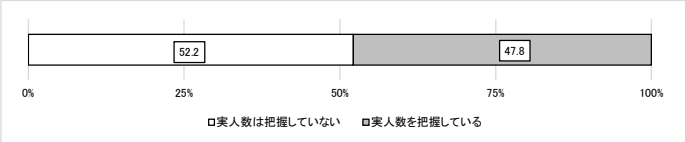


			なかった	あった	わからない	無回答	全体
特別区	件数		2	0	5	1	8
	割合	N=8	25.0	0.0	62.5	12.5	100.0
	割合	（除無回答） N=7	28.6	0.0	71.4	–	100.0
政令指定都市	件数		0	9	5	1	15
	割合	N=15	0.0	60.0	33.3	6.7	100.0
	割合	（除無回答） N=14	0.0	64.3	35.7	–	100.0
中核市	件数		4	18	7	1	30
	割合	N=30	13.3	60.0	23.3	3.3	100.0
	割合	（除無回答） N=29	13.8	62.1	24.1	–	100.0
その他の市	件数		11	11	3	1	26
	割合	N=26	42.3	42.3	11.5	3.8	100.0
	割合	（除無回答） N=25	44.0	44.0	12.0	–	100.0
町村	件数		4	7	3	1	15
	割合	N=15	26.7	46.7	20.0	6.7	100.0
	割合	（除無回答） N=14	28.6	50.0	21.4	–	100.0

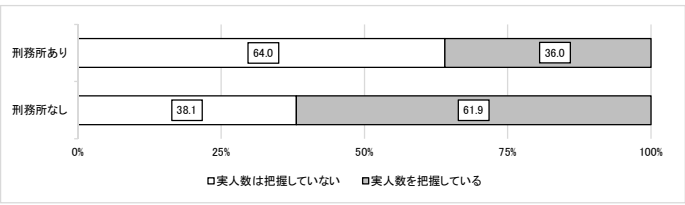


②過去5年間について、その実人数を把握していますか。（ひとつだけ）。

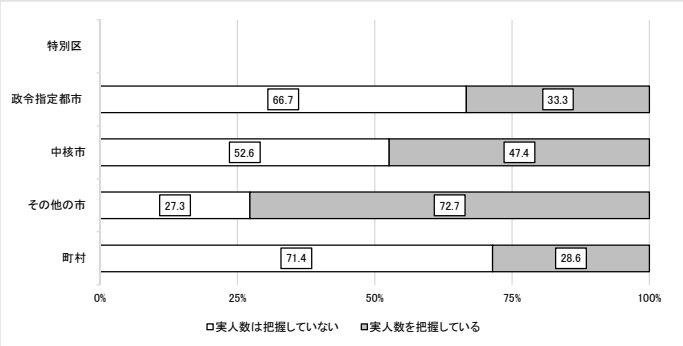
			実人数は把握していない	実人数を把握している	無回答	全体
全体	件数		24	22	48	94
	割合	N=94	25.5	23.4	51.1	100.0
	割合	（除無回答） N=46	52.2	47.8	–	100.0



			実人数は把握していない	実人数を把握している	無回答	全体
刑務所あり	件数		16	9	17	42
	割合	N=42	38.1	21.4	40.5	100.0
	割合	（除無回答） N=25	64.0	36.0	–	100.0
刑務所なし	件数		8	13	31	52
	割合	N=52	15.4	25.0	59.6	100.0
	割合	（除無回答） N=21	38.1	61.9	–	100.0



			実人数は把握していない	実人数を把握している	無回答	全体
特別区	件数		0	0	8	8
	割合	N=8	0.0	0.0	100.0	100.0
	割合	（除無回答） N=0	0.0	0.0	–	0.0
政令指定都市	件数		6	3	6	15
	割合	N=15	40.0	20.0	40.0	100.0
	割合	（除無回答） N=9	66.7	33.3	–	100.0
中核市	件数		10	9	11	30
	割合	N=30	33.3	30.0	36.7	100.0
	割合	（除無回答） N=19	52.6	47.4	–	100.0
その他の市	件数		3	8	15	26
	割合	N=26	11.5	30.8	57.7	100.0
	割合	（除無回答） N=11	27.3	72.7	–	100.0
町村	件数		5	2	8	15
	割合	N=15	33.3	13.3	53.3	100.0
	割合	（除無回答） N=7	71.4	28.6	–	100.0



②過去5年間の人数

	合計	平均	最大	最小	中央値
全体	87	3.8	21	1	1.0

	合計	平均	最大	最小	中央値
刑務所あり	61	6.8	21	1	0.0
刑務所なし	26	1.9	11	1	0.0

	合計	平均	最大	最小	中央値
特別区	0	0.0	0	0	0.0
政令指定都市	34	11.3	21	2	0.0
中核市	40	4.4	18	1	0.0
その他の市	10	1.3	3	1	0.0
町村	3	1.0	1	1	0.0

Q3-2 新規の認定審査の実人数（人）

①この1年間における新規の認定審査の実人数（人）

	合計	平均	最大	最小	中央値
全体	443027	5274.1	53113	61	3242.5

	合計	平均	最大	最小	中央値
刑務所あり	274846	6703.6	53113	61	3990.0
刑務所なし	168181	3911.2	36231	152	1665.0

	合計	平均	最大	最小	中央値
特別区	30162	4308.9	6068	2504	3692.0
政令指定都市	254539	16969.3	53113	5911	12441.0
中核市	117363	4191.5	7054	1843	4055.5
その他の市	36860	1602.6	3455	554	1470.5
町村	4103	373.0	927	61	298.0

Q3-3 この１年の新規の要介護認定審査を受けた者について、申請日から認定の二次判定日までの平均期間（日数）

①貴市町村の審査全体の平均期間（日）

＜全体＞

	合計	平均	最大	最小	中央値
全体	2273.1	39.9	68.6	27.2	39.0

	合計	平均	最大	最小	中央値
刑務所あり	1026.8	41.1	68.6	28.0	36.0
刑務所なし	1246.4	38.9	58.2	27.2	34.8

	合計	平均	最大	最小	中央値
特別区	276.6	39.5	49.2	35.4	37.8
政令指定都市	530.1	44.2	58.2	35.8	40.4
中核市	837.0	39.9	68.6	28.0	36.0
その他の市	600.4	37.5	46.0	27.2	34.8
町村	29.0	29.0	29.0	29.0	0.0

＜65歳未満＞

	合計	平均	最大	最小	中央値
全体	1182.4	38.1	68.6	25.0	37.5

	合計	平均	最大	最小	中央値
刑務所あり	442.1	40.2	68.6	25.0	0.0
刑務所なし	740.3	37.0	54.9	28.1	0.0

	合計	平均	最大	最小	中央値
特別区	123.6	41.2	54.9	32.7	0.0
政令指定都市	117.3	39.1	42.9	36.4	0.0
中核市	394.5	39.5	68.6	25.0	0.0
その他の市	517.0	36.9	44.3	28.1	29.4
町村	30.0	30.0	30.0	30.0	0.0

<65歳以上>

	合計	平均	最大	最小	中央値
全体	1228.8	39.6	68.6	27.2	38.2

	合計	平均	最大	最小	中央値
刑務所あり	455.3	41.4	68.6	28.0	0.0
刑務所なし	773.5	38.7	57.8	27.2	0.0

	合計	平均	最大	最小	中央値
特別区	135.9	45.3	57.8	37.1	0.0
政令指定都市	120.4	40.1	45.0	35.8	0.0
中核市	415.5	41.6	68.6	28.0	0.0
その他の市	528.0	37.7	47.0	27.2	28.9
町村	29.0	29.0	29.0	29.0	0.0

<全体_おおよそ>

	合計	平均	最大	最小	中央値
全体	948.0	36.5	60.0	24.8	35.9

	合計	平均	最大	最小	中央値
刑務所あり	556.0	34.8	44.0	24.8	0.0
刑務所なし	392.0	39.2	60.0	30.0	0.0

	合計	平均	最大	最小	中央値
特別区	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
政令指定都市	121.3	40.4	43.0	38.0	0.0
中核市	277.2	34.7	45.0	24.8	0.0
その他の市	248.7	41.5	60.0	31.3	0.0
町村	300.8	33.4	44.0	30.0	30.0

<65歳未満（おおよそ）>

	合計	平均	最大	最小	中央値
全体	1018.7	36.4	60.0	25.0	37.4

	合計	平均	最大	最小	中央値
刑務所あり	532.7	35.5	48.3	25.0	0.0
刑務所なし	486.0	37.4	60.0	28.0	0.0

	合計	平均	最大	最小	中央値
特別区	39.0	39.0	39.0	39.0	0.0
政令指定都市	200.1	40.0	45.0	36.8	0.0
中核市	388.6	35.3	48.3	25.0	0.0
その他の市	177.0	44.3	60.0	34.0	0.0
町村	214.0	30.6	40.0	28.0	0.0

<65歳以上（おおよそ）>

	合計	平均	最大	最小	中央値
全体	1079.0	37.2	60.0	24.8	38.0

	合計	平均	最大	最小	中央値
刑務所あり	577.0	36.1	48.3	24.8	0.0
刑務所なし	502.0	38.6	60.0	30.0	0.0

	合計	平均	最大	最小	中央値
特別区	39.0	39.0	39.0	39.0	0.0
政令指定都市	200.1	40.0	45.0	36.8	0.0
中核市	391.9	35.6	48.3	24.8	0.0
その他の市	184.0	46.0	60.0	34.0	0.0
町村	264.0	33.0	44.0	30.0	30.0

②うち、高齢受刑者等についての平均期間（日）

<全体>

	合計	平均	最大	最小	中央値
全体	606.7	40.4	68.6	25.0	37.0

	合計	平均	最大	最小	中央値
刑務所あり	366.2	40.7	68.6	25.0	0.0
刑務所なし	240.5	40.1	67.0	36.0	0.0

	合計	平均	最大	最小	中央値
特別区	53.5	53.5	53.5	53.5	0.0
政令指定都市	143.3	47.8	67.0	36.0	0.0
中核市	362.9	40.3	68.6	25.0	0.0
その他の市	47.0	23.5	47.0	47.0	0.0
町村	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

<65歳未満>

	合計	平均	最大	最小	中央値
全体	65.3	21.8	40.3	25.0	25.0

	合計	平均	最大	最小	中央値
刑務所あり	65.3	32.7	40.3	25.0	0.0
刑務所なし	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

	合計	平均	最大	最小	中央値
特別区	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
政令指定都市	40.3	40.3	40.3	40.3	0.0
中核市	25.0	25.0	25.0	25.0	0.0
その他の市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
町村	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

<65歳以上>

	合計	平均	最大	最小	中央値
全体	612.2	40.8	68.6	25.0	37.0

	合計	平均	最大	最小	中央値
刑務所あり	462.2	42.0	68.6	25.0	0.0
刑務所なし	150.0	37.5	67.0	36.0	0.0

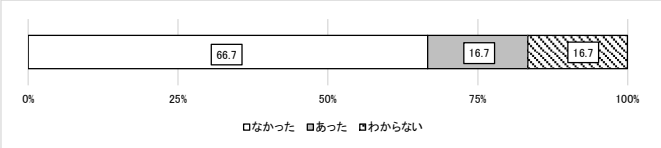
	合計	平均	最大	最小	中央値
特別区	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
政令指定都市	143.3	47.8	67.0	36.0	0.0
中核市	421.9	42.2	68.6	25.0	0.0
その他の市	47.0	23.5	47.0	47.0	0.0
町村	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

Q4 高齢受刑者等の新規の要介護認定審査に関する他市町村との連携について

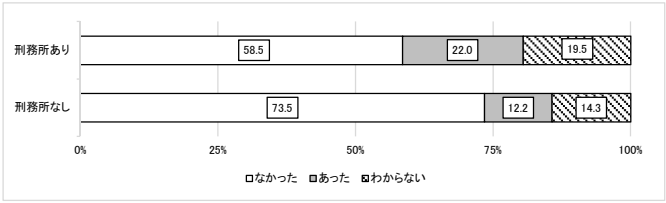
Q4-1 この1年間についてお尋ねします。

①この1年間のうち、高齢受刑者等の出所に向けた調整の中で、貴市町村から他市町村等に要介護認定申請に係る認定調査を依頼した事例はありましたか（ひとつだけ）。

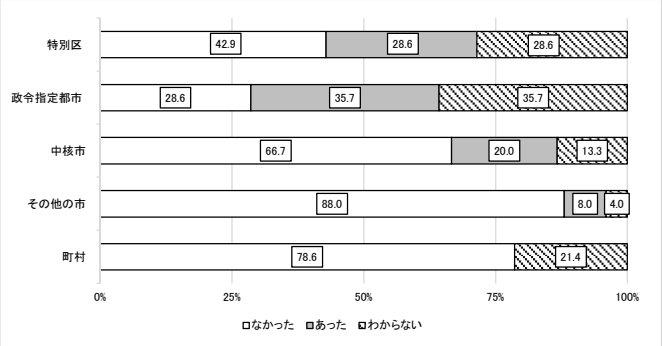
			なかった	あった	わからない	無回答	全体
全体	件数		60	15	15	4	94
	割合	N=94	63.8	16.0	16.0	4.3	100.0
	割合 （除無回答）	N=90	66.7	16.7	16.7	–	100.0



			なかった	あった	わからない	無回答	全体
刑務所あり	件数		24	9	8	1	42
	割合	N=42	57.1	21.4	19.0	2.4	100.0
	割合 （除無回答）	N=41	58.5	22.0	19.5	–	100.0
刑務所なし	件数		36	6	7	3	52
	割合	N=52	69.2	11.5	13.5	5.8	100.0
	割合 （除無回答）	N=49	73.5	12.2	14.3	–	100.0

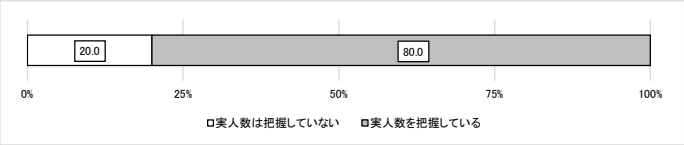


			なかった	あった	わからない	無回答	全体
特別区	件数		3	2	2	1	8
	割合	N=8	37.5	25.0	25.0	12.5	100.0
	割合	（除無回答） N=7	42.9	28.6	28.6	–	100.0
政令指定都市	件数		4	5	5	1	15
	割合	N=15	26.7	33.3	33.3	6.7	100.0
	割合	（除無回答） N=14	28.6	35.7	35.7	–	100.0
中核市	件数		20	6	4	0	30
	割合	N=30	66.7	20.0	13.3	0.0	100.0
	割合	（除無回答） N=30	66.7	20.0	13.3	–	100.0
その他の市	件数		22	2	1	1	26
	割合	N=26	84.6	7.7	3.8	3.8	100.0
	割合	（除無回答） N=25	88.0	8.0	4.0	–	100.0
町村	件数		11	0	3	1	15
	割合	N=15	73.3	0.0	20.0	6.7	100.0
	割合	（除無回答） N=14	78.6	0.0	21.4	–	100.0

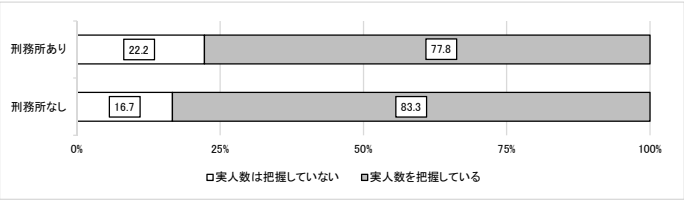


②この1年間のうち、その実人数を把握していますか。（ひとつだけ）。

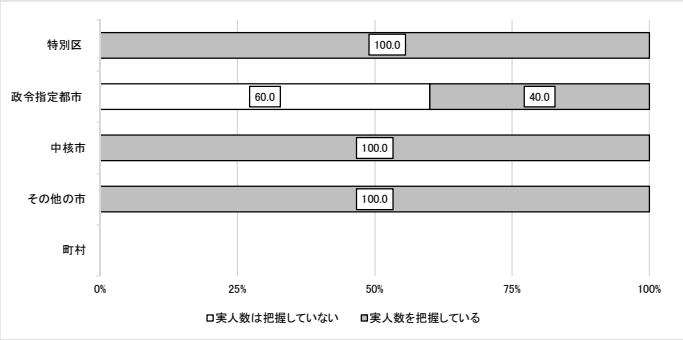
			実人数は把握していない	実人数を把握している	無回答	全体
全体	件数		3	12	79	94
	割合	N=94	3.2	12.8	84.0	100.0
	割合	（除無回答） N=15	20.0	80.0	–	100.0



			実人数は把握していない	実人数を把握している	無回答	全体
刑務所あり	件数		2	7	33	42
	割合	N=42	4.8	16.7	78.6	100.0
	割合	（除無回答） N=9	22.2	77.8	–	100.0
刑務所なし	件数		1	5	46	52
	割合	N=52	1.9	9.6	88.5	100.0
	割合	（除無回答） N=6	16.7	83.3	–	100.0



			実人数は把握していない	実人数を把握している	無回答	全体
特別区	件数		0	2	6	8
	割合	N=8	0.0	25.0	75.0	100.0
	割合	（除無回答） N=2	0.0	100.0	–	100.0
政令指定都市	件数		3	2	10	15
	割合	N=15	20.0	13.3	66.7	100.0
	割合	（除無回答） N=5	60.0	40.0	–	100.0
中核市	件数		0	6	24	30
	割合	N=30	0.0	20.0	80.0	100.0
	割合	（除無回答） N=6	0.0	100.0	–	100.0
その他の市	件数		0	2	24	26
	割合	N=26	0.0	7.7	92.3	100.0
	割合	（除無回答） N=2	0.0	100.0	–	100.0
町村	件数		0	0	15	15
	割合	N=15	0.0	0.0	100.0	100.0
	割合	（除無回答） N=0	0.0	0.0	–	0.0



②この1年間の人数

	合計	平均	最大	最小	中央値
全体	15	1.3	3	1	1.0

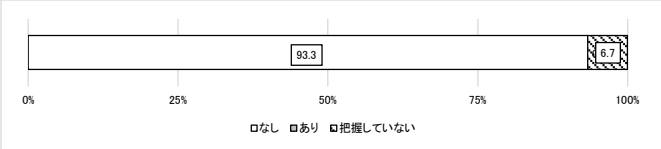
	合計	平均	最大	最小	中央値
刑務所あり	9	1.3	3	1	0.0
刑務所なし	6	1.2	2	1	0.0

	合計	平均	最大	最小	中央値
特別区	3	1.5	2	1	0.0
政令指定都市	2	1.0	1	1	0.0
中核市	8	1.3	3	1	0.0
その他の市	2	1.0	1	1	0.0
町村	0	0.0	0	0	0.0

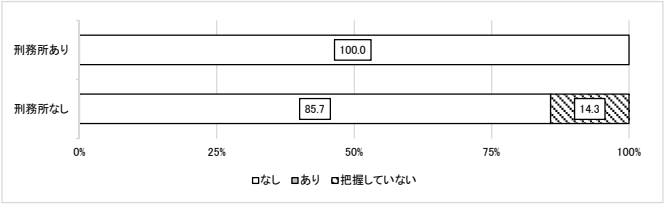
Q4-1-1 高齢受刑者等について、要介護認定申請に係る認定調査を貴市町村から他市町村に依頼した実績について

＜1＞その市町村自身やその市町村が指定した事業者に認定調査を依頼したとき、断られた経験がありますか。

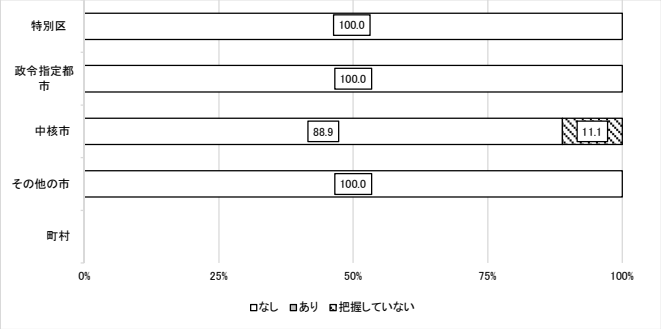
			なし	あり	把握していない	無回答	全体
全体	件数		14	0	1	79	94
	割合	N=94	14.9	0.0	1.1	84.0	100.0
	割合	（除無回答） N=15	93.3	0.0	6.7	–	100.0



			なし	あり	把握していない	無回答	全体
刑務所あり	件数		8	0	0	34	42
	割合	N=42	19.0	0.0	0.0	81.0	100.0
	割合	（除無回答） N=8	100.0	0.0	0.0	–	100.0
刑務所なし	件数		6	0	1	45	52
	割合	N=52	11.5	0.0	1.9	86.5	100.0
	割合	（除無回答） N=7	85.7	0.0	14.3	–	100.0

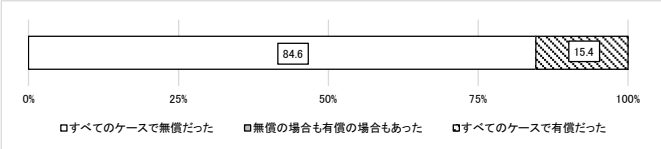


			なし	あり	把握していない	無回答	全体
特別区	件数		2	0	0	6	8
	割合	N=8	25.0	0.0	0.0	75.0	100.0
	割合	（除無回答） N=2	100.0	0.0	0.0	–	100.0
政令指定都市	件数		2	0	0	13	15
	割合	N=15	13.3	0.0	0.0	86.7	100.0
	割合	（除無回答） N=2	100.0	0.0	0.0	–	100.0
中核市	件数		8	0	1	21	30
	割合	N=30	26.7	0.0	3.3	70.0	100.0
	割合	（除無回答） N=9	88.9	0.0	11.1	–	100.0
その他の市	件数		2	0	0	24	26
	割合	N=26	7.7	0.0	0.0	92.3	100.0
	割合	（除無回答） N=2	100.0	0.0	0.0	–	100.0
町村	件数		0	0	0	15	15
	割合	N=15	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
	割合	（除無回答） N=0	0.0	0.0	0.0	–	0.0

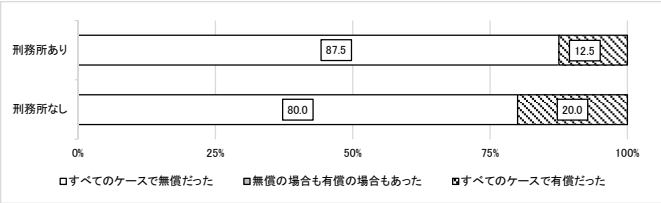


＜3＞その市町村自身やその市町村が指定した事業者に認定調査を依頼したとき、貴市町村に支払いが発生しましたか。

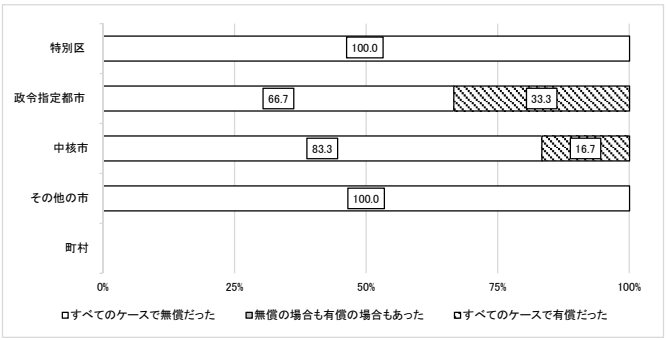
			すべてのケースで無償だった	無償の場合も有償の場合もあった	すべてのケースで有償だった	無回答	全体
全体	件数		11	0	2	81	94
	割合	N=94	11.7	0.0	2.1	86.2	100.0
	割合	（除無回答） N=13	84.6	0.0	15.4	–	100.0



			すべてのケースで無償だった	無償の場合も有償の場合もあった	すべてのケースで有償だった	無回答	全体
刑務所あり	件数		7	0	1	34	42
	割合	N=42	16.7	0.0	2.4	81.0	100.0
	割合	（除無回答） N=8	87.5	0.0	12.5	–	100.0
刑務所なし	件数		4	0	1	47	52
	割合	N=52	7.7	0.0	1.9	90.4	100.0
	割合	（除無回答） N=5	80.0	0.0	20.0	–	100.0



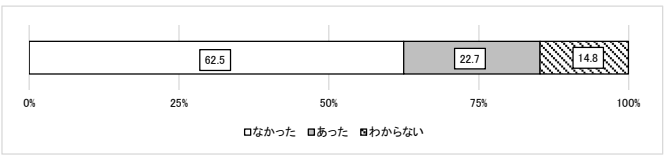
			すべてのケースで無償だった	無償の場合も有償の場合もあった	すべてのケースで有償だった	無回答	全体
特別区	件数		2	0	0	6	8
	割合	N=8	25.0	0.0	0.0	75.0	100.0
	割合 （除無回答）	N=2	100.0	0.0	0.0	–	100.0
政令指定都市	件数		2	0	1	12	15
	割合	N=15	13.3	0.0	6.7	80.0	100.0
	割合 （除無回答）	N=3	66.7	0.0	33.3	–	100.0
中核市	件数		5	0	1	24	30
	割合	N=30	16.7	0.0	3.3	80.0	100.0
	割合 （除無回答）	N=6	83.3	0.0	16.7	–	100.0
その他の市	件数		2	0	0	24	26
	割合	N=26	7.7	0.0	0.0	92.3	100.0
	割合 （除無回答）	N=2	100.0	0.0	0.0	–	100.0
町村	件数		0	0	0	15	15
	割合	N=15	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
	割合 （除無回答）	N=0	0.0	0.0	0.0	–	0.0



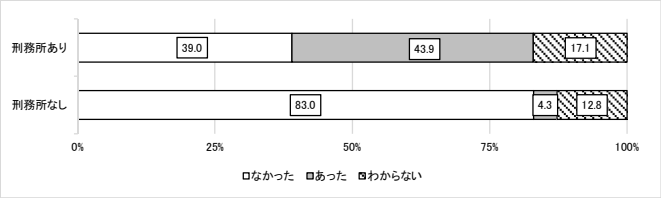
Q4-2 この1年間についてお尋ねします。

①この1年間のうち、高齢受刑者等の出所に向けた調整の中で、他市町村等から貴市町村に対する要介護認定申請に係る認定調査の依頼を受けた事例はありましたか（ひとつだけ）。

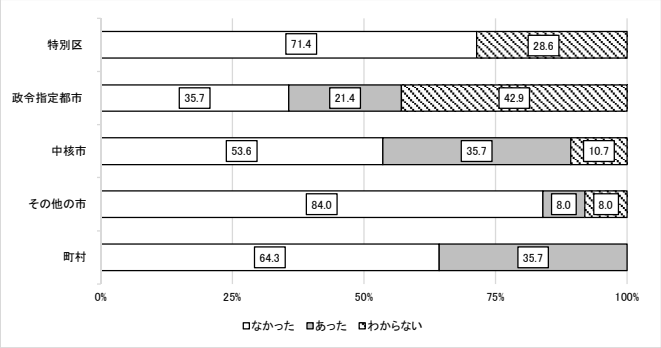
			なかった	あった	わからない	無回答	全体
全体	件数		55	20	13	6	94
	割合	N=94	58.5	21.3	13.8	6.4	100.0
	割合 （除無回答）	N=88	62.5	22.7	14.8	–	100.0



			なかった	あった	わからない	無回答	全体
刑務所あり	件数		16	18	7	1	42
	割合	N=42	38.1	42.9	16.7	2.4	100.0
	割合	（除無回答） N=41	39.0	43.9	17.1	–	100.0
刑務所なし	件数		39	2	6	5	52
	割合	N=52	75.0	3.8	11.5	9.6	100.0
	割合	（除無回答） N=47	83.0	4.3	12.8	–	100.0

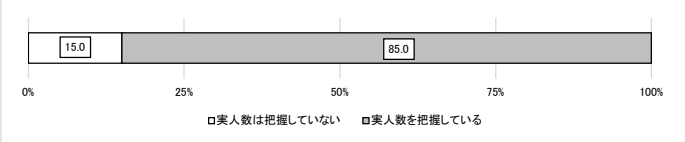


			なかった	あった	わからない	無回答	全体
特別区	件数		5	0	2	1	8
	割合	N=8	62.5	0.0	25.0	12.5	100.0
	割合	（除無回答） N=7	71.4	0.0	28.6	–	100.0
政令指定都市	件数		5	3	6	1	15
	割合	N=15	33.3	20.0	40.0	6.7	100.0
	割合	（除無回答） N=14	35.7	21.4	42.9	–	100.0
中核市	件数		15	10	3	2	30
	割合	N=30	50.0	33.3	10.0	6.7	100.0
	割合	（除無回答） N=28	53.6	35.7	10.7	–	100.0
その他の市	件数		21	2	2	1	26
	割合	N=26	80.8	7.7	7.7	3.8	100.0
	割合	（除無回答） N=25	84.0	8.0	8.0	–	100.0
町村	件数		9	5	0	1	15
	割合	N=15	60.0	33.3	0.0	6.7	100.0
	割合	（除無回答） N=14	64.3	35.7	0.0	–	100.0

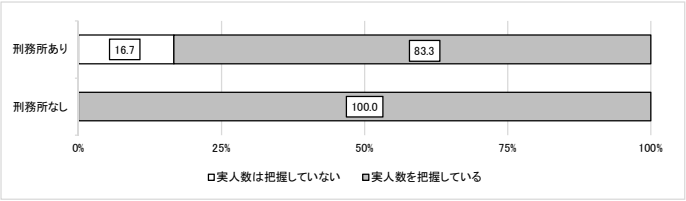


②この1年間のうち、その実人数を把握していますか。（ひとつだけ）。

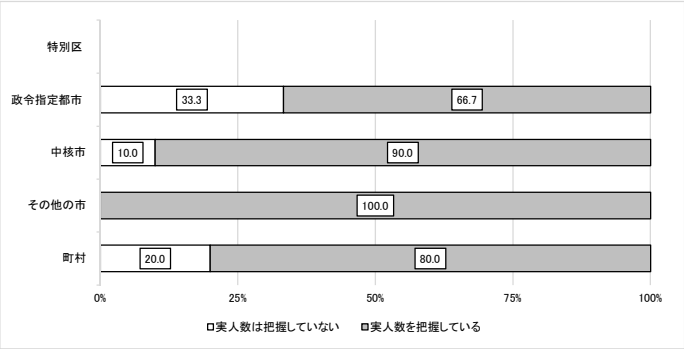
			実人数は把握していない	実人数を把握している	無回答	全体
全体	件数		3	17	74	94
	割合	N=94	3.2	18.1	78.7	100.0
	割合	（除無回答） N=20	15.0	85.0	–	100.0



			実人数は把握していない	実人数を把握している	無回答	全体
刑務所あり	件数		3	15	24	42
	割合	N=42	7.1	35.7	57.1	100.0
	割合	（除無回答） N=18	16.7	83.3	–	100.0
刑務所なし	件数		0	2	50	52
	割合	N=52	0.0	3.8	96.2	100.0
	割合	（除無回答） N=2	0.0	100.0	–	100.0



			実人数は把握していない	実人数を把握している	無回答	全体
特別区	件数		0	0	8	8
	割合	N=8	0.0	0.0	100.0	100.0
	割合	（除無回答） N=0	0.0	0.0	–	0.0
政令指定都市	件数		1	2	12	15
	割合	N=15	6.7	13.3	80.0	100.0
	割合	（除無回答） N=3	33.3	66.7	–	100.0
中核市	件数		1	9	20	30
	割合	N=30	3.3	30.0	66.7	100.0
	割合	（除無回答） N=10	10.0	90.0	–	100.0
その他の市	件数		0	2	24	26
	割合	N=26	0.0	7.7	92.3	100.0
	割合	（除無回答） N=2	0.0	100.0	–	100.0
町村	件数		1	4	10	15
	割合	N=15	6.7	26.7	66.7	100.0
	割合	（除無回答） N=5	20.0	80.0	–	100.0



②この1年間の人数

	合計	平均	最大	最小	中央値
全体	32	1.9	5	1	2.0

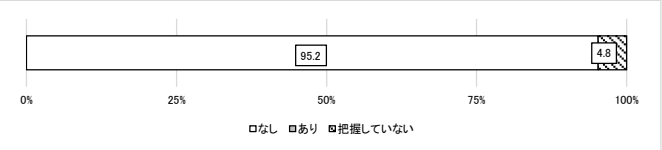
	合計	平均	最大	最小	中央値
刑務所あり	28	1.9	5	1	0.0
刑務所なし	4	2.0	2	2	0.0

	合計	平均	最大	最小	中央値
特別区	0	0.0	0	0	0.0
政令指定都市	3	1.5	2	1	0.0
中核市	18	2.0	5	1	0.0
その他の市	4	2.0	2	2	0.0
町村	7	1.8	2	1	0.0

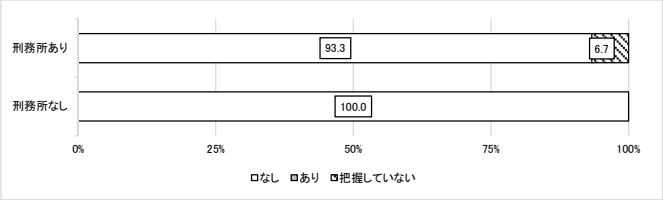
Q4-2-1 上記質問②「１．実人数を把握している」方のみお答えください。高齢受刑者等について、
他市町村から貴市町村に対する要介護認定申請に係る認定調査の依頼を受けた実績について

①＜１＞その市町村等から認定調査の依頼を受けたとき、断った経験がありますか。

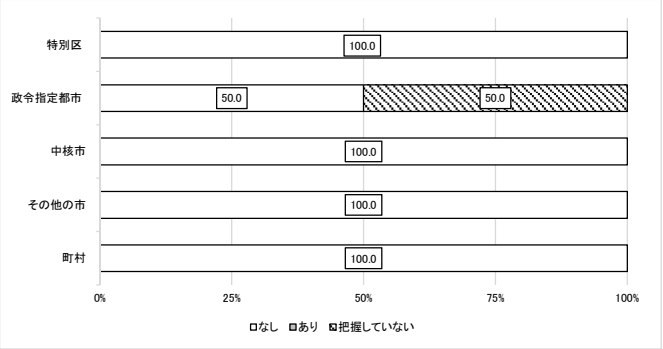
			なし	あり	把握していない	無回答	全体
全体	件数		20	0	1	73	94
	割合	N=94	21.3	0.0	1.1	77.7	100.0
	割合	（除無回答） N=21	95.2	0.0	4.8	–	100.0



			なし	あり	把握していない	無回答	全体
刑務所あり	件数		14	0	1	27	42
	割合	N=42	33.3	0.0	2.4	64.3	100.0
	割合	（除無回答） N=15	93.3	0.0	6.7	–	100.0
刑務所なし	件数		6	0	0	46	52
	割合	N=52	11.5	0.0	0.0	88.5	100.0
	割合	（除無回答） N=6	100.0	0.0	0.0	–	100.0

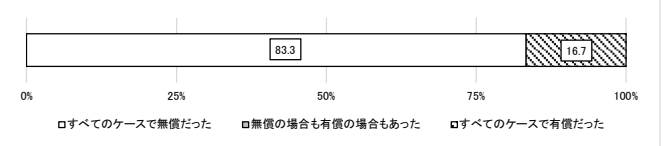


			なし	あり	把握していない	無回答	全体
特別区	件数		1	0	0	7	8
	割合	N=8	12.5	0.0	0.0	87.5	100.0
	割合	（除無回答） N=1	100.0	0.0	0.0	–	100.0
政令指定都市	件数		1	0	1	13	15
	割合	N=15	6.7	0.0	6.7	86.7	100.0
	割合	（除無回答） N=2	50.0	0.0	50.0	–	100.0
中核市	件数		12	0	0	18	30
	割合	N=30	40.0	0.0	0.0	60.0	100.0
	割合	（除無回答） N=12	100.0	0.0	0.0	–	100.0
その他の市	件数		2	0	0	24	26
	割合	N=26	7.7	0.0	0.0	92.3	100.0
	割合	（除無回答） N=2	100.0	0.0	0.0	–	100.0
町村	件数		4	0	0	11	15
	割合	N=15	26.7	0.0	0.0	73.3	100.0
	割合	（除無回答） N=4	100.0	0.0	0.0	–	100.0

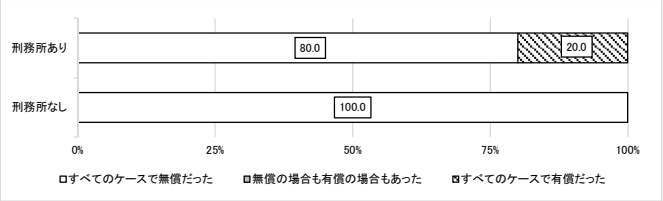


②依頼元の市町村等から認定調査の依頼を受けたとき、貴市町村は支払いを求めましたか。

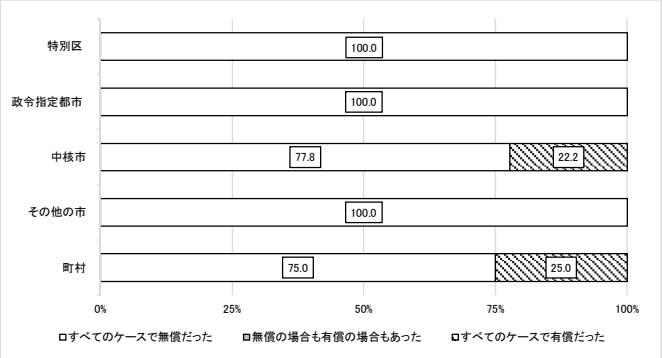
			すべてのケースで無償だった	無償の場合も有償の場合もあった	すべてのケースで有償だった	無回答	全体
全体	件数		15	0	3	76	94
	割合	N=94	16.0	0.0	3.2	80.9	100.0
	割合	（除無回答） N=18	83.3	0.0	16.7	–	100.0



			すべてのケースで無償だった	無償の場合も有償の場合もあった	すべてのケースで有償だった	無回答	全体
刑務所あり	件数		12	0	3	27	42
	割合	N=42	28.6	0.0	7.1	64.3	100.0
	割合	（除無回答） N=15	80.0	0.0	20.0	–	100.0
刑務所なし	件数		3	0	0	49	52
	割合	N=52	5.8	0.0	0.0	94.2	100.0
	割合	（除無回答） N=3	100.0	0.0	0.0	–	100.0



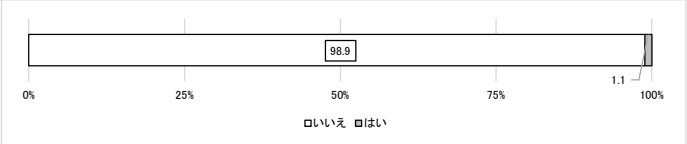
			すべてのケースで無償だった	無償の場合も有償の場合もあった	すべてのケースで有償だった	無回答	全体
特別区	件数		1	0	0	7	8
	割合	N=8	12.5	0.0	0.0	87.5	100.0
	割合	（除無回答） N=1	100.0	0.0	0.0	–	100.0
政令指定都市	件数		2	0	0	13	15
	割合	N=15	13.3	0.0	0.0	86.7	100.0
	割合	（除無回答） N=2	100.0	0.0	0.0	–	100.0
中核市	件数		7	0	2	21	30
	割合	N=30	23.3	0.0	6.7	70.0	100.0
	割合	（除無回答） N=9	77.8	0.0	22.2	–	100.0
その他の市	件数		2	0	0	24	26
	割合	N=26	7.7	0.0	0.0	92.3	100.0
	割合	（除無回答） N=2	100.0	0.0	0.0	–	100.0
町村	件数		3	0	1	11	15
	割合	N=15	20.0	0.0	6.7	73.3	100.0
	割合	（除無回答） N=4	75.0	0.0	25.0	–	100.0



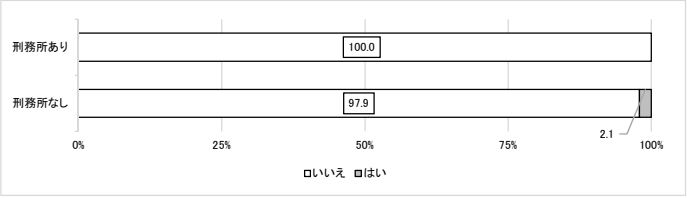
Q4-3 高齢者等の要介護認定申請に係る認定調査に関する取り決めについて

① 貴市町村では、高齢受刑者等の要介護認定申請に係る認定調査を実施するうえで、例えば、入所中に必ず面接するなど特別な手続きやルール等を定めていますか。

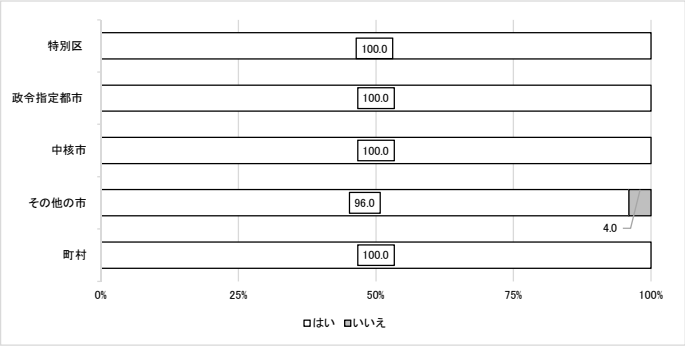
				いいえ	はい	無回答	全体
全体	件数			88	1	5	94
	割合		N=94	93.6	1.1	5.3	100.0
	割合	（除無回答）	N=89	98.9	1.1	–	100.0



				いいえ	はい	無回答	全体
刑務所あり	件数			41	0	1	42
	割合		N=42	97.6	0.0	2.4	100.0
	割合	（除無回答）	N=41	100.0	0.0	–	100.0
刑務所なし	件数			47	1	4	52
	割合		N=52	90.4	1.9	7.7	100.0
	割合	（除無回答）	N=48	97.9	2.1	–	100.0

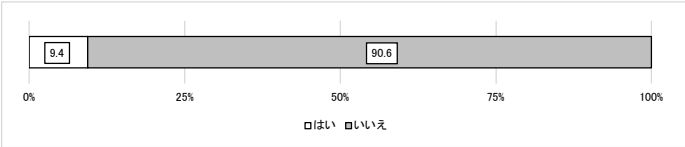


				はい	いいえ	無回答	全体
特別区	件数			7	0	1	8
	割合		N=8	87.5	0.0	12.5	100.0
	割合	（除無回答）	N=7	100.0	0.0	–	100.0
政令指定都市	件数			14	0	1	15
	割合		N=15	93.3	0.0	6.7	100.0
	割合	（除無回答）	N=14	100.0	0.0	–	100.0
中核市	件数			29	0	1	30
	割合		N=30	96.7	0.0	3.3	100.0
	割合	（除無回答）	N=29	100.0	0.0	–	100.0
その他の市	件数			24	1	1	26
	割合		N=26	92.3	3.8	3.8	100.0
	割合	（除無回答）	N=25	96.0	4.0	–	100.0
町村	件数			14	0	1	15
	割合		N=15	93.3	0.0	6.7	100.0
	割合	（除無回答）	N=14	100.0	0.0	–	100.0

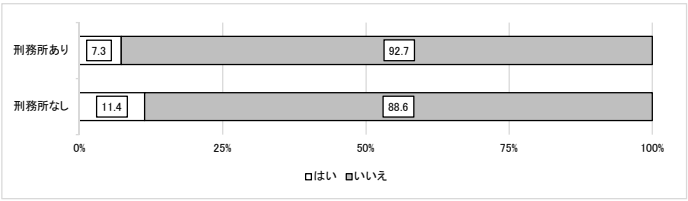


＜1＞要介護認定申請に係る通常の手続きやルールを適用していますか。

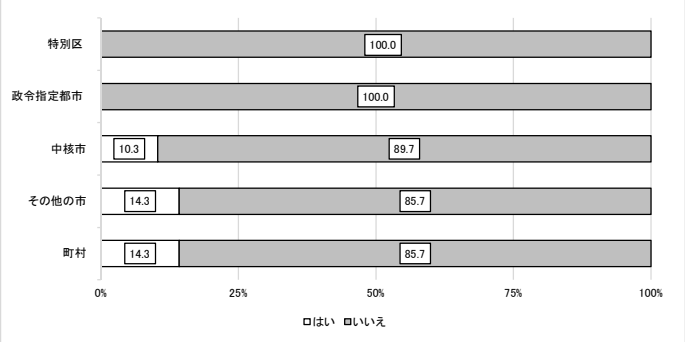
			はい	いいえ	無回答	全体
全体	件数		8	77	9	94
	割合	N=94	8.5	81.9	9.6	100.0
	割合	（除無回答） N=85	9.4	90.6	–	100.0



			はい	いいえ	無回答	全体
刑務所あり	件数		3	38	1	42
	割合	N=42	7.1	90.5	2.4	100.0
	割合	（除無回答） N=41	7.3	92.7	–	100.0
刑務所なし	件数		5	39	8	52
	割合	N=52	9.6	75.0	15.4	100.0
	割合	（除無回答） N=44	11.4	88.6	–	100.0

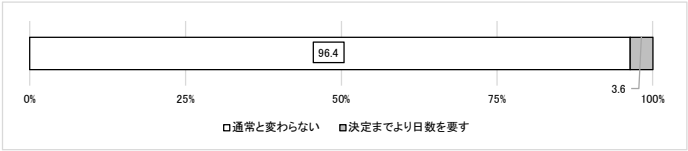


			はい	いいえ	無回答	全体
特別区	件数		0	7	1	8
	割合	N=8	0.0	87.5	12.5	100.0
	割合	（除無回答） N=7	0.0	100.0	–	100.0
政令指定都市	件数		0	14	1	15
	割合	N=15	0.0	93.3	6.7	100.0
	割合	（除無回答） N=14	0.0	100.0	–	100.0
中核市	件数		3	26	1	30
	割合	N=30	10.0	86.7	3.3	100.0
	割合	（除無回答） N=29	10.3	89.7	–	100.0
その他の市	件数		3	18	5	26
	割合	N=26	11.5	69.2	19.2	100.0
	割合	（除無回答） N=21	14.3	85.7	–	100.0
町村	件数		2	12	1	15
	割合	N=15	13.3	80.0	6.7	100.0
	割合	（除無回答） N=14	14.3	85.7	–	100.0

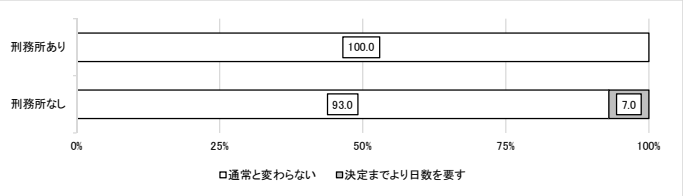


Q4-4 貴市町村では、高齢受刑者等の要介護認定申請に係る認定調査を実施する場合、
受付から決定日までの期間は、通常よりも日数を要しますか。それとも、通常と変わりませんか。

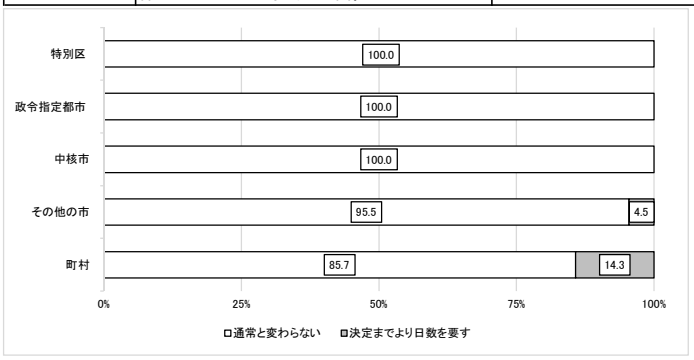
			通常と変わらない	決定までより日数を要す	無回答	全体
全体	件数		80	3	11	94
	割合	N=94	85.1	3.2	11.7	100.0
	割合	（除無回答） N=83	96.4	3.6	–	100.0



			通常と変わらない	決定までより日数を要す	無回答	全体
刑務所あり	件数		40	0	2	42
	割合	N=42	95.2	0.0	4.8	100.0
	割合	（除無回答） N=40	100.0	0.0	–	100.0
刑務所なし	件数		40	3	9	52
	割合	N=52	76.9	5.8	17.3	100.0
	割合	（除無回答） N=43	93.0	7.0	–	100.0



			通常と変わらない	決定までより日数を要す	無回答	全体
特別区	件数		6	0	2	8
	割合	N=8	75.0	0.0	25.0	100.0
	割合	（除無回答） N=6	100.0	0.0	–	100.0
政令指定都市	件数		12	0	3	15
	割合	N=15	80.0	0.0	20.0	100.0
	割合	（除無回答） N=12	100.0	0.0	–	100.0
中核市	件数		29	0	1	30
	割合	N=30	96.7	0.0	3.3	100.0
	割合	（除無回答） N=29	100.0	0.0	–	100.0
その他の市	件数		21	1	4	26
	割合	N=26	80.8	3.8	15.4	100.0
	割合	（除無回答） N=22	95.5	4.5	–	100.0
町村	件数		12	2	1	15
	割合	N=15	80.0	13.3	6.7	100.0
	割合	（除無回答） N=14	85.7	14.3	–	100.0



Q5 最終的に貴市町村が介護保険の保険者となった高齢受刑者等ついて

Q5-1 住民票のなかった高齢受刑者等の実人数

① 総数（人）

	合計	平均	最大	最小	中央値
全体	5	0.2	2	1	0.0

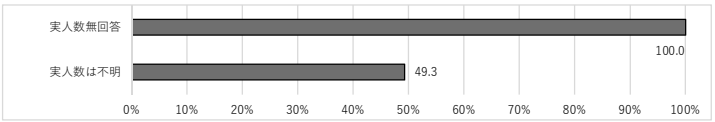
	合計	平均	最大	最小	中央値
刑務所あり	4	0.3	2	1	0.0
刑務所なし	1	0.1	1	1	0.0

	合計	平均	最大	最小	中央値
特別区	1	1.0	1	1	0.0
政令指定都市	1	0.5	1	1	0.0
中核市	1	0.1	1	1	0.0
その他の市	0	0.0	0	0	0.0
町村	2	0.2	2	2	0.0

①実人数は不明

※実人数回答数：23

		実人数無回答	実人数は不明	全体
全体	件数	71	35	71
	割合 N=71	100.0	49.3	–



② うち、刑務所入所前の時点から前居住地が不明、または住民票の確認が困難な高齢受刑者等の実人数（人）

	合計	平均	最大	最小	中央値
全体	1	0.1	1	1	0.0

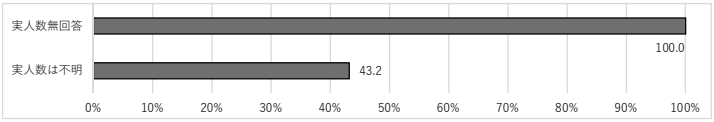
	合計	平均	最大	最小	中央値
刑務所あり	1	0.1	1	1	0.0
刑務所なし	0	0.0	0	0	0.0

	合計	平均	最大	最小	中央値
特別区	0	0.0	0	0	0.0
政令指定都市	1	1.0	1	1	0.0
中核市	0	0.0	0	0	0.0
その他の市	0	0.0	0	0	0.0
町村	0	0.0	0	0	0.0

②実人数は不明

※実人数回答数：13

		実人数無回答	実人数は不明	全体
全体	件数	81	35	81
	割合 N=81	100.0	43.2	–



③ うち、前居住地の住民票が消除された状態にあった高齢受刑者等の実人数（人）

	合計	平均	最大	最小	中央値
全体	2	0.2	1	1	0.0

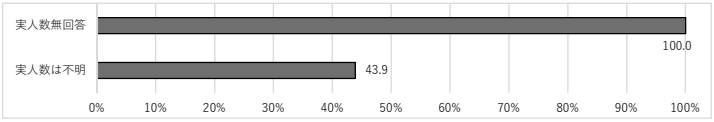
	合計	平均	最大	最小	中央値
刑務所あり	1	0.2	1	1	0.0
刑務所なし	1	0.2	1	1	0.0

	合計	平均	最大	最小	中央値
特別区	1	1.0	1	1	0.0
政令指定都市	0	0.0	0	0	0.0
中核市	1	0.2	1	1	0.0
その他の市	0	0.0	0	0	0.0
町村	0	0.0	0	0	0.0

③実人数は不明

※実人数回答数：12

		実人数無回答	実人数は不明	全体
全体	件数	82	36	82
	割合 N=82	100.0	43.9	–



④ 刑務所入所前の時点から前居住地が不明、または住民票の確認が困難な高齢受刑者等の実人数（人）

	合計	平均	最大	最小	中央値
全体	18	1.0	17	1	0.0

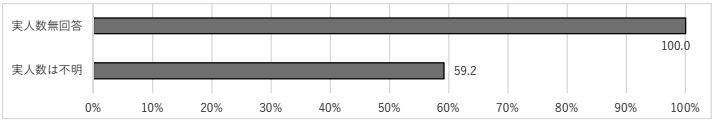
	合計	平均	最大	最小	中央値
刑務所あり	17	1.9	17	17	0.0
刑務所なし	1	0.1	1	1	0.0

	合計	平均	最大	最小	中央値
特別区	1	1.0	1	1	0.0
政令指定都市	17	17.0	17	17	0.0
中核市	0	0.0	0	0	0.0
その他の市	0	0.0	0	0	0.0
町村	0	0.0	0	0	0.0

④実人数は不明

※実人数回答数：18

		実人数無回答	実人数は不明	全体
全体	件数	76	45	76
	割合 N=76	100.0	59.2	–



⑤ 前居住地の住民票が消除された状態にあった高齢受刑者等の実人数（人）

	合計	平均	最大	最小	中央値
全体	1	0.1	1	1	0.0

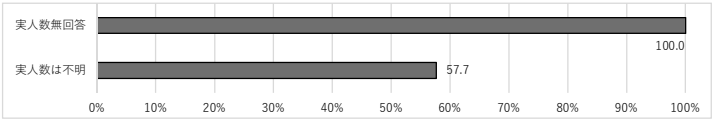
	合計	平均	最大	最小	中央値
刑務所あり	0	0.0	0	0	0.0
刑務所なし	1	0.1	1	1	0.0

	合計	平均	最大	最小	中央値
特別区	1	1.0	1	1	0.0
政令指定都市	0	0.0	0	0	0.0
中核市	0	0.0	0	0	0.0
その他の市	0	0.0	0	0	0.0
町村	0	0.0	0	0	0.0

⑤実人数は不明

※実人数回答数：16

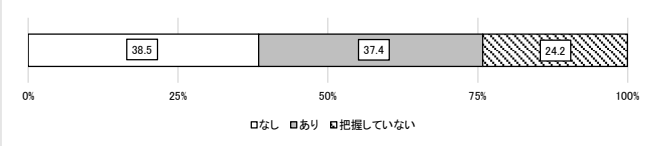
		実人数無回答	実人数は不明	全体
全体	件数	78	45	78
	割合 N=78	100.0	57.7	–



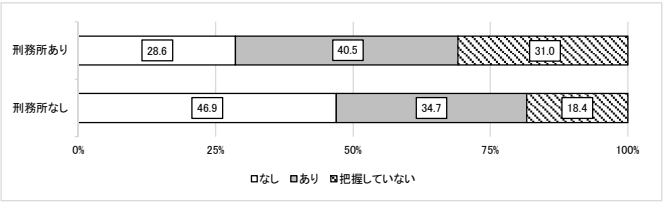
Q6 地域包括支援センターと地域生活定着支援センターの連携の状況の実績について

①連携した実績

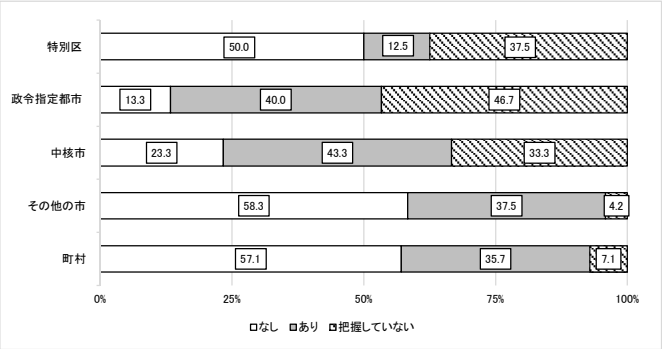
			なし	あり	把握していない	無回答	全体
全体	件数		35	34	22	3	94
	割合	N=94	37.2	36.2	23.4	3.2	100.0
	割合	（除無回答） N=91	38.5	37.4	24.2	–	100.0



			なし	あり	把握していない	無回答	全体
刑務所あり	件数		12	17	13	0	42
	割合	N=42	28.6	40.5	31.0	0.0	100.0
	割合	（除無回答） N=42	28.6	40.5	31.0	–	100.0
刑務所なし	件数		23	17	9	3	52
	割合	N=52	44.2	32.7	17.3	5.8	100.0
	割合	（除無回答） N=49	46.9	34.7	18.4	–	100.0



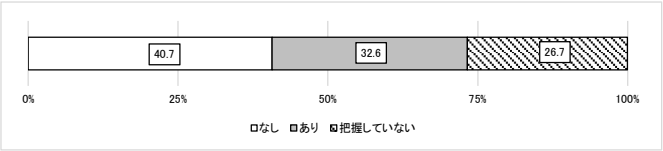
			なし	あり	把握していない	無回答	全体
特別区	件数		4	1	3	0	8
	割合	N=8	50.0	12.5	37.5	0.0	100.0
	割合	（除無回答） N=8	50.0	12.5	37.5	–	100.0
政令指定都市	件数		2	6	7	0	15
	割合	N=15	13.3	40.0	46.7	0.0	100.0
	割合	（除無回答） N=15	13.3	40.0	46.7	–	100.0
中核市	件数		7	13	10	0	30
	割合	N=30	23.3	43.3	33.3	0.0	100.0
	割合	（除無回答） N=30	23.3	43.3	33.3	–	100.0
その他の市	件数		14	9	1	2	26
	割合	N=26	53.8	34.6	3.8	7.7	100.0
	割合	（除無回答） N=24	58.3	37.5	4.2	–	100.0
町村	件数		8	5	1	1	15
	割合	N=15	53.3	33.3	6.7	6.7	100.0
	割合	（除無回答） N=14	57.1	35.7	7.1	–	100.0



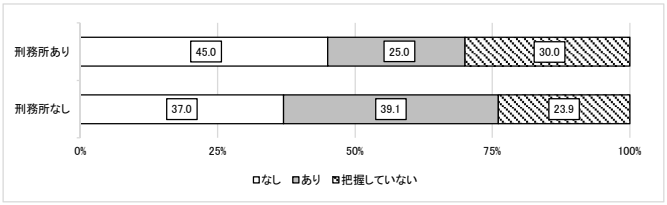
Q7 貴市町村と地域生活定着支援センターの連携の状況の実績について

①連携した実績

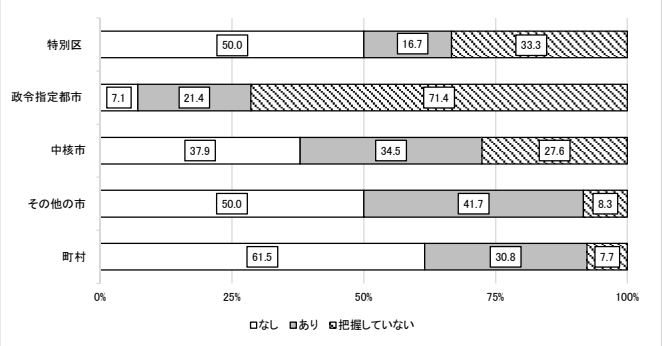
			なし	あり	把握していない	無回答	全体
全体	件数		35	28	23	8	94
	割合	N=94	37.2	29.8	24.5	8.5	100.0
	割合	（除無回答） N=86	40.7	32.6	26.7	–	100.0



			なし	あり	把握していない	無回答	全体
刑務所あり	件数		18	10	12	2	42
	割合	N=42	42.9	23.8	28.6	4.8	100.0
	割合	（除無回答） N=40	45.0	25.0	30.0	–	100.0
刑務所なし	件数		17	18	11	6	52
	割合	N=52	32.7	34.6	21.2	11.5	100.0
	割合	（除無回答） N=46	37.0	39.1	23.9	–	100.0



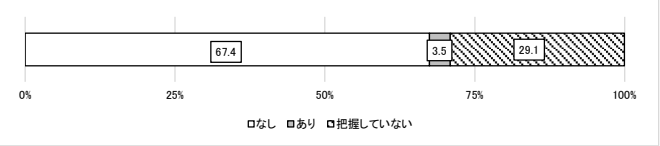
			なし	あり	把握していない	無回答	全体
特別区	件数		3	1	2	2	8
	割合	N=8	37.5	12.5	25.0	25.0	100.0
	割合	（除無回答） N=6	50.0	16.7	33.3	–	100.0
政令指定都市	件数		1	3	10	1	15
	割合	N=15	6.7	20.0	66.7	6.7	100.0
	割合	（除無回答） N=14	7.1	21.4	71.4	–	100.0
中核市	件数		11	10	8	1	30
	割合	N=30	36.7	33.3	26.7	3.3	100.0
	割合	（除無回答） N=29	37.9	34.5	27.6	–	100.0
その他の市	件数		12	10	2	2	26
	割合	N=26	46.2	38.5	7.7	7.7	100.0
	割合	（除無回答） N=24	50.0	41.7	8.3	–	100.0
町村	件数		8	4	1	2	15
	割合	N=15	53.3	26.7	6.7	13.3	100.0
	割合	（除無回答） N=13	61.5	30.8	7.7	–	100.0



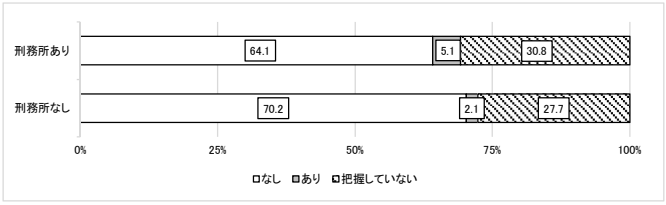
Q8 貴市町村と他市町村の連携の状況の実績について

①住民票のなかった高齢受刑者等について、連携した実績

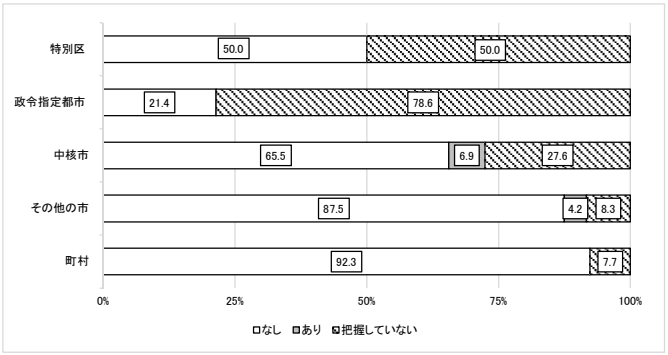
			なし	あり	把握していない	無回答	全体
全体	件数		58	3	25	8	94
	割合	N=94	61.7	3.2	26.6	8.5	100.0
	割合	（除無回答） N=86	67.4	3.5	29.1	–	100.0



			なし	あり	把握していない	無回答	全体
刑務所あり	件数		25	2	12	3	42
	割合	N=42	59.5	4.8	28.6	7.1	100.0
	割合	（除無回答） N=39	64.1	5.1	30.8	–	100.0
刑務所なし	件数		33	1	13	5	52
	割合	N=52	63.5	1.9	25.0	9.6	100.0
	割合	（除無回答） N=47	70.2	2.1	27.7	–	100.0



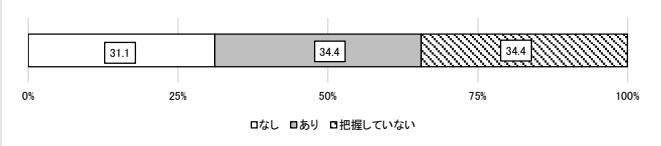
			なし	あり	把握していない	無回答	全体
特別区	件数		3	0	3	2	8
	割合	N=8	37.5	0.0	37.5	25.0	100.0
	割合	（除無回答） N=6	50.0	0.0	50.0	–	100.0
政令指定都市	件数		3	0	11	1	15
	割合	N=15	20.0	0.0	73.3	6.7	100.0
	割合	（除無回答） N=14	21.4	0.0	78.6	–	100.0
中核市	件数		19	2	8	1	30
	割合	N=30	63.3	6.7	26.7	3.3	100.0
	割合	（除無回答） N=29	65.5	6.9	27.6	–	100.0
その他の市	件数		21	1	2	2	26
	割合	N=26	80.8	3.8	7.7	7.7	100.0
	割合	（除無回答） N=24	87.5	4.2	8.3	–	100.0
町村	件数		12	0	1	2	15
	割合	N=15	80.0	0.0	6.7	13.3	100.0
	割合	（除無回答） N=13	92.3	0.0	7.7	–	100.0



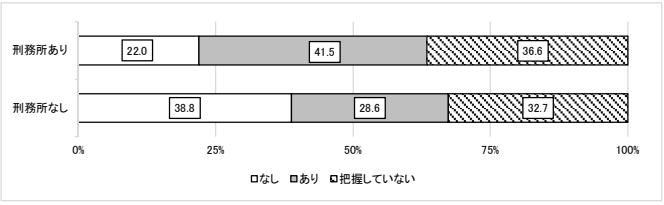
Q9 高齢受刑者等に関する地域包括支援センターへの相談・問い合わせ状況について

①高齢受刑者等が出所後に介護サービスを利用することについて、貴市町村内の地域包括支援センターへの相談・問い合わせの有無

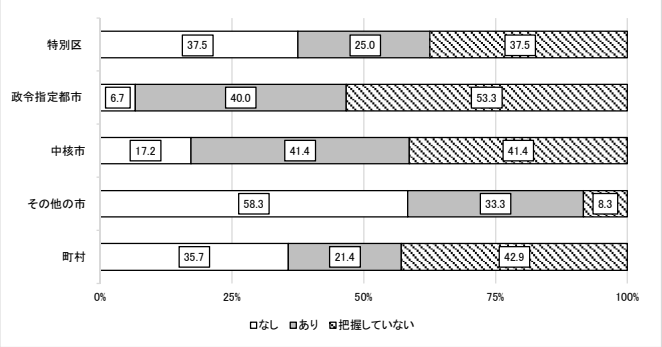
			なし	あり	把握していない	無回答	全体
全体	件数		28	31	31	4	94
	割合	N=94	29.8	33.0	33.0	4.3	100.0
	割合	（除無回答） N=90	31.1	34.4	34.4	–	100.0



			なし	あり	把握していない	無回答	全体
刑務所あり	件数		9	17	15	1	42
	割合	N=42	21.4	40.5	35.7	2.4	100.0
	割合	（除無回答） N=41	22.0	41.5	36.6	–	100.0
刑務所なし	件数		19	14	16	3	52
	割合	N=52	36.5	26.9	30.8	5.8	100.0
	割合	（除無回答） N=49	38.8	28.6	32.7	–	100.0

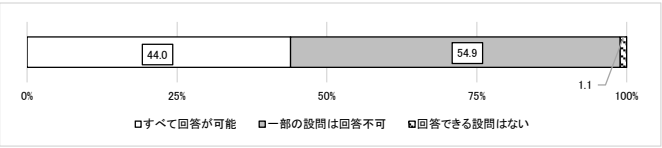


			なし	あり	把握していない	無回答	全体
特別区	件数		3	2	3	0	8
	割合	N=8	37.5	25.0	37.5	0.0	100.0
	割合	（除無回答） N=8	37.5	25.0	37.5	–	100.0
政令指定都市	件数		1	6	8	0	15
	割合	N=15	6.7	40.0	53.3	0.0	100.0
	割合	（除無回答） N=15	6.7	40.0	53.3	–	100.0
中核市	件数		5	12	12	1	30
	割合	N=30	16.7	40.0	40.0	3.3	100.0
	割合	（除無回答） N=29	17.2	41.4	41.4	–	100.0
その他の市	件数		14	8	2	2	26
	割合	N=26	53.8	30.8	7.7	7.7	100.0
	割合	（除無回答） N=24	58.3	33.3	8.3	–	100.0
町村	件数		5	3	6	1	15
	割合	N=15	33.3	20.0	40.0	6.7	100.0
	割合	（除無回答） N=14	35.7	21.4	42.9	–	100.0

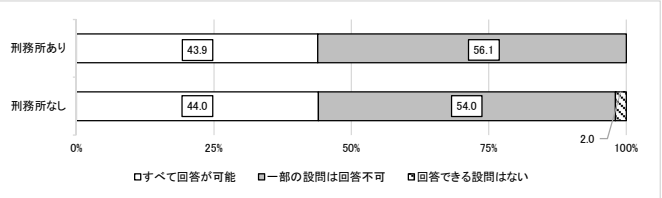


F2 設問テーマⅢのQ10からQ16まで全体に目を通していただき、ご回答が可能かどうか教えてください。

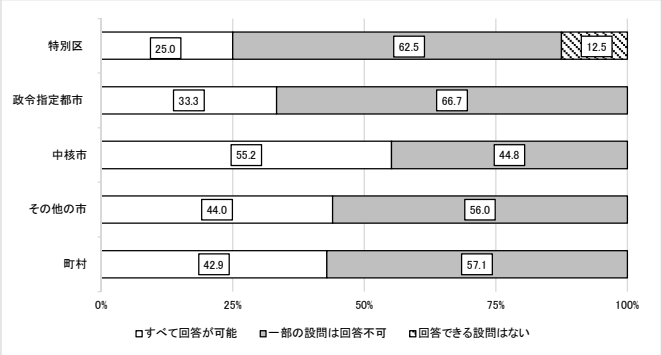
			すべて回答が可能	一部の設問は回答不可	回答できる設問はない	無回答	全体
全体	件数		40	50	1	3	94
	割合	N=94	42.6	53.2	1.1	3.2	100.0
	割合	（除無回答） N=91	44.0	54.9	1.1	–	100.0



			すべて回答が可能	一部の設問は回答不可	回答できる設問はない	無回答	全体
刑務所あり	件数		18	23	0	1	42
	割合	N=42	42.9	54.8	0.0	2.4	100.0
	割合	（除無回答） N=41	43.9	56.1	0.0	–	100.0
刑務所なし	件数		22	27	1	2	52
	割合	N=52	42.3	51.9	1.9	3.8	100.0
	割合	（除無回答） N=50	44.0	54.0	2.0	–	100.0



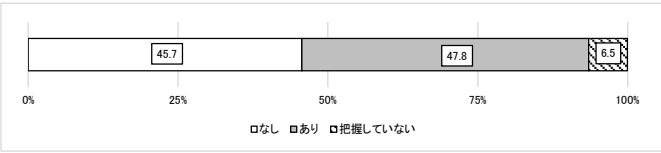
			すべて回答が可能	一部の設問は回答不可	回答できる設問はない	無回答	全体
特別区	件数		2	5	1	0	8
	割合	N=8	25.0	62.5	12.5	0.0	100.0
	割合	（除無回答） N=8	25.0	62.5	12.5	–	100.0
政令指定都市	件数		5	10	0	0	15
	割合	N=15	33.3	66.7	0.0	0.0	100.0
	割合	（除無回答） N=15	33.3	66.7	0.0	–	100.0
中核市	件数		16	13	0	1	30
	割合	N=30	53.3	43.3	0.0	3.3	100.0
	割合	（除無回答） N=29	55.2	44.8	0.0	–	100.0
その他の市	件数		11	14	0	1	26
	割合	N=26	42.3	53.8	0.0	3.8	100.0
	割合	（除無回答） N=25	44.0	56.0	0.0	–	100.0
町村	件数		6	8	0	1	15
	割合	N=15	40.0	53.3	0.0	6.7	100.0
	割合	（除無回答） N=14	42.9	57.1	0.0	–	100.0



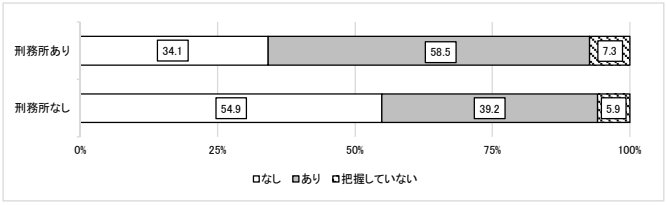
Q10 貴市町村への相談・問い合わせの件数について

Q10-1 この1年間において、刑務所出所後の居所などについての相談はありましたか。

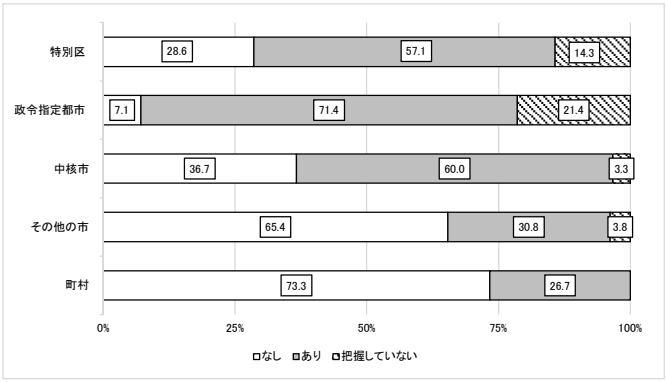
			なし	あり	把握していない	無回答	全体
全体	件数		42	44	6	2	94
	割合	N=94	44.7	46.8	6.4	2.1	100.0
	割合	（除無回答） N=92	45.7	47.8	6.5	–	100.0



			なし	あり	把握していない	無回答	全体
刑務所あり	件数		14	24	3	1	42
	割合	N=42	33.3	57.1	7.1	2.4	100.0
	割合	（除無回答） N=41	34.1	58.5	7.3	–	100.0
刑務所なし	件数		28	20	3	1	52
	割合	N=52	53.8	38.5	5.8	1.9	100.0
	割合	（除無回答） N=51	54.9	39.2	5.9	–	100.0



			なし	あり	把握していない	無回答	全体
特別区	件数		2	4	1	1	8
	割合	N=8	25.0	50.0	12.5	12.5	100.0
	割合	（除無回答） N=7	28.6	57.1	14.3	–	100.0
政令指定都市	件数		1	10	3	1	15
	割合	N=15	6.7	66.7	20.0	6.7	100.0
	割合	（除無回答） N=14	7.1	71.4	21.4	–	100.0
中核市	件数		11	18	1	0	30
	割合	N=30	36.7	60.0	3.3	0.0	100.0
	割合	（除無回答） N=30	36.7	60.0	3.3	–	100.0
その他の市	件数		17	8	1	0	26
	割合	N=26	65.4	30.8	3.8	0.0	100.0
	割合	（除無回答） N=26	65.4	30.8	3.8	–	100.0
町村	件数		11	4	0	0	15
	割合	N=15	73.3	26.7	0.0	0.0	100.0
	割合	（除無回答） N=15	73.3	26.7	0.0	–	100.0



Q10-1 その相談は何件ありましたか。

	合計	平均	最大	最小	中央値
全体	49	1.5	5	1	1.0

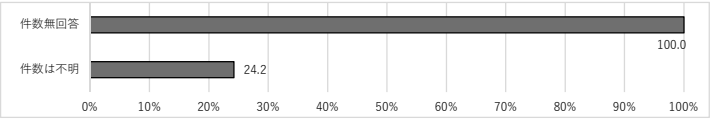
	合計	平均	最大	最小	中央値
刑務所あり	32	1.8	5	1	0.0
刑務所なし	17	1.2	3	1	0.0

	合計	平均	最大	最小	中央値
特別区	3	1.0	1	1	0.0
政令指定都市	9	1.8	3	1	0.0
中核市	28	1.9	5	1	0.0
その他の市	5	1.3	2	1	0.0
町村	4	0.8	1	1	0.0

Q10-1 不明

※件数回答数：32

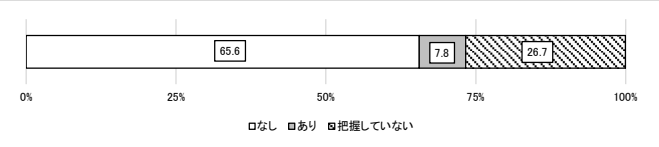
		件数無回答	件数は不明	全体
全体	件数	62	15	62
	割合 N=62	100.0	24.2	–



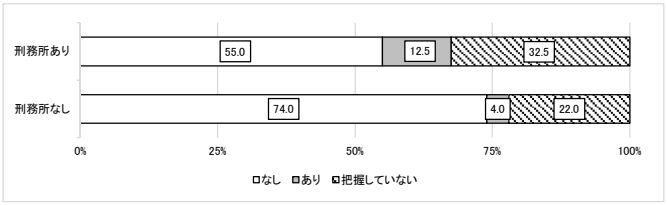
Q11 貴市町村への相談・問い合わせの時点で、住民票が職権消除されていた高齢受刑者等について

Q11-1 住民票のない、または不明の高齢受刑者等の有無

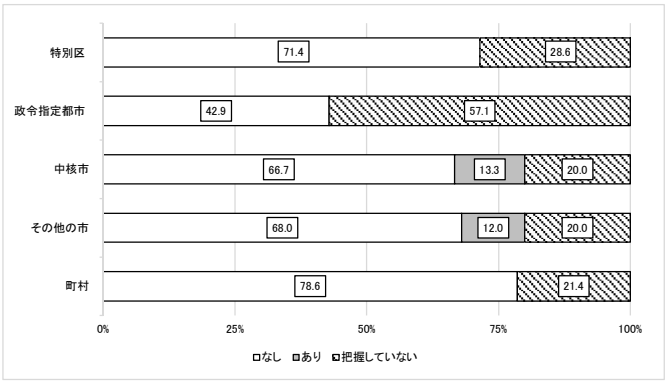
		なし	あり	把握していない	無回答	全体
全体	件数	59	7	24	4	94
	割合 N=94	62.8	7.4	25.5	4.3	100.0
	割合 （除無回答） N=90	65.6	7.8	26.7	–	100.0



		なし	あり	把握していない	無回答	全体
刑務所あり	件数	22	5	13	2	42
	割合 N=42	52.4	11.9	31.0	4.8	100.0
	割合 （除無回答） N=40	55.0	12.5	32.5	–	100.0
刑務所なし	件数	37	2	11	2	52
	割合 N=52	71.2	3.8	21.2	3.8	100.0
	割合 （除無回答） N=50	74.0	4.0	22.0	–	100.0

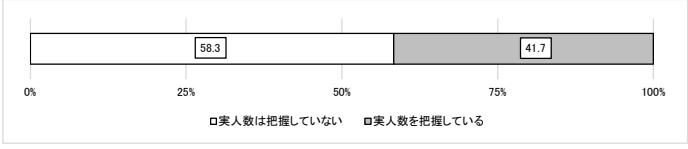


			なし	あり	把握していない	無回答	全体
特別区	件数		5	0	2	1	8
	割合	N=8	62.5	0.0	25.0	12.5	100.0
	割合	（除無回答） N=7	71.4	0.0	28.6	–	100.0
政令指定都市	件数		6	0	8	1	15
	割合	N=15	40.0	0.0	53.3	6.7	100.0
	割合	（除無回答） N=14	42.9	0.0	57.1	–	100.0
中核市	件数		20	4	6	0	30
	割合	N=30	66.7	13.3	20.0	0.0	100.0
	割合	（除無回答） N=30	66.7	13.3	20.0	–	100.0
その他の市	件数		17	3	5	1	26
	割合	N=26	65.4	11.5	19.2	3.8	100.0
	割合	（除無回答） N=25	68.0	12.0	20.0	–	100.0
町村	件数		11	0	3	1	15
	割合	N=15	73.3	0.0	20.0	6.7	100.0
	割合	（除無回答） N=14	78.6	0.0	21.4	–	100.0

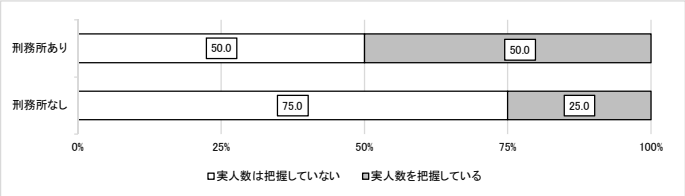


Q11-2 この1年間のうち、その実人数を把握していますか。

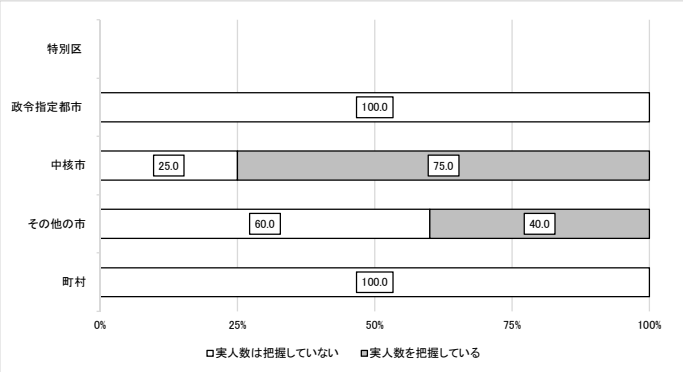
			実人数は把握していない	実人数を把握している	無回答	全体
全体	件数		7	5	82	94
	割合	N=94	7.4	5.3	87.2	100.0
	割合	（除無回答） N=12	58.3	41.7	–	100.0



			実人数は把握していない	実人数を把握している	無回答	全体
刑務所あり	件数		4	4	34	42
	割合	N=42	9.5	9.5	81.0	100.0
	割合	（除無回答） N=8	50.0	50.0	–	100.0
刑務所なし	件数		3	1	48	52
	割合	N=52	5.8	1.9	92.3	100.0
	割合	（除無回答） N=4	75.0	25.0	–	100.0



			実人数は把握していない	実人数を把握している	無回答	全体
特別区	件数		0	0	8	8
	割合	N=8	0.0	0.0	100.0	100.0
	割合	（除無回答） N=0	0.0	0.0	–	0.0
政令指定都市	件数		2	0	13	15
	割合	N=15	13.3	0.0	86.7	100.0
	割合	（除無回答） N=2	100.0	0.0	–	100.0
中核市	件数		1	3	26	30
	割合	N=30	3.3	10.0	86.7	100.0
	割合	（除無回答） N=4	25.0	75.0	–	100.0
その他の市	件数		3	2	21	26
	割合	N=26	11.5	7.7	80.8	100.0
	割合	（除無回答） N=5	60.0	40.0	–	100.0
町村	件数		1	0	14	15
	割合	N=15	6.7	0.0	93.3	100.0
	割合	（除無回答） N=1	100.0	0.0	–	100.0



Q11-3

①総数（人）

<全体>

	合計	平均	最大	最小	中央値
全体	32	4.6	28	1	1.0

	合計	平均	最大	最小	中央値
刑務所あり	3	0.8	1	1	0.0
刑務所なし	29	9.7	28	1	0.0

	合計	平均	最大	最小	中央値
特別区	0	0.0	0	0	0.0
政令指定都市	0	0.0	0	0	0.0
中核市	2	0.7	1	1	0.0
その他の市	29	9.7	28	1	0.0
町村	1	1.0	1	1	0.0

②刑務所入所前の時点から前居住地が不明、または住民票の確認が困難な高齢受刑者等の実人数（人）

<全体>

	合計	平均	最大	最小	中央値
全体	0	0.0	0	0	0.0

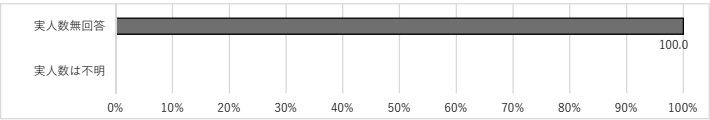
	合計	平均	最大	最小	中央値
刑務所あり	0	0.0	0	0	0.0
刑務所なし	0	0.0	0	0	0.0

	合計	平均	最大	最小	中央値
特別区	0	0.0	0	0	0.0
政令指定都市	0	0.0	0	0	0.0
中核市	0	0.0	0	0	0.0
その他の市	0	0.0	0	0	0.0
町村	0	0.0	0	0	0.0

② <全体> 実人数は不明

※実人数回答数：5

		実人数無回答	実人数は不明	全体
全体	件数	89	0	89
	割合 N=89	100.0	0.0	–



<65歳未満>

	合計	平均	最大	最小	中央値
全体	0	0.0	0	0	0.0

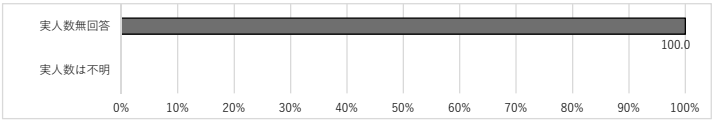
	合計	平均	最大	最小	中央値
刑務所あり	0	0.0	0	0	0.0
刑務所なし	0	0.0	0	0	0.0

	合計	平均	最大	最小	中央値
特別区	0	0.0	0	0	0.0
政令指定都市	0	0.0	0	0	0.0
中核市	0	0.0	0	0	0.0
その他の市	0	0.0	0	0	0.0
町村	0	0.0	0	0	0.0

②<65歳未満>実人数は不明

※実人数回答数：4

		実人数無回答	実人数は不明	全体
全体	件数	90	0	90
	割合 N=90	100.0	0.0	–



<65歳以上>

	合計	平均	最大	最小	中央値
全体	1	0.3	1	1	0.0

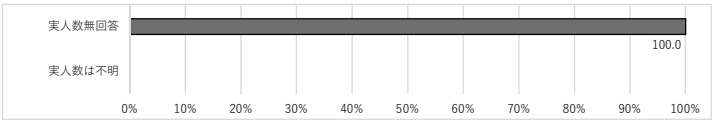
	合計	平均	最大	最小	中央値
刑務所あり	1	0.3	1	1	0.0
刑務所なし	0	0.0	0	0	0.0

	合計	平均	最大	最小	中央値
特別区	0	0.0	0	0	0.0
政令指定都市	0	0.0	0	0	0.0
中核市	1	0.5	1	1	0.0
その他の市	0	0.0	0	0	0.0
町村	0	0.0	0	0	0.0

②<65歳以上>実人数は不明

※実人数回答数：4

		実人数無回答	実人数は不明	全体
全体	件数	90	0	90
	割合 N=90	100.0	0.0	–



③前居住地の住民票が消除された状態にあった高齢受刑者等の実人数（人）

<全体>

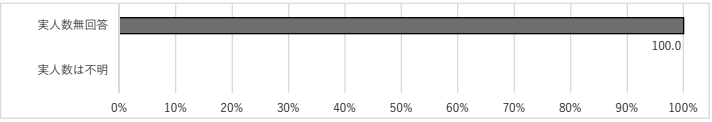
	合計	平均	最大	最小	中央値
全体	3	0.5	1	1	0.5

	合計	平均	最大	最小	中央値
刑務所あり	1	0.3	1	1	0.0
刑務所なし	2	1.0	1	1	0.0

	合計	平均	最大	最小	中央値
特別区	0	0.0	0	0	0.0
政令指定都市	0	0.0	0	0	0.0
中核市	1	0.3	1	1	0.0
その他の市	1	0.5	1	1	0.0
町村	1	1.0	1	1	0.0

③<全体>実人数は不明　　※実人数回答数：6

		実人数無回答	実人数は不明	全体
全体	件数	88	0	88
	割合 N=88	100.0	0.0	–



<65歳未満>

	合計	平均	最大	最小	中央値
全体	0	0.0	0	0	0.0

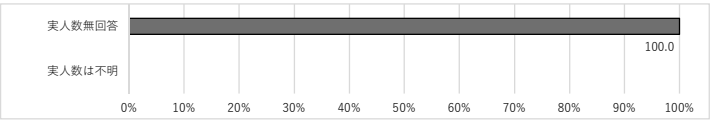
	合計	平均	最大	最小	中央値
刑務所あり	0	0.0	0	0	0.0
刑務所なし	0	0.0	0	0	0.0

	合計	平均	最大	最小	中央値
特別区	0	0.0	0	0	0.0
政令指定都市	0	0.0	0	0	0.0
中核市	0	0.0	0	0	0.0
その他の市	0	0.0	0	0	0.0
町村	0	0.0	0	0	0.0

③<65歳未満>実人数は不明

※実人数回答数：4

		実人数無回答	実人数は不明	全体
全体	件数	90	0	90
	割合 N=90	100.0	0.0	–



<65歳以上>

	合計	平均	最大	最小	中央値
全体	5	0.8	1	1	1.0

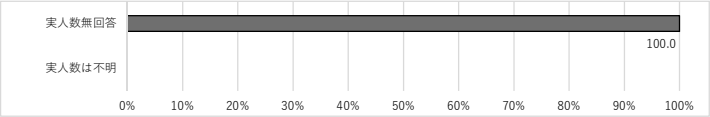
	合計	平均	最大	最小	中央値
刑務所あり	3	0.8	1	1	0.0
刑務所なし	2	1.0	1	1	0.0

	合計	平均	最大	最小	中央値
特別区	0	0.0	0	0	0.0
政令指定都市	0	0.0	0	0	0.0
中核市	3	1.0	1	1	0.0
その他の市	1	0.5	1	1	0.0
町村	1	1.0	1	1	0.0

③<65歳以上>実人数は不明

※実人数回答数：6

		実人数無回答	実人数は不明	全体
全体	件数	88	0	88
	割合 N=88	100.0	0.0	–



Q12-1 審査の結果、養護老人ホームへの措置入所が決定した実人数

①総数（人）

<全体>

	合計	平均	最大	最小	中央値
全体	6282	80.5	536	1	34.0

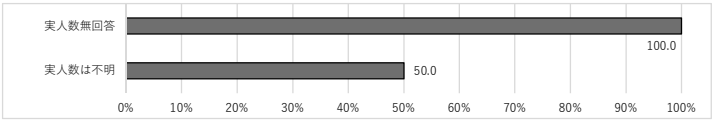
	合計	平均	最大	最小	中央値
刑務所あり	4149	122.0	536	1	45.5
刑務所なし	2133	48.5	337	1	15.5

	合計	平均	最大	最小	中央値
特別区	594	99.0	239	1	48.0
政令指定都市	2852	259.3	536	2	162.0
中核市	2211	81.9	246	1	58.0
その他の市	469	23.5	82	1	9.5
町村	156	11.1	33	1	6.0

①＜全体＞実人数は不明

※実人数回答数：78

		実人数無回答	実人数は不明	全体
全体	件数	16	8	16
	割合 N=16	100.0	50.0	–



②うち、刑務所入所中だった高齢受刑者等の実人数（人）

＜全体＞

	合計	平均	最大	最小	中央値
全体	26	0.4	2	1	0.0

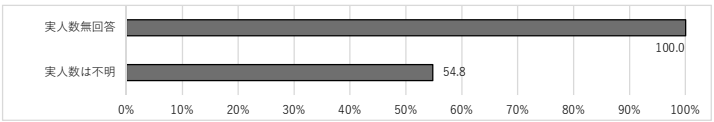
	合計	平均	最大	最小	中央値
刑務所あり	7	0.3	2	1	0.0
刑務所なし	19	0.5	2	1	0.0

	合計	平均	最大	最小	中央値
特別区	4	0.8	2	1	0.0
政令指定都市	5	0.6	2	1	0.0
中核市	8	0.3	2	1	0.0
その他の市	5	0.3	1	1	0.0
町村	4	0.4	1	1	0.0

②＜全体＞実人数は不明

※実人数回答数：63

		実人数無回答	実人数は不明	全体
全体	件数	31	17	31
	割合 N=31	100.0	54.8	–



＜65歳未満＞

	合計	平均	最大	最小	中央値
全体	0	0.0	0	0	0.0

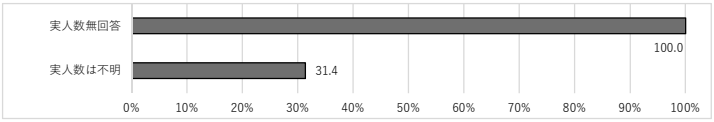
	合計	平均	最大	最小	中央値
刑務所あり	0	0.0	0	0	0.0
刑務所なし	0	0.0	0	0	0.0

	合計	平均	最大	最小	中央値
特別区	0	0.0	0	0	0.0
政令指定都市	0	0.0	0	0	0.0
中核市	0	0.0	0	0	0.0
その他の市	0	0.0	0	0	0.0
町村	0	0.0	0	0	0.0

②＜65歳未満＞実人数は不明

※実人数回答数：43

		実人数無回答	実人数は不明	全体
全体	件数	51	16	51
	割合 N=51	100.0	31.4	–



＜65歳以上＞

	合計	平均	最大	最小	中央値
全体	30	0.6	3	1	1.0

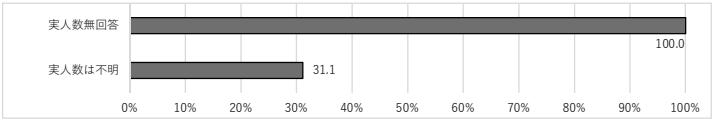
	合計	平均	最大	最小	中央値
刑務所あり	7	0.4	2	1	0.0
刑務所なし	23	0.7	3	1	0.0

	合計	平均	最大	最小	中央値
特別区	4	0.8	2	1	0.0
政令指定都市	5	0.7	2	1	0.0
中核市	8	0.5	2	1	0.0
その他の市	9	0.7	3	1	0.0
町村	4	0.5	1	1	0.0

②＜65歳以上＞実人数は不明

※実人数回答数：49

		実人数無回答	実人数は不明	全体
全体	件数	45	14	45
	割合 N=45	100.0	31.1	–



③うち、刑務所出所後の高齢受刑者等の実人数（人）

<全体>

	合計	平均	最大	最小	中央値
全体	50	0.9	7	1	0.0

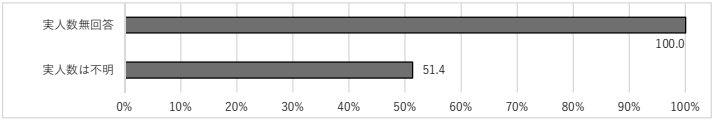
	合計	平均	最大	最小	中央値
刑務所あり	31	1.4	7	1	0.0
刑務所なし	19	0.5	7	1	0.0

	合計	平均	最大	最小	中央値
特別区	0	0.0	0	0	0.0
政令指定都市	9	1.5	6	1	0.0
中核市	31	1.4	7	1	0.0
その他の市	7	0.5	5	1	0.0
町村	3	0.3	1	1	0.0

③ <全体> 実人数は不明

※実人数回答数：57

		実人数無回答	実人数は不明	全体
全体	件数	37	19	37
	割合 N=37	100.0	51.4	–



<65歳未満>

	合計	平均	最大	最小	中央値
全体	2	0.0	1	1	0.0

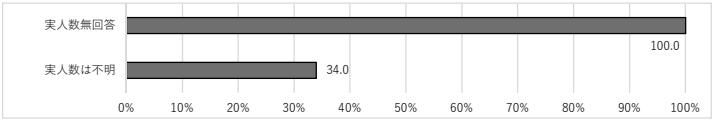
	合計	平均	最大	最小	中央値
刑務所あり	1	0.1	1	1	0.0
刑務所なし	1	0.0	1	1	0.0

	合計	平均	最大	最小	中央値
特別区	0	0.0	0	0	0.0
政令指定都市	1	0.3	1	1	0.0
中核市	0	0.0	0	0	0.0
その他の市	1	0.1	1	1	0.0
町村	0	0.0	0	0	0.0

③＜65歳未満＞実人数は不明

※実人数回答数：41

		実人数無回答	実人数は不明	全体
全体	件数	53	18	53
	割合 N=53	100.0	34.0	–



＜65歳以上＞

	合計	平均	最大	最小	中央値
全体	45	1.0	7	1	0.0

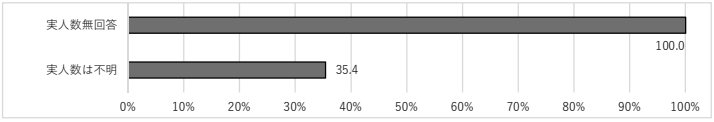
	合計	平均	最大	最小	中央値
刑務所あり	25	1.7	7	1	0.0
刑務所なし	20	0.6	7	1	0.0

	合計	平均	最大	最小	中央値
特別区	0	0.0	0	0	0.0
政令指定都市	8	1.6	6	1	0.0
中核市	32	1.9	7	1	0.0
その他の市	3	0.3	1	1	0.0
町村	2	0.3	1	1	0.0

③＜65歳以上＞実人数は不明

※実人数回答数：46

		実人数無回答	実人数は不明	全体
全体	件数	48	17	48
	割合 N=48	100.0	35.4	–



Q12-2 審査の結果、養護老人ホームへの措置入所は見送りとなった実人数

①総数（人）

＜全体＞

	合計	平均	最大	最小	中央値
全体	69	1.1	31	1	0.0

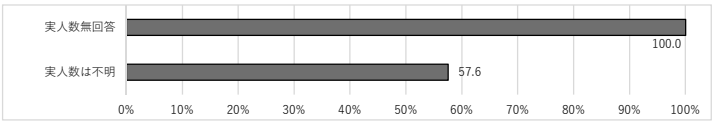
	合計	平均	最大	最小	中央値
刑務所あり	44	1.7	31	2	0.0
刑務所なし	25	0.7	9	1	0.0

	合計	平均	最大	最小	中央値
特別区	1	0.2	1	1	0.0
政令指定都市	43	5.4	31	2	0.0
中核市	7	0.3	5	2	0.0
その他の市	16	1.2	9	7	0.0
町村	2	0.2	1	1	0.0

①＜全体＞実人数は不明

※実人数回答数：61

		実人数無回答	実人数は不明	全体
全体	件数	33	19	33
	割合 N=33	100.0	57.6	–



②うち、刑務所入所中だった高齢受刑者等の実人数（人）

＜全体＞

	合計	平均	最大	最小	中央値
全体	3	0.1	2	1	0.0

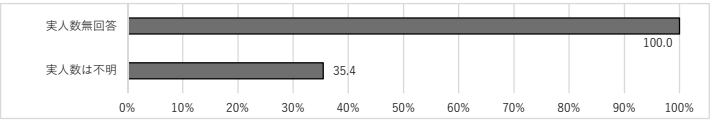
	合計	平均	最大	最小	中央値
刑務所あり	2	0.1	2	2	0.0
刑務所なし	1	0.0	1	1	0.0

	合計	平均	最大	最小	中央値
特別区	0	0.0	0	0	0.0
政令指定都市	2	0.3	2	2	0.0
中核市	0	0.0	0	0	0.0
その他の市	0	0.0	0	0	0.0
町村	1	0.1	1	1	0.0

②＜全体＞実人数は不明

※実人数回答数：46

		実人数無回答	実人数は不明	全体
全体	件数	48	17	48
	割合 N=48	100.0	35.4	–



＜65歳未満＞

	合計	平均	最大	最小	中央値
全体	0	0.0	0	0	0.0

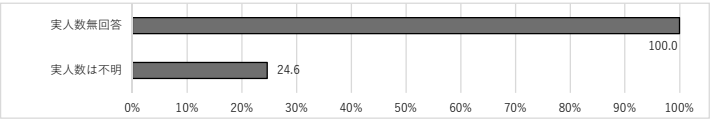
	合計	平均	最大	最小	中央値
刑務所あり	0	0.0	0	0	0.0
刑務所なし	0	0.0	0	0	0.0

	合計	平均	最大	最小	中央値
特別区	0	0.0	0	0	0.0
政令指定都市	0	0.0	0	0	0.0
中核市	0	0.0	0	0	0.0
その他の市	0	0.0	0	0	0.0
町村	0	0.0	0	0	0.0

②＜65歳未満＞実人数は不明

※実人数回答数：33

		実人数無回答	実人数は不明	全体
全体	件数	61	15	61
	割合 N=61	100.0	24.6	–



＜65歳以上＞

	合計	平均	最大	最小	中央値
全体	2	0.1	2	2	0.0

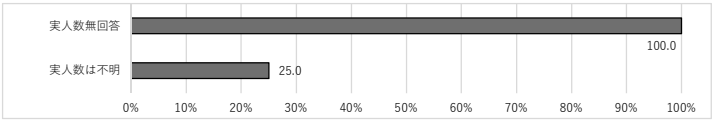
	合計	平均	最大	最小	中央値
刑務所あり	2	0.2	2	2	0.0
刑務所なし	0	0.0	0	0	0.0

	合計	平均	最大	最小	中央値
特別区	0	0.0	0	0	0.0
政令指定都市	2	0.4	2	2	0.0
中核市	0	0.0	0	0	0.0
その他の市	0	0.0	0	0	0.0
町村	0	0.0	0	0	0.0

② <65歳以上> 実人数は不明

※実人数回答数：34

		実人数無回答	実人数は不明	全体
全体	件数	60	15	60
	割合 N=60	100.0	25.0	–



③うち、刑務所出所後の高齢受刑者等の実人数（人）

<全体>

	合計	平均	最大	最小	中央値
全体	1	0.0	1	1	0.0

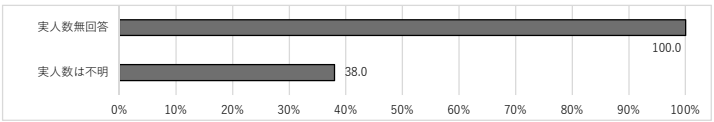
	合計	平均	最大	最小	中央値
刑務所あり	1	0.1	1	1	0.0
刑務所なし	0	0.0	0	0	0.0

	合計	平均	最大	最小	中央値
特別区	0	0.0	0	0	0.0
政令指定都市	1	0.2	1	1	0.0
中核市	0	0.0	0	0	0.0
その他の市	0	0.0	0	0	0.0
町村	0	0.0	0	0	0.0

③ <全体> 実人数は不明

※実人数回答数：44

		実人数無回答	実人数は不明	全体
全体	件数	50	19	50
	割合 N=50	100.0	38.0	–



<65歳未満>

	合計	平均	最大	最小	中央値
全体	1	0.0	1	1	0.0

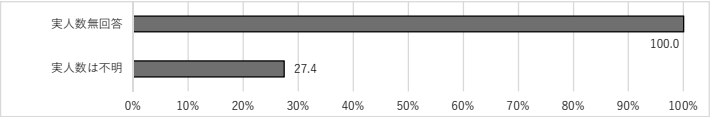
	合計	平均	最大	最小	中央値
刑務所あり	1	0.1	1	1	0.0
刑務所なし	0	0.0	0	0	0.0

	合計	平均	最大	最小	中央値
特別区	0	0.0	0	0	0.0
政令指定都市	1	0.3	1	1	0.0
中核市	0	0.0	0	0	0.0
その他の市	0	0.0	0	0	0.0
町村	0	0.0	0	0	0.0

③ <65歳未満> 実人数は不明

※実人数回答数：32

		実人数無回答	実人数は不明	全体
全体	件数	62	17	62
	割合 N=62	100.0	27.4	–



<65歳以上>

	合計	平均	最大	最小	中央値
全体	0	0.0	0	0	0.0

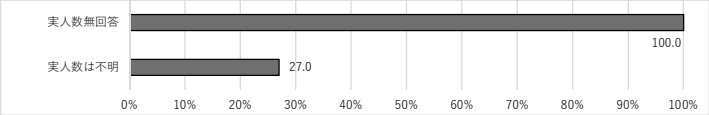
	合計	平均	最大	最小	中央値
刑務所あり	0	0.0	0	0	0.0
刑務所なし	0	0.0	0	0	0.0

	合計	平均	最大	最小	中央値
特別区	0	0.0	0	0	0.0
政令指定都市	0	0.0	0	0	0.0
中核市	0	0.0	0	0	0.0
その他の市	0	0.0	0	0	0.0
町村	0	0.0	0	0	0.0

③＜65歳以上＞実人数は不明

※実人数回答数：31

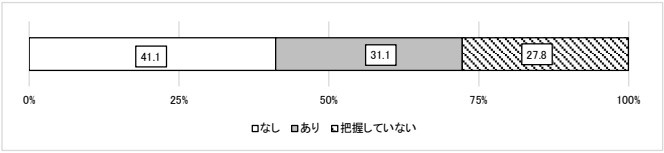
		実人数無回答	実人数は不明	全体
全体	件数	63	17	63
	割合 N=63	100.0	27.0	−



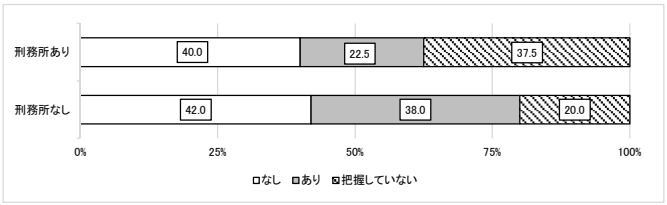
Q13 過去5年間についてお尋ねします。相談から養護老人ホームへの措置入所等に至るまでの過程について

①高齢受刑者等について、相談から養護老人ホームへの措置入所までの過程が比較的円滑に進んだ事例の有無

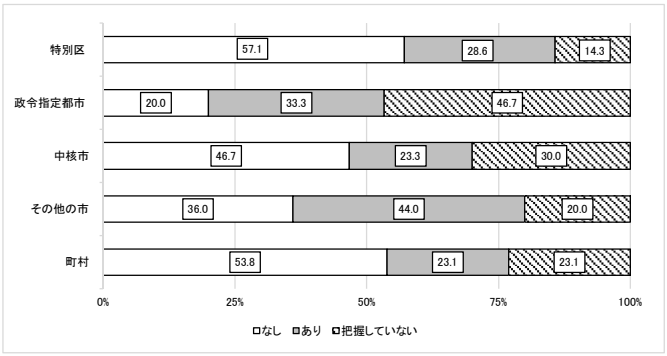
		なし	あり	把握していない	無回答	全体
全体	件数	37	28	25	4	94
	割合 N=94	39.4	29.8	26.6	4.3	100.0
	割合 （除無回答） N=90	41.1	31.1	27.8	−	100.0



		なし	あり	把握していない	無回答	全体
刑務所あり	件数	16	9	15	2	42
	割合 N=42	38.1	21.4	35.7	4.8	100.0
	割合 （除無回答） N=40	40.0	22.5	37.5	−	100.0
刑務所なし	件数	21	19	10	2	52
	割合 N=52	40.4	36.5	19.2	3.8	100.0
	割合 （除無回答） N=50	42.0	38.0	20.0	−	100.0

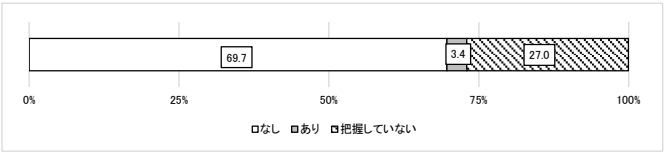


			なし	あり	把握していない	無回答	全体
特別区	件数		4	2	1	1	8
	割合	N=8	50.0	25.0	12.5	12.5	100.0
	割合	（除無回答） N=7	57.1	28.6	14.3	–	100.0
政令指定都市	件数		3	5	7	0	15
	割合	N=15	20.0	33.3	46.7	0.0	100.0
	割合	（除無回答） N=15	20.0	33.3	46.7	–	100.0
中核市	件数		14	7	9	0	30
	割合	N=30	46.7	23.3	30.0	0.0	100.0
	割合	（除無回答） N=30	46.7	23.3	30.0	–	100.0
その他の市	件数		9	11	5	1	26
	割合	N=26	34.6	42.3	19.2	3.8	100.0
	割合	（除無回答） N=25	36.0	44.0	20.0	–	100.0
町村	件数		7	3	3	2	15
	割合	N=15	46.7	20.0	20.0	13.3	100.0
	割合	（除無回答） N=13	53.8	23.1	23.1	–	100.0

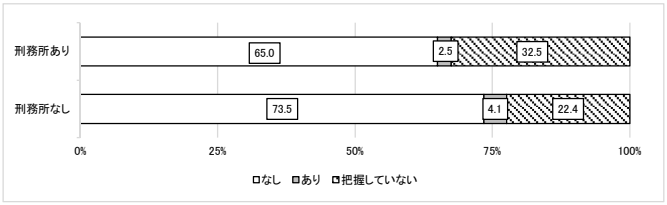


②居住地を有しない又は明らかでない高齢受刑者等について、措置を実施する市町村が決定するまでに時間を要したが、
最終的に、養護老人ホームへの措置入所が定まった事例の有無

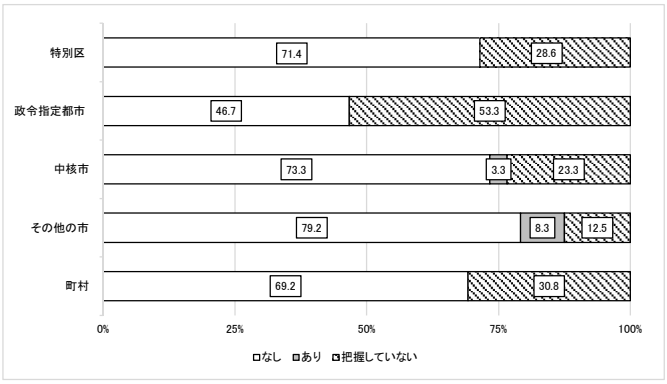
			なし	あり	把握していない	無回答	全体
全体	件数		62	3	24	5	94
	割合	N=94	66.0	3.2	25.5	5.3	100.0
	割合	（除無回答） N=89	69.7	3.4	27.0	–	100.0



			なし	あり	把握していない	無回答	全体
刑務所あり	件数		26	1	13	2	42
	割合	N=42	61.9	2.4	31.0	4.8	100.0
	割合	（除無回答） N=40	65.0	2.5	32.5	–	100.0
刑務所なし	件数		36	2	11	3	52
	割合	N=52	69.2	3.8	21.2	5.8	100.0
	割合	（除無回答） N=49	73.5	4.1	22.4	–	100.0

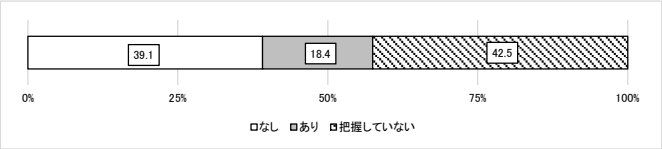


			なし	あり	把握していない	無回答	全体
特別区	件数		5	0	2	1	8
	割合	N=8	62.5	0.0	25.0	12.5	100.0
	割合	（除無回答） N=7	71.4	0.0	28.6	–	100.0
政令指定都市	件数		7	0	8	0	15
	割合	N=15	46.7	0.0	53.3	0.0	100.0
	割合	（除無回答） N=15	46.7	0.0	53.3	–	100.0
中核市	件数		22	1	7	0	30
	割合	N=30	73.3	3.3	23.3	0.0	100.0
	割合	（除無回答） N=30	73.3	3.3	23.3	–	100.0
その他の市	件数		19	2	3	2	26
	割合	N=26	73.1	7.7	11.5	7.7	100.0
	割合	（除無回答） N=24	79.2	8.3	12.5	–	100.0
町村	件数		9	0	4	2	15
	割合	N=15	60.0	0.0	26.7	13.3	100.0
	割合	（除無回答） N=13	69.2	0.0	30.8	–	100.0

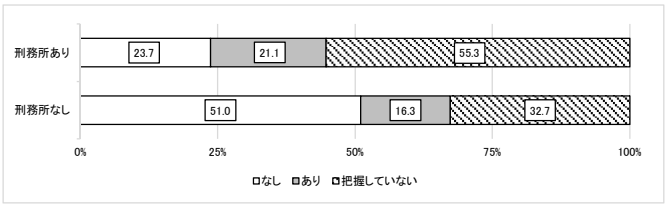


③ 高齢受刑者等について、養護老人ホームへの措置入所ではなく、別のサービス等の利用に至った事例の有無

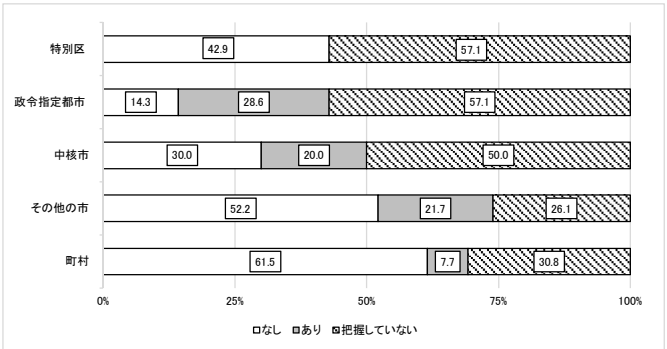
			なし	あり	把握していない	無回答	全体
全体	件数		34	16	37	7	94
	割合	N=94	36.2	17.0	39.4	7.4	100.0
	割合	（除無回答） N=87	39.1	18.4	42.5	–	100.0



			なし	あり	把握していない	無回答	全体
刑務所あり	件数		9	8	21	4	42
	割合	N=42	21.4	19.0	50.0	9.5	100.0
	割合	（除無回答） N=38	23.7	21.1	55.3	–	100.0
刑務所なし	件数		25	8	16	3	52
	割合	N=52	48.1	15.4	30.8	5.8	100.0
	割合	（除無回答） N=49	51.0	16.3	32.7	–	100.0



			なし	あり	把握していない	無回答	全体
特別区	件数		3	0	4	1	8
	割合	N=8	37.5	0.0	50.0	12.5	100.0
	割合	（除無回答） N=7	42.9	0.0	57.1	–	100.0
政令指定都市	件数		2	4	8	1	15
	割合	N=15	13.3	26.7	53.3	6.7	100.0
	割合	（除無回答） N=14	14.3	28.6	57.1	–	100.0
中核市	件数		9	6	15	0	30
	割合	N=30	30.0	20.0	50.0	0.0	100.0
	割合	（除無回答） N=30	30.0	20.0	50.0	–	100.0
その他の市	件数		12	5	6	3	26
	割合	N=26	46.2	19.2	23.1	11.5	100.0
	割合	（除無回答） N=23	52.2	21.7	26.1	–	100.0
町村	件数		8	1	4	2	15
	割合	N=15	53.3	6.7	26.7	13.3	100.0
	割合	（除無回答） N=13	61.5	7.7	30.8	–	100.0



③その中に、地域生活定着支援センターなどの相談者から、高齢受刑者等を養護老人ホームへ入所させる希望が出ていた例は何件ありましたか。

	合計	平均	最大	最小	中央値
全体	7	0.7	3	1	0.5

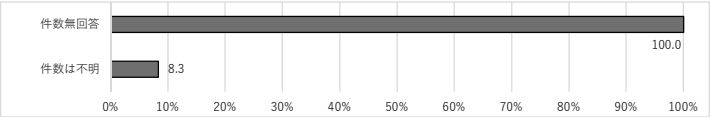
	合計	平均	最大	最小	中央値
刑務所あり	1	0.3	1	1	0.0
刑務所なし	6	0.9	3	1	0.0

	合計	平均	最大	最小	中央値
特別区	0	0.0	0	0	0.0
政令指定都市	4	1.3	3	1	0.0
中核市	2	0.5	1	1	0.0
その他の市	1	0.5	1	1	0.0
町村	0	0.0	0	0	0.0

③件数は不明

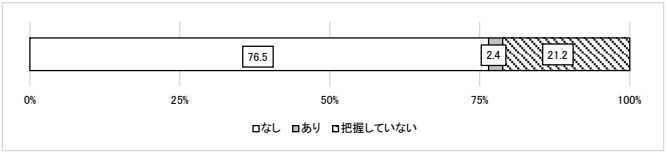
※件数回答数：10

		件数無回答	件数は不明	全体
全体	件数	84	7	84
	割合 N=84	100.0	8.3	–

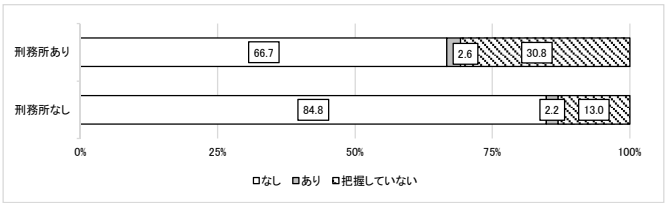


④ 市町村が措置入所を決定したものの、結果として、施設側の理由等により、養護老人ホームへの措置入所に至らなかった事例の有無

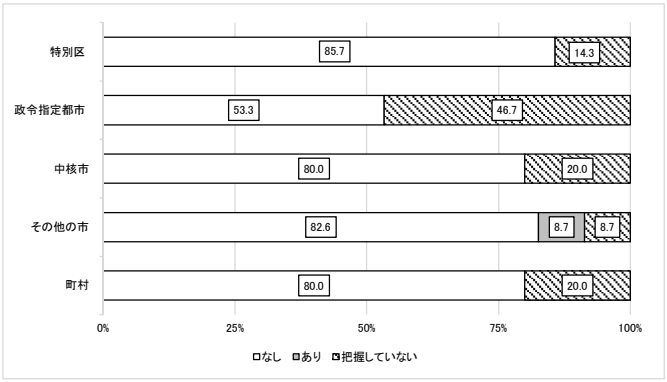
		なし	あり	把握していない	無回答	全体
全体	件数	65	2	18	9	94
	割合 N=94	69.1	2.1	19.1	9.6	100.0
	割合 （除無回答） N=85	76.5	2.4	21.2	–	100.0



		なし	あり	把握していない	無回答	全体
刑務所あり	件数	26	1	12	3	42
	割合 N=42	61.9	2.4	28.6	7.1	100.0
	割合 （除無回答） N=39	66.7	2.6	30.8	–	100.0
刑務所なし	件数	39	1	6	6	52
	割合 N=52	75.0	1.9	11.5	11.5	100.0
	割合 （除無回答） N=46	84.8	2.2	13.0	–	100.0



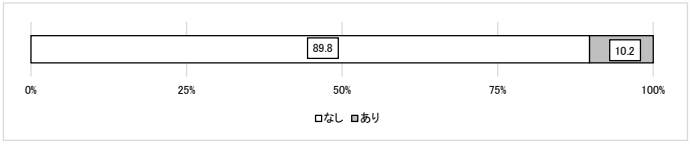
			なし	あり	把握していない	無回答	全体
特別区	件数		6	0	1	1	8
	割合	N=8	75.0	0.0	12.5	12.5	100.0
	割合	（除無回答） N=7	85.7	0.0	14.3	–	100.0
政令指定都市	件数		8	0	7	0	15
	割合	N=15	53.3	0.0	46.7	0.0	100.0
	割合	（除無回答） N=15	53.3	0.0	46.7	–	100.0
中核市	件数		24	0	6	0	30
	割合	N=30	80.0	0.0	20.0	0.0	100.0
	割合	（除無回答） N=30	80.0	0.0	20.0	–	100.0
その他の市	件数		19	2	2	3	26
	割合	N=26	73.1	7.7	7.7	11.5	100.0
	割合	（除無回答） N=23	82.6	8.7	8.7	–	100.0
町村	件数		8	0	2	5	15
	割合	N=15	53.3	0.0	13.3	33.3	100.0
	割合	（除無回答） N=10	80.0	0.0	20.0	–	100.0



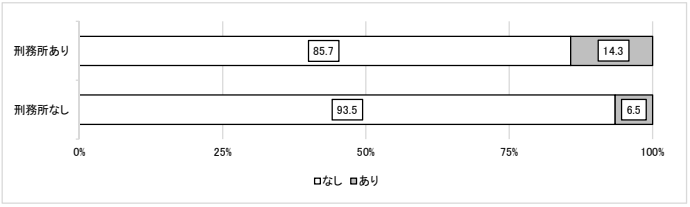
Q14 過去5年間についてお尋ねします。措置権者となることを断った事例について

Q14-1 結果として措置権者になることを断ったことはありますか。

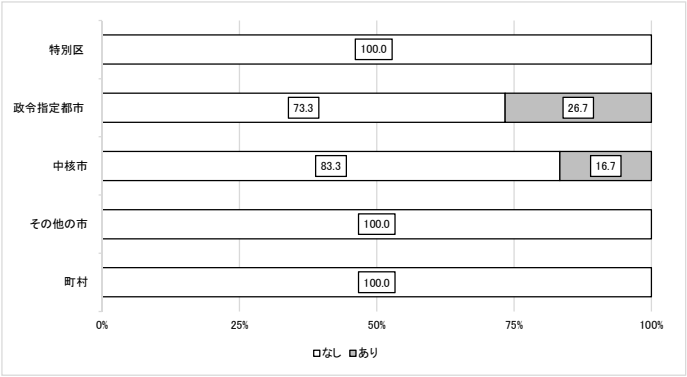
			なし	あり	無回答	全体
全体	件数		79	9	6	94
	割合	N=94	84.0	9.6	6.4	100.0
	割合	（除無回答） N=88	89.8	10.2	–	100.0



			なし	あり	無回答	全体
刑務所あり	件数		36	6	0	42
	割合	N=42	85.7	14.3	0.0	100.0
	割合	（除無回答） N=42	85.7	14.3	–	100.0
刑務所なし	件数		43	3	6	52
	割合	N=52	82.7	5.8	11.5	100.0
	割合	（除無回答） N=46	93.5	6.5	–	100.0



			なし	あり	無回答	全体
特別区	件数		6	0	2	8
	割合	N=8	75.0	0.0	25.0	100.0
	割合	（除無回答） N=6	100.0	0.0	–	100.0
政令指定都市	件数		11	4	0	15
	割合	N=15	73.3	26.7	0.0	100.0
	割合	（除無回答） N=15	73.3	26.7	–	100.0
中核市	件数		25	5	0	30
	割合	N=30	83.3	16.7	0.0	100.0
	割合	（除無回答） N=30	83.3	16.7	–	100.0
その他の市	件数		22	0	4	26
	割合	N=26	84.6	0.0	15.4	100.0
	割合	（除無回答） N=22	100.0	0.0	–	100.0
町村	件数		15	0	0	15
	割合	N=15	100.0	0.0	0.0	100.0
	割合	（除無回答） N=15	100.0	0.0	–	100.0



Q14-2

①総数（人）

	合計	平均	最大	最小	中央値
全体	12	2.0	5	1	1.5

	合計	平均	最大	最小	中央値
刑務所あり	3	1.0	2	1	0.0
刑務所なし	9	3.0	5	1	0.0

	合計	平均	最大	最小	中央値
特別区	0	0.0	0	0	0.0
政令指定都市	7	3.5	5	2	0.0
中核市	5	1.3	3	1	0.0
その他の市	0	0.0	0	0	0.0
町村	0	0.0	0	0	0.0

<65歳未満>

	合計	平均	最大	最小	中央値
全体	1	0.0	1	1	0.0

	合計	平均	最大	最小	中央値
刑務所あり	1	0.1	1	1	0.0
刑務所なし	0	0.0	0	0	0.0

	合計	平均	最大	最小	中央値
特別区	0	0.0	0	0	0.0
政令指定都市	1	0.3	1	1	0.0
中核市	0	0.0	0	0	0.0
その他の市	0	0.0	0	0	0.0
町村	0	0.0	0	0	0.0

<65歳以上>

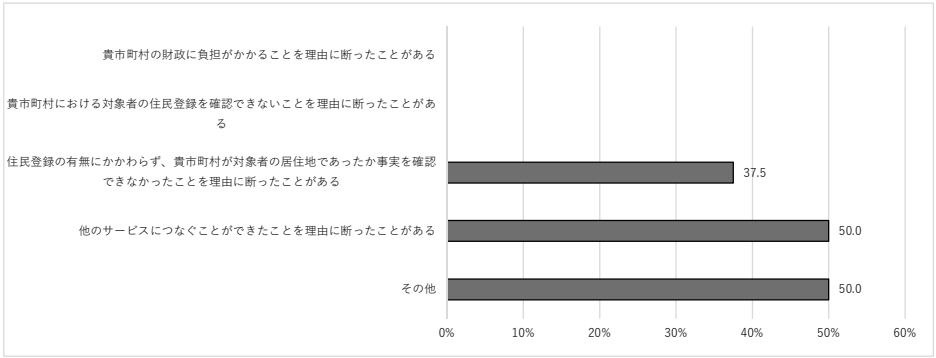
	合計	平均	最大	最小	中央値
全体	12	2.0	5	1	1.5

	合計	平均	最大	最小	中央値
刑務所あり	3	1.0	2	1	0.0
刑務所なし	9	3.0	5	1	0.0

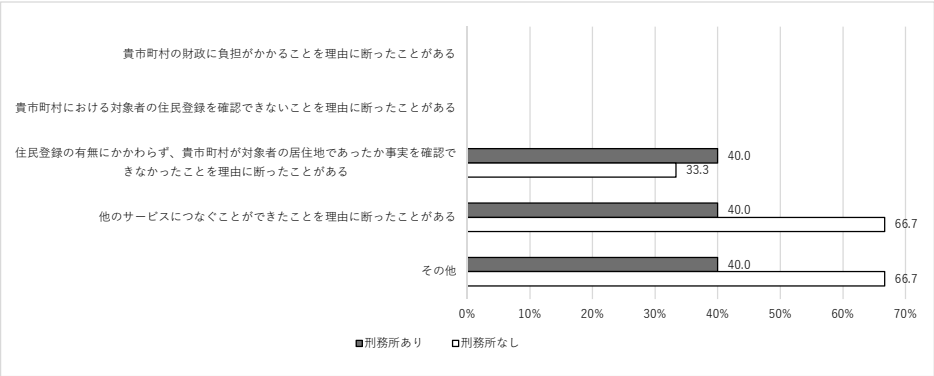
	合計	平均	最大	最小	中央値
特別区	0	0.0	0	0	0.0
政令指定都市	7	3.5	5	2	0.0
中核市	5	1.3	3	1	0.0
その他の市	0	0.0	0	0	0.0
町村	0	0.0	0	0	0.0

②断った理由（いくつでも）

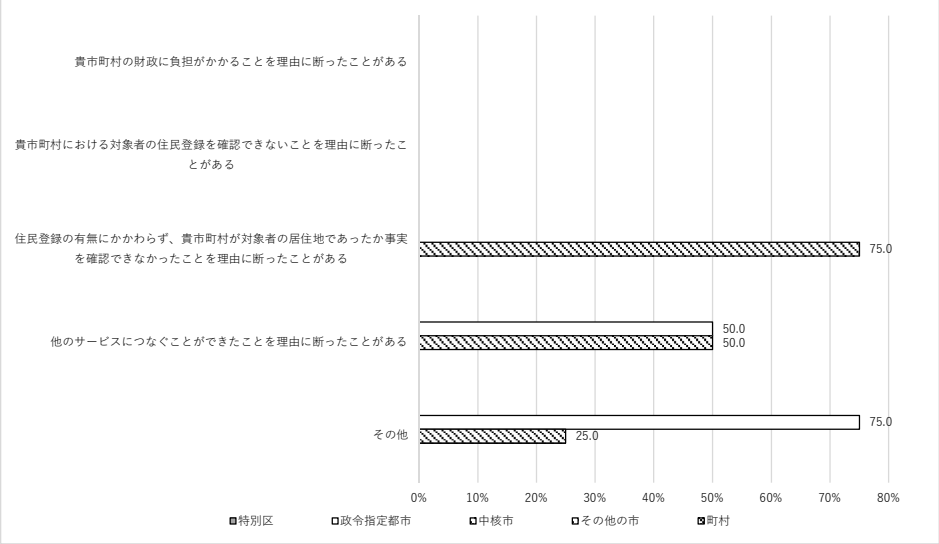
		貴市町村の財政に負担がかかることを理由に断ったことがある	貴市町村における対象者の住民登録を確認できないことを理由に断ったことがある	住民登録の有無にかかわらず、貴市町村が対象者の居住地であったか事実を確認できなかったことを理由に断ったことがある	他のサービスにつなぐことができたことを理由に断ったことがある	その他	無回答	全体
全体	件数	0	0	3	4	4	86	94
	割合　N=94	0.0	0.0	3.2	4.3	4.3	91.5	–
	割合（除無回　N=8	0.0	0.0	37.5	50.0	50.0	–	–



		貴市町村の財政に負担がかかることを理由に断ったことがある	貴市町村における対象者の住民登録を確認できないことを理由に断ったことがある	住民登録の有無にかかわらず、貴市町村が対象者の居住地であったか事実を確認できなかったことを理由に断ったことがある	他のサービスにつなぐことができたことを理由に断ったことがある	その他	無回答	全体
刑務所あり	件数	0	0	2	2	2	37	42
	割合 N=42	0.0	0.0	4.8	4.8	4.8	88.1	–
	割合（除無回 N=5	0.0	0.0	40.0	40.0	40.0	–	–
刑務所なし	件数	0	0	1	2	2	49	52
	割合 N=52	0.0	0.0	1.9	3.8	3.8	94.2	–
	割合（除無回 N=3	0.0	0.0	33.3	66.7	66.7	–	–



			貴市町村の財政に負担がかかることを理由に断ったことがある	貴市町村における対象者の住民登録を確認できないことを理由に断ったことがある	住民登録の有無にかかわらず、貴市町村が対象者の居住地であったか事実を確認できなかったことを理由に断ったことがある	他のサービスにつなぐことができたことを理由に断ったことがある	その他	無回答	全体
特別区	件数		0	0	0	0	0	8	8
	割合	N=8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
	割合（除無回	N=0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	–	0.0
政令指定都市	件数		0	0	0	2	3	11	15
	割合	N=15	0.0	0.0	0.0	13.3	20.0	73.3	–
	割合（除無回	N=4	0.0	0.0	0.0	50.0	75.0	–	–
中核市	件数		0	0	3	2	1	26	30
	割合	N=30	0.0	0.0	10.0	6.7	3.3	86.7	–
	割合（除無回	N=4	0.0	0.0	75.0	50.0	25.0	–	–
その他の市	件数		0	0	0	0	0	26	26
	割合	N=26	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
	割合（除無回	N=0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	–	0.0
町村	件数		0	0	0	0	0	15	15
	割合	N=15	0.0	0.0	0.0			100.0	100.0
	割合（除無回	N=0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	–	0.0



Q15 過去5年間についてお尋ねします。最終的に措置に繋がった、
「刑務所入所前の時点から前居住地が不明、または住民票の確認が困難な」高齢受刑者等について

Q15-1 刑務所入所前の時点から前居住地が不明、または住民票の確認が困難な高齢受刑者等の総数（人）

	合計	平均	最大	最小	中央値
全体	1	0.0	1	1	0.0

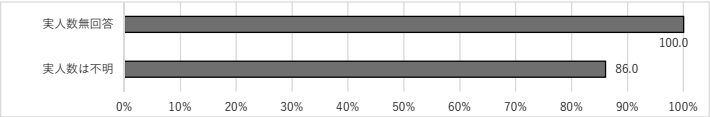
	合計	平均	最大	最小	中央値
刑務所あり	1	0.1	1	1	0.0
刑務所なし	0	0.0	0	0	0.0

	合計	平均	最大	最小	中央値
特別区	0	0.0	0	0	0.0
政令指定都市	0	0.0	0	0	0.0
中核市	1	0.1	1	1	0.0
その他の市	0	0.0	0	0	0.0
町村	0	0.0	0	0	0.0

Q15-1 実人数は不明

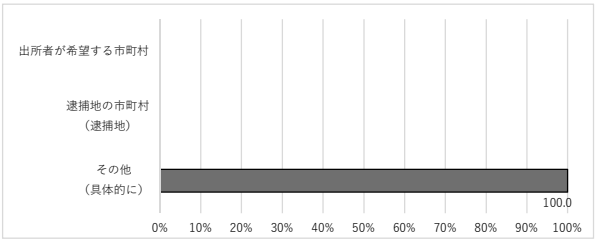
※実人数回答数：51

		実人数無回答	実人数は不明	全体
全体	件数	43	37	43
	割合 N=43	100.0	86.0	186.0

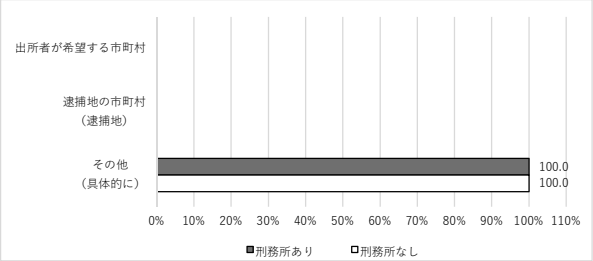


Q15-2 ＜1＞措置権者となった最終的な決め手を教えてください（いくつでも）。

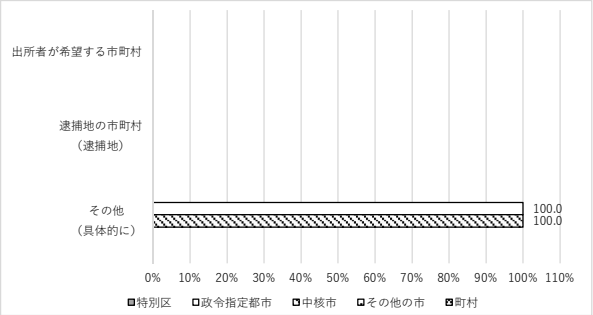
		出所者が希望する市町村	逮捕地の市町村（逮捕地）	その他（具体的に）	無回答	全体
全体	件数	0	0	2	92	94
	割合 N=94	0.0	0.0	2.1	97.9	100.0
	割合 （除無回答） N=2	0.0	0.0	100.0	－	100.0



			出所者が希望する市町村	逮捕地の市町村（逮捕地）	その他（具体的に）	無回答	全体
刑務所あり	件数		0	0	1	41	42
	割合	N=42	0.0	0.0	2.4	97.6	100.0
	割合 （除無回答）	N=1	0.0	0.0	100.0	–	100.0
刑務所なし	件数		0	0	1	51	52
	割合	N=52	0.0	0.0	1.9	98.1	100.0
	割合 （除無回答）	N=1	0.0	0.0	100.0	–	100.0



			出所者が希望する市町村	逮捕地の市町村（逮捕地）	その他（具体的に）	無回答	全体
特別区	件数		0	0	0	8	8
	割合	N=8	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
	割合 （除無回答）	N=0	0.0	0.0	0.0	–	0.0
政令指定都市	件数		0	0	1	14	15
	割合	N=15	0.0	0.0	6.7	93.3	100.0
	割合 （除無回答）	N=1	0.0	0.0	100.0	–	100.0
中核市	件数		0	0	1	29	30
	割合	N=30	0.0	0.0	3.3	96.7	100.0
	割合 （除無回答）	N=1	0.0	0.0	100.0	–	100.0
その他の市	件数		0	0	0	26	26
	割合	N=26	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
	割合 （除無回答）	N=0	0.0	0.0	0.0	–	0.0
町村	件数		0	0	0	15	15
	割合	N=15	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
	割合 （除無回答）	N=0	0.0	0.0	0.0	–	0.0



Q16 過去5年間についてお尋ねします。前居住地の住民票が消除された状態にあった高齢受刑者等について

Q16-1 前居住地の住民票が消除された状態にあった高齢受刑者等の総数（人）

	合計	平均	最大	最小	中央値
全体	11	0.2	2	1	0.0

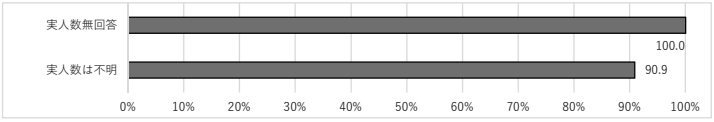
	合計	平均	最大	最小	中央値
刑務所あり	3	0.2	1	1	0.0
刑務所なし	8	0.3	2	1	0.0

	合計	平均	最大	最小	中央値
特別区	2	0.5	2	2	0.0
政令指定都市	0	0.0	0	0	0.0
中核市	3	0.2	1	1	0.0
その他の市	6	0.4	1	1	0.0
町村	0	0.0	0	0	0.0

Q16-1 実人数は不明

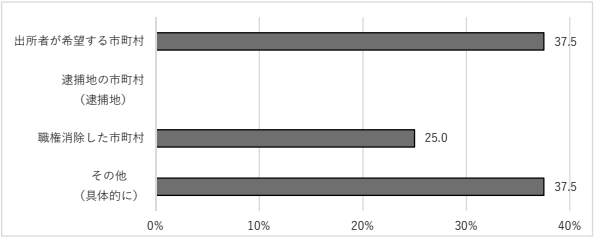
※実人数回答数：50

		実人数無回答	実人数は不明	全体
全体	件数	44	40	44
	割合 N=44	100.0	90.9	190.9

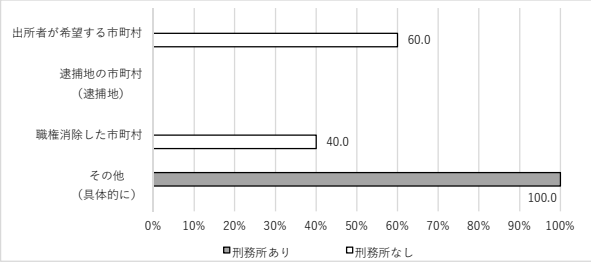


Q16-2 ＜1＞措置権者となった最終的な決め手を教えてください（いくつでも）。

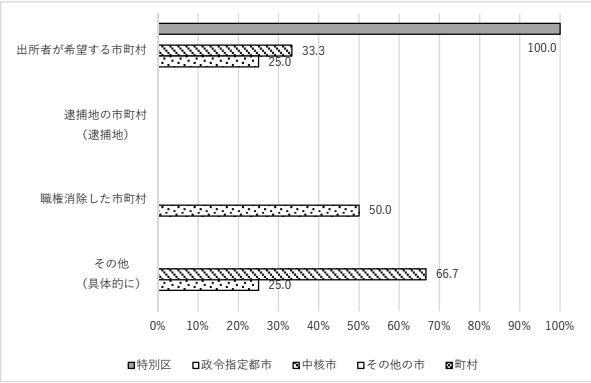
		出所者が希望する市町村	逮捕地の市町村（逮捕地）	職権消除した市町村	その他（具体的に）	無回答	全体
全体	件数	3	0	2	3	86	94
	割合 N=94	3.2	0.0	2.1	3.2	91.5	100.0
	割合 （除無回答） N=8	37.5	0.0	25.0	37.5	–	100.0



		出所者が希望する市町村	逮捕地の市町村（逮捕地）	職権消除した市町村	その他（具体的に）	無回答	全体
刑務所あり	件数	0	0	0	3	39	42
	割合 N=42	0.0	0.0	0.0	7.1	92.9	100.0
	割合 （除無回答） N=3	0.0	0.0	0.0	100.0	–	100.0
刑務所なし	件数	3	0	2	0	47	52
	割合 N=52	5.8	0.0	3.8	0.0	90.4	100.0
	割合 （除無回答） N=5	60.0	0.0	40.0	0.0	–	100.0



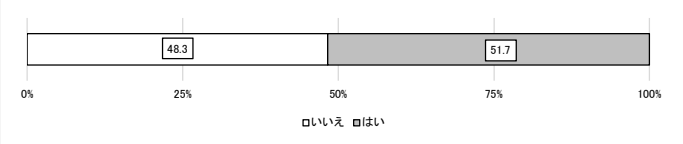
		出所者が希望する市町村	逮捕地の市町村（逮捕地）	職権消除した市町村	その他（具体的に）	無回答	全体
特別区	件数	1	0	0	0	7	8
	割合 N=8	12.5	0.0	0.0	0.0	87.5	100.0
	割合 （除無回答） N=1	100.0	0.0	0.0	0.0	－	100.0
政令指定都市	件数	0	0	0	0	15	15
	割合 N=15	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
	割合 （除無回答） N=0	0.0	0.0	0.0	0.0	－	0.0
中核市	件数	1	0	0	2	27	30
	割合 N=30	3.3	0.0	0.0	6.7	90.0	100.0
	割合 （除無回答） N=3	33.3	0.0	0.0	66.7	－	100.0
その他の市	件数	1	0	2	1	22	26
	割合 N=26	3.8	0.0	7.7	3.8	84.6	100.0
	割合 （除無回答） N=4	25.0	0.0	50.0	25.0	－	100.0
町村	件数	0	0	0	0	15	15
	割合 N=15	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
	割合 （除無回答） N=0	0.0	0.0	0.0	0.0	－	0.0



Q17 今後のヒアリングのご協力について

今後、ヒアリングをお願いした際に、お引き受けいただくことは可能でしょうか

			いいえ	はい	無回答	全体
全体	件数		42	45	7	94
	割合	N=94	44.7	47.9	7.4	100.0
	割合 （除無回答）	N=87	48.3	51.7	–	100.0



(6) 自治体票 自由記述

Q4-1-1<2> 高齢受刑者等について、要介護認定申請に係る認定調査を貴市町村から他市町村に依頼したが断られた際の理由

回答無し

Q4-2-1①<2> 高齢受刑者等について、他市町村から貴市町村に対する要介護認定申請に係る認定調査の依頼を受けたが断った際の理由

回答無し

Q4-3<1> 高齢者等の要介護認定申請に係る認定調査に関する取り決めについて、特別な手続きやルールの内容

通常、認定調査は基本的には生活の場で行うこととしており、本来であれば、出所後に認定調査を実施するところであるが、出所後の本人の生活に必要な支援が幅広く準備可能となるよう、出所前に認定調査を実施している。

Q4-4<1> 高齢受刑者等の要介護認定申請に係る認定調査を実施する場合、受付から決定日までの期間が、通常よりも日数を要する理由

当町での事案は、収監中に満６５歳に到達（第１号被保険者資格取得）し、出所後すぐに養護老人ホームへ入所させる流れであったが、認知面に不安があり、介護サービス利用の可能性もあったことから、出所時には認定結果が出ているよう、逆算して認定調査や審査会へ諮った経緯がある。
認定作業には約２か月を要しているが、その前段での各種調整作業を含めると、実質「年」単位での協議・調整期間を要した。
高齢受刑者等かどうかの区別はしていない。認定までの期間が通常と変わらないかは把握していない。
認定調査を外部委託するため。

Q4-5 出所後の円滑な介護サービスの利用にあたり、要介護認定事務において課題と感じること

前述のとおり、出所時までには認定結果を出すこととしたため、そこから逆算して各種事務を執り進めなくてはならない点に意を配した。

Q6 地域包括支援センターと地域生活定着支援センターの連携内容

・万引き犯で刑務所から出所後の介護保険代行申請と入所先を探す支援を行い，グループホームに入所した。 ・地域生活定着支援センターと地域包括支援センターで「地域生活定着支援センターの役割と今後の連携体制について」をテーマとして，研修会を開催した。
①出所した方のサービス調整を行った。 ②サービス付き高齢者住宅を探したいとの相談。数か所のサービス付き高齢者住宅、高齢者下宿を紹介した。 ③実際に連携まではいかなかったが、連絡を取ったケース。刑務所職員から連絡を受け、窃盗で収監され出所する高齢者の支援を行った。その際に、地域生活定着支援センターがある事を知り、どのような相談が可能な機関なのかを知るため連絡を行った。情報共有の会議へ同席し、その上で対応できることを検討するという前向きなお話があった。結局、本人が早く家に帰りたいと言い、支払いをためらっていた罰金を支払う手続きを終了され、出所日が早くなったことから、地域生活定着支援センターとの連携を図ることはなく終了した。
・万引きを繰り返し、親類からの協力が得られない独居高齢者への支援についてをテーマにした地域ケア会議に、地域生活定着支援センターの職員にも参加していただき、意見を交換した。

・地域生活定着支援センターより連絡があり、県外刑務所出所後の生活について（施設入所）の相談をした。 ・地域生活定着支援センターで関わっている方の２号被保険者として介護保険サービスの相談を受けて対応した。相談を受けての聞き取りの結果、障がい者手帳所持、生活保護受給中であることから、障がいサービス優先であると判断し、その上で支援センターを紹介、障がいの区分申請を行ったうえで支援を開始することにした。 ・地域包括支援センターより地域生活定着支援センターへ市長申立のケースで照会等聞き取りをした。
今後の支援の方法について検討。
・出所後、介護を要する状態であったため、娘の支援により、地域包括支援センターに相談に来所した。受け入れてくれる施設やアパートがなく、緊急ショートの施設に入所したが、本人の意思で退居。地域生活定着支援センターに相談し、他区の施設を紹介してもらい、本人納得し入居となった。
入院中の精神病院でのケース会議や自宅退院後の地域ケア個別会議で本人情報の共有と課題の整理、今後の支援方針の検討を行った。
地域定着に向けたサービスの導入や見守り支援。（ひとり暮らし高齢者登録、ひとり暮らし高齢者見守り事業、福祉電話の設置、介護予防・日常生活支援総合事業の利用） 地域移行後に介護サービスや在宅福祉サービスが必要で希望する方・・・面談同行 地域移行後に介護サービスや在宅福祉サービスを希望しない方・・・実態把握への同行、相談窓口の周知
○介護認定を新規で受けるにあたり認定調査等の日程等の調整。 ○高齢受刑者の出所後の生活（介護）について、内縁関係であった妻の支援が得られるかどうかの相談。内縁の妻の支援が得られなかった場合、施設入所も検討している。高齢受刑者本人の通帳を預かるための立ち合いの依頼をうける。 ⇒内縁の妻との面談を包括が設定し、定着支援センターと同行訪問を実施。内縁の妻も高齢であるため、支援は困難であることを確認し、本人の通帳等を地域生活定着支援センターを通して本人に渡すことになる。 地域生活定着支援センターは受刑者本人の生活の場の確保、包括は内縁の妻への継続的な見守りを行うことになった。 ○地域生活定着支援センターから圏域内刑務所に服役している高齢受給者が出所するに当たり、介護保険について本人への説明や申請代行の依頼あり。刑務所に出向いて本人に介護保険のついて説明をし、同意を得て申請代行をした。出所後の居住地を担当する地域包括へ引き継ぎを実施した。 ○地域生活定着支援センターより情報提供を受け、生活支援として訪問介護による介護サービスを導入することで、日常生活の見守りが図れるように支援した。 ○精神疾患の長男（前科あり）による、認知症実母への経済的及び身体的虐待事案を検討するための、地域ケア個別会議を主催した際、地域生活定着支援センターと連携を図った。 ○薬物の使用で受刑。出所後再犯はない人が介護保険サービスの利用のため、本人と地域生活定着支援センターで来所。ケアマネジャーや介護サービスの調整を支援した。その後も再犯防止のため地域生活定着支援センター、ケアマネジャーと連携し支援を行った。また、その他には窃盗で受刑していた人で、出所前に地域生活定着支援センターより連絡があり、出所後、居住地に同行訪問。認知症があり、そのうえ出所後は新しい場所での生活となり、介護サービス、かかりつけ医、買い物先など生活面全般の支援を行った。その後、行方不明になるなど警察による保護が繰り返されるが、関係者で連携して支援し施設入所となった。 ○過去１年間及び５年間内にはなかったが６年以上前に、放火で受刑されていた方の出所後の生活支援について地域生活定着支援センターと連携したケースがあった。センターより受刑前の本人の情報とご家族の支援体制及び連絡先等の情報提供があり、それを参考に介入している。
刑務所を退所後の介護サービスの利用について相談あり。担当となる居宅介護支援事業所へつないだ。平成３０年に地域包括支援センター職種別の会議（社会福祉士）にて地域生活定着支援センター職員を招いて勉強会と刑務所の見学を行った。
地域包括支援センターが直接連携することはないが、地域包括支援センターと同法人内にある更生支援担当の部署が適宜、地域生活定着支援センターと連携している。具体的には、地域生活定着センターから更生支援担当への照会ケースについて地域生活が送れるよう支援をしたり、刑務所から直接更生支援担当にケースの相談があれば、保護観察所を通じて地域生活定着支援センターに連携するなどを行っている。
介護サービス＋権利擁護など、包括的支援を行い、住居や法的な支援など必要に応じ地域生活定着支援センターにアドバイスや連携し、高齢受刑者に対応している。
高齢者の今後の生活場所や介護・福祉サービスの利用について連携をとり、役割分担をして対応。（入所措置、介護保険申請、成年後見制度申し立て等）
服役中に脳血管疾患のため、要介護４。認知症もあり出所するにあたり、役割分担を行いながら支援を実施。具体的には認知症があり施設の契約や金銭管理ができず、家族等の支援も難しいため、成年後見制度の市長申立ての準備を行った。出所後の住まいや生活保護の申請については地域生活定着支援センターが実施。

H29～３０年度にかけ支援した事例 [redacted]県地域生活定着支援センターより相談受け対応。刑務所から出所予定の高齢者について在宅生活の支援のため、介護保険認定申請やサービス調整についての支援を希望。 刑務所や更生保護施設での認知機能検査は行っておらず、介護保険認定申請にあたり、家族調整や認知症専門医への受診調整を行った。地域生活定着支援センターとはサービス提供に向けた情報共有や、利用事業所についての事前調整、出所日の受診やサービス提供事業所（小規模多機能型居宅支援事業所）の同行訪問、在宅生活開始後の情報共有等で連携した。
前述の認定や出所後の措置に係る調整・手続き等のほか、収監前に住んでいた住宅の引き払いなどについても手続きを取り進める必要があったため、町役場関連（複数）部署と地域生活定着支援センター間で、綿密な協議を重ねた経緯がある。 なお、住民票自体は当町に置いたまま収監されたが、刑務所（＝地域生活定着支援センター所在地）は遠隔地であった。
累犯高齢者（窃盗）で何度か収監を繰り返しており、出所の度に地域生活定着支援センターと地域包括支援センターで居宅への復帰調整や居宅へ戻った後の生活の見守りなどを連携して行っている。
出所後、施設入所を勧めたが本人が拒否。地域で単身生活を開始することが決定し、介護認定申請のタイミングを含め生活状況や身体状況の確認を目的に、地域包括支援センターによる訪問での支援を行うため、地域生活定着支援センターから地域包括支援センターに引き継ぎを実施した。単身生活開始後も、情報共有を継続した。
・入所予定者の今後の生活支援について ・在宅起訴者の生活支援等について
・出所後、山陰方面の療養型病床から関東の有料老人ホームへ移動予定の際、本人の諸手続を担当していた地域生活定着支援センターと受入調整等を行った。 ・数年前、地域生活定着支援センターより直接相談が入った。現在服役中であるが近日出所予定で本人は住所地のある東京都に戻りたいとの意向あり。すでに該当地区の生活保護に相談し出所後は生活困窮者自立支援ハウスに住みながら在宅支援体制を整えていくことのことであった。出所後、病院受診必要で、認知症検査を実施できる病院や今後介護保険申請の手続き手順などについて教えてほしいとの相談を受けた。
出所された方がお住まいになる地域の担当包括へ、定着支援センターから引き継ぎがあった。
出所後の処遇について協議
地域生活定着支援センターから出所に向けた生活の相談を受けた。
出所が予定されている高齢者の居所、生活支援についての相談。
特別、地域生活定着支援センターとの連携ということで集計はしていないが、たまたま、嫉妬妄想により夫を刺した妻の生活場所をどこにするかの相談を受けた事例があり、地域包括支援センターでケース会議に参加し、在宅生活を送る場合の介護サービスの利用について助言等を行っている。（認知症という診断は出なかった）
介護サービスの調整の際に情報共有した。
窃盗で服役中の受刑者の刑期終了後の生活について、本人は要介護等が必要な状態ではなく自宅に戻ることを希望していたが、本人と確執のある子たちが自宅を売却する意向であったことから地域生活定着支援センターが他の居住地を探していたところ、本市あて養護施設入所について相談があった。
刑務所に入所されている高齢者が社会復帰するにあたり、在宅生活の継続が困難なことが予想されたため、地域生活定着支援センター職員とともに今後の方針を協議し、地域包括支援センターによる支援を行うとともに、養護老人ホームへの措置を行い、社会復帰した。
出所後の迅速な居住や介護サービス確保のため、認定審査会に早めにかけた。

■地域生活定着支援センターから、要支援認定がある自立支援準備ホーム入所中の高齢者（72 歳）について相談あり。要支援認定がある方への介護サービス利用について、包括から本人に介護サービス利用について説明をしてほしいとの相談。地域生活定着センターと同行訪問し、本人と面談。介護サービス利用について説明を行った。（指定介護予防事業所との契約には至らず）
■地域生活定着支援センター対応中の高齢者が、他の区から当包括内への住居移転となり、退院後の調整から一緒に支援した。
■圏域の厚生施設に入所中の高齢受刑者が退所するにあたり、地域生活定着支援センター・抱撲より、「要支援 2 の認定あり、デイサービス利用希望があるため相談にのってほしい。期限があるため退所しなければならないが、転居先は未定。転居先が決まるまでの間にデイサービスの体験をしたい」との相談があった。デイサービス体験を 3 か所調整。生活保護申請中だったため保護課とも連携をはかり、転居までの間、指定介護予防サービスを 3 ヶ月間利用した。その後、他区のアパートへ転居したため担当包括支援センターへ引き継いだ。
■矯正施設退所後の入所施設について、認知症初期集中支援チームが利用可能かとの問い合わせがあった。
■服役中にもの忘れが進行し介護保険申請、認定結果が判明する前に出所予定となり支援することとなった。家族とは疎遠。服役前は妹と同居、出所後も妹と同居する予定とのことだが、妹は本人の支援に消極的（妹自身は夜明けから午後にかけて就労）。自宅内は整理されておらず本人の動線が確保できず。介護認定前だが徘徊、見守り、食事の確保の支援のため、介護保険のサービスを導入したいと希望があった。暫定サービス導入に向けた担当者会議に地域生活定着支援センターに参加してもらったが、本人がサービス導入に否定的であり、妹も本人の意向を尊重。結果、暫定サービス導入に至らず。（デイサービスの体験利用は済んでいる。）現在も、定期的に、妹に電話で①本人の物忘れが進行して道に迷ったり、排泄失敗など介護を要する状態ではないか②サービス導入の意向はないかを確認している。

刑務所出所後の養護老人ホームへの措置入所について

現在、高齢受刑者で R3.1 月出所予定の方に対し、出所後の生活（住まい、介護保険認定等）についての支援。

・対象者服役中に、地域生活定着支援センターより、市へ養護老人ホームの入所の相談があり、入所に至ったケースがある。
・知的障害者で、窃盗や賽銭泥棒で度々警察に保護されている方について、地域生活定着支援センターを介し、市へ相談があった。同居家族からネグレクト状態でもあり、このまま在宅での生活は困難と判断し、養護老人ホームの入所に至った。

Q6　地域包括支援センターと地域生活定着支援センターで想定される連携

居住施設や介護サービスなどの案内や調整。

・介護保険申請や介護・福祉サービス利用についての相談対応
・地域における社会参加のできる場の紹介

地域で暮らしていくために必要な福祉・保健に関する情報提供。

出所後すぐに介護サービスを利用できるよう，入所中から要介護認定申請を行い，サービスの調整を行う。

在宅での生活を開始するにあたり、介護サービスの導入や権利擁護の観点から、包括が適切に支援するには、入所中に地域生活定着支援センターとの連携は欠かせないと考えます。

出所後の居住状況等を確認し、サービスの利用に関する相談・説明、居宅介護支援事業所等への橋渡し等が想定されます。

生活に関する相談。

地域生活定着支援センターからの相談については、地域包括支援センターではなく区役所への相談としているため想定はない。

認知症高齢者等一般の支援の在り方に加えて、支援対象者の特性を踏まえた支援方法（①親族等の協力が期待できない場合が多いと考えられる。経済的困窮者が多いと考えられる（生活保護等に繋げる）。再犯防止に向けた社会資源等の活用等）の工夫が望まれる。

Q7　貴市町村と地域生活定着支援センターの連携内容

申請書類の整理をはじめとした養護老人ホームへの入所に向けた本人サイドとの調整など
地域生活定着支援センターから、市長寿包括ケア課に窃盗で拘留中の認知症高齢者について、アルツハイマー型認知症の診断を受け認知症状のため、釈放後に独居生活が難しい状況であると相談あり。在宅で介護サービスを受ける可能性を含め、定着支援センター、市、包括支援センターで、生活の場所やサービスを検討した。 その結果、釈放後は生活管理指導短期宿泊を利用中に、介護申請をし、有料老人ホームに入所した。
入院中の精神病院でのケース会議や自宅退院後の地域ケア個別会議で本人情報の共有と課題の整理、今後の支援方針の検討を行った。
出所後の住まい相談（一人暮らしまたは施設入所に向けた支援）。
○刑務所の法務技官福祉専門官より出所後の生活支援の相談したいと連絡を貰い、支援を開始。刑務所職員で各部署への連携がなされており導入は役割分担ができ、また、本人もサービス利用についての拒否はなかったものの、認知症が進行しており、新しい地域での生活での外出→迷子→徘徊に繋がった。しかも、クレプトマニア（盗症、盗癖）の治療ができる機関が岐阜にはなく、専門医の受診先が遠方でったことから受診が困難となった事例があった。 ○認知症による理解力の低下があり、本人が理解できるように電話や訪問回数を増やした。関係者に対する猜疑心から攻撃性が強くなり、本人には伝わらないように配慮しながら、関係機関で地域ケア個別会議を複数回開催して情報共有や役割分担をし支援した。また、本人を尊重しながら、理解できる方法（文書や図解）で対応をした。 ○福祉支援員から介護サービスの導入を本人へ提案がされ、拒否なくスムーズに繋げることができた。また、定期的に福祉支援員から本人にモニタリングがされ、包括に情報共有があり調整を図りながら支援ができた。サービス導入時やプラン変更の際は、福祉支援員に参加してもらい多職種での見守りを行うことができた。 ○出所後の入居日に同行訪問したが、認知症の症状すすんでおり、サービスの導入などスムーズに行うことができなかった。困難が予想される場合には、事前の準備のため、出所前にケース会議など話し合いの場を設けてほしい。 （以下は過去に関わった事例があったため回答を得た課題等） ○触法高齢者（認知症触法高齢者）や障害者が矯正施設よりスムーズに地域生活へ移行するためには、より早い段階での「出口支援」が必要と考えます。その為に地域関係機関との早期のネットワーク形成が鍵となります。どの団体（機関）がネットワークの中心となり、関係機関と連携を図り、触法高齢者等の①社会的孤立化防止や②継続した相談支援、さらに③地域住民等への理解を得るための啓もう活動を実践してくかが問題である考えます。 ○過去１年以内にはありませんでしたが、平成 30 年１月に相談問い合わせがあり介入した実績がありました。刑務所より連絡があり、じゃっ起により懲役したケースが釈放されるため介入して欲しいと連絡があり、適当な親族おらず認知症（前頭側頭型認知症）を有していることから、釈放後に安全に帰住できない可能性が高かったため在宅復帰に係る相談支援及び認知症専門医療機関への受診勧奨、サービス調整等を行いました。課題としては、①住んでいた住居が古くゴミ屋敷状態の中での生活②受診拒否③サービス拒否④じゃっ起再発⑤経済困窮等の課題が多くありました。そのためほぼ毎日の訪問による受診勧奨及び外来付き添い、じゃっ起再発があったため被害にあったスーパーへ行き認知症状の説明及び釈明、警察への情報提供及び連携、介護サービス拒否のために代わりに食事を購入し持って行く等の支援を実施。 ○平成３０年９月に、地域包括支援センター、健康部局（市民健康センター、保健所）、福祉部局（障がい福祉課、生活福祉課、高齢福祉課）等の相談機関が連携について話し合う、「福祉相談窓口連携会議」において、地域生活定着支援センターの職員に参加を依頼し、業務内容や役割、連携について等、事例を活用しながらグループワークをまじえて会議を実施した。顔の見える関係をつくり連携につながった。
出所に当たり行き先が決まらず定着支援センターが支援を断念し、過去に刑務所より当課への養護老人ホーム入所の相談あり。
地域生活定着支援センターから､高齢者の出所後の生活の場として施設が妥当であるとの見立てを受け､老人ホームへの入所を進めたことがあります。
・高齢福祉課：高齢者の今後の生活場所や介護・福祉サービスの利用について連携をとり、役割分担をして対応。（入所措置、介護保険申請、成年後見制度申し立て等） ・地域福祉課：生活保護の相談、申請、その他相談
介護認定申請から関ってくれており，認定調査の日程調整や認定結果がでた後に居宅介護支援事業所のサービスを受けれるよう間を取り持ってくれたことで手続きをスムーズに進めることができた。
年１回、関係機関（福祉機関、ハローワーク、刑務所等）による連絡協議会において、課題の共有を行っている。 養護老人ホームへの入所等、随時相談に応じている。

前述Q6のとおり（その当時、地域包括支援センターは町直営であったため、同内容の回答となる。）。
・収監前に当市に居住していた高齢受刑者が出所に合わせて当市での生活再開を望んだため、地域生活定着支援センターより当市へ支援要請のあったケース。 ・出所前から地域生活定着支援センターと連携し、刑務所への面会・面接の実施により、出所後の生活拠点の設定やそれらに伴う福祉・介護サービスの利用についての検討などを図った。 ・出所後も地域生活定着支援センターと連携し、当市での生活が安定するよう継続的な対応支援を図った。 ・残念ながら、高齢受刑者の生活能力が乏しい（知的障害疑い）ため、居宅生活が難しい状況と判断したため、養護老人ホームへの措置入所へ切り替わった。
出所後の安全な生活場所を確保するため、連携を開始。生活場所を探す間、市の緊急一時保護事業を利用。高齢者の入居施設への入居方向で施設を探す際、市内の施設に行政が直接相談した。また、本人を交えて3者での面接を実施し、本人の意思確認等、双方で共通認識を持てる機会を設けた。本人が施設入居を拒否していることを双方で確認し、地域での単身生活に向け、地域包括支援センターへ情報提供および支援依頼を行い、地域生活定着支援センターと地域包括支援センターとのつなぎを行った。
地域生活定着支援センターの職員から、他県刑務所で服役中だが認知症の進行あり出所に向けて介護保険を利用し施設入所を検討していると連絡があり、要介護認定申請時期の調整と手続きについて説明しました。
他県刑務所に入所していた方が、北区に住民票があったため養護老人ホーム入所の相談があり、措置入所した。
養護老人ホームへの入所支援に係る連携を行った。
地域生活定着支援センターより養護老人ホーム入所相談があり、本人面接等を行い、措置入所に至る、また措置入所後の対象者への支援において連携を図る。
出所予定の方で、何かしらの支援が必要な場合、介護保険認定申請・住まい探し・成年後見申立支援・サービス利用に向けた事業所へのお願いなど、定着支援センターと一緒に相談しながら進めている。
出所後の処遇について協議
Q6からの事例について、生活援護課と連携をとりすすめたり、介護サービスの相談に乗った。
上記内容と同じです。直営の基幹型包括として相談を受けています。
刑期終了後の生活場所について相談を受け、短期宿泊施設の利用に繋げたが、結局、精神科の病院に入院となった。（認知症という診断ではない）
刑務所に入所されている高齢者が社会復帰するにあたり、在宅生活の継続が困難なことが予想されたため、地域生活定着支援センター職員とともに今後の方針を協議し、地域包括支援センターによる支援を行うとともに、養護老人ホームへの措置を行い、社会復帰した。
・入所中の高齢者に対する要介護認定調査の依頼 ・出所後の救護施設への入所支援
定着支援センターより事前に情報をもらい、関係部署で集まり今後について協議した。
刑務所出所後の養護老人ホームへの措置入所について
直営包括の為、Q6と同様。
地域包括支援センターが市の直営であるため、Q6と同様。
地域生活定着支援センターから相談があり、成年後見市長申し立てを行った。

Q8　住民票のなかった高齢受刑者等について、貴市町村と他市町村の連携内容

更生施設入所中に介護保険を申請、申請時の担当包括、地域生活定着支援センター、当包括支援センターで情報共有を実施した。その後、現住所へ転居、地域生活定着支援センターと同行訪問、介護保険サービスの調整を行う。金銭管理、日常生活、体調管理に支障があり、地域生活定着支援センター、生活福祉課、介護保険サービス事業所、包括支援センターで連携して対応。支援経過の中で、病院受診、服薬ができないこと、また他人への攻撃性も見られ、医師、看護師、薬剤師、近隣住民とも情報共有及び連携をしながら支援を実施した。
刑務所への入所前に住民登録をしていた市町と協議し、情報共有や親族への連絡等々で連携をとった。
他市町村に住民票があるものの、出身地である当市への帰還希望があった方。定着支援センターと共に施設探しを行った。

Q8　住民票のなかった高齢受刑者等について、貴市町村と他市町村で想定される連携

出所前後の居住地に関わる情報提供等
身寄りがない方で他市町村に所在する施設への入所の場合、連絡が必要になると想定する。
刑務所の所在する市町村へ認定調査の依頼を行う。
要介護認定調査は、原則として住所地がある市町村（保険者）が行うこととなるが、住民票を置かず、遠隔地の施設へ入所している受刑者については施設が所在する市町村へ認定調査を実施してくれるよう依頼することとなる。
住民票の資格取得をどちらの市町村で行うか等についての連携が想定されます。
高齢受刑者本人が当市での生活を望んだ場合、生活拠点の設定やそれらに伴う必要な福祉・介護サービスの利用調整の初動対応を図る。→受け入れ前段階より高齢受刑者本人との面接など
出所にあたり、刑務所の出所調整官や地域生活定着支援センターが本人の希望する市町へ直接働きかけをすると思われるので、刑務所所在地等の自治体と連携が想定できない。
直接施設に入所された場合，住民票を回復した上で，住所地特例の対象とするべきか，協議が必要になる場合。
事の性質上、対象者のプライバシー保護に特に留意した連携が求められると思う。

Q9　高齢受刑者等が出所後に介護サービスを利用したいという相談受付から実際のサービス利用の調整に至る過程の中で、地域包括支援センターが抱えた課題や困りごと

・本人の住民票が他の市町村にあるがそこには住んでおらず，居住地が不特定であった。居住地の定まっていない方への介護保険サービスの支援は難しく，必要な対応ができなかった。ただし，今後の居住地が決まっている場合であれば相談対応は可能であったと思われる。 ・本人の状況を伝えた上で受け入れてもらえる施設がなかなか見つからず，通常の施設探しに比べ，職員の手間が大きかった。 ・すでに要介護認定を受けている（介護保険サービス利用あり）高齢者が逮捕され，市外の刑務所に入所したが，刑務所の相談員から出所後の介護保険サービス利用や施設入所等の相談を受けた。現在は出所へ向けた調整中で，以前担当していたケアマネジャーを紹介し，直接やり取りをしてもらっている。 刑務所が市外であるため面談の機会を持つことが難しく，本人の状況等を把握することができないまま支援を行わなくてはならないことに課題を感じた。

（地域包括支援センターでの対応）
①居住先を決めることができないまま出所しサービス希望された方がいた。住民票は市外であり携帯もなく保護受給も未決定な状態で突然こられて、どうなったと聞かれて対応に苦慮。出所する際は、居住地を確定させてから相談してほしい。別の方では、自立度が高いのに地域生活定着支援センターの手厚い支援があり一般の高齢者より恵まれている印象を受けた方もいる。
②出所後の住まいを探すことから始まる。住まいに対する条件が細かく指定されるが、把握している住宅等の情報を提供することで終了となったため、困ることはなかった。
③介護認定を受ける必要があると考えられ、申請を勧めていったが、結局主治医の意見書記載の為の病院受診が困難で、息子の協力も得られず、介護認定申請が取り下げられた。その後の情報はなく支援には至っていない。
④現在、認知症治療のため入院中だが、退院と同時に労役で収監されることが決まっている高齢者の、出所後の介護・福祉サービスの調整が必要になるが、本人がサービスを正しく理解することが難しく、家族も意思決定を含む関与、支援を拒否しており、受け入れ先を見つけることや、契約に係ること、本人への説明等に通常よりも時間を要することを予想している。
（行政での対応）
親族等からの相談があった場合、高齢受刑者への支援（精神科への受診調整等を行った上で、サービス付き高齢者住宅への入居や介護サービスの調整等）は行っているが、現状では地域生活定着支援センターとの連携は行っていない。

・高齢受刑者の中には、精神障害や認知症による行動障害が起因している場合もあり、出所後に支援するうえでの信頼関係づくりに時間がかかったり、そのために介護・福祉サービスを受ける必要があるにも関わらず、上手くつながらないことがある。
・支援するにあたり、キーパーソンとなる親族等がいない場合や身寄りがない場合が多く、支援を進めるうえで課題（本人への説得、細かな生活支援をどうするか、サービス利用時の緊急連絡先や保証人等）を感じる場面が多い。

・地域生活定着支援センターで認識している高齢者施設と現実の受入れ施設に相違があった。認知症、判断能力の低下の部分のアセスメント、捉え方が定着支援センターや刑務所ではあいまいで不十分に感じた。
・知的に低めな高齢者の場合、精神面や生活面での継続フォローが困難だった。

・更生保護施設から退所時期が迫っているにもかかわらず、今後の生活拠点が決まらない方がいた。（3名）新居を契約する際の連帯保証人がおらず、住まいが見つからないが、行政の立場上、住まいを斡旋することが難しい。その為、本人の出所や退所後の生活を見据えた支援を地域生活定着支援センター・更生保護施設にして頂けるとありがたい。
・"出所したら地域包括支援センターへ相談するように"と言われ、本人が来所したが、ADL 自立であり、特に支援や相談が必要な状態ではなく、本人も包括支援センターの介入を必要としていない場合が度々ある。

・刑務所の福祉専門官のリストから漏れてしまう人の支援が、退所後すべてやらなければならないため、時間的余裕がない。
・罪名によっては、住居や施設を探すことが困難な場合がある。（ex;窃盗は可だが、それ以上の罪は不可とする等）
・本人の家族が本人の年金を搾取している（年金を家賃に充てる）ことが見え隠れして、結果介護保険の支援に至っていない。

介護・福祉サービスを受ける必要があるにもかかわらず、本人が利用を断ってしまう。
受刑者ということで、事業所に敬遠されるため、受け入れ事業所を探す手間がかかる。（事業所としては、職員の負担や他の利用者に迷惑がかからないかを心配する。）
サービスに繋がった後でも、定着しない。（再犯を繰り返す。介護保険制度を理解せず、無理難題を押し付け、できないことを説明すると、サービスを止めると騒ぐ。）

福祉支援員から介護サービスの導入を本人へ提案がされ、拒否なくスムーズに繋げることができた。また、定期的に福祉支援員から本人にモニタリングがされ、包括に情報共有があり調整を図りながら支援ができた。サービス導入時やプラン変更の際は、福祉支援員に参加してもらい多職種での見守りを行うことができた。

出所後の介護サービスの利用相談であったが、居宅介護支援事業所へつなぐことができた。困りごとはなかった。

住民票は自圏域の管内であるが、出所後の居住がまだ確定しておらず、またサービス利用希望も定まっていないため、どこまで対応すべきか対応に苦慮した

・認知症がかなり進行し,高齢者本人の意思確認が困難であった。
・認知症が進行していても、刑務所の生活は規則正しく、毎日生活を送るには支障がなかったが、出所後に高齢者施設入所や在宅生活になった場合に支障があることも多い。（例えば、記憶障害による周囲の人とのトラブル、ルールが守れない、徘徊等）刑務所内でも精神疾患や認知症の専門医に受診することができ、今後の生活の見通しやアセスメントができると出所時にスムーズな調整ができるのではないかと思います。
・知的障がいがあると思われ、物事の判断が難しいことがあった。
・療育手帳を取得できるレベル対象者の場合、子供の頃の状況を聴取できる親族がおらず、結果取得に至らないことがある。（福祉医療等につながらない。）
・キーパソンとなる親族がいない。親族がいても本人との関りを拒否されるため、保証人や身元引受人が必要な時に困ることがある。

刑務所福祉専門官から支援を求められたケースで要介護５で出所後、施設入所の支援を求められたが、技官との役割分担が不明確で支援に困った。

出所者のサービス調整に地域包括支援センターと市社協が関わったが，地域生活定着支援センターは，特別調整の対象者ではないとの理由で全く関わってくれなかったことがあった。

出所後の生活を自宅で再開するにあたり、再犯防止目的で見守りが必要な場合、本人の介護度と必要なサービス量（見守り量）がマッチせず、受け入れた事業所の負担となる場合がある（本人の認知症が軽度である場合）。

前述の回答内容のほか、出所後の受入れ施設について、本人の状況から、
①認知症対応型共同生活介護
②養護老人ホーム
を候補に挙げていたが、受刑者を受け入れることへの抵抗感に対する説得作業や、本人の収監中の様子が詳細に把握できないが故に①と②のどちらがふさわしいかの判断に苦慮した。
なお、当該ケースは、出所後すぐに養護老人ホームへ入所し、介護サービスを利用しないまま他界したことを付記する。

・介護施設等によっては、入所を断られる場合もある。
・拘留時に、釈放後の介護サービス利用の相談があった際、介護認定の調査等が実施できないことがあった。

一般的なサービス利用に関する相談・問い合わせ。

・在宅生活困難で受入先を探すにあたり、無年金で生活保護申請受刑中は不可、介護保険認定も当初は出所後まで不可と言われ、最終的に介護保険は刑務所へ住民票を置いて申請できたが、結果が出るのが出所後になるとのことで、いずれも見込みでの相談の上、他者の権利侵害の可能性を案じて受刑中というだけで断わられることもあり、相談に応じてくれるところは少なく、かなり手間取った。最終的に身元引受者の意向で、受刑先に近い療養型病床の利用を継続することになり、入所に至らなかった。調整中の数か月の間に、本人、身元引受者の状態も変化する中、出所日が迫るにつれ、状態や意向よりも、行き場がなくならないことが優先になっていた印象もある。
・分類審議室の担当者から、最初に行政に相談したが、介護保険、生活保護等各担当に関わる手続に関しての相談にしか応じてもらえず、次に連絡した地域包括支援センターでは身元引受者の住所地の地域包括支援センターへの相談を促され、相談先が見つからず困っていると言われた。最初から在宅生活に戻る予定はなかったため、行政には一旦ででも一括で相談に応じる部署はないのか、最初に相談を受けた包括は担当地区に拘る必要があったのか、こういった場合はどこが担当するのが支援がスムーズになるのか疑問に感じた。
・特に問題を生じていないケースであると思われる。病院からの退院当初、精神的な不安定さを心配され、その解消を中心にサービスが展開することになった。各サービスとの連携も取れている。コロナ禍における状況としては、本人が望んでいるサービスがすべてできる状況にはなく、閉じこもりになることも危惧された。

①70 歳男性。本人がケア 24 に来所相談。北海道から転入し、デイサービスを利用したいという希望だったが介護保険証を持っておらず、介護認定を確認する中で出所後と分かった。デイサービス利用開始の直前に、居住している簡易宿泊所内で住人と大喧嘩し、生活保護の担当ワーカーが他施設に移したため利用に至らなかった。 ②地域生活定着支援センターとも連携しているケースとして司法 SW より相談。70 代後半、窃盗癖があり、相談の時点で裁判中。無罪の場合に自宅に戻るが、利用可能な社会資源があるかという相談だったが結果は、家に戻らないことになったと連絡が入り終了。 ③当初、要支援 1 の認定であり入浴目的のデイサービスの利用が週 1 回しか利用ができない状況であった。そのため本人が「更生施設にいた時の方がもっと入浴できていた。そちらの方が良かった」と話し、なかなか納得が得られなかった。また、冷蔵庫の購入支援から設置、電話の設置などサービス導入前の生活基盤を整えることに時間と労力がかかった。 ④過去に繰り返し暴力や傷害で刑務所に入っていた方。精神科入院を経て退院したが、関係者に対する暴言・暴力が起きる可能性が高く、ケアマネジャーの選定・サービス事業者の選定等に時間がかかり、警察や病院との連携を行いながら慎重に対応していた。しかし、受診・服薬が途切れ再犯・入院となり在宅復帰が困難となってしまった。
直接地域包括支援センターではなく、地域包括支援センターの取りまとめをしている市の高齢者基幹包括支援センターへ定着支援センターからまず連絡が入り、その方の住まいが決まるまでは基幹センターで関りを持っている。 施設・サービス事業所へ市からお願いに行くが、触法ということで断られることがとても多い。空きがあっても触法と聞いただけで話すら聞いてもらえないこともある。また、協力者がいなかったり、親族がいても縁を切られていることもあり、サービス利用をするための、保証人や身元引受人がいないことが問題になることもある。
介護・福祉サービスを受ける必要があるにもかかわらず、本人が利用を断った。
以前に包括がかかわっていたケースだったため出所後の支援を継続
①再犯時に検察より相談あり。不起訴で入院支援の要請。 ②出所後に、犯罪者支援団体より、金銭管理等の生活支援相談。 ③ケアマネより、入れ墨のある高齢者がデイを断られたという相談。 ④刑務所より出所後の安否確認と生活相談。 ⑤検察より窃盗で不起訴の知的障害高齢者の経済支援、居所確保の相談。 ⑥検察より窃盗で不起訴の高齢者の経済支援、居所確保相談。 ⑦刑務所より出所予定者の生活支援策の相談。
無免許運転を繰り返す高齢者が出所するにあたり、保健所から認知機能の低下した本人、妻の生活についての相談があり、介護サービス利用に向けた支援を行うとともに、市長申し立てによる成年後見制度の利用につなげた。
施設や事業者から利用を拒否された。（理由は濁された感じではあったが、面倒なことに関わりたくない感じを受けた。）

■保護観察所からの初回相談で、住所地が関東にある利用者が服役中に認知機能が低下し、出所後に息子家族と同居するため、介護サービスの利用について問い合わせがあった。本人や息子の了承を得ないままの相談であり、個人情報の開示がなく、介護保険サービスの概要についての説明と、本人に受診歴がないことから受診推奨を行い、センターの対応は一旦終了。後日、息子から 2 回目の相談あり。息子は本人との同居を考えていないとのことで、本人の施設入所を希望。息子からは、本人が施設入所するまでの対応として、入院か自費ショートステイの利用、関東で介護認定申請をし介護サービス利用を検討する方法を提示。センターにはどの方法が良いか助言が欲しいとの内容。センターからは、どの方法が良いとの見解は申し上げられないこと、各場合についてセンターが支援できることを説明。この時も本人の受診が出来ていない状況であった為、先ずは受診し、本人の生活場所について主治医にもよく相談されるよう助言。約 1 ヶ月後、センターから息子にフォローの連絡をすると、本人は（息子が）センター2 回目の相談日に受診し、検査目的で入院。その当日夜間に心筋梗塞で亡くなったとのことで対応終了となった。 →対応について困るようなことはなかったが、保護観察所からは、息子と本人は同居する予定で相談があったが、実際息子は本人と同居する予定はないことが分かったケースだった。本人が存命だった場合、息子と本人の意向が違えば、支援が難しかったのではないかと考えるケースだった。また、本人の受刑内容が不明である場合、施設入所や介護サービスの利用に上手く繋がるのか不安を抱えたままの支援になるだろうと考えたケースであった。 ■元々金銭管理に問題があり、更生保護施設や保護観察所との連携が必要なケースで、関係者との調整に時間を要した。さらに、女性職員に対するセクハラのような発言も多く、女性職員しかいない中で対応に困った。また、認知面の低下が進んだことで、本人に介護サービスなどの理解促進にも手間がかかった。 ■体験利用の調整の段階で、介護サービス事業所へどこまで過去の犯罪歴を情報提供していいか迷った。また、受け入れる側の介護サービス事業所も少し戸惑われているような様子もあった。結局、自立支援準備ホームの責任者の方が、一時的に入所している段階で、デイサービス利用中に何かあれば責任がとれないと、介護サービス利用を許可されず、利用には至らなかったが、今後、介護サービス利用中に、他の利用者に対して何か危害を加える可能性がゼロではないと思われ、出所後の高齢者についてのフォローは、ケアマネだけでは対応が難しいと感じた。 ■判断能力が低下、キーパーソン不在で対応が困難だった。 ■健康上支障があり入院するが暴言で強制退院となり、在宅では支援拒否、所持金がない、食事や排泄など最低限の健康維持が困難な状態で生活支援に苦労した。施設受け入れ先もなかなか見つからず支援調整に時間が掛かった。 ■地域生活定着支援センターからの相談において、サービス事業所との連携にプライバシー保護のため受刑歴などは開示しなかったが、訪問介護員の選定に男性職員を依頼する等の調整を要し、その後もサービスは定着しなかった。 ■救急搬送後、病院で看護師への暴言があり主治医から入院継続困難と言われ、区と保護課との対応で精神科に同意入院となった。 ■担当している居宅介護支援事業所 CM より相談があった。出所後に入居した住宅型の施設で約束を守らず退去、その後の受け入れ先を探すも素行も悪いため見つからず、一緒に対応できるショートステイを探してほしいとの事だった。出所後でもあり、なかなか受け入れ先が見つからず調整が大変であった。
50 代男性。自センターに男性のケアマネジャーがいなかったため委託で対応した。

Q12-2④　刑務所入所中だった高齢受刑者等について、養護老人ホームへの措置決定が見送りになった理由

現高齢受刑者ではなく、過去に受刑歴があり、医療観察法による入院処遇を受けていたケ―ス。受刑者本人が収監された事由が放火・殺人・殺人未遂などであり、措置した施設で再犯となった場合、危険が施設に及ぶことが十分考えられたため。
６５歳未満高齢受刑者は、アルコール依存があり、アルコールによる窃盗や器物破損で収監繰り返しているケース。治療のための入院中にも抜け出し再飲している。養護は比較的自由に外出できることから再飲の可能性が高く、養護ではなく別施設での検討が望ましいと判断した。"
数年に 2，3 件は地域生活定着支援センターから相談をいただき養護老人ホームに入所支援しているケースはあり。刑務所等の理由で相談に繋げないケースはない。

Q13①　高齢受刑者等について、相談から養護老人ホームへの措置入所までの過程で比較的円滑に調整が進んだ要因

本人及び親族の状況が養護老人ホームへの入所要件に合致していたことや，本人自身が当該養護老人ホームへの入所を希望しており，地域生活定着支援センターの支援により入所申請が適切に進んだこと。
当市が入所措置した高齢受刑者については、いずれも刑務所出所後の高齢者だが、地域生活定着支援センターや更生保護法人による社会復帰支援により、医療・福祉・障がい関係機関との関わりができていたことから、入所措置者の基本情報の把握や入所に当たっての各種調整等が比較的容易になったものと考えられる。
罪名が殺人罪や窃盗罪ではなく、無免許運転を繰り返して実刑となったケースだったため。更生保護施設の相談員が、積極的に動き、書類の用意や施設の見学など本人の支援をしたため。
医療観察制度による入院から養護に措置となったケース。本人の対象が同居の家族に限定されており（妄想・幻聴の対象）、入院中の他者との関係を築くことが出来たことが確認できたため。 刑務所出所後に更生保護法人施設に入所、その後生活保護施設に転入所したが生活保護廃止となり退所せねばならず、養護老人ホームの入所検討となった。出所後支援施設に入所していたことから共同生活が可能かどうか評価し、可能であったことが措置入所に至った要因と思われる。
一時的に生活する場所として、高齢者生活福祉センター（特別養護老人ホーム施設内の４部屋定員８名）に入所してもらい、施設で生活するにあたって問題がないか見極める期間を設けていることで、養護老人ホーム側の不安を払拭し、円滑な入所に繋がっていると思われる。また、定着支援センターが調整に入っていることも、施設（高齢者生活福祉センターや養護老人ホーム）にとって、何かあった場合に相談しやすい体制となっている。
対象者であった受刑者の知的能力が低く他者に騙されて法律を犯してしまったことで刑務所に入所しており，その要因であった他者と受刑者との関係を断ったことで本人の課題が解決されたと考えられ，措置先から信頼を得ることができた。なお，本ケースは現在も問題なく措置中である。
相談があった時点で空きがあったため入所判定会を通ってそのまま入所となった。施設としても受入れに関して躊躇することもあったが、話合いの結果他利用者と同じように受入れをしてくれた。
・しっかりした親族（きょうだい）の支援があった。 ・[redacted]市内の養護老人ホームは出所された高齢者を受け入れた経験がある。高齢者が入所を希望されれば、触法者という理由で入所を断られたことは５年間の間にはない。
・[redacted]市地域包括支援センターや[redacted]県地域生活定着支援センター等の関係機関による、出所者の一時的な居住地確保に向けた支援を得られたこと。 ・[redacted]市独自の事業である、[redacted]市高齢者短期入所事業の活用。 （[redacted]市内在住の６５歳以上のもののうち、要介護認定を取得しておらず、身体的・経済的理由等により自宅で養護を受けることができない虚弱な高齢者等を対象とし、原則７日以内で養護老人ホームでの短期間の入所を認めている。）
受入施設側の理解と当町管理職及び地域包括支援センター職員等の尽力によるもの。
Q12-1 の②の１人について、次のとおり ・収監前の住所（＝居所）が当市内であったこと。 ・居所は借家であったため、収監されたことにより借家契約を解消され居所を失ってしまったが、本人が当市内に戻って生活することを希望したこと。 ・県地域生活定着支援センターにおいて、本人の状況から、本人に入所を促していただいたこと。
出所に向けて定着支援センターより相談を受けた当初から、詳細な情報提供があった。
上記地域生活定着支援センターから相談いただくケースはセンターの支援もある為、比較的スムースに入所につなげている。
高齢者受刑者の出所後の居所について[redacted]県地域生活定着支援センターからの相談があり、当市の養護老人ホームの受入れが可能か協議を行い円滑に入所につながった。
地域生活定着支援センターから早い段階で相談があり、刑務所内で本人面接を行い、養護老人ホームの入所意思が確認できたため、円滑に入所に至った。
平成２８年８月に、刑務所（[redacted]県）⇒[redacted]地域生活定着支援センター⇒中核地域生活支援センター、と経由して、市担当者に入所の相談があった事例で、平成２８年９月に養護老人ホームに入所した。 市担当者、養護老人ホームの職員が、刑務所まで出向き、本人と直接面談を行った。並行して他の施設の入所も検討していたが、最終的に養護老人ホームの入所が選択されている。
双極性障害があったが、65 歳未満であったので出所後は、宿泊型自立訓練（障害サービス）を１年以上利用し、精神状態が比較的安定していた。
地域生活定着支援センターより相談あり。更生保護施設を経て、ミドルステイ利用後に養護老人ホームに入所となる。地域生活定着支援センターが老人ホーム入所後も相談対応、外出対応で関わっている。

地域生活定着支援センターから早めの相談を受けたため。
本人は出所後、自宅に帰ることを希望していたが困難であることを理解し、施設入所を拒否しなかった。施設見学と施設職員による面接の際、刑務所職員が本人を施設まで送迎し、同職員と地域生活定着支援センター職員が面接時に同席して頂けた。
地域生活定着支援センターから地域包括支援センターに相談があり、アセスメント等が適切に行われるとともに、市措置担当部署と地域包括支援センターとの連携により、その他親族についての課題等の共有も適切に図られた結果、入所判定が円滑に進められた。
受け入れ施設の理解、周囲（ケアマネ・地域包括支援センター職員・弁護士）の協力
・刑務所の担当者から，出所前の早い時期から入所相談があり，早期に入所判定委員会に諮ることができたため。 ・刑務所出所後，[redacted]県地域生活定着支援センター支援の下，民間住宅に入居し生活支援を行ったうえで，養護老人ホーム入所が望ましいと判断し，入所申し込みをされたため。 ・更生したいという本人の強い要望のため
本市にある養護老人ホームは常に満床状態であり、半年から 1 年程度の入所待ちが 30 名程度いる状態である。そのような中、 本市と刑務所の担当官が満期出所を見据えて、時間的な余裕をもって調整できたことが大きい。
刑務所職員と市職員(社会福祉士）の連携がうまくいったため
対象者が服役中に、専門機関の地域生活定着支援センターと市が連携を図ることができたため。
地域生活定着支援センターの職員さんが出所後の高齢者の支援を実施しており、適切に、救護施設、更生保護施設や自立準備ホームなどにつなぎ、その後養護老人ホームに入所するように調整をしていただいたから。

Q13②　居住地を有しない又は明らかでない高齢受刑者等について、措置を実施する市町村が決定するまでに時間を要したが、最終的に、養護老人ホームへの措置入所が定まった事例

○対象者の概要 ・本市で出生した者。人生の大半を刑務所で過ごす。住所は職権削除されている。照会時は保護観察所にいた。 ○措置入所の経緯 ・地域生活定着支援センター（以下「センター」という。）から照会があり、検討を開始。 ・当初は、受け入れる根拠もなく、触法者が他の措置入所者や職員に与える影響も考慮し、難しいことを伝えた。 ・それに対し、センターは、他市町村の受入れ事例やどんな人でも問題は起こす可能性はあるとの見解を元に、受入れを要請。 ・それを受け、市では対象者とビデオ面談を実施。対象者は本市に戻りたいとの意思を確認。 ・その後、養護老人ホームに一ヶ月短期入所し、周囲となじめるか問題行動を起こさないか様子を見ることとなる。 ・一ヶ月後、養護老人ホームから、問題はあるが今後も受入れ可能との連絡を受け、措置入所が決定した。 ○その他（措置入所後） ・対象者は、入所中に犯罪を犯し逮捕された。本人と面談し、退所の意思を示したことから措置解除となった。 ・その後、起訴され、刑務所に移送された。 ・入所中徐々に問題行動が増えていたこともあり、当該養護老人ホームは、再度の受入れは難しいとの見解を示している。

Q13③　高齢受刑者等について、養護老人ホームへの措置入所ではなく、別のサービス等の利用に至った事例の、繋いだ先のサービス等（養護老人ホーム以外）の名称と、そのサービス利用の調整が比較的円滑に進んだ要因

帰来先がなく養護老人ホームの生活管理短期宿泊事業を利用。本人が入所を希望せず、別に居場所を見つけたため、利用終了となった。
更生保護施設の相談員から養護老人ホーム入所の依頼があったケース。本人が施設の見学を行ったが希望せず、シェアハウスの賃貸契約に至った。
生活保護の受給

・高齢受刑者ではなく、医療観察制度により退院してきたケース（過去受刑歴はあり）。アパート設定を行い、介護保険サービスや訪問診療、訪問看護のサービスを利用した。サービスの導入については円滑には進まなかった。犯罪歴のある本人のサービスに入る事業者はほぼなく、包括が事業所探しに苦労していた。 ・現在精神科病院入院中。 ・生活保護法による救護施設などを検討してもらうよう生活支援課に依頼。 一般のアパートに入居し、介護保険のヘルパー利用につながった。 本人との面談を重ねたことで、本人のニーズを把握することができた。 特養ショートステイ、老人保健施設
ケアハウス、サービス付高齢者住宅等への入居。 地域で独り暮らしの場合、介護サービス（通所介護、訪問介護、訪問看護）、配食サービス、日常生活自立支援事業。 要因：地域生活定着支援センターによる、生活保護の申請同行、入所の場合は保証人として家族関係の調整、在宅の場合は不動産会社への住まい相談同行やアパート入居後に包括支援ンセンターに繋ぐ等の支援があったこと。
・無料低額宿泊所の利用につながった。 ・救護所への入所措置となった。
単身でのアパート生活を希望したので、適宜訪問等を実施。
・生活支援ハウスを利用
障害サービス 地域生活定着支援センター、その他の関係機関の連携がとれていたため
①精神科病院（任意入院） ②市の単独事業（特養ショートステイ）を経て、要介護認定申請し介護保険施設へ入所 ③要介護１が認定されていたため、介護老人保健施設へ移行。その後、介護更新にて非該当となったため、再度移行先を検討、一時的に生活支援ハウスへ入所させた。（その後、脱走） （要因） ①明らかに養護老人ホームの適応ではなかったため、本人の意向を中心に該当資源へつないだ。精神疾患があったが、診断と治療がないため集団生活が困難であった。無料定額宿泊所に宿泊中に、異常行動がみられ精神科病院へ入院となった。 ②ADL 低下から、要介護認定申請し、介護保険施設への入所となった。 ③一連の調整については円滑に進んだわけではないが、該当者が生活保護受給者であったため、生活保護担当課と連携しながら移行調整していった。
救護施設への入所
繋いだ先のサービス等：救護施設　　要因：他課との連携（生活保護担当者の協力）
救護施設につながったケースが１件あった。[redacted]市では年４回の審査会を実施しており、本人が審査会まで待てないといわれたため、養護老人ホームではなく、救護施設に入所された。しかし、その後身体的に救護施設での作業についていけなくなり、再度養護老人ホームの入所相談を受け、調整をしている途中で本人が救護施設から出て行ってしまい、近くの商業施設で万引きをして再逮捕された。

Q13④　市町村が措置入所を決定したものの、結果として、施設側の理由等により、養護老人ホームへの措置入所に至らなかった事例における、高齢受刑者等を養護老人ホームに措置入所させようとしたときに感じた問題点や課題

施設内での再犯（窃盗）の可能性について。
本人のためには施設入所が望ましいが、本人の意思が固まっておらず二転三転していた。

Q13④　養護老人ホームへの措置入所に至らなかった事例のその後の経過、つながったサービスおよびその理由や経緯

措置入所を待つ間に、家族（子供）が引き取ることになった。
親族との同居生活と服役を繰り返していたが、最終的に県内の救護施設へ入所した。

Q14　措置権者となることを断った理由 5.その他

認知症と判明している場合は、介護申請を勧め、介護施設の入所等の調整をしている。
放火殺人、殺人、殺人未遂など重大な犯罪歴を繰り返し、再犯の可能性を否定できなかったため。また、市内の養護に該当したケースの相談をした際、ほぼすべてのホームから入所について断られたため。(この場合も過去高齢受刑者だったが、相談時点では医療観察法による入院処遇を受けていた高齢入院者)
当市に居住していたが、当市での生活は一時的な便宜のためであり、他市町村に起居を継続することが期待される復帰先があると判断したため。
本人が集団生活を希望しないため。認知症や精神疾患等があり、医療や介護サービスの提供が適切であるため。
対象者の身体状況等が養護老人ホームでは生活できないと判断されたため。

Q15-2<1>　最終的に措置に繋がった「刑務所入所前の時点から前居住地が不明、または住民票の確認が困難な」高齢受刑者等について、措置権者となった最終的な決め手　3.その他

[redacted]市の刑務所にいたため

Q15-2<2>　最終的に措置に繋がった「刑務所入所前の時点から前居住地が不明、または住民票の確認が困難な」高齢受刑者等について、措置権者となった最終的な決め手が出所者が 1.希望する市町村 であった場合、この結論に至った経緯

回答無し

Q15-2<3>　最終的に措置に繋がった「刑務所入所前の時点から前居住地が不明、または住民票の確認が困難な」高齢受刑者等について、措置権者となった最終的な決め手が 2.逮捕地の市町村（逮捕地）であった場合、この結論に至った経緯

回答無し

Q15-2<4>　Q15-2<3>　最終的に措置に繋がった「刑務所入所前の時点から前居住地が不明、または住民票の確認が困難な」高齢受刑者等について、措置権者となった最終的な決め手が 3.その他 であった場合、この結論に至った経緯

逮捕地は市外だが、帰来先がなく、刑務所の現在地で措置者と判断した。
昭和 62 年 1 月 31 日社老第 9 号　社会局老人福祉課長通知「老人ホームへの入所措置等に関する留意事項について」　第 1-2 に基づく

Q16-2<1>　前居住地の住民票が消除された状態にあった高齢受刑者等について、措置権者となった最終的な決め手 4.その他

刑務所の所在地
刑務所出所後に、一時的に入所された更生保護施設が当市にあったため
老人福祉法第 5 条の 4

Q16-2<2>　措置権者となった最終的な決め手が 1.出所者が希望する市町村 であった場合、この結論に至った経緯

地域生活定着支援センターから打診を受け話合いを行い、本人ともビデオ面談を行った結果、出所者が本市を希望しており、また、本市は出所者の出生地であったことから、本市が措置権者となった。
出所者が希望し、親族の多くが居住、本籍地でもあるため措置権者となった。
出所後の帰来先がなく、収監前の生活圏域である当区で出所後も生活していきたいとの希望があった。
市町村同士の話し合いを行った結果、以前、本市で生活していたことがあった。
服役前の生活の拠点が当市であったこと、服役中の意思確認において本人が、生まれ故郷である当市での生活を強く希望したため、県社会福祉協議会の地域生活定着支援センターから支援業務協力依頼があった。

Q16-2<3>　措置権者となった最終的な決め手が 2.逮捕地の市町村（逮捕地） あった場合、この結論に至った経緯

回答無し

Q16-2<4>　措置権者となった最終的な決め手が 3.職権消除した市町村 であった場合、この結論に至った経緯

平成１９年に職権消除時まで、本市に住民登録があった。出所者が本市にこだわりが強く、出所後に本市に帰りたい、との本人の意向が強かったこと、住民登録があった場所には住居はあったが、人が住める状態ではなかったことから、本市が被措置者となった。

Q16-2<5>　措置権者となった最終的な決め手が 4.その他 であった場合、この結論に至った経緯

対象者が入所していた刑務所の所在地が[redacted]市内であったため、[redacted]市で措置。 また、問題行動が多かったため、出所にあたり行き先が決まらず、定着支援センターが支援を断念。出所後の行き先が決まらず出所することとなるため、本人の希望もあり、養護老人ホームへの入所について[redacted]市が相談を受けた。
県の老人保護措置事務処理マニュアルに沿って措置を実施した。
上記法令を根拠に措置を行った。

2. ヒアリング調査

（1）事前照会票回答

1）地域生活定着支援センター 共通質問

【共通質問-Q1】同程度の状況である高齢受刑者について、受け入れ先の調整がスムーズにいった事例とスムーズにいかなかった事例の大きな違いを感じたことがありますか。その際、自治体や地域包括支援センターとの連携・協力等の有無は関係しますか。

連携や協力等の有無は関係していると感じる。実際、地域によって関わり方や積極性等の違いがある。具体的な事例は浮かばないが、自治体や地域包括支援センターに相談した際に、すぐに受入れ施設の空き状況をご教示して頂いたり、空きが無い場合には次の具体策等を一緒に検討して頂ける自治体もある。地域によっては、定着である程度受入れ施設の候補先を決定した上で、「受入れ先は決まっているから」というのを前提で相談を進めざるを得ない場合もある。

≪本人の帰住希望について見た場合≫
・出所直後の受け入れ先として、本人が更生保護施設や集団生活を望むか、望まないかで、帰住調整の困難度は大きく変わってくる。望まない場合は単身用のアパート等を探す必要が出てくるため調整に時間を要してしまう。
≪受け入れ側の視点で見た場合≫
・更生保護施設やその他の施設（救護施設等）でも、罪名（殺人や放火、性犯等）によっては受け入れを不可とする場合もあるほか、単身アパート等についても、身元保証人がいない場合は特に帰住調整が難航する。
≪行政の視点で見た場合≫
・現状、住所不定の高齢受刑者については援護の実施の決定に係るルールがないことから、どのような施設に帰住するか以前に、そもそも帰住地域の決定が難航する。
≪定着支援センターの視点で見た場合≫
・精神疾患をはじめ医療的なニーズが高い高齢受刑者の帰住調整は、こうした対象者を一時的に受け入れてくれる基幹的な病院が数少ないこともあって、定着支援センター側の負荷が大きい。
・保護観察所から特別調整や一般調整の依頼を受領した時点で、残刑期がどれくらい残っているかによって調整先が変わってくる（少なくとも残刑期６ヶ月程度が全国的な標準だが、それより短い場合は緊急的な調整が可能な施設等へ一時的に帰住調整を行うケースが多い）。
≪関係機関との連携に着目した場合≫
・高齢受刑者の支援では、地域に帰住した後支援の中心となる包括支援センターとの連携が特に重要。ただし包括支援センターと連携するにはまず帰住地を決める必要があるため、住所不定の高齢受刑者にとってはやはり早期に帰住地を確定させるため自治体と連携することが先決となる。

【共通質問-Q2】介護等の支援が必要な者について、介護サービス等の利用を拒否するなど本人にその意思がない場合、結果として介護サービス等につなげることができた事例で特に効果があると思うものはありますか。

特に無し。事例の中で考えられることは、本人自身が弱ってきたことに気付けたら介護サービスを促していくことはできるが、本人に認識がないときは繋げることは困難と考える。

・必要性があるのに本人にその利用意思がない場合、そもそも介護保険サービスの内容を理解できていないケースも多い。そうした場合は、受刑中から将来に向けて介護保険の申請手続きを進めておき、出所後に意向が変わったときにすぐサービス利用につなげられるよう準備しておく。
・出所後は、希望する介護保険サービスを段階的に体験・見学していただき、少しずつ馴染んでいってもらうことで、最終的に本人にとって真に必要なサービスの利用につなぐ支援を行っている。

【共通質問-Q3】老人福祉法第５条の四（福祉の措置の実施者）に規定する「居住地」と「現在地」をいくつかの事例に則して明確にすることで、調整がスムーズにいくと思われますか。

そこを意識して考えたことがない。そこを明確にできたとしても、自治体がそれに則して対応するとは限らないため。

・現状では全てのケースが個別協議だが、事例に即して「居住地」と「現在地」が事例に即して明確化されれば、それにあてはまるケースはスムーズに調整が進むと思われる。中には、こうした事例にあてはまらないケースもあるので、そうしたケースは市町村間で個別協議ができる余地を残しておく必要がある。
・出所者も出所日が決まっているので、援護の実施が決まるまでに時間がかかれば帰住調整に影響する。

例示があれば、事務の流れがわかりやすくなると思われます。

【共通質問-Q4】出所後の高齢受刑者等に関して、行政に養護老人ホーム等の入所措置を依頼する場合どのように依頼をされていますか。その際、措置の実施の検討にあたり、どのような情報を求められますか。

受入れ先については内諾を得た上で、行政に相談に行く。その後、行政に対しては、本人の ADL 等の全体像に併せて、本人の収入、在宅生活が困難である理由、家族関係等、養護老人ホーム入所への必要性について説明する。
　行政側から求められる内容としては、他の高齢者施設（ケアハウス、有料老人ホーム等）が入居困難な理由、収入、介護保険の申請等。

・[redacted]では包括支援センターにまず相談し、包括支援センターを通して行政に措置を依頼する経路を採っている。
・またその前段階として、本人と養護老人ホームを見学し、本人・施設側双方の内諾を得たうえで措置を依頼することも多い。
・措置の依頼時に提供する情報は下記の通り。
　①犯罪歴を含む対象者の個人情報（フェイスシートやプロフィール）
　②持ち家があるのか、家族関係などといった措置の対象者かどうかを判断するための情報
　③緊急時の連絡先として定着支援センターの連絡先を伝える
　④[redacted]では定着支援センターが身元引受人となることはしない

市として、本人の刑務所に入る前の居住地、本人が希望する帰来先を確認しています。

【共通質問-Q5】刑務所の出所に向けて受入先を調整したが、難航した場合の対応の一つとして、一時的にショートステイを利用する事例はありますか。また、その他の対応がある場合は具体的に教えてください。

ショートステイを利用することはない。その他、対応するとしたら一時的に更生保護施設や自立準備ホームを利用することが多い。

・基本的には更生保護施設への帰住調整を行うことが多いため、ショートステイを利用する事例は少ない。
・持ち家や家族の支援、経済的な余裕がある（年金等の収入源が確保されている等）といった事由で、更生緊急保護の利用や養護老人ホームへの入所ができない人がショートステイ等他の選択肢を採ることがある。ただしショートステイは利用日数が決まっているので、特例でない限り長期の利用は難しいことから、小規模多機能型居宅介護を利用する事例の方が一般的である。

【共通質問-Q6①】住民票がない、または身寄りがない等の出所後の高齢受刑者等の帰住先等の確保のため、結果として以下の対応をすることがありますか。
１.刑務所の所在地等で住民票を用意している。
２.身元引受人として貴センターを登録している。
３.緊急連絡先としての役割を引き受けている。
４.市町村への入所措置の依頼にあたり、市内の利用が想定される社会資源について利用できないか確認をしている。

3,4

1,3,4

【共通質問-Q6②】上記のほか、負担のかかる対応としてどのような対応をしていますか。

・金銭管理（社会資源に繋がるまで）
・買い物同行

・住居の確保が難しく、本人が住めなくなった場合の家財などの後始末。
・万が一の場合の緊急対応（入院や手術のたびに身元保証を求められて対応に苦慮する）。
・死後の手続き。

2）地域生活定着支援センター 個別質問

【個別質問-Q1】以前ご回答いただいた、地域生活定着支援センター向け調査票 Q14-1-1 について、「過去 5 年間のうち、刑務所入所中に住民票が消除されていた対象者で、出所日までに援護の実施自治体が決定しなかった事例」のうち、特別調整の対象者で、65 歳以上の者について、養護老人ホームへの措置を必要とする者 3 名、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者 1 名、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者 1 名の計４名について、それぞれの具体的な理由と経緯について教えてください。

養護老人ホームへの措置を必要とする者について、3 人のうち 1 人は下記個別質問 - Q2 の方。
（一人目）1 人は、70 代前半・男性、約 20 年間服役し、出身地である[redacted]県への希望帰住を示されたケース。ADL は自立、長期間の服役歴がある為、本人としては規則があるような施設生活を希望していたが、住民票が消除され約 20 年弱経過していることもあり、養護老人ホームへ入所を検討しても自治体の相談先がない状況。本人の性格特性から[redacted]県内の更生保護施設等には合わず、救護施設へ調整し現在養護老人ホームへ調整中である。
（二人目）1 人は、70 代前半・男性、特別調整対象者 3 回目のケース。1、2 回ともに更生保護施設等に帰住し、3 回目で職権消除となった。同市内ではあるが、本人の特性等もありすぐに養護老人ホームへの調整は困難であった為、更生保護施設等を調整し、出所後住所を設定した後に、見学等を経て養護老人ホーム入所となった。
（三人目）介護サービスを必要とする者 1 名は、70 代後半・男性、出所まで約 1 ヶ月のケース。認知症の診断と難聴もあり、面接においての意向は二転三転し、県内の刑務所ではなかった為、面接も頻繁にできない状態であり、自立準備ホームを調整することとなった。出所当日は、認知症の影響もあってか車内で興奮状態となり、緊急的に精神科病院の調整となり応急入院となった。

【個別質問-Q2】以前ご回答いただいた、地域生活定着支援センター向け調査票 Q14-2-1 について、「過去 5 年間のうち、援護の実施自治体が決まらないことで帰住先候補の施設より受入を拒否された事例」について、特別調整の対象者で、65 歳以上の者で養護老人ホームへの措置を必要とする者 1 名について、その具体的な理由と経緯について教えてください。

65 歳、常習累犯窃盗にて 4 入。がんを患い ADL の状態からも介護の必要性は見受けられ、刑務所での長時間の面会は困難。出所まで約 4 ヶ月。本人の希望帰住地の自立準備ホームに打診するが空きなし。
住所不定の為、援護者が決まらない為、まずは複数の高齢者施設に受入れ打診をするが、施設の空きがないこと以外に、身元引受人が不在であること、医療面の詳細が不明確であること、刑務所から直接の受入れには不安があること等の理由から受入れ拒否。1 ヶ所のみ内諾を得られていたが、結果的には同様の理由に加えて、介護保険の決定がなされていないことが理由で出所約 2 週間前に受入れ不可となる。入院の打診も進めるが、住所が置けないこと、入院の必要性まではないことを理由に受入れ不可。
一時施設として、小規模多機能型施設に打診するも本来の目的ではなく住所設定は困難との理由で受入れ不可。再度自立準備ホームに打診し、無理に一部屋空けて頂けることとなり、出所約 1 週間前に帰住先・生活保護の援護者が決定した。住所設定、介護保険の申請を行い、出所後は約 1 週間で養護老人ホーム入所となる。

【個別質問-Q3】以前ご回答いただいた、地域生活定着支援センター向け調査票 Q16-1-1 について、過去５年間のうち、養護老人ホームに措置入所した者のうち、施設に繋ぐまでに難航した 65 歳未満の者 3 名について、その具体的な理由と経緯教えてください。

・1 人は、特別調整対象者 2 回目。1 度目の特別調整対象者の際に在宅で様々な障害福祉サービスを利用するも結果的に再犯となった。2 度目は、本人より高齢者施設を希望したこともあり、出所まで短期間であったが早々に養護老人ホームへの調整を行うこととした。相談した地域包括支援センターは 2 度目であり理解良好であったが、市担当者は 1 度目再犯となっていることで対応には前向きではなかった。一時施設の利用も検討するが、本人の特性等を考慮するとできるだけ直接入所できる方が望ましく、その点についても行政側へ説明、また短期刑であり養護老人ホーム入所にあたっての申請書類、診断書の提出時期と、入所判定会議の時期がなかなか重ならずに苦慮したが、結果的には行政も何とか理解を示して頂き、出所 5 日前の入所判定会議で受入れ可となった。
・2 人目は、本人の希望帰住地域の施設の空きが無く、本人の意向と施設候補のすり合わせ、また身元引受人になり得る方がおらずに難航。結果的には一時施設に入所、一時施設は本人としてもあまり好んでいなかったこともあり、希望帰住地以外の地域での養護老人ホーム入所に至った。

【個別質問-Q1】以前ご回答いただいた、地域生活定着支援センター向け調査票 Q14-2-1 に関して、「過去 5 年間のうち、援護の実施自治体が決まらないことで帰住先候補の施設より受入を拒否された事例」について、65 歳以上の者で養護老人ホームへの措置を必要とする者 1 名、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者 4 名、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者 1 名の計 5 名について、拒否された具体的な理由と特にケースが多い事例など印象に残る事例の経緯について教えてください。

【65 歳以上】
①A 氏：重度の認知症と罪名を理由に出所直後の受け入れ先調整が難航。救護施設への一時入所保護を経て、何とか病院へつなぐことができたが、今度はその病院を退院した後の受け入れ先調整も円滑に進まなかった。
②B 氏：出所直後に帰住した受け入れ先においてトラブルを起こし退所、他市の施設へ移るが、居住地特例により当初の帰住先自治体がそのまま援護を継続するのかどうかが問題となった。
③C 氏：出所後、更生保護施設に一時入所するも、疾病のため他市の病院に入院する。この際の援護の実施地について、更生保護施設所在地の自治体がそのまま継続となるのか、病院所在地の自治体に移るのかが問題となった。
④D 氏：：元々は[redacted]県内で生活していたが、逮捕時の住民票が職権消除されていたため、養護老人ホームの措置自治体を決定するにあたって調整が難航した。
⑤E 氏：刑務所受刑中の方には戸籍がなく、これまで日本国民として認められていない人がいる。戸籍がないと住所も設定できず、国民として享受できるサービスも受けられない。

【65 歳未満】
①F 氏：出所直後は更生保護施設に帰住するも、他害行為により措置入院。この他害行為を理由として、措置入院解除後の帰住先がなかなか決まらなかった。
②G 氏：本人は実家への帰住を希望していたが、そこに住んでいる実母が介護状態となり、実家へ帰住が可能な状況ではなかった。また、親族(妹)も実家への帰住は反対していた為、本人へ時間をかけて説得し、家族の意向を本人に伝え、実家ではなく他市への帰住調整を行った。

3）受入施設 共通質問

【共通質問-Q1】受入施設の職員が持つ刑務所出所者に対する漠然とした不安があることから、受け入れに繋がらないケースもあるとの指摘もあるが、そのような不安の解消について工夫等はありますか。

養護老人ホーム	・関係機関より、早い段階から情報の提供を頂き、事前にその方に対しての理解をすすめる。 ・地域生活定着支援センター等の支援団体を介して受け入れを進め、何かあった際の相談先を確保する ・触法高齢者に関しての研修を実施。 ・今まで受け入れてきた事例を通じて、職員に受け入れ時のイメージをしていただく ・入所前面接に矯正施設へ訪問、直接情報収集を実施
認知症グループホーム	今のところは繋がらなかったケースはございません。ただ、事前のカンファレンスを何度も行い、その中で、受け入れをする施設が必要であること、そのまま社会に出ると、さらに再犯を繰り返し、被害者が出るので、そのためには福祉が介入する必要があることを理解してもらいました。さらに、本人の生い立ちや環境や背景を考えると、実は本人も社会が生んだ被害者、ということも理解してもらうようにしました、つまり加害者でもあり被害者でもあるということ。 本人のことをちゃんと理解してもらうために、書面の情報だけでなく、本人を見てほしいということも繰り返しつたえました。書面の情報を見ると正直ひく内容ばかり。中学校のときから犯罪を繰り返し、17 回服役していて、それ以外は路上生活と[redacted]の生活。これを書面で見ると“受け入れは無理、やめておこう”と思う。しかし実際に本人を見ると案外、共同生活が可能であったりする。その当たりを職員に理解してもらえるように伝えるようにしている。

小規模多機能	当法人では、毎年「人権研修」が行われており、そのなかで「出所者支援」についても一般社団法人[redacted]（[redacted]地域生活定着支援センター受託団体、以下、「[redacted]」と略）から講師を招いて、出所者支援について職員対象に研修を行いました。 また、事業所責任者がまず[redacted]（地域生活定着支援センター受託団体）主催の「[redacted]専門研修会」に参加し、自事業所で出所者支援、「生きなおしができる社会・地域」づくりが必要だという理念を語れるよう努めています。 そして、出所者の方を受け入れるに当たり、事前に相談先からいただいた情報は、隠さず、職員みんなに読んでもらい、それぞれの職員の思い、不安も含めて率直に話し合う機会を設けています。
不明	受入施設に聞き取ったところ、不安はあるため、地域生活定着支援センターに間に入ってもらい、事前にその出所者に関する情報を確認し、支援する際に不安に思う点について、施設内で検討をしているとのことです。

【共通質問-Q2】漠然とした不安の解消に向けて、職員向けの研修や教育をしていますか。特に、以下の観点からの研修や教育はありますか。あった場合はその事例について具体的に教えてください。（施設内研修、地域生活定着支援センターからの講師派遣、矯正施設への見学会などの観点から）	
養護老人ホーム	・地域生活定着支援センター、ホームレス支援団体等に来園いただき、触法高齢者についてや、ホームレスの方のへのアフターケア事業等についての施設内研修会を実施。 ・入所後も何かあれば矯正保護施設の担当者や地域定着の職員、その他関係先に連絡し、相談を実施。
認知症グループホーム	地域定着センターの研修に管理者以外の職員も参加。
小規模多機能	・[redacted]地域生活定着支援センター/[redacted]さんの「[redacted]」の購読と研修会 ・[redacted]刑務所見学・面会、更生保護施設「[redacted]」見学・面会 ・施設内で支援受け入れ前に「事前カンファレンス」の開催など行った ・[redacted]刑務所での面談には、出所後連携して支援する予定の「訪問看護ステーション」所長にも参加してもらい、お互いの理念・支援を共有するように努めました
養護老人ホーム	受入施設に聞き取ったところ、施設長や相談員を講師として、生活定着や施設の目的（受入れの背景）・意味等について施設内で研修をして、個々のケースに役立てていたり、地域生活定着支援センター主催の研修に参加したりしているとのことです。

4）受入施設 個別質問

養護老人ホーム	**【個別質問-Q1】以前ご回答いただいた、受入施設票 Q12-1「刑務所を出所した者の受け入れに当たって課題と感じていること、あるいは、受け入れた後の対応の際に難しいと感じた経験があれば、教えてください。」について、「入所に対し、ポジティブな情報は得られていたが、ネガティブな情報（本音）等をどこまで聞けていたかは疑問も残る。入所後は「自由」、「自分で考えて行動する」ことが一番難しいと話されていた事が印象的です。」とご回答いただきましたが、特に本人の意思の確認や意思の尊重について、それらを引き出すための工夫や困難と感じることを具体的に教えてください。**
	矯正保護施設出所の方をすべて一括りにすることはできませんが、本音を話していただけるような関係作りをしていくことが重要と考えます。日々の挨拶や、ちょっとした声掛けを積み重ねていくことで小さな事でも話していただける関係となるよう努めています。養護老人ホームの活動の中では、職員との共同作業を重視して取り組んでおり、その作業を通じて職員との信頼関係を構築することで本音を言っていただきやすくするよう努めています。 また、第２の人生として仕切り直しができるよう、生きがい活動の提供をするとともに、施設の作業等に積極的に参加いただくことで有用感を感じていただけるよう労いの機会を持つように支援し、居場所として心地よい環境を作るよう努めています。 ただ、本音を話さない傾向も強く、我慢しておられる分、無断で離設をする等突発的な行動を繰り返したり、窃盗等再犯し収監される方もおり、対応の困難さも感じています。

認知症グループホーム	**【個別質問-Q1】以前ご回答いただいた、受入施設票 Q12-1「刑務所を出所した者の受け入れに当たって課題と感じていること、あるいは、受け入れた後の対応の際に難しいと感じた経験があれば、教えてください。」について、「入居後、ストレスを無くすために散歩を日課に入れたり、施設での役割を持っていただいたり、精神の手帳の交付を受け、就労支援 B へ通ったりして、本当にうまくいっていた。本人も機嫌良く過ごしていたのに、就 B からの無断外泊で全てがくずれた。人生で初めて給料をもらい、仕事のぐちをスタッフに話したり、仕事の内容も時給に合わせて自分で選択したり…本当に社会性のある生活を送っておられたのに。本当に残念でした。」とご回答いただきましたが、特に就労 B へ通うこととなったきっかけや、その支援について具体的に教えてください。**
	もともと、他の利用者と比べてかなり若く、かなり元気だったので、制限が多い施設生活だとストレスがたまると思われました。そのため、毎日の散歩を２回にし、時々、買い物へ行き、月に１回程度の銭湯へ行ったり、実家への里帰りを企画したりして、なるべく毎日を楽しく過ごしていただけるようにしました。それでもストレスが溜まるとソワソワしたりいらいらしたり、幻聴・幻覚・も頻繁に出たので、障害者手帳の申請をし、障害のサービスを利用しようと考えました。ただ残念ながら、利用できるサービスが少なく、余暇活動に繋がればと思っていたガイドヘルパー等も認知症施設入居者は利用できなく、活動の幅を広げることが出来ませんでした。そのため、次に考えたのが就労支援 B。ただ、このサービスを提供している施設は、ほとんどが、玄関の施錠等のセキュリティがなく、利用者は自分で通って、時々、ふらっと外に出る方もおられたりした。独りで出てしまうと、そのまま帰ってこない上に、外で窃盗等を犯す可能性があるので、なかなか適切な事業所が見つかりませんでした。しばらく探していると、ある程度の本人の所在確認程度は責任をもって対応するという事業所が見つかったのでそこの利用を開始しました。かなり落ち着き、毎日、『今日も仕事やわ、しんどいけどお金もらわなあかんから、しゃあないな』とか『今は○○な仕事をしています』『友達の○○さんと毎日一緒に休憩して散歩しています』といった本当に“普通の人”の生活を送っておられ、こちらのスタッフも喜んでいました。就 B が連休の時は、散歩の回数を増やしたりして、ストレスを溜めないように配慮していました。人生で、ほとんどが刑務所か路上かドヤ街だった、仕事もしたことも無かった人が、はじめて社会生活を営んでおられる様子に皆が喜んでおりました。そんな中、たまたま、作業所の休憩時間に、独りで散歩に行かせてもらったようで、そのまま、ふらっと居なくなりました。作業所から支給されるお金を持っていたからか、そのまま電車に乗って[redacted]の実家に帰っていました。[redacted]警と[redacted]警の協力で無事に帰ってきましたが、それが原因で職員の気持ちに変化があり、受け入れが困難になりました。散歩が恐い、とか力ずくで脱走をこころみたらどうするか、等々、施設内で非常に大変なやりとりがあり、話し合いを重ね、色々なルールを決めなおし、スタッフに納得していただき、再入居となりました。現在は、再度無断外出がないように工夫しております。お金の管理（自分で持たない工夫）や就 B の回数を増やしたり、逃げ出さなくても、実家にいける様に、こちらで定期的に帰省の計画をする等々。とりあえず落ち着いてご利用いただいております。

小規模多機能ホーム	**【個別質問-Q1】以前ご回答いただいた、受入施設票 Q12-1「刑務所を出所した者の受け入れに当たって課題と感じていること、あるいは、受け入れた後の対応の際に難しいと感じた経験があれば、教えてください。」について、「課題：出所後、地域で暮らすための住居の確保が難しい。その人が今までどう生きてきたのか、という背景を、本人と共に語り合う中で支援する私たちも感じること、考えること、教えられることがたくさんあります。今後は、＜福祉＞という枠をこえて、地域で当たり前に暮らすためのネットワークづくりが必要だと思っています。」 とご回答いただきましたが、特に地域で当たり前に暮らすためのネットワークづくりに際して取り組まれている支援や､それに際しての困難なことについて、具体的に教えてください。**
	事業所職員が、実際に出所者の支援を本人と共に行っていくことで､「その人がどのような環境下でどう生きてこざるをえなかったのか」を知り、人を想う大切さやあたたかさを語るようになりました。また、専門職としてアセスメントの大切さも感じることができたように思います。 ネットワークづくりについては、まず地域包括支援センターや地域のＣＳＷのところに当人と出向き、地域での様々な「居場所」の開拓を共にできるようお願いしました。が、地域で当たり前に暮らすために必要な「住まい」や「仕事」に関わる資源、機関と結びつくことがなかなか難しいです。

養護老人ホーム	**【個別質問-Q1】[redacted]市の事業所様、施設様において、刑務所出所者に対する本人支援の工夫事例について教えてください。**
	受入施設に聞き取ったところ、刑務所受刑中に面接し、本人に（もう刑務所に）戻らないことや（養護老人ホームでの）施設生活する覚悟などの意思を確認しているとのことです。また、自書で約束事を書いてもらい、施設入所後に立ち返る機会を設け、よく出来ていれば褒めて評価し、不安にならないよう、また罪を繰り返すことのないよう対応しているとのこと。精神的にコントロールが難しい場合は、医療と連携して対応しているとのことです。
	【個別質問-Q2】出所後の高齢者の受入による事業所・施設にとっての好影響・効果があれば教えてください。
	受入施設に聞き取ったところ、受入を行うことで、職員の支援のスキルアップに繋がっているとのこと。また、福祉関係者や地域生活定着支援センターからの信頼が大きいこと、近隣住民からも、入所者絡みで何かあっても、施設として説明するなど、きちんと対応していることから、住民からの信頼も得られているとのことです。

5）自治体 共通質問

【共通質問-Q1】刑務所入所前の居住の事実の確認が出来ない場合を含め、住民票が不明又は明らかではない（職権消除により住民票はないが刑務所入所前の居住の事実の確認ができる場合を除く）場合に、保険者や措置実施先の決定にあたり他の自治体との調整等に苦慮する場合があると思われるが、障害福祉サービスのように、たとえば、逮捕地ルールのようなルール化をすることについてどのように考えますか。
共通のルールがあるほうが、調整がスムーズになるとは思う。
ルール化することで、措置実施責任者が明確となり、自治体間での連絡調整等が不要となる、または円滑に行えるようになると考えられる。
過去相談があった案件については，刑務所入所前の住居の確認ができた事例のみのため，他都市との調整の実績はないが，住民票不明の措置対象者に対して，上記障害福祉サービスのようなルールが定まっていた方が入所までの確認・調整作業が円滑になるため望ましいと思われる。
これまでの少ない経験では、相談者の元々の居住地が当市であったことから、他の自治体との調整に苦慮したケースはないが、基本的には「本人がどこに住みたいか」の意思確認が必要だと思う。 しかし、まだまだ刑務所出所者の支援について経験を積んでいる市町村は少ないと考えられる（本市の場合、隣市までの鉄道運賃を渡しでお引き取りいただいたり、住居確保困難にも関わらず住居確保をしなければ生活保護の受付をしないなど）ので、どこが支援の主体になるかを定めること（ルール化）は必要だと思う。
ルール化は希望する。自治体での調整にあたって、ルールがあると調整がしやすい。 刑務所所在地であると偏りがみられるが、逮捕地ルールでは分散が期待される。 また、生活保護受給者の割合が多いものと考えられる中、どの自治体でも職員の事務負担だけでなく扶助費の財源負担も生じるため、国などからの補助の仕組みづくりが必要と感じる。さらに、認知症の場合には、権利擁護の対応も重なるため、生活保護と同様に国ケースとしての支援が求められる。
ルール化することには賛成である。老人福祉法第５条の４から「居住地が明らかではない場合は現在地で措置する。社会福祉施設入所者、病院の入院患者等は当該施設等所在地の市町村が措置する」ということが[redacted]県措置マニュアルで定められている。刑務所の場合は定められておらず、このマニュアルに沿ってしまうと、刑務所がある市町村が措置実施先になることが多くなってしまうので、逮捕地ルールのようにルール化してほしい。

【共通質問-Q2】老人福祉法第5条の四（福祉の措置の実施者）に規定する「居住地」と「現在地」をいくつかの事例に則して明確にすることで、調整がスムーズにいくと思われますか。
いくと思う。
具体的な事例の提示があれば、自治体間での連絡調整が不要となる、または円滑に行えるようになると考えられる。
明確にすることが望ましいと考えている。現在の法令及び通知では、①刑務所入所前の居住地、②逮捕された場所、③刑務所釈放後、現在本人がいる場所（現在地）、いずれの解釈もできるため、自治体間での調整に時間がかかる。 具体的な事例に即して、示していただいた方が調整はスムーズにいくと思われる。
「居住地」を有している場合に対し、「現在地」についてはその捉え方に幅が出てくるように思われる。このため、刑務所に入所中から本人が退所後に住みたい市町村を確認し、本人の意思に基づいて当該市町村に支援をつなぐような仕組みが必要ではないか。 また、単に当該市町村に支援を迫っても、そこに受け入れるだけの社会資源や環境が整備されていないと、十分な支援は行えないと思われる。養護老人ホームや介護保険施設への措置入所だけでなく、在宅サービスを利用しながら生活する出所者が地域コミュニティで生活していくための住民理解の促進が求められる。
事例に即して明確にすることで、ある程度調整がスムーズにいくと期待するが、ケースが多岐に渡るため調整等への活用は難しいのではないかと考える。また、自治体の措置費財源は、現在、当該自治体の一般財源により負担しているため、事務費と合わせて国などからの補助が必要と感じる。
市町村によって解釈が違い調整に苦慮することが多いので、事例を示して明確にすることで調整がスムーズになると思う。 〈思いつく事例〉 ・車中泊をしていた人。 ・施設から追い出されて、その施設所在地ではない市町村に連れてこられてしまった人。 ・居住先→刑務所→更生保護施設（居住していた市町村の施設を希望指定が、更生保護施設に住民票を変えていたのでそこが実施市町村になり、居住先の施設に措置することがとても大変だった）

【共通質問-Q3】 犯罪歴等により受入施設から敬遠されるケースは一定程度見込まれるが、受入が円滑に進むよう、受入にかかる施設の負担を踏まえ、補助金等の創設が必要と思われますか。また、効果があると思いますか。
創設の必要性はそこまで感じていない。また、もし補助金等があったとしても、実際に犯罪歴のある者が施設内でトラブルを起こした際（当市では、昨年、犯罪歴があった入所者が、職員に対し刃物を向けたという報告を受けた）、対応する職員の負担が大きいことは変わりないため、効果は少ないと思う。
犯罪歴が原因で施設での受入れを断られる高齢受刑者の措置入所相談が多く、今後も同様の相談件数が増える可能性が高いことから、補助金の創設に限らず、当該者の受入れに特化した施設の設立や、当該ケースの場合等に利用できる民間施設との連携等、措置入所以外での対応が執れるよう既存の制度について改良を検討していく必要があると考える。また、効果は期待できると考える。
施設からは、処遇困難な入所者の対応をするための職員が足りていないという声が聞かれる。 処遇困難な入所者への対応ができる職員を増やすことに使途を限定した補助金であれば、一定の効果はあると思われる。
補助金によってすぐに敬遠されていたケースの受入が増加するとは思わないが、受入れてきた施設にとっては、その負担を一定評価されたものとして補助金があることは歓迎するのではないか。このことによって、受入施設のモチベーションが上がり、支援の好事例が広まっていけば、困難ケースにも対応する施設等が増えていくのではないかと考える。
刑務所の所在自治体で負担すべきではない。 受け入れ施設の考え方によると思うが、補助金が受け入れ施設に入ることで受け入れの効果はあると思う。また、施設内のトラブル対応とともに、終の棲家となる施設ばかりではないため、トラブル対応や施設変更が生じた際に、負担を軽減する相談調整機関などの仕組みが求められる。地域の包括支援センターでは、今後の高齢者人口の増加を踏まえると、こうしたケースの負担は強いられない状況にある。
敬遠されるケースは確かに多い。また受け入れていただいた後も、施設内でトラブルになり行政が呼ばれたケースもある。施設の職員の負担なども大きくなることもあるため補助金の創設が必要と思われる。また養護老人ホームは空き室があるところも多く、経営が困難なところも多いと思われるため、効果もあると思う。

【共通質問-Q4】出所後の高齢受刑者に関して、措置入所を検討するにあたって、他の適切な地域生活定着支援センターへ調整の依頼をされる際、どのように依頼をされていますか。
当課において、地域生活定着支援センターへ調整の依頼をした事例を把握していない。
地域生活定着支援センターから相談を受けることがほとんどであるため、市からの依頼実績はなし。
本人が施設での生活に馴染むことが出来るのか、よく検討してもらうよう依頼している。(外出時間の制限であったり、他の入所者との人間関係、自由にお金が使えない等、入所したものの施設のルールを守らず、日々の生活に不満を持ち、無断外出や行方不明になるケースが多く、職員数が少ない養護老人ホームでは対応困難な事例が増えてきているため。)
「他の適切な地域生活定着支援センターへ調整の依頼」とは、本市は[redacted]県だが、例えば[redacted]県の養護老人ホームに高齢受刑者の措置入所を依頼する際に、[redacted]県の地域生活支援センターに調整依頼をするかといえば、しないと思う。基本的に措置は措置権者として本市が、依頼先である養護老人ホーム側と調整のうえ受入れを実行することになる。 しかしながら、受刑者となると、様々な受入課題があることから、地域生活定着支援センターに関与してもらうことは有難く、具体的にどのような依頼をするかは協議のうえで決めていくことになると思う。
検討する事例が刑務所からの相談であれば、事例の状況を伺ったうえで、必要時地域生活定着支援センターと連絡をとり協力を得る。(地域生活定着センターからの相談であれば、そのまま連携して対応する)

【共通質問-Q5①】出所後の高齢受刑者等に関して、措置の実施にあたり、確認している事項としてあてはまるものを教えてください。 １.貴市町村に住民票があるか、職権消除した実績があること ２.過去又は現在の住民登録の有無にかかわらず、居住していた事実が確認できること ３.要介護認定により非該当であること ４.在宅生活介護保険施設等の利用を含め、他のサービス等の活用に至らないこと ５.高齢受刑者本人の意向 ６.その他
1,2,3,4,5
1,2,4,5
1,2,3,4,5,6
1,2,3,4,5
1,5
1,2,3,4,5
1,4,5

【共通質問-Q5②】出所後の高齢受刑者に限らず、一般的な養護老人ホームへの措置の検討にあたり、他市町村と調整が難航した事例があれば教えてください。※どのような点で難航したか簡潔に記載いただくことで構いません。
刑務所出所後、帰来先のない者の措置にあたり、刑務所の所在地の市町村と実施責任の考え方が異なっていたため、調整が難航した事例がある。
昭和 62 年 1 月 31 日社老第 9 号　社会局老人福祉課長通知「老人ホームへの入所措置等に関する留意事項について」第 1 － 1「生活保護法第 38 条に規定する救護施設又は更生施設等に入所している場合にあっては～」とあるが、『等』とは、具体的に他にどのような施設を指すのか他市町村と解釈が異なり調整が難航した。
養護老人ホームへの措置ではないが、緊急保護で調整に苦慮した事例 ・海外や他の市町村を転々としており（自分で施設から出て行ってしまう）居住地なし。他市町村が本市の施設に連れてくるが施設に受け入れを断られる。その施設がある本市が対応するべきと言われた。 居住実態が無いにも関わらず、住民票があるという理由で保護すべき市町村の決定に苦慮した事例 ・他県で保護されたにも関わらず、他県の市町村職員が本市まで送り届けてくることがあった。実際には居住実態が無く対応に苦慮した。

6）自治体 個別質問

【個別質問-Q1】以前ご回答いただいた、自治体向け調査票 Q3-3「この１年（平成 31 年４月１日から令和２年３月 31 日）の新規の要介護認定審査を受けた者」について、通常の場合と高齢受刑者にかかる申請日から認定の二次判定日までの平均期間の差は 31.2 日とご回答いただきました。 その中で、要介護認定の審査に期間を要した事例とその課題について教えてください。特に、刑務所が日常的な生活環境と異なるため審査結果が軽く判定されやすい等の理由がありましたか。また、そのような状況にならないように何らかの工夫をされていることはありますか。
申請日から認定の二次判定までに期間を要した事例は全３件あり、うち２件は主治医意見書の提出遅れによるもので、残りの１件は被保険者都合により認定調査実施までに期間を要したためです。 また、刑務所は日常的な生活環境と異なりますが、審査会においては、当該状況を踏まえて審査判定を実施しております。

（2）ヒアリング結果

1）地域生活定着支援センター

地域生活定着支援センターA

共通質問① 同程度の状況である高齢受刑者等について、調整における円滑さの違いとなる要因

再掲（事前照会票）
【共通質問-Q1】同程度の状況である高齢受刑者について、受け入れ先の調整がスムーズにいった事例とスムーズにいかなかった事例の大きな違いを感じたことがありますか。その際、自治体や地域包括支援センターとの連携・協力等の有無は関係しますか。
連携や協力等の有無は関係していると感じる。実際、地域によって関わり方や積極性等の違いがある。具体的な事例は浮かばないが、自治体や地域包括支援センターに相談した際に、すぐに受入れ施設の空き状況をご教示して頂いたり、空きが無い場合には次の具体策等を一緒に検討して頂ける自治体もある。地域によっては、定着である程度受入れ施設の候補先を決定した上で、「受入れ先は決まっているから」というのを前提で相談を進めざるを得ない場合もある。

【ヒアリング設問 1】自治体によって対応が異なる理由としてはどのような点が挙げられると考えるか。
定着から相談や連携したことがない自治体等については関係構築ができていない為、定着がどのような役回りをするか等の理解が十分ではない。定着としても普及啓発がまだまだできていないことが考えられる。

【ヒアリング設問 2】同程度の状況である高齢受刑者について、受入の調整をスムーズに進める観点から、本人の意思は関係するか。
大いに関係する。本人の意思によって調整を進めるが、本人がこれまで生活歴がある自治体であれば、尚スムーズになる場合もある。(本人がそこでどのような生活をしていたかにもよる)。

【ヒアリング設問 3】住所不定の高齢受刑者については援護の実施の決定に係る、暗黙のルール等はあるか。
回答無し

共通質問② 介護等の支援が必要にも関わらず、本人に利用意思がない場合の効果的な対応

再掲（事前照会票）
【共通質問-Q2】介護等の支援が必要な者について、介護サービス等の利用を拒否するなど本人にその意思がない場合、結果として介護サービス等につなげることができた事例で特に効果があると思うものはありますか。
特に無し。事例の中で考えられることは、本人自身が弱ってきたことに気付けたら介護サービスを促していくことはできるが、本人に認識がないときは繋げることは困難と考える。

【ヒアリング設問 1】本人に介護サービスを利用する意思がない、というケースは今までにあったか。
あった。事例として、70 代の男性の方、デイサービスの見学まで同行し、体験もさせてもらったが、「自分はあそこまで高齢ではない」との理由でサービスにはつながらなかった。
【ヒアリング設問 2】本人に施設の見学等を促すことはあるか。
ある。関係機関としては、見守り強化も含め、施設入所の必要性を検討する場合等、「まずは見るだけ」という形で促し、同行する場合は多い。

共通質問③ 老人福祉法第５条の四（福祉の措置の実施）に規定する「居住地」と「現在地」の明確化による調整の円滑さへの影響

再掲（事前照会票）
【共通質問-Q3】老人福祉法第 5 条の四（福祉の措置の実施者）に規定する「居住地」と「現在地」をいくつかの事例に則して明確にすることで、調整がスムーズにいくと思われますか。
そこを意識して考えたことがない。そこを明確にできたとしても、自治体がそれに則して対応するとは限らないため。

【ヒアリング設問 1】明確にできたとしても、自治体がそれに則して対応するとは限らない、とあるが、そのように考えるのはなぜか。実際に自治体との調整に難航したことがあるか。
回答無し

共通質問④ 行政に対する養護老人ホーム等への入所措置の依頼について

再掲（事前照会票）
【共通質問-Q4】出所後の高齢受刑者等に関して、行政に養護老人ホーム等の入所措置を依頼する場合どのように依頼をされていますか。その際、措置の実施の検討にあたり、どのような情報を求められますか。
受入れ先については内諾を得た上で、行政に相談に行く。その後、行政に対しては、本人の ADL 等の全体像に併せて、本人の収入、在宅生活が困難である理由、家族関係等、養護老人ホーム入所への必要性について説明する。 　行政側から求められる内容としては、他の高齢者施設（ケアハウス、有料老人ホーム等）が入居困難な理由、収入、介護保険の申請等。

【ヒアリング設問 1】包括支援センターに相談することはあるか。
養護老人ホームの調整が妥当だと定着は判断しても、専門である包括支援センターの意見を交えた上で、改めて検討する場合等、ケースや自治体によっては包括支援センターに相談する場合もある。

【ヒアリング設問 2】本人と養護老人ホームを見学することはあるか。
ある。自治体から内諾を得られた場合は、見学を進めていく。本人に選択肢を持たせるために、可能であれば 2 ヶ所行く場合もある。

【ヒアリング設問 3】受刑中から入所予定の施設をみる：刑事施設外処遇を実施することはあるか。
ない。対象となる刑事施設において、調整を進めたことがあったが、諸事情等あり、実施に至らなかった。

共通質問⑤ 受入先調整が難航した際の対応

再掲（事前照会票）
【共通質問-Q5】刑務所の出所に向けて受入先を調整したが、難航した場合の対応の一つとして、一時的にショートステイを利用する事例はありますか。また、その他の対応がある場合は具体的に教えてください。
ショートステイを利用することはない。その他、対応するとしたら一時的に更生保護施設や自立準備ホームを利用することが多い。

【ヒアリング設問 1】更生保護施設や自立支援ホームを利用することが全国的にも一般的か。
全国的なことは不明だが、自立準備ホームをあまり利用しないという県は聞いたことがある。

【ヒアリング設問 2】小規模多機能型居宅介護を使用することはあるか。
難航した場合としてではなく、受入れ先として調整したことはある。

共通質問⑥ 住民票がない、または身寄りがない等の高齢受刑者等の帰住先確保のための対応

再掲（事前照会票）
【共通質問-Q6①】住民票がない、または身寄りがない等の出所後の高齢受刑者等の帰住先等の確保のため、結果として以下の対応をすることがありますか。 １.刑務所の所在地等で住民票を用意している。 ２.身元引受人として貴センターを登録している。 ３.緊急連絡先としての役割を引き受けている。 ４.市町村への入所措置の依頼にあたり、市内の利用が想定される社会資源について利用できないか確認をしている。
3,4

再掲（事前照会票）
【共通質問-Q6②】上記のほか、負担のかかる対応としてどのような対応をしていますか。
・金銭管理（社会資源に繋がるまで） ・買い物同行

【ヒアリング設問 1】これらの対応については、地域生活定着支援センターの役割として明確に定められているのか。それとも、独自の対応か。
独自の判断で行っているが、同様の対応をせざるを得ない定着はあると考える。

【ヒアリング設問 2】2 住民票を用意することはない、とのことだが、これはなぜか。（他のセンターではそのような対応を取っているところがあったため）
質問の意味がよく理解できませんでした。）回答として考えられるのは、[redacted]の場合は、よほど調整がつかないことや、理由がない限りはあまり刑務所所在地に住所を置くという調整をしない。

個別質問 事例 1「住民票が消除され、出所日までに援護の実施自治体が決定しなかった事例」

再掲（事前照会票）

【個別質問-Q1】以前ご回答いただいた、地域生活定着支援センター向け調査票 Q14-1-1 について、「過去 5 年間のうち、刑務所入所中に住民票が消除されていた対象者で、出所日までに援護の実施自治体が決定しなかった事例」のうち、特別調整の対象者で、65 歳以上の者について、養護老人ホームへの措置を必要とする者 3 名、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者 1 名、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者 1 名の計 4 名について、それぞれの具体的な理由と経緯について教えてください。

養護老人ホームへの措置を必要とする者について、3 人のうち 1 人は下記個別質問 - Q2 の方。
（一人目）1 人は、70 代前半・男性、約 20 年間服役し、出身地である[redacted]県への希望帰住を示されたケース。ADL は自立、長期間の服役歴がある為、本人としては規則があるような施設生活を希望していたが、住民票が消除され約 20 年弱経過していることもあり、養護老人ホームへ入所を検討しても自治体の相談先がない状況。本人の性格特性から[redacted]県内の更生保護施設等には合わず、救護施設へ調整し現在養護老人ホームへ調整中である。
（二人目）1 人は、70 代前半・男性、特別調整対象者 3 回目のケース。1、2 回ともに更生保護施設等に帰住し、3 回目で職権消除となった。同市内ではあるが、本人の特性等もありすぐに養護老人ホームへの調整は困難であった為、更生保護施設等を調整し、出所後住所を設定した後に、見学等を経て養護老人ホーム入所となった。
（三人目）介護サービスを必要とする者 1 名は、70 代後半・男性、出所まで約 1 ヶ月のケース。認知症の診断と難聴もあり、面接においての意向は二転三転し、県内の刑務所ではなかった為、面接も頻繁にできない状態であり、自立準備ホームを調整することとなった。出所当日は、認知症の影響もあってか車内で興奮状態となり、緊急的に精神科病院の調整となり応急入院となった。

【ヒアリング設問 1】一人目について、最終的な住民票の所在地は決定したか。（現在調整中？）

刑務所にいた関係で、住民票は約 20 年間消除されていた。刑務所入所中は関東、[redacted]を転々としていたため[redacted]に縁がなかった。そのため[redacted]のどの自治体に相談するかが問題であった。本人の出身地の市でも、本人の希望がないと受入調整は難しいのではないか、とセンター内で協議していた。本人としては、[redacted]県内であればどこでも問題ないと、特に帰住先に希望の市はない。[redacted]には何年も帰っていなかったので、調整が難しいことは本人も理解していた。兄弟は[redacted]に 1 人いたが、連絡が取れるかは不明。援護実施の自治体については一時的に帰住となった救護施設に住民票を設定した。

【ヒアリング設問 2】一人目について、刑務所の所在地が住民票の所在地となることが多いと聞くが、そのようになったのか。経緯はどのようなものか。またルールがないことにより調整が円滑に進まず、困難や苦労した点はどのような点か。

入所していた刑務所自体が[redacted]外であった。刑務所所在地に住民票を設定することも検討したが、その後の援護の実施者が難航すると考えた。また、帰住先として[redacted]県内の救護施設の入所調整を進めていた為、救護施設所在地の自治体にて了承を頂いたので、刑務所所在地の自治体ではなく、救護施設所在地の自治体にて調整を開始した。今回は特別調整という形で刑務所所在地の定着センターが関わっていたが、本人希望で[redacted]に帰りたいということで、[redacted]県の地域生活定着支援センターに引き継ぎが行われた。刑務所所在地の定着センターでコーディネートをする際は、ある程度の本人の希望を聞いて、希望先の定着に相談し、受入の手続き等を両センターで一緒に進めていく。たまたま刑務所が[redacted]外であり、本人が最期過ごすのに[redacted]県を希望したため、[redacted]県で手続き等を進めた方が円滑に進むのではないかという点から、[redacted]で調整等の話を進めることになった。
介護サービスの利用については、本人はある程度自立していたため必要ないと考えられた。
援護の実施自治体を決めるルールがないことにより、根拠が無い為、出所までの期間で、いつどのように自治体に相談し、調整を進めていくのか、いつも悩まされる。
本来は入所中に帰住地を決めたかったが、自治体を選定する根拠が薄いため、自治体の受入が厳しいのではないかという判断があった。自治体からは、なぜ自自治体を選んだのか？と拒否されてしまう可能性があった。
救護施設に入る際は基本的には住民票が必要であるが、今回のケースは救護施設の所在地に住民票を置くことができたため、生活保護などの扶助もそこでとっていた。

【ヒアリング設問 3】一人目について、どのような点で、[redacted]県内の更生保護施設等に合わないと判断されたのか。

刑務所に 20 年いたため。更生保護施設は、一定のルールはあるものの、様々な方がおり、また外出もある程度は自由にできる。本人の性格特性等を考慮すると、周囲に惑わされる可能性も考えられため。これらの理由によりある程度規律がある救護施設に受入先が決まった。
本人の自立度が高く、さらに住民票がなかったため、入所中に要介護認定は受けられなかった。さらに、出所後も認定を受けられなかった。現在は、養護老人ホームに入居したのちの様子を見てから決める流れで進めている。

【ヒアリング設問 4】二人目について、特別調整対象者 3 回目のケースは累犯があったか（三回入所があったか、それともそれ以下の回数か）。

[redacted]県の地域生活定着支援センターが関わって三回目になるため、服役回数はもう少しある可能性がある。支援の途中で再犯、服役。これが繰り返されていたようだ。県外の刑務所からの対象者であった。入所前の同じ市に帰りたいという希望があったが、その市でも有名の方であった（市役所で迷惑をかけていたことで有名であった）ので、当該市では、また来たのね、という印象であったそうだ。

【ヒアリング設問 5】二人目について、職権消除の経緯はどのようなものか（1 回目、2 回目は職権消除にならなかったが、3 回目は職権消除になった理由等）。

1 回目：更生保護施設に入った。2 回目：自立準備ホームここではかなり迷惑をかけた）。3 回目：職権消除を受けた。自立準備ホームに住所を置いていた。また、3 回目の服役を終えた後にも同じ自立準備ホームに受入の相談することはできたが、今後他の方も調整していただきたいことを考えると依頼することは難しかった。
職権消除については、詳細は不明だが、住んでいないことを申告すれば消せるかもしれない。職権消除されたことについて本人に通知が言っているかは分からない。

【ヒアリング設問 6】二人目について、どのような特性により養護老人ホームに調整が困難と判断されたのか。

刑務所の中ではまじめに生活していたため集団生活ができるかどうかは、正直わからない点であった。しかし、更生保護施設で禁煙等のルールを守れなかった。施設に繋いだところで、ルールを破る可能性、施設から出てしまう可能性が高いため、自立準備ホームで様子を見ることとなった。

【ヒアリング設問 7】二人目について、出所後住所を設定したとあるが、その経緯は？また、ルールがないことにより調整が円滑に進まず、困難や苦労した点はどのような点か。

出所後、自立準備ホームにて様子を見ることとなった為、自立準備ホームに住所を設定した。しばらくは、そこでの生活を、自立準備ホームスタッフと定着が中心となり、様子を確認していた。出所後約 2 ヶ月を経過できたところで、高齢福祉課に相談した。この方は知的障害の診断が刑務所入所中についていた。1，2 回目で知的障害の問い合わせのみしていた。しかし年齢の兼ね合いもあり、3 回目の際は認知症か知的障害か判断ができず、申請が通らなかった。1 度目の特別調整対象者の際、療育手帳を所持していないが、IQ 相当値が 50 代だった。県更生相談所に相談したが、該当しないとの判断だった。
恐らく 3 度目の特別調整対象者の際に、刑務所知的障害の診断を受けていたが、該当しなかった。年齢によって、知的障害か認知症の判定か、の境目の方は何人かいらっしゃる。どんな介護サービスを使うかによって、申請内容も変わってくる。本人は自立していたため、介護認定の申請をしていない。出所後すぐは、申請しても使う必要なサービスがあまりないと判断されたため、申請する必要はないのではないかと考えた。今は知的障害でも認知症でもない、となっている。このような方はつなげたいサービスにつながらない。このように判断がつかず、手帳が出せないケースは 0 ではない。認知症でも知的障害でもなく、本人の性格であるという判断をされることは多々ある。認定がつきにくい背景として金銭的な問題としてはとらえていない。

【ヒアリング設問 8】三人目について、県外の刑務所に入所している受刑者を担当することがあるか。またそれはどのような場合か。

[redacted]県に帰住したいという希望があったという理由が一番大きい。ほかにも、[redacted]県に累犯者の刑務所がないことが理由としてある。[redacted]県は少年刑務所（もとの対象者は 26 歳未満であったが、高齢化に伴い初犯の刑務所となった）が 1 か所、[redacted]唯一の女性の刑務所が 1 か所。すなわち累犯の方については、県外の刑務所に入るため、[redacted]県に帰住希望があれば対応することになる。
県によって所在している刑務所の種類がさまざまであるため、条件にあった近隣の刑務所に入所する。[redacted]内の刑務所に収容できず、[redacted]外に流れてしまうことも稀にある。基本的に入所は事件地周辺の刑務所であるが、医療の必要性や暴力団関係、等の細かい分類がある。

【ヒアリング設問 9】三人目について、自立準備ホームを調整とあるが、これは更生保護施設とは異なる選択をしたということか。またその理由は？

認知症と難聴の症状が重かったため。更生保護施設よりも、自立準備ホームの方が福祉支援が手厚く、本人に合っていると考えたため自立準備ホームに入った。高齢者施設だったため、サポートが厚かった。
この自立準備ホームは、何度も依頼をしていたこともあり、理解があった。このケースは出所まで期間が短かったため、ここに相談した。当該市としては措置の対応は寛大だと思う。措置もしていただけるが、入所判定会議が市によって回数が少ないため、措置に至るまで時間がかかる。その間の身の置き場は[redacted]県の場合は自立準備ホーム、更生保護施設に相談する。この場合は、入所判定会議（〇月頃）までという形で受入れの相談をし、目途が立っている状態であれば、一時施設の受入れは割とスムーズである。入所判定会議に挙げられれば受入の許可が出やすい。会議にあげるまでが大変。一番大変なのは、刑務所から直接入所をお願いしたい場合は書類の作業。入所中に診断書を取ったりすることが、刑務所との兼ね合い、血液検査ができるかなどの細かいところのすり合わせが問題となる。
生活保護との組み合わせを自治体から提示されることはあまり無い、介護保険のサービスの利用については言われる。本人の状態から、介護保険は非該当でも認定が欲しいから申請することもある。刑務所にいる関係で、認定が 1 か月で出ない場合もある。

【ヒアリング設問 10】三人目について、県内には出所者に理解のある病院はあるか。

理解のある施設があるというのは大きい。本人が希望される地域に受入に理解がある施設があるかが問題となる。理解がないとなかなか難しい。

個別質問 事例 2「援護の実施自治体が決まらず帰住先候補施設から受入を拒否された事例」

再掲（事前照会票）

【個別質問-Q2】以前ご回答いただいた、地域生活定着支援センター向け調査票 Q14-2-1 について、「過去 5 年間のうち、援護の実施自治体が決まらないことで帰住先候補の施設より受入を拒否された事例」について、特別調整の対象者で、65 歳以上の者で養護老人ホームへの措置を必要とする者 1 名について、その具体的な理由と経緯について教えてください。

65 歳、常習累犯窃盗にて 4 入。がんを患い ADL の状態からも介護の必要性は見受けられ、刑務所での長時間の面会は困難。出所まで約 4 ヶ月。本人の希望帰住地の自立準備ホームに打診するが空きなし。
住所不定の為、援護者が決まらない為、まずは複数の高齢者施設に受入れ打診をするが、施設の空きがないこと以外に、身元引受人が不在であること、医療面の詳細が不明確であること、刑務所から直接の受入れには不安があること等の理由から受入れ拒否。1 ヶ所のみ内諾を得られていたが、結果的には同様の理由に加えて、介護保険の決定がなされていないことが理由で出所約 2 週間前に受入れ不可となる。入院の打診も進めるが、住所が置けないこと、入院の必要性まではないことを理由に受入れ不可。
一時施設として、小規模多機能型施設に打診するも本来の目的ではなく住所設定は困難との理由で受入れ不可。再度自立準備ホームに打診し、無理に一部屋空けて頂けることとなり、出所約 1 週間前に帰住先・生活保護の援護者が決定した。住所設定、介護保険の申請を行い、出所後は約 1 週間で養護老人ホーム入所となる。

【ヒアリング設問 1】住所設定に関して、最終的にどこに住民票を置いたのか。その経緯はどのようなものか。（受けた抵抗など）

最終的には自立準備ホームに住所を置いた。最初に別の施設に相談した際は空きがないという理由であったが、経緯を相談したところ、期間限定であれば受け入れられますよ、とのことであった。内諾でほっとしていた。内諾いただいたときは、そういう大変な方もいると積極的な姿勢だったが、現場の職員に相談しますと返事が保留となっていた。その後一向に連絡がなく、待ってくださいとペンディングのまま音沙汰がなかった。時間が迫っていたため、先方に難しいようであればその旨伝えてほしいといったところ、受入をお断りされた。今回初めて関わった施設であった。今回のケースで初めて相談した施設が多くあった。当該施設はできて間もない施設であったが。最終的には自立準備ホームに住民票を置いたまま、養護老人ホームに入った。自治体で準備を進めていたため、介護の申請などはスムーズに進んだ。

【ヒアリング設問 2】刑務所での面会の際に ADL の状態から介護が必要と見受けられた、とのことだが、刑務所から書面で受入施設に渡されるフェイスシートに目を通すことはあるか。
ある場合、その内容よりも実際の状態との乖離について、受入施設から相談を受けたことはあるか。

フェイスシートには目を通す。保護観察所経由で情報が入る。実際の状態とフェイスシートの情報に乖離はあまりないと感じる。保護観察の情報、定着の面接の情報を細かく書いている。それをもって受け入れ施設に相談しているのであまり乖離は生じない。

個別質問 事例 3「養護老人ホームへの措置入所までに難航した事例」

再掲（事前照会票）

【個別質問-Q3】以前ご回答いただいた、地域生活定着支援センター向け調査票 Q16-1-1 について、過去５年間のうち、養護老人ホームに措置入所した者のうち、施設に繋ぐまでに難航した 65 歳未満の者 3 名について、その具体的な理由と経緯教えてください。

・1 人は、特別調整対象者 2 回目。1 度目の特別調整対象者の際に在宅で様々な障害福祉サービスを利用するも結果的に再犯となった。2 度目は、本人より高齢者施設を希望したこともあり、出所まで短期間であったが早々に養護老人ホームへの調整を行うこととした。相談した地域包括支援センターは 2 度目であり理解良好であったが、市担当者は 1 度目再犯となっていることで対応には前向きではなかった。一時施設の利用も検討するが、本人の特性等を考慮するとできるだけ直接入所できる方が望ましく、その点についても行政側へ説明、また短期刑であり養護老人ホーム入所にあたっての申請書類、診断書の提出時期と、入所判定会議の時期がなかなか重ならずに苦慮したが、結果的には行政も何とか理解を示して頂き、出所 5 日前の入所判定会議で受入れ可となった。
・2 人目は、本人の希望帰住地域の施設の空きが無く、本人の意向と施設候補のすり合わせ、また身元引受人になり得る方がおらずに難航。結果的には一時施設に入所、一時施設は本人としてもあまり好んでいなかったこともあり、希望帰住地以外の地域での養護老人ホーム入所に至った。

【ヒアリング設問 1】1 人目について、家族等のサポートはあったか。

特別調整は 2 回目、刑務所への入所自体は 8, 9 回目だったため、家族としては関わりたくないとの回答を得ていた。しかし本人としては家族と連絡を取りたい希望があった。[redacted]県であれば、刑務所にいる間に保護観察所から家族に連絡をとり、次に定着から家族に連絡をする。連絡が難しければそのままになる。本人希望もあり、出所後に家族手紙を送った。関わりたくないと返事があったが、何も迷惑がかからないのであればとのことで、アパートの保証人の名前だけ頂くことができた。その後再度服役となったが、再犯についてはさすがに言いにくいとなり、本人にもそれは理解してもらった。そのため再犯後は家族がいない形で進めた。養護老人ホームから救護施設に移った。本人の意向もあり、2 度目の特別調整対象者から数年経過したこともあり、家族にはそのタイミングで再度連絡した。出所後に社会でどれくらい生活できているかは家族にとって大事である。家族を含めた支援をするという点では家族に再犯伝えた方がいが、本人のためを考えるとその対応が必ずしも良い結果になるとは限らない。

【ヒアリング設問 2】2 人目について、最終的に身元引受人はどこが引き受けたか。

定着センターとしては身元引受人のサインはしない。緊急連絡先の対応はする。何かあったときは関係機関も含めて対応します、と伝えている。身元引受人がいないことで問題となるのは、施設における医療同意と亡くなられたあとの手続き。ほかには家族がいないため買い物どうしたらいいか、等。単身の方は仕方がないため買い物同行する。施設であれば施設の方に対応していただくが、どのように対応すべきか相談されることはある。
金銭面は、無い方は生活保護課に相談する。お金がないから今は買えない、等はある。理解されない場合は定着センターから本人に説明することがある。受入先の施設に行って、本人を説得する。施設は本人と良好な関係を築き、定着センターは嫌な役回り、厳しく言う役回りを持つこともある。

【ヒアリング設問 3】施設に繋ぐのに難航するケースとして、上記のケースの特徴の他に、具体的にどのような点が挙げられると考えるか。

施設に繋ぐ際にネックとなるのは、上記の通り、引受人がない、介護度がない方は費用が掛かるが誰が払うのか問題が挙げられる。お金がなければ生活保護の相談ができるが、問題は引受人がいなくてお金がある人。施設に入るにあたっては、本人が逃げた場合を含め、最初に何万か入れて、ここから精算してくださいとなる場合も有り得る。平成 29 年に年金が改正され、10 年納めておけば年金がもらえるようになり、それに当てはまる方は、受刑中にお金が貯まっている方もいる。そこから施設にお金を入れることができる。お金自体は年金手帳があれば住民票がなくても銀行で降ろせる。

共通質問① 同程度の状況である高齢受刑者等について、調整における円滑さの違いとなる要因

再掲（事前照会票）

【共通質問-Q1】同程度の状況である高齢受刑者について、受け入れ先の調整がスムーズにいった事例とスムーズにいかなかった事例の大きな違いを感じたことがありますか。その際、自治体や地域包括支援センターとの連携・協力等の有無は関係しますか。

≪本人の帰住希望について見た場合≫
・出所直後の受け入れ先として、本人が更生保護施設や集団生活を望むか、望まないかで、帰住調整の困難度は大きく変わってくる。望まない場合は単身用のアパート等を探す必要が出てくるため調整に時間を要してしまう。
≪受け入れ側の視点で見た場合≫
・更生保護施設やその他の施設（救護施設等）でも、罪名（殺人や放火、性犯等）によっては受け入れを不可とする場合もあるほか、単身アパート等についても、身元保証人がいない場合は特に帰住調整が難航する。
≪行政の視点で見た場合≫
・現状、住所不定の高齢受刑者については援護の実施の決定に係るルールがないことから、どのような施設に帰住するか以前に、そもそも帰住地域の決定が難航する。
≪定着支援センターの視点で見た場合≫
・精神疾患をはじめ医療的なニーズが高い高齢受刑者の帰住調整は、こうした対象者を一時的に受け入れてくれる基幹的な病院が数少ないこともあって、定着支援センター側の負荷が大きい。
・保護観察所から特別調整や一般調整の依頼を受領した時点で、残刑期がどれくらい残っているかによって調整先が変わってくる（少なくとも残刑期６ヶ月程度が全国的な標準だが、それより短い場合は緊急的な調整が可能な施設等へ一時的に帰住調整を行うケースが多い)。
≪関係機関との連携に着目した場合≫
・高齢受刑者の支援では、地域に帰住した後支援の中心となる包括支援センターとの連携が特に重要。ただし包括支援センターと連携するにはまず帰住地を決める必要があるため、住所不定の高齢受刑者にとってはやはり早期に帰住地を確定させるため自治体と連携することが先決となる。

【ヒアリング設問 1】≪本人の帰住希望について見た場合≫ 本人が更生保護施設や集団生活を望まない理由としてはどのようなものがあるか。

・人との人間関係が苦手、集団生活にいいイメージがないことが多い。刑務所のようなイメージを持っていることが多い。面談を重ねるが、福祉的な保護施設も出ているので、刑務所の延長ではなく、個別対応できるというイメージを変えていくようにしている。刑務所で嫌な思いをした方がマイナスイメージを持っている傾向にある。本人に正しい情報提供をしたうえで、施設を決めてもらっている。受刑中に施設に対してマイナスイメージを持つこともある。施設の特性や相性もあると思うが、見学した、見知った一か所のイメージが全ての施設に当てはまるわけではない。[redacted]において更生保護施設は３カ所あるが、１か所は特別な更生保護施設であり、のこり２か所が普通の更生保護施設。それぞれに長所、短所がある。本人がどういうイメージを持っているか把握し、それを解決できるようであればそれを解いていく。どうしても感覚過敏などで音が気になる等の障害特性があれば、本人の意向を聞きながら調整していく。
・自立準備ホームには比較的自由がある。基本的にアパートの一室を自立準備ホームにしているところが多い。集団生活が嫌な方には適している。もちろん自立準備ホームにも長所、短所があり、一日一回面談をすればよいだけである場合もあるので、介護が必要な方には適していない。本人の意向に加え、状況を鑑みながら、その施設サービスの必要性をお伝えする。安心、安全に過ごしていただくための情報を本人に提供している。
・介護が必要であれば、指定更生保護施設を勧める。それだけではなく、どうしても[redacted]などに帰住を希望している場合は、一般の更生保護施設に、医療の訪問看護等を入れて調整をしている。一人ひとりの希望に合わせて、ミスマッチを防いでいく。本人の希望が大切。納得して入居、入所した場合でも不適応となる場合もある。また、センターの見立てと本人の希望が合わないことがあるが、そのような場合は妥協点を探していく。
・更生保護施設だけでなく、精神科病院に相談することもある。

【ヒアリング設問 2】≪行政の視点で見た場合≫ 住所不定の高齢受刑者について、どのような援護実施の決定のルールがあるとよいか。

・ルールがない点が原因でもあるが、住所は様々な福祉サービスを調整する上での起点となる。職権消除されている方は、矯正施設に置くことはできるが、サービスを申請する場合は、刑務所の所在地が起点となる。しかし、出所者は住所がない方が多いため、そのような方の所在地は一極集中（更生保護施設、刑務所所在地）してしまう。このように、一極集中となると、その市町村からのセンターに対する心象があまりよくなくなる。そのため、本人が今後長く住むところに帰住調整をしてく。根拠のある市町村を探すようにして、分散に気を使っている。しかし、現在の制度上は住所を設置した自治体でサービスを提供していく必要がある。そのため、どうしても刑務所所在地に集中する。レアケースではあるが、一極集中を防ぐため、一時的に支援を受けたとしても、その自治体での生活をひっぱることがないように、福祉を提供できるところに調整するといった働きかけを実施している。
・ルールがないことが問題である。福祉サービス自体が、住所地を起点とする、となっている。しかし、肝心の対象者は住所がない方が多いため、ルールに当てはまりにくい。実際、今でも更生保護施設のサービスを、制度的には別々でも、生活保護が残ってしまう等のケースがいくつかある。
・更生保護施設では介護保険サービスも含め、障害福祉サービスを受けることができる。矯正施設は交付金が出るが、更生保護施設については出ない。しかし、自治体からサービスのための支出があるため、その自治体の負担となる。年金申請をする等を行っている。住所地が前提だが、職権消除については別の特例として現住所をベースにしたルールがあってもよいのではないかと思う。もともと（どこに住民票を置くかの）根拠が薄い方たちが対象者のため、今後どこに住んでいくのか、をベースにするのが良いのではないかと思う。
・障がい者については逮捕地ルールがあるが、高齢者についてはルールがないため、議論の余地がある。働きかけは定着センターから行うが、行政はルールで考えるため意見をすり合わせるのはなかなか難しい。その際に本人の意思については、アパート等のタイプであれば、住処があればある程度考慮されるが、福祉サービスを提供することとなる措置や施設に入る際が課題となる。
・今年の 10 万円給付問題等あったが、職権消除されている方であると、もらうためにとりあえず刑務所に住所を置いておく、となる。出所する際に福祉サービスの需給が刑務所所在地になるため、その方々の援護が刑務所所在地の自治体に引っ張られていく等の問題が出てくる。臨時福祉給付金の際も同様の問題が起こった（3， 4 年前）。

【ヒアリング設問 3】≪定着支援センターの視点で見た場合≫ 緊急的な調整が可能な施設としては、どのようなものがあるか。

・基本的には更生保護施設や自立準備ホームである。実際どんな生活をするかは、実社会で様子を見る必要があるためである。精神科への通院が必要な方は入居するのは難しい。粗暴歴がある方は同様の理由で病院を出入り禁止になっている。この地区では受け入れられないという方の相談を受けるが断られてしまう。精神科病院をどのように確保していくかが課題。粗暴性のある方は特に。無理な相談を聞いてもらえる施設が少ないため、地区をまたぐが、その際に前述の住所の問題が出てくる。
・問題意識を持ってもらえる施設の所在地は協力的かと言えば、保健所との連携をすると、やはり良い印象を持っていないことも多い。特に、措置入院歴が顕著にある方に関して。医療にどうにか繋いだだが、更生保護施設では受け入れることが難しいため、単身のサービスを整えようとするが、実際は生活を整えるのに苦慮している。
・退院後の住所については、病院の所在地ではなく退院後にどこに住むかを基準としている。
・[redacted]にも理解者がいるため、通常は難しい場合についても調整が効いている。粗暴歴は大きなポイントとなる。

共通質問② 介護等の支援が必要にも関わらず、本人に利用意思がない場合の効果的な対応

再掲（事前照会票）

【共通質問-Q2】介護等の支援が必要な者について、介護サービス等の利用を拒否するなど本人にその意思がない場合、結果として介護サービス等につなげることができた事例で特に効果があると思うものはありますか。

・必要性があるのに本人にその利用意思がない場合、そもそも介護保険サービスの内容を理解できていないケースも多い。そうした場合は、受刑中から将来に向けて介護保険の申請手続きを進めておき、出所後に意向が変わったときにすぐサービス利用につなげられるよう準備しておく。
・出所後は、希望する介護保険サービスを段階的に体験・見学していただき、少しずつ馴染んでいってもらうことで、最終的に本人にとって真に必要なサービスの利用につなぐ支援を行っている。

【ヒアリング設問 1】支援が必要な方に介護保険サービスの内容を理解してもらえなかった場合、介護保険サービスを利用したいと意向が変化することは多々あるか。

・一般的に出所後の高齢者は、介護サービスを受けたことがない。元気高齢者のイメージに近いが、実際は食事作れず外食で生活が苦しいなどの背景を持つ。本人が福祉サービスに対してのイメージを持っていないため、そのイメージを持ってもらうことがむずかしい。もともと障害があるのではないか、という方も多く、会話でイメージを持ってもらうことが難しい。サービスの内容の紹介ではなく、こういう場合、このようなサービスがあれば助かりますか。こういう助けがあったらいいですか、とケースを提示してざっくり進めていく。少しでも乗っていただければ、使ってみませんかと導入していく。
・出所後に現場を見てもらい、サービスに馴染んでもらう。デイサービスは素直な方、抵抗がない方に受け入れてもらいやすいが、いままで自分でどうにかしている方は、自負があるため、例えばリハビリメインのサービスや、話し相手のいるようなデイサービスを勧める。基本的には本人に見学してもらったうえでサービスに繋げていく。つながらない方に関しては、経過をみてく形で、時間を置きながら、そのタイミングを待っていく。○○といっていましたよね、と本人の意思を確認し、難色を示したとしても一回見学をしてもらう（フォローアップ期間）。
・[redacted]に関しては、包括協定を持っている。法人の指定更生保護施設へ刑務官がついて見に行く等の取組がある。今までに数事例、実施している。コーディネート中も実施している。
・全国的に、というわけではないかもしれない。[redacted]でも実績は少ない。受刑中から入所予定の施設をみる：刑事施設外処遇という。[redacted]は実際に刑務官がついて行く形で実施している。対象者は模範的な受刑者に限られるため、幅広く使われているわけではない。立ち会ってはないため様子は定かではない。聞いた話だが、更生保護施設、作業所の見学では体験ができる、ということが数回あった。
・[redacted]では帰住先として最も多いのはアパートである。アパートとの交渉も、理解を求める必要がある。最近協力いただいているのが、[redacted]で 4 法人、居住支援法人がある。立ち上がりから 3 年、ネットワークが確率されつつある。アパートを探す労力がかなり負担であったが、今は法人さんのネットワークを通じて大家さんとつながりやすくなってきた。居住支援法人の取組は全国的。
・刑事施設外処遇は法律上の根拠がある。居住支援法人に関しては、全国居住支援協議会（[redacted]先生が代表）がある。居住支援法人と、建物そのもの（受け入れられる建物＝セーフティネット住宅）の数が増えている。全国的に取り組みは広がっている。定着としては連携したいと思うが、協議会に定着が入っているケースは少ないため、連携を強化していく必要性を感じる。
・制度的なメリットもあるが、条件も厳しい。[redacted]としては受け入れられるアパートはあまり多くない。[redacted]としては入居した事例はまだない。法人自体は、様々な方を対象としているため、良い連携をしていけると思う。一般の方は入居対象としていない。
・イメージが先行している方が多いため、体験や見学を通じても頑なにサービス利用を拒否される方は少ないのではないか。

【ヒアリング設問 2】希望する介護保険サービスの体験・見学について、一人当たり平均何種類のサービスを見学するか。

・2 か所は最低見ていただく。本人が通うサービス（デイ）であれば、2 か所以上。来ていただくサービス（訪問）は、触法者に理解のある事業者となるので、実際に面会いただいて、合えばそのまま開始、となる。家を紹介するだけでは同じことが繰り返される。対象者の相談自体は 800 件を超えているため、本人の見守り体制、一人にしないか、等、どれくらい体制が整った地域に繋いでいけるかがポイントとなる。お願いするだけではなかなか受け入れてもらえないので、ここはセンターが担当します、等のすり合わせをする。事業者との信頼関係が必要となる。
・事業者からお願いされることとして、何かあったときのバックアップ体制、定着がどれくらい関わるのか、がある。[redacted]としては、相談を受ける（本人の面倒をみる）期間を決めているわけではない。何かあればいつでもお声がけください、と言っている。相談業務先から依頼されることが多い。地域としては、出所者をその地域に単独で投げられても相談先がないため、ずっと関わっていただけるというのが安心となる
・実際にサービスを利用するとなってから事業者から受けた相談として、本人の金銭的な管理が厳しくなってきた。日常生活自立支援事業では難しい、後見人制度を使うタイミングではないか、というものがあった。または、今のサービスでは難しい、施設に入るタイミングではないか、など。身元引受人がないため、相談先として定着センターが選ばれる。書面上ではやり取りをしていないが、何かあれば対応とするといっているためである。
・身元引受人がいない方については、職権で施設が担当する。単身で出られている方はいないので、定着が相談を受けるが、身元引受人としてサインをする等の対応はしていない。病院としては、治療を優先するが、亡くなる前となると、行政機関とも相談し、家族に連絡する。家族がいない場合は行政に対応してもらう。
・ケアマネや包括からの質問が多い。

共通質問③ 老人福祉法第５条の四（福祉の措置の実施）に規定する「居住地」と「現在地」の明確化による調整の円滑さへの影響

再掲（事前照会票）
【共通質問-Q3】老人福祉法第５条の四（福祉の措置の実施者）に規定する「居住地」と「現在地」をいくつかの事例に則して明確にすることで、調整がスムーズにいくと思われますか。
・現状では全てのケースが個別協議だが、事例に即して「居住地」と「現在地」が事例に即して明確化されれば、それにあてはまるケースはスムーズに調整が進むと思われる。中には、こうした事例にあてはまらないケースもあるので、そうしたケースは市町村間で個別協議ができる余地を残しておく必要がある。 ・出所者も出所日が決まっているので、援護の実施が決まるまでに時間がかかれば帰住調整に影響する。

共通質問④ 行政に対する養護老人ホーム等への入所措置の依頼について

再掲（事前照会票）
【共通質問-Q4】出所後の高齢受刑者等に関して、行政に養護老人ホーム等の入所措置を依頼する場合どのように依頼をされていますか。その際、措置の実施の検討にあたり、どのような情報を求められますか。
・[redacted]では包括支援センターにまず相談し、包括支援センターを通して行政に措置を依頼する経路を採っている。 ・またその前段階として、本人と養護老人ホームを見学し、本人・施設側双方の内諾を得たうえで措置を依頼することも多い。 ・措置の依頼時に提供する情報は下記の通り。 ①犯罪歴を含む対象者の個人情報（フェイスシートやプロフィール） ②持ち家があるのか、家族関係などといった措置の対象者かどうかを判断するための情報 ③緊急時の連絡先として定着支援センターの連絡先を伝える ④[redacted]では定着支援センターが身元引受人となることはしない

共通質問⑤ 受入先調整が難航した際の対応

再掲（事前照会票）
【共通質問-Q5】刑務所の出所に向けて受入先を調整したが、難航した場合の対応の一つとして、一時的にショートステイを利用する事例はありますか。また、その他の対応がある場合は具体的に教えてください。
・基本的には更生保護施設への帰住調整を行うことが多いため、ショートステイを利用する事例は少ない。 ・持ち家や家族の支援、経済的な余裕がある（年金等の収入源が確保されている等）といった事由で、更生緊急保護の利用や養護老人ホームへの入所ができない人がショートステイ等他の選択肢を採ることがある。ただしショートステイは利用日数が決まっているので、特例でない限り長期の利用は難しいことから、小規模多機能型居宅介護を利用する事例の方が一般的である。

共通質問⑥ 住民票がない、または身寄りがない等の高齢受刑者等の帰住先確保のための対応

再掲（事前照会票）
【共通質問-Q6①】住民票がない、または身寄りがない等の出所後の高齢受刑者等の帰住先等の確保のため、結果として以下の対応をすることがありますか。 １.刑務所の所在地等で住民票を用意している。 ２.身元引受人として貴センターを登録している。 ３.緊急連絡先としての役割を引き受けている。 ４.市町村への入所措置の依頼にあたり、市内の利用が想定される社会資源について利用できないか確認をしている。
1,3,4

再掲（事前照会票）

【共通質問-Q6②】上記のほか、負担のかかる対応としてどのような対応をしていますか。

・住居の確保が難しく、本人が住めなくなった場合の家財などの後始末。
・万が一の場合の緊急対応（入院や手術のたびに身元保証を求められて対応に苦慮する）。
・死後の手続き。

【ヒアリング設問 1】これらの対応については、地域生活定着支援センターの役割として明確に定められているのか。それとも、独自の対応か。

≪身元引受人について≫
・明確に決まっているものではなく独自の対応になる。
・帰住先を調整するために、身元引受人がいない、緊急連絡先がいないことは障壁になる。その為、それを定着がどこまでフォローするかが求められる。
・基本的に定着としては身元引受人にはならないが、施設側が納得できるよう、できる限りのフォローアップを実施している。何かあった際の対応は、定着単独では対応に限界があるので関係機関と協議の上対応している。
・帰住先調整は上記状況を理解して頂いた上で受け入れて頂けるアパート、施設をあたっている。
・基本的な進め方として、行き場がないから措置ではなく、本人の意向を確認する。同意を得たうえで必要であれば養護老人ホーム等の措置を勧める。
≪地域生活定着支援センターの負担について≫
・負担が大きい業務としては、コーデネート中の入居先の確保、フォローアップ中の対応(入院対応、借金、トラブル、退去等の諸問題)、死後の手続き。
・その他、キーパーソンの不在があげられる。何かトラブルになった際に定着へその解決が求められる場合が多い。各対象に福祉・医療のキーパーソン(地域包括支援センター・ケアマネ等)ができた場合はトラブルがあっても、その方を主体に解決を図ってもらえるが、十分な理解者が作れない場合は定着単独で対応しなければならず、マンパワー的に対応に苦慮する場面がある為、できる限り対象者毎に支援チームを作り、その地区で対応できるよう引継ぎを行っている。
・上記理由の為、定着のバックアップしてもらえる行政や関係機関が増えることが望まれる。

個別質問 事例 1「援護の実施自治体が決まらず帰住先候補施設から受入を拒否された事例」

再掲（事前照会票）

【個別質問-Q1】以前ご回答いただいた、地域生活定着支援センター向け調査票 Q14-2-1 に関して、「過去 5 年間のうち、援護の実施自治体が決まらないことで帰住先候補の施設より受入を拒否された事例」について、65 歳以上の者で養護老人ホームへの措置を必要とする者 1 名、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者 4 名、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者 1 名の計 5 名について、拒否された具体的な理由と特にケースが多い事例など印象に残る事例の経緯について教えてください。

【65 歳以上】
①A 氏：重度の認知症と罪名を理由に出所直後の受け入れ先調整が難航。救護施設への一時入所保護を経て、何とか病院へつなぐことができたが、今度はその病院を退院した後の受け入れ先調整も円滑に進まなかった。
②B 氏：出所直後に帰住した受け入れ先においてトラブルを起こし退所、他市の施設へ移るが、居住地特例により当初の帰住先自治体がそのまま援護を継続するのかどうかが問題となった。
③C 氏：出所後、更生保護施設に一時入所するも、疾病のため他市の病院に入院する。この際の援護の実施地について、更生保護施設所在地の自治体がそのまま継続となるのか、病院所在地の自治体に移るのかが問題となった。
④D 氏：：元々は[redacted]県内で生活していたが、逮捕時の住民票が職権消除されていたため、養護老人ホームの措置自治体を決定するにあたって調整が難航した。
⑤E 氏：刑務所受刑中の方には戸籍がなく、これまで日本国民として認められていない人がいる。戸籍がないと住所も設定できず、国民として享受できるサービスも受けられない。

【65 歳未満】
①F 氏：出所直後は更生保護施設に帰住するも、他害行為により措置入院。この他害行為を理由として、措置入院解除後の帰住先がなかなか決まらなかった。
②G 氏：本人は実家への帰住を希望していたが、そこに住んでいる実母が介護状態となり、実家へ帰住が可能な状況ではなかった。また、親族(妹)も実家への帰住は反対していた為、本人へ時間をかけて説得し、家族の意向を本人に伝え、実家ではなく他市への帰住調整を行った。

【ヒアリング設問 1】A 氏について：病院の退院後、最終的にどのような施設に受入されたのか。※罪名・本人の状態（ADL の低下）

・刑務所出所後、重度の認知症の対応ができる専門病院に入院。退院支援は病院の地域連携室と連携しながら特別養護老人ホームを探した。罪名が殺人でもあり受け入れ先を探すのは難航した。最終的にはご本人が入院中になくなり移行する事なく支援は終了した。
・刑務所の中で認知症の把握はされていたか？
⇒依頼をされた時点で認知症の疑いがあると指摘を受けており、直近 1，2 年で症状が出てきていた。矯正施設では認知症の検査（長谷川式スケール）を行っており、依頼時にその結果が届いている。

【ヒアリング設問 2】B 氏について：最終的に帰住先自治体が援護を継続したのか。どのような対応を行ったか。※触法者に対する先入観

・出所後すぐにアパートに入居。その後、アルコール問題が再発。何回か訪問したが単身生活の維持が難しい為、他市の更生保護施設に移った。生活保護を受給していたが、生活保護がどちらの市で担当するか決まらない状況が続いた。生活保護の保護課同士で調整をしてもらい、更生保護施設は居住地特例の対象施設であったため、従前のアパートの市町村が担当する事になった。
・今回のケースが“しこり”となり、その後、この市での生活保護の申請について、定着の対象者ということで、申請理由や、その必要性等で説明を求められることとなり、帰住先調整に時間と手間を要する事となった。

【ヒアリング設問 3】C 氏について：最終的な援護の実施地はどこになったか。※援護の一極集中

・出所日、一時的な住居として更生保護施設の利用は多い。数日後に他市の病院に入院、その病院のある市町村へ生活保護申請を行うが、居住実績のある更生保護施設の市町村が生活保護の担当となった。
・退院後は更生保護施設のある市町村に戻る予定はなかったが、生活保護の援護が引き続き更生保護施設のある市町村であり、退院後も居住地特例のある施設への入所が必要だった為、退院後の帰住先は生活保護が決定している更生保護施設のある市町村への帰住を余儀なくされたが、結果的に、グループホームへ帰住できた。介護が必要な方の帰住先の選択肢は少なく、受け入れ先があるかどうかはその時の状況にもよる為、このような場合、帰住調整は難航する。

【ヒアリング設問 4】D 氏について：最終的に措置自治体はどちらになったか。※刑務所に住民票を置いた場合のマイナスポイント

・住民票が職権消除されていたため、他県刑務所に住民票をおいた。出所後は養護老人ホームを調整し入所に至った。養護老人ホームの措置は刑務所のある市町村が出所後も引き続き担っており現在も継続中。
・上述した通り、養護老人ホームは居住地特例の対象施設の為、帰住先調整には刑務所のある市町村へ一局集中しないように定着としては配慮が必要と考えている。

【ヒアリング設問 5】E 氏について：具体的にどのような理由で当該自治体が援護実施に対して難色を示したのか。※レアケース：そもそも住民票を置くための戸籍がなかった（無国籍）

・行政への相談時、戸籍がないことに対してどこの市町村が援護を実施するか根拠がなく難色はあった。定着支援センターだけでは就籍は困難だったが、弁護士の尽力もあり就籍ができた。その後、援護の市町村も確定し日本国民として享受できるサービスを受けることができた。

【ヒアリング設問 6】F 氏について：最終的な帰住地はどこになったか。その経緯はどのようなものか。
※粗暴性の問題（障害特性からくる粗暴性）

・出所後は更生保護施設に入所したが、他害行為で精神科病院へ措置入院となる。
・他害行為の可能性のある対象者に対する帰住調整は難航した。従前にいた更生保護施設ではなく、福祉的な支援が可能な他市の指定更生保護施設へ入所が決まった。
・生活保護については、出所後入所した市町村が継続して引き継ぐこととなった。指定更生保護施設は居住地特例の対象施設の為、従前の市町村が引き続き担うこととなった。

【ヒアリング設問 7】G 氏について：援護実施について、最終的には移管したのか。※家族はいるが、そのために移行調整に配慮が必要であった

・定着の支援対象者は親族等の身寄りがいない人が多いが、今回の事例のように親族はいるものの関係が冷え切っている場合もある。本来は本人の意向を優先すべきではあるが、両者の意見が対立した場合はその調整が必要となる。
・更生保護施設で生活保護を申請し受給した。アパートに帰住後は、ご本人が帰住した市町村に再度申請。入所した物件は居住地特例の対象ではない単身アパートであった為、援護の実施市町村は帰住したアパートのある市町村に移った。

質問① 出所後の高齢受刑者等の身元引受人に関する課題、事例

【ヒアリング設問 1】コーディネート業務時点で身元引受人がいない場合の準備

- 身元引受人の課題は定着だけの課題ではない。課題としては①連帯保証、②医療決定③金銭管理④死後対応などがある。基本的に身元引受人がいない方ばかり。[redacted]では同意が取れれば刑務所の中にいるうちから後見人等（実績を確認したら類型は後見もしくは補助。後見は親族申し立て、補助は本人申し立てでした。）をつける。刑務所と連携し、成年後見の申し立てを行う。（法テラスを利用：所得が少ない人は無料）そうすることで施設の選択肢が広がる。ただし、実績は一部の刑務所に限られ、本人自身がある程度、制度の利用について、了解しないと手続きはできない。（金銭管理に課題があっても自分で金銭管理をしたいと希望すれば手続きは進められない。）
- 施設によって後見人がいるのになぜ受け入れてくれないのか。という問いに対しては、そういう風に今までやってきたといわれることが多い。後見人がいても受け入れない方針でやってきた。身元引受人の署名が必要なのも、今までそうしてきたから、という理由。具体的にどのように対応してほしいなどの内容があれば、その対応の相談は受けるし、対応できる機関を紹介する。例えば、入院した時の付添い、手続きなどや亡くなった後の手続きなど。病院側が施設だと身元引受人になれないから、という理由でセンターに引受人等をお願いしてきた時もあった。
- 後見人等を立てられる対象者で、立てているのは最近増えてきて全体の 3 分の 1 弱（コーディネート、フォローアップ中を合わせて）入所中に立てるひと、フォローアップ中に立てる人、立てる見込みで受け入れてもらう施設もある。しかし後見人を立てるのにも時間がかかるので、その間、定着が金銭管理をするなどはしている。
- 受刑中に後見人の申請を実施するのは全体の 1 割も満たないレアケースになる。後見人の申請件数は出所後のフォローアップを合わせても全体の 1 割程度。後見人の申請については後見人がつくことのメリットもあるが、デメリットもあるため、本人とよく話し合いながら行っている。後見人を申請しないと生活が維持できないという場合は、受刑中から後見人申請を実施している。
- 特別調整中の申し立てが難しい。刑務所側から手続きをする前例がないということをいわれる。刑務所入所中に後見人を申し立てられない人が一定数いることがポイント。特に首長申し立てが援護市の判断でできていない。本人申し立てができる人については費用の問題を抱える人はできない。[redacted]多くの人は、後見人を受刑中に立てられない。これは、本人が権利の制限によって希望しない場合もある。選挙に出たくない（過去）、などの理由もあった。今は選挙権については改正されているが。丁寧に制度の説明をすることで本人としては引っかかるところが出てくるとも考えられる。ご本人にしっかり考えてもらっているということにはなる。
- 約半年のコーディネート中に、健康状態が悪くなった場合、矯正医療の範疇で入院することになる。しかし満期出所日を跨ぐ入院ができず、刑務所は困るため、退院できる状態まで回復していなくても退院させて出所に間に合わせることになる。そうなると、定着は医療施設ではなく福祉の施設を調整しているので、引き受けた施設では医療対応ができないミスマッチが起こる。過去、状態が悪いまま連れて帰ってお昼ご飯を食べさせているあいだに救急で運ばれたケースがあった。刑期満期の後に医療を継続できないのは怖い。自由診療と矯正医療のはざま。満期日を終えて拘留できない大前提があるが、無理に退院させるのはリスクが大きすぎる。
- 認知症の方は、状態を聞かれるとほぼ必ず自分は大丈夫というし、医者の前で元気になるというのはよく聞く話。特別調整の面談でも「できますか？」、に対して「できます。」、と大体言ってしまう。認定調査も同じ。周囲の受刑者に支えられてその時の生活はうまくいっていたが、出てからは介護度が上がるといったケースがある。また、軽度の認知症しか受け入れられない施設や軽い認知症の方を更生保護施設で受け入れるのは難しいともいわれる。
- 障がいの制度は一人暮らしを想定して判断するが、介護保険は現状をみて行うため、刑務所では安定していて軽く出てしまうのがネックとなる。
- 民間の介護事業所での介護保険サービス受け入れは割とスムーズ。市町の養護老人ホーム措置のハードルは高い。資源の多い少ないがある。大体は地方自治が進んで、財源的に苦しいところは措置の予算を取っていない。ショートで繋いで措置を狙っても、一人暮らし相当の判定をされてしまう。80 歳超えている軽度の認知症の人でも一人暮らし可と言われることがある。80 歳を超えたら、民間物件のアパートは本人に契約させてくれない。[redacted]
- 更生保護施設は、自分で働けて、自分で仕事を探せて自分で家を探せるる人が中心といわれる。認知症を受けるとなると、怖がられる。社会福祉士がいたとしても、段差があるからといったいろんな理由で敬遠されることがある。
- 身元引受人がいなくても受けてくれる施設に偏ってきている。定着としても受け皿を増やしているが、いつも同じところになりがち。調整自体はできているが、課題と感じる。[redacted]の場合は、そういった施設か、障

害者グループホーム（自立準備ホームを含む）に入れて、後見人を必要に応じてつけて、次につなげることが多い。
・ 福祉施設が受け入れない理由は身元引受人がいない事だけが理由ではない。罪名等拒否されることはある。施設によっては身元引受人がいないことを盾にして、犯罪者を受け入れることを拒否しているかもしれない。

【ヒアリング設問 2】フォローアップ業務、および相談支援業務においての課題

・ 刑務所から出所した後に、フォローアップ中で首長申し立て、或いは家族申し立てができた件数は 3 年くらいで 3、4 件くらい。チャレンジしたが駄目だったケース 2 件ぐらい。
・ 措置入所の場合、措置の実績が少ないことが課題。入ってしまえば、フォローアップで苦戦することはない、施設が一生懸命支援してくれる。
・ 更生保護施設等についても、身寄りがない前提であるため困らないが、始めたばかりの事業者は何かあるとすぐ電話がきて対応した事例はある。丁寧に対応していくことで、事業所との関係を作りながら身寄りがない人の対応について、事業所に理解してもらった。そうすることで緊急的な対応を定着に求められなくなっていった。
・ 専門職の後見人が、社会福祉士、弁護士、司法書士ですごく連携の具合が変わる。後見人がお金を自由に使わせてはいけないという思いを持っていたり、支援チームがあるのに、後見人が勝手にサ高住を見つけてつれていってしまったり、定着と後見人の意思疎通と連携が難しいというデメリットがある。専門職後見人あるある。トラブルは一定考えられる。
・ 後見人等との連携トラブルが起こらないように弁護士、社会福祉士など、この人なら大丈夫という人を一本釣りしている。定着が関わる対象者の多くは刑務所に何度も入所することにより、家族と疎遠となっているため、家族からの聞き取りができない。また、認知症の高齢者の場合などは本人からの聞き取りも難しく、過去情報が得られない場合がある。そういった事例の場合、本人の性格や好きな物、本人の望む生活などの情報がないため、意思決定支援をどうしていくか悩む。定着職員の知識として、身寄りなし関係の法的根拠の有無、死後の対応についての学習が必要かもしれない。知らなければ対応できない。
・ 病院の入院立ち合い等で、身寄りがいないとなると、とにかく定着が来てくれと言われる。相談支援事業所や包括支援センター等と分担できるところはしたいが、そうできないときもある。また、医療保護入院の際は親族の同意を求められる、疎遠で連絡が取れない親族がいる場合が厄介。病院としては必ず親族を連れてくるよう言われる為、対応に苦慮するといった意見が上がっていた。
・ 特別調整の中では、家族に対するアプローチの役割として、保護観察所が担うことにはなっていると思う。
・ 保護観察所等の他機関が関わってもらえる場合はまだ良いが、定着しか対応できない状況にいる方の支援は、定着がすべてを対応しないといけない為、その負担は大きい。
・ 社会福祉士会、MSW 協会、PSW 協会で身寄りなしに関する研修を共同で行ってきたこともあり、以前に比べ、医療機関の理解は進んでいる。
・ 医療保護入院の同意については、親族あたってくださいと言われるときもあるが、だめだったら市町村長同意でやる方向へ話を持っていく。
・ 出来るだけ、入院の保護者同意をお願いしてみてできない場合は次にどうするのかという手立てを 2 つか 3 つくらいを準備するようにしている。基本的には家族同意を優先する。他に入院時の保証人的なところは定着としてできないが、家族の役割の肩代わりとして買い物や緊急時の呼び出しに応じることの依頼をされることは多い。
・ 買い物は多い。精神科だとそのあたりも含め、金銭管理や買い物をしている病院も多い。しかしそれ以外の施設からおむつを買うよう依頼されることもある。緊急連絡先を書いているが、営業時間を伝えている。常識の範囲で、と。
・ 死後の問題は身元引受人がいないことの課題ではないかと思う。生活保護の方は保護の方で対応してもらえるが、ある程度年金あり生活保護が受けれないくらいの収入がある方は、アパートの入居が困難になったり、貸した後、トラブル等に巻き込まれた不動産(大家)は二度と同じような方に部屋を貸すことはしなくなり、つながりがそこで切れてしまう。介護サービス事業所からも死後はどうすればいいのかよく相談を受ける。保険会社が対応できる葬儀保険や、住宅要配慮者のセーフティーネット住宅などが出てきているが、横の連携を地域の実情にそってどう取り組むのかが課題。地区ごとに協議会を作って地域で身元引受人がいない方の「死後の問題」をどう取り組むかを考えていかないといけないと思う。
・ 市町村で差がある。身寄りがない方に対しては行政が事務をすることになっている。
・ 後見人も厳密にいうと死後事務はしないがやってくれる。地域の課題であるため、市町村単位で考えてくれるといいと思う。[redacted]市では市町村独自で身寄りない方のガイドラインを作成している。このような活動が広まったらいいと思う。
・ 身元引受人がいない方の為に契約し、法人として引受人になるサービスを行っている事業所の方から聞いた話だが、[redacted]の場合、亡くなった後、安価で永代供養をしてくれる墓地・お寺がないと言われていた。行政が管理する無縁仏の墓地もあるが、そこには骨も残らず、あまりにもかわいそうなので、できる限り永代供養してくれる墓地を探して対応しているということだった。これに関して行政の支援は受けられず、事業所単独で対応しているとのことを聞いた。身元引受人がいないことに関して、生活保護を受けれることはメリットであり、生活保護を受けれない人達の方が課題が多いことが分かった。(また、) どこに埋葬してどう管理していくか、という問題もある。

2）受入施設

受入施設 A（養護老人ホーム）

共通質問① 職員の漠然とした不安の解消に向けた工夫

再掲（事前照会票）

【共通質問-Q1】受入施設の職員が持つ刑務所出所者に対する漠然とした不安があることから、受け入れに繋がらないケースもあるとの指摘もあるが、そのような不安の解消について工夫等はありますか。

・関係機関より、早い段階から情報の提供を頂き、事前にその方に対しての理解をすすめる。
・地域生活定着支援センター等の支援団体を介して受け入れを進め、何かあった際の相談先を確保する
・触法高齢者に関しての研修を実施。
・今まで受け入れてきた事例を通じて、職員に受け入れ時のイメージをしていただく
・入所前面接に矯正施設へ訪問、直接情報収集を実施

【ヒアリング設問 1】事前に関係機関から提供を受けた情報について、職員からどのような不安や意見がでるか。

・実際の受刑者は一人一人パーソナリティも異なり、また犯罪の内容も、その罪を犯した経緯も異なる。しかし、職員は「罪を犯した方」という漠然とした不安を持ちやすい。具体的にこれが不安であるという意見よりも「受刑した人は怖い」というイメージが先に立つように思う。
・ところが、実際に受入を経験してみると「怖い」というイメージとかけ離れていることに気づき、「拍子抜け」する。受け入れを経験することによって、「受刑した人も普通の方」という認識に変っていく。
・漠然と怖いということは、こちらとの関わりを進めていくうえで、施設にはいろいろな方がいらっしゃるのだが、生活歴をみていくことに変わりはない。

【ヒアリング設問 2】出所者について事前にどのような情報を得たいと考えるか。

・入所者や入所予定者の生活歴や仕事歴（職務歴）は必ずいただく。その情報を用いて、本人と関わるときのヒントにしている。例えば、会話する話題のきっかけにするため、あるいは、本人の得意なところを把握するために活用する。また、この施設では、出所した入所者にはとくに「自分が必要にされている、役立っている」と感じてもらう場づくりを重視している。職員がその入所者に「頼りにしています」と声かけできる場面を作るために生活歴や仕事歴を活用する。
・医療関係の情報も収集するようにしている。例えば、既往歴、精神疾患の有無、アルコールに関する問題などがある。これらの情報は、入所後の対応に影響するので積極的に集めている。
・刑務所や矯正保護施設の中で起こった本人のエピソードも集めている。例えば、知的な障害が関連して引き起こされた問題、個室対応が必要だった場面、違反した出来事やその内容（懲罰内容）、感情をコントロールできなかった出来事、など努めて集めている。刑務所等の生活の中で個室でないと対応が難しかった理由、ほかの受刑者等から受けた苦情の内容、そういう過去の出来事も重要視している。こういった情報があると、入所者同士のトラブル防止・緩和や、本人の暮らしづらさの防止・緩和に繋げることができる。
・他にも、矯正施設で経験した作業内容、どういう役割を担ったかも関心を持って集めている。例えば、模範的な過ごし方をされていたか、リーダー的な役割を担っていたかなどを知ることによって、本人の傾向を掴もうと努めている。
・介護に関する情報では支援が必要かどうかわかる情報を集めている。介護が必要というわけではないが、生活全般で助言が必要な方を受け入れた経験はある。
・刑務所の対応として介護認定を受けている場合はある。

【ヒアリング設問 3】何かあった際の相談先は、地域生活定着支援センターとしているか。どんな相談をしたことがあるか。

・[redacted]県の地域生活定着支援センターは緊急シェルターや自立支援住宅などあって、そこに入所した後に当施設に入所してくることがある。その場合、生活の様子、生活の中でのヒント、トラブル、金銭の管理方法、そしてそれぞれ対応した方法を尋ねている。または、起こりそうなトラブルなどの情報をもらっている。
・また警察との連携を取ることもしている。以前、無断外出（離設）を繰り返すという人がいた。本施設では自立レベルの方が入所する施設であるため入所者を拘束しないという観点から外出は自由にできるように配慮している。ある時、夜中に離設した人いる、数日後深夜 12 時ごろ、警察から連絡があって迎えに行ったことがある。

【ヒアリング設問 4】触法高齢者に関しての研修は、どのような機関から紹介を受けているか。

・[redacted]県老施協の養護老人ホーム部会が触法高齢者の受入の観点から研修会を開催している。
・[redacted]県地域生活定着支援センターからの研修会の案内がある。
・自施設で研修を開催したことがある。このとき、[redacted]県社会福祉士会の活動の一環である「巡回[redacted]」より講師を招いた。その内容は例えば、触法高齢者の服役中の経緯、生活のなかでホームレスの経緯、そしてその対応など事例が中心に職員に紹介してもらった。

【ヒアリング設問 5】職員に受け入れ時のイメージをしてもらう際、どのような点をポイントにして伝えているか。

・単に「刑務所から出所した方が入所する」と伝えると、職員側の「怖い」という気持ちを喚起してしまいがちになる。むしろ、犯罪の内容や刑に服した経緯を伝えることで、「他の入居者と変わらない」という理解が進む場合が多い。そのため、例えば、犯罪歴や犯罪回数、犯罪までの経緯、刑務所に入所中の出来事や過ごし方など、本人の傾向がわかるような情報を職員に提供している。これまでにも、万引きなどの軽微な犯罪を 20 回以上繰り返してきた入所者がいた場合も、情報を職員と共有した。
・凶悪犯罪の場合も同様に、本人の傾向を掴みやすいように様々な事実を職員に伝えている。はじめは、相談員などが面接を通じて情報を集めるなどする。普通の方と変わらず常に狂暴であるわけではない、と伝えるようにした。
・一方で、職員が対応している際に不安に思うこともある。不安を感じたときや気づきがあった場合には、いつでも相談員や主任に相談できる体制を整えている。

【ヒアリング設問 6】入所前面談の際に、どのような会話・情報が重要だと考えるか。

・犯罪の種類よりも、現在における反社会的組織との繋がりを確認している。他の入所者への影響を考慮し、施設としては可能な限り断っている。実際、事情を措置権者の市町村に伝え、受入は難しいと伝え断ったこともある。その中でも、禁止薬物の使用歴がある場合や禁止薬物との関係がある場合、反社快適組織と繋がりがあると、施設として力が及ばないのではないかという不安が強い。

共通質問② 職員の漠然とした不安の解消に向けた職員向けの研修や教育

再掲（事前照会票）

【共通質問-Q2】漠然とした不安の解消に向けて、職員向けの研修や教育をしていますか。特に、以下の観点からの研修や教育はありますか。あった場合はその事例について具体的に教えてください。（施設内研修、地域生活定着支援センターからの講師派遣、矯正施設への見学会などの観点から）

・地域生活定着支援センター、ホームレス支援団体等に来園いただき、触法高齢者についてや、ホームレスの方のへのアフターケア事業等についての施設内研修会を実施。
・入所後も何かあれば矯正保護施設の担当者や地域定着の職員、その他関係先に連絡し、相談を実施。

【ヒアリング設問 1】実施されている施設内研修会によって、職員の不安は解消されるか。

・この施設では施設内研修を開催しているが、研修参加のみによって職員の不安を払しょくできるとは考えておらず、実際の受け入れ支援や普段の関わりの中で不安が解消していくものと考えている。
・また、市町村の措置控えがあるため、施設経営の観点からも問題の重い方、受刑後の方も受け入れていかねばならない事情があるので、入所者を増やす意味でも、高齢受刑者等の受入に関する施設内研修を今後も開催すべきと考えている。

【ヒアリング設問 2】職員の不安を解消するのに効果的と感じる研修はどのような内容と考えるか。

・効果的と感じる研修内容は次の通りである。
  - 他の施設の体験談、事例関係、の報告。これらは共感できることが多い。イメージが付きやすく効果的だった。
  - 共同生活や共同作業の経験の紹介。養護老人ホームは共同生活の場であり、共同作業がある。多くの職員は触法高齢者が共同行為に馴染めるのか、と不安に感じている。そのため、触法高齢者も、刑務所や更生保護施設で共同生活と共同作業を経験して暮らしてきた、と伝えると安心しやすい。そういう観点から様々な事例の紹介が効果的と感じる。
・「高齢受刑者は、他の入所者と全く異なるわけではない」というメッセージを伝える研修がよいのではないか。
・ワークショップ形式も有効だろう。実際、[redacted]県の老人保健福祉協議会の養護部会でワーク形式が開催された。参加者は自身と同じ業務に従事する参加者の意見を聞く場として、同じ境遇にある参加者を前にして自身の不安を吐き出す機会として、そして、その不安を整理する機会として、学習効果があるように思う。

個別質問①

再掲（事前照会票）

【個別質問-Q1】以前ご回答いただいた、受入施設票 Q12-1「刑務所を出所した者の受け入れに当たって課題と感じていること、あるいは、受け入れた後の対応の際に難しいと感じた経験があれば、教えてください。」について、「入所に対し、ポジティブな情報は得られていたが、ネガティブな情報（本音）等をどこまで聞けていたかは疑問も残る。入所後は「自由」、「自分で考えて行動する」ことが一番難しいと話されていた事が印象的です。」とご回答いただきましたが、特に本人の意思の確認や意思の尊重について、それらを引き出すための工夫や困難と感じることを具体的に教えてください。

矯正保護施設出所の方をすべて一括りにすることはできませんが、本音を話していただけるような関係作りをしていくことが重要と考えます。日々の挨拶や、ちょっとした声掛けを積み重ねていくことで小さな事でも話していただける関係となるよう努めています。養護老人ホームの活動の中では、職員との共同作業を重視して取り組んでおり、その作業を通じて職員との信頼関係を構築することで本音を言っていただきやすくするよう努めています。
また、第２の人生として仕切り直しができるよう、生きがい活動の提供をするとともに、施設の作業等に積極的に参加いただくことで有用感を感じていただけるよう労いの機会を持つように支援し、居場所として心地よい環境を作るよう努めています。
ただ、本音を話さない傾向も強く、我慢しておられる分、無断で離設をする等突発的な行動を繰り返したり、窃盗等再犯し収監される方もおり、対応の困難さも感じています。

【ヒアリング設問 1】職員との共同作業とは、具体的にどのような内容か。

・本施設は養護老人ホームであることから、普段の生活の中で利用者と職員が交流する時間を大切にしている。
・施設内で行う共同作業でいえば、環境整備の活動、清掃活動、そして行事の準備、実施、片付けがある。
・行事でいえば、例えば、夏祭りを園庭で実施する。準備では、テントを立てる作業、職員に同伴し物品を地域から借り車に載せる作業など、力仕事を手伝ってもらうなどある。力仕事のほかにも、細かな作業など作業の種類は様々だが、入所者の得意とすることを組み合せ入所者に手伝いってくれないかと誘う。「あなたの力が必要」という場面を作り出し本人の居場所を作るように働きかけるためである。その後労いをすることもとても大切にしている。
・他方、地域との接点を持ちながらの共同活動では、近隣の老人福祉施設への門松の設置・撤去を実施している。およそ 10 年間実施し、本年は 6 対を設置した。
・材料費に相当する価格にて有料で実施している。この取組は入所者に渡すことはない。実際には、材料費ですべて終わるのが、時に余剰が生じる。その場合はホームレス支援に回すことルールにしており、そのことは手伝ってくれる入所者本人説明し了解をもらっている。
・寒い時期（12 月）で億劫なはずなのだが、積極的に共同作業に参加してくれる。1 月になると撤収するのだが、門松は大きくそのままではクリーンセンターに持ち込めない。そのため。小さく解体する力仕事があるが、その手間のかかる作業も積極的に取り組んでくれる。
・手伝う入所者の好影響でいえば、とてもやりがいを感じてくれていること。
・共同作業した入所者が「何かあったら言ってきて」と言ってくれるようになるなど、人に協力するという点で前向きな姿勢に変わっていく過程をよくみる。
・別の活動を紹介する。この施設は畑を所有し、野菜を栽培し、収穫している。その野菜を用いて吸いとん汁を調理し[redacted]で炊き出しの機会を持ち、ホームレスに提供する。調理は主に女性利用者に担当してもらう。搬出搬入は力仕事が多く男性の入所者と職員とで分担して炊き出し場に向かう。会場設営や重たい荷物の運搬などの手伝いってもらい、吸いとん汁の配布も実施してもらう。手伝う入所者の中には、過去に炊き出しの恩恵を受けてきた人も含まれる。
・場所が[redacted]である理由は、きっかけや経緯もあるのだが、ホームレスのニーズがあるから。
・好影響について、畑仕事という共同作業では、収穫する喜び、日々に世話する喜びを感じているようだ。
・調理では、かわいく育てた野菜を調理して楽しみがあると言ってくれる。
・刑務所を経験した入所者は、人生のどん底の経験をし、その後、老人ホームに入所するという一大決断をしてきている。その過程のなかで、よもや自分がだれかを「支える」側に立つ、とはほとんどの入所者は思ってもいない。そういう心境をもつなかで、炊き出しで「手伝い側に回り人を支えている」という喜びと実感があるようだ。
・養護老人ホームは比較的に自立した人が多い。そのためいろいろな可能性を秘めており、支える姿の中から、「この方には、こんなところにも得意なところがあったのだ」と職員側が新たに気づくこともあり、入居者をよく深く知るきっかけにもなっている。
・またこれらの共同作業を通じて信頼関係が深まる。取り留めのない話をしたり、苦労話を聞いたりする機会になる。信頼関係を築く上で、何気もない会話を交わす機会を意図的に取り入れている。こういった取組を通じて、「何かあったときに、職員の話を聞いてもらえる関係」をつくり、そして、いざという時に、「あんたが言うなら、しょうがない」と思っていただけるように努めている。実際、入所者にとっては耳の痛い話をしなければならないときがある。共同生活なのでルールがあって、例えば、共用利用する新聞を個室にもっていってはいけない、居室でタバコを吸ってはいけない、暴力はしてはいけないなど、守ってほしいことがある。そういった共同生活上のルールを破らないように諭すときなど、相手をより深く理解し信頼関係を築いていれば、落ち着いた中で入所者は話を聞いてくれるようになり、ルールを守ってくれるようになる。

【ヒアリング設問 2】生きがい活動の提供とは、どのようなものか。

・シルバー人材センターに登録し就労しているケースがある。
・年齢は 70 歳後半の男性で出所後の高齢者だった。アルコール中毒ではないが、罪を犯すときには決まって飲酒が絡んでいる方だった。気が大きくなってであろう、犯罪の種類は飲食店でトラブルなど、傷害や器物破損などの経歴の持ち主だった。この方は、出所後に働きたいという強い意志を持っていた。ところが、自立してアパート暮らしをしながら、となると支えがないため、飲酒によって犯罪を繰り返す懸念があった。そのため、行政の判断にて飲酒の管理のため老人ホームに入所するという決定が下された。その時、就労を前提にしてほしいとの依頼だった。
・店舗の清掃の仕事に就いた。仕事ぶりは丁寧で質が高いと評判であり、施設内の清掃活動も積極的に関わってくれている。本人も生きがいはあると感じている。週に 2 回程度の就労をし、それ以外の日はほぼ施設の環境整備に関わり植栽の剪定や、砂利の整えなどを担当してくれる。まるで業者さんにように、黙々と取り組んでくれる。現在も、仕事も環境整備活動も継続している。
・この方が抱える難しさは、課題は他人と協調することが苦手なこと、だった。自分一人で行う仕事を転々としていた職務経歴からわかるように、他人と協調する作業には向いていないところがある。仕事スピードは他者よりも 3 倍ほど早く丁寧にこなせる。そのスピードを他人に強要するわけではないが、「みんなとは違う」「俺は病人じゃない」「食事が足りない」という発言をするなど、協調することが難しいところがある。他の入所者も見下されている感覚を持ったこともある。そのため、協調は難しいので無理な共同作業は控えている。本人の得意とする面を重視し、本人にとって生きがいを感じる暮らしをサポートしている。

【ヒアリング設問 3】1.2 のような活動を通じて、矯正保護施設出所者にどのような変化が見られたか。

・入所者は総じて、はじめはとても警戒心が強く、他人と距離を取る。また、斜に構えるところも少なくない。共同作業等を通じて、素直に屈託なく他者と関わりを持てるようになっていく。
・また、心の距離が縮まったと感じる。例えば、入所当初は、「どうせ」といった諦めの言葉もよく聞かれるのだがそれも次第に減っていき、本人も前向きに変っていく。

【ヒアリング設問 4】刑務所出所後もふくめて、矯正保護施設出所者のうち、対応が困難だと感じる方の割合はどの程度と感じるか。

・受けている事例の中では、１／４くらいではないか。
・入所者本人のパーソナリティの問題、抱える疾患、精神疾患、心の中での折り合いのつかなさ、心の中の不満を抱えたままであるなどが複雑に関係して、トラブルが起きることもある。
・自由を求めて退所するケースもあった。本人の意思で職探しをしている入所者がいた、しかし、職員側は、認知機能低下を感じ取り就職は難しいと感じていた。それでも本人は、住み込みの就職先を探していた。また、虚言癖もある方だった。その方には後見人ついていたが、後見人への不信感があり、解任を繰り返していた。この入所者は、自由を最後まで求められて、最終的には退所された。また、職員に残した言葉が印象的だったケースもある。「ここは期限はない。無期だ。刑務所は有期だった。ここまで頑張ればと思えた。でもこの施設はきりがない。自由がない」。本人が思う自由の実現が施設での暮らしの中では獲得できないという思いだったのではないか、と今も思い返される。
・他にも、自由を求める例がある。年金をもっている方が意外と多い。あるケースでは、お金に対する執着なく、とにかく自由を求めていた。年金を施設に置いたまま、ふらりと出ていった、自由が欲しいと（その本人等と調整を付け、自身の年金等を後日支援者に渡し退所なさった）。施設としては、衣食住を満たせば、と思うところも確かにある。入所者からは、自由は衣食住の上にあるという発言をもらったことがあり印象に残っている。

ヒアリング目的の範囲外の情報

1. 入所後の職員の不安解消に向けた工夫

・触法高齢者が対人トラブルになったとき、その反省を促す必要が出てくる。その場合、可能な限り複数人で対応する、など工夫している。
・養護老人ホームなので受け入れている入所者は、すべて行政機関の措置入所である。遠方からの措置入所もあった。虐待関係で遠方の施設がいい、ということであった。受入出来できるか、という打診は、遠方の市町村から直接打診が来る。この施設がある市町村は知らないこともあるかもしれない。

2. 本音のわからない入居者と対話する難しさ

・知的障害のある入所者がいて何度も離設を繰り返す入所者がいた。警察より引き取り部屋に戻ってもらったがすぐ 5 分後にいなくなる、といったことも繰り返した。表面上は、反省していますという意思をきれいな言葉で語る。また、反省しています、と自発的に反省文を書いてきたことすらあった（施設からの求めではない)。それでも、離設を繰り返した。「心に不満がある」のだろうが本人はうまく表出できない。また、職員側も引き出すことは難しく、この入所者が語る言葉からは本音は読み取れない。難しい例である。

3. 信頼関係構築の重要性

・受刑者の方は、「家族にうえている」人が多い。家族の愛情に飢えている、幼少期に家族と離別、障害のある方、その中で、自分の中で信を置ける人間関係を築く機会に恵まれていない可能性も低くない。そのため、人間関係を構築する点に配慮して接している。

4. 措置控えのこと

・市町村の措置控えによって利用者は確実に減っている。そのため、事情の重い方（困難事例)、出所した方も受け入れていかないと、空床が大きくなるという事情がある。
・措置控えが起こっているのは、市町村のお金の問題と思う。聞くのは、「養護老人ホームに入れるのはセーフティーネットとしての位置づけであることから最終手段になる、それまでに行けるところを探るというのが市町村の方針である。具体的には、有料老人ホーム＋生活保護の扶助という手法を取る方が、行政の支出を抑えられるから」という考えのようだ。噂ではなくそのように市の職員が発言しているとも聞く。
・特別養護老人ホームでは、入所者 100 人に一人の生活相談員の配置という基準だが、養護老人ホームは 30 人 1 名の配置と手厚い。職種は、社会福祉士は望ましい。一方、有料老人ホームには配置は義務ではないはずなので、生きづらさを抱える方を長期に支えるという視点からみると、生活相談員の配置義務のない有料老人ホームで十分であるかどうかは疑問が残る

5. 営業のこと

・実際に営業に回っている。例えば病院の連携室を伺ったり、家族も伺う。最近は地域包括支援センターにも営業をかけている。
・具体的には「空床ありますが、該当者いませんか」と尋ねていく。地域包括支援センターに連絡し、貧困を扱っているところあるかと聞く、そういう人がいるとなれば、措置する市町村の窓口を紹介する。ほかに病院の連携室の場合、連携室に連絡し行き先がない患者がいたら紹介してほしい、と伝える、精神施設の退所想定の患者などいるなら、受けているとつたえる。地域定着にも連絡して空きがあることを伝える。
・ただし、契約方式ではないから直接的に利用候補者に当たるわけではない。市町村の知ないといけないといけない。措置なので、養護老人ホームが候補となる高齢者等は一握りになる。
・市町村によって事情が異なるようだ。県内に全 40 施設ほど養護老人ホームがあるのだが、市町村によっては「措置はしない」という方針があるときく。そういう市になると、そこの地域包括支援センターに営業をかけたところで無駄になる。いくつかある、と聞いている。
・措置のない市町村にある施設は地元の辺から措置をもらっている。かなり苦労しているときく。県内のいろんな法人があって、もともと市の直轄とかのところでは、経営努力の必要がなかったはず。そうなると空床率が高いとかきく、50%とか。
・本施設は 50 床あり、現在は 49 床が埋まっている。入所者が 46 床や 45 床となると経営的に赤字になる。
・社福が経営する養護老人ホームでは、この 3 月いっぱいでたたむところもある。

6. 保護と養護の連携

・保護と養護の連携が取れていない、温度差があるようだ。

共通質問① 職員の漠然とした不安の解消に向けた工夫

再掲（事前照会票）

【共通質問-Q1】受入施設の職員が持つ刑務所出所者に対する漠然とした不安があることから、受け入れに繋がらないケースもあるとの指摘もあるが、そのような不安の解消について工夫等はありますか。

今のところは繋がらなかったケースはございません。ただ、事前のカンファレンスを何度も行い、その中で、受け入れをする施設が必要であること、そのまま社会に出ると、さらに再犯を繰り返し、被害者が出るので、そのためには福祉が介入する必要があることを理解してもらいました。さらに、本人の生い立ちや環境や背景を考えると、実は本人も社会が生んだ被害者、ということも理解してもらうようにしました、つまり加害者でもあり被害者でもあるということ。
本人のことをちゃんと理解してもらうために、書面の情報だけでなく、本人を見てほしいということも繰り返しつたえました。書面の情報を見ると正直ひく内容ばかり。中学校のときから犯罪を繰り返し、17 回服役していて、それ以外は路上生活と[redacted]の生活。これを書面で見ると“受け入れは無理、やめておこう”と思う。しかし実際に本人を見ると案外、共同生活が可能であったりする。その当たりを職員に理解してもらえるように伝えるようにしている。

【ヒアリング設問 1】受入候補者の情報について、職員からどのような不安や意見が出るか。

・受入候補者が悪いことをした人だというのは間違いない。職員は「怖い」「暴力を奮われたらどうしよう」と不安になる。特に、前歴がある若い人（60 歳代以下）など、介護職員よりも若い場合だとより怖いと感じるようだ。比較的高齢の場合、体の動きも悪いからか、怖さを感じにくい。一方で若い方は「もし、暴れたら」と不安になる。また、「どこでキレるか分からない」から不安になる。そもそも「キレる人」なのかどうかもわからない状態だと、性善説には立ちにくいようだ。
・管理者が出所者を受け入れるといったら、施設としては受け入れることになるが、職員がそれに対して完全に納得しているかと言われればそうではない。完全には納得していないのではないか。受入委候補者と実際に事前に本人に会うのは、ケアマネジャーと管理者くらいであり、書面のみの情報では職員の不安の解消は難しい。職員には、「受け入れの制度がないので、福祉が介入しないとまた再犯する、被害者が出てしまうから。」と社会的な受入の意義を強調し、受け入れてもらえるように心がけている。職員は実際に本人に会うまでは、受け入れることに対して完全には納得はしてはいないだろうというのが現実ではないか。
・ところが、実際に本人に会うと、「粗暴ではない」とわかる。普通の人と変わらないとは言わないが、病気なのかな、という感じである。今回挙げたケースは、現在この施設に受け入れて 3 年が経過した。特徴としては、男性、現在 60 歳台後半、窃盗の累犯あり、幼い時両親とも自殺、中学校の時に「教護院（児童自立支援施設）」に入り、少年院の入所・出所の繰り返し、成人してもほぼ窃盗による累犯で主に 3 年ずつ入所・出所を繰り返し、最終的に 14 回、15 回程度は刑務所に入っている。一般社会での生活時間がむしろ少ない人生を歩んでいる。少しだけ農家の手伝いをする生活をしていたこともある。一般社会に戻った後も、[redacted]のドヤ街で暮らしていた。いつも何かを探している行動を繰り返す、フロア内でもウロウロする行動が見られ、モノがなかったら探して、取ってという行動を繰り返している。いつもカウンターの中をじっと見つめ続ける、車に乗るとドアポケットを探る、自分の私物ではなくても手に取ってしまう、そういった行動が見受けられる。しかし、施設の利用者は認知症でそれぞれに症状あり、きょろきょろしているだけでは公道は目立たない。おそらく、本人には子供のころから精神障害や知的障害があったと推測されるがその認定はない。また、成人になってから知的障害の認定を受けることは難しかった。現在は精神での障害の認定を受けている。
・この人の性格をみると「幼さ」が観察される。例えば、コーヒーを一度サービスされて飲むと、その後何日も、コーヒーを欲しいと、職員に求めてくるようになる。あたかも欲望のままに要求するような行動をとることがある。この方に限っては、良かれと思って個人のニーズをくみ取ってプラスアルファのサービスをした場合、それが中断されてしまうと、なぜできないのか、とずっと求めるようになる。そのため、本来であれば、ちょっとした気遣いや労いを形にして接したいのだが、本人の無用な欲望を掻き立て不安にさせないように「特別なことをしない」ように、通常のサービスを実施するようにしている。
・地域生活定着支援センターがまとめた本人に関するアセスメントシート等からわかる情報だけを見ると「とんでもない、極悪人のような」経歴に見える。しかし職員には、書面で伝わりにくいこともあり、実際にそうでない、普通の人の側面もあると職員に伝えている。実際に接して本人の性格や特徴を観察し、そのニーズに沿った生活上の工夫を施せば、共同生活や共同作業も比較的穏やかに過ごしていただけることもある。
・また、窃盗は無意識にしているようであるから、本人に注意し自制を促すというより、「本人の手に取らせない」環境作りに工夫する。例えば、本人が目に付く場所にカバンを置かないように配慮する、など。自制を促すと興奮してしまうので、あまりそのようにはしない。このようなことを通じて、新たな犯罪を未然に防げるよう心掛けている。

【ヒアリング設問 2】出所者について、事前にどのような情報を得たいと考えるか。（生活歴、職務歴、医療関係の情報、刑務所内での本人のエピソード、などが考えられる）

・生い立ち。あるケースについて、本人は加害者である一方で、両親の自殺、境遇など本人ではどうしようもなかった背景を考えると、（推測の域を出ないが）社会が生んだ被害者と思える側面もないわけでない。職員の中に出所者に対して積極的にケアしようとする気持ちは起こらないだろうが、共感を得やすくすることで職員自身が福祉として介入し、ケアしなくてはいけない自分の中での「納得」する受け止め過程の材料になっている。
・刑務所の面会のとき、例えば、腰痛を持っているのではないかと思わせる挙動が見受けられた例もあった。しかし、刑務所から事前に手にする情報にはそういった疾患（疑い）や生活動作上の困難について指摘がないことも多い。本人の体についてきちんと観察されていないのではないか、と疑うときもあった。職員が想像していた以上に、刑務所内では認知症や病気が把握されていないことに驚いた。刑務所を出所する前に、本人の健康状態を知りたいと思う。もし病気があればケアの仕方も変わってくる。
・一番欲しいのは医療情報、身体的情報。次に、本人の行動の傾向（問題行動）。これらをベースにどの部屋にするか、スタッフをどのように配置するか、入浴のタイミングをどうするかを決めていく。受け入れ後の問題行動や本人にとって不都合な生活環境を防止するため、例えば、職員の目の行き届きやすい部屋に入居させる、トイレまでの距離が短いなど不便のない生活動線を設定する、風呂の曜日をいつにするか決定する、等。前述のような情報は、本人の状況に応じた過ごし方の設定に影響する。
・刑務所の中の考え方とケアの考え方は異なることは分かっているが、もう少し情報が欲しいと思う。思ったほど歩けなかった、等、生活動線の設定をするのに大事。
・もちろん、一般的に提供される情報は前提として必要である。
・他に、家族に関する情報があればなおよい。ほとんどのケースが特殊な家族の境遇を持っている。一緒に住んでくれる人がいないという理由から施設入所になることが多い。今回のケースでは、ご兄弟に会いたいとの希望があったが、先方の拒否があった。このようなケースは多々ある。家族や親族の心情は「自分たちも被害者」、「本人と関係を持ちたくない」という意向を持つことが圧倒的に多い。
・ところが、入居後、落ち着いた状態で、家族に迷惑をかけることはないという前提であれば、面会を喜んでくれる家族もいる。入居後数か月して落ち着いたタイミングで、「施設にきちんと戻しますので、顔を見る程度の（1 日や 1 時間程度）里帰り」をしてもいいですか、と問い合わせると、受け入れてくれる家族もいる。家族の情報があればこのようなやりとりができる。
・家族の情報がほとんどないと、施設からは本人の家族に連絡ができないが、お亡くなりになった際はできたら施設の職員が連絡を取ってあげたかったなという思いが残る。役所から電話をしたところで、事務的であると思われるためである。施設から連絡出来たら、施設での生活状況も伝えられ、もしかしたら最後に本人に家族が会いに来てくれたかもしれない。施設の職員は本人の家族を探すことはできないが、刑務所から事前に情報提供があれば生前に家族に経過を伝えることも出来る。役所だから情報を得られるのかもしれないが、刑務所から情報があればと思う。本人が家族に会うことで喜ぶ、落ち着くこともある。
・先月、正月の挨拶にいった。他の兄弟がいたことがわかった。会えないと思っていた姉に会うことができた、こともある。

【ヒアリング設問 3】何かあった際の相談先は、地域生活定着支援センターとしているか。他に相談先があるか。また、相談先がある場合は、どんな相談をしたことがあるか。

・相談先は地域生活定着支援センターである。
・その他に、病院から受け入れた場合などは、その病院の主治医などと相談することがある。たとえば、犯罪者に対する治療（一つの犯罪を繰り返してしまう方）を積極的に実施している病院が近隣にあって、そこから当施設で退所者を受け入れたことがある。その他には、その病院に入院していた方が無断外出したとき、病院に相談したことがある。入院や薬で治るわけではないと承知していたが、警察も動いたケースであったので、そのまま施設でもう一度受け入れるためには職員側の戸惑いや不安があった。そのため、当該病院へ相談に行った。そのとき、病院側から一時的な入院の提案を受けたことがある（このケースは再度短期入院し、施設に帰ってきた）。
・地域包括支援センターと連携をとることはない。施設に入っているため、その必要がない。

【ヒアリング設問 4】カンファレンスにて職員に受け入れ時のイメージをしてもらう際、「本人を見てほしい」という点以外に、どのような点をポイントにして伝えているか。

・本人の生い立ちや背景を知ってもらい、「本人も被害者かもしれない」と思えないか、働きかけている。
・また、「本人がこのまま社会に出たとしても、また被害者が出てしまう」ので、それを少しでも防ぎたい。
・窃盗の累犯であれば、またあり得るだろう、ということは丁寧に職員に伝え理解してもらう。
・この施設が果たす地域貢献の意義、社会的な意義として理解してもらえないかと働きかけている。

【ヒアリング設問 5】入所前面談（を実施している場合）の際に、どのような会話・情報が重要だと考えるか。
・医療などの情報、上記にあり。

共通質問② 職員の漠然とした不安の解消に向けた職員向けの研修や教育

再掲（事前照会票）
【共通質問-Q2】漠然とした不安の解消に向けて、職員向けの研修や教育をしていますか。特に、以下の観点からの研修や教育はありますか。あった場合はその事例について具体的に教えてください。（施設内研修、地域生活定着支援センターからの講師派遣、矯正施設への見学会などの観点から）
地域定着センターの研修に管理者以外の職員も参加。

【ヒアリング設問 1】地域生活定着支援センターの研修において、職員の不安は解消されるか。
・職員の不安は緩和しないだろうが、サービスの必要性はわかってくれているようだ。

【ヒアリング設問 2】職員の不安を解消するのに効果的と感じる研修はどのような内容と考えるか。
・何かあったときに、いきなり警察に通報する選択肢ではなく、具体的に困った問題が起こった際のフォロー方法を知っておくとよい。例えば、施設内で暴力が起こったとき。多くは病気が起こしている。その問題の対処が施設に丸投げにならない、孤立しないように、警察以外との地域資源との繋がりを作っておくと役立つと思う。 ・研修の内容としては、刑務所内における認知症の方の情報が少ないと感じる。私たちはよく知っている。窃盗→窃盗→傷害→窃盗、という犯罪歴があったとき、窃盗をした際にアクシデント的に傷害が生じていたりする。ほかにも、累犯は未遂扱いにならないため回数が重ねられやすい、等。そういう背景や情報を知っておくと、本人本位で入居者をみられるようになっていく。結果として、不安解消に繋がるかもしれない。 ・認知症の人は仕事にならない。労務作業ができないから、とりあえず受刑者が折り紙を折る、隣の人が解く。もう一度折る、という作業に従事しているという話も聞く。認知症の人を矯正施設に入れておくことは必ずしも矯正に向かないように感じた。自分はそのような人たちには認知症 GH が必要ということに気づくことができた。そのようなことに気が付けると、職員も不安解消につながるのではないか。この施設に来てくれた方が、その人の尊厳を保った時間の暮らし方ができるのではないか、と受入に前向きになるのではないかと思う。もちろん、矯正施設の場が罪を償う場である大前提の認識には変わりはない。

個別質問①

再掲（事前照会票）

【個別質問-Q1】以前ご回答いただいた、受入施設票 Q12-1「刑務所を出所した者の受け入れに当たって課題と感じていること、あるいは、受け入れた後の対応の際に難しいと感じた経験があれば、教えてください。」について、「入居後、ストレスを無くすために散歩を日課に入れたり、施設での役割を持っていただいたり、精神の手帳の交付を受け、就労支援 B へ通ったりして、本当にうまくいっていた。本人も機嫌良く過ごしていたのに、就 B からの無断外泊で全てがくずれた。人生で初めて給料をもらい、仕事のぐちをスタッフに話したり、仕事の内容も時給に合わせて自分で選択したり…本当に社会性のある生活を送っておられたのに。本当に残念でした。」とご回答いただきましたが、特に就労 B へ通うこととなったきっかけや、その支援について具体的に教えてください

もともと、他の利用者と比べてかなり若く、かなり元気だったので、制限が多い施設生活だとストレスがたまると思われました。そのため、毎日の散歩を 2 回にし、時々、買い物へ行き、月に 1 回程度の銭湯へ行ったり、実家への里帰りを企画したりして、なるべく毎日を楽しく過ごしていただけるようにしました。それでもストレスが溜まるとソワソワしたりいらいらしたり、幻聴・幻覚・も頻繁に出たので、障害者手帳の申請をし、障害のサービスを利用しようと考えました。ただ残念ながら、利用できるサービスが少なく、余暇活動に繋がればと思っていたガイドヘルパー等も認知症施設入居者は利用できなく、活動の幅を広げることが出来ませんでした。そのため、次に考えたのが就労支援 B。ただ、このサービスを提供している施設は、ほとんどが、玄関の施錠等のセキュリティがなく、利用者は自分で通って、時々、ふらっと外に出る方もおられたりした。独りで出てしまうと、そのまま帰ってこない上に、外で窃盗等を犯す可能性があるので、なかなか適切な事業所が見つかりませんでした。しばらく探していると、ある程度の本人の所在確認程度は責任をもって対応するという事業所が見つかったのでそこの利用を開始しました。かなり落ち着き、毎日、『今日も仕事やわ、しんどいけどお金もらわなあかんから、しゃあないな』とか『今は○○な仕事をしています』『友達の○○さんと毎日一緒に休憩して散歩しています』といった本当に“普通の人”の生活を送っておられ、こちらのスタッフも喜んでいました。就 B が連休の時は、散歩の回数を増やしたりして、ストレスを溜めないように配慮していました。人生で、ほとんどが刑務所か路上かドヤ街だった、仕事もしたことも無かった人が、はじめて社会生活を営んでおられる様子に皆が喜んでおりました。そんな中、たまたま、作業所の休憩時間に、独りで散歩に行かせてもらったようで、そのまま、ふらっと居なくなりました。作業所から支給されるお金を持っていたからか、そのまま電車に乗って[redacted]の実家に帰っていました。[redacted]警と[redacted]警の協力で無事に帰ってきましたが、それが原因で職員の気持ちに変化があり、受け入れが困難になりました。散歩が恐い、とか力ずくで脱走をこころみたらどうするか、等々、施設内で非常に大変なやりとりがあり、話し合いを重ね、色々なルールを決めなおし、スタッフに納得していただき、再入居となりました。現在は、再度無断外出がないように工夫しております。お金の管理（自分で持たない工夫）や就 B の回数を増やしたり、逃げ出さなくても、実家にいける様に、こちらで定期的に帰省の計画をする等々。とりあえず落ち着いてご利用いただいております。

【ヒアリング設問 1】本人に就労 B の話を持ち掛けた際の反応はどういったものだったか。

・持ち掛けた発端は、当初は 66 歳と施設の中では若いほうであったため。[redacted]など野外でも暮らすなどの生活をしていた。活動を楽しめるだろうか、と不安があった。無理ではないかとさえ思っていた。スタッフの方で特別なサービスといえば、5 分くらいの近隣の散歩を提供しているが、この方に関してはそれでは十分なストレス発散にならないと思えた。旅行等も企画にいれていた。それでも十分なストレス解消になっていなかった。
・障害者サービスの中に使いたいサービスがあった。「同行サービス」という余暇活動を増やすサービス。障害者の方へのサービスとしては、遊びや、温泉、プールに行くといったものがある。このサービスは介護保険制度のように制度に縛られていない。この制度を使いたく申請した。しかし GH では使えないことをその時に知った。介護保険や医療保険、障害者のサービスがあるとき、類似しるとき介護保険の優先すること、施設でも介護サービスを優先するというしばりがあったため、GH は使えないと判明した。結果的に施設職員で同じような取り組みを実施しないといけない、という話になった。
・しかし、諦めずにほかに使える制度等がないか考えた末「就労支援」に行きついた。就労支援で得られる金額は小さいのだが、一時間作業したら 120 円もらえるというだけでも嬉しいと思える人だった。本人にとっては、「稼ぐ体験が人生初」であった。就労 B は社会復帰に繋げるための制度だと認識している。この人の場合、就労 A に繋げる、実際に仕事につく、とは想定していない。しかし、継続することは本人にとってプラスに働くと考えた。
・就労支援 B の事業所は利用者が自由に行き来することができ、好きなタイミングでふらっと行くことができる場であるため、セキュリティなど行動制限がきっちりしているところがあまりなかった。ある事業所は、ビルの 1 フロアを作業場にしていた。すなわち、作業中はフロアからは出られないところである。他の就労 B の事業所では自分でふらっと出てしまう可能性があり、そこで犯罪する可能性も否定できなかったため、この就労 B の事業所に繋げた。そこから、本人にとって一番幸せそうにくらしているようにみえた。実際、普通の人との会話が成り立つようになった。今日しんどかったわー。明日もあんねん、来週やっとおかねもらえるわー、等の会話があった。職員側も今度田舎に帰るときにバスの運賃がいるから、お金のこしとき、

等と話していた。仕事がいややと思っても明日に行く、など自然にできるようになっていた。路上生活であれば、いやなことがあれば仕事に行かないこともあっただろう。遅かったけど社会人になったなあと思った。私たちもとてもやりがいを実感できた出来事だった。

【ヒアリング設問 2】無断外泊があった際に、施設内で話し合いを重ねた結果、再度の受入となったとのことだが、最終的にスタッフが納得した理由はどんなものか。

・高齢者施設は離設などに敏感に体制を整えているのだが、特に休憩時間など、就労施設では自由にフロアの外に出ることができていた。あるとき、就労施設で一人での外出を認めてしまった。後で聞くと、本人は逃げる気はなかった。あと 2 日で給与をもらえる、と理解していたし、来週は働く場がかわるとも話していた。かばんも帽子も傘も、就労の場に置いていたので逃げる気でないのはなかった。ところが、急に「病院に行かないといけない」と思い、実家のある[redacted]に向かっていたそうだ。施設では、コロナのことで実家に帰れない状況があったため、いつ連れていってくれるの、と言われていた経緯もあった。本人を和歌山に引き取りに行ったが、悪びれるところもなかった。どうやってかえるつもりだったのか、と聞いたら、迎えて来てもらおうと思っていた、とあっけらかんと答えていたくらい、悪いことをした意識はなかった。
・再度受入を検討したとき、「逃げ出した」という職員の認識が強く抵抗があった。本人の状況は今までと変わらず、興奮もなかったのだが、またこのようなことが起こるのではないかという職員の不安が強かった。だから、病院のくだりに繋がっていく。
・(認知機能として症状はほぼないのだが)、ないからこそ難しいというとこともあった。本人にルールを守らせるのではなく、例えば、職員との毎日の散歩を一時的になくし、逃げるのではないかという職員の不安をなくしていく等、ルールを変えて受入を納得してもらうようにした。一方で、散歩をなくした分、就労支援 B の回数を増やしストレス解消を確保した。本人の楽しみを減らさず不安の解消の成立をめざして、こういう方法を採った。

【ヒアリング設問 3】本件があってから、今後の別の出所者の受入に関する職員の反応はどのようなものだったか。

・上述の通り。

【ヒアリング設問 4】就労 B に繋げた事例はほかにもあるか。（あれば）具体的にどんな事例か。

・初めてである。

共通質問① 職員の漠然とした不安の解消に向けた工夫

再掲（事前照会票）

【共通質問-Q1】受入施設の職員が持つ刑務所出所者に対する漠然とした不安があることから、受け入れに繋がらないケースもあるとの指摘もあるが、そのような不安の解消について工夫等はありますか。（自由記述）

当法人では、毎年「人権研修」が行われており、そのなかで「出所者支援」についても一般社団法人[redacted]（[redacted]地域生活定着支援センター受託団体、以下、「[redacted]」と略）から講師を招いて、出所者支援について職員対象に研修を行いました。
また、事業所責任者がまず[redacted]（地域生活定着支援センター受託団体）主催の「[redacted]専門研修会」に参加し、自事業所で出所者支援、「生きなおしができる社会・地域」づくりが必要だという理念を語れるよう努めています。
そして、出所者の方を受け入れるに当たり、事前に相談先からいただいた情報は、隠さず、職員みんなに読んでもらい、それぞれの職員の思い、不安も含めて率直に話し合う機会を設けています。

【ヒアリング設問①】[redacted]（地域生活定着支援センター受託団体）の講師の方の講演はどのような内容か

長時間の研修でした。内容は、まず最初に、「[redacted]専門研修」:「犯罪と社会」というテーマで[redacted]大学教授から罪を犯した人々に寄り添うことの意義について講義を受けました。次に、被疑者・被告人段階での流れ（成人）、少年法について、社会内処遇の流れと実際、被害者と加害者のトラウマー当事者理解、犯罪行為者への福祉による支援、矯正施設見学などでした。
その後も、[redacted]（地域生活定着支援センター受託団体）の研修を受けていますが、興味深く、学べることの多い研修です。精神科の医師によるアルコール依存症、薬物依存症の研修や[redacted]（地域生活定着支援センター受託団体）がサポートした方の経験談など数多くあります。性犯罪を犯した人たちがどうして性犯罪に手を染めたのか、そこからどう立ち直おろうとしているのか、体験者の研修で、本当に多くのことを学びました。[redacted]（地域生活定着支援センター受託団体）では定期的に研修をしているので、興味がある内容については、できるだけ行くようにしています。[redacted]（職員名）さんとは一緒に何回か参加しました。

【ヒアリング設問②】どのような内容が役に立つと感じるか。

犯罪者について、その人自身を知らなければ、漠然と「悪い人」という印象を持たれがちですが、当事者の話を直接聴くと、私たちと同じ人間であるという感情、意識が生まれます。罪を犯すか犯さないかの境目は紙一重かもしれません。そこに行かざるを得なかった条件があると思います。犯罪者は、ある意味社会が生み出したものでもあり、社会によってまた生きなおせることを、数少ないですが出所者支援を通して感じています。人間に対しての見方がより豊かになるのではないでしょうか？

【ヒアリング設問③】他の定着センターでも研修を実施しているか

[redacted]のことしかよく分かりません。

【ヒアリング設問④】出所者について、事前面談や事前に得られる書面からどのような情報を得たいと考えるか。

まず、本人の生活歴です。今回の方は、前科[redacted]犯の累犯者であったためすべての犯罪の流れや生まれてから現在までの生活状況などを知りたかった。また、医療情報も必要だと思います。その方の疾病など。[redacted]されていたので障害者手帳を取得されていた情報。この方は高齢者で、CAPAS を用いて IQ[redacted]という情報により知的障害とはいえないが長年、矯正施設での暮らしだという背景があります。お互いに理解しあうために、どのようなコミュニケーションが図れるか、どのような支援が必要なのか、ある程度把握できるのではないでしょうか。情報については、[redacted]（地域生活定着支援センター受託団体）から丁寧な事前情報をいただきました。
今回、支援をはじめてから 3 回[redacted]（地域生活定着支援センター受託団体）に行きました。出所者本人と[redacted]、[redacted]（職員名）と行きました。最初はマスクを作ったのでそれをお世話になった[redacted]（地域生活定着支援センター受託団体）に持って行きました。3 回目は出所して 1 年を迎えたので、[redacted]（地域生活定着支援センター受託団体）だけでなく、[redacted]保護観察所でお世話になった保護観察官の方にも会いに行きました。
本人の情報をしっかり職員に伝えておくことが大切だと思います。職員の怖いという思いも共有しながら、同じ人なのだというところまで話をし続けることが大切だと思います。そして、管理者の職員に対して信頼する姿勢も大切です。自分自身も偏見とは無縁ではないので、自分自身の点検も必要だと思います。

【ヒアリング設問⑤】何かあった際の相談先は、地域生活定着支援センターとしているか。他に相談先があるか。また、相談先がある場合は、どんな相談をしたことがあるか。

相談するのは[redacted]（地域生活定着支援センター受託団体）です。
今支援している方はお話上手なんです。[redacted]（地域生活定着支援センター受託団体）から頼まれて、当事者としての自身の体験を（出所してから今までの生活について具体的に）[redacted]の弁護士会館で司法修習生に向けて 30 分くらいお話をしたりしました。

共通質問② 職員の漠然とした不安の解消に向けた職員向けの研修や教育

再掲（事前照会票）

【共通質問-Q2】漠然とした不安の解消に向けて、職員向けの研修や教育をしていますか。特に、以下の観点からの研修や教育はありますか。あった場合はその事例について具体的に教えてください。（施設内研修、地域生活定着支援センターからの講師派遣、矯正施設への見学会などの観点から）（自由記述）

[redacted]（地域生活定着支援センター受託団体）の[redacted]さんの「[redacted]」の購読と研修会
[redacted]刑務所見学・面会、更生保護施設「[redacted]」見学・面会
施設内で支援受け入れ前に「事前カンファレンス」の開催など行った。
[redacted]刑務所での面談には、出所後連携して支援する予定の「訪問看護ステーション」所長にも参加してもらい、お互いの理念・支援を共有するように努めました。

【ヒアリング設問①】受入支援前に開催された「事前カンファレンス」はどのような内容か。

持っている情報をすべて職員と共有しました。生活歴や犯罪歴、病歴、IQ はこれくらいのレベルである等。最初に受入前に、職員とすべて情報を共有し、怖いという思いも含め、職員の気持ちを聞いていくことも大切です。一番初めは皆で不安を共有して解消していきました。最近は、新しく入ってくるスタッフにはあえて何も言わないこともあります。その利用者を出所者としてではなく、人としての人となりを見てもらってから背景を伝えていきます。1 年間付き合ってみた感想として、出所者の方と接することでスタッフも成長するし、他の利用者にもいい影響がたくさんありました。偏見を持たないことが大切だと思います。今は、本人に対する見方も、罪を犯した人ではなく、人としてこうであるとシフトチェンジできていると思います。罪を犯していたとしても、様々な背景があってそうせざるを得ないことがあったという見方になっていると思います。これからも本人の人生を自分らしく生きていくサポートをしたいです。出所 7 回目までは、誰も迎えに来てくれなかったが、今回初めて[redacted]（地域生活定着支援センター受託団体）の方や[redacted]（施設名）がいて、すごく嬉しかったそうです。
出所者が出所する際、持っているお金が 3～5 万円しかなくてそれをもってどうやって暮らしていけばいいのかと思うと、また犯罪の世界に帰らざるを得ないのが現状ではないかと思います。社会に具体的なセーフティーネットが必要だと思います。今も、コロナ禍で家や仕事をなくす人が大勢います。どんな人も生き直しができる社会を作る必要があると思います。出所者に実際に会わないとそんな現実を知らないままだったかもしれませんし、職員の勉強にもなったと思います。
　小規模多機能型居宅介護の支援で、「パーソンセンタードケア」や、目の前にいる利用者さんそれぞれは、「**認知症**の人ではなく、認知症の**人**」ですよという理念に共通します。

個別質問①

再掲（事前照会票）

【個別質問-Q1】以前ご回答いただいた、受入施設票 Q12-1「刑務所を出所した者の受け入れに当たって課題と感じていること、あるいは、受け入れた後の対応の際に難しいと感じた経験があれば、教えてください。」について、「課題：出所後、地域で暮らすための住居の確保が難しい。その人が今までどう生きてきたのか、という背景を、本人と共に語り合う中で支援する私たちも感じること、考えること、教えられることがたくさんあります。今後は、＜福祉＞という枠をこえて、地域で当たり前に暮らすためのネットワークづくりが必要だと思っています。」
とご回答いただきましたが、特に地域で当たり前に暮らすためのネットワークづくりに際して取り組まれている支援や、それに際しての困難なことについて、具体的に教えてください。

事業所職員が、実際に出所者の支援を本人と共に行っていくことで、「その人がどのような環境下でどう生きてこざるをえなかったのか」を知り、人を想う大切さやあたたかさを語るようになりました。また、専門職としてアセスメントの大切さも感じることができたように思います。
ネットワークづくりについては、まず地域包括支援センターや地域のＣＳＷのところに当人と出向き、地域での様々な「居場所」の開拓を共にできるようお願いしました。が、地域で当たり前に暮らすために必要な「住まい」や「仕事」に関わる資源、機関と結びつくことがなかなか難しいです。

【ヒアリング設問①】「その人がどのような環境下でどう生きてこざるをえなかったのか」を知りとご回答いただいたが、出所者を受け入れることで、結果として他の利用者に対する職員の姿勢もよい方向に向いた、ということか。

そうです。出所者の支援は今回が初めてでした。今まで出所者とスタッフが出会う機会はほとんどありませんでした。出所者といえば、世間一般の怖いイメージがあったと思います。支援がはじまる前に、[redacted]（地域生活定着支援センター受託団体）からのアセスメントシートをスタッフに公開しました。犯罪者という烙印を押されると生きなおすチャンスがなかなかないということ、偏見や怖さは思い込みかもしれないという思いから支援を始めてほしかったのです。職員みんなで話し合いの機会を設けたことで受入のハードルは低くなったと思います。日々支援を行う中で、自分たちと同じように一生懸命生きている人と理解してもらえたようです。同じように、他の利用者においても、それぞれが背景を持って生きているという意識が職員に生まれたと感じています。

【ヒアリング設問②】定着センターへの相談をすることがあるか。

[redacted]（職員名）の中で出所者の支援をしたい、罪を犯した人たちが何とか生きなおせる社会が必要だという思いがありました。そのため、[redacted]（地域生活定着支援センター受託団体）が行っている研修会に参加しました。その後、[redacted]（地域生活定着支援センター受託団体）から具体的に支援をしてほしいとの依頼を受けました。相談しに行ったわけではありません。出所者の受入の流れとしては、地域生活定着支援センターと本人と何回か面接して「支援先」を探していきます。[redacted]は介護保険の在宅サービス（地域密着型サービス）の一つなので、出所者の住まいは[redacted]（地域生活定着支援センター受託団体）が探してくれました。支援者間の事前の打ち合わせや情報共有は、同じ方向に向かうためにお互いの連携が大切であると思います。
支援が必要な人はいるけど、地域で住まいが見つからないため介護サービスを受けるに至らない場合や、高齢ではなく知的障害であることで障がい部門になるため、支援の相談はあったが、支援が叶わないこともありました。
刑務所外処遇（刑務所入所中に、模範犯であれば介護サービスを見学することができる制度）はなかったです。[redacted]（地域生活定着支援センター受託団体）が具体的に介護サービスの内容、今後の流れを本人に伝えて整えていただきました。その後、矯正施設で本人と面会するため、[redacted]（職員名）さんと、[redacted]をしていた方だったので訪問看護ステーションの所長、管理者の方と一緒に面会に行きました。情報共有はその段階で行っていました。そして、刑務所に行き、最初に[redacted]のパンフレットで本人に説明をしました。

【ヒアリング設問③】利用者同士においては、出所者を受け入れることで好影響はあったか。

他の利用者には、具体的に出所者である事実は話していません。全くトラブルはありませんでした。

【ヒアリング設問④】地域での様々な「居場所」とは具体的にどのような場所か。

罪を犯した人であろうとなかろうと、当たり前の暮らしができないのはおかしいと考えています。[redacted]は小規模多機能型居宅介護でその方のニーズにより柔軟な支援ができます。最初は月曜から土曜まで毎日通いに来てもらう形をとっていました。[redacted]（職員名）としては、もう少し、自分で自分の時間を管理して計画を立てて、いつ「通い」に来て、この時間は自分のために自分の時間をつかうなど、そんな暮らしができればいいなと思いますが、なかなか地域の中で隣人付き合いが難しいです。そのため、地域包括支援センターに地域で高齢者が集まる会に行けないか打診しました。残念ながら、なかなかつながっていません。地域にあまりそのような会がないんですね。もっと自分たちで作っていかないといけないと思いますが、なかなかそこまでいっていません。今は、月曜から土曜まで毎日通うのではなく、休みの日もありますし、一人で過ごしている日もあります。自分でバスに乗って好きな時間に通いに来て、好きな時間に帰る日もあります。徐々に毎日の過ごし方を自分で決められるようになってほしいです。

【ヒアリング設問⑤】「住まい」「仕事」を見つけるために具体的にどのような支援を行っているか。

住まい探しは難しいです。今住んでいるマンションは[redacted]（地域生活定着支援センター受託団体）がお願いして、大家さんを見つけていただきました。
仕事については、70 歳を過ぎていることもあり、なかなか見つけることが難しいですね。今回の矯正施設ではないが、本人は以前、[redacted]刑務所でミシンを使っていたことがあったため、ミシンが使えたんですね。その特技を生かして、「コロナ禍」でマスクが無くなっていた時期にマスクを作ってくれたり、雑巾を縫ってくれたりしていいます。それを[redacted]で使ったり、個人的に使ったり、訪問介護ステーションから「雑巾が少なくなってきました」と依頼があったら本人と一緒に持っていくなどしています。仕事とは言えませんが、自分の役割があり、そのことで相手から「ありがとう」と言ってもらえるという「関係」が生まれています。手先が器用なので、積極的に事業所の周りの掃除をしてくれたりし、気配りのよい方です。認知症を持った高齢者の方が多いですが、職員以上に同じ利用者に気を使って、一緒に会話をしてくれたり、ほかの利用者さんがいらいらしていたら声をかけてくれたり、すごく助かっています。みんな、なくてはならない利用者と職員です。出所者だからといって怖いわけではないです。

3）自治体

A 市

共通質問①保険者や措置実施先の決定に関するルール化

再掲（事前照会票）

【共通質問-Q1】刑務所入所前の居住の事実の確認が出来ない場合を含め、住民票が不明又は明らかではない（職権消除により住民票はないが刑務所入所前の居住の事実の確認ができる場合を除く）場合に、保険者や措置実施先の決定にあたり他の自治体との調整等に苦慮する場合があると思われるが、障害福祉サービスのように、たとえば、逮捕地ルールのようなルール化をすることについてどのように考えますか。（自由記述）

これまでの少ない経験では、相談者の元々の居住地が当市であったことから、他の自治体との調整に苦慮したケースはないが、基本的には「本人がどこに住みたいか」の意思確認が必要だと思う。
しかし、まだまだ刑務所出所者の支援について経験を積んでいる市町村は少ないと考えられる（本市の場合、隣市までの鉄道運賃を渡しでお引き取りいただいたり、住居確保困難にも関わらず住居確保をしなければ生活保護の受付をしないなど）ので、どこが支援の主体になるかを定めること（ルール化）は必要だと思う。

【ヒアリング設問①】「本市の場合、隣市までの鉄道運賃を渡しでお引き取りいただいたり、住居確保困難にも関わらず住居確保をしなければ生活保護の受付をしないなど」とご回答いただきましたが、このような方の支援は「[redacted]」（当市の取組として設置された、多機関の協働による包括支援体制構築事業の目的の一つ）の方が対応されているのか。

「隣市までの鉄道運賃を渡しでお引き取りいただく、あるいは、住居確保困難にも関わらず住居確保をしなければ生活保護の受付をしない」といったような対応は、[redacted]の対応ではなく、生活保護の窓口で取りがちだった。こういった対応は、[redacted]を設置する以前の出来事である。

【補足設問１】「[redacted]」（当市の取組として設置された、多機関の協働による包括支援体制構築事業の目的の一つ）の設置で大きく変わったことはなにか。

- [redacted]は、多機関の協働による包括支援体制構築事業の目的の一つである「地域における包括的な相談支援システムの構築」の取組として設置された。これまで、受刑者に関する相談に対して行政の窓口では「住居を確保したうえで相談に来るように」という対応を取りがちだったが、問題視されていたわけではない。ルール上、仕方のない対応ともいえる。しかし、この[redacted]の活動によってその実態が明らかになり改善した方がいいのではないか、という意見が生まれた。
- この事業を通じて、住まいを探している者に受刑経験があるとわかった場合、住居の賃貸契約を結びにくい実態もわかり、まずは、住まいを確保できる環境を作っていくことが重要ではないか、となった。
- 本市では[redacted]の活動によって、どうにかしないといけない、という問題意識が生まれ実態把握に繋がったわけが、こういう取り組みのない市町村では、実は実態がわかっていないのではないか。
- 次に、ここ 2, 3 年で、生活保護を扱う保護課から高齢福祉に相談する、そして、[redacted]に繋ぐという新しい連携の形が生まれた。保護課からの依頼内容とは、例えば、住まいがないので支援してほしい、といったことである。
- それ以前の 10 年ほどは、保護課に先駆けて高齢福祉の方が相談に乗り、そのうち、生活に困窮されている方を保護課に繋ぐ、という流れが多かった。本市は比較的に保護率が高い歴史があり、現在も依然として高く、およそ 4000 人程度が生活保護を受けている。そういった事情があったためだ。

【補足設問２】障害福祉サービスのように、たとえば、逮捕地ルールのようなルール化をすることについてどのように考えるか。

- 本人の希望があった市町村が受け入れる、というルールにしてはどうか。自治体はうちの町で過ごしたいという本人の意向を重視すべきではないか。
- 問題は本人が希望先を決めない場合などだ。例えば、認知症の支援の中では、本人の希望がないというのはありえないだろう、という考えの下、聞き手は、どこでどう過ごしたいか、という希望を丁寧に引き出していくよう求めているし、また、現場も努力している。同じように、高齢受刑者の希望する帰住地を決めるにあたっても、どこでどう過ごしたいか、という本人の希望を引き出す聞き手の努力は必要と考える。
- 帰住する地域に関する自治体への相談元は、窓口に来る本人、地域生活定着支援センター、あるいは、その他の支援機関がほとんどになるだろう。

【ヒアリング設問②】【ヒアリング設問①】のような方が別の自治体に対応を断られた結果、[redacted]市に支援を求めてきたことはあるか。（あればその事例を具体的に）

・ [redacted]市ではそういう事例は見当たらないようである。

共通質問② 老人福祉法第５条の四（福祉の措置の実施）に規定する「居住地」と「現在地」の明確化による調整の円滑さへの影響

再掲（事前照会票）

【共通質問-Q2】老人福祉法第 5 条の四（福祉の措置の実施者）に規定する「居住地」と「現在地」をいくつかの事例に則して明確にすることで、調整がスムーズにいくと思われますか。（自由記述）

「居住地」を有している場合に対し、「現在地」についてはその捉え方に幅が出てくるように思われる。このため、刑務所に入所中から本人が退所後に住みたい市町村を確認し、本人の意思に基づいて当該市町村に支援をつなぐような仕組みが必要ではないか。
また、単に当該市町村に支援を迫っても、そこに受け入れるだけの社会資源や環境が整備されていないと、十分な支援は行えないと思われる。養護老人ホームや介護保険施設への措置入所だけでなく、在宅サービスを利用しながら生活する出所者が地域コミュニティで生活していくための住民理解の促進が求められる。

【ヒアリング設問①】本人から出所後に住みたい市町村がない場合、どのような対応をしているか。

・ 現役の[redacted]に尋ねたところ、出所後に住みたい地域を持たない人はいないようだ。[redacted]によると、過去に[redacted]市に住んでいたことがある受刑者、あるいは、出所後に[redacted]市に帰ってくる受刑者という。また、とりあえず帰住する地域に[redacted]市を選んだ、というケースも無いようだ。
・ 出所直後のケースに当たらないが、友人が[redacted]市に住んでいるという理由から、[redacted]地方より[redacted]市に移住しようとしたケースはある。後日談として、この移住者は体調を崩し急性期病院に入院した。無料低額診療事業を実施する医療機関だったため本人の自己負担は発生していない。退院後、元の[redacted]地方に戻った。
・ 居所が定まらない、あるいは、住所を持たないケースはあるが、住まう地域に関してまったく希望がない、というようなケースは稀ではないだろうか。ほとんどの人は、帰住したい都道府県が決まっているし、決まっていないとしてもいくつかの都道府県で揺れている程度。（たとえば、地元か、生活実態のあった地か、など）
ただ、希望する都道府県の中で、たとえば「[redacted]市近隣だったらどこでもいい」といったように住みたい「市町」が明確に決まっていない人は多い。

【補足設問１】現在地の決め方にはどのような考えがあるか。また、注意すべき点などあるか。

・ 「現在地」についてはその捉え方に幅が出てくるように思われる。例えば、出所前の刑務所のある市町村とする考えもある。たまたま相談先とした市町村と設定することもできる。様々に解釈できる。
・ 福祉の実施の主体を決定する手続きとして、解釈の余地を挟まない「本人の意向」に基づく仕組みがよいように思われる。つまり、本人の希望があった市町村が受け入れる、というルールにしてはどうか。例えば、刑務所に入所中から本人が退所後に住みたい市町村を確認し、本人の意思に基づいて当該市町村に支援をつなぐような仕組みなどどうか。
・ 解釈に曖昧さを残すようであれば、自治体が断りやすい余地を残すだろう。

【補足設問２】援護の実施主体を定める手順はルールとしてあるだろうか。

・ こういった件数は少なく経験の蓄積がなされていないため、担当者は手続の踏み方を知らず手探りで進めている。マニュアルに則って実施しているわけではない。どうしようもなくて、誰かが動かないといけないから、という動きが実情ではないか。私も身近に[redacted]さんがいらしたので相談できたので動き出したぐらい。[redacted]県では公僕の取組とかあると承知しているが、実際の運用や手続きなど知られていない。
・ 更生保護施設へ入寮する場合、そこでの生活期間は原則６ヶ月以内の一時的な居所であるため、更生保護施設所在地でわざわざ住所設定するケースはそれほど多くないはずだ。
特に障害者や高齢の出所者等であれば、生活保護（更生保護施設入寮中は医療扶助のみ）を受給する場合も少なくないため、この場合、住民票がなくとも現在地保護で支給されている。
また、更生保護施設退所後の移行先が養護老人ホーム等の措置施設を検討している場合などには、更生保護施設所在地で住所設定することは現実的に容易ではない（自治体の理解）。

【ヒアリング設問②】「在宅サービスを利用しながら生活する出所者が地域コミュニティで生活していくための住民理解」とご回答いただいたが、具体的にどのような点から理解が得られている、また反対に、得られていないと感じるか。

・住民の理解を得にくい例でいえば、放火の例を想像してほしい。放火を繰り返して刑務所に入りこの町に戻ってきたケースである。その人はこの町でどう過ごすのだろうか、と地域は騒めく。生きた心地がしないという近隣住民の不安はよく理解できる。その不安から、どうにかしてほしい、と市町村の窓口に相談に来るわけだが、本人が問題を起こしていない状況下にあっては、行政が働きかけることはできない。
・とはいえ、共に暮らしていくという理解を近隣住民から得られない限り、出所した者はいつまでも孤立したままであり悩ましい。

【補足設問１】地域住民の理解を得やすくする取組は実施しているか。

・[redacted]市では、[redacted]の補助事業を始めて以来、刑務所出所者のテーマに限らず、アディクション（薬物、覚せい剤、静的依存、ギャンブルなど）をテーマとした講演会を年に 2 回程度開催している。現在は、新型コロナ感染のこともあって、この取組を広める活動は控えている。
・その他、地域生活定着支援センターが開催する場合もある。業界団体等が出所者向けの支援をテーマとした研修会を本市で開催したことはほとんどないのではないか。

【補足設問２】住民の理解を得やすくする取組の問題点、あるいは課題を教えてほしい。

・地域啓発を目的とした情報発信そのものが圧倒的に少ない。
・また、支援に関わる専門職のスキル向上を目的とした研修会の開催も少ないように思われる。
・市町村を単位として研修会を実施するにしても限界がある。ひとつの自治体が経験できるケースは少ないからだ。その結果として、効果的な経験の蓄積に繋がりにくい。
・例えば、都道府県を単位として多くの事例を効率的に共有し、学習できる仕組みが必要ではないか。

【補足設問３】住民の理解を得やすくする内容や方法についてどう考えるか。

・これまで認知症の人の様々な行動障害にも意味があるといった趣旨の発言を続けてきている。住民の認知症に対する理解という点では、これまでの働きかけは大きかったと感じている。それと同様に、出所した本人の人生史に目を向け共感する大切さを理解してもらえるような働きかけは必要ではないか。もちろん、出所した本人は自分の過去を話したくないだろう。プライバシーの問題もある。そのことは承知している。
・受刑した本人の抱える心の傷を事前に知り共感すること自体、確かに難しいと承知している。しかし、制度として温かく包み込む、あるいは支える環境を整えるばかりではなく、誰もが何らかの生きづらさを抱えているよね、と住民が気付ける機会、そういう場を作ることが大切ではないか。そして、そういう活動を地域で地道に積み重ねることではないか。
・実際、[redacted]の事件もそうだったが、当事者にトラウマがあったことなどは、事件が起こって後にわかる。そういった事情は後になってしかわからない部分もある。

共通質問③ 受入施設の負担を考慮した補助金の創設

再掲（事前照会票）

【共通質問-Q3】犯罪歴等により受入施設から敬遠されるケースは一定程度見込まれるが、受入が円滑に進むよう、受入にかかる施設の負担を踏まえ、補助金等の創設が必要と思われますか。また、効果があると思いますか。（自由記述）

補助金によってすぐに敬遠されていたケースの受入が増加するとは思わないが、受入れてきた施設にとっては、その負担を一定評価されたものとして補助金があることは歓迎するのではないか。このことによって、受入施設のモチベーションが上がり、支援の好事例が広まっていけば、困難ケースにも対応する施設等が増えていくのではないかと考える。

【ヒアリング設問①】出所後の高齢者等を受け入れるにあたって、受入施設からどのような抵抗を受けるか。

・ 初めて措置入所を決定したとき、養護老人ホームの施設長は心配していた。施設長には様々な情報を渡し、結果として、安心してもらえた。
・ このケースでは、措置入所中に当事者が[redacted]を泥棒し再び過ちを犯した。受け入れた施設としては、不安を抱えつつも頑張って受け入れてみたものの、結果としてダメだったとなると、切なくなる。受け入れた入所者が再犯すると、施設は継続した受け入れをためらう（このケースは、本人が[redacted]市から[redacted]市に移ったので再受け入れはなかった）。

【補足設問１】補助金等の創設は必要と思えるか。

・ ある意味、よく面倒みてくれたね、と補助金があると、現場的にはある程度やってよかったという気持ちになるのではないか。

【ヒアリング設問②】補助金の使い道を制限する必要があると考えるか（使い道としてどのようなものが考えられるか）。

・ 補助金を創設する場合、その使い道の制限は緩やかにし、使い勝手の良いようにすべきではないか。
・ また、補助金の場合、事例をあげ細かく規制する必要が生じるだろう。そうなれば、刑務所を出所した本人を過ごしづらくしないかと懸念する。
・ 補助金を創設する場合、例えば、要件を包括的な形式にするなどして、細かい規定のない配慮がいるのではないか。そうでなければ、補助金を請求すると制約があって逆に受け入れづらい、という声が施設側から上がることを懸念する。
・ 補助金制度のほかに、運営上の加算はどうか。加算の方が運営を支援しやすいと思われる。例えば、出所者に対する一定の見守りや対応に必要となる体制整備を評価する加算など考えられる。あるいは、受け入れには一定の手間が発生するので受入を評価する加算などどうか。
・ 行政の立場としては、加算するから受け入れてください、と持ち掛けやすい。
・ 障害の方は受入の加算が生活と日中の方も付くようになり、施設側のモチベーションになっている。そのため、加算が最も馴染むと思われる。
・ 具体的なアイデアを持ち合わせているわけではないが、補助金の場合ならば、やはり、ある程度使い勝手良くしてあまり縛らない方がよいように思われる。
・ 地域生活定着支援センターが出来た頃、基金事業があって受け入れた後の加算があった。例えば、受け入れるまでに研修をしないといけないといった要件だったように記憶している
・ 受入体制を整えるための金額は 100 万円だった。

共通質問④ 措置入所に関する、地域生活定着支援センターへの調整依頼の仕方

再掲（事前照会票）

【共通質問-Q4】出所後の高齢受刑者に関して、措置入所を検討するにあたって、他の適切な地域生活定着支援センターへ調整の依頼をされる際、どのように依頼をされていますか。（自由記述）

「他の適切な地域生活定着支援センターへ調整の依頼」とは、本市は[redacted]県だが、例えば[redacted]県の養護老人ホームに高齢受刑者の措置入所を依頼する際に、[redacted]県の地域生活支援センターに調整依頼をするかといえば、しないと思う。基本的に措置は措置権者として本市が、依頼先である養護老人ホーム側と調整のうえ受入れを実行することになる。
しかしながら、受刑者となると、様々な受入課題があることから、地域生活定着支援センターに関与してもらうことは有難く、具体的にどのような依頼をするかは協議のうえで決めていくことになると思う。

【ヒアリング設問①】緊急の連絡先として、地域生活定着支援センターの連絡先を伝えているか。

- [redacted]県地域生活定着支援センターが連絡先を示しているかは承知していない。
- 自治体から措置入所を依頼した場合、連絡は依頼した自治体に来る。現状では、措置を決定した自治体が直接に養護老人ホームに連絡する方式であるが、地域生活定着支援センターを経由してお願いできるとなると行政としては助かるだろう。ただし、地域生活定着支援センターの業務が増すわけでさらに大変になるだろう。
- 行政サイドの措置であり責任を果たすという意味では、地域生活定着支援センターに協力してもらう、という発想はいいことではないか。
- 地域生活定着支援センターが身元引受人になれるわけではないが、実際には緊急時の連絡先として求められるので伝えている。

【ヒアリング設問②】地域生活定着支援センターに対して、今までにどのような依頼をしたか。また、どのような支援が得られるか。

- 現在、[redacted]県地域生活定着支援センターから少なくとも月に 1 回は本市に出向いてもらっている。これまでどうして相談しなかったのか不思議だ、と話題にするほどずいぶんと助かっている。出向いていただくことで地域生活定着支援センターと交流が生まれ助言を受ける機会になり、また、情報交換が出来ることで、物事を進めやすくなった。
- 例えば、法務局、保護司会との連絡調整の仕方を相談できる。出所者のことも相談できる。それまではどこにも相談できなかった。
- たしかに、本市の担当者も更生保護施設などあることは知っている。しかし、活用の仕方や繋がり方がわからなかった。
- 受刑者の相談を扱う件数は少ないので、どうしても経験の蓄積に乏しい。本市は人口[redacted]万人規模とそれほど小さくないが、年間の相談件数は 10 件程度に過ぎない。多くの市町村でも、法務関係の制度の活用方法や繋がり方がわからないまま、現場の担当者が手探りしながら対応しているのではないだろうか。
- 行政の窓口で生活保護も断られ、住まいも確保できない出所後のケースなど、それまではどこで受け止めてきたのか、と[redacted]と話す。他の市町村の移動したのではないだろうか、と。
- しかし、行政機関なので、その後を追跡することや、誰かに尋ねる行為は苦手である。また、社会資源に接触するなどわざわざ仕事を増やす発想は行政マンにはない。
- 社会資源をどう活用するかは制度を使う方がいいのではないか。
- また、地域生活定着支援センターと市町村を繋げる取組のほかに、市町村に対して更生事例等の情報を発信していく取組も役立つのではないか。

共通質問⑤ 措置の実施にあたっての確認事項

再掲（事前照会票）
【共通質問-Q5①】出所後の高齢受刑者等に関して、措置の実施にあたり、確認している事項としてあてはまるものを教えてください。 １.貴市町村に住民票があるか、職権消除した実績があること ２.過去又は現在の住民登録の有無にかかわらず、居住していた事実が確認できること ３.要介護認定により非該当であること ４.在宅生活介護保険施設等の利用を含め、他のサービス等の活用に至らないこと ５.高齢受刑者本人の意向 ６.その他
1,5
【共通質問-Q5②】出所後の高齢受刑者に限らず、一般的な養護老人ホームへの措置の検討にあたり、他市町村と調整が難航した事例があれば教えてください。※どのような点で難航したか簡潔に記載いただくことで構いません。（自由記述）
実績はありません。

【ヒアリング設問①】高齢受刑者本人の意思を確認するにあたっては、そもそも本人が介護サービスの内容を知らないということが課題となると考えられるが、そのサポートはどのように行っているのか。
・本市の[redacted]は地域包括支援センターで勤務した経歴を持ち介護保険制度や介護サービスをよく理解している。また、認知症コーディネーターも修了している。しかし、高齢受刑者の本人の意思を確認する手続きであっても通常通り、ケアマネジメントの考え方に基づいて実施している。本人の意向を基本としている。介護サービスの利用を前提とした意思確認はしていない。生活をサポートするための介護サービスという位置づけである。本人の暮らしたい意向に基づき、その実現に活用可能か社会資源を提示している。その際、その対象者が要介護認定者であるならば、介護サービスを紹介する。また、介護サービスの利用が適当であれば、複数の選択肢を提示し本人が選べるように努めている。 ・たしかに、高齢受刑者の場合、一般のケースと比べると本人の生きづらさもあって生活の困難がある。そのため、多様な社会資源を用意する必要があり、その選択肢も多く用意しなければならない。 ・実際の支援となると、外部から見て分かりやすい関わり方や支援の仕方ばかりではないので、様々な支援者を用意しないといけない、という想いはある。 ・刑務所内で介護サービスの情報を提供しても、本人はなかなかイメージできないのが実情である。これまでも、いろんな取り組みを試みてきたが、介護サービスのお試しや見学などが効果的ではないかと思っている。 ・例えば、いったんシェルターに入り、ケアマネジャー等と連携して実際に介護サービスを体験や経験する機会を用意する。本人が生活のイメージを深めた納得できる選択肢を選ぶ、という方策がソフトランディングしやすいのではないか。重要なことは、暮らし方の決め打ちにならないように注意することが大切と考えている。 ・[redacted]では、更生保護施設等の見学や体験を積み重ねる目的で刑務所と協定を結んでいる。更生保護施設とも一緒にやってきた取組になる。 ・こういった見学や体験には効果がある、という認識は他の都道府県の地域生活定着支援センターでも定着している。実際に連携が出来ているところ、出来ていないところはあるだろう。 ・取組が上手く進みにくい要因として、例えば、更生保護施設の福祉職員との連携の難しさ、例えば、住宅法人でも人事異動で担当者が代わる引継の影響、などある。 ・更生保護施設のほか、無料低額をシェルターとして活用している地域もあると聞く。

4）刑務所

A 刑務所

質問① 刑務所内で行われる要介護認定調査について

【ヒアリング設問 1】刑務所側から認定調査を希望する受刑者がいた場合、市区町村の調査員に調査を申請してから要介護度認定の判定結果が出るまでの一連の流れについて、ご教示いただきたい（刑務所の福祉担当者と市区町村担当者との調査日時等の確認、調整等の流れ等）。

- 基本的に通常の介護保険の利用申請と同じ。住所地への第一報は、特別調整の場合は定着が受け持つことが多く、独自調整の場合は刑事施設の福祉職（以下「福祉職」という。）が受け持つことが多い。
- 申請時に、主治医意見書の送付先や主治医の名前を記載する必要があるか等について、自治体介護保険担当係と協議した後、調査の日程について同係と調整する。
- [redacted]市で調整する場合は認定調査を[redacted]市が行う（[redacted]刑務所に調査員が出向く。）。通常の場合と認定調査に要する時間はほぼ同じである。
- 主治医意見書については必要書類一式を分類審議室福祉職宛に送付してもらい、福祉職から医務部に直接依頼する。いつまでに返送してくださいという自治体の依頼に合わせて医務部に依頼し返送する。
- 結果通知について、昨年は、自治体業務がコロナの影響で手続きが少し遅延することもあったが、地域で行う申請と同様申請から原則 30 日以内に収まっている。
- 住所地が全国にまたがるため、住所地が施設所在地（[redacted]市）から遠い場合は、まず自治体間（住所地→施設所在自治体）で調査依頼が行われ、[redacted]市の調査員が[redacted]刑務所に出向けるか検討する。難しい場合は、委託先（指定市町村事務受託法人）へ訪問調査依頼がかけられ、同法人から調査員が[redacted]刑務所に来庁し、調査を行う。
- 例として、今年度は[redacted]の[redacted]エリアの方が認定調査に来てくれた。一方で、住所地が[redacted]であっても、[redacted]保護観察所に認定調査員が出向き、[redacted]刑務所とテレビ遠隔通信システムをつなぎ、認定調査を実施したこともある。

【ヒアリング設問 2】全国に住所地等を持つ受刑者がいると思うが、職権消除された者について、[redacted]市を住所地に設定することがあるか。

- ある。

【ヒアリング設問 3】[redacted]市としては、上記の対応はスムーズにいくか。

- 特別調整がはじまった頃はスムーズではなかった。なぜ介護保険を使う必要があるのか等、詳しく説明する必要があった。しかしここ数年はスムーズにいくようになった。施設に福祉職が配置等され、福祉が分かる職員が調整に介入することによって円滑に進んでいったと感じている。

【ヒアリング設問 4】面接での ADL の評価時に、実際に動いてもらうか。

- 実際に動いてもらう。片足立ち、壁に手をつく、など。寝返り等はその場ではできないため、処遇担当職員等から居室の様子を聴き取り、認定調査員に伝える工夫をしている。

【ヒアリング設問 5】刑務所にいることで、本人の能力よりも自立に近い状態に結果が出やすいという意見があった。受刑中と出所後で生活の異なる場面があることによって評価しづらい点はあるか。例えば、入浴は家庭ごとに大きく状況が異なると言われている。刑務所内での入浴はどのように実施されているのか。また、受刑中の方の入浴に関する動作評価等はどのようにしているか。

- 工場就業者は集団で入浴している。介助などを要さないが、髭剃りなどは危ないので手伝ってもらう場合もある。個別に入浴される方も多いが、15 分の入浴時間の中で、自分のできる範囲のこと（体の一部分だけを洗って済ませるなど）を実施することも多く、刑務官等が手伝うことはあまりない。在宅のように、シャワーチェア等が備わっていないので、その機具がないことを前提に評価してほしい旨を調査員に伝えている。

【ヒアリング設問 6】入浴について、工場や居室棟衛生係などが手伝っている場合があると思うが、認定調査に影響があることはあるか。

・車いすを使う必要があるような方に対して、刑務官や衛生係が手伝っている場合があり、その旨は認定調査員に伝えている。

【ヒアリング設問 7】主治医の決め方はどのようにしているか。

・[redacted]刑務所の場合は慣れている医師が多いが、郵送物は基本的に「担当医」宛てでお願いしている。郵送物が医務部に直接送られてしまうと、中身が分からず混乱を招くことがあるため、まずは福祉職にて確認を行ってから、医務部に渡している。

【ヒアリング設問 8】医務部の医師は介護認定の事務に不慣れと感じるか。

・最近はそうでもない。意見書を書くに当たっての補足情報として、普段から接しているうえで感じ取られる情報などを伝えるようにしている。

【ヒアリング設問 9】認定調査等に関する知識を持った人員が手厚い刑務所もあれば、そうでないところもあると推察されるが、そのような施設では苦労している印象か。

・福祉専門官が 1 名しか在籍していない、または福祉専門官を含めて福祉職が在籍していない、在籍して間もない等の状況の場合、どのように所内で主治医の意見を伺えばよいかわからない、という内容の電話相談が来ることはある。

【ヒアリング設問 10】刑務所内で介護担当は決まっているか。認定の際に直接かかわるか。

・[redacted]刑務所においては専門的に介護する人はいないが、そのような担当者が在籍している施設もある。[redacted]刑務所においては、現場の刑務官、衛生係（受刑者）、看護師が普段の生活を手伝っている。しかし認定調査の際、その方々は同席しない。同席者は上記の通り。

【ヒアリング設問 11】主治医が主治医意見書に自分の名前を記載することを嫌がるというケースがあるとの意見があったが、[redacted]刑務所ではそのような医師がいるか。またはそのような話を聞いたことがあるか。

・よく聞く話。特に常勤医がいないところ。ただ、医師によるところは大きい。[redacted]刑務所においても診断書に載せた名前がずっと残ってしまうことを懸念している方もいる。そういう場合は、同所の医務部長が記名したうえで主治医意見書を作成する。他施設において、医師が 1 名しかおらず、さらに名前を書くことを拒む場合は調整に度々苦労するといった話はよく聞く。

【ヒアリング設問 12】刑務官とともに外出し、外部受診をして主治医意見書を書いてもらうこともあるか。

・[redacted]刑務所ではそのようなケースはないが、他の施設では、どうしても刑務所内で主治医意見書を書いてもらえず、外部で書いてもらったという話を聞いたことがある。ただ、これは珍しいケースであると思う。逃走等のリスクの面からなるべく受刑者を刑務所の外に出さないような方法を模索するのが普通ではないか。刑務所内に医師がいるのであれば、所全体で話し合って、その医師に記名してもらう方法を切り開いていくほうが良い。

【ヒアリング設問 13】認定調査はどのように開始するか。認定調査を開始するかどうかは、刑務所内で協議の上決めているか。

・特別調整においては定着センターが面接を実施する。そこで介護ニーズが明らかとなり介護保険が必要と判断した場合、利用する手続きを進める方向に話が進んでいく。

【ヒアリング設問 14】受刑開始後、かなりの期間が経ってから介護ニーズが発生・判明する方もいる。介護ニーズが発生した場合から認定調査を実施するのか、それとも刑期終了日が近づいてからか。

・ 刑期終了日のおおむね 8 か月前から特別調整候補者として選定するための手続きや準備を始める。本人と面接し、本人とニーズのすり合わせを行う。本人の希望を最優先して調整する。定着センターが受入先施設の候補をいくつか挙げ、刑期終了日のおおむね 3 か月前に介護保険申請に係る手続や準備を始めることが多い。

【ヒアリング設問 15】認定調査を希望した受刑者が所在する刑務所において、実際にどのような調査が行われているのかご教示いただきたい（実社会における認定調査とどのように違う部分があるのか、あるいはおおむね変わらない形で実施がなされているのか等）。

・ 認定調査の内容は通常の場合とまったく同じ。調査は基本的に面接室で実施する。本人が面接室まで移動できない（ADL 等の理由から）場合は病棟のベッド上で行うこともある。
・ 3 つの評価軸（①能力・②介助の方法・③障害や現象（行動）の有無）のうち、能力評価の項目には、実社会におけるものと大きく差異は出ないのではないか。
・ ②介助の方法で評価する調査項目では、刑務所内では、金銭は持てない、買い物はしない、調理をしない等の状況であるため、認定調査員において実際の地域における生活が想像しにくいのではないか。
・ 本人も、認定調査員に良いイメージを持ってもらおうと、できないことであっても「できます。」と答えてしまうことも多い。そのため、面談後に福祉職が、本人や地域支援者から聴き取った生活状況を伝え、実際にできること、できないことのフォローを入れたり、すり合わせを行ったりすることがあるが、これは、地域における認定と同じである。
・ 同様に、有無で判断する調査項目についても、刑務所内では、徘徊できない、外出できない、昼夜の逆転はできづらい、いろいろな物の収集をする状況が生まれにくい等の状況があるため、ふだんの居室や工場の状況を、処遇担当職員（刑務官等）から聴き取って認定調査員に伝える工夫をしている。

【ヒアリング設問 16】刑務所という管理された場所、面接室という制限のある空間で認定調査を実施することになるが、本人の発言の信ぴょう性についてはどのように判断するか。

・ 認定調査員の方もその辺りはよく分かっているため、面接時は本人の意思を尊重するが、本人からの聴取を行った後、刑務所の福祉職に対して行う「実際はどうか」の部分の聴き取りを重視していただいている。

【ヒアリング設問 17】調理など刑務所内では行わない行動に関する能力については憶測となるか。

・ 憶測は入らざるを得ない。現在の状況と過去の生活歴を鑑み、現在の状態で出所した場合、このような生活を送るだろうと説明して納得いただく。

【ヒアリング設問 18】実社会においても、認定調査員に自身の能力を高く見せようとすることが往々にしてあるが、同様に刑務所における受刑者の場合も心情的によく見せたいという意図が働いていると感じるか。

・ その通り。

【ヒアリング設問 19】認知症の患者さんについて。刑務所内では単独での行動を制限しているため徘徊行為は見られないという認識でよろしいか。

・ 刑務所内では基本的に集団生活となり、例えば工場での就業中に許可なく立ち歩くといった行為は規律違反となる。そのような中で、認知症等により、工場でずっと座っていられないといった状態であると判断されると、工場では就業させられないため単独室へ移されることもある。単独室に認知症の方が一定数いるが、最近、明らかに増えているといった感じはない。
・ 一方で、実際は認知症検査と実際に受刑者と関わる機会の多い現場の職員の気づきや意見から認知症の疑いのある者の発見につながることが多い状況にあるため、早期発見はなかなか難しいと感じることもある。
・ 当所においては、動静の問題の有無にかかわらず、一定の条件（６５歳以上又は何らかの障害を抱えている者（障害認定として身体・知的・精神、いずれかの病名がついている場合））については面接している（特別調整候補者選定の面接として刑期終了日のおおむね８か月前）。

【ヒアリング設問 20】刑務所内の認定調査は、調査員側の慣れや刑務所側の慣れが大きく影響すると感じているが、[redacted]刑務所の規模（2,000 人程度）であれば、年間何件程度調査をしているか。

・ 令和２年度（現時点）においては、特別調整（計 72 件）の中で、認定調査をした方は６件（まだ R2 年度分は未終了）。うち１件は結果が分かっていない。独自調整（連絡調整のみのものを含めて計４８件）については３件であった。

質問② 福祉や介護サービスの情報提供について

【ヒアリング設問 1】刑者に対し、福祉や介護サービスの情報を提供される機会があるか。あるとすれば具体的にどのような内容で、対象者はどのような方なのか、ご教示いただきたい。

・ 帰住先が決まっていない 65 歳以上の者に対しては、特別調整候補者の面接の際に、利用できるサービスとして、生活保護や、生活困窮者支援の制度、地域のサロン、相談機関として、高齢者支援課、介護保険課、地域包括支援センター、社会福祉協議会などの相談機関の情報について助言や指導をしている。
・ 調整の中で、必要なサービスについての具体的な説明を行っている。

【ヒアリング設問 2】上記のサービス等の情報提供者は？

・ 基本的には福祉職である。

【ヒアリング設問 3】対象者は全国から集まっていると推察されるが、どの程度の詳細な情報を伝えているか。

・ 今のところ元気だが、今後介護が必要になるだろうという場合は、地域包括支援センターの情報を伝えることが多い。地域によって福祉の支援を担当する課や係の名前が違う場合も多く、本人から具体的な場所や窓口が入っている建物名を聞かれた場合は調べて回答している。

【ヒアリング設問 4】帰住先の市町村のパンフレット等を取り寄せることはあるか。

・ そこまでの対応はしていない。

【ヒアリング設問 5】介護予防やサービスについて、大まかなサービス種別やそのサービスで受けられるケアの内容を紹介しているか。

・ 伝えることもある。出所後にどのようなサービスを受けられるか尋ねられる高齢者もいる。

【ヒアリング設問 6】情報提供は口頭だけか。

・ 耳から入ってくる情報だけでは理解されにくい場合があるため、図や絵を使って視覚的に説明することもある。市町村が発行しているパンフレットがある場合は、それらを活用することもある。インターネットを見せながら、という手法を使うことはない。情報提供の難しさがある。人によっては、パンフレットの内容を記憶できないため、欲しいという方もいる。しかし、その場では渡せないため、出所時にメモとして、必要な情報をまとめて渡す等の対応となる。

【ヒアリング設問 7】福祉や介護を受けたくない高齢者が一定数存在すると聞いたが、実際の介護サービスの内容などについての説明や情報提供を受けて心変わりする方もいるか。

・ そのような方もいる。情報提供は大事。

【ヒアリング設問 8】現場の刑務官の気づきが大事ということだが、気づきを得るための研修や講座はどんなものがあるか？

・ 認知症サポーター養成研修を実施している。この取り組みは全国の施設で実施している。

【ヒアリング設問 9】情報提供の仕方について。口頭、パンフレット等があるとのことだが、最近の取組では出所前に介護サービスを体験する等の取組の事例はあるか。

・ 今までに 1 件だけ実績がある。ある程度元気で、福祉サービスに抵抗があった方。近場の特別養護老人ホームにて雰囲気を味わってもらい、職員からの説明を受けた。

【ヒアリング設問 10】本人から体験や見学の希望は上がるか。

・ そのように思っている方もいるかもしれないが、出所前に体験が難しいことを承知しているため、希望として具体的に申し出てくることはない。面接の場等において、介護サービスについては実際に体験してみないとわからないよね、という話はよく上がる。

【ヒアリング設問 11】住所認定について、住民票の認定自体が難しいわけではなく、住所地特例で援護の実施主体となることを嫌がる自治体が多いことに問題・課題があると感じているが、[redacted]市はどうか。

・ [redacted]市においては、住所地特例となることが多く、住民票の設定後も[redacted]市に負担をお願いすることが多い。これについては、都度説明していくしかなく、丁寧な説明を繰り返し、徐々に御理解をいただき、現在は比較的円滑に調整できていると思う。(ただ、これは[redacted]市の対応がスムーズであるためであり、市町村によって対応が異なると思われる。)

【ヒアリング設問 12】受入施設側に対して、生活状況や印象の悪い情報等を含め、どの程度提供することが可能か。

・ 聞かれたことに対してはほぼ回答できる。本人に対して、個人情報を外部の支援者等に伝えることに対する同意書をとっているためである。どの刑務所も同じ扱いであると思う。

【ヒアリング設問 13】集団の行動から逸脱した行動について特記事項を記載するようなアセスメントシートはあるか。

・ ない。定着センターとのやり取りは個人票を使っている。

【ヒアリング設問 14】受入施設に提供する情報として、共通の内容を記載する様式を作った場合、連携に役立つか。

・ 有用であると感じるが、施設によって質問の内容にばらつきがあるため、実際に共通項を見つけて作成するのは難しいのではないか。質問に対して、その都度回答をする方がスムーズではないか。
・ 受入施設の担当者が面接に来られた際に、その都度、直接質問していただく形式で支障が出たことはない。仮に伝え忘れたことがあれば電話してほしいと伝えている。そのようなやり取りが難しい施設であれば、アセスメントシートのようなものがあった方が連携が取りやすいかもしれない。

Ⅱ　調査票

1. アンケート調査 調査票

令和２年度老人保健健康増進等事業

認知症がある高齢受刑者等の出所後の介護サービス等の受け入れ実態と福祉的支援の課題解決に関する調査研究

【地域生活定着支援センター票】

本調査は、地域生活定着支援センター向けの調査です。

- 基本的に厚生労働省が毎年実施している「地域生活定着促進事業実施状況調べ（以下、国統計）」に準じて作成しております。ただし、※の点については国統計と取り扱いが異なりますのでご注意ください。

※集計の対象者は刑務所入所中の者又は退所者です。少年院在院者又は出院者は含みません。

- センター長・管理者様、もしくは、本調査内容に回答可能な方に回答をお願いしています。
- 選択する問題では、あてはまる番号を○で囲んで下さい。○をつける数は原則1つです。○を複数つけていただく場合は、質問に「いくつでも」と記載しています。
- 刑務所所在地と帰住地の都道府県が異なる者については、帰住した先の都道府県のセンターで計上ください。
- 調査時点は令和2年3月 31 日、または、質問に記載している期間とします。
- 記載がない場合、集計する期間は、１年間（平成 31 年4月１日から令和2年3月 31 日）としてください。
- 件数を集計する設問にある「総数」には、高齢者や障害者などすべての件数を含めてください。
- 件数を集計する設問にある「高齢者」には、障害のある高齢者・障害の疑いのある高齢者も含めてください。

Ⅰ　貴センターについて、お尋ねします。

Q1 貴センターの概要についてお尋ねします。

Q1-1 法人種別	1. 社会福祉法人　2. 特定非営利活動法人　3. 社団・財団 4. その他（　　）	
Q1-2 事業所の所在地		都・道・府・県
Q1-3 人員体制 （常勤、非常勤含む） ※ 令和2年3月 31 日時点でご回答ください。	Q1-3-1 総数（実人数）	名
	Q1-3-2 認知症に関する研修の受講歴について	
	うち、受講歴が全くない職員数	名
	うち、受講歴のある職員数（受講中はこちらにカウント） ※回答が「1 名」以上の場合、以下の①から⑤に回答ください。 ※回答が「0 名」の場合、次ページの「Ⅱ」にお進みください。	名
	①うち、認知症介護研修の修了歴について	
	うち、認知症介護基礎研修の修了歴のない職員数	名
	うち、認知症介護基礎研修までの修了者数	名
	うち、認知症介護実践者研修までの修了者数	名
	うち、認知症介護実践リーダー研修までの修了者数	名
	うち、認知症介護指導者養成研修までの修了者数	名
	②うち、認知症サポーター養成講座の受講歴について	
	受講歴のある職員数（受講中も含む）	名
	③うち、キャラバン・メイト養成研修の受講歴について	
	受講歴のある職員数（受講中も含む）	名
	④うち、認知症地域支援推進員研修の受講歴について	
	受講歴のある職員数（受講中も含む）	名
	⑤うち、認知症ケア専門士など、その他の認知症に関する研修の受講歴について	
	受講歴のある職員数（受講中も含む）	名

Ⅱ　コーディネート業務について、お尋ねします。

※　刑務所所在地と帰住地の都道府県が異なる者については、帰住した先の都道府県のセンターで計上ください。

※　集計方法について

内訳の数を尋ねる設問の中には、重複して計上する場合があります。

例）Q2-1-1 の場合の集計方法

令和2年3月 31 日時点において、支援を継続している対象者が合計で１名だった、とします。その対象者は、「78 歳」で「特別調整」の対象でした。また、「介護付きの住まい」が必要」と判断され、かつ、「認知症の疑い」もありました。この場合、次のように計上してください。

（記入例）

Q2-1-1　令和2年3月 31 日時点において、支援を継続中の数		65 歳未満	65 歳以上
総数		名	1 名
①　うち、特別調整の対象者数		名	1 名
うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者		名	1 名
うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者		名	1 名
②　うち、一般調整の対象者数		名	0 名
うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者		名	0 名
うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者		名	0 名

Q2 支援継続中の数について（刑務所入所者で帰住地への受入調整を　継続中　の数）

		65 歳未満	65 歳以上
Q2-1 コーディネートを継続中の人数 ※1 支援開始年度にかかわらず、令和２年3月31日時点において支援中の対象者を全て計上ください。	Q2-1-1　令和2年3月 31 日時点において、支援を継続中の数		
	総数	名	名
	①　うち、特別調整の対象者数	名	名
	うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者	名	名
	うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者	名	名
	②　うち、一般調整の対象者数	名	名
	うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者	名	名
	うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者	名	名
Q2-2 要介護認定を受けた人数 ※1 支援開始年度にかかわらず、令和２年3月31日時点において支援中の対象者を全て計上ください。	Q2-2-1 刑務所入所前に、介護保険の認定を受けていた数	65 歳未満	65 歳以上
	総数	名	名
	①　うち、特別調整の対象者数	名	名
	うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者	名	名
	うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者	名	名
	②　うち、一般調整の対象者数	名	名
	うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者	名	名
	うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者	名	名
	Q2-2-2 刑務所入所中に、介護保険の認定手続きを行った数	65 歳未満	65 歳以上
	総数	名	名
	①　うち、特別調整の対象者数	名	名
	うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者	名	名
	うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者	名	名
	②　うち、一般調整の対象者数	名	名
	うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者	名	名
	うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者	名	名
	③　うち、入所中に、住民票が消除されていた者	名	名
	うち、刑務所所在地の市町村が認定審査した者	名	名
	うち、刑務所所在地の市町村以外が認定審査した者 ※刑務所所在地の市町村に委託したケースはこちらに計上ください。	名	名

（以下は余白です。次ページに続きます。）

Q3 支援終了の数について①
（刑務所を出所し受け入れ先に帰住した数）

			65歳未満	65歳以上
Q3-1 コーディネートを終了した人数 ※1 支援開始年度にかかわらず、1 年間（平成31年4月1日から令和2年3月31 日）に終了した者を全て計上ください。 ※2 刑務所所在地と帰住地の都道府県が異なる者については、帰住した先の都道府県のセンターで計上ください。	Q3-1-1 刑務所を出所し受入先に帰住した数			
	総数		名	名
		① うち、特別調整の対象者数	名	名
		うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者	名	名
		うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者	名	名
		うち、刑務所所在地と帰住地の都道府県が同じだった者	名	名
		うち、刑務所所在地と帰住地の都道府県が異なった者	名	名
		② うち、一般調整の対象者数	名	名
		うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者	名	名
		うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者	名	名
		うち、刑務所所在地と帰住地の都道府県が同じだった者	名	名
		うち、刑務所所在地と帰住地の都道府県が異なった者	名	名
	Q3-1-2 コーディネート業務終了時点の受入先別の数		65歳未満	65歳以上
	総数		名	名
		更生保護施設・自立準備ホーム	名	名
		自宅・アパート・公営住宅等	名	名
		特別養護老人ホーム	名	名
		介護老人保健施設	名	名
		介護療養型医療施設	名	名
		介護医療院	名	名
		養護老人ホーム	名	名
		有料老人ホーム	名	名
		軽費老人ホーム	名	名
		認知症高齢者グループホーム	名	名
		サービス付き高齢者向け住宅	名	名
		その他高齢者施設	名	名
		小規模多機能型居宅介護	名	名
		障害者支援施設	名	名
		（障害者）グループホーム	名	名
		救護施設	名	名
		救護施設以外の生活保護法に基づく保護施設	名	名
		無料低額宿泊所・簡易宿泊所	名	名
		医療機関（介護療養型医療施設を除く）	名	名
		その他（　　）	名	名
Q3-2 要介護認定を受けた人数 ※ 支援開始年度にかかわらず、1年間（平成31年4月1日から令和2年3月31 日）に終了した者を全て計上ください。	Q3-2-1 刑務所入所前に、介護保険の認定を受けていた数		65歳未満	65歳以上
	総数		名	名
		① うち、特別調整の対象者数	名	名
		うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者	名	名
		うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者	名	名
		② うち、一般調整の対象者数	名	名
		うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者	名	名
		うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者	名	名
	Q3-2-2 刑務所入所中に、介護保険の認定手続きを行った数		65歳未満	65歳以上
	総数		名	名
		① うち、特別調整の対象者数	名	名
		うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者	名	名
		うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者	名	名
		② うち、一般調整の対象者数	名	名
		うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者	名	名
		うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者	名	名
		③ うち、入所中に、住民票が消除されていた者	名	名
		うち、刑務所所在地の市町村が認定審査した者	名	名
		うち、刑務所所在地の市町村以外が認定審査した者 ※刑務所所在地の市町村に委託したケースはこちらに計上ください。	名	名
Q3-3 出所日までに帰住先が決定しなかった数 ※支援開始年度にかかわらず、1 年間（平成31年4月1日から令和2年3月31日）に終了した者を全て計上ください。	Q3-3-1 出所日までに帰住先が決定しなかった数		65歳未満	65歳以上
	総数		名	名
		うち、特別調整の対象者数	名	名
		うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者	名	名
		うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者	名	名

Q4 先にお尋ねした「出所日までに帰住先が決定しなかった」理由について

Q4 出所日までに帰住先が決定しなかった理由を教えてください（任意）。
※個人が特定される情報を記載いただく必要は一切ございません。

Q5(a) 支援終了の数②
（他都道府県センターへ依頼した数）

			65歳未満	65歳以上
Q5(a)-1 コーディネートを終了した数 ※ 支援開始年度にかかわらず、1年間（平成31年4月1日から令和2年3月 31 日）に終了した者を全て計上ください。	Q5(a)-1-1 他都道府県センターへ依頼した数			
	総数		名	名
		①うち、特別調整の対象者数	名	名
		うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者	名	名
		うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者	名	名
		②うち、一般調整の対象者数	名	名
		うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者	名	名
		うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者	名	名
Q5(a)-2 要介護認定を受けた人数 ※ 支援開始年度にかかわらず、1年間（平成31年4月1日から令和2年3月 31 日）に終了した者を全て計上ください。	Q5(a)-2-1 刑務所入所前に、介護保険の認定を受けていた数		65歳未満	65歳以上
	総数		名	名
		③ うち、特別調整の対象者数	名	名
		うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者	名	名
		うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者	名	名
		④ うち、一般調整の対象者数	名	名
		うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者	名	名
		うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者	名	名
	Q5(a)-2-2 刑務所入所中に、介護保険の認定手続きを行った数		65歳未満	65歳以上
	総数		名	名
		④ うち、特別調整の対象者数	名	名
		うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者	名	名
		うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者	名	名
		⑤ うち、一般調整の対象者数	名	名
		うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者	名	名
		うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者	名	名
		⑥ うち、入所中に、住民票が消除されていた者	名	名
		うち、刑務所所在地の市町村が認定審査した者	名	名

Q5(b) 支援終了の数③
(「福祉を受けたくない」といった理由や疾病悪化等により支援を途中で辞退した刑務所入所者の数)

			65 歳未満	65 歳以上
Q5(b)-1 コーディネートを終了した数 ※ 支援開始年度にかかわらず、1 年間(平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日)に終了した者を全て計上ください。	Q5(b)-1-1 「福祉を受けたくない」といった理由や疾病悪化等により支援を辞退した数			
	総数		名	名
		① うち、特別調整の対象者数	名	名
		うち、介護サービス(施設・住まい系サービス)を必要とする者	名	名
		うち、(若年性)認知症(傾向・疑い含む)のあった者	名	名
		② うち、一般調整の対象者数	名	名
		うち、介護サービス(施設・住まい系サービス)を必要とする者	名	名
		うち、(若年性)認知症(傾向・疑い含む)のあった者	名	名
Q5(b)-2 要介護認定を受けた数 ※ 支援開始年度にかかわらず、1 年間(平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日)に終了した者を全て計上ください。	Q5(b)-2-1 刑務所入所前に、介護保険の認定を受けていた数		65 歳未満	65 歳以上
	総数		名	名
		① うち、特別調整の対象者数	名	名
		うち、介護サービス(施設・住まい系サービス)を必要とする者	名	名
		うち、(若年性)認知症(傾向・疑い含む)のあった者	名	名
		② うち、一般調整の対象者数	名	名
		うち、介護サービス(施設・住まい系サービス)を必要とする者	名	名
		うち、(若年性)認知症(傾向・疑い含む)のあった者	名	名
	Q5(b)-2-2 刑務所入所中に、介護保険の認定手続きを行った数(中断を含みます)		65 歳未満	65 歳以上
	総数		名	名
		① うち、特別調整の対象者数	名	名
		うち、介護サービス(施設・住まい系サービス)を必要とする者	名	名
		うち、(若年性)認知症(傾向・疑い含む)のあった者	名	名
		② うち、一般調整の対象者数	名	名
		うち、介護サービス(施設・住まい系サービス)を必要とする者	名	名
		うち、(若年性)認知症(傾向・疑い含む)のあった者	名	名
		③ うち、入所中に、住民票が消除されていた者	名	名
		うち、刑務所所在地の市町村が認定審査した者	名	名
		うち、刑務所所在地の市町村以外が認定審査した者 ※刑務所所在地の市町村に委託したケースはこちらに計上ください。	名	名

Q5(c) 福祉を受けたくない理由について

Q5(c)「福祉を受けたくない」理由について、具体的に教えてください (任意)。
※個人が特定される情報を記載いただく必要は一切ございません。

(以下は余白です。次ページに続きます。)

Q5(d) 支援を辞退した理由について

Q5(d)「支援を辞退した」理由について、疾病の悪化も含めて、ほかの理由もありましたら、具体的に教えてください (任意)。
※個人が特定される情報を記載いただく必要は一切ございません。

Q6 出所後に介護サービス(施設・住まい系サービス)を必要とする高齢者について、援護の実施が決定しない理由についてお尋ねします。

Q6-1 出所後に介護サービス(施設・住まい系サービス)を必要とする高齢者について、出所日までに援護の実施が決定しない理由	全く当てはまらない	どちらかといえば、当てはまらない	どちらともいえない	どちらかといえば、当てはまる	大いに当てはまる
1)ルールがないため出所日までに援護の実施市町村が決定しない。	1	2	3	4	5
2)受け入れ市町村側の拒否反応がある。	1	2	3	4	5
3)刑務所が遠方であり、援護の実施に向けた市町村と本人との面談等を行いにくい。	1	2	3	4	5
4)本人の情報が少ない。	1	2	3	4	5
5)ある市町村に住民票のみが置いてある状態で、居住実態がない。	1	2	3	4	5
6)本人が住所不定である。	1	2	3	4	5
7)出所日までに受入施設の同意が得られない。	1	2	3	4	5
8)出所日までに本人が希望する住居や施設が見つからない。	1	2	3	4	5
9)帰住地について、出所日までに本人の意向が決まらない。	1	2	3	4	5
10)センター業務が多忙であり、受入調整の開始が遅れる。	1	2	3	4	5
11)協力依頼の通知から出所日までの期間が3か月未満と短い。	1	2	3	4	5

(以下は余白です。次ページに続きます。)

Ⅲ　フォローアップ業務について、お尋ねします。

※　集計方法について

内訳の数を尋ねる設問の中には、重複して計上する場合があります。

例）Q2-1-1 の場合の集計方法

令和2年3月 31 日時点において、支援を継続している対象者が合計で１名だった、とします。その対象者は、「78 歳」で「特別調整」の対象でした。また、「介護付きの住まい」が必要」と判断され、かつ、「認知症の疑い」もありました。この場合、次のように計上してください。

（記入例）

Q2-1-1　令和2年3月 31 日時点において、支援を継続中の数	65 歳未満	65 歳以上
総数	名	1 名
①　うち、特別調整の対象者数	名	1 名
うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者	名	1 名
うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者	名	1 名
②　うち、一般調整の対象者数	名	0 名
うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者	名	0 名
うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者	名	0 名

Q7 コーディネート業務終了時点で「更生保護施設・自立準備ホーム」に帰住した対象者のフォローアップ中の移行先について
（刑務所出所者について、フォローアップが継続中、あるいは終了に関わらず、合計して集計ください。）

	Q7-1-1 フォローアップが継続中、あるいは終了に関わらず、コーディネート業務終了時点で「更生保護施設・自立準備ホーム」に移行した対象者のうち、集計期間内（1年間）に他の受入先に移行した数	65 歳未満	65 歳以上
7-1「更生保護施設・自立準備ホーム」に帰住した対象者について、集計期間内の移行先別の数 ※ 支援開始年度にかかわらず、1年間（平成 31 年4月1日から令和2年3月 31 日）にフォローアップを行った者（継続、終了に関わらず）を全て計上ください。	総数	名	名
	自宅・アパート・公営住宅等	名	名
	特別養護老人ホーム	名	名
	介護老人保健施設	名	名
	介護療養型医療施設	名	名
	介護医療院	名	名
	養護老人ホーム	名	名
	有料老人ホーム	名	名
	軽費老人ホーム	名	名
	認知症高齢者グループホーム	名	名
	サービス付き高齢者向け住宅	名	名
	その他高齢者施設	名	名
	小規模多機能型居宅介護	名	名
	障害者支援施設	名	名
	（障害者）グループホーム	名	名
	救護施設	名	名
	救護施設以外の生活保護法に基づく保護施設	名	名
	無料低額宿泊所・簡易宿泊所	名	名
	医療機関（介護療養型医療施設を除く）	名	名
	その他（　　）	名	名

（以下は余白です。次ページに続きます。）

Q8 支援継続中の数について
（刑務所出所者に限ります）

	Q8-1-1 令和2年3月 31 日時点で、フォローアップを継続している数	65 歳未満	65 歳以上
Q8-1 フォローアップを継続中の数 ※ 支援開始年度にかかわらず、令和 2 年3月31日時点において支援中の対象者を全て計上ください。	総数	名	名
	①　うち、特別調整の対象者数	名	名
	うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者	名	名
	うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者	名	名
	②　うち、一般調整の対象者数	名	名
	うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者	名	名
	うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者	名	名
	Q8-1-2 フォローアップ中の対象者の受入先別の数	**65 歳未満**	**65 歳以上**
	総数	名	名
	更生保護施設・自立準備ホーム	名	名
	自宅・アパート・公営住宅等	名	名
	特別養護老人ホーム	名	名
	介護老人保健施設	名	名
	介護療養型医療施設	名	名
	介護医療院	名	名
	養護老人ホーム	名	名
	有料老人ホーム	名	名
	軽費老人ホーム	名	名
	認知症高齢者グループホーム	名	名
	サービス付き高齢者向け住宅	名	名
	その他高齢者施設	名	名
	小規模多機能型居宅介護	名	名
	障害者支援施設	名	名
	（障害者）グループホーム	名	名
	救護施設	名	名
	救護施設以外の生活保護法に基づく保護施設	名	名
	無料低額宿泊所・簡易宿泊所	名	名
	医療機関（介護療養型医療施設を除く）	名	名
	その他（　　）	名	名
Q8-2 要介護認定を受けた数 ※ 支援開始年度にかかわらず、令和 2 年3月31日時点において支援中の対象者を全て計上ください。	**Q8-2-1 フォローアップ中に、介護保険の認定手続きを行った数**	**65 歳未満**	**65 歳以上**
	総数	名	名
	①　うち、特別調整の対象者数	名	名
	うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者	名	名
	うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者	名	名
	②　うち、一般調整の対象者数	名	名
	うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者	名	名
	うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者	名	名
	③　うち、刑務所入所中に、住民票が消除されていた者	名	名
	うち、刑務所所在地の市町村が認定審査した者	名	名
	うち、刑務所所在地の市町村以外が認定審査した者 ※刑務所所在地の市町村に委託したケースはこちらに計上ください。	名	名

（以下は余白です。次ページに続きます。）

Q9 支援終了の数について
（刑務所出所者について、フォローアップが終了した数）

Q9-1 フォローアップを終了した数

※1
支援開始年度にかかわらず、1 年間（平成31年4月1日から令和２年３月31 日）に終了した対象者を全て計上ください。

Q9-1-1 フォローアップが終了した数	65 歳未満	65 歳以上
総数	名	名
① うち、特別調整の対象者数	名	名
うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者	名	名
うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者	名	名
うち、刑務所所在地と帰住地の都道府県が同じだった者	名	名
うち、刑務所所在地と帰住地の都道府県が異なった者	名	名
② うち、一般調整の対象者数	名	名
うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者	名	名
うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者	名	名
うち、刑務所所在地と帰住地の都道府県が同じだった者	名	名
うち、刑務所所在地と帰住地の都道府県が異なった者	名	名

Q9-1-2 フォローアップ業務が終了した時点の受入先別の数	65 歳未満	65 歳以上
総数	名	名
更生保護施設・自立準備ホーム	名	名
自宅・アパート・公営住宅等	名	名
特別養護老人ホーム	名	名
介護老人保健施設	名	名
介護療養型医療施設	名	名
介護医療院	名	名
養護老人ホーム	名	名
有料老人ホーム	名	名
軽費老人ホーム	名	名
認知症高齢者グループホーム	名	名
サービス付き高齢者向け住宅	名	名
その他高齢者施設	名	名
小規模多機能型居宅介護	名	名
障害者支援施設	名	名
（障害者）グループホーム	名	名
救護施設	名	名
救護施設以外の生活保護法に基づく保護施設	名	名
無料低額宿泊所・簡易宿泊所	名	名
医療機関（介護療養型医療施設を除く）	名	名
その他（　　）	名	名

Q9-2 要介護認定を受けた数

※支援開始年度にかかわらず、1 年間（平成 31 年4月1日から令和2年3月31日）に終了した対象者を全て計上ください。

Q9-2-1 フォローアップ中に、介護保険の認定手続きを行った数	65 歳未満	65 歳以上
総数	名	名
① うち、特別調整の対象者数	名	名
うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者	名	名
うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者	名	名
② うち、一般調整の対象者数	名	名
うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者	名	名
うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者	名	名
③ うち、刑務所入所中に、住民票が消除されていた者	名	名
うち、刑務所所在地の市町村が認定審査した者	名	名
うち、刑務所所在地の市町村以外が認定審査した者 ※刑務所所在地の市町村に委託したケースはこちらに計上ください。	名	名

Ⅳ 刑務所出所者の相談支援業務について、お尋ねします。

※ 集計方法について

内訳の数を尋ねる設問の中には、重複して計上する場合があります。

例）Q10-1-1 の場合の集計方法

令和2年3月 31 日時点において、相談支援を継続している対象者が合計で 1 名だった、とします。その対象者は、「帰住地とは異なる都道府県にある刑務所を出所」しました。「78 歳」でした。また、「介護付きの住まいが必要」と判断され、かつ、「認知症の疑い」もありました。この場合、次のように計上してください。

（記入例）

Q10-1-1 令和2年3月 31 日時点において、支援を継続中の数	65 歳未満	65 歳以上
総数	名	1 名
うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者	名	1 名
うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者	名	1 名
うち、刑務所所在地と帰住地の都道府県が同じだった者	名	0 名
うち、刑務所所在地と帰住地の都道府県が異なった者	名	1 名

Q10 支援継続中の数について
（刑務所出所者について、相談支援業務を継続している数）

Q10-1 相談支援業務を継続している数（刑務所出所者に限る）

※
支援開始年度にかかわらず、令和2年3月 31 日時点において支援中の対象者を全て計上ください。

Q10-1-1 令和2年3月 31 日時点で、相談支援業務を継続している数	65 歳未満	65 歳以上
総数	名	名
うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者	名	名
うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者	名	名
うち、刑務所所在地と帰住地の都道府県が同じだった者	名	名
うち、刑務所所在地と帰住地の都道府県が異なった者	名	名

Q10-1-2 相談支援業務を受けている対象者の受入先別の数	65 歳未満	65 歳以上
総数	名	名
更生保護施設・自立準備ホーム	名	名
自宅・アパート・公営住宅等	名	名
特別養護老人ホーム	名	名
介護老人保健施設	名	名
介護療養型医療施設	名	名
介護医療院	名	名
養護老人ホーム	名	名
有料老人ホーム	名	名
軽費老人ホーム	名	名
認知症高齢者グループホーム	名	名
サービス付き高齢者向け住宅	名	名
その他高齢者施設	名	名
小規模多機能型居宅介護	名	名
障害者支援施設	名	名
（障害者）グループホーム	名	名
救護施設	名	名
救護施設以外の生活保護法に基づく保護施設	名	名
無料低額宿泊所・簡易宿泊所	名	名
医療機関（介護療養型医療施設を除く）	名	名
その他（　　）	名	名

Q11 支援終了の数について（刑務所出所者について、相談支援業務が終了した数）

			65歳未満	65歳以上
Q11-1 相談支援業務を終了した数（刑務所出所者に限る） ※ 支援開始年度にかかわらず、1年間（平成31年4月1日から令和2年3月31日）に終了した対象者を全て計上ください。	Q11-1-1 相談支援業務が終了した数			
	総数		名	名
		うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者	名	名
		うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者	名	名
	Q11-1-2 相談支援業務が終了した時点の受入先別の数		65歳未満	65歳以上
	総数		名	名
		更生保護施設・自立準備ホーム	名	名
		自宅・アパート・公営住宅等	名	名
		特別養護老人ホーム	名	名
		介護老人保健施設	名	名
		介護療養型医療施設	名	名
		介護医療院	名	名
		養護老人ホーム	名	名
		有料老人ホーム	名	名
		軽費老人ホーム	名	名
		認知症高齢者グループホーム	名	名
		サービス付き高齢者向け住宅	名	名
		その他高齢者施設	名	名
		小規模多機能型居宅介護	名	名
		障害者支援施設	名	名
		（障害者）グループホーム	名	名
		救護施設	名	名
		救護施設以外の生活保護法に基づく保護施設	名	名
		無料低額宿泊所・簡易宿泊所	名	名
		医療機関（介護療養型医療施設を除く）	名	名
		その他（　　）	名	名
Q11-2 要介護認定を受けた数 ※ 支援開始年度にかかわらず、1年間（平成31年4月1日から令和2年3月31日）に終了した対象者（刑務所出所者に限る）を全て計上ください。	Q11-2-1 相談支援業務の期間中に、介護保険の認定手続きを行った数 ※支援継続中の件数と支援終了の件数の双方を合計してください。		65歳未満	65歳以上
	総数		名	名
		うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者	名	名
		うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者	名	名

（以下は余白です。次ページに続きます。）

V　受入施設候補からの受入拒否について、お尋ねします。

※「過去5年間」の範囲は、平成27年4月1日～令和2年3月31日としてください。

Q12　認知症（傾向・疑い含む）のある高齢者の刑務所出所後の受け入れについて、受入施設候補から受入拒否の根拠となった理由をお尋ねします。（過去5年間について）

Q12-1 認知症（傾向・疑い含む）のある高齢者について、受入施設候補から刑務所出所後の受入拒否の根拠となった主たる理由 ※1つのケースについて複数の施設から受入拒否にあった場合、それぞれの受入拒否の事由をカウントしてください（一つの事由に重複集計があり得ます）。	該当なし（「0」に○をしてください。）	該当（数値を入力ください。）
1)候補者が、この介護サービスを利用する意思がなかったから。	0	件
2)候補者は、身体疾患等を有していたから。	0	件
3)候補者は、精神疾患等を有していたから。	0	件
4)候補者の医療的ニーズが高かったから。	0	件
5)候補者は、認知症の確定診断がなく、ケアや支援の計画を立てることが困難だったから。	0	件
6)候補者は、認知症と診断されていたから。	0	件
7)候補者の認知症の症状が中程度以上だったから。（日常生活自立度（認知症）にてⅢb以上）	0	件
8)候補者の面接のときの印象が悪かったから。	0	件
9)候補者の出所後の住居等の見通しが立っていなかったから。	0	件
10)候補者の罪名に凶悪犯罪が含まれていたから。	0	件
11)候補者の罪名に性犯罪が含まれていたから。	0	件
12)候補者の罪名に粗暴犯罪が含まれていたから。	0	件
13)候補者には、アルコール・薬物への依存・ギャンブル癖があったから。	0	件
14)候補者には、刑事施設での規律違反があったから。	0	件
15)候補者は、年金・社会保険に未加入だったから。	0	件
16)候補者は、障害者手帳を持っていなかったから。	0	件
17)候補者には、過去に暴力団に加入していた経歴があったから。	0	件
18)候補者には、緊急時の連絡先（身元引受人等）がなかったから。	0	件
19)地域生活定着支援センター等の関与が小さかったから。	0	件
20)候補者には、前科等が多かったから。	0	件
21)候補者には、借金があったから。	0	件
22)候補者には、住所不定だった時期があったから。	0	件
23)刑務所内での生活状況が分からなかったから。	0	件
24)刑務所内での医療情報が少なかったから。	0	件
25)行政の理解・協力が得られなかったから。	0	件
26)受入施設候補の定員に空きがなかったから。	0	件
27)受入実績に乏しく、漠然とした不安が強かったから。	0	件
28)受け入れることに対する地域の理解に関して心配だから。	0	件
29)自施設の管理者は受入を了承していたが、職員の反対があったから。	0	件
30)援護の実施が決まっていなかったから。	0	件
31)その他（　　）	0	件

Ⅵ　貴センターが考える受入施設が受入に慎重になる要因について

Q13 貴センターが考える受入施設等が認知症（傾向・疑い含む）のある高齢者の出所後の受け入れに慎重になる要因をお尋ねします。

Q13-1 認知症（傾向・疑い含む）のある高齢者について、受入施設が刑務所出所後の受入に慎重になりやすいと考える原因、あるいは要因について	全く当てはまらない	どちらかといえば、当てはまらない	どちらともいえない	どちらかといえば、当てはまる	大いに当てはまる
1)候補者が、この介護サービスを利用する意思がなかったから。	1	2	3	4	5
2)候補者は、身体疾患等を有していたから。	1	2	3	4	5
3)候補者は、精神疾患等を有していたから。	1	2	3	4	5
4)候補者は、認知症の確定診断がなく、ケアや支援の計画を立てることが困難だったから。	1	2	3	4	5
5)候補者は、認知症と診断されていたから。	1	2	3	4	5
6)候補者の認知症の症状が中程度以上だったから。（日常生活自立度（認知症）にてⅢb以上）	1	2	3	4	5
7)候補者の面接のときの印象が悪かったから。	1	2	3	4	5
8)候補者の出所後の住居等の見通しが立っていなかったから。	1	2	3	4	5
9)候補者の罪名に凶悪犯罪が含まれていたから。	1	2	3	4	5
10)候補者の罪名に性犯罪が含まれていたから。	1	2	3	4	5
11)候補者の罪名に粗暴犯罪が含まれていたから。	1	2	3	4	5
12)候補者には、アルコール・薬物への依存・ギャンブル癖があったから。	1	2	3	4	5
13)候補者には、刑事施設での規律違反があったから。	1	2	3	4	5
14)候補者は、年金・社会保険に未加入だったから。	1	2	3	4	5
15)候補者は、障害者手帳を持っていなかったから。	1	2	3	4	5
16)候補者には、過去に暴力団に加入していた経歴があったから。	1	2	3	4	5
17)候補者には、緊急時の連絡先（身元引受人等）がなかったから。	1	2	3	4	5
18)地域生活定着支援センター等の関与が小さかったから。	1	2	3	4	5
19)候補者には、前科等が多かったから。	1	2	3	4	5
20)候補者には、借金があったから。	1	2	3	4	5
21)候補者には、住所不定だった時期があったから。	1	2	3	4	5
22)刑務所内での生活状況が分からなかったから。	1	2	3	4	5
23)刑務所内での医療情報が少なかったから。	1	2	3	4	5
24)行政の理解・協力が得られなかったから。	1	2	3	4	5
25)受入実績に乏しく、漠然とした不安が強かったから。	1	2	3	4	5
26)受け入れることに対する地域の理解に関して心配だから。	1	2	3	4	5
27)自施設の管理者は受入を了承していたが、職員の反対があったから。	1	2	3	4	5
28)援護の実施が決まっていなかったから。	1	2	3	4	5
29)その他（　　）	1	2	3	4	5

（以下は余白です。次ページに続きます。）

Ⅶ　住民票の職権消除により、援護の実施が決まらないことについてお尋ねします。

※　刑務所所在地と帰住地の都道府県が異なる者については、帰住した先の都道府県のセンターで計上ください。
※　集計方法について
　内訳の数を尋ねる設問の中には、重複して計上する場合があります。
　例）Q10-1-1 の場合の集計方法
　　過去 5 年間のうち、刑務所入所中に住民票が消除され、出所日までに援護の実施自治体が決定しなかった対象者が合計で１名だった、とします。その対象者は、「特別調整」の対象者であり、「78 歳」でした。また、「介護付きの住まいが必要」と判断され、かつ、「認知症の疑い」もありました。この場合、次のように計上してください。

（記入例）

Q14-1-1 過去 5 年間のうち、刑務所入所中に住民票が消除された対象者で、出所日までに援護の実施自治体が決定しなかった数	65 歳未満	65 歳以上
総数	0 名	1 名
うち、特別調整の対象者数	0 名	1 名
うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者	0 名	1 名
うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者	0 名	1 名

Q14 住民票の職権消除により援護の実施が決まらないことについてお尋ねします。フォローアップ業務における「支援継続」「支援終了」ケースについてお答えください。

Q14-1 受入調整に対する住民票が消除されたことの影響 ※ フォローアップ業務における「支援継続」「支援終了」ケースについて計上ください。 ※ 「過去 5 年間」の範囲は、平成 27 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日としてください。	Q14-1-1 過去 5 年間のうち、刑務所入所中に住民票が消除された対象者で、出所日までに援護の実施自治体が決定しなかった数	65 歳未満	65 歳以上
	総数	名	名
	うち、特別調整の対象者数	名	名
	うち、養護老人ホームへの措置を必要とする者	名	名
	うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者	名	名
	うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者	名	名
	Q14-1-2 過去 5 年間のうち、援護の実施自治体を調整している期間において、再逮捕された数	65 歳未満	65 歳以上
	総数	名	名
	うち、特別調整の対象者数	名	名
	うち、養護老人ホームへの措置を必要とする者		
	うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者	名	名
	うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者	名	名
Q14-2 帰住先候補から受け入れを拒否された数 ※ 「過去 5 年間」の範囲は、平成 27 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日としてください。	Q14-2-1 過去 5 年間のうち、援護の実施自治体が決まらないことで帰住先候補の施設より受入を拒否された数	65 歳未満	65 歳以上
	総数	名	名
	うち、特別調整の対象者数	名	名
	うち、養護老人ホームへの措置を必要とする者	名	名
	うち、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者	名	名
	うち、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者	名	名

（以下は余白です。次ページに続きます。）

Q15 住民票が消除されていた対象者で、刑務所入所中に要介護認定を申請されたケースについて、お尋ねします。

この5年間のコーディネート業務のうち、住民票が消除されていた対象者で、刑務所入所中に要介護認定を申請されたケースについて、お尋ねします。刑務所の所在地の市町村と、要介護認定審査の実施主体であった市町村を教えてください。
両者の市町村が異なるケースがある場合、そのケースを優先して教えてください。

Q15-1 住民票が消除されていた対象者で、刑務所入所中に要介護認定を申請したケース ※ 「過去 5 年間」の範囲は、平成 27 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日としてください。	ケース	刑務所の所在する市町村名	要介護認定審査の実施主体の市町村名
	1	市・町・村	市・町・村
	2	市・町・村	市・町・村
	3	市・町・村	市・町・村
	4	市・町・村	市・町・村
	5	市・町・村	市・町・村

（以下は余白です。次ページに続きます。）

Ⅷ 措置入所に至ったケースについてお尋ねします。

Q16 過去5年間のうちの、措置入所についてお尋ねします。

Q16-1 措置入所者の数 ※フォローアップ業務における「支援継続中」「支援終了」ケースについて計上ください。 ※ 「過去 5 年間」の範囲は、平成 27 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日としてください。	Q16-1-1 過去5年間のうち、措置入所者の数	65 歳未満	65 歳以上
	総数	名	名
	うち、養護老人ホームに入所した者	名	名
	そのうち、施設に繋ぐまでに調整が難航した者	名	名
	うち、救護施設に入所した者	名	名
	そのうち、施設に繋ぐまでに調整が難航した者	名	名
	うち、救護施設以外の生活保護法に基づく保護施設に入所した者	名	名
	そのうち、施設に繋ぐまでに調整が難航した者	名	名
	うち、その他（　　）	名	名
	そのうち、施設に繋ぐまでに調整が難航した者	名	名

Q17 居住地を有しない又は明らかでない高齢者について、措置を実施する市町村が決定するまでに時間を要したが、最終的に、措置入所先が定まった事例を紹介してください。

措置制度においては、矯正施設（刑務所）入所前に居住地を有しないか又は明らかでない者について、措置の実施主体となる市町村をどのように決定するか明確に定められていません。そのため、帰住先の受入調整に時間を要し、その結果、例えば、再逮捕に繋がりやすくなると懸念されています。
あなたの地域において、居住地を有しない又は明らかでなかった高齢者について、措置を実施する市町村が決定するまでに時間を要したが、最終的に、措置入所先が定まった事例を支障のない範囲で教えてください。また、お分かりでしたら、実施主体がその市町村に決定した理由や経緯を記載ください。
※個人が特定される情報を記載いただく必要は一切ございません。

Q17-1 事例のご紹介	

（以下は余白です。次ページに続きます。）

Q18 措置入所に至ったケースの市町村をお尋ねします。

Q18-1 これまでのうち、認知症など様々な課題をかかえる高齢出所者（若年性認知症を含む）が、措置入所となったケースについて、その帰住先の市町村名を教えてください。

Q18-1-1 措置を目的として、帰住先が 「**養護老人ホーム**」の ケース （いくつでも）	1	市・町・村	3	市・町・村
	2	市・町・村	4	市・町・村
Q18-1-2 措置を目的として、帰住先が 「**救護施設**」の ケース （いくつでも）	1	市・町・村	3	市・町・村
	2	市・町・村	4	市・町・村

Q19 今後のヒアリングのご協力について

Q19-1 今後、ヒアリングをお願いした際に、お引き受けいただくことは可能でしょうか	0. いいえ	1. はい

以上です。すべてに回答されているかもう一度確かめてください。ご協力いただき、ありがとうございました。

令和２年度老人保健健康増進等事業

認知症がある高齢受刑者等の出所後の介護サービス等の受け入れ実態と福祉的支援の課題解決に関する調査研究

【受入施設票】

本調査は、受入施設向けの調査です。

- 施設長・管理者様、もしくは、本調査内容に回答可能な方に回答をお願いしています。
- 選択する問題では、あてはまる番号を○で囲んで下さい。○をつける数は原則1つです。○を複数につけていただく場合は、質問に「いくつでも」と記載しています。
- 調査時点は令和2年3月 31 日、または、質問に記載している期間とします。
- 記載がない場合、集計する期間は、1 年間（平成 31 年4月1日から令和2年3月 31 日）としてください。

Ⅰ　貴施設・事業所について、お尋ねします。

Q1 貴施設・事業所の概要についてお尋ねします。

Q1-1 サービス種別	1. 特別養護老人ホーム 2. 介護老人保健施設 3. 介護療養型医療施設 4. 介護医療院 5. 養護老人ホーム 6. 有料老人ホーム 7. 軽費老人ホーム 8. 認知症高齢者グループホーム 9. サービス付き高齢者向け住宅 10．その他の高齢者施設 11. 障害者支援施設 12. 医療機関（介護療養型医療施設を除く） 13. 救護施設 14.「13. 救護施設」以外の生活保護法に基づく保護施設 15. その他（　　）	
Q1-2 貴施設等の所在地	（都道府県名）　　（市区町村名）	
Q1-3 人員体制 （常勤、非常勤含む） ※ 令和2年3月 31 日時点でご回答ください。	Q1-3-1 総数（実人数）	名
	Q1-3-2 認知症に関する研修の受講歴について	
	うち、受講歴が全くない職員数	名
	うち、受講歴のある職員数（受講中はこちらにカウント） ※回答が「1 名」以上の場合、以下の①から⑤に回答ください。 ※回答が「0 名」の場合、次ページの「Ⅱ」にお進みください。	名
	重複計上は可能 ①うち、認知症介護研修の修了歴について	
	うち、認知症介護基礎研修の修了歴のない職員数	名
	うち、認知症介護基礎研修までの修了者数	名
	うち、認知症介護実践者研修までの修了者数	名
	うち、認知症介護実践リーダー研修までの修了者数	名
	うち、認知症介護指導者養成研修までの修了者数	名
	②うち、認知症サポーター養成講座の受講歴について	
	受講歴のある職員数（受講中も含む）	名
	③うち、キャラバン・メイト養成研修の受講歴について	
	受講歴のある職員数（受講中も含む）	名
	④うち、認知症地域支援推進員研修の受講歴について	
	受講歴のある職員数（受講中も含む）	名
	⑤うち、認知症ケア専門士など、その他の認知症に関する研修の受講歴について	
	受講歴のある職員数（受講中も含む）	名

Ⅱ　「受入依頼の実績」について、お尋ねします。

Q2 過去5年間のうち、刑務所出所後の者の受入依頼の実績について、お尋ねします。

Q2-1 依頼の数 ※ 過去5年間（平成 27 年4月1日から令和2年3月 31 日）について回答ください。	Q2-1-1 受け入れの依頼のあった数	
	総数	名
	① うち、高齢者（65 歳以上）の者	名
	うち、認知症（傾向・疑いも含む）のあった者	名
	② うち、65 歳未満の者	名
	うち、若年性認知症（傾向・疑いも含む）のあった者	名
	Q2-1-2 依頼があった機関別の数	
	総数	名
	うち、地域生活定着支援センター	名
	うち、刑務所	名
	うち、更生保護施設	名
	うち、自立準備ホーム	名
	うち、その他（　　）	名

Ⅲ　「受入実績」について、お尋ねします。

Q3 過去5年間のうち、刑務所出所後の者を受け入れた実績について、お尋ねします。

Q3-1 受入等の数 ※ 5年間（平成 27 年4月1日から令和2年3月 31 日）について回答ください。	Q3-1-1 矯正施設（刑務所）を出所した後に受け入れた数	
	総数	名
	① うち、高齢者（65 歳以上）の者	名
	うち、認知症（傾向・疑いも含む）のあった者	名
	② うち、65 歳未満の者	名
	うち、若年性認知症（傾向・疑いも含む）のあった者	名
	Q3-1-2 矯正施設（刑務所）を出所した者の受入を検討したが、断念した数	
	総数	名
	① うち、高齢者（65 歳以上）の者	名
	うち、認知症（傾向・疑いも含む）のあった者	名
	② うち、65 歳未満の者	名
	うち、若年性認知症（傾向・疑いも含む）のあった者	名
	Q3-1-3 貴施設・事業所の介護サービスを利用していたが終了した数	
	総数	名
	① うち、高齢者（65 歳以上）の者	名
	うち、認知症（傾向・疑いも含む）のあった者	名
	② うち、65 歳未満の者	名
	うち、若年性認知症（傾向・疑いも含む）のあった者	名

（以下は余白です。次ページに続きます。）

Ⅳ　受入を検討するときに確認する項目についてお尋ねします。

Q4 受入を検討するときに確認する項目についてお尋ねします。

Q4-1　受入を検討するときに確認する項目	全く当てはまらない	どちらかといえば、当てはまらない	どちらともいえない	どちらかといえば、当てはまる	大いに当てはまる
1)定員の空き状況を必ず確認する。	1	2	3	4	5
2)候補者を受け入れる体制が整うか、を必ず確認する。	1	2	3	4	5
3)この介護サービス等を利用するという本人意思を必ず確認する。	1	2	3	4	5
4)候補者の身体疾患等の有無を必ず確認する。	1	2	3	4	5
5)候補者の精神疾患等の有無を必ず確認する。	1	2	3	4	5
6)認知症の確定診断の有無を必ず確認する。	1	2	3	4	5
7)認知症の症状が中程度以上か、を必ず確認する。(日常生活自立度(認知症)にてⅢb以上)	1	2	3	4	5
8)候補者の面接のときの印象を必ず確認する。	1	2	3	4	5
9)候補者の罪名に凶悪犯罪が含まれているか、を必ず確認する。	1	2	3	4	5
10)候補者の罪名に性犯罪が含まれているか、を必ず確認する。	1	2	3	4	5
11)候補者の罪名に粗暴犯罪が含まれているか、を必ず確認する。	1	2	3	4	5
12)候補者には、アルコール・薬物・ギャンブル癖への依存があるか、を必ず確認する。	1	2	3	4	5
13)候補者には、刑事施設での規律違反があるか、を必ず確認する。	1	2	3	4	5
14)候補者は、年金・社会保険に加入しているか、を必ず確認する。	1	2	3	4	5
15)候補者は、障害者手帳を持っているか、を必ず確認する。。	1	2	3	4	5
16)候補者は、過去に暴力団に加入していたか、を必ず確認する。	1	2	3	4	5
17)候補者には、緊急時の連絡先(身元引受人等)があるか、を必ず確認する。	1	2	3	4	5
18)地域生活定着支援センター等の関与があるか、を必ず確認する。	1	2	3	4	5
19)候補者には、前科等が多いか、を必ず確認する。	1	2	3	4	5
20)候補者には、借金があるか、を必ず確認する。	1	2	3	4	5
21)候補者には、住所不定だった時期があるか、を必ず確認する。	1	2	3	4	5
22)刑務所内の生活状況について十分な情報が得られるか、を必ず確認する。	1	2	3	4	5
23)刑務所内の医療情報について十分な情報が得られるか、を必ず確認する。	1	2	3	4	5
24)候補者には、自立する意思があるか、を必ず確認する。	1	2	3	4	5
25)候補者には、望む暮らしぶり(目標)があるか、を必ず確認する。	1	2	3	4	5
26)受入に関する地域の事情を必ず確認する。	1	2	3	4	5
27)候補者の受入について、職員が受容できるか、を必ず確認する。	1	2	3	4	5
28)援護の実施が決まっているかを、必ず確認する。	1	2	3	4	5
29)候補者に住民票があるか、を必ず確認する。	1	2	3	4	5
30)その他(　　)	1	2	3	4	5

Ⅴ　出所後の高齢者の受入を断念した理由について、お尋ねします。

上記の設問「Q3-1 受入等の数」にて、「Q3-1-2 矯正施設(刑務所)を出所した者の受入を検討したが、断念した数」のうち「①高齢者(65 歳以上)の者」の回答が「1名」以上と回答した方のみ、お答えください。この回答が「0名」の場合は、次の「Ⅵ」からお答えください。

※　計上する方法について
　受入を断念した対象者1人に複数の主な理由がある場合、重複して計上する場合があります。
　例)Q5-1 の計上方法
過去5年間のうち、次のような出所後の高齢者 1 名の受入を断念した、とします。断念した主な理由は複数あり、「本人が介護サービスを利用する意思がなかったこと」、そして「薬物への依存があったこと」が理由でした。この事例は 2 つの断念理由があるため、事由「2)候補者が、この介護サービスを利用する意思がなかったから。」と「14)候補者には、アルコール・薬物への依存・ギャンブル癖があったから。」のそれぞれの事由に 1 件ずつカウントしてください。

Q5　過去5年間のうち、受入断念の根拠となった理由について(重複回答可)

Q5-1 刑務所を出所した者の受入を検討したが断念した事例について、受入断念の根拠となったことのある理由をお答えください。 ※受入を断念した対象者1人に複数の理由がある場合、それぞれの受入断念の事由をカウントしてください(一つの事由に重複して集計があり得ます)。	該当なし (「0」に○をしてください。)	該当 (数値を入力ください。)
1)定員の空きがなかったから。	0	件
2)候補者が、この介護サービスを利用する意思がなかったから。	0	件
3)候補者は、身体疾患等を有していたから。	0	件
4)候補者は、精神疾患等を有していたから。	0	件
5)候補者の医療的ニーズが高かったから。	0	件
6)候補者は、認知症の確定診断がなく、ケアや支援の計画を立てることが困難だったから。	0	件
7)候補者は、認知症と診断されていたから。	0	件
8)候補者の認知症の症状が中程度以上だったから。(日常生活自立度(認知症)にてⅢb以上)	0	件
9)候補者の面接のときの印象が悪かったから。	0	件
10)候補者の出所後の住居等の見通しが立っていなかったから。	0	件
11)候補者の罪名に凶悪犯罪が含まれていたから。	0	件
12)候補者の罪名に性犯罪が含まれていたから。	0	件
13)候補者の罪名に粗暴犯罪が含まれていたから。	0	件
14)候補者には、アルコール・薬物への依存・ギャンブル癖があったから。	0	件
15)候補者には、刑事施設での規律違反があったから。	0	件
16)候補者は、年金・社会保険に未加入だったから。	0	件
17)候補者は、障害者手帳を持っていなかったから。	0	件
18)候補者には、過去に暴力団に加入していた経歴があったから。	0	件
19)候補者には、緊急時の連絡先(身元引受人等)がなかったから。	0	件
20)地域生活定着支援センター等の関与が小さかったから。	0	件
21)候補者には、前科等が多かったから。	0	件
22)候補者には、借金があったから。	0	件
23)候補者には、住所不定だった時期があったから。	0	件
24)刑務所内での生活状況が分からなかったから。	0	件

25)刑務所内での医療情報が少なかったから。	0	件
26)行政の理解・協力が得られなかったから。	0	件
27)受入実績に乏しく、漠然とした不安が強かったから。	0	件
28)受け入れることに対する地域の理解に関して心配だから。	0	件
29)自施設の管理者は受入を了承していたが、職員の反対があったから。	0	件
30)援護の実施が決まっていなかったから。	0	件
31)その他（　　）	0	件

Ⅵ　受入調整の実施担当者の属性について、お尋ねします。

Q6　受入調整の実施担当者の属性について

Q6-1 受入調整の主担当者を決めて、明確に位置付けていますか。 ※「はい」の方は、Q6-2 に回答ください。「いいえ」の方は、「Ⅶ」にお進みください。	0 いいえ →設問Ⅶへ	1 はい →Q6-2 へ
Q6-2 受入調整担当の経験歴（最も長い方） ※現在、担当者が 1 人の場合は、その方の担当経験の年数を書いてください。 ※経験年数が、1 年未満の場合は、「1 年」と回答ください。	年	
Q6-3 受入調整担当の経験歴（最も短い方） ※現在、担当者が 1 人の場合は、記載は不要です。 ※経験年数が、1 年未満の場合は、「1 年」と回答ください。	年	
Q6-4 受入調整の担当者の保有資格（いくつでも）	1. 社会福祉士　2. 精神保健福祉士　3. 看護師・准看護師　4. 介護福祉士 5. 介護支援専門員　6. その他（　　）	
Q6-5 受入調整の担当者の責組織における職責・役割 （いくつでも）	1. 法人代表者　2. 管理職　3. マネージャークラス　4. 主任・リーダークラス 5. 生活相談員　6. 役職等のつかない一般の職員 7. その他（　　）	

（以下は余白です。次ページに続きます。）

Ⅶ　調整に要する期間、についてお尋ねします。

Q7 調整に要する期間について（出所後の高齢者の受入調整の場合と通常の場合）

Q7-1　出所後の高齢者の受入調整の場合、 地域生活定着支援センター等から受入調整の打診があった時点から、受入を決定するまでのおおよその期間を教えてください。 ※受入を決定した日は、組織で受入を決めた時を指します。 実際に入所した日ではありません。	概ね　　か月
Q7-2　貴施設・事業所のサービス利用を必要とするごく典型的な高齢者の受入を調整する場合（通常の場合）、 例えば、居宅介護支援事業所や病院等など、貴施設・事業所にとって一般的な紹介元より受入調整の打診があった時点から、受入を決定するまでのおおよその期間を教えてください（大まかな感覚でも結構です）。 ※受入を決定した日は、組織で受入を決めた時を指します。 実際に入所した日ではありません。	概ね　　か月

Ⅷ　通常の入所・入居手続き等と異なる点をお尋ねします。

Q8　通常の入所等と手続きが異なるかどうか、お尋ねします。

Q8-1　通常の入所等の手続きと比べて異なる項目	全く当てはまらない	どちらかといえば、当てはまらない	どちらともいえない	どちらかといえば、当てはまる	大いに当てはまる
1)遠方の刑務所に出向いて在所中に面接する必要がある。	1	2	3	4	5
2)通常よりも多くの面接が必要になる。	1	2	3	4	5
3)対象者と社会参加・社会復帰に向けた個別面談の機会が増える。	1	2	3	4	5
4)本人の入所・入居の意思を明確に確認する必要がある。	1	2	3	4	5
5)本人に関する情報が少ないことから、より時間をかけてアセスメントを行う必要がある。	1	2	3	4	5
6)連携や調整を必要とする外部の機関が多くなる。	1	2	3	4	5

Q8-2 その他、通常の入所等と異なる手続きがあれば教えてください（任意）。

（以下は余白です。次ページに続きます。）

Ⅸ　受入を円滑にするための（特別な）工夫や配慮をお尋ねします。

Q9 受入を円滑にするための（特別な）工夫や配慮について、お尋ねします。

Q9-1　受入を円滑にするための工夫や配慮	全く当てはまらない	どちらかといえば、当てはまらない	どちらともいえない	どちらかといえば、当てはまる	大いに当てはまる
1)出所者への接し方などの職員向け研修会を開催または受講している。	1	2	3	4	5
2)出所者に関する処遇知識の学習会を開催または受講している。	1	2	3	4	5
3)高齢者の犯罪等に関する学習会を開催または受講している。	1	2	3	4	5
4)通常とは異なる留意事項を共有し、通常より注意を払うようにしている。	1	2	3	4	5
5)対応する担当には、出所者の受入調整を担当した経験のある人材を優先して配置している。	1	2	3	4	5
6)受入後しばらくは、身体的・心理的な変化をより注意深く観察している。	1	2	3	4	5
7)職員からの声掛けを多くするなどして施設内で孤立しないようにしている。	1	2	3	4	5
8)担当職員の心理的な負担に配慮し管理者と対話する機会を増やしている。	1	2	3	4	5

Q9-2　その他、受入を円滑にするために実施している工夫や配慮があれば教えてください（任意）。

（以下は余白です。次ページに続きます。）

Ⅹ　出所後の高齢者の受入れによる施設にとっての好影響・効果をお尋ねします。

Q10 出所後の高齢者の受入れによる、施設にとっての好影響・効果について、お尋ねします。

Q10-1　好影響・効果の項目	全く当てはまらない	どちらかといえば、当てはまらない	どちらともいえない	どちらかといえば、当てはまる	大いに当てはまる
1)出所後の高齢者の受入れに積極的になった。	1	2	3	4	5
2)職員同士のコミュニケーションが円滑になった。	1	2	3	4	5
3)地域での福祉ネットワークが広がった。	1	2	3	4	5
4)地域での福祉ネットワーク以外の繋がりが広がった。	1	2	3	4	5
5)専門職の職員の高齢者介護の質が高まった。	1	2	3	4	5
6)専門職以外の職員の高齢者介護の質が高まった。	1	2	3	4	5
7)出所後の高齢者の入所の調整が円滑化した。	1	2	3	4	5
8)施設全体の出所後の高齢者に関する関心や理解が高まった。	1	2	3	4	5
9)施設全体の出所後の高齢者に関する処遇知識・技術が向上した。	1	2	3	4	5
10)出所後の高齢者の受入可否判断が明確になった。	1	2	3	4	5
11)受入や処遇に対する職員の不安が軽減した。	1	2	3	4	5
12)刑務所の現状を知ることができた。	1	2	3	4	5
13)地域生活定着支援センターとの連携を進めることができた。	1	2	3	4	5

Q10-2 その他、受入による貴事業所・施設にとっての好影響・効果があれば教えてください（任意）。

（以下は余白です。次ページに続きます。）

XI　地域における貴施設・事業所の役割をお尋ねします。

Q11 地域における貴施設・事業所の役割について、お尋ねします。

Q11-1 地域における貴施設・事業所の役割として対応している項目	全く当てはまらない	どちらかといえば、当てはまらない	どちらともいえない	どちらかといえば、当てはまる	大いに当てはまる
1)地域の拠点としての中心的な担い手と認識している。	1	2	3	4	5
2)子どもから高齢者、障害の有無を問わずともに支え合いながら暮らせる社会の実現のため積極的に関わることとしている。	1	2	3	4	5
3)職員に認知症介護指導者が在籍しており、他施設を含めた認知症介護の質向上に貢献している。	1	2	3	4	5
4)地域の困りごとに関する相談を積極的に受けている。	1	2	3	4	5
5)地域ケア会議（※）に積極的に参加している。	1	2	3	4	5
6)地域生活定着支援センターと積極的に連携している。	1	2	3	4	5
7)地域包括支援センター等と積極的に連携している。	1	2	3	4	5
8)生きづらさをもつ方を積極的に受け入れている。	1	2	3	4	5

※用語の説明
「地域ケア会議」とは、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法の一つです。具体的には、地域包括支援センター等が主催し、医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るなどする場として活用されています。

Q11-2 その他、地域における貴施設・事業所の役割として対応していることや、地域の役割を担うために工夫していることがあれば、教えてください（任意）。

（以下は余白です。次ページに続きます。）

XII　刑務所出所者の受入れに当たっての課題等をお尋ねします。

Q12-1 刑務所を出所した者の受け入れに当たって課題と感じていること、あるいは、受け入れた後の対応の際に難しいと感じた経験があれば、教えてください（任意）。

XIII. 今後のヒアリングのご協力について

Q13-1 今後、ヒアリングをお願いした際に、お引き受けいただくことは可能でしょうか	0. いいえ	1. はい

上記設問において、「1. はい」と回答くださった場合、連絡先を教えてください。

住所	
施設名	
連絡の取れる電話番号	
連絡の取れるメールアドレス	
ご担当者の氏名	

本調査へのご協力をご依頼くださった地域生活定着支援センター

貴施設・事業所に本調査への協力をご依頼くださった地域生活定着支援センターの名称をおしえてください。	（センターの名称）
	（ご依頼者の氏名） 様

以上です。すべてに回答されているかもう一度確かめてください。ご協力いただき、ありがとうございました。

令和２年度老人保健健康増進等事業

認知症がある高齢受刑者等の出所後の介護サービス等の受け入れ実態と福祉的支援の課題解決に関する調査研究

【自治体票】

本調査は、自治体向けの調査です。

- 貴自治体の高齢福祉担当の方、もしくは、本調査内容に回答可能な方に回答をお願いしています。
- 選択する問題では、あてはまる番号を○で囲んで下さい。○をつける数は原則1つです。○を複数つけていただく場合は、質問に「いくつでも」と記載しています。
- 調査時点は令和2年3月 31 日です。
- 記載がない場合、集計期間は、**1 年間（平成 31 年4月1日から令和2年3月 31 日）**としてください。
  なお、**当該集計期間外のうち、設問で求める事例があった場合は、過去 5 年間を遡り、最終的に貴市町村が介護保険の保険者となった直近の事例内容を記載**ください。
- 件数を集計する設問にある「総数」には、高齢者や障害者などすべての件数を含めてください。
- 件数を集計する設問にある「高齢者」には、障害のある高齢者・障害の疑いのある高齢者も含めてください。
- 設問中にある高齢受刑者等には、65 歳以上の者のほか、主に若年認知症の方や、養護老人ホームへの措置では65歳未満の者であって特に必要があると認められるものを含みます。

Ⅰ　貴市町村について、お尋ねします。

貴市町村についてお尋ねします。

Q1 貴市町村名をご記入ください。			
都道府県	都・道・府・県	市区町村	市・区・町・村
Q2 貴市町村内に刑務所はありますか。	0. なし	1. あり	

Ⅱ　介護保険に関することについて、お尋ねします。

F1 設問テーマⅡの Q3 から Q9 まで全体に目を通していただき、ご回答が可能かどうか教えてください。

回答可能の状況（ひとつだけ）	1. すべて回答が可能　→Q3 に移り、ご回答をお願い致します。 2. 一部の設問は回答不可　→Q3 に移り、回答不可の設問は空欄のままとしてください。 3. 回答できる設問はない　→そのまま「Ⅲ」にお進みください。

Q3 要介護認定審査の状況について

Q3A-1 この 1 年間（平成 31 年4月1日から令和2年3月 31 日）についてお尋ねします。

① この 1 年間のうち、高齢受刑者等の出所に向けた調整の中で、貴市町村が要介護認定審査した事例はありましたか（ひとつだけ）。	0. なかった　→Q3B-1 へ。 1. あった　→そのまま下記の質問②へ。 2. わからない　→Q3B-1 へ。
② 質問①で「1. あった」と答えた方のみお答えください。この 1 年間（平成 31 年4月1日から令和2年3月 31 日）のうち、その実人数を把握していますか。（ひとつだけ）。	0. 実人数は把握していない　→Q3B-1 へ。 1. 実人数を把握している ※お分かりになる範囲で構いません。 ↓ 上記にて「1. 実人数を把握している」方のみお答えください。 この 1 年間で　　人

Q3B-1 過去 5 年間（平成 31 年4月1日から令和2年3月 31 日を除く）について、お尋ねします。

① 刑務所入所中の高齢受刑者等の出所に向けた調整の中で、貴市町村が要介護認定審査をした事例はありましたか（ひとつだけ）。	0. なかった　→Q3-2 へ。 1. あった　→そのまま下記の質問②へ。 2. わからない　→Q3-2 へ
② 質問①で「1. あった」と答えた方のみお答えください。過去 5 年間（平成 31 年4月1日から令和2年3月 31 日を除く）について、その実人数を把握していますか。（ひとつだけ）。	0. 実人数は把握していない　→Q3-2 へ。 1. 実人数を把握している ※お分かりになる範囲で構いません。 ↓ 上記にて「1. 実人数を把握している」方のみお答えください。 過去 5 年間に　　人

Q3-2 新規の認定審査の実人数（人）	
① この 1 年間（平成 31 年4月1日から令和2年3月 31 日）における新規の認定審査の実人数（人） ※結果として非該当になった者も含みます。	人

Q3-3 この1年（平成 31 年4月1日から令和2年3月 31 日）の新規の要介護認定審査を受けた者について、申請日から認定の二次判定日までの平均期間（日数）	全体	65 歳未満	65 歳以上
① 貴市町村の審査全体の平均期間（日） →算出が不能な場合、（ かっこ ）内に、おおよその日数を記載ください。	日 （　）日	日 （　）日	日 （　）日
② うち、高齢受刑者等についての平均期間（日） ※該当者がいない場合は、空欄のままとしてください。	日	日	日

Q4 高齢受刑者等の新規の要介護認定審査に関する他市町村との連携について

Q4-1 この 1 年間（平成 31 年4月1日から令和2年3月 31 日）についてお尋ねします。

① この 1 年間のうち、高齢受刑者等の出所に向けた調整の中で、貴市町村から他市町村等に要介護認定申請に係る認定調査を**依頼した**事例はありましたか（ひとつだけ）。	0. なかった　→Q4-2 へ。 1. あった　→そのまま下記の質問②へ。 2. わからない　→Q4-2 へ。
② 質問①で「1. あった」と答えた方のみお答えください。この 1 年間（平成 31 年4月1日から令和2年3月 31 日）のうち、その実人数を把握していますか。（ひとつだけ）。	0. 実人数は把握していない　→Q4-2 へ。 1. 実人数を把握している ↓ 上記にて「1. 実人数を把握している」方のみお答えください。 この 1 年間で　　人

（以下は余白です。次ページに続きます。）

Q4-1-1　上記②「1. 実人数を把握している」方のみお答えください。高齢受刑者等について、要介護認定申請に係る認定調査を貴市町村から他市町村に**依頼した**実績について

＜1＞　その市町村自身やその市町村が指定した事業者に認定調査を依頼したとき、断られた経験がありますか。

0. なし
1. あり
2. 把握していない

【上記＜1＞で「1. あり」と回答した方にお尋ねします。】
＜2＞　断られた理由

（自由回答）

＜3＞　その市町村自身やその市町村が指定した事業者に認定調査を依頼したとき、貴市町村に支払いが発生しましたか。

1. すべてのケースで無償だった　2. 無償の場合も有償の場合もあった　3. すべてのケースで有償だった

Q4-2　この 1 年間（平成 31 年4月 1 日から令和2年3月 31 日）についてお尋ねします。

① この 1 年間のうち、高齢受刑者等の出所に向けた調整の中で、他市町村等から貴市町村に対する要介護認定申請に係る認定調査の**依頼を受けた**事例はありましたか（ひとつだけ）。

0. なかった　→Q4-3 へ。
1. あった　→そのまま下記の質問②へ。
2. わからない　→Q4-3 へ。

② 質問①で「1. あった」と答えた方のみお答えください。この 1 年間（平成 31 年4月1日から令和2年3月 31 日）のうち、その実人数を把握していますか。（ひとつだけ）。

0. 実人数は把握していない　→Q4-3 へ。
1. 実人数を把握している
※お分かりになる範囲で構いません。

上記にて「1. 実人数を把握している」方のみお答えください。

この 1 年間で　　人

Q4-2-1　上記質問②「1. 実人数を把握している」方のみお答えください。高齢受刑者等について、他市町村から貴市町村に対する要介護認定申請に係る認定調査の**依頼を受けた**実績について

① **【Q4-2-②で「1. 実人数を把握している」と回答した方にお尋ねします。】**
＜1＞その市町村等から認定調査の依頼を受けたとき、断った経験がありますか。

0. なし
1. あり
2. 把握していない

【上記＜1＞で「1. あり」と回答した方にお尋ねします。】
＜2＞断った理由

（自由回答）

（以下は余白です。次ページに続きます。）

② **Q4-2-②で「1. 実人数を把握している」と回答した方にお尋ねします。】**
依頼元の市町村等から認定調査の依頼を受けたとき、貴市町村は支払いを求めましたか。

1. すべてのケースで無償とした　2. 無償の場合も有償の場合もあった　3. すべてのケースで有償とした

Q4-3　高齢者等の要介護認定申請に係る認定調査に関する取り決めについて

① 貴市町村では、高齢受刑者等の要介護認定申請に係る認定調査を実施するうえで、例えば、入所中に必ず面接するなど特別な手続きやルール等を定めていますか。

0. いいえ　1. はい

【上記①で「0. いいえ」と回答した方にお尋ねします。】
＜1＞要介護認定申請に係る通常の手続きやルールを適用していますか。

0. いいえ　1. はい

【上記①で「1. はい」と回答した方にお尋ねします。】
＜1＞　特別な手続きやルールの内容を教えてください。

（自由回答）

Q4-4　貴市町村では、高齢受刑者等の要介護認定申請に係る認定調査を実施する場合、受付から決定日までの期間は、通常よりも日数を要しますか。それとも、通常と変わりませんか。

0. 通常と変わらない
1. 決定までより日数を要す

【上記で「1. 決定までより日数を要す」と回答した方にお尋ねします。】
＜1＞　なぜ「決定までより日数を要す」のかその理由を教えてください。

（自由回答）

（以下は余白です。次ページに続きます。）

Q4-5　出所後の円滑な介護サービスの利用にあたり、要介護認定事務において課題と感じることを教えてください。

（自由回答）

Q5　最終的に貴市町村が介護保険の保険者となった高齢受刑者等ついて

Q5-1　住民票のなかった高齢受刑者等の実人数

※平成 31 年4月1日から令和2年3月 31 日のうち、**対象者がいない場合は質問④⑤をご回答ください。**
対象者はいるが、具体的な人数がわからない場合は「実人数は不明」に○をつけてください。

①	総数（**平成 31 年4月1日から令和2年3月 31 日**）（人）	人	実人数は不明
②	うち、刑務所入所前の時点から前居住地が不明、または住民票の確認が困難な高齢受刑者等の実人数（人）	人	実人数は不明
③	うち、前居住地の住民票が消除された状態にあった高齢受刑者等の実人数（人）	人	実人数は不明

過去 5 年間（平成 31 年4月1日から令和2年3月 31 日を除く）に、<u>最終的に</u>貴市町村が介護保険の保険者となった高齢受刑者等について、ご回答ください。お分かりになる範囲で構いません。
※該当する例がない場合は質問④及び⑤への回答は不要です。Q6 にお進みください。

④	刑務所入所前の時点から前居住地が不明、または住民票の確認が困難な高齢受刑者等の実人数（人）	人	実人数は不明
⑤	前居住地の住民票が消除された状態にあった高齢受刑者等の実人数（人）	人	実人数は不明

Q6　地域包括支援センターと地域生活定着支援センターの連携の状況の実績について

①　連携した実績	0. なし 1. あり 2. 把握していない

【上記①で「1. あり」と回答した方にお尋ねします。】
連携内容について教えて下さい。

（自由回答）

【上記①で「2. 把握していない」と回答した方にお尋ねします。】
どのような連携が想定されますか。

（自由回答）

Q7　貴市町村と地域生活定着支援センターの連携の状況の実績について

①　連携した実績	0. なし 1. あり 2. 把握していない

【上記①で「1. あり」と回答した方にお尋ねします。】
連携内容について教えて下さい。

（自由回答）

Q8　貴市町村と他市町村の連携の状況の実績について

①　**<u>住民票のなかった高齢受刑者等について、</u>**連携した実績	0. なし 1. あり 2. 把握していない

【上記①で「1. あり」と回答した方にお尋ねします。】
連携内容について教えて下さい。

（自由回答）

554

【上記①で「2. 把握していない」と回答した方にお尋ねします。】
どのような連携が想定されますか。

（自由回答）

Q9 高齢受刑者等に関する地域包括支援センターへの相談・問い合わせ状況について

① 高齢受刑者等が出所後に介護サービスを利用することについて、貴市町村内の地域包括支援センターへの相談・問い合わせの有無	0. なし 1. あり 2. 把握していない

【上記①で「1. あり」と回答した方にお尋ねします。】
高齢受刑者等が出所後に介護サービスを利用したいという相談受付から実際のサービス利用の調整に至る過程の中で、地域包括支援センターが抱えた課題や困りごとなどがありましたら、教えてください。

（自由回答）
（例）介護・福祉サービスを受ける必要があるにもかかわらず、本人が利用を断った。
最終的には本人の納得が得られ、介護サービスを受けてもらうことができたが、説得まで時間を要し、通常に比べ、職員の手間も大きかった。

（以下は余白です。次ページに続きます。）

Ⅲ 養護老人ホームへの措置入所に関して、お尋ねします。

F2 設問テーマⅢの Q10 から Q16 まで全体に目を通していただき、ご回答が可能かどうか教えてください。

回答可能の状況	1. すべて回答が可能 →Q10 に移り、ご回答をお願い致します。 2. 一部の設問は回答不可 →Q10 に移り、回答不可の設問は空欄のままとしてください。 3. 回答できる設問はない →そのまま「Ⅳ」にお進みください

Q10 貴市町村への相談・問い合わせの件数について

Q10-1 この 1 年間（平成 31 年4月1日から令和2年3月 31 日）において、刑務所出所後の居所などについての相談はありましたか。	0. なし 1. あり 2. 把握していない	
【上記で「1. あり」と回答した方にお尋ねします。】 その相談は何件ありましたか。わからない場合は、「実人数は不明」に○を付けてください。	件	実人数は不明

Q11 貴市町村への相談・問い合わせの時点で、住民票のない、または不明の高齢受刑者等について

Q11-1 住民票のない、または不明の高齢受刑者等の有無	0. なし 1. あり 2. 把握していない
Q11-2 **【上記 Q11-1 で「1. あり」と回答した方にお尋ねします。】** この 1 年間（平成 31 年4月1日から令和2年3月 31 日）のうち、その実人数を把握していますか。	0. 実人数は把握していない →Q12 へ。 1. 実人数を把握している →Q11-3 へ。 ※お分かりになる範囲で構いません。

Q11-3 **【上記 Q11-2 で「1. 実人数を把握している」と回答した方にお尋ねします。】** **※対象者はいるが、具体的な人数がわからない場合は「不明」に○をつけてください。**	全体	65 歳未満	65 歳以上
① 総数（人）	人		
② 刑務所入所前の時点から前居住地が不明、または住民票の確認が困難な高齢受刑者等の実人数（人）	人 不明	人 不明	人 不明
③ 前居住地の住民票が消除された状態にあった高齢受刑者等の実人数（人）	人 不明	人 不明	人 不明

Q12 過去 5 年間についてお尋ねします。養護老人ホームへの措置入所の審査結果について

Q12-1 審査の結果、養護老人ホームへの措置入所が決定した実人数 **※対象者はいるが、具体的な人数がわからない場合は「不明」に○をつけてください。**	全体	65 歳未満	65 歳以上
① 総数（人）	人 不明		
② うち、刑務所入所中だった高齢受刑者等の実人数（人）	人 不明	人 不明	人 不明
③ うち、刑務所出所後の高齢受刑者等の実人数（人）	人 不明	人 不明	人 不明

（以下は余白です。次ページに続きます。）

Q12-2 審査の結果、養護老人ホームへの措置入所は見送りとなった実人数 **※対象者はいるが、具体的な人数がわからない場合は「不明」に○をつけてください。**	全体	65 歳 未満	65 歳 以上
① 総数(人)	人 不明		
② うち、刑務所入所中だった高齢受刑者等の実人数(人)	人 不明	人 不明	人 不明
③ うち、刑務所出所後の高齢受刑者等の実人数(人)	人 不明	人 不明	人 不明

④ 刑務所入所中だった高齢受刑者等について、養護老人ホームへの措置入所が見送りになった理由

(自由回答)

Q13 過去 5 年間についてお尋ねします。相談から養護老人ホームへの措置入所等に至るまでの過程について(お尋ねしている事例は、高齢受刑者等の相談事例です。)

① 高齢受刑者等について、相談から養護老人ホームへの措置入所までの過程が比較的円滑に進んだ事例の有無	0. なし 1. あり 2. 把握していない

【上記①で「1. あり」と回答した方にお尋ねします。】
比較的円滑に措置入所の調整が進んだ要因について、あなたのお考えを教えてください。

(自由回答)

(以下は余白です。次ページに続きます。)

② 居住地を有しない又は明らかでない高齢受刑者等について、措置を実施する市町村が決定するまでに時間を要したが、最終的に、養護老人ホームへの措置入所が定まった事例の有無	0. なし 1. あり 2. 把握していない

【上記②で「1. あり」と回答した方にお尋ねします。事例をご紹介ください。】
措置制度においては、刑務所入所前に居住地を有しないか又は明らかでない、もしくは刑務所入所後に住民票を消除された高齢受刑者等について、措置の実施主体となる市町村をどのように決定するか明確に定められていません。そのため、帰住先の受入調整に時間を要し、その結果、養護老人ホームへの措置入所が決まる前に出所するなどした場合は、再逮捕に繋がりやすくなることも懸念されています。
あなたの地域において、居住地を有しない又は明らかでなかった高齢受刑者等について、措置を実施する市町村が決定するまでに時間を要したが、最終的に、養護老人ホームへの措置入所が定まった事例を支障のない範囲で教えてください。また、お分かりでしたら、実施主体が貴市町村に決定した理由や経緯を記載ください。
※個人が特定される情報を記載いただく必要は一切ございません。

事例のご紹介	

③ 高齢受刑者等について、養護老人ホームへの措置入所ではなく、別のサービス等の利用に至った事例の有無	0. なし 1. あり 2. 把握していない	
【上記③で「1. あり」と回答した方にお尋ねします。】 その中に、地域生活定着支援センターなどの相談者から、高齢受刑者等を養護老人ホームへ入所させる希望が出ていた例は何件ありましたか。わからない場合は、不明に○を付けてください。	件	不明

【上記③で「1. あり」と回答した方にお尋ねします。】
繋いだ先のサービス等(養護老人ホーム以外)の名称を教えてください。
併せて、そのサービス利用の調整が比較的円滑に進んだ要因について、あなたのお考えを教えてください。

(自由回答)

(以下は余白です。次ページに続きます。)

④　市町村が措置入所を決定したものの、結果として、施設側の理由等により、養護老人ホームへの措置入所に至らなかった事例の有無	0. なし 1. あり 2. 把握していない

【上記④で「1. あり」と回答した方にお尋ねします。】
高齢受刑者等を養護老人ホームに措置入所させようとしたときに感じた問題点や課題を教えてください。

（自由回答）

【上記④で「1. あり」と回答した方にお尋ねします。】
養護老人ホームへの措置入所に至らなかった事例について、その後の経過について教えてください。また、お分かりでしたら、どのサービスにつながったか、およびその理由や経緯を記載ください。
※個人が特定される情報を記載いただく必要は一切ございません。

事例のご紹介	

Q14　過去 5 年間についてお尋ねします。措置権者となることを断った事例について

Q14-1　結果として措置権者になることを断ったことはありますか。	0. なし　1. あり		
Q14-2　上記 Q14-1 で「1.あり」とお答えされた方にお尋ねします。	全体	65 歳未満	65 歳以上
①　総数（人）	人	人	人

②　断った理由（いくつでも）

1. 貴市町村の財政に負担がかかることを理由に断ったことがある
2. 貴市町村における対象者の住民登録を確認できないことを理由に断ったことがある
3. 住民登録の有無にかかわらず、貴市町村が対象者の居住地であったか事実を確認できなかったことを理由に断ったことがある
4. 他のサービスにつなぐことができたことを理由に断ったことがある
5. その他（　　）

（以下は余白です。次ページに続きます。）

Q15　過去 5 年間についてお尋ねします。最終的に措置に繋がった、「刑務所入所前の時点から前居住地が不明、または住民票の確認が困難な」高齢受刑者等について
※「住民票が消除された状態にあった」高齢受刑者等については Q16 にお答えください

Q15-1　刑務所入所前の時点から前居住地が不明、または住民票の確認が困難な高齢受刑者等の総数（人） ※わからない場合は、「実人数は不明」に○を付けてください。	人	実人数は不明

【上記 Q15-1 で 1 人以上の人数をお答えされた方にお尋ねします。】
Q15-2　＜1＞措置権者となった最終的な決め手を教えてください（いくつでも）。

1. 出所者が希望する市町村　→＜2＞へ。
2. 逮捕地の市町村（逮捕地）　→＜3＞へ。
3. その他（具体的に　　）　→＜4＞へ。

＜2＞**【上記で「1. 出所者が希望する市町村」と回答した方にお尋ねします。】**
この結論に至った経緯を教えてください。ご紹介いただける事例はいくつでも構いません。

（自由回答）
（例）市町村同士の話し合いを行った結果、○○○○○という経緯から、出所者が希望する市町村が措置権者となった。

＜3＞**【上記で「2. 逮捕地の市町村（逮捕地）」と回答した方にお尋ねします。】**
この結論に至った経緯を教えてください。ご紹介いただける事例はいくつでも構いません。

（自由回答）
（例）市町村同士で話し合ったが解決せず、都道府県に相談した結果、○○○○○という経緯から、逮捕地の市町村（逮捕地）が措置権者となった。

＜4＞**【上記で「3. その他」と回答した方にお尋ねします。】**
この結論に至った経緯を教えてください。ご紹介いただける事例はいくつでも構いません。

（自由回答）

Q16 過去5年間についてお尋ねします。前居住地の住民票が消除された状態にあった高齢受刑者等について

Q16-1 前居住地の住民票が消除された状態にあった高齢受刑者等の総数(人) ※わからない場合は、「実人数は不明」に○を付けてください。	人	実人数は不明

【上記 Q16-1 で1人以上の人数をお答えされた方にお尋ねします。】

Q16-2 ＜1＞措置権者となった最終的な決め手を教えてください(いくつでも)。

1. 出所者が希望する市町村 →＜2＞へ。
2. 逮捕地の市町村 (逮捕地) →＜3＞へ。
3. 職権消除した市町村 →＜4＞へ
4. その他(具体的に) →＜5＞へ。

＜2＞**【上記で「1. 出所者が希望する市町村」と回答した方にお尋ねします。】**
この結論に至った経緯を教えてください。ご紹介いただける事例はいくつでも構いません。

(自由回答)
(例)市町村同士の話し合いを行った結果、○○○○○という経緯から、出所者が希望する市町村が措置権者となった。

＜3＞**【上記で「2. 逮捕地の市町村(逮捕地)」と回答した方にお尋ねします。】**
この結論に至った経緯を教えてください。ご紹介いただける事例はいくつでも構いません。

(自由回答)
(例)市町村同士で話し合ったが解決せず、都道府県に相談した結果、○○○○○という経緯から、逮捕地の市町村(逮捕地)が措置権者となった。

＜4＞**【上記で「3. 職権消除した市町村」と回答した方にお尋ねします。】**
この結論に至った経緯を教えてください。ご紹介いただける事例はいくつでも構いません。

(自由回答)
(例)市町村同士の話し合いを行った結果、○○○○○という経緯から、職権消除した市町村が措置権者となった。

＜5＞**【上記で「4. その他」と回答した方にお尋ねします。】**
この結論に至った経緯を教えてください。ご紹介いただける事例はいくつでも構いません。

(自由回答)

Ⅳ 今後のヒアリングのご協力に関して、お尋ねします。

Q17 今後のヒアリングのご協力について

今後、ヒアリングをお願いした際に、お引き受けいただくことは可能でしょうか	0. いいえ	1. はい

上記設問において、「1. はい」と回答くださった場合、連絡先を教えてください。

連絡の取れる電話番号	
連絡の取れるメールアドレス	
ご担当者のご所属	
ご担当者の氏名	

以上です。すべてに回答されているかもう一度確かめてください。ご協力いただき、ありがとうございました。

2. ヒアリング調査 事前照会票

令和2年度老人保健健康増進等事業
認知症がある高齢受刑者等の出所後の介護サービス等の受け入れ実態と福祉的支援の課題解決に関する調査研究
ヒアリング調査　事前照会票
【地域生活定着支援センター向け】

本調査は、地域生活定着支援センター向けの調査です。

- 本調査における調査票「地域生活定着支援センター票」（別添）に以前ご回答いただいた方に回答をお願いしています。
- 本事前照会票は、「Ⅰ共通質問」と「Ⅱ個別質問」の2つの項目から構成されています。
  「共通質問」はシートⅠ、「個別質問」はシートⅡにございます。それぞれご回答をお願いいたします。
- 回答欄の枠が足りない場合は、広げてご記入ください。
- 「高齢者」には、障害のある高齢者・障害の疑いのある高齢者も含めてください。

Ⅰ　共通質問

【共通質問-Q1】
同程度の状況である高齢受刑者について、受け入れ先の調整がスムーズにいった事例とスムーズにいかなかった事例の大きな違いを感じたことがありますか。その際、自治体や地域包括支援センターとの連携・協力等の有無は関係しますか。

【共通質問-Q2】
介護等の支援が必要な者について、介護サービス等の利用を拒否するなど本人にその意思がない場合、結果として介護サービス等につなげることができた事例で特に効果があると思うものはありますか。

【共通質問-Q3】
老人福祉法第5条の四（福祉の措置の実施者）に規定する「居住地」と「現在地」をいくつかの事例に則して明確にすることで、調整がスムーズにいくと思われますか。

【共通質問-Q4】
出所後の高齢受刑者等に関して、行政に養護老人ホーム等の入所措置を依頼する場合どのように依頼をされていますか。その際、措置の実施の検討にあたり、どのような情報を求められますか。

【共通質問-Q5】
刑務所の出所に向けて受入先を調整したが、難航した場合の対応の一つとして、一時的にショートステイを利用する事例はありますか。また、その他の対応がある場合は具体的に教えてください。

【共通質問-Q6①】
住民票がない、または身寄りがない等の出所後の高齢受刑者等の帰住先等の確保のため、結果として以下の対応をすることがありますか。（当てはまるものにプルダウンから○を選択、いくつでも）

	1．刑務所の所在地等で住民票を用意している。
	2．身元引受人として貴センターを登録している。
	3．緊急連絡先としての役割を引き受けている。
	4．市町村への入所措置の依頼にあたり、市内の利用が想定される社会資源について利用できないか確認をしている。

【共通質問-Q6②】
上記のほか、負担のかかる対応としてどのような対応をしていますか。(自由記述)

Ⅰ　個別質問

【個別質問-Q1】
以前ご回答いただいた、地域生活定着支援センター向け調査票Q14-1-1について、「過去5年間のうち、刑務所入所中に住民票が消除されていた対象者で、出所日までに援護の実施自治体が決定しなかった事例」のうち、特別調整の対象者で、65歳以上の者について、養護老人ホームへの措置を必要とする者3名、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者1名、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者1名の計４名について、それぞれの具体的な理由と経緯について教えてください。

【個別質問-Q2】
以前ご回答いただいた、地域生活定着支援センター向け調査票Q14-2-1について、「過去5年間のうち、援護の実施自治体が決まらないことで帰住先候補の施設より受入を拒否された事例」について、特別調整の対象者で、65歳以上の者で養護老人ホームへの措置を必要とする者1名について、その具体的な理由と経緯について教えてください。

【個別質問-Q3】
以前ご回答いただいた、地域生活定着支援センター向け調査票Q16-1-1について、過去５年間のうち、養護老人ホームに措置入所した者のうち、施設に繋ぐまでに難航した65歳未満の者3名について、その具体的な理由と経緯教えてください。

ご回答者様が以前の調査票にご回答された方と異なる場合、ご回答者様のご連絡先を教えてください。

連絡の取れる電話番号	
連絡の取れるメールアドレス	
ご担当者のご所属	
ご担当者の氏名	

こちらで設問はすべてです。ご協力いただき、ありがとうございました。

（2）地域生活定着支援センター 個別質問

② [redacted]地域生活定着支援センター

Ⅰ　個別質問

【個別質問-Q1】 以前ご回答いただいた、地域生活定着支援センター向け調査票Q14-2-1に関して、 「過去5年間のうち、援護の実施自治体が決まらないことで帰住先候補の施設より受入を拒否された事例」について、65歳以上の者で養護老人ホームへの措置を必要とする者2名、介護サービス（施設・住まい系サービス）を必要とする者7名、（若年性）認知症（傾向・疑い含む）のあった者2名の計10名について、拒否された具体的な理由と特にケースが多い事例など印象に残る事例の経緯について教えてください。	

ご回答者様が以前の調査票にご回答された方と異なる場合、ご回答者様のご連絡先を教えてください。

連絡の取れる電話番号	
連絡の取れるメールアドレス	
ご担当者のご所属	
ご担当者の氏名	

こちらで設問はすべてです。ご協力いただき、ありがとうございました。

令和2年度老人保健健康増進等事業
認知症がある高齢受刑者等の出所後の介護サービス等の受け入れ実態と福祉的支援の課題解決に関する調査研究
ヒアリング調査　事前照会票
【受入施設向け】

本調査は、受入施設向けの調査です。

- 本調査における調査票「受入施設票」(別添)に以前ご回答いただいた方に回答をお願いしています。
- 本事前照会票は、「Ⅰ共通質問」と「Ⅱ個別質問」の2つの項目から構成されています。
  「共通質問」はシートⅠ、「個別質問」はシートⅡにございます。それぞれご回答をお願いいたします。
- 回答欄の枠が足りない場合は、広げてご記入ください。

Ⅰ　共通質問

【共通質問-Q1】
受入施設の職員が持つ刑務所出所者に対する漠然とした不安があることから、受け入れに繋がらないケースもあるとの指摘もあるが、そのような不安の解消について工夫等はありますか。（自由記述）

【共通質問-Q2】
２）漠然とした不安の解消に向けて、職員向けの研修や教育をしていますか。特に、以下の観点からの研修や教育はありますか。あった場合はその事例について具体的に教えてください。（施設内研修、地域生活定着支援センターからの講師派遣、矯正施設への見学会などの観点から）（自由記述）

Ⅱのシートへ続きます

（4） 受入施設 個別質問

① 養護老人ホーム [redacted]

Ⅰ　個別質問

【個別質問-Q1】 以前ご回答いただいた、受入施設票Q12-1「刑務所を出所した者の受け入れに当たって課題と感じていること、あるいは、受け入れた後の対応の際に難しいと感じた経験があれば、教えてください。」について、 「入所に対し、ポジティブな情報は得られていたが、ネガティブな情報（本音）等をどこまで聞けていたかは疑問も残る。入所後は「自由」、「自分で考えて行動する」ことが一番難しいと話されていた事が印象的です。」 とご回答いただきましたが、特に本人の意思の確認や意思の尊重について、それらを引き出すための工夫や困難と感じることを具体的に教えてください。	

ご回答者様が以前の調査票にご回答された方と異なる場合、ご回答者様のご連絡先を教えてください。

連絡の取れる電話番号	
連絡の取れるメールアドレス	
ご担当者のご所属	
ご担当者の氏名	

こちらで設問はすべてです。ご協力いただき、ありがとうございました。

Ⅰ　個別質問

【個別質問-Q1】 以前ご回答いただいた、受入施設票Q12-1「刑務所を出所した者の受け入れに当たって課題と感じていること、あるいは、受け入れた後の対応の際に難しいと感じた経験があれば、教えてください。」について、 「入居後、ストレスを無くすために散歩を日課に入れたり、施設での役割を持っていただいたり、精神の手帳の交付を受け、就労支援Bへ通ったりして、本当にうまくいっていた。本人も機嫌良く過ごしていたのに、就Bからの無断外泊で全てがくずれた。人生で初めて給料をもらい、仕事のぐちをスタッフに話したり、仕事の内容も時給に合わせて自分で選択したり…本当に社会性のある生活を送っておられたのに。本当に残念でした。」 とご回答いただきましたが、特に就労B へ通うこととなったきっかけや、その支援について具体的に教えてください。

ご回答者様が以前の調査票にご回答された方と異なる場合、ご回答者様のご連絡先を教えてください。

連絡の取れる電話番号	
連絡の取れるメールアドレス	
ご担当者のご所属	
ご担当者の氏名	

こちらで設問はすべてです。ご協力いただき、ありがとうございました。

Ⅰ　個別質問

【個別質問-Q1】 以前ご回答いただいた、受入施設票Q10-2「出所後の高齢者の受入による貴事業所・施設にとっての好影響・効果があれば教えてください。」について、 「課題：出所後、地域で暮らすための住居の確保が難しい。その人が今までどう生きてきたのか、という背景を、本人と共に語り合う中で支援する私たちも感じること、考えること、教えられることがたくさんあります。今後は、＜福祉＞という枠をこえて、地域で当たり前に暮らすためのネットワークづくりが必要だと思っています。」 とご回答いただきましたが、特に地域で当たり前に暮らすためのネットワークづくりに際して取り組まれている支援や、それに際しての困難なことについて、具体的に教えてください。

ご回答者様が以前の調査票にご回答された方と異なる場合、ご回答者様のご連絡先を教えてください。

連絡の取れる電話番号	
連絡の取れるメールアドレス	
ご担当者のご所属	
ご担当者の氏名	

こちらで設問はすべてです。ご協力いただき、ありがとうございました。

令和2年度老人保健健康増進等事業
認知症がある高齢受刑者等の出所後の介護サービス等の受け入れ実態と福祉的支援の課題解決に関する調査研究
ヒアリング調査　事前照会票
【自治体向け】

本調査は、自治体向けの調査です。

- 本調査における調査票「自治体票」（別添）に以前ご回答いただいた方に回答をお願いしています。
- 本事前照会票は、「Ⅰ共通質問」と「Ⅱ個別質問」の2つの項目から構成されています。
  「共通質問」はシートⅠ、「個別質問」はシートⅡにございます。それぞれご回答をお願いいたします。
- 回答欄の枠が足りない場合は、広げてご記入ください。
- 設問中にある高齢受刑者等には、65歳以上の者のほか、主に若年認知症の方や、養護老人ホームへの措置では65歳未満の者であって特に必要があると認められるものを含みます。

Ⅰ　共通質問

【共通質問-Q1】
刑務所入所前の居住の事実の確認が出来ない場合を含め、住民票が不明又は明らかではない（職権消除により住民票はないが刑務所入所前の居住の事実の確認ができる場合を除く）場合に、保険者や措置実施先の決定にあたり他の自治体との調整等に苦慮する場合があると思われるが、障害福祉サービスのように、たとえば、逮捕地ルールのようなルール化をすることについてどのように考えますか。（自由記述）

【共通質問-Q2】
2）老人福祉法第5条の四（福祉の措置の実施者）に規定する「居住地」と「現在地」をいくつかの事例に則して明確にすることで、調整がスムーズにいくと思われますか。（自由記述）

【共通質問-Q3】
3）犯罪歴等により受入施設から敬遠されるケースは一定程度見込まれるが、受入が円滑に進むよう、受入にかかる施設の負担を踏まえ、補助金等の創設が必要と思われますか。また、効果があると思いますか。（自由記述）

【共通質問-Q4】
出所後の高齢受刑者に関して、措置入所を検討するにあたって、他の適切な地域生活定着支援センターへ調整の依頼をされる際、どのように依頼をされていますか。（自由記述）

【共通質問-Q5】
出所後の高齢受刑者等に関して、措置の実施にあたり、確認している事項としてあてはまるものを教えてください。
（当てはまるものにプルダウンから○を選択、いくつでも）

	1．貴市町村に住民票があるか、職権消除した実績があること
	2．過去又は現在の住民登録の有無にかかわらず、居住していた事実が確認できること
	3．要介護認定により非該当であること
	4．在宅生活介護保険施設等の利用を含め、他のサービス等の活用に至らないこと
	5．高齢受刑者本人の意向
	6．その他（　　）※下の欄に具体的な内容をご記載ください。
6. その他の具体的な内容	

【共通質問-Q5②】
出所後の高齢受刑者に限らず、一般的な養護老人ホームへの措置の検討にあたり、他市町村と調整が難航した事例があれば教えてください。※どのような点で難航したか簡潔に記載いただくことで構いません。　（自由記述）

Ⅱのシートへ続きます

Ⅰ　個別質問

【個別質問-Q1】 以前ご回答いただいた、自治体向け調査票Q3-3「この１年（平成31年４月１日から令和２年３月31日）の新規の要介護認定審査を受けた者」について、通常の場合と高齢受刑者にかかる申請日から認定の二次判定日までの平均期間の差は31.2日とご回答いただきました。 その中で、要介護認定の審査に期間を要した事例とその課題について教えてください。特に、刑務所が日常的な生活環境と異なるため審査結果が軽く判定されやすい等の理由がありましたか。また、そのような状況にならないように何らかの工夫をされていることはありますか。

ご回答者様が以前の調査票にご回答された方と異なる場合、ご回答者様のご連絡先を教えてください。

連絡の取れる電話番号	
連絡の取れるメールアドレス	
ご担当者のご所属	
ご担当者の氏名	

こちらで設問はすべてです。ご協力いただき、ありがとうございました。

令和2年度老人保健健康増進等事業
認知症がある高齢受刑者等の出所後の介護サービス等の受け入れ実態と福祉的支援の課題解決に関する調査研究
ヒアリング調査　事前照会票
【委員の皆様向け（地域生活定着支援センターについて）】

・ 回答欄の枠が足りない場合は、広げてご記入ください。
・ 「高齢者」には、障害のある高齢者・障害の疑いのある高齢者も含めてください。

Ⅰ　共通質問

【共通質問-Q1】
同程度の状況である高齢受刑者について、受け入れ先の調整がスムーズにいった事例とスムーズにいかなかった事例の大きな違いを感じたことがありますか。その際、自治体や地域包括支援センターとの連携・協力等の有無は関係しますか。

【共通質問-Q2】
介護等の支援が必要な者について、介護サービス等の利用を拒否するなど本人にその意思がない場合、結果として介護サービス等につなげることができた事例で特に効果があると思うものはありますか。

【共通質問-Q3】
老人福祉法第5条の四（福祉の措置の実施者）に規定する「居住地」と「現在地」をいくつかの事例に則して明確にすることで、調整がスムーズにいくと思われますか。

【共通質問-Q4】
出所後の高齢受刑者等に関して、行政に養護老人ホーム等の入所措置を依頼する場合どのように依頼をされていますか。その際、措置の実施の検討にあたり、どのような情報を求められますか。

【共通質問-Q5】
刑務所の出所に向けて受入先を調整したが、難航した場合の対応の一つとして、一時的にショートステイを利用する事例はありますか。また、その他の対応がある場合は具体的に教えてください。

【共通質問-Q6①】
住民票がない、または身寄りがない等の出所後の高齢受刑者等の帰住先等の確保のため、結果として以下の対応をすることがありますか。（当てはまるものにプルダウンから○を選択、いくつでも）

	1．刑務所の所在地等で住民票を用意している。
	2．身元引受人として貴センターを登録している。
	3．緊急連絡先としての役割を引き受けている。
	4．市町村への入所措置の依頼にあたり、市内の利用が想定される社会資源について利用できないか確認をしている。

【共通質問-Q6②】
上記のほか、負担のかかる対応としてどのような対応をしていますか。(自由記述)

受入施設票のシートへ続きます

令和2年度老人保健健康増進等事業

認知症がある高齢受刑者等の出所後の介護サービス等の受け入れ実態と福祉的支援の課題解決に関する調査研究

ヒアリング調査　事前照会票

【委員の皆様向け（受入施設について）】

・ 回答欄の枠が足りない場合は、広げてご記入ください。

Ⅰ　共通質問

【共通質問-Q1】
受入施設の職員が持つ刑務所出所者に対する漠然とした不安があることから、受け入れに繋がらないケースもあるとの指摘もあるが、そのような不安の解消について工夫等はありますか。（自由記述）

【共通質問-Q2】
２）漠然とした不安の解消に向けて、職員向けの研修や教育をしていますか。特に、以下の観点からの研修や教育はありますか。あった場合はその事例について具体的に教えてください。（施設内研修、地域生活定着支援センターからの講師派遣、矯正施設への見学会などの観点から）（自由記述）

自治体票のシートへ続きます

令和2年度老人保健健康増進等事業
認知症がある高齢受刑者等の出所後の介護サービス等の受け入れ実態と福祉的支援の課題解決に関する調査研究
ヒアリング調査　事前照会票
【委員の皆様向け（自治体について）】

・ 回答欄の枠が足りない場合は、広げてご記入ください。
・ 設問中にある高齢受刑者等には、65歳以上の者のほか、主に若年認知症の方や、養護老人ホームへの措置では65歳未満の者であって特に必要があると認められるものを含みます。

Ⅰ　共通質問

【共通質問-Q1】
刑務所入所前の居住の事実の確認が出来ない場合を含め、住民票が不明又は明らかではない（職権消除により住民票はないが刑務所入所前の居住の事実の確認ができる場合を除く）場合に、保険者や措置実施先の決定にあたり他の自治体との調整等に苦慮する場合があると思われるが、障害福祉サービスのように、たとえば、逮捕地ルールのようなルール化をすることについてどのように考えますか。（自由記述）

【共通質問-Q2】
2）老人福祉法第5条の四（福祉の措置の実施者）に規定する「居住地」と「現在地」をいくつかの事例に則して明確にすることで、調整がスムーズにいくと思われますか。（自由記述）

【共通質問-Q3】
3）犯罪歴等により受入施設から敬遠されるケースは一定程度見込まれるが、受入が円滑に進むよう、受入にかかる施設の負担を踏まえ、補助金等の創設が必要と思われますか。また、効果があると思いますか。（自由記述）

【共通質問-Q4】
出所後の高齢受刑者に関して、措置入所を検討するにあたって、他の適切な地域生活定着支援センターへ調整の依頼をされる際、どのように依頼をされていますか。（自由記述）

【共通質問-Q5】
出所後の高齢受刑者等に関して、措置の実施にあたり、確認している事項としてあてはまるものを教えてください。（当てはまるものにプルダウンから○を選択、いくつでも）

	1．貴市市町村に住民票があるか、職権消除した実績があること
	2．過去又は現在の住民登録の有無にかかわらず、居住していた事実が確認できること
	3．要介護認定により非該当であること
	4．在宅生活介護保険施設等の利用を含め、他のサービス等の活用に至らないこと
	5．高齢受刑者本人の意向
	6．その他（　　）　※下の欄に具体的な内容をご記載ください。
6．その他の具体的な内容	

【共通質問-Q5②】
出所後の高齢受刑者に限らず、一般的な養護老人ホームへの措置の検討にあたり、他市町村と調整が難航した事例があれば教えてください。※どのような点で難航したか簡潔に記載いただくことで構いません。　（自由記述）

こちらで設問はすべてです。ご協力いただき、ありがとうございました。

令和２年度老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業

認知症がある高齢受刑者等の出所後の介護サービス等の受け入れ実態と福祉的支援の課題解決に関する調査研究報告書

令和３年（2021 年）３月

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所
〒102-0093　東京都千代田区平河町 2-7-9　JA 共済ビル 10 階
TEL：03-5213-4171　　FAX：03-3221-7022